

宝塚市地域防災計画関連図書

資料・様式編

令和 8 年 1 月
宝 塚 市

1-1 宝塚市における災害の概要	3
1-1-1 平成7年～令和3年	3
1-1-2 平成7年阪神・淡路大震災	29
1-1-3 平成7年阪神・淡路大震災被害の総括	32
1-2 法規等に基づく危険区域等指定一覧表	36
1-2-1 水防区域	36
1-2-2 土砂災害警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域	37
1-2-2-1 土砂災害警戒区域	37
1-2-2-2 急傾斜地崩壊危険区域指定	49
1-2-3 山地災害危険地区	50
1-2-3-1 山腹崩壊危険地区一覧表	50
1-2-3-2 崩壊土砂流出危険地区一覧表	51
1-2-4 宅地造成等工事規制区域	52
1-2-5 宅地危険箇所一覧表	52
1-2-6 特に警戒を要するため池	53
1-2-7 孤立可能性のある集落一覧	54
1-3 市内の河川一覧表	55
1-4 洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内等の要配慮者利用施設等	55
1-5 表層地質図	68
1-6 気象概況	69
1-7 たからづか防災マップ	70
1-7-1 土砂災害警戒区域及び洪水浸水想定区域（計画規模降雨）	70
1-7-2 土砂災害警戒区域及び洪水浸水想定区域（想定最大規模規模降雨）	71
1-8 主な大規模事故災害	72
1-8-1 市内における既往の主な大規模事故災害等	72
1-8-2 県内における既往の主な大規模事故災害等	74
1-8-3 大規模事故災害等による被害と防災上留意すべき要素項目	76
2-1 宝塚市防災会議条例及び委員名簿	82
2-1-1 宝塚市防災会議条例	82
2-1-2 宝塚市防災会議運営規則	84
2-1-3 宝塚市防災会議委員名簿	86
2-2 宝塚市の自主防災体制	88
2-2-1 自主防災組織一覧表	88
2-2-2 宝塚市防災資器材交付要綱	89
2-2-3 自主防災組織規約及び防災計画モデル案	95
2-3 災害に強い都市の創造	100

2-3-1	市の公共下水道雨水施設	100
2-3-2	都市計画道路一覧表	101
2-3-3	都市計画道路網図	103
2-3-4	平成7年6月宝塚市震災復興計画の構成と概要	105
2-4	地域ステーション整備計画	106
2-5	年間実施する主な訓練	107
3-1	宝塚市災害対策本部	110
3-1-1	宝塚市災害対策本部条例	110
3-1-2	宝塚市災害対策本部設置要綱	111
3-1-3	宝塚市災害警戒本部設置要綱	129
3-1-4	災害対策（警戒）本部の標識・腕章等	133
3-1-5	市防災機関の事務又は業務の大綱及び市民・事業所の取るべき措置	134
3-2	令和7年度本部指揮所及び各現地連絡所班要員名簿	143
3-3	災害時における救援対策活動拠点設置予定校一覧	146
3-4	市保有車両一覧	147
3-5	市が保有する防災資機材及び倉庫	149
3-5-1	市が保有する水防資機材及び水防倉庫	149
3-5-2	市が保有する防災資機材及び防災倉庫	151
3-6	消防力等の現況	153
3-6-1	組織	153
3-6-2	消防施設整備状況	155
3-6-2-1	消防車両等配置現況	155
3-6-2-2	消防活動用器具配置状況表	156
3-6-2-3	消防水利施設	158
3-6-2-4	消防用有無線設備現況	159
3-7	消火薬剤等の保有量及び調達	160
3-7-1	消火薬剤等の保有量	160
3-7-2	消火薬剤の製造業者一覧表	160
3-8	消防署及び消防団における災害対策本部設置時の部隊編成	162
3-8-1	統括表	162
3-8-2	消防本部の編成	162
3-8-3	消防隊編成	163
3-9	災害時ボランティア制度	166
3-9-1	宝塚市退職者による災害時ボランティア制度	166
3-9-2	災害時のボランティア活動支援に関する協定書	168
3-9-3	災害時のボランティア支援に関する協定書	170
3-9-4	災害時の旅行手配及びボランティア協力に関する協定書	172
3-10	各部が所管する市施設等の一覧	174

4-1	官公庁等災害対策関係機関災害時連絡先	177
4-2	気象庁震度階級関連解説表	179
4-3	気象情報の種類と発表基準及び気象観測機器配置状況	181
4-3-1	気象情報の種類と発表基準	181
4-3-2	気象観測機器配置状況	191
4-3-2-1	気象観測機器	191
4-3-2-2	地震観測機器	192
4-3-2-3	雨量計集中監視システム	192
4-3-2-4	監視雨量計集中監視システム	192
4-3-3	土砂災害警戒区域（急傾斜地崩壊及び土石流）における危険区域・危険宅地その他の土砂災害危険箇所の警戒のめやす	194
4-4	災害情報の収集、報告	195
4-4-1	被害認定基準	195
4-4-2	被害推定のための手掛かりとなる情報の事例	197
4-4-3	県（災害対策本部）への報告系統	198
4-4-4	県（災害対策本部）への報告区分	199
4-5	災害時の広報	200
4-5-1	広報活動の実施要領	200
4-5-2	水災警戒時の広報文例	203
4-5-3	災害発生時の広報文例	204
4-5-4	復旧時の広報文例	214
4-6	災害時における放送要請に関する協定締結報道機関	218
4-6-1	災害時における放送要請に関する協定締結報道機関	218
4-6-2	「防災情報の提供と放送に関する覚書」の締結について	219
4-6-3	「災害緊急放送の実施に関する協定書」の締結について	221
4-6-4	「災害時の緊急放送における協定」の締結について	228
4-6-5	災害に係る情報発信等に関する協定	231
5-1	厚生労働省防災業務計画に定める災害応急対策の重点事項	236
5-2	消防相互応援に関する協定書	238
5-2-1	兵庫県広域消防相互応援協定	238
5-2-2	兵庫県広域消防相互応援覚書	241
5-2-3	消防相互応援に関する覚書（7市1町）	259
5-2-4	伊丹市・宝塚市・川西市・猪名川町消防相互応援協定書	263
5-2-5	伊丹市・宝塚市・川西市・猪名川町消防相互応援覚書	264
5-2-6	伊丹市・宝塚市・川西市・猪名川町・消防相互応援覚書に基づく救急応援出動実施細目	275
5-2-7	宝塚市、川西市及び猪名川町における消防の連携・協力に関する協定書	276
5-2-8	宝塚市、川西市及び猪名川町における消防の連携・協力に関する協定に基づく相互応援（建物火災）に関する覚書	278
5-2-9	宝塚市、川西市及び猪名川町における消防の連携・協力に関する協定に基づく相互応援（救急）に関する覚書	285
5-2-10	中国道のうち兵庫県の区域における消防相互応援に関する協定	294

5-2-11	中国道のうち兵庫県の区域における消防相互応援に基づく覚書	300
5-2-12	中国道における消防及び救急等の業務に関する覚書	303
5-2-13	近畿自動車道名古屋神戸線（新名神高速道路）のうち兵庫県の区域における消防相互応援協定	304
5-2-14	近畿自動車道名古屋神戸線（新名神高速道路）のうち兵庫県の区域における消防相互応援協定に基づく覚書	308
5-2-15	近畿自動車道名古屋神戸線（新名神高速道路）のうち兵庫県の区域における消防及び救急等の業務に関する覚書	311
5-2-16	縦貫道路茨木市・宝塚IC巻における消防相互応援に関する協定書	313
5-2-17	縦貫道路茨木市・宝塚IC間消防相互応援協定に基づく覚書	314
5-2-18	大阪国際空港周辺都市航空機災害消防相互応援協定	317
5-2-19	大阪国際空港周辺都市航空機災害消防相互応援協定に基づく覚書	319
5-2-20	兵庫県大規模特殊災害時における広域消防航空応援実施要領	320
5-2-21	兵庫県大規模特殊災害時における広域消防航空応援実施細目	322
5-2-22	神戸市・宝塚市消防相互応援協定書	324
5-2-23	神戸市・宝塚市消防相互応援覚書	327
5-3	災害時における相互応援協定	330
5-3-1	災害応急対策活動の相互応援に関する協定書	330
5-3-2	災害応急対策活動の相互応援に関する協定実施細目	332
5-3-3	災害時における相互応援協定	340
5-3-4	災害時における相互応援協定に関する実施細目	342
5-3-5	フラワー都市交流連絡協議会災害時相互応援に関する協定書	344
5-3-6	施行時特例市市長会災害時相互応援に関する協定書	346
5-3-7	兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定	349
5-3-8	広域自治体相互間の災害時応援協定	268
5-4	災害時の応援に関する申し合わせ（対近畿地方整備局）	274
5-5	ヘリコプターによる応援受入体制	276
5-5-1	ヘリコプター臨時離着陸場適地一覧	276
5-5-2	ヘリコプターの受入要領	277
5-5-3	県防災ヘリコプター運航要請に関する事項	279
5-5-3-1	兵庫県消防防災ヘリコプター運航管理要綱	279
5-5-3-2	兵庫県消防防災ヘリコプター緊急運航要領	289
5-5-3-3	消防防災ヘリコプター緊急運行要請フロー	298
5-5-3-4	兵庫県消防防災ヘリの市町防災訓練参加に関する取扱要領	300
5-5-3-5	兵庫県消防防災ヘリコプター応援要綱	301
5-6	緊急通行車両確認のための標示・標章	302
5-7	交通規制実施内容	303
5-8	緊急輸送路	306
5-8-1	市計画に基づく指定緊急輸送路一覧	306
5-8-2	指定緊急輸送路位置図	307
6-1	医療救護対策に関する事項	312

6-1-1	災害時の収容医療機関等	312
6-1-2	市内薬局薬店一覧表	321
6-1-3	大規模災害時に需要が見込まれる医薬品等	327
6-1-4	宝塚市地域防災計画に基づく災害時医療救護体制の確立に関する協定書	331
6-1-5	兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援協力に関する協定	338
6-1-6	兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援協力に関する協定実施細目	340
6-1-7	救急告示病院一覧	344
6-1-8	トリアージ・タッグ	344
6-2	避難・救出対策、支援協力等に関する事項	345
6-2-1	警戒区域の設定権限者	345
6-2-2	避難所等	346
6-2-2-1	指定避難所等	346
6-2-2-2	避難地	351
6-2-2-3	指定緊急避難場所、自主避難場所	354
6-2-2-4	届出避難所	356
6-2-2-5	末広中央公園概要	358
6-2-2-6	川西市学校施設の避難所利用に関する事項	359
6-2-2-7	災害時における避難者の受け入れに関する覚書	361
6-2-2-8	災害時における避難所開設に関する覚書	365
6-2-2-9	災害発生時における避難所開設に関する協定書	367
6-2-2-10	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	369
6-2-2-11	宝塚市福祉避難所の指定、開設及び管理運営に関する協定書	371
6-2-2-12	高齢者・障害(がい)者等の避難行動の特徴と配慮したい項目	373
6-2-3	避難情報発令の実施責任者	375
6-2-4	避難所等の開設時の留意事項	376
6-2-5	避難所等の運営上の留意事項	378
6-2-6	要配慮者等救援対策の概要	379
6-2-7	市内の主な観光・集客施設等とその付近の避難所等	384
6-2-8	土砂災害及び水害危険区域における避難所等収容計画	385
6-2-9	災害時における応急対策業務に関する協定書(県建設業協会)	392
6-2-10	安倉地区福祉エリア防災相互応援協定	395
6-2-10-1	安倉地区福祉エリア防災相互応援協定	395
6-2-10-2	安倉地区福祉エリア防災相互応援要綱	397
6-2-11	ペット避難等の災害時支援協力に関する協定	399
6-2-12	原子力災害発生時における広域避難受け入れ	401
6-2-13	地域防災計画に係る補足マニュアル(原子力災害編)	403
6-2-14	災害時における支援協力に関する協定	405
6-2-14-1	災害時における相互協力に関する協定書(宝塚郵便局)	405
6-2-14-2	災害時における相互協力に関する協定書 用語解説	407
6-2-14-3	災害時支援協力に関する協定(宝塚市ゴルフ場協議会)	408
6-2-14-4	災害時における応急対策業務に関する協定書(社団法人兵庫県建設業協会宝塚支部ほか)	410
6-2-14-5	災害救助犬の出動に関する協定書(特定非営利活動法人日本レスキュー協会)	412
6-2-14-6	災害時における応急対策業務(放置車両排除)に関する協定書(有限会社ナカムラ)	

オートほか)	4 1 4
6-2-14-7 宝塚市大規模災害時における隊友会の協力に関する協定書	4 1 7
6-2-14-8 災害時における緊急車両等の応急整備等の支援協力に関する協定（兵庫県自動車整備振興会阪神支部）	4 2 0
6-2-14-9 災害時における無人航空機における無償協力に関する協定（ABCステンレス株式会社ほか）	4 2 2
6-2-14-10 災害時のタクシーにおける輸送業務等に関する協定書	4 3 0
6-2-14-11 災害時における電動車両等の支援に関する協定書	4 3 2
6-2-14-12 災害時における電気自動車からの電力供給に関する協定	4 3 5
6-2-15 包括連携協定	4 3 9
6-2-15-1 宝塚市と大塚製薬株式会社との包括連携協定書	4 3 9
6-2-15-2 宝塚市と総合警備保障株式会社との包括連携協定書	4 4 1
6-2-15-3 宝塚市と生活協同組合コープこうべとの包括連携協定書	4 4 3
6-2-15-4 宝塚市とネットヨタ神戸株式会社との包括連携協定書	4 4 5
6-2-15-5 宝塚市と三井住友海上火災保険株式会社との包括連携協定書	4 4 7
6-2-15-6 宝塚市とエイチ・ツー・オー リテイリング株式会社との包括連携協定書	4 5 0
6-2-15-7 宝塚市と阪急阪神ホールディングス株式会社との包括連携協定書	4 5 2
6-2-15-8 宝塚市と大阪ガス株式会社との包括連携協定書	4 5 4
6-2-15-9 宝塚市と武庫川女子大学との包括連携に関する協定書	4 5 6
6-2-15-10 宝塚市とTOA株式会社との包括連携協定書	4 5 7
6-2-15-11 宝塚市と新明和工業株式会社との包括連携協定書	4 5 9
6-2-15-12 宝塚市と尼崎信用金庫との包括連携協定書	4 6 1
6-2-15-13 宝塚市と株式会社ティップネスとの包括連携協定書	4 6 3
6-3-1 下水道復旧方針	4 6 5
6-3-2 ごみ処理施設の現況	4 6 7
6-3-3 感染症対策用薬剤所要量の算出方法	4 6 7
6-3-4 兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定	4 6 8
6-3-5 災害時の廃棄物処理に関する応援協定	4 7 1
6-3-6 災害時における浄化槽の復旧活動等に関する応援協定書	4 7 4
6-3-7 阪神淡路大震災時の災害廃棄物処理事業フロー（参考）	4 7 6
6-4 応急給水対策等に関する事項	4 7 7
6-4-1 市上下水道局災害応急対策計画	4 7 7
6-4-2 応急給水栓設置計画	4 7 9
6-4-3 応急給水用資機材及び応急給水源	4 8 8
6-4-4 災害発生時日本水道協会関西地方支部内相互応援に関する協定	4 9 0
6-4-5 兵庫県水道災害相互応援に関する協定	4 9 6
6-4-6 災害等緊急時における水道業務の相互応援に関する協定	5 0 0
6-4-7 災害時における復旧支援協力に関する協定	5 0 2
6-4-8 災害時における応急対策業務に関する協定書に係る確認書	5 1 4
6-4-9 災害時における災害復旧に係る支援業務に関する協定	5 1 6
6-5 大阪ガスネットワークにおける応急対策	5 2 0
6-6 「災害用伝言ダイヤル（171）」及び「災害用伝言板（WEB171）」を利用した安否確認	5 2 1
6-7 食品等物資供給対策に関する事項	5 2 3

6-7-1 備蓄倉庫・備蓄物資	523
6-7-1-1 備蓄倉庫一覧	523
6-7-1-2 食糧等備蓄物資の現況	524
6-7-2 協力依頼先となる団体等一覧	525
6-7-3 生活物資確保に関する協定	527
6-7-3-1 緊急時における生活物資確保に関する協定	527
6-7-3-2 災害時における生活物資確保に関する協定	529
6-7-3-3 災害時における（米穀、米飯、パン、牛乳等）調達に関する協定	531
6-7-3-4 緊急時における物資供給及び防災活動への協力に関する協定	533
6-7-3-5 災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定	536
6-7-3-6 災害時における資材・商品・施設等の支援協力に関する協定	539
6-7-3-7 災害時における商品供給等及び防災啓発活動への協力に関する協定	541
6-7-3-8 避難所運営及び災害応急対策等のための資機材レンタルに関する協定	545
6-7-3-9 災害時における量の提供に関する協定	548
6-7-3-10 災害時における飲料水等の提供協力に関する協定	550
6-7-3-11 災害時における物資の供給に関する協定書	553
6-7-3-12 災害時における物資の供給に関する協定書	555
6-7-3-13 災害時における物資の供給に関する協定書	557
6-7-3-14 災害時における物資の供給に関する協定書	559
6-7-4 災害時における燃料等供給に関する協定	561
6-7-5 災害時における輸送の協力に関する協定	563
6-7-5-1 日本通運株式会社伊丹川西支店他2社	563
6-7-5-2 ヤマト運輸株式会社リテール事業本部阪神主管支店	565
6-7-6 災害時における応急対策用資機材等の供給協力に関する協定	568
6-7-7 災害時における支援協力に関する協定書（セッツカートン株式会社）	570
6-7-8 災害時における地図製品等の供給等に関する協定書（株式会社ゼンリン）	572
6-7-9 災害時におけるLPガス等の供給に関する協定書（一般社団法人兵庫県LPガス協会北摂支部）	577
6-8 災害時住宅供給対策に関する事項	581
6-8-1 応急仮設住宅建設予定地一覧	581
6-8-2 市内建設業者一覧	582
6-8-3 県地域防災計画に基づく災害公営住宅に関する事項	585
6-8-4 宝塚市被災建築物応急危険度判定要綱	587
6-8-5 被災建築物応急危険度判定業務マニュアル実施本部宝塚市版	589
6-8-6 仮設住宅に関する留意事項	594
6-8-7 兵庫県被災宅地危険度判定実施要綱	597
6-8-8 被災宅地危険度判定実施マニュアル（宝塚市）	601
6-9 教育・文化対策に関する事項	607
6-9-1 宝塚市教育委員会災害対策要綱	607
6-9-2 市内の指定文化財	610
6-9-3 学校長等の災害発生初期の緊急措置	613
6-9-4 学校長等の避難所等の開設期間中に必要な措置	615
6-9-5 応急教育内容	616
6-9-6 児童・生徒の「こころのケア」対策上のポイント	617

6-10	その他生活救援対策全般及び財源確保に関する事項	618
6-10-1	災害救助基準	618
6-10-2	宝塚市被災者救援措置規則	625
6-10-3	宝塚市災害弔慰金の支給等に関する条例	628
6-10-3-1	宝塚市災害弔慰金の支給等に関する条例	628
6-10-3-2	宝塚市災害弔慰金の支給等に関する規則	634
6-10-3-3	宝塚市条例に基づく災害弔慰金等の支給内容	640
6-10-4	激甚災害指定基準・局地激甚災害指定基準	641
6-10-4-1	激甚災害指定基準	641
6-10-4-2	局地激甚災害指定基準	643
6-10-4-3	激甚災害に係わる財政援助措置の対象及び激甚法に定める事業	644
6-10-5	県による災害援護金等（災害援護金、死亡見舞金）の支給内容	645
6-10-6	宝塚市被災者救援措置規則による災害見舞金及び死亡弔慰金の支給内容	646
6-10-7	災害援護資金・生活福祉資金の内容	647
6-10-8	災害復興住宅資金、兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）の内容	649
6-10-9	農林水産業関係支援対策	651
6-10-10	商工業及び観光関係対策	652
6-10-11	被災者生活再建支援制度	653
6-10-12	災害時の行政書士業務における被災者支援協力に関する協定書	655
6-10-13	災害時における連携協力に関する協定書（兵庫県弁護士会）	658
6-10-14	損害調査結果の提供及び利用に関する覚書	661
6-10-15	災害時における被災者相談業務の実施に関する協定書	663
6-10-16	災害時における健康プログラムの実施に関する協定	666
7-1	職員動員に関する様式	670
7-1-1	令和 年度宝塚市災害対策本部災対 部配備体制及び連絡網図	670
7-1-2	職員参集（予定・報告）表	671
7-2	自衛隊の災害派遣要請に関する様式	672
7-2-1	派遣要請依頼書	672
7-2-2	撤収要請依頼書	673
7-3	報告等様式	674
7-3-1	受・発信用紙	674
7-3-2	様式第1号〔災害情報報告及び対策処理表〕	676
7-3-3	火災災害即報要領様式	677
7-3-4	第4号様式〔災害対策従事者名簿〕	691
7-3-5	第5号様式〔災害対策活動実施状況報告〕	692
7-3-6	第6号様式〔避難状況即報〕	693
7-3-7	第7号様式〔避難所・救護所収容状況即報〕	694
7-3-8	第8号様式〔救援物資等給与状況〕	695
7-3-9	第9号様式〔物資経理状況〕	696
7-3-10	第10号様式〔災害・事故 通行規制報告〕	697
7-4	調査票及び罹災証明書様式	699
7-4-1	罹災証明書	699

7-4-2 宝塚市罹災・被災証明交付申請書	700
7-5 緊急通行車両確認証明書の様式	701
7-6 応急医療救護に関する様式	702
7-6-1 医療救護班診療記録	702
7-6-2 医療救護班医療衛生材料使用簿	703
7-6-3 医療救護班の編成及び活動記録（集計報告）	704
7-6-4 医薬品衛生材料受け払い簿	705
7-6-5 病院診療所医療実施状況	706
7-6-6 助産台帳	707
7-7 避難所運営のための様式	708
7-7-1 避難者カード	708
7-7-2 避難者名簿（避難所入所記録簿 市民用）	710
7-7-3 避難者名簿（避難所収容記録簿 市民以外用）	711
7-7-4 物品の受け払い簿の書式	712
7-7-5 職員避難所勤務状況に関する書式	713
7-7-6 避難所日誌の書式	714
7-8 義援金領収書の様式	715
7-9 死体処理に伴う様式	716
7-9-1 行方不明者等受付簿	716
7-9-2 死体調書	717
7-9-3 氏名札	718
7-9-4 災害死体送付票	718
7-9-5 死体処理票	719
7-9-6 遺留品処理票	720
7-9-7 死体搜索状況記録簿	721
7-9-8 死体処理台帳	722
7-9-9 埋葬台帳	723

第1部 地域としての災害危険性

第2部 市民参加による防災まちづくり

第3部 市の非常時組織及び車両・資機材等

第4部 発災後の対応を中心とした情報連絡体制

第5部 相互協力・広域応援受入体制

第6部 個別対策項目別関係資料

第7部 様式

第 1 部 地域としての災害危険性

1-1 宝塚市における災害の概要

1-1-1 平成7年～令和3年

年	年月日	原因	気象観測値	被害状況	水防・災対本部設置状況
H07	5月1日 ～2日	前線による大雨洪水注意報発表のため	総降水量 46.5mm 時間最大雨量 7.0mm	道路法面崩壊 1箇所 ・月見山2丁目 道路不通 1箇所 ・月見山2丁目 宅地石積 1箇所 ・仁川旭ガ丘	水防本部設置 指令1号 発令 5月1日 17時00分 解除 5月2日 00時30分
	5月12日	前線による大雨洪水警報発表のため	総降水量 117.5mm 時間最大雨量 14.0mm	床下浸水 9戸 ・安倉西2丁目 道路法面崩壊 2箇所 ・長寿ガ丘・中山桜台1丁目 道路不通 1箇所 ・中山桜台1丁目 河川護岸崩壊 1箇所 ・仁川団地	水防本部設置 指令1号 発令 5月12日 4時30分 解除 5月12日 19時30分
	5月15日	前線による大雨洪水警報発表のため	総降水量 66.5mm 時間最大雨量 4.5mm (降水値は5月14日 5時～15日23時)	被害なし	水防本部設置 指令1号 発令 5月15日 4時15分 解除 5月15日 17時00分
	7月3日 ～6日	前線による大雨洪水警報発表のため	総降水量 192.5mm 時間最大雨量 17.0mm	被害なし	水防本部設置 指令1号 発令 7月3日 13時15分 解除 7月6日 16時30分
H08	6月18日	前線による暴風波浪警報発表のため		道路不通 3箇所(倒木の為) ・御殿山3丁目・境野・平井山荘	
	8月14日 ～15日	台風12号による暴風波浪大雨洪水警報発表のため	総降水量 42.0mm 時間最大雨量 12.5mm	家屋一部損壊 2箇所 ・小林4丁目・中筋2丁目 道路冠水 1箇所 ・向月町	水防本部設置 指令1号 発令 8月14日 21時20分 解除 8月15日 2時00分
	8月28日 ～29日	前線による大雨洪水警報発表のため	総降水量 86.0mm 時間最大雨量 11.0mm (降水値は8月27日 2時～29日17時)	道路冠水 1箇所 ・武田尾	水防本部設置 指令1号 発令 8月28日 8時40分 解除 8月29日 8時00分
H09	1月22日	県南部の大雪警報発表のため		通行止 1箇所(凍結の為) ・中筋山手5丁目～ 中山桜台6丁目間	
	6月19日	台風7号による暴風警報発表のため	総降水量 7.5mm 時間最大雨量 1.0mm	被害なし	水防本部設置 指令1号 発令 6月19日 23時00分 解除 6月20日 9時00分
	6月28日	台風8号による暴風波浪警報発表のため	総降水量 29.0mm 時間最大雨量 14.0mm	被害なし	水防本部設置 指令1号 発令 6月28日 16時00分 解除 6月28日 23時50分

第1部 地域としての災害危険性

年	年月日	原因	気象観測値	被害状況	水防・災対本部設置状況
H09	7月13日 ～14日	梅雨前線による大雨洪水警報発表のため	総降水量 124.0mm 時間最大雨量 65.0mm	死者 4人 家屋全壊 1戸 ・花屋敷つつじガ丘 床上浸水 8戸 ・南ひばりガ丘3丁目一帯 床下浸水 64戸 ・小林3丁目一帯(6戸)・谷口町一帯(30戸)・仁川旭が丘(10戸)・仁川月見が丘(1戸)・仁川高台1丁目一帯(5戸)・未成町一帯(6戸)・高司5丁目一帯(5戸)・安倉西2丁目(1戸) 山がけ崩れ 2箇所 ・花屋敷つつじガ丘・花屋敷荘園	水防本部設置 指令1号 発令 7月13日 6時40分 解除 7月14日 9時00分 指令2号 発令 7月13日 10時40分 解除 7月13日 20時00分 災害対策本部設置 発令 7月13日 11時15分 解除 7月13日 19時00分
	7月17日 ～18日	梅雨前線による大雨洪水警報発表のため	総降水量 62.0mm 時間最大雨量 35.0mm	床下浸水 3戸 ・向月町・鶴の荘・逆瀬川2丁目	水防本部設置 指令1号 発令 7月17日 16時20分 解除 7月18日 9時00分
	7月26日 ～28日 (2回設置)	台風9号による暴風波浪大雨洪水警報発表のため	総降水量 84.0mm 時間最大雨量 5.5mm	被害なし	水防本部設置 指令1号(1回目) 発令 7月26日 4時30分 解除 7月27日 17時00分 指令1号(2回目) 発令 7月28日 8時40分 解除 7月28日 23時00分 災害対策本部設置 発令 7月26日 18時35分 解除 7月27日 8時00分
	8月5日	前線による大雨洪水警報発表のため	総降水量 30.5mm 時間最大雨量 22.0mm	床上浸水 1戸 ・湯本町 床下浸水 7戸 ・梅野町(1戸)・南口1丁目(3戸)・向月町(1戸)・仁川旭が丘(2戸) 道路冠水 1箇所 ・向月町一帯	水防本部設置 指令1号 発令 8月5日 9時00分 解除 8月5日 22時30分
	8月7日	前線による大雨洪水警報発表のため	総降水量 52.0mm 時間最大雨量 35.5mm	床下浸水 43戸 ・小林5丁目一帯(2戸)・未成町(1戸)・梅野町(1戸)・御殿山2丁目一帯(3戸)・小浜3丁目一帯(2戸)・口谷東1丁目一帯(19戸)・南ひばりが丘1丁目一帯(11戸)・雲雀丘1丁目一帯(4戸) 道路冠水 4箇所 ・向月町一帯・小浜3丁目一帯・雲雀丘2丁目一帯・武田尾一帯 山がけ崩れ 2箇所 ・長尾台・花屋敷荘園	水防本部設置 指令1号 発令 8月7日 3時00分 解除 8月7日 16時00分
	9月8日	秋雨前線による大雨雷洪水警報発表のため	総降水量 68.0mm 時間最大雨量 30.0mm	床下浸水 1戸 ・安倉南2丁目 道路冠水 3箇所 ・野上4丁目一帯・仁川高台1丁目一帯・南ひばりガ丘3丁目	水防本部設置 指令1号 発令 9月8日 2時50分 解除 9月8日 8時45分
	9月13日	秋雨前線による大雨洪水警報発表のため		被害なし	水防本部設置 指令1号 発令 9月13日 16時45分 解除 9月13日 18時30分
	9月16日 ～17日	台風19号による大雨洪水警報発表のため	総降水量 93.0mm 時間最大雨量 30.0mm	被害なし	水防本部設置 指令1号 発令 9月16日 17時00分 解除 9月17日 9時00分

第 1 部 地域としての災害危険性

年	年月日	原因	気象観測値	被害状況	水防・災対本部設置状況
H09	11月26日	秋雨前線による大雨洪水波浪暴風警報発表のため	総降水量 60.0mm 時間最大雨量 16.0mm	被害なし	水防本部設置 指令1号 発令 11月26日16時40分 解除 11月26日23時25分
H10	7月2日	前線による大雨洪水警報発表のため	総降水量 14.0mm 時間最大雨量 8.5mm	被害なし	水防本部設置 指令1号 発令 7月2日17時35分 解除 7月2日19時40分
	7月29日	前線による大雨洪水雷警報発表のため	総降水量 6.0mm 時間最大雨量 2.5mm	被害なし	水防本部設置 指令1号 発令 7月29日17時25分 解除 7月29日19時20分
	8月6日	前線による大雨洪水警報発表のため	総降水量 15.5mm 時間最大雨量 15.5mm	被害なし	水防本部設置 指令1号 発令 8月6日16時25分 解除 8月6日17時40分
	8月7日	前線による大雨洪水警報発表のため	総降水量 20.5mm 時間最大雨量 9.5mm	被害なし	水防本部設置 指令1号 発令 8月7日14時35分 解除 8月7日15時20分
	8月12日	前線による大雨洪水警報発表のため		被害なし	水防本部設置 指令1号 発令 8月12日14時30分 解除 8月12日16時30分
	8月25日	前線による大雨洪水警報発表のため	総降水量 25.0mm 時間最大雨量 21.0mm	被害なし	水防本部設置 指令1号 発令 8月25日18時50分 解除 8月25日20時30分
	9月22日	台風7号による大雨洪水暴風警報発表のため	総降水量 102.5mm 時間最大雨量 32.0mm 最大風速 30.8m/s	道路通行止 1件 ・栄町3丁目地内(国道176号) 家屋停電 200世帯 ・栄町3丁目一帯	水防本部設置 指令1号 発令 9月22日11時10分 解除 9月22日20時35分 指令2号 発令 9月22日14時30分 解除 9月22日20時15分
	9月24日	秋雨前線による大雨洪水警報発表のため	総降水量 69.5mm 時間最大雨量 45.5mm	道路冠水 3箇所 ・仁川旭ガ丘一帯 ・末広町一帯 ・向月町一帯	水防本部設置 指令1号 発令 9月24日6時50分 解除 9月24日14時00分
	10月15日	秋雨前線による大雨洪水警報発表のため	総降水量 41.5mm 時間最大雨量 18.0mm	被害なし	水防本部設置 指令1号 発令 10月15日8時30分 解除 10月15日17時15分
	10月17日～18日	台風10号による暴風大雨波浪高潮洪水警報発表のため	総降水量 167.5mm 時間最大雨量 33.0mm (降雨値は10月16日8時～18日2時)	道路冠水 2箇所 ・向月町一帯 ・鶴の荘一帯	水防本部設置 指令1号 発令 10月17日9時30分 解除 10月18日11時30分 指令2号 発令 10月17日16時15分 解除 10月18日11時00分
H11	6月27日	梅雨前線による大雨洪水警報発表のため	総降水量 121.5mm 時間最大雨量 29.5mm	被害無し	水防本部設置 指令1号 発令 6月27日7時30分 解除 6月27日14時00分

第1部 地域としての災害危険性

年	年月日	原因	気象観測値	被害状況	水防・災対本部設置状況
H11	6月29日 ～30日	梅雨前線による大雨洪水警報発表のため	総降水量 199.0mm 時間最大雨量 37.5mm	家屋一部損壊 2戸 ・仁川月見が丘・切畑字長尾山 床上浸水 5戸 ・武田尾 床下浸水 9戸 ・福井町(1戸)・武田尾(8戸) 道路冠水 9箇所 ・野上2,4丁目一帯(2箇所)・仁川旭が丘一帯(1箇所)・川面2,3,5丁目一帯(3箇所)・旭町2丁目一帯(1箇所)・中山台1丁目一帯(1箇所)・山本南3丁目一帯(1箇所) 河川護岸崩壊 3箇所 ・安倉南4丁目(天王寺川) ・栄町2丁目(武庫川) ・中州2丁目(武庫川) 山がけ崩れ 9箇所 ・仁川高丸1丁目・清荒神5丁目・花屋敷荘園2丁目・ふじが丘・切畑字長尾山・下佐曾利・大原野・玉瀬(2箇所) 宅地石積崩壊 5箇所 ・仁川団地・花屋敷荘園1丁目・雲雀丘3丁目・花屋敷つつじが丘・切畑字長尾山	水防本部設置 指令1号 発令 6月29日 11時45分 解除 6月30日 9時30分 指令2号 発令 6月29日 18時00分 解除 6月29日 19時10分 指令3号 発令 6月29日 19時10分 解除 6月30日 4時30分 災対本部設置 発令 6月29日 20時00分 解除 6月30日 9時35分
	9月7日 ～8日 (2回設置)	秋雨前線による大雨洪水警報発表のため	総降水量 87.5mm 時間最大雨量 36.5mm	被害なし	水防本部設置 指令1号(1回目) 発令 9月7日 6時40分 解除 9月7日 15時05分 指令1号(2回目) 発令 9月7日 23時10分 解除 9月8日 1時45分
	9月15日	台風16号による大雨洪水警報発表のため	総降水量 69.5mm 時間最大雨量 25.0mm	道路陥没 1箇所 (水道管、ガス管、下水道管破損) ・伊子志2丁目 道路冠水 2箇所 ・向月町一帯 ・南口2丁目一帯	水防本部設置 指令1号 発令 9月15日 6時25分 解除 9月15日 14時10分 指令2号 発令 9月15日 8時40分 解除 9月15日 13時10分
	9月17日	秋雨前線による大雨洪水警報発表のため	総降水量 95.5mm 時間最大雨量 48.5mm	床下浸水 1箇所 ・南ひばりガ丘3丁目 道路冠水 5箇所 ・小林2丁目一帯・向月町一帯・小浜3丁目一帯・山本南3丁目・切畑字堂山	水防本部設置 指令1号 発令 9月17日 19時25分 解除 9月17日 21時30分
	9月21日	秋雨前線による大雨洪水警報発表のため	総降水量 10.0mm 時間最大雨量 4.0mm	被害なし	水防本部設置 指令1号 発令 9月21日 4時25分 解除 9月21日 6時30分
	9月22日	秋雨前線による大雨洪水警報発表のため	総降水量 54.0mm 時間最大雨量 17.0mm	被害なし	水防本部設置 指令1号 発令 9月22日 15時25分 解除 9月22日 18時00分
	9月24日	台風18号による暴風波浪高潮警報発表のため	総降水量 2.0mm	被害なし	水防本部設置 指令1号 発令 9月24日 10時00分 解除 9月24日 17時30分
H12	8月7日	前線による大雨洪水警報発表のため	総降水量 13.0mm 時間最大雨量 7.5mm	被害なし	水防本部設置 指令1号 発令 8月7日 18時45分 解除 8月7日 19時00分

第1部 地域としての災害危険性

年	年月日	原因	気象観測値	被害状況	水防・災対本部設置状況
	8月17日	前線による大雨洪水警報発表のため		被害なし	水防本部設置 指令1号 発令 8月17日18時00分 解除 8月17日19時15分
	9月11日 ～12日 (2回設置)	台風14号及び秋雨前線による大雨洪水注意報発表のため	総降水量 171.0mm 時間最大雨量 23.0mm	道路陥没 1箇所 ・千種1丁目 公園法面の落石 ・月見山2丁目	水防本部設置 指令1号(1回目) 発令 9月11日17時40分 解除 9月11日20時15分 指令1号(2回目) 発令 9月12日4時20分 解除 9月12日10時20分
	10月6日	鳥取県西部地震による関連のため	震源地:鳥取県西部深さ11Km 震源規模M7.3 震度 6強	県南東部 : 震度4 本庁舎震度計: 震度3.4 被害なし	水防本部設置 指令1号 発令 10月6日13時35分 解除 10月6日17時20分
	10月9日	秋雨前線による大雨洪水警報発表のため	総降水量 39.0mm 時間最大雨量 10.5mm	被害なし	水防本部設置 指令1号 発令 10月9日13時30分 解除 10月9日17時00分
	11月2日 (2回設置)	秋雨前線による大雨洪水警報発表のため	総降水量 189.5mm 時間最大雨量 27.0mm (降雨値は11月1日7時～2日14時)	道路冠水 1箇所 ・向月町一帯 山崖崩れ 1箇所 ・花屋敷つつじガ丘 道路法面崩壊 1箇所 ・長寿ガ丘	水防本部設置 指令1号(1回目) 発令 11月2日2時00分 解除 11月2日8時45分 指令1号(2回目) 発令 11月2日11時50分 解除 11月2日17時45分
H13	7月12日	梅雨前線による大雨	総降水量 21.5mm 時間最大雨量 17.5mm	道路冠水 1箇所 ・雲雀丘山手1丁目	
	7月15日	梅雨前線による大雨	総降水量 28.0mm 時間最大雨量 28.0mm	道路陥没 1箇所 ・雲雀丘山手1丁目 開発地の土砂流出 2箇所 ・御殿山2丁目・月見山1丁目	
	8月2日	雷雲の発達による大雨	総降水量 11.0mm 時間最大雨量 6.0mm (参考:ゆずり葉台) 降水量 47.0mm 時間最大雨量33.0mm	道路冠水 1箇所 ・鶴の荘 道路陥没 2箇所 ・月見山1丁目・紅葉ガ丘 側溝溢水 1箇所 ・中筋山手2丁目	水防本部設置 指令1号 発令 8月2日16時35分 解除 8月2日18時20分
	8月20日 ～21日	台風11号による強風	総降水量 30.5mm 時間最大雨量 5.5mm	市道の倒木 1箇所 ・泉ガ丘	水防本部設置 指令1号(1回目) 発令 8月20日22時00分 解除 8月21日23時15分
	10月1日	秋雨前線による大雨	総降水量 67.5mm 時間最大雨量 22.0mm	水路溢水 1箇所 ・福井町	
H14	3月19日 ～21日	長尾山林野火災		出火場所 ・切畑字長尾山4番外 焼失面積 42ha	災害対策本部 発令 3月19日12時30分 解除 3月21日14時47分
	7月15日 ～16日	台風7号の接近のため	総降水量 27.5mm 時間最大雨量 24.0mm	被害なし	水防本部設置 指令1号 発令 7月15日17時30分 解除 7月16日07時00分
	9月5日	雷雲の発達による降雨のため	総降水量 5.0mm (参考:中山台) 総降水量 28.0mm 時間最大雨量15.0mm	側溝溢水 1箇所 ・中山寺1丁目	

第1部 地域としての災害危険性

年	年月日	原因	気象観測値	被害状況	水防・災対本部設置状況
H15	4月8日	前線による大雨洪水警報発表のため	総降水量 69.5mm 時間最大雨量 30.0mm	床下浸水 1戸 ・中筋山手1丁目 側溝つまり 1箇所 ・中筋山手1丁目 道路冠水 7箇所 ・平井1丁目・鶴の荘・向月町・中山台1丁目・星の荘・旭町2丁目・南口1丁目 側溝溢水 4箇所 ・売布2丁目・御殿山3丁目・川面6丁目・大成町 水路溢水 1箇所 ・小浜3丁目 開発地土砂流出 1箇所 ・仁川高台1丁目 堆積土砂処分 1箇所 ・向月町 道路通行止め 1箇所 ・向月町	水防本部設置 指令1号 発令 4月8日13時00分 解除 4月8日14時10分
	5月8日	前線の通過による強風波浪注意報発表のため	総降水量 58.0mm 時間最大雨量 34.5mm	道路冠水 1箇所 ・向月町 開発地の土砂流出 ・仁川高台1丁目	水防本部設置 指令1号 発令 5月8日09時00分 解除 5月8日11時00分
	5月30日 ～31日	台風4号による強風のため	総降水量 12.0mm 時間最大雨量 3.0mm	倒木処理 3箇所 ・末広町・雲雀丘3丁目・ふじが丘	
	6月19日	台風6号による強風のため	総降水量 0.5mm 時間最大雨量 0.5mm	倒木処理 2箇所 ・中山五月台5丁目 ・紅葉が丘	
	8月5日	雷雲の発達による降雨(大雨洪水警報発表)	総降水量 3.5mm 時間最大雨量 3.5mm	被害なし	水防本部設置 指令1号 発令 8月5日15時30分 解除 8月5日16時40分
	8月8日 ～9日	台風10号に伴う暴風雨のため	総降水量 71.0mm 時間最大雨量 19.5mm	宅地崩れ 1箇所 ・武庫山1丁目 窓ガラス破損 1箇所 ・安倉西2丁目 倒木処理 1箇所 ・千種4丁目	水防本部設置 指令1号 発令 8月8日15時00分 指令2号 発令 8月8日17時30分 解除 8月9日10時30分
	8月14日	前線の通過による大雨洪水注意報発表のため	総降水量 91.5mm 時間最大雨量 25.5mm	側溝つまり 1箇所 ・福井町 道路冠水 1箇所 ・南ひばりガ丘1丁目 側溝溢水 2箇所 ・野上2丁目・湯本町	水防本部設置 指令1号 発令 8月14日12時50分 解除 8月14日18時45分
	8月21日	雷雲の発達による降雨(大雨洪水警報発表)	総降水量 1.5mm 時間最大雨量 1.5mm	被害なし	水防本部設置 指令1号 発令 8月21日15時30分 解除 8月21日17時15分
	9月3日	雷雲の発達による降雨(大雨洪水警報発表)		被害なし	水防本部設置 指令1号 発令 9月3日17時00分 解除 9月3日17時50分
	9月25日	秋雨前線による大雨	総降水量 94.0mm 時間最大雨量 27.0mm	水路溢水 1箇所 ・安倉北3丁目	水防本部設置 指令1号 発令 9月25日10時50分 解除 9月25日16時40分

第 1 部 地域としての災害危険性

年	年月日	原因	気象観測値	被害状況	水防・災対本部設置状況
H16	2月22日	前線による大雨・洪水注意報発表のため	総降水量 24.5mm 時間最大雨量 9.5mm	倒木 1箇所 ・大原野	
	4月12日	林野火災のため		出火場所 切畑字長尾山 15ha焼損	災害警戒本部 発令4月12日13時30分 解除4月13日10時15分
	4月19日	前線による大雨・洪水注意報発表のため	総降水量 74.0mm 時間最大雨量 27.0mm	側溝つまり 1箇所 ・宝梅1丁目	
	4月27日	前線による大雨・洪水注意報発表のため	総降水量 70.0mm 時間最大雨量 24.0mm	側溝つまり 1箇所 ・宝梅1丁目 石積崩れ 1箇所 ・御殿山3丁目 倒木 1箇所 ・売布山手町 側溝溢水 1箇所 ・中筋山手2丁目	
	5月13日	前線による大雨・洪水注意報発表のため	総降水量 53.5mm 時間最大雨量 24.5mm	石積崩れ 1箇所 ・仁川月見ガ丘	水防本部設置 指令1号 発令5月13日15時51分 解除5月13日17時10分
	6月21日	台風6号による大雨・洪水注意報発表のため	総降水量 46.5mm 時間最大雨量 22.5mm	強風による転倒けが 1人 ・中山寺1丁目 倒木処理 10箇所 ・伊子志1丁目・逆瀬台5丁目・川面4丁目・仁川北2丁目・亀井町・清荒神3丁目・福井町・平井山荘・中山寺1丁目・栄町1丁目	水防本部設置 指令1号 発令6月21日13時25分 解除6月21日17時05分
	8月30日 ～31日	台風16号による大雨・洪水・暴風警報発表のため	総降水量 17.5mm 時間最大雨量 8.5mm	建物損壊 1件（市営住宅） ・安倉西2丁目 倒木処理18箇所 ・切畑・小浜1丁目・紅葉ガ丘・売布4丁目外・末広町・雲雀丘山手1丁目・逆瀬台2丁目・花屋敷松ガ丘・平井7丁目・長尾台2丁目・中山台2丁目・長谷外・山本東3丁目・中山桜台2丁目・逆瀬台5丁目・中筋5丁目・野上5丁目・高司4丁目	水防本部設置 指令1号 発令8月30日16時45分 解除8月31日9時00分
	9月7日	台風21号による暴風警報及び大雨・洪水注意報発表のため	総降水量 131.5mm 時間最大雨量 37.5mm	がけ崩れ 1箇所 ・売布山手町 側溝溢水 4箇所 ・山本台1丁目・花屋敷松ガ丘・仁川月見ガ丘・逆瀬川2丁目 道路冠水 2箇所 ・仁川旭ガ丘・向月町 倒木 1箇所 ・長尾台1丁目 道路法面崩れ 1箇所 ・切畑 河川堆積土砂処分 1箇所 ・大原野	水防本部設置 指令1号 発令9月29日9時45分 指令2号 発令9月29日20時00分 指令2号 解除9月30日2時40分 指令1号 解除9月30日8時30分
	10月8日 ～9日	台風22号による強風注意報発表のため	総降水量 42.0mm 時間最大雨量 9.5mm	被害なし	水防本部設置 指令1号 発令10月8日17時20分 解除10月9日13時00分

第1部 地域としての災害危険性

年	年月日	原因	気象観測値	被害状況	水防・災対本部設置状況
H16	10月20日 ～21日	台風23号による暴風・大雨・洪水警報発表のため	総降水量 218.0mm 時間最大雨量 26.5mm 最大風速 33.9m 市内最大雨量 (大原野) 294.0mm 市内時間雨量 最大 (大原野) 43.0mm	全壊 1件 ・玉瀬字イヅリハ 半壊 22件 ・切畑字検見6件 ・玉瀬字イヅリハ16件 床上浸水 1件 ・切畑字検見 床下浸水 8件 ・玉瀬字イヅリハ(1件)・長谷(2件)・大原野(1件)・下佐曾利(2件)・大成町(1件)・雲雀丘3丁目(1件) 一部損壊 70件 (西谷地域35件) ・大原野(19件)・下佐曾利(1件)・上佐曾利(5件)・長谷(3件)・切畑(2件)・境野(5件) (西谷地域以外35件) ・仁川台・仁川月見が丘・光が丘 1丁目・泉町・雲雀丘山手 2丁目・旭町3丁目・三笠町・向月町・長尾台1丁目・山本中 3丁目・末広町・中野町・花屋敷松が丘・平井 2丁目・仁川北 3丁目・売布 1丁目・大成町・高司 1丁目・高松町・千種 4丁目・ふじが丘・光明町・仁川高丸 3丁目・安倉南 1丁目・鹿塩 1丁目・塔の町・月見山 2丁目・光が丘 1丁目・南口 2丁目・中山桜台 4丁目・星の荘、各1件・仁川北 3丁目 2件・切畑字長尾山、各2件 道路通行止 12箇所 (市道等9箇所) ・市道八坂線(西谷1504号線)・大原野農免道路・向月町大堀川沿道・市道1501号線(上佐曾利)・市道2494号線(泉町)・市道233号線(千種4丁目)・市道3919号線(切畑)・市道2186号線(下佐曾利～長谷)・市道2050号線(竜岩線) (県道関係3箇所) ・塩瀬宝塚線(切畑～玉瀬) ・切畑猪名川線(猪名川町域) ・生瀬門戸荘線(見返り岩付近) 〔西谷地域の被害〕 倒木 9件 ・大原野・波豆・長谷・上佐曾利 よう壁崩れ 1件 ・長谷 護岸崩壊等 5件 ・川下川・境野川・玉瀬・水路、大原野・玉瀬川 山崖崩れ 1件 ・下佐曾利 道路路面崩壊 5件 ・市道2186号線 ・大原野滝本橋前 ・市道1508号線 ・市道2050号線 ・市道2097号線 水路のつまり 2件 ・大原野	水防本部設置 指令1号 発令10月20日9時00分 指令3号 発令10月20日16時15分 指令3号 解除10月21日4時45分 指令1号 解除10月21日4時45分 災害対策本部 発令10月20日13時30分 解除10月25日15時00分

第1部 地域としての災害危険性

年	年月日	原因	気象観測値	被害状況	水防・災対本部設置状況
H16				〔西谷地域以外の被害〕 倒木 36件 ・長尾山霊園進入路・野上 4 丁目・小浜 1 丁目・売布 3 丁目・寿楽荘・仁川北 3 丁目・千種 4 丁目・泉町・仁川高丸 3 丁目・中山台 1 丁目・平井 1 丁目・仁川月見が丘・仁川高丸 2 丁目・中山桜台 4 丁目・雲雀丘山手 1 丁目・中山桜台 7 丁目・仁川高丸 1 丁目・逆瀬台 1 丁目・売布山手町・花屋敷荘園 3 丁目・南ひばりが丘 1 丁目・中山五月台 7 丁目・山本台 2 丁目・仁川北 2 丁目・逆瀬台 5 丁目・伊子志字武庫山・月見山 2 丁目・野上 6 丁目・上の池公園(安倉北 4 丁目)・下の池公園(安倉中 6 丁目)・山手台西 1 丁目・山手台西 4 丁目・美幸公園(美幸町)・月見山第 1 公園(月見山 2 丁目)・逆瀬台 6 丁目公園(逆瀬台 6 丁目)・中山台 1 丁目(街路樹) 街路灯転倒 1 件 ・南ひばりが丘 3 丁目 側溝つまり 4 件 ・宝梅 1 丁目・中山桜台 3 丁目・花屋敷荘園 2 丁目・中野町 側溝溢水 1 件 ・花屋敷荘園 3 丁目 道路反射鏡破損 2 件 ・千種 3 丁目・売布 1 丁目 建物(ガラス)破損 1 件 ・市営安倉中住宅(安倉中 3 丁目) 護岸損傷 1 件 ・荒神川合流部広場より武庫川河川敷へ下りる階段 護岸崩壊 1 件 ・最明寺川の左岸(平井 1 丁目)	
H17	7月4日 ～5日	梅雨前線による大雨・洪水注意報発表のため	降水量 64.5 mm 時間最大雨量 11.0 mm	崖崩壊 1箇所 ・花屋敷つつじガ丘 倒木 1 件 ・泉ガ丘 側溝溢水 1 件 ・御殿山 3 丁目	
	7月7日	梅雨前線による大雨・洪水警報発表のため	降水量 0.5 mm 時間最大雨量 0.5 mm		水防本部設置 指令 1 号 発令 7 月 7 日 15 時 40 分 指令 1 号 解除 7 月 7 日 17 時 25 分
	7月26日	台風 7 号接近による強風注意報発表のため	降水量 10.5 mm 時間最大雨量 5.5 mm	倒木 1 件 ・中山五月台 7 丁目	
	9月5日 ～7日	台風 14 号による強風・波浪・高潮注意報発表のため	降水量 56.0 mm 時間最大雨量 5.5 mm	倒木 4 件 ・中山台 2 丁目 ・口谷東 ・清荒神 ・山手台東 2 丁目	水防本部設置 指令 1 号 発令 9 月 6 日 16 時 30 分 指令 1 号 解除 9 月 7 日 7 時 15 分

第1部 地域としての災害危険性

年	年月日	原因	気象観測値	被害状況	水防・災対本部設置状況
H18	5月19日 ～20日	温帯低気圧接近に伴う降雨のため	降水量 74.5mm 時間最大雨量 21.0mm	法面崩壊 1件 ・平井山荘 道路冠水 1件 ・月見山 側溝詰まり 1件 ・御殿山4丁目 河川護岸崩壊1件 ・長寿ガ丘	
	6月15日 ～16日	前線による大雨・洪水注意報発表のため	降水量 91.5mm 時間最大雨量 21.0mm	倒木処理 1件 ・小林1丁目	
	7月17日 ～19日	前線による大雨・洪水注意報発表のため	降水量 154.0mm 時間最大雨量 13.0mm	宅地崩壊 1件 ・雲雀丘山手1丁目 ため池水門損傷 1件 ・山本南2丁目 ため池損壊 1件 ・境野 強風による負傷者 1名 ・鶴の荘 落石処分 1件 ・大原野字辻尾 倒木処理 2件 ・仁川高台2丁目・上佐曾利 道路冠水 3件 ・大原野字南穴虫・切畑字検見・玉瀬 字下池垣内	水防本部設置 指令1号 発令7月19日7時20分 解除7月19日15時30分
	7月20日 ～23日	前線による大雨・洪水注意報発表のため	降水量 96.5mm 時間最大雨量 11.0mm	河川護岸崩壊 1件 ・米谷1丁目 倒木処理 1件 ・売布山手町	
	8月13日	前線による大雨・洪水注意報発表のため	降水量 18.0mm 時間最大雨量 17.0mm	なし	水防本部設置 指令1号 発令8月13日19時25分 解除8月13日20時25分
	8月19日	台風10号接近による大雨・洪水注意報発表のため	降水量 35.5mm 時間最大雨量 31.5mm	水路溢水 1件 ・福井町	水防本部設置 指令1号 発令8月19日8時05分 解除8月19日10時30分
H19	5月25日	温帯低気圧接近に伴う降雨のため	降水量 86.5mm 時間最大雨量 13.0mm	宅地法面崩壊 1件 ・月見山1丁目	
	6月25日	梅雨前線接近に伴う降雨のため	降水量 81.5mm 時間最大雨量 11.0mm	山崖崩壊 1件 ・花屋敷つつじガ丘	
	7月2日	梅雨前線接近に伴う降雨のため	降水量 17.0mm 時間最大雨量 8.5mm	倒木 1件 ・花屋敷つつじガ丘	

第 1 部 地域としての災害危険性

年	年月日	原因	気象観測値	被害状況	水防・災対本部設置状況
H19	7 月 14 日 ～15 日	台風 4 号及び梅 雨前線接近に伴 う降雨のため	降水量 104.0mm 時間最大雨量 8.5mm	側溝つまり 1 件 ・波豆 道路冠水 2 件 ・市道 1504 号線 ・2050 号線 道路法面崩壊 2 件 ・売布山手町 ・切畑字検見 倒木 3 件 ・大原野字南穴虫 ・長滝字道谷 ・下佐曾利字大谷	災害警戒本部 発令 7 月 14 日 16 時 00 分 解除 7 月 15 日 06 時 00 分
	8 月 22 日 ～23 日	雷雨接近に伴う 降雨のため	降水量 116.5mm 時間最大雨量 98.5mm (市内雨量測定 基準地(小林 3 丁目)は落雷に よりデータが取 れず、このた め伊子志 3 丁目 (消防本部)の 数値を記載)	床上浸水 10 件 ・野上 1 丁目 (7 件) ・伊子志 3 丁目 ・福井町 ・宝梅 1 丁目 床下浸水 15 件 ・野上 1 丁目 (6 件) ・未成町 (4 件) ・逆瀬川 2 丁目 ・伊子志 2 丁目 ・伊子志 3 丁目 ・旭町 2 丁目 ・宝梅 1 丁目 一部浸水 3 件 ・小林 2 丁目 (3 件) 駐車場浸水 5 件 ・福井町 (2 件) ・高司 3 丁目 ・宝梅 1 丁目 ・安倉南 1 丁目 店舗浸水 1 件 ・高司 1 丁目 倉庫浸水 3 件 ・安倉中 3 丁目 ・安倉南 1 丁目 ・小浜 3 丁目 水路溢水 4 件 ・中筋 4 丁目 ・小林 2 丁目 ・大吹町 ・福井町 道路法面崩壊 1 件 ・野上 1 丁目 宅地よう壁崩壊 1 件 ・野上 1 丁目	
H20	7 月 15 日	前線接近に伴う 降雨のため	降水量 42.0mm 時間最大雨量 18.0mm		水防本部及び災害警戒本部 発令 7 月 15 日 17 時 30 分 解除 7 月 15 日 20 時 05 分
	7 月 18 日	前線接近に伴う 降雨のため	降水量 24.0mm 時間最大雨量 10.5mm		水防本部及び災害警戒本部 発令 7 月 18 日 14 時 50 分 解除 7 月 18 日 17 時 55 分

第1部 地域としての災害危険性

年	年月日	原因	気象観測値	被害状況	水防・災対本部設置状況
H20	7月28日	雷雨接近に伴う降雨のため	降水量 111.0mm 時間最大雨量 63.0mm	側溝つまり 1件 ・雲雀丘2丁目 宅地くずれ 1件 ・花屋敷荘園3丁目 水路冠水 1件 ・売布4丁目 倒木 1件 ・ふじガ丘	水防本部及び災害警戒本部 発令7月28日14時00分 解除7月28日20時00分
	8月5日	雷雨接近に伴う降雨のため	降水量 12.0mm 時間最大雨量 12.0mm		水防本部及び災害警戒本部 発令8月5日21時00分 解除8月5日22時15分
	8月6日	雷雨接近に伴う降雨のため	降水量 32.5mm 時間最大雨量 11.0mm		水防本部及び災害警戒本部 発令8月6日16時25分 解除8月6日20時25分
	9月5日	雷雨接近に伴う降雨のため	降水量 41.0mm 時間最大雨量 32.0mm		水防本部及び災害警戒本部 発令9月5日15時50分 解除9月5日17時50分
	9月21日	雷雨接近に伴う降雨のため	降水量 60.0mm 時間最大雨量 28.0mm		水防本部(第1回)及び 災害警戒本部(第1回) 発令9月21日08時20分 解除9月21日10時30分 水防本部(第2回)及び 災害警戒本部(第2回) 発令9月21日15時00分 解除9月21日18時10分
	9月26日	雷雨接近に伴う降雨のため	降水量 53.5mm 時間最大雨量 43.0mm	倒木 1件 ・切畑字長尾山	水防本部及び災害警戒本部 発令9月26日08時35分 解除9月26日10時35分
H21	2月13日 ～14日		降水量 109.0mm 時間最大雨量 17.0mm	倒木 4件 ・川面2丁目 ・切畑字長尾山 ・玉瀬字川端 ・御殿山1丁目 街路灯破損 1件 ・武庫川町 カーブミラー破損 1件 ・福井町	
	7月1日	梅雨前線接近に伴う降雨のため	降水量 24.5mm 時間最大雨量 16.5mm		
	7月19日 ～20日	梅雨前線接近に伴う降雨のため	降水量 59.5mm 時間最大雨量 26.5mm	落雷による停電	水防本部 及び 災害警戒本部 発令7月19日22時10分 解除7月20日05時10分

第1部 地域としての災害危険性

年	年月日	原因	気象観測値	被害状況	水防・災対本部設置状況
H21	7月22日	梅雨前線接近に伴う降雨のため	降水量 114.5mm 時間最大雨量 53.0mm	道路肩崩壊 2件 ・玉瀬字大岩谷 ・大原野西部 道路冠水等 2件 ・市道2050号線 ・県道切畑道場線 倒木 3件 ・市道1504号線 ・市道1508号線 ・市道1509号線	水防本部 及び 災害警戒本部 発令7月22日02時15分 解除7月22日08時45分
	8月1日	梅雨前線による降雨のため	降水量 76.5mm 時間最大雨量 69.0mm	道路冠水等 5件 ・鶴の荘 ・県道塩瀬宝塚線 ・市道3259号線 ・中筋山手2丁目 ・向月町 宅地くずれ 1件 ・紅葉ガ丘 堆積土砂処分 5件 ・売布山手町 ・農免道路 ・県道切畑道場線 ・市道1508号線 ・市道1509号線	水防本部 及び 災害警戒本部 発令8月1日10時00分 解除8月1日14時00分
	8月2日	梅雨前線による降雨のため	降水量 220.0mm 時間最大雨量 69.0mm	道路肩崩壊 3件 ・玉瀬字水上 ・大原野字濁淵 ・月見山2丁目 路面剥離崩壊 1件 ・山手台東1丁目 会所崩壊 1件 ・玉瀬字大岩谷 側溝つまり 2件 ・切畑字湯屋ケ谷 ・大原野字南向 道路冠水等 1件 ・向月町 河川護岸崩壊 3件 ・切畑字検見(坊川) ・切畑字滝ケ平井(立合川) ・玉瀬字辻ケ平井(玉瀬川) 宅地くずれ、出水 5件 ・売布4丁目 ・中山桜台3丁目2件 ・光ガ丘1丁目2件 堆積土砂処分 6件 ・売布4丁目 ・紅葉ガ丘 ・中山台1丁目 ・玉瀬字イヅリハ ・切畑字滝ケ平井 ・切畑字東谷	水防本部 及び 災害警戒本部 発令8月2日03時00分 災害対策本部 発令8月2日03時40分 解除8月2日10時45分

第1部 地域としての災害危険性

年	年月日	原因	気象観測値	被害状況	水防・災対本部設置状況
H21	10月7日 ～10月8日	台風18号接近に伴う降雨のため	降水量 61.0mm 時間最大雨量 36.5mm	倒木等処理 26件 ・安倉南1丁目 ・泉ガ丘 ・栄町1丁目 外 ・桜ガ丘 ・末成町 ・すみれガ丘～山手台 ・高司4丁目 ・千種1丁目 ・中野町 ・中筋山手5丁目 ・中山台2丁目 ・中山桜台6丁目 ・仁川高台2丁目 ・仁川高丸2丁目 ・野上4丁目 ・野上6丁目 2件 ・雲雀丘山手2丁目 ・宝梅2丁目 ・美座1丁目 外 ・武庫山2丁目 ・売布山手町 ・山手台東4丁目 ・玉瀬字川端 ・長谷字門畑 外 ・大原野（農免道路） 道路標識破損 1件 ・泉町	災害対策本部 及び 水防本部 発令 10月7日 22時00分 解除 10月8日 08時00分 災害警戒本部 発令 10月8日 08時00分 解除 10月8日 10時00分
H22	5月23日 ～24日	前線接近に伴う降雨のため	降水量 244mm 時間最大雨量 21mm	法面くずれ 1件 ・中山台1丁目 道路冠水 1件 ・中筋山手4丁目 通行止 1件 ・県道川西三田線 （法面崩壊による）	水防本部 及び 災害警戒本部 発令 5月24日 03時00分 災害対策本部 発令 5月24日 09時30分 解除 5月24日 15時40分
	6月16日	前線接近に伴う降雨のため	降水量 97.0mm 時間最大雨量 38.0mm		水防警戒本部 発令 6月16日 01時40分 解除 6月16日 02時45分
	7月13日 ～14日	前線接近に伴う降雨のため	降水量 96.0mm 時間最大雨量 34.0mm	法面くずれ 1件 ・切畑字長尾山 倒木 1件 ・伊子志字武庫山	水防警戒本部 発令 7月14日 03時30分 解除 7月14日 16時00分
H23	9月2日 ～9月4日	台風12号による暴風警報発表のため	降水量 283.0mm 時間最大雨量 46.0mm	通行止 1件 ・県道切畑道場線 （冠水のため）	水防本部 及び 災害警戒本部 発令 9月3日 22時15分 解除 9月4日 5時15分
	9月20日 ～9月21日	台風15号による暴風警報発表のため	降水量 66.0mm 時間最大雨量 30.5mm	通行止 1件 ・県道切畑道場線 （冠水のため）	水防本部 及び 災害警戒本部 発令 9月20日 12時00分 解除 9月20日 20時30分
H24	4月3日	強風（爆弾低気圧）による被害のため	降水量 66.0mm 時間最大雨量 41.0mm	護岸崩壊：2件 ・小仁川左岸の鹿塩橋上流 ・川下川（玉瀬） 倒木処理：16件 ・野上、武庫川町、中山台、 売布、平井、山手台西等 道路冠水等：20件 ・伊子志、小林、野上等	3日9時55分暴風警報発表

第1部 地域としての災害危険性

年	年月日	原因	気象観測値	被害状況	水防・災対本部設置状況
	6月21日 ～6月22日	大雨・洪水警報 発表のため	降 水 量 102.0mm 時間最大雨量 18.0mm		水防警戒本部 発令 6月 21 日 23 時 17 分 解除 6月 22 日 5 時 30 分
	7月 7日	大雨警報発表の ため	降 水 量 96.0mm 時間最大雨量 35.0mm	武庫川（道場）水位上昇のため、 武田尾公会堂避難所開設準備 （避難者はなし）	水防本部 発令 7月 7日 4 時 50 分 解除 7月 7日 6 時 00 分 水防警戒本部 発令 7月 7日 0 時 43 分 解除 7月 7日 7 時 30 分
	7月12日 ～7月13日	大雨・洪水注意 報発表のため	降 水 量 121.0mm 時間最大雨量 35.0mm	斜面崩壊：1件 ・ふじガ丘 倒木処理：3件 ・切畑、武庫山、中山桜台	
	7月20日	大雨・洪水警報 発表のため	降 水 量 36.0mm 時間最大雨量 27.0mm		水防警戒本部 発令 7月 20 日 17 時 00 分 解除 7月 20 日 18 時 30 分
	8月14日	大雨・洪水警報 発表のため	降 水 量 96.5mm 時間最大雨量 35.0mm		水防警戒本部 発令 8月 14 日 3 時 43 分 解除 8月 14 日 13 時 00 分
	8月18日	大雨・洪水警報 発表のため	降 水 量 62.0mm 時間最大雨量 59.0mm		水防警戒本部 発令 8月 18 日 16 時 10 分 解除 8月 18 日 19 時 30 分
	9月30日	台風17号によ る暴風警報発表 のため	降 水 量 80.0mm 時間最大雨量 18.0mm	倒木：6件 ・小林、栄町、小浜、寿楽荘、 御殿山、下佐曾利～長谷	水防警戒本部 発令 9月 30 日 7 時 45 分 解除 9月 30 日 19 時 10 分
H25	4月5日 ～4月6日	大雨、雷、洪 水、強風注意報 発表（異常低気 圧発生）のため	降 水 量 42.0mm 時間最大雨量 23.5mm		水防本部事務局員警戒待機
	4月13日	地震の発生	震源地 淡路島付近 地震の強さ M6.3 震度（最大） 6弱	宝塚市震度 3	水防警戒本部員の待機及び 各公共施設管理者の巡視
	6月19日 ～6月21日	台風4号による 大雨、雷、洪 水、強風注意報 発表のため	降 水 量 173.0mm 時間最大雨量 23.5mm	田圃の畦崩れ：1件 長谷 倒木：1件 玉瀬	水防警戒本部 発令 6月 21 日 9 時 00 分 解除 6月 21 日 16 時 45 分
	8月25日	大雨警報、土砂 災害警戒情報発 表（集中豪雨） のため	降 水 量 128.0mm 時間最大雨量 64.0mm	市道通行止め：1件 弥生町	水防警戒本部 発令 8月 25 日 9 時 47 分 解除 8月 25 日 16 時 00 分
	9月4日	大雨、洪水警 報、発表（集中 豪雨）のため	降 水 量 67.0mm 時間最大雨量 48.0mm	倒木：1件 泉ガ丘	水防本部 発令 9月 4日 15 時 45 分 解除 9月 4日 17 時 42 分 水防警戒本部 発令 9月 4日 13 時 26 分 解除 9月 4日 19 時 30 分

第1部 地域としての災害危険性

年	年月日	原因	気象観測値	被害状況	水防・災対本部設置状況
H25	9月15日 ～9月16日	台風18号による大雨、洪水警報、土砂災害警戒情報の発表のため	降水量 275.5mm 時間最大雨量 39.0mm	市道片側通行：1件 切畑 倒木7件 民有地崩壊：2件 長谷、花屋敷つつじガ丘 観光ダム噴水故障 栄町 サッカーコート流出 武庫川河川敷公園 農業施設土砂流入 西谷地域全域 武田尾地区に避難勧告発令 ・避難者7世帯19名 被害はなし	水防本部 発令9月15日 22時30分 解除9月16日 11時00分 水防警戒本部 発令9月15日 18時00分 解除9月16日 12時40分
	10月15日 ～10月16日	台風26号による大雨、洪水、雷、強風注意報発表のため	降水量 44.5mm 時間最大雨量 7.5mm		水防本部事務局員警戒待機
	10月24日 ～10月25日	台風27号による大雨、強風注意報発表のため	降水量 104.5mm 時間最大雨量 20.5mm		水防警戒本部 発令10月24日 9時00分 解除10月24日 19時10分

第 1 部 地域としての災害危険性

年	発生月日	原因	気象観測値	被害状況（宝塚市）	水防・災対本部設置状況
H26	7 月 9 日 ～7 月 10 日	台風 8 号による 雷、強風注意報 発表のため	降 水 量 43.5mm 時間最大雨量 12.0mm	なし	水防本部事務局員警戒待機
	8 月 7 日	集中降雨による 大雨警報発表の ため	降 水 量 93.0mm 時間最大雨量 35.0mm	○公共施設等被害 道路法面土砂崩れ：1 件 （光ガ丘 1） ○避難者状況 3 世帯 5 名自主避難	水防警戒本部 発令 8 月 7 日 5 時 33 分 解除 8 月 7 日 9 時 33 分
	8 月 9 日 ～8 月 10 日	台風 11 号によ る大雨、暴風警 報及び土砂災害 警戒情報発表の ため	降 水 量 392.0mm 時間最大雨量 76.5mm	○住宅・宅地被害 全壊 1 戸（立合新田） 半壊 5 戸（武田尾） 床上浸水 2 戸 （鶴の荘・御殿山） 床下浸水 1 戸（武田尾） 宅地石積被害 1 宅地 （清荒神） ○主な公共交通・公共施設 被害 J R 宝塚線：一時運休 阪急田園バス：一時運休 中国自動車道：一時通行止 道路：13 路線一時通行止 公園：斜面崩壊等 2 箇所 河川：護岸崩壊等 3 箇所 ○主な農業関係被害 農地崩壊 38 箇所 水路一部決壊 9 箇所 溜池堤防一部決壊 3 箇所 ○ライフライン被害 配水管破損 1 地区 （武田尾） ○避難勧告等発令状況 避難準備情報 45 箇所 5,571 世帯、12,177 人 避難勧告 5 箇所 789 世帯、1,675 人 避難指示 3 箇所 398 世帯、968 人 ○避難所開設、避難者状況 避難所開設 39 箇所 避難者状況 95 名	水防警戒本部 発令 8 月 9 日 6 時 00 分 解除 8 月 9 日 8 時 30 分 水防本部・災害警戒本部 発令 8 月 9 日 8 時 30 分 解除 8 月 9 日 10 時 05 分 災害対策本部 発令 8 月 9 日 10 時 05 分 解除 8 月 10 日 14 時 15 分 現地災害対策本部（武田尾） 発令 8 月 10 日 14 時 15 分 解除平成 27 年 3 月 31 日 17 時 30 分
	8 月 16 日 ～8 月 18 日	集中豪雨による 大雨、洪水警報 及び土砂災害警 戒情報発表のた め	降 水 量 150.0mm 時間最大雨量 76.5mm	○住宅・宅地被害 全壊 2 戸（武田尾） 大規模半壊 1 戸（武田尾） 半壊 1 戸（武田尾） 一部損壊 2 戸（武田尾） 床下浸水 5 戸（武田尾） 宅地裏土砂崩れ 1 箇所 （上佐曽利） ○主な公共交通・公共施設 被害 J R 宝塚線：一時運休 阪急田園バス：一時運休 道路：8 路線一時通行止	水防本部・災害警戒本部 発令 8 月 16 日 12 時 18 分 解除 8 月 16 日 13 時 20 分 災害対策本部 発令 8 月 16 日 13 時 20 分 解除 8 月 18 日 17 時 30 分 現地災害対策本部（武田尾） は継続（上記参照）

第1部 地域としての災害危険性

年	発生月日	原因	気象観測値	被害状況（宝塚市）	水防・災対本部設置状況
H26	8月16日 ～8月18日 (つづき)			○ライフライン被害 配水管破損1地区 (玉瀬) ○避難勧告等発令状況 避難勧告3箇所 23世帯、69人 ○避難所開設、避難者状況 避難所開設3箇所 避難者状況20名 自主避難3箇所 1世帯、2人	
	8月24日 ～9月2日	集中豪雨による 大雨、洪水警 報、発表のため	降 水 量 194.0mm (48h連続) 時間最大雨量 76.5mm	○住宅・宅地被害 半壊7戸(南ひばりガ丘) 一部損壊3戸 (南ひばりガ丘、高司4、駒の 町) 床上浸水7戸 (口谷東1、伊子志、山本野里 2、光明町、雲雀丘4) 床下浸水34戸 (南ひばりガ丘ほか) ○避難勧告等発令状況 避難準備情報1箇所 220世帯、506人 ○避難所開設、避難者状況 避難所開設5箇所 避難者状況 なし 自主避難1箇所 1世帯、4人 (自治会館に避難)	水防警戒本部 発令8月24日 13時15分 解除8月24日 18時05分 災害対策本部 発令8月24日 18時05分 解除9月2日 11時00分
	9月10日 ～9月11日	集中豪雨による 大雨、洪水警 報、発表のため	降 水 量 82.5mm 時間最大雨量 69.5mm	○住宅・宅地被害 床上浸水2戸 (山本野里2、伊子志) 床下浸水5戸 (口谷東1ほか) ○主な公共交通・公共施設 被害 道路:1路線一時通行止	水防本部・災害警戒本部 発令9月10日 23時47分 解除9月11日 2時42分
	10月5日 ～10月6日	台風18号によ る暴風警報の発 表のため	降 水 量 36.0mm 時間最大雨量 14.0mm	○主な被害 倒木3件 フェンス倒壊1件 ○避難所開設、避難者状況 避難所開設33箇所 自主避難2箇所 3世帯、3人	災害対策本部 発令10月5日 15時00分 解除10月6日 6時30分 水防警戒本部 発令10月6日 6時30分 解除10月6日 17時00分
	10月13日 ～10月14日	台風19号によ る大雨、洪水警 報発表のため	降 水 量 116.0mm 時間最大雨量 38.0mm	○人的被害 転倒による負傷者2名 (中筋5、小林4) ○主な公共交通・公共施設 被害 道路:1路線一時通行止 ○避難所開設、避難者状況 避難所開設34箇所 自主避難8箇所 9世帯、11人	水防警戒本部 発令10月13日 6時41分 解除10月14日 3時30分 水防本部・災害警戒本部 発令10月13日 10時35分 解除10月13日 15時00分 災害対策本部 発令10月13日 15時00分 解除10月13日 22時30分

第 1 部 地域としての災害危険性

年	発生日	原因	気象観測値	被害状況（宝塚市）	水防・災対本部設置状況
H27	5月11日 ～5月12日	台風6号	総降水量 59.0mm 時間最大雨量 19.0mm	なし	水防警戒本部 発令5月12日9時30分 解除5月12日19時45分
	6月21日	ゲリラ豪雨による大雨・洪水注意報発表のため	総降水量 74.0mm 時間最大雨量 51.0mm	○住宅・宅地被害 宅地造成地土砂流出：1件 (山手台)	体制なし 所管各部で対応
	7月16日 ～7月18日	台風11号による大雨、暴風・洪水警報及び土砂災害警戒情報発表のため	総降水量 426.0mm 時間最大雨量 31.0mm	○住宅・宅地被害 擁壁崩壊2件（平井山荘空き家、花屋敷荘園宅地） ○主な公共交通・公共施設被害 公園2件 河川1件 ○避難勧告等発令状況 避難準備情報13箇所 527世帯、1,251人 避難勧告6箇所 88世帯、192人 ○避難所開設、避難者状況 避難所開設5箇所 避難者状況10世帯30名	水防警戒本部 発令7月16日13時00分 解除7月17日14時30分 水防本部 発令7月17日14時30分 解除7月18日7時00分 災害警戒本部 発令7月17日14時30分 解除7月17日17時15分 災害対策本部 発令7月17日17時15分 解除7月18日6時30分 水防警戒本部 発令7月18日7時00分 (平井山荘災害復旧工事のため継続) 解除8月28日
	8月8日	集中豪雨による大雨、洪水注意報発表のため	総降水量 34.5mm 時間最大雨量 34.5mm	○ライフライン被害 一部地区 停電 (平井山荘他)	連絡員待機体制
	8月19日 ～8月20日	秋雨前線による大雨、洪水、雷注意報発表のため	総降水量 85.0mm 時間最大雨量 25.0mm	なし	水防警戒本部 発令8月20日6時30分 解除8月20日13時00分
	8月24日 ～8月26日	台風15号による強風、雷、大雨、洪水注意報発表のため	総降水量 72.5mm 時間最大雨量 29.0mm	なし	水防警戒本部員会議の開催 (3回)
	10月1日 ～10月2日	爆弾低気圧による強風、雷、大雨、洪水注意報、暴風警報発表のため	総降水量 54.0mm 時間最大雨量 29.0mm	なし	連絡員待機体制
	12月10日 ～12月11日	大雨、雷、強風洪水注意報、暴風警報発表のため	総降水量 75.0mm 時間最大雨量 29.5mm	なし	水防警戒本部 発令12月11日6時17分 解除12月11日6時51分
H28	2月13日 ～2月14日	強風、雷、大雨、洪水注意報、暴風警報発表のため	総降水量 115.0mm 時間最大雨量 23.0mm	なし	連絡員待機体制

第1部 地域としての災害危険性

年	発生日	原因	気象観測値	被害状況（宝塚市）	水防・災対本部設置状況
H28	4月7日	異常低気圧接近による暴風警報発表のため	総降水量 89mm 時間最大雨量 13.0mm 最大風速 19.3m	被害なし	連絡員待機配備 発令 4月7日 10時36分 解除 4月7日 19時00分
	4月16日～4月17日	異常低気圧接近による暴風警報発表のため	総降水量 mm 時間最大雨量 mm 最大風速 11.7m	被害なし	連絡員待機配備 発令 4月16日 21時30分 解除 4月17日 9時59分
	5月3日～5月4日	異常低気圧接近による暴風警報発表のため	総降水量 11.5mm 時間最大雨量 8.0mm 最大風速 18.2m	被害なし	連絡員待機配備 発令 5月3日 15時25分 解除 5月4日 0時52分
	6月23日～6月25日	梅雨前線による洪水警報発表のため	総降水量 75.5mm 時間最大雨量 49.5mm	○住宅・宅地被害 床下浸水1件（口谷東1丁目） ○ライフライン被害 一部地区 停電（切畑、玉瀬他） ○公共交通、公共施設被害 市道通行止め 4箇所（倒木、道路冠水）	連絡員待機配備 発令 6月23日 2時51分 解除 6月23日 8時8分
	9月18日～9月20日	台風16号による大雨、洪水警報発表のため	総降水量 204.5mm 時間最大雨量 16.0mm	被害なし ○避難所の開設 自主避難場所 7箇所開設 自主避難者 1名	災害警戒本部 発令 9月19日 8時00分 解除 9月20日 16時30分
	9月28日	秋雨前線による大雨、洪水、雷注意報発表のため	総降水量 62.5mm 時間最大雨量 27.5mm	○公共交通、公共施設被害 市道通行止め 1箇所（土砂崩れ）	
	10月3日～10月5日	台風18号による暴風警報、大雨、洪水注意報発表のため	総降水量 18.0mm 時間最大雨量 10.5mm	被害なし	災害警戒本部 発令 10月5日 10時16分 解除 10月5日 21時26分
H29	4月17日～4月18日	異常低気圧接近による暴風警報発表のため	総降水量 159.0mm 時間最大雨量 25.0mm 最大風速 20.7m	○ライフライン被害 一部地区 停電 1300軒（中筋、山本） ○公共交通、公共施設被害 県道通行止め 2箇所（倒木） JR宝塚線：一時運休	連絡員待機配備 発令 4月17日 15時19分 解除 4月18日 2時59分
	8月6日～8月7日	台風5号による大雨・洪水・暴風警報発表のため	総降水量 80.0mm 時間最大雨量 16.0mm 最大風速 18.1m	被害なし	災害警戒本部 発令 8月7日 4時21分 解除 8月7日 23時00分
	8月18日	集中豪雨による洪水警報発表のため	総降水量 55.0mm 時間最大雨量 44.0mm	被害なし	連絡員待機配備 発令 8月18日 6時57分 解除 8月18日 7時59分

第 1 部 地域としての災害危険性

年	発生日	原因	気象観測値	被害状況（宝塚市）	水防・災対本部設置状況
H29	9 月 12 日	大雨・洪水警報発表のため	総降水量 66.0mm 時間最大雨量 40.5mm	被害なし	連絡員待機配備 発令 9 月 12 日 6 時 48 分 解除 9 月 12 日 8 時 36 分
	9 月 15 日 ～9 月 18 日	台風 18 号による 大雨・洪水・暴風警報発表のため	総降水量 95.0mm 時間最大雨量 67.5mm 最大風速 22.3m	道路冠水 2 箇所 (向月町・南ひばりガ丘) 自主避難場所 7 箇所開設 自主避難者 0 名	災害警戒本部 発令 9 月 17 日 14 時 40 分 解除 9 月 18 日 0 時 00 分 連絡員待機配備 発令 9 月 18 日 0 時 00 分 解除 9 月 18 日 2 時 34 分
	10 月 22 日 ～10 月 23 日	台風 21 号による 大雨・洪水・暴風警報発表のため	総降水量 189.0mm 時間最大雨量 14.0mm 最大風速 33.2m	自主避難場所 7 箇所開設 指定緊急避難場所へ機能移行し、追加で 5 箇所開設 (計 12 箇所) 避難者 0 名 ○住宅・宅地被害 半壊 1 戸 (長谷字道谷 1 番地) 一部損壊 30 戸 (小浜 3 丁目、玉瀬字大岩谷 1 番地、中山桜台 2 丁目、中山五月台 5 丁目、宝松苑、雲雀丘山手 2 丁目、安倉西 3 丁目他) ○ライフライン被害 一部地区 停電 3710 軒 (中洲、仁川団地、南口他) ○公共交通、公共施設被害 市道通行止め 3 箇所 (倒木、道路冠水)	災害警戒本部 発令 10 月 22 日 12 時 00 分 解除 10 月 22 日 18 時 00 分 災害対策本部 発令 10 月 22 日 18 時 00 分 解除 10 月 23 日 5 時 00 分 災害警戒本部 発令 10 月 23 日 5 時 00 分 解除 10 月 23 日 17 時 00 分
H30	3 月 1 日	異常低気圧接近による暴風警報発表のため	総降水量 34mm 時間最大雨量 8mm 最大風速 30.5m	○公共交通、公共施設被害 市道通行止め 1 箇所	連絡員待機配備 発令 3 月 1 日 3 時 13 分 解除 3 月 1 日 5 時 50 分

第1部 地域としての災害危険性

年	発生日	原因	気象観測値	被害状況（宝塚市）	水防・災対本部設置状況
H30	6月18日	大阪府北部地震 (市内震度4)	最大震度6弱 (大阪府高槻市)	○避難所等の開設なし ○住宅・宅地被害 一部損壊51軒（市内全域的に被害あり） ○ライフライン被害 水道の濁水84件 ○公共交通、公共施設被害 高速道路一時通行止め	災害警戒本部 発令6月18日 7時58分 解除6月18日 17時00分
	7月5日～ 7月8日	平成30年7月 豪雨	総降水量 673mm 時間最大雨量 45mm	○避難所20箇所開設 避難者（最大）41世帯52名 ○帰宅困難者受入のためソリオホールを一時解放（48名が滞在、7月6日7:00閉鎖） ○住宅・宅地被害 一部損壊22軒（市内全域的に被害あり、内1世帯床上浸水（中山寺3丁目）） ○公共交通、公共施設被害 ・県道、市道通行止め8箇所 ○土砂崩れ 観音谷川、波豆字北山（人的被害なし） ○避難情報 ・土砂災害警戒区域内の2,185世帯、4,872人に避難準備・高齢者等避難開始を発令 ・同区域に避難勧告を発令 ・玉瀬イヅリハ1世帯2人に避難準備・高齢者等避難開始を発令 ・大堀川上流（小浜5丁目、米谷1丁目、向月町、鶴の荘）110世帯208人、大堀川下流（小浜2丁目）264世帯598人に避難勧告を発令	連絡員待機配備 発令7月5日 3時35分 解除7月5日 9時00分 災害警戒本部 発令7月5日 9時00分 解除7月5日 9時35分 災害対策本部 発令7月5日 9時35分 解除7月8日 11時00分 災害警戒本部 発令7月8日 11時00分 解除7月8日 16時30分
	7月28日～ 29日	台風12号による 大雨・暴風警 報発表のため	総降水量 81mm 時間最大雨量 28mm 最大風速 23.3m	○自主避難場所7箇所開設 避難者3名 ○住宅・宅地被害 一部損壊5軒（御殿山2丁目、紅葉ガ丘、平井1丁目） ○ライフライン被害 停電（西谷地域1,550軒）	連絡員待機配備 発令7月28日 15時56分 解除7月28日 23時12分 災害警戒本部 発令7月28日 23時12分 解除7月29日 8時25分
	8月23日～ 24日	台風20号による 大雨・洪水・ 暴風警報発表の ため	総降水量 232.5mm 時間最大雨量 97mm 最大風速 31.6m	○自主避難場所7箇所開設 避難者（最大）11世帯15名 ○住宅・宅地被害 半壊2軒（光ガ丘1丁目、逆瀬台6丁目） 一部損壊17世帯 床上浸水6軒（向月町、宮の町） 床下浸水10軒（向月町、鶴の荘、大成町、大原野字波坂）	連絡員待機配備 発令8月23日 11時20分 解除8月23日 17時00分 災害警戒本部 発令8月23日 17時00分 解除8月24日 0時32分 災害対策本部 発令8月24日 0時32分 解除8月24日 8時35分 災害警戒本部 発令8月24日 8時35分 解除8月24日 17時30分

第1部 地域としての災害危険性

年	発生日	原因	気象観測値	被害状況（宝塚市）	水防・災对本部設置状況
H30	9月4日～5日	台風21号による大雨・洪水・暴風警報発表のため	総降水量 117.5mm 時間最大雨量 96.5mm 最大風速 36.0m	○自主避難場所25箇所開設 避難者（最大）41世帯74名 ○住宅・宅地被害 半壊1世帯（ふじガ丘） 一部損壊103軒（市内全域的に被害あり） ○ライフライン被害 ・停電（市内約9,400軒） 関西広域で停電発生（約224万7,000軒）→9月7日に概ね解消 ・停電による断水	連絡員待機配備 発令9月4日 6時23分 解除9月4日 9時28分 災害警戒本部 発令9月4日 9時28分 解除9月5日 9時00分
	9月7日～10日	前線の停滞による大雨・洪水警報、土砂災害警戒情報発表のため	総降水量 170mm 時間最大雨量 59mm	○自主避難場所8箇所開設 避難者なし ○住宅・宅地被害 床下浸水5軒（鶴の荘、大成町、大原野字波坂）	連絡員待機配備 発令9月7日 23時06分 解除9月8日 1時08分 災害対策本部 発令9月8日 1時08分 解除9月8日 5時35分 災害警戒本部 発令9月8日 5時35分 解除9月8日 16時38分 災害警戒本部 発令9月9日 10時19分 解除9月10日 11時28分
	9月30日～10月1日	台風24号による大雨・暴風警報の発表のため	総降水量 70.5mm 時間最大雨量 20.5mm 最大風速 25.7m	○避難所25箇所開設 避難者（最大）72世帯104名 ○住宅・宅地被害 一部損壊3軒（安倉南、安倉北、寿楽荘） ○避難情報 市内全域96,398世帯225,041人に避難準備・高齢者等避難開始を発令 ○公共交通、公共施設被害 マンション解体現場足場の一部傾きにより国道176号線及び市道を一時通行止め	連絡員待機配備 発令9月30日 7時08分 解除9月30日 10時13分 災害警戒本部 発令9月30日 10時13分 解除9月30日 13時00分 災害対策本部 発令9月30日 13時00分 解除9月30日 23時03分 災害警戒本部 発令9月30日 23時03分 解除10月1日 8時30分

年	発生日	原因	気象観測値	被害状況（宝塚市）	災对本部設置状況
R1	8月15日～8月16日	台風10号による大雨・暴風警報発表のため	総降水量 241mm 時間最大雨量 41mm 最大瞬間風速 21.9m	○自主避難場所22箇所開設 避難者（最大）5世帯5名 ○倒木処理 4件	連絡員待機配備 発令8月15日 6時31分 解除8月15日 10時00分 災害警戒本部 発令8月15日 10時00分 解除8月16日 9時00分
	9月23日	台風17号による暴風警報発表のため	総降水量 15mm 時間最大雨量 10mm 最大瞬間風速 18.1m	なし	連絡員待機配備 発令9月23日 0時49分 解除9月23日 8時30分

第1部 地域としての災害危険性

	10月12日	台風19号による暴風警報発表のため	総降水量 66mm 時間最大雨量 11mm 最大瞬間風速 28.5m	○倒木処理 1件	連絡員待機配備 発令10月12日 4時38分 解除10月12日 18時45分
R2	1月8日	低気圧の接近による暴風警報発表のため	総降水量 37mm 時間最大雨量 24mm 最大風速 23.4m	なし	連絡員待機配備 発令1月8日 4時10分 解除1月8日 17時50分

年	発生日	原因	気象観測値	被害状況（宝塚市）	災対本部設置状況
R2	6月30日	梅雨前線による暴風警報発表のため	総降水量 119.0mm 時間最大雨量 40.0mm 最大瞬間風速 18.2m	○倒木処理による道路封鎖（すみれが丘1丁目）	連絡員待機配備 発令6月30日 15時07分 解除6月30日 22時35分
	7月8日～ 7月14日	令和2年7月豪雨による大雨・洪水警報・土砂災害警戒情報発表のため	総降水量 390.0mm 時間最大雨量 81.0mm	○住宅・宅地被害 床上浸水4件 床下浸水51件	災害警戒本部 発令7月8日 3時35分 解除7月8日 4時40分 災害対策本部 発令7月8日 4時40分 解除7月8日 9時00分 災害警戒本部 発令7月8日 9時00分 解除7月14日 14時46分
	7月24日～ 7月25日	令和2年7月豪雨による大雨・洪水警報・土砂災害警戒情報発表のため	総降水量 127.5mm 時間最大雨量 45.0mm	○なし	災害警戒本部 発令7月25日 3時35分 解除7月25日 3時50分 災害対策本部 発令7月25日 3時50分 解除7月25日 8時20分 災害警戒本部 発令7月25日 8時20分 解除7月25日 15時24分
	7月30日	令和2年7月豪雨による大雨・洪水警報・土砂災害警戒情報発表のため	総降水量 70.0mm 時間最大雨量 67.0mm	○住宅・宅地被害 床下浸水9件 落雷による民家の外付け電気メーターの火災（口谷東） ○ライフライン被害 停電90軒	災害警戒本部 発令7月30日 17時04分 解除7月30日 19時20分
	9月6日～ 9月7日	台風10号接近による暴風警報発表のため	総降水量 34.0mm 時間最大雨量 13.0mm 最大瞬間風速 25.0m	○ライフライン被害 停電（仁川地域、武庫山、長寿が丘、月見山、湯本町、紅葉が丘）	連絡員待機配備 発令9月7日 4時04分 解除9月7日 15時33分
	12月30日	強い冬型の気圧配置による暴風警報発表のため	総降水量 8.0mm 時間最大雨量 3.0mm 風速 8.0m	○なし	連絡員待機配備 発令12月30日 7時11分 解除12月30日 19時40分

第 1 部 地域としての災害危険性

R3	1月7日	暴風雪警報発表のため	総降水量 1.0 mm 時間最大雨量 1.0 mm 風速 13.0m	○なし	連絡員待機配備 発令1月7日4時15分 解除1月7日15時57分

年	発生日	原因	気象観測値	被害状況（宝塚市）	災対本部設置状況
R3	5月21日	大雨警報発表のため	総降水量 213.0mm 時間最大雨量 31.0mm	○住戸間擁壁被害1件 ○県道通行止め 1箇所	災害警戒本部 発令5月21日2時36分 解除5月21日11時44分
	7月8日	大雨警報発表のため	総降水量 153.0mm 時間最大雨量 27.5mm	○なし	災害警戒本部 発令7月8日3時32分 解除7月8日21時17分
	7月9日	大雨警報発表のため	総降水量 11.0mm 時間最大雨量 8.5mm	○なし	災害警戒本部 発令7月9日9時07分 解除7月9日14時02分
	8月9日	台風9号接近による暴風警報発表のため	総降水量 63.0mm 時間最大雨量 27.0mm 最大瞬間風速 11.0m	○倒木処理 3件 ○ライフライン被害 停電約400件	連絡員待機配備 発令8月9日10時17分 解除8月9日15時21分
	8月13日～ 8月15日	8月13日からの前線に伴う大雨警報発表のため	総降水量 356.0mm 時間最大雨量 37.0mm	○自主避難場所8箇所開設 避難者9名 ○転倒による負傷者1名 ○倒木処理 1件 ○県道通行止め 1箇所 ○高速道路通行止め 新名神	災害警戒本部 発令8月13日14時10分 解除8月15日11時32分
	8月17日～ 8月18日	8月17日からの前線に伴う大雨警報・土砂災害警戒情報発表のため	総降水量 141.0mm 時間最大雨量 24.0mm	○避難所8箇所開設 避難者2名 ○高齢者等避難開始発令 6,100世帯、13,000人 ○倒木処理 2件	災害警戒本部 発令8月17日12時56分 解除8月17日13時30分 災害対策本部 発令8月17日13時30分 解除8月17日17時20分 災害警戒本部 発令8月17日17時20分 解除8月18日17時00分
	8月19日	大雨警報発表のため	総降水量 171.0mm 時間最大雨量 17.0mm	○なし	災害警戒本部 発令8月19日8時48分 解除8月19日15時37分

年	発生日	原因	気象観測値	被害状況（宝塚市）	災対本部設置状況
R4	9月19日 ～ 9月20日	台風14号接近による暴風警報発表のため	総降水量 73.0mm 時間最大雨量 17.0mm 最大瞬間風速 21.6m	○自主避難場所8箇所開設 避難者3世帯4名	災害警戒本部 発令9月19日14時00分 解除9月20日9時00分

第1部 地域としての災害危険性

年	発生日	原因	気象観測値	被害状況（宝塚市）	災対本部設置状況
R5	5月7日～ 5月8日	大雨警報・土砂災害警戒情報発表のため	総降水量 274.0mm 時間最大雨量 41.0mm	○民家石垣一部崩れ	災害警戒本部 発令5月7日 22時53分 解除5月8日 09時00分 災害対策本部 発令5月8日 00時26分 解除5月8日 03時00分
	6月2日	梅雨前線による大雨警報発表のため	総降水量 144.1mm 時間最大雨量 27.0mm	○自主避難場所7箇所開設 避難者0名	災害警戒本部 発令6月2日 05時18分 解除6月2日 22時43分
	8月14日～ 8月16日	台風第7号に伴う警報発表のため	総降水量 222.0mm 時間最大雨量 31.5mm	○自主避難場所7箇所開設 避難者2名 ○転倒による負傷者2名 ○倒木処理16件 ○ライフライン関係 停電 約1330軒 鉄道の一部運休	災害警戒本部 発令8月15日 03時15分 解除8月16日 10時11分

年	発生日	原因	気象観測値	被害状況（宝塚市）	災対本部設置状況
R6	5月28日	大雨警報発表のため	総降水量 214.0mm 時間最大雨量 42.0 mm	○自主避難場所7か所開設 避難者0名	災害警戒本部 発令5月28日 6時26分 解散5月28日 18時20分
	8月8日	南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震注意）発表のため	○なし	○なし	災害対策本部 発令8月8日 19時15分 解散8月15日 17時00分
	11月2日	大雨警報（土砂災害・浸水害）のため	総降水量 132 mm 時間最大雨量 59 mm	○なし	災害警戒本部 発令11月2日 13時15分 解散11月2日 17時28分
	1月13日	南海トラフ地震臨時情報 （調査中）発表のため	○なし	○なし	連絡員待機配置 発令1月13日 22時59分 解散1月14日 0時11分

1-1-2 平成7年阪神・淡路大震災

地震と被害の概要

阪神・淡路大震災「兵庫県南部地震」

- (1) 1995年（平成7年）1月17日午前5時46分、兵庫県南部に震度6、場所によっては震度7の強い地震が発生し、この地域の地震としては、昭和27年に記録した震度4をはるかに上回る大きなものであった。

震源地 淡路島北部（北緯34度36分・東経135度02分）

震源の深さ 16km

規模 マグニチュード 7.3

各地の震度 6（神戸、洲本） 5（豊岡） 4（姫路など）

最大震度 7（宝塚市JR宝塚駅東側・JR中山寺駅付近）

「神戸市、芦屋市、西宮市、北淡町、一宮、津名町」

最大加速度 818gal（南北成分、神戸地方気象台）

(2) 地震の特徴

- ① 人口350万人余が密集し、わが国の経済活動の中核を担う淡路北部から神戸市及び阪神地域で発生した内陸・都市直下型地震であった。

深さ16kmという比較的浅い部分で発生し、断層が横にずれることにより起こったもので、大きなエネルギーが一挙に解放されるタイプであった。

(3) 被災概要

① 被災特徴

ア 大都市を直撃した地震のため、電気、水道、ガスなど被害が広範囲となるとともに、鉄道、新幹線、高速道路、新交通システム、地下鉄が損壊し、ライフラインに壊滅的な打撃を与えた。

イ 古い木造住宅密集地において、地震による大規模な倒壊、火災が発生した。特に神戸市兵庫区、長田区などでは大火災が発生した。

ウ 神戸・阪神地域という人口密集地で発生したため、多数の住民が避難所での生活を余儀なくされた。

② 兵庫県内被害状況（平成18年5月19日現在）

ア	災害救助法指定市町数	10市10町
イ	死者	6,402人
ウ	行方不明	3人
エ	負傷者	40,092人
オ	住家被害	
	全壊	104,004棟
	半壊	136,952棟
	一部損壊	297,811棟
カ	焼損棟数	
	全焼	7,035棟
	半焼	89棟
	部分焼	313棟
	ぼや	97棟

第1部 地域としての災害危険性

キ 避難箇所数・人数（ピーク時、平成7年1月23日） 1,153 箇所 316,678 人

③ 宝塚市内被害状況

ア 人的被害

死亡者 118 人（男性 43 人・女性 75 人）

負傷者 2,201 人（重傷 393 人・軽傷 1,808 人）

イ 避難者、避難所等＜最大時＞

避難人数 15,945 人（1/18）

避難所数 65 ケ所（1/20）（5/21 に避難所閉鎖）

ウ 避難勧告

2 地区、160 戸、484 人

エ 建築物、構造物の被害

家屋倒壊 全壊/3,559 棟 5,541 世帯

半壊/9,313 棟 14,819 世帯（被災証明書発行に基づく棟数）

オ 火災の発生

4 件「内建物火災 3 件（全焼 2 棟、部分焼 2 棟焼失面積 183 m²）、車両火災 1 件」

カ 交通ネットワークの寸断

J R 宝塚線、阪急宝塚線、今津線/不通・中国道/不通橋の破損や高架物の落下、
建築物倒壊、陥没による国道、道路の寸断

キ ライフラインの寸断

電 気 市内の一部停電

電 話 一部不通、回線集中による通信の混乱

水 道 南部市街地の 68%が断水

ガ ス 89%停止

下水道 一部管渠の破損（11 ケ所 3,100 m）

●緊急復旧事業

<居住の安定>

応急仮設住宅の供給/1,656 戸

（高齢者・身障者用 21 戸を含む）

住宅の応急修理/64 戸

<ライフラインの復旧>

電 気 1/20 応急復旧完了

電 話 当日応急復旧完了

水 道 2/24 応急復旧完了

ガ ス 3/25 応急復旧完了

下水道 機能停止なし

<鉄 道>

J R 宝塚線/1/19 復旧完了

阪急宝塚線/1/19 復旧完了

阪急今津線/1/30 一部復旧（宝塚駅～仁川駅） 5/25 全線復旧完了

<道 路>

中国自動車道／1／27 応急復旧完了

国 道 176 号／1／21 応急復旧完了

旧国道 176 号／3／10 応急復旧完了

県道塩瀬門戸荘線／9／27 応急復旧完了

第1部 地域としての災害危険性

1-1-3 平成7年阪神・淡路大震災被害の総括

被害の総括

宝塚市は、震源から40kmほど離れた位置にありながら、地質上不利な断層線上ということから次表のように大きな被害を受ける結果となった。

(1) 宝塚市の被害状況一覧（令和2年12月25日現在）

被害区分		単位	被害状況	備考
人	死亡	人	119	市独自の認定2名を含む。
	行方不明	人	0	
	負傷者	人	2,201	(重傷393人・軽傷1,808人)
物件	全壊	棟	3,559	5,541世帯
	半壊	棟	9,313	14,819世帯
	一部損壊	棟	14,305	20,905世帯
	全焼	棟	2	
	一部焼損	棟	2	
その他の被害	公共施設	カ所	41	市役所、市立病院等一部破損
	市立学校等	校・園	46校	幼稚園9園、小学校24校、中学校12校 養護学校1校、内3校一部校舎建替
	道路等	カ所	1,266	
	公園	カ所	58	10園閉鎖
	溜め池等	カ所	12	
	治山・砂防	カ所	6	
	橋梁	カ所	12	
	河川	カ所	34	法定河川11河川、砂防河川1、普通河川4
	クリーンセンター	棟	4	一部損壊
	鉄道	鉄道名	J R宝塚線、 阪急宝塚線、 阪急今津線不通	
	水道断水	戸	約50,000	南部市街地約74,000戸の内68%
	下水道	カ所	1,160	枺349、取付管291、マンホール520
	電話	回線	7,100	約80,00回線の内約8.9%
	電気	軒	90,000	(電灯、動力含む)
	ガス	軒	69,100	震前全数75,000 復旧67,400 残一棟

(市災害対策本部調べ)

(2) 被害の概要

- ① 避難人数 15,945 人 (最大時 1/18)
 避難所数 65 箇所 (最大時 1/20)
 避難勧告 2 地区 160 戸 484 人
 逆瀬台6丁目 73 戸 242 人 (1/21)
 紅葉ガ丘 87 戸 242 人 (1/22)
- ② 火災件数 全焼 2 件、一部焼損 2 件 (1/22)、車両の焼損 1 台 (1/17)
- ③ 宅地の被害 山麓 (さんろく) 住宅地の損壊

(3) 医療機関の被害

- ① 市立病院等医療施設
 診療所 有床 13 内全壊 1、無床 120 内半壊 5
 歯科診療所 91 内全壊 4、半壊 5
 助産所 有床 2 内半壊 1、無床 8 内全壊 1 半壊 2
 歯科技工所 15 内半壊 2
 薬局 62 内全壊 3
- ② 宝塚保健所 壁面にクラック
- ③ 健康センター 表玄関、体育館内壁等クラック

(4) ライフラインの被害

ライフライン	震災発生時の状況
水道	地震発生と同時に南部市街地で断水
下水道	汚水桝等に損傷
電気	地震発生と同時に市街地を中心に停電
ガス	地震発生と同時に南部市街地で供給停止
電話	地震発生と同時に南部市街地を中心に不通
道路	地震発生と同時に道路、橋梁の一部損壊
鉄道	J R 宝塚線不通、 阪急宝塚線不通、 阪急今津線不通

(5) 商店街、小売市場の被害

商店街 25、全店舗数 1,031 の内全・半壊店舗数 103
 小売市場 10、全店舗数 209 の内全・半壊店舗数 72

(6) ホテル・旅館の被害

宝塚温泉を支えてきた宿泊施設も甚大な被害を受け、和旅館はすべて全壊・半壊状態。鉄筋コンクリート造りのホテルも亀裂が生じるなど大きな被害を受けた。震災前 12 軒あったホテル・旅館 (武田尾を除く) のうち 5 軒が廃業し、休業していた 2 軒については、順次、リニューアル・新築オープンした。

第1部 地域としての災害危険性

(7) 市営住宅の被害

本市の市営住宅 26 団地、952 戸の建物自体には、全半壊等の被害はないが外構、外壁及び住戸内部に修繕を要する相当数の被害を受けた。

(8) 下水道施設の被害

下水道施設への被害は、次の表のとおりであった。

		武庫川処理区		原田処理区	
污水管	管路被災延長	2,938m		313m	
	ます被災箇所	296 箇所		53 箇所	
	取付管被災箇所	252 箇所		39 箇所	
	マンホール被災箇所	451 箇所		69 箇所	
		宝塚排水区	良元排水区	小浜排水区	長尾排水区
雨水路	幹線被災延長	54m	716m	23m	221m
	面整備管被災延長	592m	1,568m	1,951m	192m
	合計	646m	2,284m	1,974m	413m

(9) 公共施設等の被害

① 学校・園等

幼稚園 16 園中 9 園、小学校 24 校全部、中学校 12 校全部、養護学校の壁面等にクラックやジョイント部に被害。

特に顕著な被害の建物は宝塚小学校の中校舎棟及び南校舎棟、宝塚第一中学校の南・東校舎棟及び技術棟、並びに長尾中学校の北校舎棟の被害が大きくいずれも解体して、一体的に建て直すこととなった。

② 中央公民館、東公民館、西公民館

防火ドアの破損、館内漏水、内・外壁クラック、高架水槽のずれ等の被害があったが、避難所として使用するため、危険回避のための修理を早急に行った。

③ 中央図書館、西図書館

配水管破損、空調機・受水槽破損、地盤陥没、壁クラック等の被害があったが、早期開館をめざし、早急に危険回避の補修を実施した。

④ 小浜宿資料館

壁クラック及び剥離等の被害があったが、修理を行った。また、展示説明板は危険回避のため早急に修理した。

⑤ スポーツセンター

テニスコート 8 面破損や、高司グラウンドのフェンス一部破損の被害があったが、利用者に危険を及ぼすおそれは少なかったが、平成 7 年度で修理を完了した。

⑥ 文化財

「国指定重要文化財」

八幡神社(中筋 2 丁目) ……本殿覆屋が倒壊する被害があったが、復旧を行った。

「県指定重要文化財」

素盞鳴神社(高司2丁目) ……覆屋が倒壊し、平成7年度で建て替えた。

「市指定文化財」

泉流寺(山本台1丁目) ……十一面観音菩薩立像一部損壊の被害を受けたが、復旧した。

売布神社(売布山手) ……社号標石の倒壊の被害を受けたが、復旧した。

「歴史的建造物等」

社寺及び江戸後期から昭和初期に建造された民家が全壊、半壊の被害を受けた。

⑦ 市役所

庁舎内外壁面斜めクラック及び床面クラック、並びに校内通路等のアスファルト舗装部分のクラック等が発生した。

⑧ 水道局庁舎

壁面にクラックを生じた。

⑨ 保育所

市立保育所9園のうち

建替えを必要とする保育所……………1保育所

修繕を必要とする保育所……………3保育所

の被害を受けた。

⑩ 公園施設等

市内には、街区公園、近隣公園、地区公園、運動公園等合わせ207公園があり、そのうち58公園が擁壁の亀裂、地割れの被害を受けた。

(10) 震災に伴う波及

上記以外の被害も多々ある中で、直接的被害にとどまらず、避難所生活の長期化、それに伴う精神的疲労や子供・高齢者、障碍(がい)者等への心理的影響、学校等教育機能の低下、ライフラインの復旧の遅れ・交通渋滞などによる不便な生活の長期化や都市機能の低下、雇用の不安定化など市民の生活に対する震災の影響はさまざまな面に現れた。

また、大量の災害廃棄物処理の長期化や、これに伴う影響への影響など、震災がもたらした被害は広範囲で、多方面にわたる深刻なものとなった。

第1部 地域としての災害危険性

1-2 法規等に基づく危険区域等指定一覧表

1-2-1 水防区域

河川名	左右岸別	延長 m	水防区域	危険理由	重要度
武庫川	右	600	月見山～観音谷川合流点	堤防高	A
	左	200	武田尾橋上流100m ～ 武田尾温泉	堤防高	A
	左	2,700	武庫川町・美座1・2丁目 小浜1・2丁目 弥生町	要注意	C
	右	4,000	南口2丁目・中州2丁目 湯本町・末広町・東洋町 御所の前町・美幸町	要注意	C
足洗川	左	100	阪急宝塚線～西国橋	堤防高	B
	右	100			B
勅使川	左	200	阪急宝塚線～福寿橋	堤防高	B
	右	200			B
大堀川	左	1,250	西田川橋～国府橋	堤防高	A
	右	1,250			A
支多々川	左	1,600	武庫川合流点 ～宝梅2丁目（月見橋）	堤防高	B
	右	1,600			B
荒神川	左	480	国道176号～荒神橋	堤防高	A
	右	480			A
天神川	左	400	市道長尾線～雲垣内橋	堤防斜面の	B
	右	300		崩れ・すべり	B
亥の谷川	左	250	梅野橋～射撃橋	堤防高	B
	右	250			B

1-2-2 土砂災害警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域

1-2-2-1 土砂災害警戒区域

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）に基づく土砂災害警戒区域

土石流等が発生した場合に、人家が存在し、若しくは将来住宅等が新規に立地する可能性があると考えられ、住民等の生命又は身体に危険が生じる恐れがあると認められる区域を言う。（急傾斜地の崩壊とは、傾斜度が30度以上である土地が崩壊する自然現象、土石流とは、山腹が崩壊して土石流又は溪流の土石等が一体となって流下する自然現象）

箇所番号	箇所名	所在地	自然現象	避難所等	備考
1	芝 III	下佐曾利芝	急傾斜地	西谷小学校 西谷中学校 宝塚自然の家 介護老人保健施設西谷憩いの家 特別養護老人ホーム 宝塚シニアコミュニティ 旭国際宝塚カントリー倶楽部	55
2	芝 II	下佐曾利芝	急傾斜地		
3	大藪 II	下佐曾利大藪	急傾斜地		40
4	福本（1） II	下佐曾利福本	急傾斜地		41
5	福本（2） II	下佐曾利福本	急傾斜地		42
6	西川 I	下佐曾利西川	急傾斜地		30
7	角 II	下佐曾利角	急傾斜地		43
8	中山 II	下佐曾利中山	急傾斜地		44
9	山添 II	下佐曾利山添	急傾斜地		
10	道谷 I	長谷道谷	急傾斜地		32
11	北畑 II	長谷北畑	急傾斜地		45
12	道谷 II	長谷道谷	急傾斜地		46
13	岩坪 II	大原野岩坪	急傾斜地		61
14	大原野 II	大原野石風	急傾斜地	西谷小学校 西谷中学校 宝塚自然の家 介護老人保健施設西谷憩いの家 特別養護老人ホーム 宝塚シニアコミュニティ 太平洋クラブ宝塚コース	47
15	大原野（5） II	大原野西田	急傾斜地		48
16	大原野（6） II	大原野西田	急傾斜地		49
17	大原野（3） II	大原野鳥ノ内	急傾斜地		65
18	大原野（4） II	大原野鳥ノ内	急傾斜地		50
19	大原野 I	大原野	急傾斜地		53
20	大原野（7） II	大原野林	急傾斜地		54
21	大原野（2） II	大原野馬形	急傾斜地		66
22	境野 I	境野	急傾斜地		69
23	境野（1） II	境野野手上	急傾斜地		112
24	境野（2） II	境野若下	急傾斜地		113
25	境野（3） II	境野浜居場	急傾斜地		115
26	境野（1） III	境野浜居場	急傾斜地	西谷小学校	114

第1部 地域としての災害危険性

箇所番号	箇所名	所在地	自然現象	避難所等	備考
27	境野（2）Ⅲ	境野大道南	急傾斜地	西谷中学校	116
28	境野（3）Ⅲ	境野	急傾斜地	宝塚自然の家 介護老人保健施設西谷憩いの家 特別養護老人ホーム 宝塚シニアコミュニティ 太平洋クラブ宝塚コース	57
29	玉瀬（2）Ⅲ	玉瀬	急傾斜地	西谷小学校 西谷中学校 宝塚自然の家 介護老人保健施設西谷憩いの家 特別養護老人ホーム 宝塚シニアコミュニティ 新宝塚カントリークラブ	117
30	玉瀬（3）Ⅲ	玉瀬	急傾斜地		58
31	玉瀬（1）Ⅲ	玉瀬前田	急傾斜地		59
32	前田Ⅰ	玉瀬前田	急傾斜地		31
33	平田Ⅱ	玉瀬平田	急傾斜地		118
34	津賀Ⅱ	玉瀬津賀	急傾斜地		119
35	細尾Ⅰ	玉瀬細尾	急傾斜地		120
36	タワⅠ	玉瀬タワ	急傾斜地		
37	玉瀬（5）Ⅲ	玉瀬	急傾斜地		62
38	大岩谷Ⅰ	大岩谷	急傾斜地		121
39	玉瀬（4）Ⅲ	玉瀬	急傾斜地		123
40	堂山Ⅲ	切畑堂山	急傾斜地		124
41	奥ノ谷Ⅲ	切畑奥ノ谷	急傾斜地		60
42	奥ノ谷Ⅱ	切畑奥ノ谷	急傾斜地		125
43	切畑Ⅲ	切畑	急傾斜地		
44	奥ノ焼Ⅱ	切畑奥ノ焼	急傾斜地		128
45	検見（1）Ⅱ	切畑検見	急傾斜地		51
46	イヅリハ（1）Ⅰ	玉瀬イヅリハ	急傾斜地		
47	イヅリハ（1）Ⅱ	玉瀬イヅリハ	急傾斜地		52
48	イヅリハ（2）Ⅱ	玉瀬イヅリハ	急傾斜地		
49	検見（3）Ⅱ	切畑検見	急傾斜地		
50	検見Ⅰ	切畑検見	急傾斜地		
51	イヅリハ（4）Ⅰ	玉瀬イヅリハ	急傾斜地		
52	イヅリハ（2）Ⅰ	玉瀬イヅリハ	急傾斜地		
53	イヅリハ（3）Ⅰ	玉瀬イヅリハ	急傾斜地		133
54	鳥脇（1）Ⅰ	鳥ガ脇	急傾斜地	西谷小学校	4

第1部 地域としての災害危険性

箇所番号	箇所名	所在地	自然現象	避難所等	備考
55	鳥脇（2）Ⅰ	鳥ガ脇	急傾斜地	西谷中学校 宝塚自然の家 介護老人保健施設西谷憩いの家 特別養護老人ホーム 宝塚シニアコミュニティ 大宝塚ゴルフクラブ	127
56	スリバチ谷川Ⅱ	上佐曽利	土石流	西谷小学校	
57	上佐曽利谷1Ⅱ	上佐曽利	土石流	西谷中学校	3
58	上佐曽利谷2Ⅱ	上佐曽利	土石流	宝塚自然の家	
59	上佐曽利谷3Ⅱ	上佐曽利	土石流	介護老人保健施設西谷憩いの家	
60	上佐曽利谷4Ⅱ	上佐曽利	土石流	特別養護老人ホーム	
61	皿池谷川Ⅰ	下佐曽利	土石流	宝塚シニアコミュニティ	
62	下佐曽利谷Ⅱ	下佐曽利	土石流	旭国際宝塚カントリー倶楽部	26
63	西部谷1Ⅱ	大原野	土石流		
64	波豆西部谷2Ⅱ	大原野	土石流	西谷小学校	
65	波豆西部谷3Ⅱ	波豆	土石流	西谷中学校	
66	天狗山東谷Ⅱ	大原野	土石流	宝塚自然の家	
67	竜王山西谷Ⅰ	大原野	土石流	介護老人保健施設西谷憩いの家	
68	原野川Ⅰ	大原野	土石流	特別養護老人ホーム	
69	安場川Ⅰ	大原野	土石流	宝塚シニアコミュニティ	
70	穴虫川Ⅰ	大原野	土石流	太平洋クラブ宝塚コース	
71	境野川Ⅰ	大原野	土石流		
72	玉瀬谷Ⅱ	玉瀬	土石流		122
73	切畑上谷川Ⅰ	切畑	土石流	西谷小学校	
74	切畑谷1Ⅱ	切畑	土石流	西谷中学校	
75	茶屋池谷Ⅱ	切畑	土石流	宝塚自然の家	
76	奥之焼西谷Ⅰ	切畑	土石流	介護老人保健施設西谷憩いの家	
77	検見東谷Ⅰ	切畑	土石流	特別養護老人ホーム	132
78	立合新田谷3Ⅱ	切畑	土石流	宝塚シニアコミュニティ 新宝塚カントリークラブ	126
79	立合新田谷2Ⅱ	切畑	土石流		
80	鳥脇谷川Ⅰ	切畑	土石流	西谷小学校	
81	鳥脇川Ⅰ	切畑	土石流	西谷中学校	
82	長尾山谷Ⅱ	切畑	土石流	宝塚自然の家 介護老人保健施設西谷憩いの家 特別養護老人ホーム	

第1部 地域としての災害危険性

箇所番号	箇所名	所在地	自然現象	避難所等	備考
				宝塚シニアコミュニティ 大宝塚ゴルフクラブ	
83	中山五月台(2)Ⅰ	中山五月台七丁目	急傾斜地	中山台小学校 中山五月台中学校 県立宝塚東高等学校 特別養護老人ホーム中山ちどり	87
84	中山五月台(1)Ⅲ	中山五月台七丁目	急傾斜地		88
85	中山五月台(2)Ⅲ	中山五月台七丁目	急傾斜地		89
86	切畑Ⅰ	中山五月台六丁目	急傾斜地		34
87	中山五月台(3)Ⅰ	中山五月台七丁目	急傾斜地		33
88	中山桜台Ⅲ	中山桜台六丁目	急傾斜地		
89	中山桜台Ⅱ	中山桜台七丁目	急傾斜地		18
90	中山桜台(4)Ⅰ	中山桜台六丁目	急傾斜地		10
91	中山桜台(2)Ⅰ	中山桜台五丁目	急傾斜地		
92	中山桜台(3)Ⅰ	中山桜台五丁目	急傾斜地		19
93	中山桜台(1)Ⅰ	中山桜台三丁目	急傾斜地		11
94	中山台Ⅰ	中山台一丁目	急傾斜地		12
95	中山五月台(1)Ⅰ	中山五月台二丁目	急傾斜地		
96	山手台西Ⅰ	山手台西二丁目	急傾斜地	山手台小学校 山手台中学校 共同利用施設山本台会館	
97	中筋Ⅰ	中筋山手五丁目	急傾斜地	長尾小学校 長尾中学校 特別養護老人ホーム宝塚あいわ苑	84
98	中筋山手(2)Ⅰ	山手台西一丁目	急傾斜地	山手台小学校 山手台中学校 共同利用施設山本台会館	
99	中筋山手(3)Ⅰ	山本台三丁目	急傾斜地		
100	山本台Ⅰ	山本台三丁目	急傾斜地		85
101	山手台東(1)Ⅲ	山手台東一丁目	急傾斜地		
102	山手台東(2)Ⅲ	山手台東一丁目	急傾斜地		
103	平井(4)Ⅰ	平井一丁目	急傾斜地	長尾小学校 長尾中学校 特別養護老人ホーム宝塚あいわ苑 ひらい人権文化センター	
104	平井(2)Ⅰ	平井一丁目	急傾斜地		56
105	平井(3)Ⅰ	平井一丁目	急傾斜地		81
106	平井山荘Ⅰ	平井山荘	急傾斜地		
107	平井山荘(2)Ⅰ	平井山荘	急傾斜地		
108	平井(1)Ⅰ	平井二丁目	急傾斜地		80
109	中筋山手Ⅰ	中筋山手三丁目	急傾斜地		
110	中山寺Ⅲ	中山寺二丁目	急傾斜地		63
111	ふじヶ丘(1)(2)Ⅰ	ふじヶ丘	急傾斜地	南ひばりヶ丘中学校	68
112	ふじヶ丘(2)(2)Ⅰ	ふじヶ丘	急傾斜地	特別養護老人ホーム花屋敷栄光園	

第1部 地域としての災害危険性

箇所番号	箇所名	所在地	自然現象	避難所等	備考
113	ふじヶ丘Ⅰ	ふじヶ丘	急傾斜地	愛宕原ゴルフ倶楽部	67
114	長尾台(2)(1)Ⅰ	長尾台二丁目	急傾斜地		71
115	長尾台(3)Ⅰ	長尾台二丁目	急傾斜地		
116	長尾台(5)Ⅰ	長尾台一丁目	急傾斜地		72
117	つつじヶ丘(3)Ⅰ	花屋敷つつじヶ丘	急傾斜地		36
118	つつじヶ丘(2)(1)Ⅰ	花屋敷つつじヶ丘	急傾斜地		
119	つつじヶ丘(2)Ⅰ	花屋敷つつじヶ丘	急傾斜地		8
121	雲雀丘山手(2)Ⅰ	雲雀丘山手二丁目	急傾斜地		74
122	雲雀丘山手(2)(1)Ⅰ	雲雀丘山手二丁目	急傾斜地		75
123	長尾台(2)Ⅰ	長尾台一丁目	急傾斜地		73
124	雲雀丘山手(3)Ⅰ	雲雀丘山手二丁目	急傾斜地	南ひばりガ丘中学校	78
125	つつじヶ丘Ⅱ	花屋敷つつじヶ丘	急傾斜地	雲雀丘学園	
126	つつじヶ丘(4)Ⅰ	花屋敷つつじヶ丘	急傾斜地	雲雀丘サービスステーション 雲雀丘倶楽部 雲雀丘ゴルフクラブ	76
127	松ヶ丘Ⅰ	花屋敷松が丘	急傾斜地	南ひばりガ丘中学校	70
128	荘園(1)Ⅰ	花屋敷荘園二丁目	急傾斜地	川西市立桜が丘小学校	1
129	荘園(2)Ⅰ	花屋敷荘園三丁目	急傾斜地	川西市立川西中学校 共同利用施設松ガ丘会館	2
130	雲雀丘(5)Ⅰ	雲雀丘二丁目	急傾斜地	南ひばりガ丘中学校	14
131	雲雀丘(2)Ⅰ	雲雀丘三丁目	急傾斜地	雲雀丘学園	96
132	雲雀丘(4)Ⅰ	雲雀丘一丁目	急傾斜地	雲雀丘サービスステーション 雲雀丘倶楽部 雲雀丘ゴルフクラブ	
133	すみれヶ丘(2)(2)Ⅰ	すみれヶ丘三丁目	急傾斜地	すみれガ丘小学校 御殿山中学校 地域利用施設御殿山会館 介護老人福祉施設夢御殿山	
134	すみれヶ丘(1)(2)Ⅲ	すみれヶ丘三丁目	急傾斜地		
135	すみれヶ丘(1)(2)Ⅰ	すみれヶ丘三丁目	急傾斜地		
136	すみれヶ丘(4)(2)Ⅰ	すみれヶ丘二丁目	急傾斜地		
137	すみれヶ丘(3)(2)Ⅲ	すみれヶ丘二丁目	急傾斜地		
138	すみれヶ丘(4)(2)Ⅲ	すみれヶ丘二丁目	急傾斜地		
139	すみれヶ丘(3)(2)Ⅰ	すみれヶ丘三丁目	急傾斜地		
140	すみれヶ丘(2)(2)Ⅲ	すみれヶ丘三丁目	急傾斜地		
141	すみれヶ丘(6)(2)Ⅰ	すみれヶ丘四丁目	急傾斜地	すみれガ丘小学校	
142	すみれヶ丘(5)(2)Ⅰ	すみれヶ丘三丁目	急傾斜地	御殿山中学校	

第1部 地域としての災害危険性

箇所番号	箇所名	所在地	自然現象	避難所等	備考
143	すみれヶ丘(2)Ⅱ	すみれヶ丘二丁目	急傾斜地	地域利用施設御殿山会館 介護老人福祉施設夢御殿山	
144	御殿山(1)Ⅰ	御殿山四丁目	急傾斜地	宝塚小学校 御殿山中学校 地域利用施設御殿山会館 介護老人福祉施設夢御殿山	93
145	御殿山(2)Ⅰ	御殿山四丁目	急傾斜地		
146	御殿山(2)(1)Ⅰ	御殿山四丁目	急傾斜地		21
147	桜ヶ丘(2)Ⅰ	川面	急傾斜地		94
148	桜ヶ丘(1)Ⅰ	桜ヶ丘	急傾斜地		95
149	川面Ⅰ	川面五丁目	急傾斜地	売布小学校 宝塚中学校 宝塚ベガホール ピピアめふ公益施設 市立老人福祉センター（フレミラ宝塚） 小規模多機能型居宅介護事業所オアシス宝塚	
150	米谷Ⅲ	米谷	急傾斜地		
151	米谷(2)Ⅱ	米谷	急傾斜地		
152	清荒神(2)Ⅱ	清荒神五丁目	急傾斜地		91
153	清荒神(3)Ⅱ	清荒神三丁目	急傾斜地		
154	清荒神Ⅰ	清荒神五丁目	急傾斜地		92
155	清荒神(1)Ⅱ	清荒神三丁目	急傾斜地		
156	泉ヶ丘(2)Ⅰ	泉ヶ丘	急傾斜地		20
157	売布きよしヶ丘Ⅰ	売布山手町	急傾斜地		90
158	売布ヶ丘Ⅱ	売布四丁目	急傾斜地		
159	中山寺Ⅰ	売布四丁目	急傾斜地		6
160	中山荘園Ⅰ	中山荘園	急傾斜地		
161	中山荘園(2)Ⅰ	中山荘園	急傾斜地		
162	米谷Ⅰ	米谷一丁目	急傾斜地	小浜小学校	
163	米谷(1)Ⅱ	米谷一丁目	急傾斜地	介護老人保健施設ステップハウス宝塚 共同利用施設小浜会館	
164	安倉西Ⅰ	安倉西二丁目	急傾斜地	安倉小学校 安倉中学校 宝塚市総合福祉センター	
165	長寿ヶ丘(3)Ⅰ	長寿ヶ丘	急傾斜地	宝塚第一小学校 宝梅中学校 甲子園大学 地域利用施設南口会館	27
166	長寿ヶ丘(4)Ⅰ	長寿ヶ丘	急傾斜地		28
167	長寿ヶ丘(5)Ⅰ	長寿ヶ丘	急傾斜地		
168	長寿ヶ丘(1)Ⅰ	長寿ヶ丘	急傾斜地		9
169	長寿ヶ丘(2)Ⅰ	長寿ヶ丘	急傾斜地		23
170	月見山(3)Ⅰ	長寿ヶ丘	急傾斜地	宝塚第一小学校 宝梅中学校 地域利用施設南口会館	
171	月見山(4)Ⅰ	月見山二丁目	急傾斜地		24
173	月見山Ⅲ	月見山二丁目	急傾斜地		64
174	月見山(2)Ⅰ	月見山一丁目	急傾斜地		

第1部 地域としての災害危険性

箇所番号	箇所名	所在地	自然現象	避難所等	備考
175	月見山Ⅰ	月見山一丁目	急傾斜地		29
176	武庫山Ⅰ	紅葉が丘	急傾斜地		38
177	紅葉ヶ丘(2)Ⅰ	紅葉が丘	急傾斜地		15
178	紅葉ヶ丘Ⅰ	紅葉が丘	急傾斜地		39
179	武庫山(2)Ⅰ	武庫山二丁目	急傾斜地		40
180	宝松苑Ⅰ	宝松苑	急傾斜地		97
181	光ヶ丘(1)Ⅰ	光が丘一丁目	急傾斜地	宝塚第一小学校 西山小学校 光が丘中学校 地域利用施設南口会館 宝塚ゴルフ倶楽部	
182	光ヶ丘(2)Ⅰ	光が丘一丁目	急傾斜地		
183	光ヶ丘Ⅱ	小林	急傾斜地		
184	ゆずり葉(3)Ⅰ	ゆずり葉台三丁目	急傾斜地		98
185	ゆずり葉(5)Ⅰ	ゆずり葉台二丁目	急傾斜地		22
186	ゆずり葉(2)Ⅰ	ゆずり葉台二丁目	急傾斜地		99
187	ゆずり葉(1)Ⅰ	ゆずり葉台二丁目	急傾斜地		
188	ゆずり葉(4)Ⅰ	ゆずり葉台二丁目	急傾斜地		
189	ゆずり葉Ⅲ	ゆずり葉台一丁目	急傾斜地		
190	青葉台Ⅰ	青葉台二丁目	急傾斜地		100
191	逆瀬台(2)Ⅰ	逆瀬台六丁目	急傾斜地		
192	逆瀬台Ⅰ	逆瀬台二丁目	急傾斜地		101
193	逆瀬台(3)Ⅰ	逆瀬台二丁目	急傾斜地		
194	逆瀬台(1)Ⅱ	逆瀬台二丁目	急傾斜地		102
195	逆瀬台(2)Ⅱ	逆瀬台二丁目	急傾斜地		
196	宝梅(1)Ⅰ	宝梅二丁目	急傾斜地		
197	宝梅Ⅱ	宝梅二丁目	急傾斜地		
198	宝梅(2)Ⅰ	宝梅二丁目	急傾斜地		
199	野上(3)Ⅰ	野上五丁目	急傾斜地		7
200	野上(2)Ⅰ	野上一丁目	急傾斜地		103
201	野上Ⅰ	野上二丁目	急傾斜地		
202	社町Ⅰ	小林一丁目	急傾斜地	西山小学校 良元小学校 西公民館 共同利用施設小林会館	
203	千種(1)Ⅰ	千種一丁目	急傾斜地	西山小学校	104
204	千種(4)Ⅰ	千種一丁目	急傾斜地	宝梅中学校	
205	千種(5)Ⅰ	千種一丁目	急傾斜地	西公民館	
206	千種(2)Ⅰ	千種二丁目	急傾斜地	特別養護老人ホーム宝塚ちどり	105

第1部 地域としての災害危険性

箇所番号	箇所名	所在地	自然現象	避難所等	備考
207	千種(3)Ⅰ	千種二丁目	急傾斜地	介護老人保健施設ケアヴィラ宝塚 宝塚ゴルフ倶楽部	106
208	塔の町Ⅰ	塔の町	急傾斜地		107
209	仁川うぐいす台(1)	仁川うぐいす台	急傾斜地	仁川小学校 宝塚第一中学校	
210	仁川うぐいす台(2)	仁川うぐいす台	急傾斜地	仁川小学校 宝塚第一中学校 さらら仁川公益施設 共同利用施設仁川会館	
211	仁川高丸(4)Ⅰ	仁川高丸一丁目	急傾斜地		16
212	仁川高丸(1)Ⅰ	仁川高丸一丁目	急傾斜地		25
213	仁川高丸(2)Ⅰ	仁川高丸三丁目	急傾斜地		
214	仁川宮西Ⅰ	仁川月見が丘	急傾斜地		
215	仁川高丸(3)Ⅰ	仁川高台一丁目	急傾斜地		
216	山本西Ⅰ	山本西一丁目	急傾斜地	長尾小学校 長尾中学校 特別養護老人ホーム 宝塚あいわ苑	86
217	山本台東(3)Ⅲ	山手台東一丁目	急傾斜地	山手台小学校 山手台中学校 共同利用施設山本台会館	83
218	平井(5)Ⅰ	平井一丁目	急傾斜地	長尾小学校 長尾中学校 特別養護老人ホーム宝塚あいわ苑 共同利用施設中山寺会館	82
219	長尾台Ⅱ	長尾台二丁目	急傾斜地	南ひばりガ丘中学校	37
220	つつじヶ丘(1)Ⅰ	花屋敷つつじヶ丘	急傾斜地	特別養護老人ホーム花屋敷栄光園 愛宕原ゴルフ倶楽部	
221	売布ヶ丘(2)Ⅰ	清荒神四丁目	急傾斜地	売布小学校	
222	清荒神(2)Ⅰ	清荒神五丁目	急傾斜地	宝塚中学校 宝塚ベガホール ピピアめふ公益施設 市立老人福祉センター（フレミラ宝塚） 小規模多機能型居宅介護事業所 オアシス宝塚	
223	千種Ⅲ	千種一丁目	急傾斜地	西山小学校 宝梅中学校 西公民館 特別養護老人ホーム宝塚ちどり	

第1部 地域としての災害危険性

箇所番号	箇所名	所在地	自然現象	避難所等	備考
				介護老人保健施設ケアヴィラ宝塚 宝塚ゴルフ倶楽部	
224	中山桜台(5)Ⅱ	中山桜台七丁目	急傾斜地	中山台小学校 中山五月台中学校 県立宝塚東高等学校 特別養護老人ホーム 中山ちどり	
225	売布きよしガ丘(2)Ⅰ	売布きよしガ丘	急傾斜地	売布小学校 宝塚中学校 宝塚ベガホール ピピアめふ公益施設 市立老人福祉センター(フレミラ宝塚) 小規模多機能型居宅介護 事業所オアシス宝塚	
226	中山台(2)Ⅰ	中山台一丁目	急傾斜地	中山台小学校 中山五月台中学校 県立宝塚東高等学校 特別養護老人ホーム中山ちどり	13
227	平井(6)Ⅰ	平井四丁目	急傾斜地	南ひばりガ丘中学校	79
228	ふじヶ丘(1)(2)Ⅰ-1	ふじガ丘	急傾斜地	南ひばりガ丘中学校 特別養護老人ホーム花屋敷栄光園 愛宕原ゴルフ倶楽部	
229	仁川うぐいす台(3)Ⅱ	仁川うぐいす台	急傾斜地	仁川小学校 宝塚第一中学校 さらら仁川公益施設 共同利用施設仁川会館	108
230	武庫山(3)Ⅰ	武庫山二丁目	急傾斜地	宝塚第一小学校	
231	月見山Ⅰ-2	月見山一丁目	急傾斜地	宝梅中学校	
232	武庫山Ⅰ-2	紅葉ガ丘	急傾斜地	地域利用施設南口会館	
233	中山谷川Ⅰ	切畑	土石流	中山台小学校 中山五月台中学校 県立宝塚東高等学校 特別養護老人ホーム 中山ちどり	
234	五月台西谷川Ⅰ	切畑	土石流		
235	五月谷Ⅰ	切畑	土石流		
236	五月東谷Ⅰ	切畑	土石流		
237	五月二ツ谷Ⅰ	切畑	土石流		
238	五月台西北谷Ⅰ	切畑	土石流		

第1部 地域としての災害危険性

箇所番号	箇所名	所在地	自然現象	避難所等	備考
239	五月台北谷Ⅰ	切畑	土石流		
240	向谷Ⅰ	切畑	土石流	長尾小学校	
241	辰巳谷川Ⅰ	平井一丁目	土石流	長尾中学校	
242	平井谷Ⅰ	切畑	土石流	特別養護老人ホーム宝塚あいわ苑	
243	城丸川Ⅰ	切畑	土石流	共同利用施設中山寺会館	
244	すみれが丘谷Ⅰ	すみれが丘三丁目	土石流	すみれが丘小学校 御殿山中学校 地域利用施設御殿山会館 介護老人福祉施設夢御殿山	
245	御殿山谷川Ⅰ	川面	土石流	宝塚小学校 御殿山中学校 地域利用施設御殿山会館	
246	荒神川Ⅰ	米谷	土石流	売布小学校	
247	荒神小谷Ⅰ	米谷	土石流	宝塚中学校	
248	荒神谷川Ⅰ	切畑	土石流	宝塚ベガホール ピピアめふ公益施設 市立老人福祉センター（フレミラ宝塚） 小規模多機能型居宅介護事業所 オアシス宝塚	
249	平井西谷Ⅲ	山手台東四丁目	土石流	山手台小学校	
250	平井東谷Ⅲ	山手台東四丁目	土石流	山手台中学校 共同利用施設山本会館	
251	月見山谷Ⅰ	伊子志	土石流	宝塚第一小学校	
252	塩谷紅葉谷Ⅰ	伊子志	土石流	宝梅中学校	※
253	支多々川Ⅰ	小林	土石流	地域利用施設南口会館	
254	小林谷Ⅰ	小林	土石流	宝塚第一小学校 西山小学校 光が丘中学校 地域利用施設南口会館 宝塚ゴルフ倶楽部	
255	武庫山北谷Ⅰ	伊子志	土石流	宝塚第一小学校	
256	武庫山南谷Ⅰ	伊子志	土石流	宝梅中学校 地域利用施設南口会館	
257	ナダウラ川Ⅰ	ゆずり葉台三丁目	土石流	宝塚第一小学校	
258	ゆずり葉の谷Ⅰ	ゆずり葉台三丁目	土石流	西山小学校	110

第1部 地域としての災害危険性

箇所番号	箇所名	所在地	自然現象	避難所等	備考
259	千石ズリ谷Ⅰ	小林	土石流	光が丘中学校	
260	白瀬川Ⅰ	ゆずり葉台一丁目	土石流	地域利用施設南口会館	
261	逆瀬川Ⅲ	小林	土石流	特別養護老人ホーム 宝塚栄光園	111
262	ゆずり葉台ⅠⅢ	小林	土石流	宝塚ゴルフ倶楽部	
263	長尾台(1)Ⅰ	長尾台一丁目 川西市満願寺町	急傾斜地	南ひばりガ丘中学校 特別養護老人ホーム花屋敷栄光園	
264	長尾台(6)Ⅰ	長尾台二丁目 川西市満願寺町	急傾斜地	愛宕原ゴルフ倶楽部	35
265	雲雀丘山手(1)Ⅰ	雲雀丘山手一丁目 川西市花屋敷二丁目	急傾斜地	南ひばりガ丘中学校 雲雀丘学園 雲雀丘サービスステーション 雲雀丘倶楽部 雲雀丘ゴルフクラブ	77
266	荘園(2)(1)Ⅰ	花屋敷荘園三丁目 川西市花屋敷山手町	急傾斜地	南ひばりガ丘中学校 川西市立桜が丘小学校	5
267	荘園(3)Ⅰ	花屋敷荘園三丁目 川西市花屋敷山手町	急傾斜地	川西市立川西中学校 共同利用施設松ガ丘会館	17
268	満願寺西谷Ⅰ	切畑 川西市満願寺町	土石流	南ひばりガ丘中学校 特別養護老人ホーム花屋敷栄光園 愛宕原ゴルフ倶楽部	
269	花屋敷荘園Ⅰ	花屋敷荘園一丁目 川西市花屋敷山手町	急傾斜地		109
270	花屋敷(1)Ⅰ	花屋敷荘園一丁目 川西市花屋敷1丁目	急傾斜地		
271	石切山北谷川Ⅲ	切畑 川西市南野坂一丁目	土石流	南ひばりガ丘中学校 川西市立桜が丘小学校	
272	石切山西谷川Ⅲ	切畑 川西市南野坂一丁目	土石流	川西市立川西中学校 共同利用施設松ガ丘会館	
273	仁川(2)Ⅰ	仁川高台二丁目 西宮市仁川町六丁目	急傾斜地	仁川小学校 宝塚第一小学校 さらら仁川公益施設 共同利用施設仁川会館	
274	観音谷川Ⅰ	長寿ヶ丘 西宮市宝生ヶ丘	土石流	宝塚第一小学校 宝梅中学校	

第1部 地域としての災害危険性

箇所番号	箇所名	所在地	自然現象	避難所等	備考
				地域利用施設南口会館	

注1)「自然現象」の項目の「急傾斜地」は「急傾斜地の崩壊」を示す。

注2)「避難所等」の項目に記載する指定避難所、予備避難所、福祉避難所、緊急避難場所については、当該土砂災害警戒区域が位置する校区の学校及び最寄りの施設とするが、これらの学校・施設が土砂災害警戒区域に存する場合は、近接する避難所等を記載する。

注3) 網掛け箇所は、その区域内に土砂災害特別警戒区域が指定されている箇所を示す。

注4) 令和7年度(2025年度)の水害危険予想箇所(山崖崩れ等による宅地危険箇所)に指定している箇所については、備考欄にその箇所番号を記載した。

※ 252 塩谷紅葉谷Ⅰには、土石流発生感知装置(ワイヤーセンサー)が設置されている。

この装置は、土石流によりワイヤーセンサーが切断されると、住民に知らせるためのサイレンが鳴り、宝塚市には防災センター(0797-71-1141)及び消防本部(0797-73-1141)に対して、電話により自動的に連絡が入る仕組みになっている。

1-2-2-2 急傾斜地崩壊危険区域指定

急傾斜地崩壊危険区域一覧表

区分 地区名	所在地			面積 (ha)	指定年月日及び告示番号
	町	大字	字		
月見山		宝塚	月見山	0.98	昭和47年 2月12日 兵庫県告示第192号 平成 9年 2月 7日 兵庫県告示第195号(追加)
武庫山	伊子志	武庫山		1.31	昭和48年 3月15日 兵庫県告示第431号の2
野上		野上	2丁目	5.50	昭和48年 3月15日 兵庫県告示第431号の2
安倉西2丁目		安倉西	2丁目	0.15	昭和54年 3月 9日 兵庫県告示第524号
長尾台		長尾台	1丁目	0.17	平成 6年 2月22日 兵庫県告示第261号
仁川月見ガ丘		仁 川 月見ガ丘		0.47	平成11年 2月26日 兵庫県告示第285号
武庫山(2)		武庫山	2丁目	0.23	平成18年11月28日 兵庫県告示第1208号
仁川月見ガ丘(3)		仁 川 月見ガ丘		0.16	平成19年 6月22日 兵庫県告示第722号
月見山(2)		月見山	1丁目	0.08	平成21年 2月24日 兵庫県告示第209号
イヅリハ		玉 瀬	イヅリ ハ	0.39	平成30年 4月 3日 兵庫県告示第386号
長寿ガ丘		長寿ガ丘		0.19	令和2年 1月28日 兵庫県告示第87号
塔の町		塔の町		0.55	令和5年 8月 4日 兵庫県告示第835号
泉ガ丘		泉ガ丘 切畑 売布きよし ガ丘		0.30	令和5年11月 7日 兵庫県告示第1123号
塔の町(2)		塔の町		0.26	令和6年 1月23日 兵庫県告示第46号
塔の町(3)		塔の町		0.40	令和6年 1月23日 兵庫県告示第46号
塔の町(4)		塔の町		0.26	令和6年 1月23日 兵庫県告示第46号
計	16箇所			11.40ha	
千種1丁目		千 種	1丁目	0.058	平成11年 3月26日 兵庫県告示第546号
武庫山2丁目		武庫山	2丁目	0.098	平成11年 3月26日 兵庫県告示第546号

第1部 地域としての災害危険性

湯本町		湯本町		0. 072	平成11年 3月26日 兵庫県告示第546号
清荒神3丁目		清荒神	3丁目	0. 023	平成11年 3月26日 兵庫県告示第546号
千種2丁目		千種	2丁目	0. 073	平成11年 3月26日 兵庫県告示第546号
清荒神3丁目(2)		清荒神	3丁目	0. 085	平成11年 4月 2日 兵庫県告示第639号
計	6箇所	0. 409ha (震災特例措置分)			

1-2-3 山地災害危険地区

1-2-3-1 山腹崩壊危険地区一覧表

危険地区番号 (山腹崩壊)	位 置	地 区 名	危険地区面積 (ha)	備 考
214-1	小林	エデンの園	9	
214-2	小林	ゆずり葉台下	5	
214-3	小林	宝塚高	2	
214-4	小林	青葉台	2	
214-5	小林	光ガ丘	1	
214-7	長谷	長谷団地	1	
214-8	長谷	旭ゴルフ場	2	
214-9	玉瀬	武田尾橋	4	
214-10	玉瀬	武田尾口	7	
214-11	玉瀬	玉瀬	2	
214-12	玉瀬	坊川別れ	2	
214-13	川面	川面	2	
214-14	川面	宝塚西トンネル	1	
214-15	切畑	ふじガ丘	4	
214-16	花屋敷つつじガ丘	つつじガ丘	2	
214-17	切畑	松ガ丘	1	
214-18	伊子志	伊子志	8	
214-19	紅葉ガ丘	紅葉ガ丘	1	
214-20	紅葉ガ丘(Ⅱ)	紅葉ガ丘	1	
214-21	中山五月台	五月台	1	
214-22	玉瀬	細尾	1	
214-23	下佐曾利	下佐曾利	2	
214-24	中筋	中筋	2	
214-25	花屋敷荘園	花屋敷荘園	1	
214-26	玉瀬	玉瀬2	1	
214-27	切畑	切畑	1	
214-28	玉瀬	玉瀬3	1	

1-2-3-2 崩壊土砂流出危険地区一覧表

危険地区番号 (崩土流出)	位 置	地 区 名	危険地区面積 (ha)	備 考
214-1	蔵人	逆瀬川	4.23	
214-2	小林	焼石原1	1.01	
214-3	小林	焼石原2	0.48	
214-4	小林	白瀬川	1.40	
214-5	小林	西山排水池1	0.20	
214-6	小林	西山排水池2	1.13	
214-7	伊子志	紅葉谷	1.22	
214-8	伊子志	甲子園大学	0.09	
214-9	伊子志	月見山	0.33	
214-10	伊子志	観音谷川	1.49	
214-11	波豆	普明寺	0.09	
214-12	大原野	大原野西部	1.26	
214-13	香合新田	香合新田	0.14	
214-14	長谷	猿山川	1.00	
214-15	大原野	大原野西谷	2.26	
214-16	境野	天満神社	0.36	
214-17	大原野	清之瀬橋	0.73	
214-18	玉瀬	川下川1	0.36	
214-19	玉瀬	川下川2	2.64	
214-20	玉瀬	川下川3	0.41	
214-21	玉瀬	オモナゴ	0.63	
214-22	玉瀬	僧川1	0.09	
214-23	玉瀬	僧川2	0.18	
214-24	玉瀬	僧川3	0.15	
214-25	玉瀬	坊川1	0.98	
214-26	玉瀬	坊川2	0.83	
214-27	玉瀬	坊川4	0.14	
214-28	川面	惣川	22.32	
214-29	米谷	清澄寺1	0.47	
214-30	米谷	清澄寺2	1.66	
214-31	中筋	天神川	0.27	
214-32	切畑	亦楽山荘	3.58	
214-33	上佐曾利	上佐曾利	0.19	
214-34	切畑	切畑1	0.84	
214-35	切畑	切畑2	0.60	

第1部 地域としての災害危険性

214-36	切畑	中山五月台六丁目 03		0.46	
214-37	切畑	平井一丁目 06		0.24	
214-38	切畑	切畑 05		0.57	
214-39	切畑	平井一丁目 04		1.56	
214-40	大原野	大原野 2		0.14	
214-41	上佐曾利	上佐曾利		0.29	
214-42	切畑	中山五月台六丁目 02		0.43	
214-43	切畑	平井一丁目 05		0.09	
214-44	境野	境野 03		1.19	
214-45	切畑	平井三丁目		0.98	
214-46	境野	境野 2		0.94	
214-47	蔵人	ゆずり葉台		0.18	
214-48	切畑	荒神		0.03	
214-49	長尾台	長尾台 02		0.13	
214-50	切畑	中山五月台七丁目 01		0.67	
214-51	切畑	中山五月台七丁目 02		0.46	
214-52	切畑	中山五月台六丁目 01		0.31	
214-53	下佐曾利	下佐曾利 01		1.62	
214-54	切畑	切畑 04		1.17	

1-2-4 宅地造成等工事規制区域

市内全域が宅地造成等工事規制区域に指定されている（R7年4月1日付 兵庫県告示第1140号）

1-2-5 宅地危険箇所一覧表

宅地危険箇所一覧表

番号	所在地	状 況	避難場所
		予想される被害	
1	山本西1丁目	石積擁壁（H= 5m）に亀裂	長尾小学校
		石積崩壊、家屋倒壊	
2	千種1丁目	地震による宅地損傷	西公民館
		石積崩壊等	
3	中筋山手1丁目	地震による宅地損傷	長尾小学校
		石積崩壊等	
4	花屋敷つつじガ丘	自然崖の崩落	川西市桜ガ丘小学校
		崖面崩壊、家屋損壊	
5	花屋敷荘園1丁目	自然崖の崩落	川西市桜ガ丘小学校
		崖面崩壊、家屋損壊	
6	平井山荘	石積・コンクリート擁壁（H= 3. 6m）にはらみ	長尾小学校
		石積崩壊、家屋倒壊	
7	野上6丁目	石積擁壁に亀裂	西山小学校
		石積崩壊、家屋倒壊	

第 1 部 地域としての災害危険性

1-2-6 特に警戒を要するため池

番号	溜池名	管理 団体名	所在地	満水				危険区域及び被害予想	
				面積	貯水量	堤長	堤高	予想される危険	被害予想区域 と戸数
				(ha)	(m ³)	(m)	(m)		
1	下の池	川面 財産区	御殿山 2 丁目 528-1	1.3	52,000	250	6.0	漏水	耕地約 0.5 h a 家屋 15 戸
2	下 池	上佐曾利 自治会	香合新田字柳 ヶ谷 9	不明	3,000	40	3.6	漏水	耕地約 4.3 h a 家屋 2 戸
3	欠附池	下佐曾利 自治会	下佐曾利字欠 附 9	不明	2,000	50	2.7	堤体越流	耕地約 3.5 h a 家屋 2 戸
4	皿 池	下佐曾利 自治会	下佐曾利西川 33	不明	2,000	60	5.0	堤体越流	耕地約 4.3 h a 家屋 1 戸
5	大山ノ池	個人	大原野字大山 6	不明	1,000	38	2.0	堤体越流	耕地 16.1 h a 家屋 3 戸
6	鎌倉ワケ 中ノ池	個人	大原野字福蔵 39	不明	500	43	2.9	堤体越流	耕地不明 家屋 4 戸
7	チョウゴ 池	東部地域 改善 実行組合	大原野字林 49	不明	4,000	50	2.9	漏水 堤体越流	耕地約 6.9 h a 家屋 11 戸
8	干場池	波豆水 利組合	波豆字干場 掛 34	不明	6,000	25	5.5	堤体越 流	耕地約 0.7 h a 家屋 2 戸
9	安場上池	個人	大原野字安場 23	不明	1,000	24	3.4	堤体越流	耕地約 1.4 h a
10	安場東池	個人	大原野字安場 7	不明	200	25	1.6	漏水 堤体断面 変形	耕地不明 家屋 1 戸
11	岩坪上池	個人	大原野字岩坪 43	不明	400	18	3.4	堤体越流	耕地不明 家屋 2 戸
12	坂山南池	個人	大原野字坂山 27	0.01	100	25	2.0	漏水	耕地不明 家屋 1 戸
	八坂掛池	個人	波豆字八坂掛 16	不明	700	52	2.3	堤体断面 変形 堤体越流	耕地不明 家屋 1 戸
14	新開上池	個人	玉瀬字新開 7	不明	100	10	1.0	堤体断面 変形 堤体越流	耕地不明 家屋 2 戸

第1部 地域としての災害危険性

1-2-7 孤立可能性のある集落一覧

地区	集落種別※	集落名※	総戸数※	交通途絶となる要因	避難施設
第7地区	農業集落	上佐曾利	87	地震、風水害に伴う土砂災害による道路構造物の損傷、道路構造物への土砂堆積等	宝塚自然の家 西谷小学校、西谷中学校 武田尾公会堂
第7地区	農業集落	切畑	114		

※集落種別、集落名及び総戸数については農林業センサスを基にしている。

1-3 市内の河川一覧表

(1) 一級河川

河川名		備 考
水 系 名	河 川 名	
淀 川	最 明 寺 川	

(2) 二級河川

河川名		備 考
水 系 名	河 川 名	
武 庫 川	武 庫 川	
〃	仁 川	
〃	小 仁 川	砂防指定地 (一部)
〃	天 王 寺 川	〃
〃	天 神 川	
〃	足 洗 川	砂 防 指 定 地
〃	勅 使 川	
〃	大 堀 川	
〃	逆 瀬 川	砂防指定地
〃	支 多 々 川	
〃	荒 神 川	砂防指定地 (一部)
〃	亥 の 谷 川	
〃	一 後 川	
〃	羽 束 川	
〃	波 豆 川	
〃	佐 曾 利 川	

(3) 準用河川

河川名		備 考
水 系 名	河 川 名	
二 級 河 川 武 庫 川	長 谷 川	
	大 原 野 川	
	炭 谷 川	

1-4 洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内等の要配慮者利用施設等

全体 No.	施設区分 1	施設区 分2	施設名	所在地	ハザード 該当 浸水	ハザード 該当 土砂
1	社会福祉 施設	障害者 施設	さざんかグループホーム<あ じさいホーム>	宝塚市安倉中5 丁目20番31 号	○	

第1部 地域としての災害危険性

全体 No.	施設区分 1	施設区分 2	施設名	所在地	ハザード 該当 浸水	ハザード 該当 土砂
2	社会福祉 施設	障害者 施設	さざんかグループホーム<安 土夢ホーム1・2>	宝塚市安倉南1 丁目7番20号	○	
3	社会福祉 施設	障害者 施設	ハート・ウォーム (株式会社HMT)	宝塚市伊子志3 丁目13番6号	○	
4	社会福祉 施設	障害者 施設	ななくさ育成園	宝塚市東洋町3 番15号	○	
5	社会福祉 施設	障害者 施設	はんしん自立の家	宝塚市美幸町1 1番16号	○	
6	社会福祉 施設	障害者 施設	春夏秋冬ハートフル	宝塚市高松町1 6番13号	○	
7	社会福祉 施設	障害者 施設	カーネーション	宝塚市南口2丁 目1番39号	○	
8	社会福祉 施設	障害者 施設	希望の家サンホーム	宝塚市玉瀬字田 畠9番地		○
9	社会福祉 施設	障害者 施設	ケアホーム花みづ木	宝塚市安倉南2 丁目3番16号	○	
10	社会福祉 施設	障害者 施設	わおん えがおの家	宝塚市南ひばり ガ丘1丁目4番 9号	○	
11	社会福祉 施設	障害者 施設	自立の家きらら	宝塚市中州1丁 目5番22号	○	
12	社会福祉 施設	障害者 施設	さざんかグループホーム<安 倉のぞみホーム>	宝塚市安倉中2 丁目13番7号	○	
13	社会福祉 施設	障害者 施設	宝塚いくせい会「安倉ホー ム」	宝塚市安倉中2 丁目12番3号	○	
14	社会福祉 施設	障害者 施設	One's 合同会社	宝塚市安倉中5 丁目22番10 号	○	
15	社会福祉 施設	障害者 施設	宝塚いくせい会「来夢」	宝塚市安倉中2 丁目5番16号	○	
16	社会福祉 施設	障害者 施設	ケアホーム ライムの木	宝塚市亀井町9 番44号	○	
17	社会福祉 施設	障害者 施設	ララ安倉中	宝塚市安倉中4 丁目14番14 号	○	

第1部 地域としての災害危険性

全体 No.	施設区分 1	施設区分 2	施設名	所在地	ハザード 該当 浸水	ハザード 該当 土砂
18	社会福祉 施設	障害者 施設	みんなの家（NPO法人阪 神・障害者人権ネットワー ク）	宝塚市安倉南2 丁目17番3号	○	
19	社会福祉 施設	障害者 施設	そらいろホーム（えむつーび る）	宝塚市高司2丁 目17番33号	○	
20	社会福祉 施設	障害者 施設	ショートステイむーのおうち	宝塚市山本丸橋 4丁目7番3ー 1号	○	
21	社会福祉 施設	障害者 施設	ライフエール宝塚向月町	宝塚市向月町2 0番9号	○	
22	社会福祉 施設	障害者 施設	ケアホームこころ&つばさ	宝塚市光明町2 6番16号	○	
23	社会福祉 施設	障害者 施設	コスモスホーム小林	宝塚市大吹町1 番31号	○	
24	社会福祉 施設	障害者 施設	そらいろホーム（スインスイ アフナコシ）	宝塚市小林5丁 目5番30号	○	
25	社会福祉 施設	障害者 施設	こむの事業所	宝塚市売布東の 町12番9号	○	
26	社会福祉 施設	障害者 施設	ケアホームこころ&つばさく ひまわりガールズ>	宝塚市高司1丁 目8番25号	○	
27	社会福祉 施設	障害者 施設	希望の家ワークセンター	宝塚市安倉西3 丁目1番5号	○	
28	社会福祉 施設	障害者 施設	みんと（有限会社輝きケアサ ポート）	宝塚市亀井町1 0番74号	○	
29	社会福祉 施設	障害者 施設	あにもの里	宝塚市宮の町1 4番12号	○	
30	社会福祉 施設	障害者 施設	グループホームこころ	宝塚市川面1丁 目7番9号	○	
31	社会福祉 施設	障害者 施設	ふれも宝塚	宝塚市安倉中2 丁目11番14 号	○	
32	社会福祉 施設	障害者 施設	エルケアグループホーム宝塚	宝塚市泉町6番 6号	○	
33	社会福祉 施設	障害者 施設	グループホームミューズ	宝塚市旭町3丁 目11番1号	○	

第1部 地域としての災害危険性

全体 No.	施設区分 1	施設区 分2	施設名	所在地	ハザード 該当 浸水	ハザード 該当 土砂
34	社会福祉 施設	障害者 施設	宝塚寿町がおたん	宝塚市寿町5番 21号	○	
35	社会福祉 施設	障害者 施設	そらいろホーム(メルヴィス)	宝塚市小林5丁 目5番26号	○	
36	社会福祉 施設	障害者 施設	ハウスクチーナマンマ	宝塚市売布東の 町20番6号	○	
37	社会福祉 施設	障害者 施設	グループホーム美桜	宝塚市末成町3 6番5号	○	
38	社会福祉 施設	障害者 施設	ハウスクチーナマンマ五番館	宝塚市中山寺1 丁目7番2号	○	
39	社会福祉 施設	障害者 施設	ハウスクチーナマンマ八番館	宝塚市三笠町7 番5号	○	
40	社会福祉 施設	障害者 施設	ハウスクチーナマンマ11番館	宝塚市南ひばり ガ丘3丁目11 番6号	○	
41	社会福祉 施設	救護施 設	ななくさ厚生院	宝塚市東洋町3 -15	○	
42	社会福祉 施設	児童福 祉施設	宝塚市立わかかき保育所	宝塚市高司1丁 目4番32号	○	
43	社会福祉 施設	児童福 祉施設	宝塚市立米谷保育所	宝塚市今里町1 番1号	○	
44	社会福祉 施設	児童福 祉施設	宝塚市立平井保育所	宝塚市平井6丁 目3番35号	○	○
45	社会福祉 施設	児童福 祉施設	社会福祉法人宝塚ひよこ福祉 会宝塚ひよこ保育園	宝塚市美座2丁 目5番7号	○	
46	社会福祉 施設	児童福 祉施設	第二あひる保育園	宝塚市安倉中6 丁目6番19号	○	
47	社会福祉 施設	児童福 祉施設	社会福祉法人 宝塚さくら保 育園	宝塚市高松町1 3番2号	○	
48	社会福祉 施設	児童福 祉施設	すみかキッズたからづか	宝塚市高司2丁 目20番6号	○	
49	社会福祉 施設	児童福 祉施設	キンダーキッズインターナシ ョナルスクール宝塚校	宝塚市栄町3丁 目5番4号	○	
50	社会福祉 施設	児童福 祉施設	社会福祉法人宝塚すみれ福祉 会 丸橋保育園	宝塚市山本丸橋 4丁目22番2 号	○	

第1部 地域としての災害危険性

全体 No.	施設区分 1	施設区 分2	施設名	所在地	ハザード 該当 浸水	ハザード 該当 土砂
51	社会福祉 施設	児童福 祉施設	パディントンハウス	宝塚市山本丸橋 2丁目10番	○	
52	社会福祉 施設	児童福 祉施設	やまぼうし保育園分園	宝塚市長尾町2 番14号	○	
53	社会福祉 施設	児童福 祉施設	クレア・サン保育園	宝塚市山本丸橋 2丁目117番	○	
54	社会福祉 施設	児童福 祉施設	やまぼうし保育園	宝塚市中筋7丁 目73番3号	○	
55	社会福祉 施設	児童福 祉施設	宝塚じあい保育園	宝塚市売布1丁 目17番7号	○	
56	社会福祉 施設	児童福 祉施設	社会福祉法人あひる福祉会 山本南保育園	宝塚市山本南1 丁目33番5号	○	
57	社会福祉 施設	児童福 祉施設	社会福祉法人宝塚すみれ福祉 会伊子志保育園	宝塚市伊子志2 丁目15番31 号	○	
58	社会福祉 施設	児童福 祉施設	社会福祉法人あひる福祉会 あひる保育園	宝塚市安倉西3 丁目1番7号	○	
59	社会福祉 施設	児童福 祉施設	B L - K i d s 宝塚学園	宝塚市小林3丁 目13番37号	○	
60	社会福祉 施設	児童福 祉施設	はなみずき保育園分園	宝塚市南口1丁 目7番21号	○	
61	社会福祉 施設	児童福 祉施設	宝塚すみれ福祉会 丸橋保育 園 分園	宝塚市山本野里 2丁目9番11 号	○	
62	社会福祉 施設	児童福 祉施設	宝山保育園	宝塚市山本東3 丁目7番19号	○	
63	社会福祉 施設	児童福 祉施設	宝塚仏光保育園	宝塚市山本東2 丁目6番21号	○	
64	社会福祉 施設	児童福 祉施設	御殿山ひかりの家	宝塚市御殿山2 丁目1番67号		○
65	社会福祉 施設	児童福 祉施設	近畿中央ヤクルト東宝塚セン ター	宝塚市安倉南4 丁目1番16号	○	
66	社会福祉 施設	児童福 祉施設	保育ルーム宝塚ちいさなCO ORO	宝塚市中筋8丁 目12番40号	○	
67	社会福祉 施設	児童福 祉施設	宝塚いろのま園	宝塚市旭町3丁 目9番1号	○	

第1部 地域としての災害危険性

全体 No.	施設区分 1	施設区 分2	施設名	所在地	ハザード 該当 浸水	ハザード 該当 土砂
68	社会福祉 施設	児童福 祉施設	都市型保育園ポプラー宝塚あ くら園	宝塚市安倉南1 丁目24番11 号	○	
69	社会福祉 施設	児童福 祉施設	かたつむりランド宝塚南口園	宝塚市南口2丁 目11番2号	○	
70	社会福祉 施設	児童福 祉施設	保育所かたつむりランド宝塚 第2園	宝塚市売布東の 町20番5号	○	
71	社会福祉 施設	児童福 祉施設	すみれの花保育園	宝塚市南口2丁 目14番2号	○	
72	社会福祉 施設	児童福 祉施設	都市型保育園ポプラー宝塚山 本園	宝塚市山本東3 丁目8番16号	○	
73	社会福祉 施設	児童福 祉施設	英光幼学舎宝塚駅南教室	宝塚市湯本町9 番18号	○	
74	社会福祉 施設	児童福 祉施設	日中一時支援ピノキオ（安倉 デイサービスセンター）	宝塚市安倉西2 丁目1番2号	○	
75	社会福祉 施設	児童福 祉施設	御殿山あゆみ保育園	宝塚市御殿山2 丁目1番70号		○
76	社会福祉 施設	児童福 祉施設	野上あゆみ保育園	宝塚市野上2丁 目3番38号	○	○
77	社会福祉 施設	児童福 祉施設	宝塚市立高司小学校地域児童 育成会	宝塚市高司4丁 目4番55号	○	
78	社会福祉 施設	児童福 祉施設	宝塚市立光明小学校地域児童 育成会	宝塚市光明町8 番40号	○	
79	社会福祉 施設	児童福 祉施設	宝塚市立末成小学校地域児童 育成会	宝塚市末成町1 番1号	○	
80	社会福祉 施設	児童福 祉施設	宝塚市立末広小学校地域児童 育成会	宝塚市末広町3 番1号	○	
81	社会福祉 施設	児童福 祉施設	宝塚市立美座小学校地域児童 育成会	宝塚市美座2丁 目6番1号	○	
82	社会福祉 施設	児童福 祉施設	宝塚市立安倉小学校地域児童 育成会	宝塚市安倉中6 丁目1番1号	○	
83	社会福祉 施設	児童福 祉施設	宝塚市立安倉北小学校地域児 童育成会	宝塚市安倉北5 丁目1番1号	○	
84	社会福祉 施設	児童福 祉施設	宝塚市立長尾南小学校地域児 童育成会	宝塚市山本南2 丁目10番1号	○	

第1部 地域としての災害危険性

全体 No.	施設区分 1	施設区 分2	施設名	所在地	ハザード 該当 浸水	ハザード 該当 土砂
85	社会福祉 施設	児童福 祉施設	宝塚市立宝塚第一小学校地域 児童育成会	宝塚市野上1丁 目3番35号	○	
86	社会福祉 施設	児童福 祉施設	宝塚市立逆瀬台小学校地域児 童育成会	宝塚市逆瀬台6 丁目1番1号		○
87	社会福祉 施設	児童福 祉施設	宝塚市立長尾台小学校地域児 童育成会	宝塚市長尾台1 丁目1番1号		○
88	社会福祉 施設	児童福 祉施設	はなみきっずクラブ	宝塚市南口1丁 目7番21号	○	
89	社会福祉 施設	児童福 祉施設	みるくつくキッズクラブ逆瀬 川	宝塚市中州1丁 目3・31道上ビ ル101号室	○	
90	社会福祉 施設	児童福 祉施設	こころんクラブ山本	宝塚市平井5丁 目1番43-2 号	○	
91	社会福祉 施設	児童福 祉施設	宝塚仏光放課後児童クラブ	宝塚市山本東2 丁目6番21	○	
92	社会福祉 施設	児童福 祉施設	こころんクラブ長尾南	宝塚市山本南1 丁目33番25 号	○	
93	社会福祉 施設	児童福 祉施設	御殿山ちどり放課後児童クラ ブ	宝塚市御殿山2 丁目1番1号		○
94	社会福祉 施設	児童福 祉施設	のがみっこくらぶ	宝塚市野上2丁 目3番38号	○	○
95	社会福祉 施設	児童福 祉施設	東宝塚さとう病院チャイルド ルーム	宝塚市中筋7丁 目73番地1	○	
96	社会福祉 施設	高齢者 施設	宝塚まどか園	宝塚市美座2丁 目22番2号	○	
97	社会福祉 施設	高齢者 施設	ケアヴィラ宝塚	宝塚市亀井町1 0番51号	○	
98	社会福祉 施設	高齢者 施設	コミュニティ宝塚	宝塚市美座2丁 目14番12号	○	
99	社会福祉 施設	高齢者 施設	結いホーム宝塚	宝塚市弥生町2 番1号	○	
100	社会福祉 施設	高齢者 施設	フォーユー宝塚	宝塚市安倉南2 丁目10番22 号	○	

第1部 地域としての災害危険性

全体 No.	施設区分 1	施設区 分2	施設名	所在地	ハザード 該当 浸水	ハザード 該当 土砂
101	社会福祉 施設	高齢者 施設	ホームホスピス宝塚つ・む・ ぐの家	宝塚市宮の町5 番19号	○	
102	社会福祉 施設	高齢者 施設	そんぽの家GH宝塚山本	宝塚市山本丸橋 1丁目16番3 号	○	
103	社会福祉 施設	高齢者 施設	ベストスマイル山本丸橋	宝塚市山本丸橋 1丁目14番1 号	○	
104	社会福祉 施設	高齢者 施設	リアンレーヴ宝塚	宝塚市南ひばり ガ丘2丁目9番 22号	○	
105	社会福祉 施設	高齢者 施設	やさしい手 ライブガーデン 宝塚	宝塚市泉町1番 22号	○	
106	社会福祉 施設	高齢者 施設	宝塚市立養護老人ホーム福寿 荘	宝塚市安倉西3 丁目1番5号	○	
107	社会福祉 施設	高齢者 施設	なごみの家 宝塚旭町	宝塚市旭町2丁 目12番21号	○	
108	社会福祉 施設	高齢者 施設	めぐみの里	宝塚市小林4丁 目7番37-1 号	○	
109	社会福祉 施設	高齢者 施設	フォーユー宝塚Ⅱ	宝塚市安倉南2 丁目5番26号	○	
110	社会福祉 施設	高齢者 施設	グランダ逆瀬川宝塚	宝塚市伊子志2 丁目8番2号	○	
111	社会福祉 施設	高齢者 施設	サニーライフ宝塚	宝塚市福井町3 2番23号	○	
112	社会福祉 施設	高齢者 施設	hanare 宝塚(ハナレ) metoo 宝 塚(メイト)	宝塚市福井町3 2番33号	○	
113	社会福祉 施設	高齢者 施設	たのしい家仁川	宝塚市鹿塩2丁 目13番19号	○	
114	社会福祉 施設	高齢者 施設	そんぽの家S宝塚小林	宝塚市中野町9 番28号	○	
115	社会福祉 施設	高齢者 施設	ほたるの里 宝塚南口	宝塚市南口1丁 目2番19号	○	
116	社会福祉 施設	高齢者 施設	たのしい家中山寺	宝塚市今里町1 番15号	○	

第1部 地域としての災害危険性

全体 No.	施設区分 1	施設区 分2	施設名	所在地	ハザード 該当 浸水	ハザード 該当 土砂
117	社会福祉 施設	高齢者 施設	エイジフリーハウス宝塚中山	宝塚市今里町1 番38号	○	
118	社会福祉 施設	高齢者 施設	夢御殿山	宝塚市御殿山1 丁目3番3号		○
119	社会福祉 施設	高齢者 施設	プレザンメゾン宝塚山本	宝塚市平井3丁 目15番24号		○
120	社会福祉 施設	高齢者 施設	トラストガーデン宝塚	宝塚市花屋敷つ つじガ丘4番1 1号		○
121	社会福祉 施設	高齢者 施設	サンシティ宝塚	宝塚市宝梅2丁 目6番26号		○
122	社会福祉 施設	高齢者 施設	エクセレント宝塚ガーデンヒ ルズ	宝塚市平井5丁 目4番1号	○	○
123	社会福祉 施設	高齢者 施設	アリア宝塚	宝塚市野上2丁 目3番44号	○	○
124	社会福祉 施設	高齢者 施設	オリーブ・宝塚	宝塚市光明町3 0番12号	○	
125	社会福祉 施設	高齢者 施設	オアシス宝塚小規模多機能型 居宅介護支援事業所	宝塚市小浜3丁 目12番23号	○	
126	社会福祉 施設	高齢者 施設	宝塚すみれ栄光園・ケアハウ ス宝塚	宝塚市弥生町2 番2号	○	
127	社会福祉 施設	高齢者 施設	ライフケアサービスこころ	宝塚市福井町1 5番5号	○	
128	社会福祉 施設	高齢者 施設	宝塚ちどり	宝塚市亀井町1 0番30号	○	
129	社会福祉 施設	高齢者 施設	介護老人保健施設ステップハ ウス宝塚	宝塚市小浜4丁 目5番6号	○	
130	社会福祉 施設	高齢者 施設	グループホームはる逆瀬川	宝塚市伊子志3 丁目15番52 号	○	
131	社会福祉 施設	高齢者 施設	彩那テラス中山寺	宝塚市三笠町6 番21号	○	
132	社会福祉 施設	高齢者 施設	宝塚エデンの園	宝塚市ゆずり葉 台3丁目1番1 号		○

第1部 地域としての災害危険性

全体 No.	施設区分 1	施設区 分2	施設名	所在地	ハザード 該当 浸水	ハザード 該当 土砂
133	社会福祉 施設	高齢者 施設	花屋敷栄光園	宝塚市切畑字長 尾山5番321 号		○
134	社会福祉 施設	高齢者 施設	和幸 PREMIUM 宝塚	宝塚市伊子志3 丁目14番47 号	○	
135	社会福祉 施設	高齢者 施設	アルファリビング宝塚御殿山	宝塚市御殿山2 丁目31番12 号		○
136	社会福祉 施設	高齢者 施設	ポシブル宝塚中山寺	宝塚市三笠町4 番17号	○	
137	社会福祉 施設	高齢者 施設	チャームスイート宝塚小浜	宝塚市小浜2丁 目2番63号	○	
138	社会福祉 施設	高齢者 施設	ゆとり庵安倉北	宝塚市安倉北5 丁目26番10 号	○	
139	社会福祉 施設	高齢者 施設	エクセレント宝塚プレミア	宝塚市安倉南4 丁目38番18 号	○	
140	学校施設	学校施 設	宝塚市立安倉幼稚園	宝塚市安倉中6 丁目1番2号	○	
141	学校施設	学校施 設	宝塚市立丸橋幼稚園	宝塚市山本丸橋 4丁目13番2 号	○	
142	学校施設	学校施 設	宝塚市立末成幼稚園	宝塚市末成町1 番2号	○	
143	学校施設	学校施 設	学校法人喜多川記念学園 宝塚 南口幼稚園	宝塚市南口2丁 目4番4号	○	
144	学校施設	学校施 設	学校法人宝塚ふたば学園 宝 塚ふたば幼稚園	宝塚市星の荘6 番18号	○	
145	学校施設	学校施 設	学校法人宝塚厚生幼稚園	宝塚市旭町1丁 目2番35号	○	
146	学校施設	学校施 設	認定こども園 自然幼稚園	宝塚市川面5丁 目15番9号	○	
147	学校施設	学校施 設	認定こども園 めぐみ学園幼 稚園	宝塚市小林3丁 目7番45号	○	

第1部 地域としての災害危険性

全体 No.	施設区分 1	施設区 分2	施設名	所在地	ハザード 該当 浸水	ハザード 該当 土砂
148	学校施設	学校施設	宝塚市立長尾幼稚園	宝塚市山手台東 1丁目3番1号		○
149	学校施設	学校施設	学校法人宝塚武庫山幼稚園	宝塚市武庫山1 丁目1番17号		○
150	学校施設	学校施設	宝塚市立美座小学校	宝塚市美座2丁 目6番1号	○	
151	学校施設	学校施設	宝塚市立高司小学校	宝塚市高司4丁 目4番55号	○	
152	学校施設	学校施設	宝塚市立宝塚第一小学校	宝塚市野上1丁 目3番35号	○	
153	学校施設	学校施設	宝塚市立安倉小学校	宝塚市安倉中6 丁目1番1号	○	
154	学校施設	学校施設	宝塚市立末広小学校	宝塚市末広町3 番1号	○	
155	学校施設	学校施設	宝塚市立末成小学校	宝塚市末成町1 番1号	○	
156	学校施設	学校施設	宝塚市立光明小学校	宝塚市光明町8 番40号	○	
157	学校施設	学校施設	宝塚市立長尾南小学校	宝塚市山本南2 丁目10番1号	○	
158	学校施設	学校施設	宝塚市立安倉北小学校	宝塚市安倉北5 丁目1番1号	○	
159	学校施設	学校施設	関西学院初等部	宝塚市武庫川町 6番27号	○	
160	学校施設	学校施設	宝塚市立長尾中学校	宝塚市長尾町7 番1号	○	
161	学校施設	学校施設	宝塚市立宝塚中学校	宝塚市美座1丁 目1番20号	○	
162	学校施設	学校施設	宝塚市立安倉中学校	宝塚市安倉中6 丁目3番1号	○	
163	学校施設	学校施設	宝塚市立高司中学校	宝塚市高司2丁 目3番1号	○	
164	学校施設	学校施設	宝塚市立南ひばりガ丘中学校	宝塚市南ひばり ガ丘2丁目7番 1号	○	

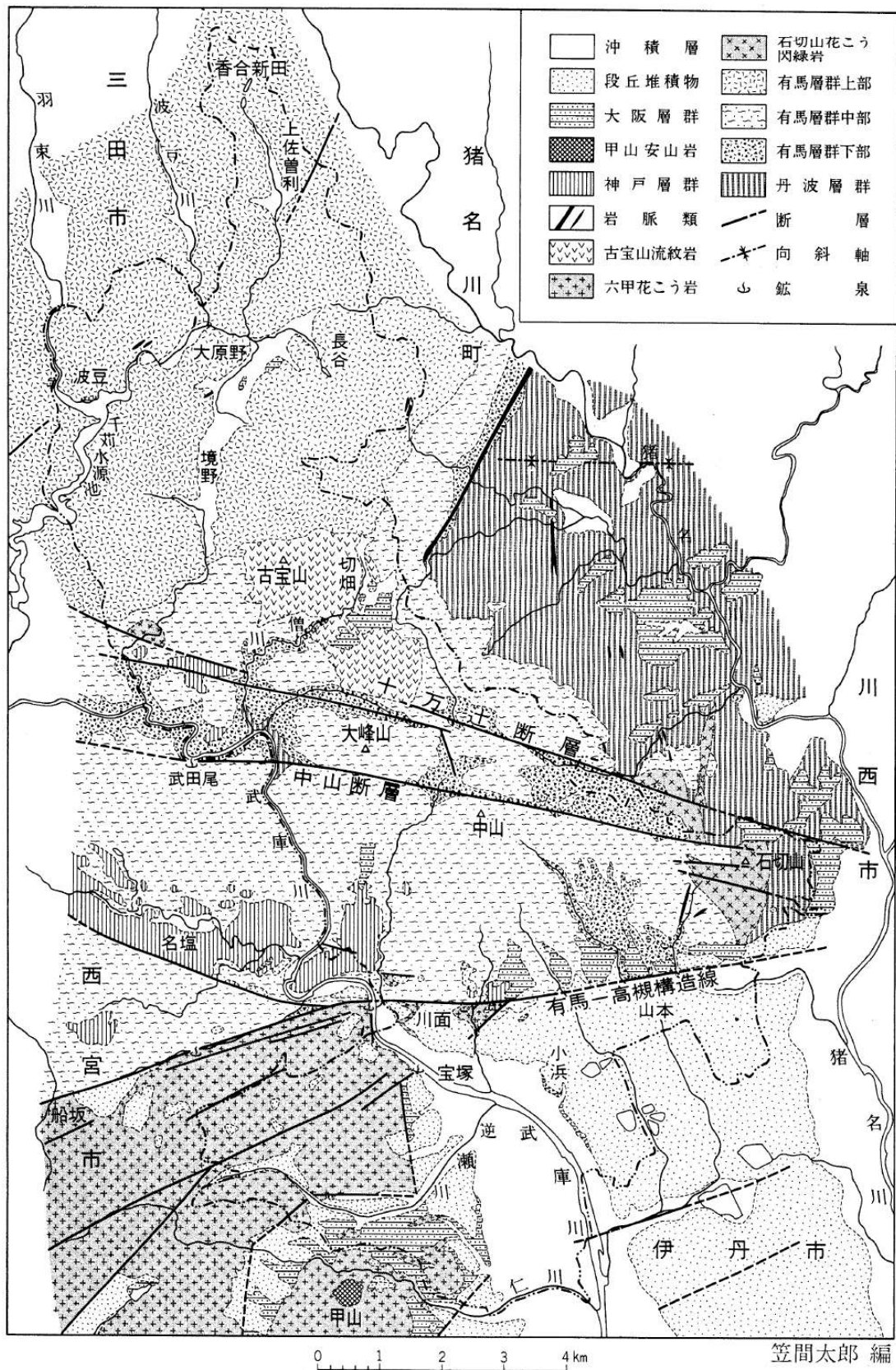
第1部 地域としての災害危険性

全体 No.	施設区分 1	施設区 分2	施設名	所在地	ハザード 該当 浸水	ハザード 該当 土砂
165	学校施設	学校施設	宝塚市立たからづか支援学校	宝塚市安倉中6 丁目1-3	○	
166	学校施設	学校施設	宝塚市立逆瀬台小学校	宝塚市逆瀬台6 丁目1番1号		○
167	学校施設	学校施設	学校法人聖心女子学院 小林聖 心女子学院	宝塚市塔の町3 番113号		○
168	学校施設	学校施設	宝塚市立宝塚第一中学校	宝塚市仁川うぐ いす台1番1号		○
169	学校施設	学校施設	宝塚市立御殿山中学校	宝塚市御殿山1 丁目3番1号		○
170	学校施設	学校施設	宝塚市立宝梅中学校	宝塚市宝梅3丁 目4番20号		○
171	学校施設	学校施設	宝塚市立長尾台小学校	宝塚市長尾台1 丁目1番1号		○
172	学校施設	学校施設	宝塚市立山手台小学校	宝塚市山手台西 3丁目1番1号		○
173	医療施設	医療施設	宝塚市立病院	宝塚市小浜4丁 目5番1号	○	
174	医療施設	医療施設	ザ・タカラヅカテラス（サン タクルス）	宝塚市武庫川町 6番22号	○	
175	医療施設	医療施設	医療法人愛心会 東宝塚さ とう病院	宝塚市長尾町2 番1号	○	
176	医療施設	医療施設	双愛整形外科	宝塚市末広町2 番8号	○	
177	医療施設	医療施設	宝塚第一病院	宝塚市向月町1 9番5号	○	
178	医療施設	医療施設	宝塚リハビリテーション病院	宝塚市鶴の荘2 2番2号	○	
179	医療施設	医療施設	宝塚磯病院	宝塚市伊子志4 丁目3番1号	○	
180	医療施設	医療施設	平野マタニティクリニック	宝塚市山本東3 丁目14番5号	○	
181	医療施設	医療施設	コウヤクリニックビル（森迫 脳神経外科）	宝塚市平井5丁 目1番8号	○	
182	医療施設	医療施設	医療法人それいゆ会こだま病 院	宝塚市御殿山1 丁目3番2号		○

第 1 部 地域としての災害危険性

全体 No.	施設区分 1	施設区 分 2	施設名	所在地	ハザード 該当 浸水	ハザード 該当 土砂
183	医療施設	医療施設	医療法人回生会 宝塚病院	宝塚市野上 2 丁目 1 番 2 号		○

1-5 表層地質図



1-6 気象概況

年次・月	気温 (°C)			降水量 (mm)		平均湿度 (%)	風速 (m/秒)			最多風向	天気日数 ²⁾			
	最高	最低	平均	総量	最大時量		平均	日平均最高	最大風速 ↓		晴	曇	雨	その他
平成 22 年	36.3	-2.3	16.2	1,813.0	29.5	67	2.2	4.5	8.4	NNW	215	113	37	-
平成 23	35.3	-4.0	15.8	1,617.0	36.0	67	2.2	5.2	8.7	NNW	205	131	26	3
平成 24	35.8	-4.3	15.6	1,414.5	29.0	68	2.1	4.1	10.0	NNW	216	115	35	-
平成 25	37.0	-2.5	16.0	1,509.0	37.5	63	2.1	4.8	7.8	NNW	216	122	27	-
平成 26	35.8	-2.3	15.8	1,615.0	80.5	63	2.1	4.6	9.6	NNW	177	158	28	2
平成 27	36.8	-1.6	16.4	1881.5	27.5	64	2.0	4.7	7.8	NNW	198	134	33	-
平成 28	35.8	-4.3	16.9	1594.5	28.5	65	2.0	3.8	8.1	NNW	213	128	25	-
平成 29	35.2	-1.9	15.9	1398.0	60.5	64	2.1	5.6	10.0	NNW	235	94	35	1
平成 30	38.9	-3.6	16.8	2122.0	62.5	68.4	2.6	16.3	36.0	NNW	223	108	34	-
令和 1	38.3	-0.6	16.9	1235.0	31.0	68.9	2.5	13.6	28.5	NNW	191	151	23	-
令和 2	38.0	-1.4	18.2	1588.0	53.0	69.0	2.6	12.0	25.5	NNW	132	123	19	-
令和 3	37.3	-0.8	20.0	1561.5	24.5	-	2.5	5.5	10.0	NNW	-	-	-	-
令和 4	38.8	-1.6	16.7	1083.5	32.0	64.4	2.4	11.7	21.6	NNW	240	90	35	-
令和 5	38.2	-3.4	17.2	1392.5	42.0	66.5	2.3	13.7	25.0	NNW	241	96	28	-
令和 6	38.1	-1.1	17.7	1497.5	44.5	68.1	2.4	11.8	22.6	NNW	226	96	42	1
令和 6														
1 月	13.4	-1.1	6.1	19.5	5.5	65.3	2.3	9.5	17.0	NNW	18	10	2	1
2	18.6	1.0	7.6	106.0	7.0	68.1	2.6	10.1	19.9	NNW	11	14	4	-
3	22.7	-0.3	8.7	175.0	19.0	64.2	2.5	11.8	22.6	NNW	15	10	6	-
4	27.7	6.1	17.3	131.5	12.5	64.7	2.3	9.1	19.3	NNW	13	9	8	-
5	29.2	8.4	18.7	248.5	28.0	64.9	2.6	9.0	20.0	NNW	17	9	5	-
6	33.8	14.6	23.5	265.0	15.0	72	2.1	8.3	16.3	NNW	17	7	6	-
7	37.1	22.2	29.1	95.5	11.5	74.2	2.2	8.1	16.6	SSW	23	5	3	-
8	38.1	24.0	29.9	143.0	44.5	70.4	2.4	7.5	14.6	NNW	25	4	2	-
9	37.1	21.2	28.2	26.5	6.5	70.1	2.3	9.1	19.3	NNW	24	5	1	-
10	31.2	13.5	21.4	157.0	16.0	72.5	2.2	7.3	15.3	NNW	15	11	4	-
11	25.9	5.2	14.2	129.0	30.0	68.5	2.4	10.6	19.2	NNW	18	11	1	-
12	18.5	1.2	7.3	1.0	1.0	61.9	2.3	8.9	16.7	NNW	30	1	0	-

1) 毎正時10分間平均風速の最大値、微風計で測定のため10.0以上は参考値

平成30年以降は、最大瞬間風速を記載

2) 正午現在

資料 環境エネルギー課、消防本部（天気日数）平成30年以降は消防本部観測記録

ただし、令和2年9月末から令和3年12月末まで消防本部の機器更新に伴う取り外しがあつ

たため、令和2年10月から令和3年12月までは環境エネルギー課の観測値

気温及び湿度における「-」は、機器の調整等により測定未実施

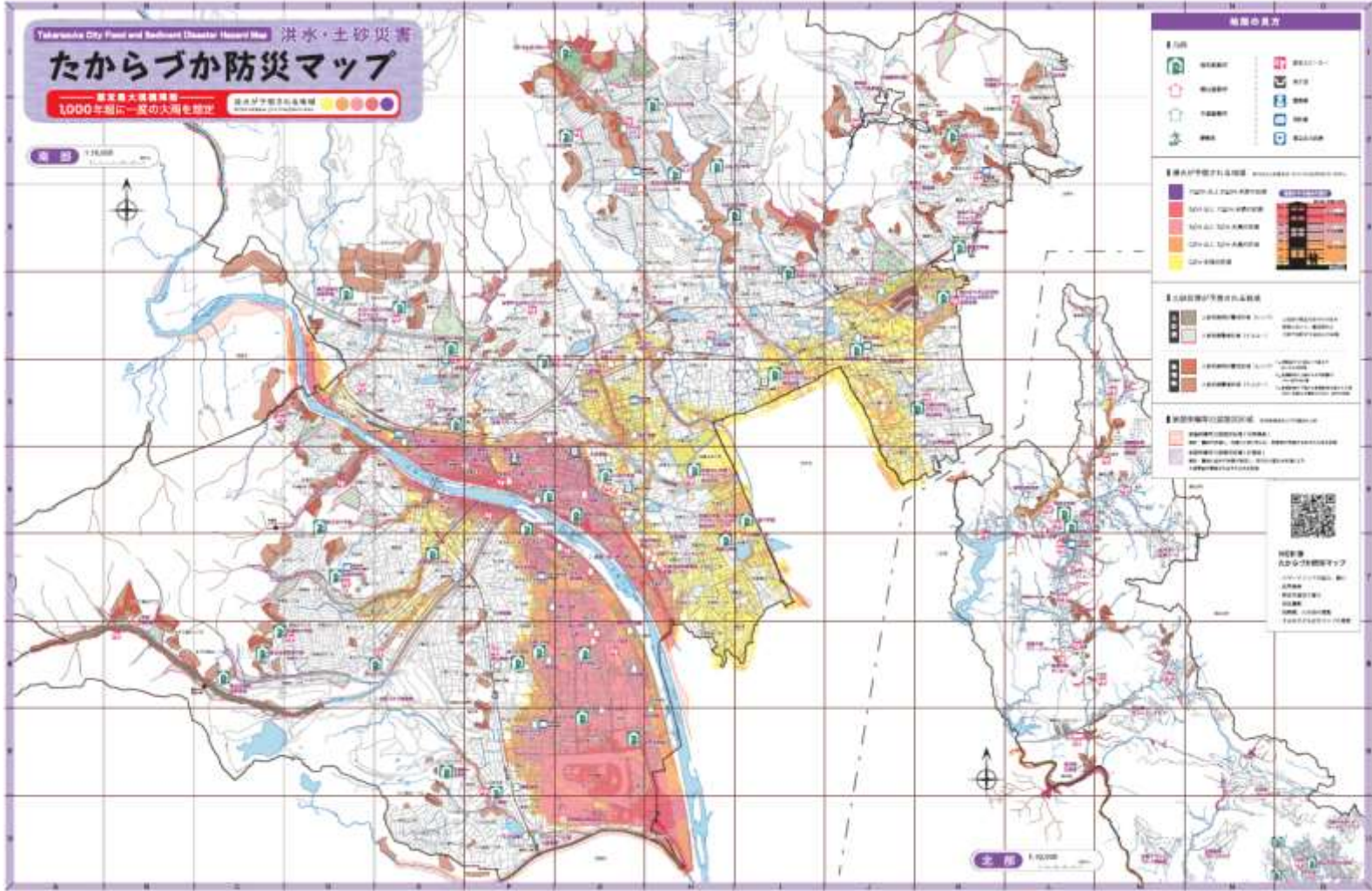
第1部 地域としての災害危険性

1-7 たからづか防災マップ

1-7-1 土砂災害警戒区域及び洪水浸水想定区域 (計画規模降雨)



1-7-2 土砂災害警戒区域及び洪水浸水想定区域 (想定最大規模降雨)



1-7-2 土砂災害警戒区域及び洪水浸水想定区域 (想定最大規模規模降雨)

※1-7については令和6年(2024年)「たからづか防災マップ」の縮小版のため文字等が不鮮明となっており、詳細は別冊の紙面のマップ又は市のHPの「WEB版たからづか防災マップ」参照

第1部 地域としての災害危険性

1-8 主な大規模事故災害

1-8-1 市内における既往の主な大規模事故災害等

1 中国自動車道事故

	2003年1月23日中国自動車道大型貨物トラック、大型観光バス等玉突き事故
場 所	伊丹市荒牧6丁目地先 中国自動車道上り 15.1キロポスト付近
人 的 被 害	死者1名、負傷者33名 ※重症1名、中等症2名、軽症30名
概 要	中国自動車道上り 13.9キロポスト付近にて発生した車両火災によって渋滞中、最後尾の大型貨物トラックが前方の乗用車に追突、さらに同トラックが前方の大型観光バスに追突し、計8台の玉突き事故。 追突した大型貨物トラックの運転者1名が車内に閉じ込められた。また大型観光バス乗客2名（重症1名、中等症1名）が負傷したため車内で動けない状態となった。 ・宝塚市消防本部（出動） 救助隊1隊・4名・1台、消防隊2隊・9名・2台 救急隊3隊・9名・3台、搬送隊1隊・2名・1台 ・伊丹市消防局（出動） 救急隊1隊・3名・1台 ・川西市消防本部（出動） 救急隊2隊・6名・2台 ・警察及び道路公団で、上り車線、宝塚インターから池田インター間全面通行止め
	2004年2月11日（水）09:08（覚知） 中国自動車道 タンクローリー1台が横転炎上
場 所	宝塚市安倉北2丁目地先 中国自動車道下り 16.5キロポスト付近
人 的 被 害	負傷者1名（軽症）
概 要	中国自動車道下り 16.5キロポスト付近にて、タンクローリー（灯油12Kリットル、軽油6Kリットル積載）が横転炎上し、消音壁、60m、ガードレール80m、法面1アール等を焼損し、一部油が流出した事故。 ・宝塚市消防本部（出動） 消防車両 13台・人員 49名 ・他都市消防本部 消防車両 13台・人員 49名 ・警察 警察車両 7台・人員 20名 ・警察及び道路公団で、上下車線、宝塚インターから池田インター間全面通行止め

2 林野火災

	2002年3月19日～21日長尾山林野火災
場 所	切畑字長尾山
人 的 被 害	死者なし. 負傷者1名 ※避難所開設 3箇所 避難者数最大386名/日
概 要	林野焼失面積42ha ・市災害対策本部設置(19日12時30分) ・延べ出動人員 2, 233人 ・延べ出動台数 362台 ・延べ出動ヘリ機数 32機 ・ふじが丘地区(241世帯718人)に対し避難勧告(19日12時35分) ・ふじが丘7番(19日14時40分)、同4～6番(19日14時50分)に避難指示・退去命令 ・避難勧告、避難命令解除(20日08時50分) ・白煙上昇箇所全てについて、消火作業完了. 完全鎮火宣言(21日12時53分) ・市災害対策本部廃止(21日14時47分)
	2004年4月12日(月)～13日(火)長尾山林野火災
場 所	切畑字長尾山
人 的 被 害	死者なし. 負傷者1名
概 要	林野焼失面積15ha ・市災害警戒本部設置(12日13時30分) ・延べ出動人員 492人 ・延べ出動台数 94台 ・延べ出動ヘリ機数 11機 ・白煙上昇箇所全てについて、消火作業完了. 完全鎮火宣言(13日11時29分) ・市災害警戒本部廃止(13日10時15分)

第1部 地域としての災害危険性

1-8-2 県内における既往の主な大規模事故災害等

1 航空機事故

	1986年11月27日阪急航空ヘリ墜落事故
場 所	美方郡村岡町
人 的 被 害	死者8人 ※乗客乗員全員死亡
概 要	事故機は、美方郡温泉町の場外離着陸場から神戸市の神戸ヘリポートに向けて飛行中、17時1分頃、村岡町の大峰山山頂付近の斜面に衝突し、大破・炎上したもの。

2 鉄道事故

	1986年12月28日山陰線餘部鉄橋回送列車転落事故
場 所	香住町 国鉄(当時)山陰本線餘部鉄橋
人 的 被 害	死者6人、負傷者6人
概 要	午後1時25分頃、香住駅から浜坂駅に回送中の列車が、強風下の餘部鉄橋から餘部集落内へ転落したもの。
※	2005年4月25日9時18分頃JR福知山線列車事故
場 所	尼崎市久々知西町2丁目 西日本旅客鉄道福知山線尼崎駅・塚口駅間 第1新横枕踏切付近
人 的 被 害	死者107人(男59人、女48人)うち宝塚市民16人・負傷者549人(重症139人、軽症410人)
概 要	当該踏切手前付近を通過の際に前5両が脱線、うち前2両が列車進行方向左側のマンション1階部分に衝突

3 雑踏事故

	2001年7月21日明石市民夏まつり花火大会事故
場 所	明石市大蔵町大蔵海岸付近国道2号上の陸橋
人 的 被 害	死者11人、負傷者222人
概 要	大蔵海岸で開催されていた明石市民夏まつりの花火大会終了後、午後8時35分頃、大蔵海岸へ向かう人波と帰宅しようとする人波が会場北側のJR朝霧駅と会場を結ぶ連絡歩道橋上(幅6m、長さ109.7m)でぶつかり、転倒事故による死傷者が発生したもの。

(以上3件 平成14年作成兵庫県地域防災計画大規模事故災害対策計画による。)

(※JR西日本福知山線列車事故について(第7報)内閣府防災担当)

4 原子力災害等

	2000年5月神戸市放射性物質不法投棄事案
概況	業者が製鉄所に搬入しようとしていたスクラップから、放射線を放出する鉛容器が発見され、鉛容器表面で、最大で約1400 μ SV/hの放射線を検出した。後日、容器の内容物はラジウム226密封線源（針）であることが判明し、警察の捜査により、和歌山県内の医療機関が所持していた医療用のラジウム針であることが判明した。

（平成13年作成兵庫県地域防災計画原子力等防災計画による。）

第1部 地域としての災害危険性

1-8-3 大規模事故災害等による被害と防災上留意すべき要素項目

第1 航空機事故

1 市における概況

隣接する伊丹市域に大阪国際空港があり、宝塚市の南部市街地ほぼ全域が「大阪国際空港緊急計画（消火救難・救急医療活動）」に基づく「空港周辺地域」（9km 圏内）に指定されている。関西地区における国内線基幹空港として、北は札幌から南は那覇まで国内数十都市との間を5社により旅客便が運航されており、夏の繁忙期1日の発着数は300を超える。

2 事故による被害項目、防災上留意すべき要素項目

事故による被害項目	防災上留意すべき要素項目	特記事項
☐ 火災、爆発 ☐ 多数救急・救助事案 ☐ 危険物・毒物・劇物等の流出・漏洩	☐ 事故発生箇所（特に住宅、病院・福祉関係施設、危険物施設の有無） ☐ 航空機の種類（航空機の名称、旅客機・貨物機の別、出発・到着便の別、民間機・軍用機の別、ヘリコプター・小型機・大型機の別） ☐ テロの可能性（特に犯行予告・声明の有無、内容）	◇南部地域：市街地への墜落による多数の死傷者、大規模な火災発生に対する減災措置 ◇北部地域：特に搜索、救助・救急活動が困難な山間部への墜落による乗客の搜索、救助・救急活動の迅速な展開、林野火災発生に対する減災措置 ◇避難情報の発令、交通規制等消火・救急救助活動実施に伴い連鎖的に実施する必要のある対策の総合的実施

第2 鉄道事故

1 市における概況

市域における鉄道は、ＪＲ福知山線（宝塚線）（市内３駅定期券乗車人員合計 29,167 人、定期外乗車人員合計 10,428 人 平成 22 年 3 月調べ 1 日平均）、阪急今津線（宝塚駅を含む市内 5 駅定期券乗車人員合計 31,006 人、定期外乗車人員合計 32,778 人 平成 20 年 11 月 11 日調べ 1 日乗車人員）、阪急宝塚線（宝塚駅を除く市内 5 駅定期券乗車人員合計 13,905 人、定期外乗車人員合計 15,568 人 平成 20 年 11 月 11 日調べ 1 日乗車人員）の 2 社 3 線である。

ＪＲ線は、主に東西線・学研都市線直通運転電車、東海道本線直通運転電車、及び乗車券のほかの特急券を必要とする特急の 2 系統に分かれ運行されている。

阪急電車は、主に宝塚駅を始終点とし、今津線は西宮北口駅間各駅停車電車及び梅田駅間準急電車、宝塚線は梅田駅間急行、準急、各駅停車電車が運行されている。

2 事故による被害項目、防災上留意すべき要素項目

事故による被害項目	防災上留意すべき要素項目	特記事項
☐ 火災、爆発 ☐ 多数救急・救助事案 ☐ 危険物・毒物・劇物等の流出・漏洩	☐ 事故発生箇所（トンネル区間、高架区間、踏切箇所、立体交差点区間、有人・無人駅の別、周辺地域における住宅、病院・福祉関係施設、危険物施設の有無） ☐ 事故発生時（朝夕通勤・通学時、日中・夜間の別、平日・休日の別） ☐ 事故の態様（車両火災、衝突、脱線、転覆） ☐ 事故列車の種別（特急・その他便の別、客車・貨物車の別） ☐ テロの可能性（特に犯行予告・声明の有無、内容）	◇市街地区間における列車火災、爆発、危険物等の流出・漏洩事故に対する減災措置 ◇踏切における列車と自動車の衝突による二次災害防止対策の総合的な実施 ◇トンネルでの車両火災、衝突、脱線、転覆発生時における消火並びに乗客の捜索、救助・救急活動の迅速な展開 ◇避難情報の発令、交通規制等消火・救急救助活動実施に伴い連鎖的に実施する必要のある対策の総合的な実施

第1部 地域としての災害危険性

第3 中国自動車道事故

1 市における概況

中国縦貫自動車道の1日平均交通量は、池田IC～宝塚IC間9.1万台、宝塚IC～西宮北IC間10.5万台（兵庫県県土整備部土木局道路計画課「道路情勢調査 平成17年度調査結果」）。
なお、県内区間開通は1985年。うち大阪府豊中市～宝塚市間は、1970年開通で、以来40年以上経過している。

2 事故による被害項目、防災上留意すべき要素項目

事故による被害項目	防災上留意すべき要素項目	特記事項
☐ 火災、爆発 ☐ 多数救急・救助事案 ☐ 危険物・毒物・劇物等の流出・漏洩	☐ 事故発生箇所（山間部・トンネル区間、交差点、周辺地域における住宅、病院・福祉関係施設、危険物施設の有無） ☐ 事故発生時（朝タラッシュ時、日中・夜間の別、平日・休日の別） ☐ 事故の態様（車両火災、多重衝突） ☐ 事故車両の種別（危険物輸送車両・バスの有無、輸送物内容） ☐ テロの可能性（特に犯行予告・声明の有無、内容）	◇市街地区間における車両火災、爆発、危険物等の流出・漏洩に対する減災措置 ◇山間部区間やトンネルでの多数車両火災、衝突等発生時における消火並びに救助・救急活動の迅速な展開 ◇避難情報の発令、交通規制等消火・救急救助活動実施に伴い連鎖的に実施する必要がある対策の総合的実施 ◇近年老朽化に伴うタイル落下、橋のつなぎ目部分破損により車両破損が発生しており、西日本高速道路㈱神戸管理事務所では点検、補強体制を強化している。

第4 雑踏事故

1 市における概況

市内には、全国的にも知られ、年間を通じて多数の人員が共通の目的で、同一時間同一地域に集合する施設として、宝塚大劇場、阪神競馬場がある。また、清荒神・中山寺の初詣などの、季節行事（イベント）がある。それぞれに雑踏事故発生の潜在的危険性がある。

2 事故による被害項目、防災上留意すべき要素項目

事故による被害項目	防災上留意すべき要素項目	特記事項
☐ 多数救急・救助事案	☐ 事故発生箇所（屋内・屋外の別、周辺地域における安全誘導スペース・う回路使用可能道路の有無、病院・福祉関係施設、危険物施設の有無） ☐ 事故発生時（朝タラッシュ時、日中・夜間の別、平日・休日の別） ☐ テロの可能性（特に犯行予告・声明の有無、内容）	◇1,000人以上の人員が共通の目的で、同一時間同一地域に集合する状況において、発生する集団事故災害を想定 ◇屋外行事の場合最大4人／㎡を一般に想定 ◇う回路確保等交通規制、搬送病院の広域的確保等救急救助活動の実施に伴い連鎖的に実施する必要がある対策の総合的实施

第5 大規模工場火災、爆発

1 市における概況

事故発生により従業員及び周辺地域に大きな被害を与えるおそれがあるため、警防規程に基づき警防計画を作成している大規模工場・研究所等は、現在2事業所である。

2 事故による被害項目、防災上留意すべき要素項目

事故による被害項目	防災上留意すべき要素項目	特記事項
☐ 火災、爆発 ☐ 多数救急・救助事案 ☐ 危険物・毒物・劇物等の流出・漏洩	☐ 事故発生箇所（周辺地域における住宅、病院・福祉関係施設、危険物施設の有無） ☐ 事故発生時（朝タラッシュ時、日中・夜間の別、平日・休日の別） ☐ 危険物の名称・量・保管位置（特に有毒ガス発生危険の有無、放射性物質の有無） ☐ テロの可能性（特に犯行予告・声明の有無、内容）	◇危険物・毒物・劇物等取扱施設における火災、爆発発生に対する減災措置 ◇避難情報の発令、交通規制等消火・救急救助活動実施に伴い連鎖的に実施する必要がある対策の総合的实施 ◇市街地、福祉施設、大規模集客施設隣接の事業所については、併せて総合的な二次災害防止対策の実施

第1部 地域としての災害危険性

第6 大規模林野火災

1 市における概況

市域における林野の現況は、平成20年3月末現在、国有林297ha、民有林5,562haの合計5,858haである。

2 事故による被害項目、防災上留意すべき要素項目

事故による被害項目	防災上留意すべき要素項目	特記事項
☐ 住家等への延焼 ☐ 電力送電線被害 ☐ 電話・テレビ等中継装置被害	☐ 火災発生箇所（周辺地域における住宅、病院・福祉関係施設、危険物施設、ライフライン関連施設の有無、消火活動困難度、飛び火の有無） ☐ 気象条件（風向、風速、湿度、降雨に関する現在及び将来に関する状況） ☐ 火災発生時（朝夕ラッシュ時、日中・夜間の別、平日・休日の別） ☐ テロの可能性（特に犯行予告・声明の有無、内容）	◇市街地への延焼阻止最優先 ◇飛び火は主火よりも先にたたく ◇避難情報の発令、交通規制、入山規制等消火活動実施に伴い連鎖的に実施する必要がある対策の総合的実施 ◇断水、停電、通話等困難又は停止地域に対する事前・事後広報等の実施

第7 原子力災害等

1 市における概況

市域における放射性同位元素取扱事業所は、2事業所である。
なお、中国縦貫自動車道は、核燃料物質等輸送のための運搬経路と想定される。

2 事故による被害項目、防災上留意すべき要素項目

事故による被害項目	防災上留意すべき要素項目	特記事項
☐ 放射線又は放射性物質の漏洩 ☐ 風評による農林業・商工業・観光被害	☐ 事故発生箇所（トンネル区間、交差点、周辺地域における住宅、病院・福祉関係施設、危険物施設の有無） ☐ 事故発生時（朝夕ラッシュ時、日中・夜間の別、平日・休日の別） ☐ 事故の態様（輸送車両衝突、転覆、火災発生の有無） ☐ 放射性物質の名称・量・保管位置（特に防災・管理責任者の存否） ☐ テロの可能性（特に犯行予告・声明の有無、内容）	◇放射性物質取扱施設における火災・爆発等事故に伴う被害 ◇核燃料、放射性物質運搬途上における車両事故に伴う被害 ◇故意又は悪意に基づく放射性物質廃棄物等の不法投棄に伴う被害 ◇県外立地原子力発電所における重大事故に伴う被害 ◇避難情報の発令、交通規制等警戒活動実施に伴い連鎖的に実施する必要がある対策の総合的実施

第1部 地域としての災害危険性

第2部 市民参加による防災まちづくり

第3部 市の非常時組織及び車両・資機材等

第4部 発災後の対応を中心とした情報連絡体制

第5部 相互協力・広域応援受入体制

第6部 個別対策項目別関係資料

第7部 様式

2-1 宝塚市防災会議条例及び委員名簿

2-1-1 宝塚市防災会議条例

宝塚市防災会議条例

昭和38年6月21日

条 例 第16号

改正	昭和49年4月1日	条例第16号
改正	昭和61年3月28日	条例第16号
改正	平成12年4月1日	条例第19号
改正	平成17年9月29日	条例第59号
改正	平成24年10月12日	条例第42号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、宝塚市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(平12条例19・一部改正)

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 宝塚市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて、市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 水防法(昭和24年法律第193号)第32条に規定する水防計画その他水防に関し重要な事項を調査、審議すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(平12条例19・平17条例59・平24条例42・一部改正)

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 兵庫県知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - (3) 兵庫県警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長

- (6) 消防長及び消防団長
- (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
- (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
- (9) 市長が特に必要と認める機関の職員又は団体の役員若しくは職員のうちから市長が任命する者

6 前項の委員の定数は、40 人以内とする。

7 第5項第1号から第4号まで、第7号から第9号に掲げる委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(昭61条例16・平24条例42・一部改正)

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、兵庫県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和49年条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和61年条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年条例第59号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年条例第42号)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(宝塚市水防協議会条例の廃止)

2 宝塚市水防協議会条例(昭和56年条例第1号)は、廃止する。

第2部 市民参加による防災まちづくり

2-1-2 宝塚市防災会議運営規則

宝塚市防災会議運営規則

昭和38年7月26日規則第12号

(趣旨)

第1条 この規則は、宝塚市防災会議条例(昭和38年条例第16号)第5条の規定に基づき、宝塚市防災会議(以下「防災会議」という。)の議事その他会議の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(招集)

第2条 防災会議は、会長が招集し、その会議の議長となる。

(欠席)

第3条 委員は、事故その他やむを得ない理由により防災会議に出席できないときは、あらかじめその旨を会長に届け出なければならない。

2 前項の場合において、委員はその所属する機関の職員の職員を代理人として防災会議に出席させることができる。

(会議)

第4条 防災会議は、防災に関し、会議に必要なが生じたときに開くものとする。

(議事の特例)

第5条 防災会議の議案で、一部の特定の機関にのみ関係のある事案については、会長が適宜の方法により関係のある委員と協議して決することができる。

2 会長は前項の規定により協議して決した事項は、次の防災会議にその旨を報告するものとする。

(専決処分等)

第6条 会長は、防災会議が処理すべき事項のうち、次の各号の一に該当するときは、専決処分することができる。

(1) 会長において防災会議を招集する暇がないと認めたとき。

(2) 軽易な事項で速やかに措置を要するとき。

2 会長は、前項の規定による処置については、次の防災会議にその旨を報告するものとする。

(異動報告)

第7条 委員又は幹事は、異動等により変更があったときは、後任者がその職氏名及び異動年月日を速やかに会長に報告しなければならない。

(専門委員の設置等)

第8条 宝塚市防災会議条例第4条の規定に基づき、宝塚市地域防災計画の見直しに関する調査専門委員(以下この条において「委員」という。)4人を置く。

2 委員は、学識経験のある者のうちから、市長が任命する。

3 委員は、市長の委託を受け、相互に連携して次に掲げる事項について専門的な判断を行い、市長に報告する。

(1) 宝塚市地域防災計画の現状及び課題

- (2) 災害による被害の軽減のための方策
 - (3) 市民への防災知識の普及、啓発等の在り方
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、宝塚市地域防災計画の見直しに関し市長が必要があると認める事項
- 4 委員には、宝塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第14号)で定める報酬、費用弁償のほか、予算の範囲内で調査、研究等に要する費用を支給することができる。
- 5 前各項に定めるもののほか、委員に関し必要な事項は、別に市長が定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和6年規則第39号)

この規則は、公布の日から施行する。

第2部 市民参加による防災まちづくり

2-1-3 宝塚市防災会議委員名簿

(令和7年9月1日現在)

1 会 長 宝塚市長

森 臨 太 郎

2 委 員

(1) 第3条第5項第1号に基づく委員

委 員 職 名	氏 名	備 考
農林水産省近畿農政局兵庫県拠点地方参事官（兵庫県担当）	阿 部 健 治	外部
国土交通省近畿地方整備局六甲砂防事務所長	野 村 康 裕	外部
神戸地方気象台長	森 永 裕 幸	外部

(2) 第3条第5項第2号に基づく委員

委 員 職 名	氏 名	備 考
兵庫県阪神北県民局長	小 野 山 正	外部

(3) 第3条第5項第3号に基づく委員

委 員 職 名	氏 名	備 考
兵庫県宝塚警察署長	中 野 恵 介	外部

(4) 第3条第5項第4号に基づく委員

委 員 職 名	氏 名	備 考
宝塚市副市長	藤 島 昇	内部
宝塚市副市長	吉 田 康 彦	内部
宝塚市技監	木 田 泰 稔	内部
宝塚市危機管理監	数 田 牧	内部

(5) 第3条第5項第5号に基づく委員

委 員 職 名	氏 名	備 考
宝塚市教育長	赤 井 稔	内部

(6) 第3条第5項第6号に基づく委員

委 員 職 名	氏 名	備 考
宝塚市消防長	荻 野 直 人	内部
宝塚市消防団長	蔵 本 直 文	外部

(7) 第3条第5項第7号に基づく委員

委 員 職 名	氏 名	備 考
NTT西日本株式会社兵庫支店設備部災害対策室次長	東 允 男	外部
大阪ガスネットワーク株式会社兵庫事業部 導管計画チーム マネジャー	米 野 広 二	外部
関西電力送配電株式会社 阪神配電営業所 所長	富 田 有 修	外部
西日本旅客鉄道株式会社宝塚駅長	五 幣 治 人	外部
阪急電鉄株式会社川西能勢口駅管区統括駅長	郡 和 秀	外部
阪急バス株式会社 宝塚営業所 所長	上 田 博	外部

(8) 第3条第5項第8号に基づく委員

委 員 職 名	氏 名	備 考
兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科教授	馬 場 美智子	外部

(9) 第3条第5項第9号に基づく委員

委 員 職 名	氏 名	備 考
宝塚市自治会連合会会長	石 谷 清 明	外部
一般社団法人宝塚市医師会会長	明 渡 寛	外部
陸上自衛隊第36普通科連隊第1中隊長	高 橋 裕 介	外部
一般社団法人宝塚市薬剤師会理事	近 山 透	外部
社会福祉法人宝塚市社会福祉協議会常務理事兼事務局長	牟 田 浩 伸	外部
一般社団法人兵庫県建設業協会宝塚支部長	宇都宮 秀 市	外部
宝塚市民生委員・児童委員連合会会長	福 住 美 壽	外部
ボランティア活動家	榎 本 匡 笑	外部
女性の視点で防災を考える 宝塚どないしょネット代表	檜 垣 彰 子	外部
宝塚市立男女共同参画センター・エル所長	山 田 恵	外部
宝塚・防災リーダーの会	宮 本 加 奈 美	外部
宝塚市上下水道事業管理者	福 永 孝 雄	内部
宝塚市立病院副事業管理者	甲 斐 義 啓	内部

2-2 宝塚市の自主防災体制

2-2-1 自主防災組織一覧表

1 自主防災組織結成内訳

(令和7年3月31日現在)

自治 会数	274
結成自治会数	228
未結成自治会数	46

(令和7年3月31日現在広報世帯数)

結 成	
総世帯数	96,740
結成世帯数	88,033
結成率	91.0%

2 自主防災組織活動率

年 度	活 動 率
令和6年度	52.2%

2-2-2 宝塚市防災資器材交付要綱

宝塚市防災資器材交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宝塚市自主防災組織育成指導に関する規程第5条第2項に基づき、自主防災組織の活発な活動を促すため、活動に必要な防災資器材の交付について必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象)

第2条 交付の対象は、宝塚市自主防災組織育成指導要綱第4条第1項に定める手続きが完了した組織（以下「自主防災組織」という。）が行う訓練、活動等（以下これらを「防災活動」という。）とする。

2 前項の規定によるもののほか、次の各号に掲げる防災活動についても交付の対象とする。

(1) まちづくり協議会等が行う防災活動で、自主防災組織が複数参加するもの。

(2) 自主防災組織が事業所（社会福祉施設等）と連携して行う防災活動。

(防災資器材)

第3条 交付する防災資器材は、自主防災組織、まちづくり協議会等（以下これらを「自主防災組織等」という。）が行う防災活動に必要な物品のうち、別に定める防災資器材とする。

(交付の方法)

第4条 消防長は、交付を受けようとする自主防災組織等に対し、防災活動の内容に応じた防災資器材を交付するものとする。

(交付の額)

第5条 市が交付する額は、次の各号のとおりとする。

(1) 第2条第1項の規定に該当する防災活動に対しては、上限2万円とする。

(2) 第2条第2項第1号及び同項第2号の規定に該当する防災活動に対しては、上限10万円とする。

(3) 前各号に定めるもののほか、消防長が特に必要があると認めた場合は、交付の額を変更することができる。

(交付の申請)

第6条 交付を受けようとする自主防災組織等の代表者は、防災資器材交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添付し、消防長へ提出するものとする。

(交付の決定)

第7条 消防長は、防災資器材交付申請書（様式第1号）を受理したときは、当該申請書の内容を審査し、交付することが適当と認めるときは、交付の全部又は一部を決定するものとする。

2 消防長は、前項の規定により当該申請書にかかる審査結果を防災資器材交付通知書（様式第2号）により自主防災組織等の代表者へ通知するものとする。

(防災資器材の交付)

第8条 消防長は、交付を決定した後、予算措置を講じて防災資器材を購入し、自主防災組織等へ交付するものとする。

2 防災資器材の交付を受けた自主防災組織等の代表者は、消防長に防災資器材受領書（様式

第2部 市民参加による防災まちづくり

第3号)を提出するものとする。

- 3 防災資器材の交付を受けた自主防災組織等は、交付された防災資器材を緊急時に有効に活用できるよう管理者を定め、善良なる管理者の注意義務をもって、常に良好な状態で維持管理すること。

(決定の取り消し)

第9条 消防長は、交付の決定を受けた自主防災組織等が次の各号に該当するときは、当該決定の全部又は一部を取り消し、既に交付を行った防災資器材の全部又は一部の返還を命ずることができるものとする。

(1) 偽り、その他不正な手段により交付の決定を受けたとき。

(2) 自主防災組織等が、防災資器材の交付を必要としなくなったとき。

- 2 消防長は、前項の取り消しの決定を行った場合には、その旨を防災資器材交付決定取消通知書(様式第4号)により自主防災組織等の代表者へ通知するものとする。

(助言等)

第10条 消防長は、国、県等が実施する防災資器材等の助成・整備事業については、自主防災組織等に対し積極的に活用するよう助言を行い、自主防災組織の活動を促進し、活性化するよう努めることとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、防災資器材の交付等に関し、必要な事項については、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の宝塚市防災資器材助成要綱第4条及び第6条第1項の規定により防災資器材の助成を受け貸与されているものは、この要綱による改正後の宝塚市防災資器材助成要綱第4条及び第7条第1項の規定により防災資器材の助成を受け交付されたものとみなす。

附 則 (宝塚市消防長通達(甲)第9号)

この要綱は、令達の日から施行する。

附 則 (宝塚市消防長通達(甲)第12号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (宝塚市消防長通達(甲)第2号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

防災資器材交付申請書

宝塚市防災資器材交付要綱第6条の規定により防災資器材の交付を申請します。 年 月 日 (あて先) 宝塚市消防長 自主防災組織等代表者 住 所 役 職 ・ 氏 名 連 絡 先	
自主防災組織名・団体名	
自主防災組織等の所在地	宝塚市
自主防災組織等の世帯数	世帯 人
コミュニティ(小学校区)名	
防災活動年月日	
申請する防災資器材	別表 交付防災資器材一覧表のとおり
防災資器材申請金額	円
添付書類 ・ 防災活動の概要・・・「自主防災組織訓練実施計画届出書(写)等」 ・ 別表 交付防災資器材一覧表 ・ その他参考となる書類 本申請の担当者 氏 名 連絡先	
※ 受 付 欄	※ 備 考 欄

備考 1 本人(代表者)が自署する場合は、押印は不要です。
2 ※印欄は記入しないでください。

様式第3号（第8条関係）

防災資器材受領書

宝塚市防災資器材交付要綱第4条に基づく防災資器材を受領しました。		
年 月 日		
（あて先）宝塚市消防長 自主防災組織等代表者 住 所 氏 名 連絡先		
自主防災組織名・団体名		
防災資器材交付年月日	年 月 日	
交 付 防 災 資 器 材	品 名	数 量

備考 本人（代表者）が自署する場合は、押印は不要です

第2部 市民参加による防災まちづくり

様式第4号（第9条関係）

宝 消 第 号
年 月 日

自主防災組織等
代表者 様

宝 塚 市 消 防 長 印

防災資器材交付決定取消通知書

宝塚市防災資器材交付要綱第9条の規定により、交付の決定について取り消しすることを決定しましたので下記のとおり通知します。

記

1 交付防災資器材名

2 取消決定事項

防災資器材交付の決定について、
☐ 全部を取消します。
☐ 一部を取消します。

取消理由等

※ 防災資器材を受領している場合は、取消決定事項による防災資器材を返還してください。

2-2-3 自主防災組織規約及び防災計画モデル案

自主防災組織規約

<規約例>

規約は組織の目的、事業内容等を明らかにし役員の任務や運営について定めましょう。

自主防災会規約

(名称)

第1条 この会は、自主防災会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第2条 本会の事務所は、に置く。

(目的)

第3条 本会は、住民の隣保共同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震、風水害等の災害による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及に関すること。
- (2) 地震、風水害等に対する災害予防に関すること。
- (3) 地震、風水害等の発生時における情報の収集・伝達、初期消火、救出救護、避難誘導等
応急対策に関すること。
- (4) 防災訓練の実施に関すること。
- (5) 防災資器材等の備蓄に関すること。
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事項。

(会員)

第5条 本会は、自治会（管理組合）の世帯をもって構成する。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

会 長	1 名
副会長	名
幹 事	名

2 役員は、会員の互選による。

3 役員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

(役員の任務)

第7条 会長は、本会を代表し会務を総括する。また、地震、風水害等の発生時における応急活動の指揮命令を行う。

2 副会長は、会長を補佐し会長に事故のあるときは、その職務を行う。

3 幹事は、幹事会の構成員となり、会務の運営にあたる。

第2部 市民参加による防災まちづくり

(会議)

第8条 本会に、総会及び幹事会を置く。

- 2 総会は、1年に1回開催する。ただし、特に必要がある場合は、臨時に開催することができる。
- 3 総会は、会長が招集する。
- 4 総会は、次の事項について審議する。
 - (1) 規約の改正に関すること。
 - (2) 防災計画の作成及び改正に関すること。
 - (3) 事業計画に関すること。
 - (4) その他総会が特に必要と認めたこと。
- 5 総会は、その付議事項を幹事会へ提出するものとする。

(幹事会)

第9条 幹事会は、会長、副会長及び幹事によって構成する。

- 2 幹事会は、次の事項を審議し、実施する。
 - (1) 総会に提出すべきこと。
 - (2) 総会により委任されたこと。
 - (3) その他幹事会が特に必要と認めたこと。

(防災計画)

第10条 本会は、地震、風水害等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

- 2 防災計画は、次の事項について定める。
 - (1) 地震、風水害等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関すること。
 - (2) 防災知識の普及に関すること。
 - (3) 防災訓練の実施に関すること。
 - (4) 地震、風水害等の発生時における情報の収集、出火防止、初期消火、救出救護及び避難誘導に関すること。
 - (5) その他必要な事項。

付 則

この規約は、 年 月 日から実施する。

自主防災組織防災計画

<防災計画例>

防災計画は、平常時及び災害発生時における防災活動を具体的に定めておくものですから、防災組織の地域の実情に応じて作成しましょう。

自主防災会防災計画書

1 目的

この計画は、防災会の防災活動に必要な事項を定め、もって、地震その他の災害による人的、物的被害の発生及びその拡大を防止することを目的とする。

2 計画事項

この計画に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 防災組織の編成及び任務分担に関すること。
- (2) 防災知識の普及に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 情報の収集、伝達に関すること。
- (5) 出火防止、初期消火に関すること。
- (6) 救出救護に関すること。
- (7) 避難誘導に関すること。
- (8) 給食、給水に関すること。
- (9) 防災資器材等の備蓄及び管理に関すること。

3 防災組織の編成及び任務分担

災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、次のとおり防災組織を編成する。



4 防災知識の普及

地域住民の防災意識を高揚するため、次により防災知識の普及を行う。

(1) 普及事項は、次のとおりとする。

- ア 防災組織及び防災計画に関すること。
- イ 地震、火災、水災等についての知識に関すること。
- ウ 各家庭における防災上の留意事項に関すること。

(2) 普及の方法は、次のとおりとする。

- ア パンフレット、チラシ等の配布
- イ 自治会等の会報紙等への記事登載
- ウ 座談会、講習会、防災映画会等の開催

第2部 市民参加による防災まちづくり

5 防災訓練

大規模地震等による災害発生に備えて、情報の収集・伝達、消火、避難等が迅速かつ的確に行えるようにするため、次により訓練を実施する。

(1) 訓練の種別は、個別訓練及び総合訓練とする。

(2) 個別訓練の種別は、次のとおりとする。

ア 情報の収集・伝達

イ 消火訓練

ウ 避難訓練

エ 救出・救護訓練

オ 給食給水訓練

カ 災害図上訓練

(3) 総合訓練は、2以上の個別訓練について総合的に行うものとする。

(4) 訓練の実施に際しては、その目的、実施要領等を明らかにした訓練実施計画を策定する。

(5) 訓練の時期及び回数は、次のとおりとする。

ア 訓練は、原則として春季及び秋季の火災予防運動期間中又は防災の日に実施する。

イ 訓練は、総合訓練にあつては年 回、個別訓練にあつては随時実施する。

6 情報の収集・伝達

被害状況を正確かつ迅速に把握し、適切な応急措置をとるため、情報の収集伝達を次により行う。

(1) 情報班は、地域内の災害情報、防災関係機関、報道機関等の提供する情報を収集するとともに、必要と認める情報を地域内住民、防災関係機関等に伝達する。

(2) 情報の収集伝達は、電話、Eメール、テレビ、ラジオ、トランシーバー、伝令等による。

7 出火防止及び初期消火

(1) 出火防止

大規模地震等において、火災の発生が被害を大きくする主な原因となっているので、出火防止の徹底を図るため、各家庭において、主として、次の事項に重点をおいて点検整備する。

ア 暖房用、調理用等の火気使用設備器具の整備及びその周辺を整理整頓する。

イ その他建物等の危険箇所の状況

(2) 初期消火対策

地域内に火災が発生した場合、迅速に消火活動を行い、初期に消火することができるようにするため、消火器、三角バケツ、水バケツ等を各家庭に配備する。

8 救出救護活動

建物の倒壊、落下物等により救出、救護を要するものが生じたときは、直ちに救出救護班は活動を行う。この場合、現場付近の者は救出救護班の活動に積極的に協力する。

なお、救出救護班は、負傷者が医師の手当を要するものと認めたときは、医療機関又は、防災機関の設置する応急救護所に搬送する。

9 避難対策

大規模災害の発生が予測されるとき、又は火災の延焼拡大等により、地域住民の人命に危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、次により避難を行う。

(1) 避難誘導の指示

避難命令が出たとき、又は防災会会長が必要と認めたときは、防災会会長は避難誘導班に対し避難誘導の指示を行う。

(2) 避難誘導

避難誘導班は、防災会会長の指示に基づき、住民を次に定める避難場所に誘導する。

ア 大規模地震による被害の発生が予測されるとき

〇〇公園

イ 台風等により、水災害の発生が予測されるとき

〇〇小学校

10 給食・給水

避難地等における給食及び給水は、次により行う。

(1) 給食給水班は、市から配布された食料又は地域内の家庭等から提供を受けた食料を配分し、又は炊き出し等を行う。

(2) 給食給水班は、市から提供され、又は井戸等により確保した飲料水により給水活動を行う。

11 防災資器材等

(1) 防災資器材等は、別途に定める配備計画により行う。

(2) 毎年 月 第 日曜日を全資器材の点検日とする。

2-3 災害に強い都市の創造

2-3-1 市の公共下水道雨水施設

1 管 渠

計画管渠延長	要布設延長	既設延長	整備率
196,668m	34,212m	162,456m	82.6%

2 ポンプ施設

名 称	武庫川ポンプ場	西田川ポンプ場
完 成	昭和50年3月完成	昭和58年3月完成
位 置	宝塚市武庫川町	宝塚市安倉西2丁目
敷地面積	約 670m ²	約 760m ²
集水面積	約 11.9ha	約 4.3ha
区域内戸数	約 540戸	約 360戸
能 力	揚水量 168m ³ /min ポンプ口径 ・エンジンφ700mm 2台 ・電動φ400mm 1台 ・電動φ450mm 1台	揚水量 48.9m ³ /min ポンプ口径 ・電動φ350mm 3台

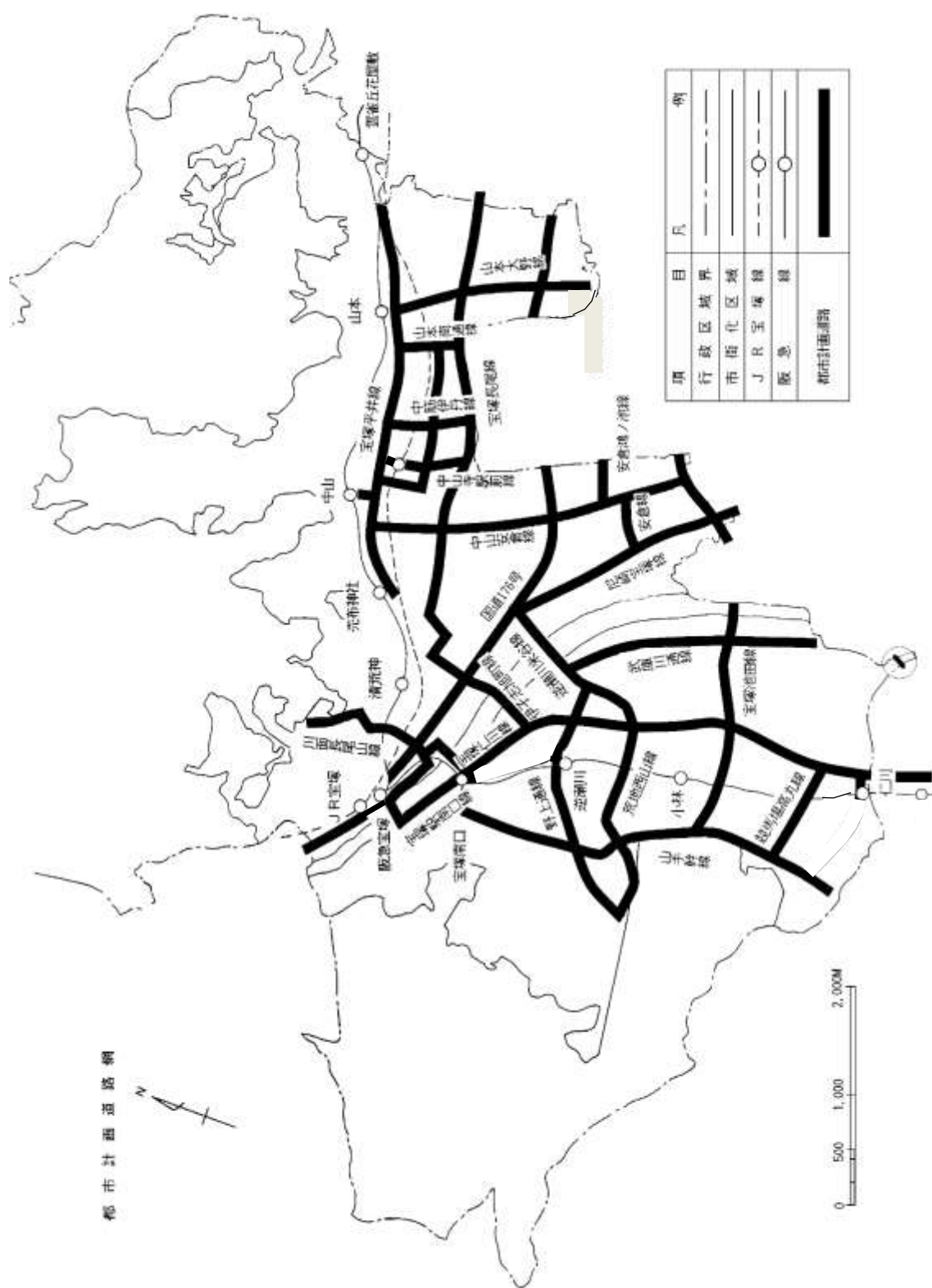
2-3-2 都市計画道路一覧表

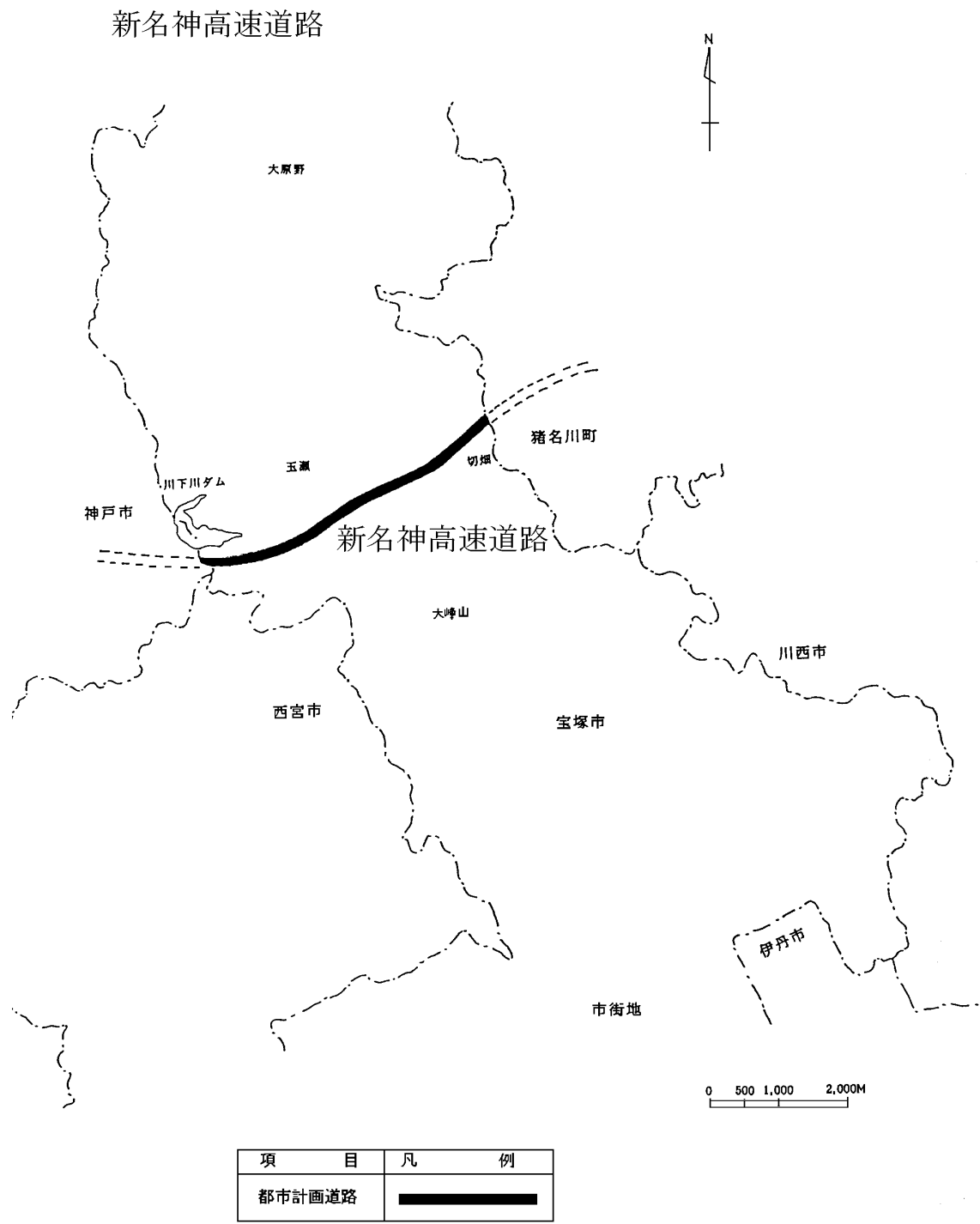
阪神間都市計画（宝塚市）道路一覧表

阪神間都市計画(宝塚市)道路一覧表					
No.	名 称		幅員 m	延 長 約 km	車線 の数
	番 号	路 線 名			
1	1.2.7	新名神高速道路	32	4.80	6車線
2	3.3.5	国道176号線	24	5.26	4車線
3	3.4.81	尼崎宝塚線	18	2.00	4車線
4	3.3.240	中筋伊丹線	24	0.73	4車線
5	3.3.241	宝塚池田線	24	1.95	4車線
6	3.3.242	宝塚池田線	24	0.82	4車線
7	3.5.6	宝塚平井線	12	3.77	2車線
8	3.5.83	田近野線	12	0.04	2車線
9	3.4.243	中山停車場線	18	0.12	2車線
10	3.4.244	逆瀬川米谷線	16	1.45	2車線
11	3.4.245	宝塚仁川線	16	4.25	2車線
12	3.4.246	山手幹線	16	4.06	2車線
13	3.4.247	荒地西山線	18	2.39	2車線
14	3.4.248	中山安倉線	16	2.82	2車線
15	3.4.249	宝塚駅前線	20	0.52	2車線
16	3.4.250	伊子志旭町線	20	0.78	2車線
17	3.5.251	山本大野線	12	1.72	2車線
18	3.5.252	武庫川通線	12	2.10	2車線
19	3.5.253	宝塚駅南口線	12	0.81	2車線
20	3.6.254	逆瀬川南口線	8	0.13	2車線
21	3.6.91	宝塚長尾線	11	4.45	2車線
22	3.4.850	宝塚駅歌劇場前線	18	0.46	2車線
23	3.4.851	榊塚線	19	0.03	2車線
24	3.4.852	川面長尾山線	16	1.20	2車線
25	3.4.853	安倉線	16	0.48	2車線
26	3.4.854	中山寺駅前線	16	0.47	2車線
27	3.5.855	中山観音線	15	0.12	2車線
28	3.5.856	安倉鴻ノ池線	12	0.38	2車線
29	3.5.858	中筋山本線	12	1.75	2車線
30	3.5.859	山本南通線	12	0.44	2車線
31	3.5.860	売布神社駅前線	12	0.17	2車線
32	3.6.861	野上通線	8	1.48	2車線

第2部 市民参加による防災まちづくり

33	3.5.862	競馬場高丸線	14	0.90	2車線
34	3.6.864	南口駅前線	8	0.14	2車線
35	7.6.850	区画街路1号線	8	0.02	—
36	7.6.851	逆瀬川1号線	8	0.17	—
37	7.7.852	区画街路2号線	6	0.05	—
38	8.6.850	特殊街路1号線	8	0.05	—
39	8.7.851	逆瀬川駅前線	6	0.13	—
40	8.7.852	武庫川河畔線	6	0.13	—
41	8.7.853	逆瀬川北駅前線	6	0.14	—
42	8.7.854	特殊街路2号線	6	0.13	—
計				53.81	





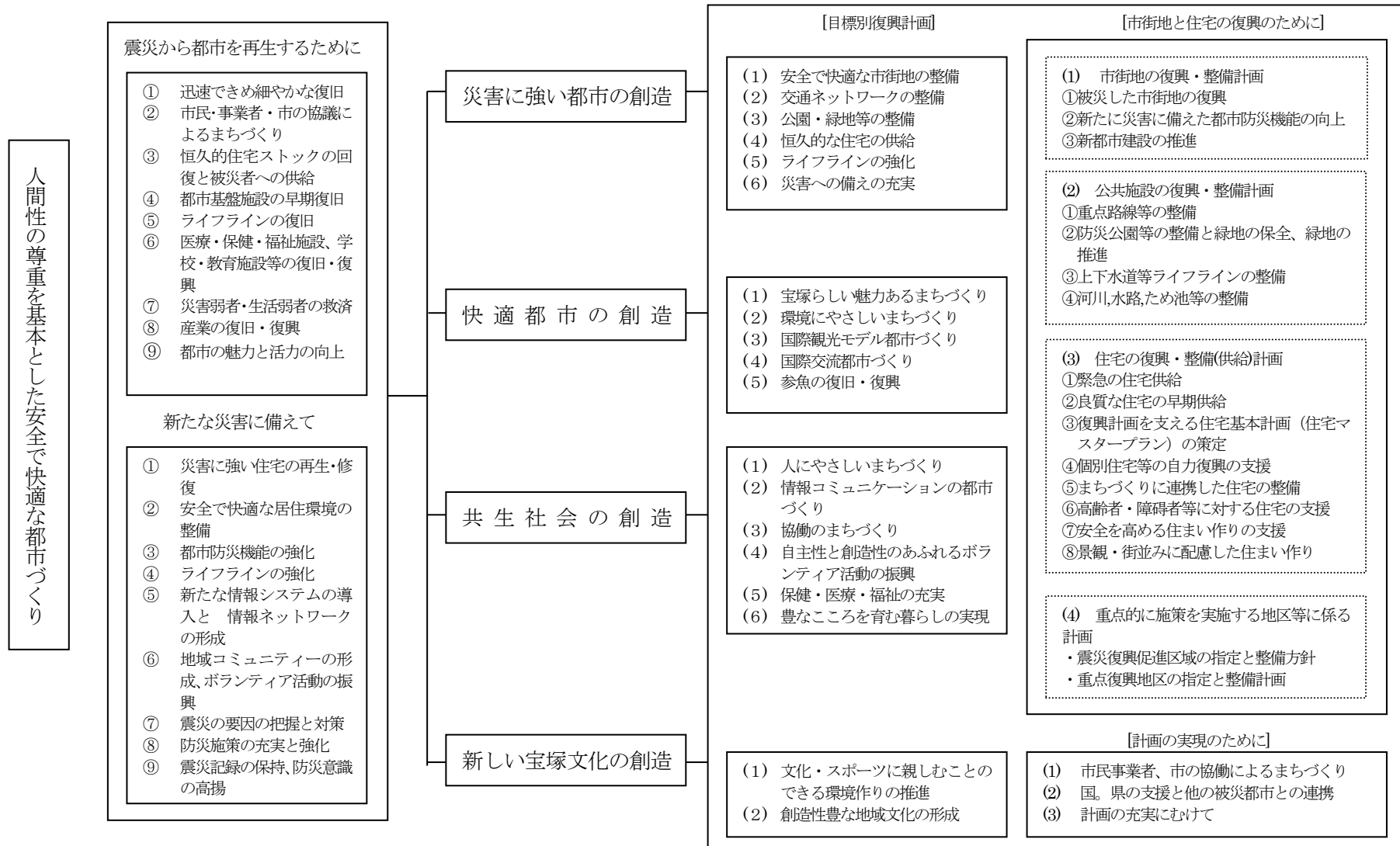
平成7年6月宝塚市震災復興計画の構成と概要

【基本理念】

【復興課題】

【復興目標】

【震災復興計画】



2-4 地域ステーション整備計画

機能分担施設 ステーション名称 (電話番号)	平常時の 防災教育 ・防災訓 練のため の施設	現地連絡 所の設置 のための 施設	地域防災 無線の整 備若しく は維持・ 点検のため の施設	応急対 策資機 材備蓄 のため の施設 (備蓄倉 庫)	飲料水兼 用耐震性 貯水槽整 備のため の施設	応急救 護所設 置ため の施設
中央公民館ステーション (73-6600)	中央公民館	中央公民館	中央公民館	末広中央公 園	末広中央公 園	中央公民 館
西公民館ステーション (77-1200)	西公民館	西公民館	西公民館	良元小 学校	良元 小学校	西公民 館
ピピアめふ公益施設ステーション (85-2274)	ピピア めふ	ピピア めふ	ピピア めふ	御殿山 中学校	御殿山 中学校	ピピア めふ
総合福祉センター・ステーション (86-5000)	総合福祉 センター	総合福祉 センター	総合福祉 センター	総合福祉 センター	スポーツ センター	総合福祉 センター
東公民館ステーション (89-1567)	東公民館	東公民館	東公民館	東消防 署	新池公園	東公民 館
中山台コミュニティ センター・ステーション (89-9605)	中山台 コミュニ ティ センター	中山台 コミュニ ティ センター	中山五月台 中学校	中山五月台 幼稚園	臨時 駐車場	中山コ ミュニ ティセ ンター ・雲龍 郷
西谷(西谷庁舎及び西谷ふれあい夢プ ラザ)ステーション (91-0843)(91-1111)	西谷庁舎及 び西谷ふれ あい夢プラ ザ	西谷庁舎	西谷庁舎及 び西谷ふれ あい夢プラ ザ	国民健康保険 診療所	西谷庁舎	国民健康保険 診療所

2-5 年間実施する主な訓練

訓練名称	主催	参加機関	実施月	場 所	参加人員	内 容
阪神広域 防災訓練	阪 神 南 北 県 民 局 等	国土交通省 近畿地方整備局 兵庫県 阪神間7市1町 各防災関係機関	未定	阪神間 各市町 (輪番)	—	兵庫県の実施する「兵庫県総合 防災訓練」と合同実施。 兵庫県及び阪神7市1町の「災 害応急対策活動の相互応援に関 する協定書」に基づき、応援市及 び被応援市が相互に連携した広 域的な防災体制の確立を図る。
総合防災 訓練	宝 塚 市 防 災 会 議	市災害 対策本部 各 部 消防団 その他防災 関係機関	未定	武庫川 河川敷 公園・末 広中央 公園 他	—	・情報収集伝達訓練 ・広報訓練 ・避難誘導訓練 ・初期消火訓練 ・救助、救出訓練 ・救急、救護訓練 ・炊出し等救援訓練 ・避難所開設訓練 ・図上訓練
防災情報 伝達・情 報収集及 び非常招 集訓練	宝 塚 市	宝塚市災 害対策本 部各部局	8月	本庁舎 等	300	・非常招集訓練 ・情報伝達訓練 ・現場活動等の図上訓練
水防訓練		消防本部 消防団	5月 6月	市内	100 150	・水防情報伝達訓練 ・被害調査、情報収集訓練 ・各水防工法訓練
消防訓練	消 防 本 部	消防本部 消防団	10月 1月 2月	消 防 本 部	100	・緊急消防援助隊近畿ブロック合 同訓練 ・阪神地区広域消防合同訓練 ・大規模対象物消防訓練

第1部 地域としての災害危険性

第2部 市民参加による防災まちづくり

第3部 市の非常時組織及び車両・資機材等

第4部 発災後の対応を中心とした情報連絡体制

第5部 相互協力・広域応援受入体制

第6部 個別対策項目別関係資料

第7部 様式

3-1 宝塚市災害対策本部

3-1-1 宝塚市災害対策本部条例

宝 塚 市 災 害 対 策 本 部 条 例

昭和 38 年 6 月 21 日

条例第 17 号

注 平成 8 年 10 月 1 日条例第 20 号から条文注記入る。

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、宝塚市災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(平 8 条例 20・平 24 条例 42・一部改正)

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要があると認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(平 8 条例 20・追加)

(委任)

第 5 条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

(平 8 条例 20・旧第 4 条繰下)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 8 年条例第 20 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年条例第 42 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

3-1-2 宝塚市災害対策本部設置要綱

宝塚市災害対策本部設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宝塚市災害対策本部条例（昭和38年条例第17号）第5条の規定に基づき、災害対策本部（以下「本部」という。）の設置及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(本部の設置及び廃止)

第2条 本部は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第23条の規定により、市の地域に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、次に掲げる基準に従い市長が設置する。

- (1) 市域に震度5弱以上の地震が発生したとき。
 - (2) 市を含む地域に台風、集中豪雨、洪水、地震、火事、爆発その他による災害が発生した場合で、市長が本部設置の必要があると認めたとき。
 - (3) 市を含む地域に気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく大雨、暴風、洪水等の注意報又は警報が発表された場合で、市長が本部設置の必要があると認めたとき。
 - (4) 水防活動業務を総括する必要性が生じたとき。
 - (5) 市域に震度4の地震が発生し、かつ、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合で、市長が応急対策を講ずるため本部設置の必要があると認めたとき。
 - (6) 航空事故、鉄道事故又は道路事故等が発生し、多数の死傷者が生じ又は生じるおそれがある場合で、継続して応急対策を実施するため、又は、応急対策に備えるため、市長が本部設置の必要があると認めたとき。
 - (7) 市の地域の一部が原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域となったとき。
 - (8) 対象原子力災害等が発生した場合において、その状況を勘案して、応急対策を実施するため、又は、応急対策に備えるため、市長が本部設置の必要があると認めたとき。
 - (9) 大規模な林野火災が発生し、他府県自治体及び自衛隊の応援を得ないと住宅地に延焼拡大する可能性がある場合。
 - (10) その他市長が本部を設置し総合的応急対策を実施する必要があると認めたとき。
- 2 市長は、本部を設置した後において、災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、その他本部を設置しておく必要がないと認めたときは、これを廃止する。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長、副本部長補佐、本部員及びその他の必要な職員をもつて組織する。

- 2 本部長は、市長がこれにあたる。
- 3 副本部長は、副市長及び危機管理監をもつて充てるものとし、複数の部をまとめる部門長となり本部長を補佐する。
- 4 副本部長補佐は、教育長、上下水道事業管理者、病院事業管理者、理事及び技監をもつて充てるものとし、副本部長を補佐する。
- 5 本部員は、市長事務部局の部長級職員、消防長、議会事務局長、教育委員会事務局各部長及び上下水道局長をもつて充てる。
- 6 市長は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、市長事務部局の職員のうちから本部員を任命することができる。

第3部 市の非常時組織及び車両・資機材等

7 本部の組織体制は、部門、部及び班で編成し、別表1のとおりとする。各部門各部各班の事務分掌は、別表2のとおりとする。

(指揮権限)

第4条 本部の設置及び指揮は、市長の権限により行われるが、市長の判断を仰ぐことができない場合の災害対策に係る必要な意思決定等については、宝塚市地域防災計画に定める順位の者が行うこととする。なお、代行者は事後すみやかに市長にこれを報告し、その承認を得るものとする。

(本部会議等)

第5条 本部には、本部の設置又は廃止の決定及び本部として行うべき業務に係る重要方針の決定並びに市の職員への周知徹底を迅速かつ適切に行うため、次の会議を置く。

名 称	構 成
部門長会議	本部長、副本部長、副本部長補佐及び本部長がその都度必要と認めた者
本部会議	本部長、副本部長、副本部長補佐、本部員及び本部長がその都度必要と認めた者
関係部長会議	本部長、関係副本部長、関係副本部長補佐、関係本部員、関係部長（本部員としない部長）、関係部本部員代理及び本部長がその都度必要と認めた者

2 会議は、本部長がこれを招集する。

3 前項の場合において、本部員が本部会議に出席できないときは、本部員代理は必ず出席しなければならない。

4 会議は、次に掲げる事項についてその基本方針を決定する。

- (1) 災害予防に関すること。
- (2) 災害応急対策の実施及び調整に関すること。
- (3) 配備体制の決定に関すること。
- (4) その他本部長が必要と認めること。

5 本部の庶務は、総合防災課において行う。

(配備体制)

第6条 本部員は、本部長の命令に基づき、次の表に定める配備体制をとらなければならない。ただし、本部長の命令がない場合にあっても、その状況に応じてその配備体制をとることができる。その場合は、直ちにその旨を本部長に報告しなければならない。

区分		配 備 理 由	配 備 体 制
待機配備体制 (待機指令)	自宅待機	1 大雨、洪水、強風、その他の注意報が発表され、今後気象警報発表等への進展が予測されるとき 2 市域が、今後台風の影響下となることが予測されるとき 3 その他、水防及び災害対策の実施に備え気象状況等の変化に注意を必要とするとき	○気象状況等により、警戒配備体制に移行したときに直ちに招集できるよう災害警戒本部員は自宅待機 ○災害対策本部の本部班及び本部班の補助職員の一部職員の自宅待機
	連絡員待機	1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震調査中・注意）を受けたとき 2 大雨、洪水、暴風、その他の気象警報発	○本部班の一部職員を情報収集・伝達等のため招集 ○その他の災害警戒本部員、本部班

		表等により、今後の気象状況に警戒を要するとき 3 気象情報等から、今後状況の推移によっては災害警戒本部の設置が必要と認められたとき	の補助職員の一部は自宅待機
警戒配備体制 (警戒指令)	第1 警戒体制	1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）を受けたとき 2 大雨、洪水、暴風その他の気象警報発表等により、水害危険予想箇所及びその他の地域の巡視等による警戒を必要とするとき (台風の接近、又は予報値が時間雨量20mm 若しくは連続雨量100mm を超えるとき等をめやすとする) 3 武庫川の水位が「水防団待機水位（通報水位）」に達し、今後「氾濫注意水位（警戒水位）」まで上昇が見込まれるとき 4 県において水防指令が発令されたとき (状況に応じ防災指令1～3号を発令(第1号～第3号配備体制) する※)	○災害警戒本部（第1 警戒体制）の設置 ○第1 警戒体制関係本部員の招集 ○本部班及び本部班の補助職員の一部の招集 ○その他の第2 警戒体制関係本部員は自宅待機
	第2 警戒体制	1 市域に震度4の地震が発生したとき。 (以上自動発令) 2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合で、応急対策を講ずる必要があると認めたとき 3 大雨、洪水、暴風、その他の気象警報発表等により、市域に災害の発生のおそれがあるとき。 4 災害の発生その他の状況により市長が必要と認めたとき。	○災害警戒本部（第2 警戒体制）の設置 ○全警戒本部員の招集 ○本部班及び本部班の補助職員の一部の招集 ○災害対策本部員は自宅待機 ○災害対策本部各班は災害の発生に備えて各班内の体制及び所掌事務の確認
第1号配備体制 (防災指令1号)		1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・注意）を受けたとき。 2 市域に震度5弱の地震が発生したとき。 3 市域に土砂災害警戒情報又は大雨等の特別警報が発表されたとき (以上自動発令) 4 市域に局地的災害が発生したとき、若しくは発生することが予測されるとき。	○本部指揮所要員の招集配備 ○1号配備対象職員（管理職）の招集 ○本部班及び本部班の補助職員の一部の招集 ○その他の2号配備対象職員（係長職以上）の自宅待機 ○災害対策本部各班は分掌する水防又は災害対策の実施に備えて各班内の体制構築及び所掌事務

第3部 市の非常時組織及び車両・資機材等

	5 水防警報の「待機及び準備」が発せられたとき 6 武庫川の水位が「避難判断水位」に達したとき 7 武庫川の水位が「氾濫注意水位」を超えた状態で、次の①～②のいずれかにより、急激な水位上昇の恐れがあるとき ①上流の水位局の水位が急激に上昇しているとき ②武庫川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達するとき 8 避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う大型の台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予測されるとき 9 災害の発生その他の状況により市長が必要と認めたとき。	の実施準備
第2号配備体制 (防災指令2号)	1 市域に震度5強の地震が発生したとき。(自動発令) 2 水防警報の「出動」が発せられたとき 3 武庫川の水位が「氾濫危険水位(特別警戒水位)」に達したとき 4 武庫川の水位が「避難判断水位」を超えた状態で、次の①～②のいずれかにより、急激な水位上昇の恐れがあるとき ①上流の水位局の水位が急激に上昇しているとき ②武庫川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達するとき 5 市の南部地域の数地区に災害が発生したとき、若しくは発生することが予測されるとき。 6 市の北部地域に相当規模の災害が発生したとき。 7 災害の発生その他の状況により市長が必要と認めたとき。	○2号配備対象職員(係長職)の招集 ○本部班及び本部班の補助職員の一部の招集 ○その他の全職員(3号配備)の自宅待機
第3号配備体制 (防災指令3号)	1 市域に震度6弱以上の地震が発生したとき。(自動発令) 2 武庫川の水位が「氾濫危険水位(特別警戒水位)」に達し、溢水による甚大な被害の発生が予測されるとき	○全職員(3号配備)の招集 ○現地連絡所班の招集配備

	3 市の南部地域若しくは北部地域全域に激甚な災害が発生したとき、又は発生することが予測されるとき。 4 災害の発生その他の状況により市長が必要と認めたとき。	

※県における水防指令の対象及び種類に応じて、本市においても必要な種類の防災指令等の発令及び体制を構築する。

- 2 前項の各配備体制のうち、次のものは動員対象から除外することができる。
 - (1) 病弱者、身体不自由者等で応急活動を実施することが困難であると所属長が認めた者又は災害発生時において急病、負傷等で参集が不可能となつた者
 - (2) その他本部長が認める職員
- 3 本部員は、第1項の規定に基づき所属職員を配置したときは、直ちにその人員を本部長に報告しなければならない。
- 4 本部員代理は、本部員を全面的に補佐するものとする。
- 5 本部長は、前項の配備体制の必要がなくなつたときは、直ちに本部を解散するものとする。

(現地災害対策本部)

- 第7条 本部長は、災害の状況により必要があると認めるときは、災害現地の適当な場所に現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置することができる。
- 2 現地本部に、現地災害対策本部長（以下「現地本部長」という。）、現地災害対策副本部長（以下「現地副本部長」という。）及び現地災害対策本部員（以下「現地本部員」という。）を置き、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもつて充てる。
 - 3 現地本部長は、現地本部の事務を掌理する。
 - 4 現地副本部長は、現地本部長を助け、現地本部長に事故があるときは、その職務を代行する。
 - 5 現地本部員は、第3条第6項に規定する各部門各部の事務に支障のない範囲において、現地本部長の命を受け、現地本部の事務に従事する。

(現地連絡所)

- 第8条 本部長は、甚大な災害の発生等により被災者に対する広報広聴活動及び救援サービス実施上必要があると認めるときは、被災地域内にあるステーション拠点（7箇所）、避難所が開設された施設、その他必要と認める施設に現地連絡所を設置することができる。
- 2 本部長は、勤務時間内外を問わず震度6弱以上の地震が発生した場合、現地連絡所を全ステーション拠点（7箇所）に設置する。
 - 3 現地連絡所の要員は、原則として各設置施設所属職員及び避難所担当各部から派遣される避難所運営のための複数の職員が兼務する。
 - 4 ステーション拠点（7箇所）施設に設置する現地連絡所については、迅速な現地連絡所の設置と適切な初期対応を行うための第1次要員として、あらかじめ指名する職員をもつて現地連絡所班を編成しておくものとする。

(被災者総合支援センター)

- 第9条 災対企画経営部本部員は、本部長の命令に基づき、市域に震度6弱以上の地震が発生した場合又は災害の状況により必要と認めるときは、本庁舎若しくはその都度指定される地区内の適当な場所に被災者

第3部 市の非常時組織及び車両・資機材等

総合支援センターを開設しなければならない。

- 2 被災者総合支援センターを開設した場合は、各本部員に連絡し、関係機関を含む要員の派遣、各種資料及び申請用紙の準備その他必要な措置を取るよう要請する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、本部の活動に関し必要な事項は、その都度本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成10年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年2月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

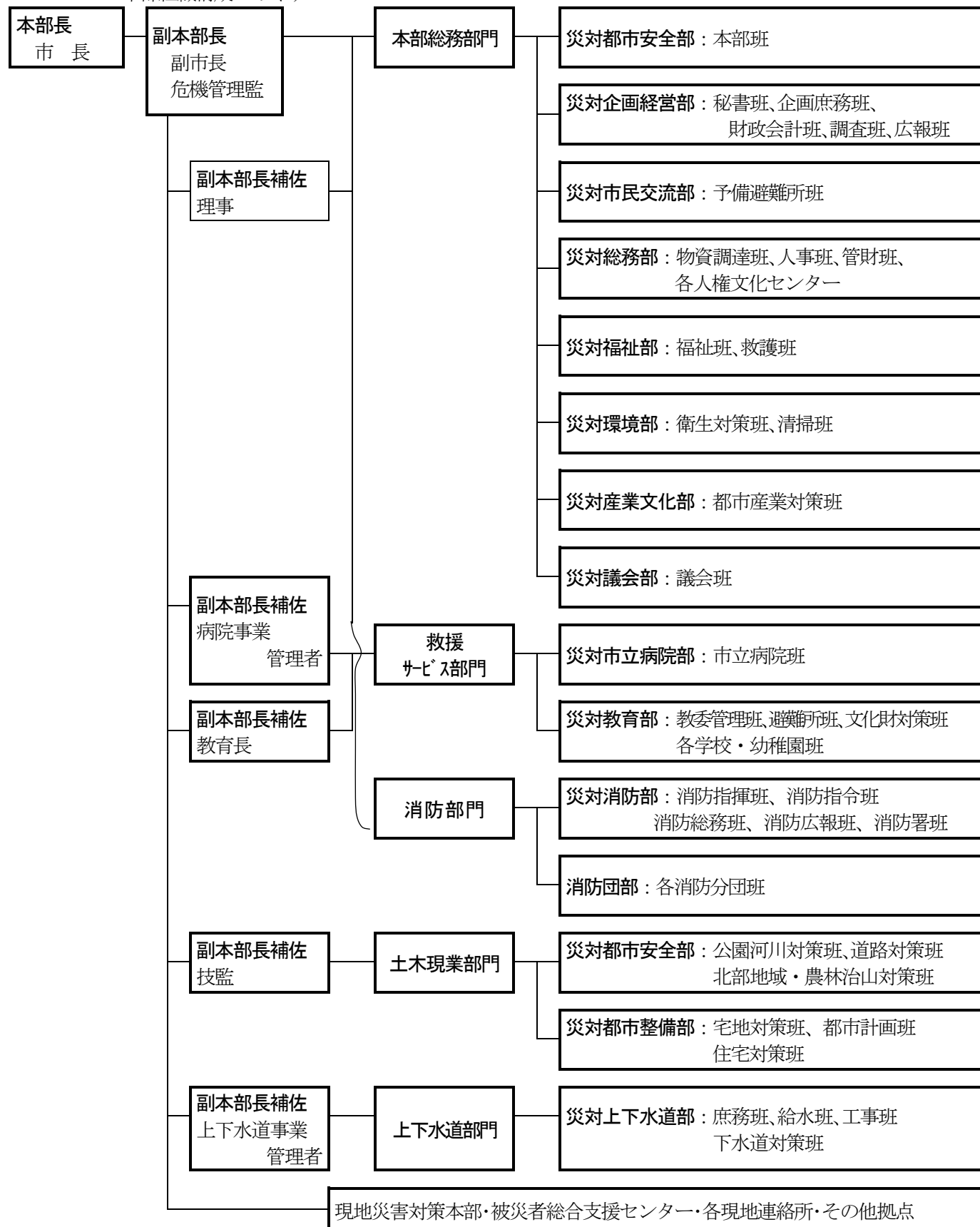
この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年1月1日から施行する。

第3部 市の非常時組織及び車両・資機材等

別表1 (第3条関係)
本部組織構成のめやす



別表2（第3条関係）

（「班員となる平常時課名」のうち、大カッコがあるものは、部をまたがって班編成されるもの）

部門別	部 ・ 班 名			
	部	班	班員となる 平常時課名	事 務 分 掌
本部総務部門 部門長 危機管理監	災害対策本部 本部員代理・都市安全部次長（危機管理担当） 総務部次長（経営改革担当）	本部班		1 災害対策本部、災害警戒本部、現地連絡所及び現地災害対策本部の設置及び閉鎖に関する事。 2 防災指令の発令及び解除に関する事。 3 職員の動員配置に関する事。 4 部門長会議、本部会議及び関係部長会議の庶務に関する事。 5 緊急初動体制の編成を初めとする配備体制その他災害対策本部長命令の伝達に関する事。 6 総合的な応急対策の立案及び各部門間の調整に関する事。 7 各任務分担の調整、決定に関する事。 8 各部の対策実施状況の把握に関する事。 9 避難の勧告、指示及び警戒区域の設定に関する事。 10 気象情報等関連情報の収集、伝達に関する事。 11 被害状況及び対策実施状況の記録並びに参考資料の収集に関する事。 12 県本部その他関係機関への被害状況報告及び連絡に関する事。 13 自衛隊への派遣要請に関する事。 14 臨時ヘリポートの開設に関する事。 15 その他災害応急対策全般の調整に関する事。 16 食品、日用品、簡易トイレ、その他救助救援物資の備蓄確保及び管理に関する事。 17 協定運送業者との連絡調整その他災害時救援物資等輸送ネットワークの計画に関する事。 18 災害対策本部の設置及び閉鎖に関する事。 19 水防配備体制その他災害対策本部長命令の伝達に関する事。 20 水防倉庫の管理に関する事。 21 他の部門、部の所管に属さないこと。
		班長 課長級	総合防災課 防犯交通安全課 （総務部） 業務改革推進課 情報政策課 （都市整備部） 一部 （産業文化部） 一部	

第3部 市の非常時組織及び車両・資機材等

部門別	部 ・ 班 名			
	部	班	班員となる 平常時課名	事 務 分 掌
本部総務部門 部門長 副市長・理事	災対企画経営部	秘 書 班		1 災害視察者及び見舞者の応接に関する事 2 本部長、副本部長の被災地視察に関する事 3 本部長、副本部長の秘書に関する事 4 災害犠牲者の慰霊に関する事
		班長 課 長 級	秘書課	
	本部員・部長級	企画庶務班		1 被災者総合支援センターの開設・運営に関する事 2 隣接都市の相互応援協力及び他機関との重要な渉外に関する事 3 鉄道事業者との連絡に関する事 4 総合的な復旧、復興計画の立案及び調整に関する事
		班長 課 長 級	企画政策課	
	本部員代理・次長級	財政会計班		1 災害に関する予算措置に関する事 2 国・県からの災害関係資金に関する事 3 災害救助法関係事務の取りまとめに関する事 4 災害救助法の適用に関する事 5 災害に関する物品の支出に関する事 6 義援金の募集及び受付に関する事
		班長 課 長 級	財政課 会計課	
		調 査 班		1 発災直後の被害状況調査に関する事 2 建物及び宅地の被害状況の調査に関する事 3 罹災証明に関する事
		班長 課 長 級	市税収納課 市民税課 資産税課	
		広 報 班		1 災害時における広報活動に関する事 2 報道機関に関する事 3 災害に関する写真の収集に関する事 4 災害に関する記録誌の作成準備に関する事 5 避難情報の伝達に関する事
		班長 課 長 級	広報課	

第3部 市の非常時組織及び車両・資機材等

部門別	部 ・ 班 名			
	部	班	班員となる 平常時課名	事 務 分 掌
本部総務部門 部門長 副市長	災害対市民交流部	予備避難所班		1 所管避難施設の運営に関すること。 2 避難情報の伝達に関すること。 3 他部に属さない災害相談に関すること。 4 現地連絡所における住民組織との連絡調整に関すること。 5 自治会等への協力要請に関すること。
	本部員代理：次長級 本部員：市民交流部長	班長 課長級	市民相談課 市民協働推進課 窓口サービス課 （西谷SCを除く） 国民健康保険課 医療助成課	

第3部 市の非常時組織及び車両・資機材等

部門別	部 ・ 班 名			
	部	班	班員となる 平常時課名	事 務 分 掌
本部総務部門 部門長 副市長・理事	災対総務部 本部員・次長級 本部員代理・次長級	物資調達班		1 食品、日用品その他救助救援物資の確保、調達及び受入並びに配布に関すること。 2 炊き出しの実施に関すること。 3 応急資材及び物資の調達に関すること。 4 女性の災害相談に関すること。 5 所管避難施設の運営に関すること。
		班長 課長級	総務課 契約課 人権平和・男女共同参画課 選管事務局 監査・公平事務局	
		人 事 班		1 動員状況の把握に関すること。 2 職員の他都市への応援に関すること。 3 他都市職員の受入れに関すること。 4 職員のけが等衛生に関すること。 5 職員の仮眠施設、宿泊施設に関すること。 6 職員の食事に関すること。 7 職員の安否確認、厚生等に関すること。
		班長 課長級	人材育成課 給与労務課	
		管 財 班		1 電信電話及び交換手の確保に関すること。 2 車両他輸送手段の確保、配車計画及び緊急輸送の実施に関すること。 3 市有財産の被害の取りまとめに関すること。 4 庁舎その他市有建築物等の保守に関すること。 5 応急資材及び物資等の調達に関すること。
		班長 課長級	管財課	
		各人権文化センター班		1 災害情報の収集及び連絡に関すること。 2 所管避難施設の運営に関すること。
		班長 課長級	くらんど人権文化センター まいたに人権文化センター ひらい人権文化センター	
本部総務部門 部門長 副市長	災対福祉部 本部員・次長級 本部員代理・次長級	福 祉 班		1 日赤等福祉関係団体への連絡に関すること。 2 地域型（ケア付）仮設住宅の設置管理に関すること。 3 災害時要援護者に対する生活必需品の備蓄確保及び管理に関すること。 4 災害援護資金、弔慰金、見舞金及び義援金の支給、配分に関すること。 5 避難誘導に関すること。 6 災害時ボランティアの受入れに関すること。 7 高齢者、障害（がい）者、乳幼児その他要援護者の救助・救援に関すること。 8 災害時における応急保育及び応急育成会業務の実施に関すること。 9 社会福祉施設の被害調査及び応急対策に関すること。 10 所管避難施設の運営に関すること。
		班長 課長級	高齢福祉課 地域福祉課 介護保険課 障害（がい）福祉課 生活援護課 せいかつ支援課 子ども政策課 子育て応援課 子ども家庭支援センター 子ども発達支援センター 保育企画課 保育事業課 アフタースクール課 子ども総合相談課 家庭児童相談課	

第3部 市の非常時組織及び車両・資機材等

部門別	部 ・ 班 名			
	部	班	班員となる 平常時課名	事 務 分 掌
		救 護 班		1 拠点救護所の設置・管理に関すること。 2 市医師会等医療関係協力団体との連絡及び調整に関すること。 3 医療器材・薬品等の調達に関すること。 4 医療ボランティアの受入れに関すること。 5 被災者の健康相談に関すること。 6 感染症病患者の収容及び消毒に関すること。
		班長 課 長 級	健康推進課 (総務部) 市立看護専門学校	
部門別	部 ・ 班 名			
	部	班	班員となる 平常時課名	事 務 分 掌
本部総務部門部門長 ： ： 副市長	災対環境部 本部員・環境部長 本部員代理・次長級	衛生対策班		1 遺体の収容、埋葬、火葬に関すること。 2 感染症対策に関すること。 3 葬祭業者に対する応援要請に関すること。 4 仮設風呂の設置及び管理に関すること。 5 その他環境衛生に関すること。 6 災害時の環境保全に関すること。 7 所管避難施設の運営に関すること。
		班長 課 長 級	環境エネルギー課 生活環境課	
		清 掃 班		1 災害による廃棄物（し尿及びがれきを含む。）の収集及び処理に関すること。 2 清掃業者との連絡に関すること。 3 仮設トイレの確保、調達及び受入並びに配布に関すること。
		班長 課 長 級	クリーンセンター施設建設課 クリーンセンター管理課 クリーンセンター業務課	
	災対産業文化部 本部員・産業文化部長 本部員代理・次長級	都市産業対策班		1 商工業・観光施設の被害調査及び復旧支援に関すること。 2 商工業関係団体との連絡調整に関すること。 3 外国人の救援救護に関すること。 4 所管避難施設の運営に関すること。
		班長 課 長 級	商工勤労課 消費生活センター 観光にぎわい課 文化政策課	
	災対議会部	議 会 班		1 宝塚市議会危機対策支援本部の設置及び閉鎖に関すること。 2 議会の災害対策活動のための情報の収集及び連絡に関すること。 3 議会の災害調査活動の補佐に関すること。
			(議会事務局) 総務課	

第3部 市の非常時組織及び車両・資機材等

部門別	部 ・ 班 名			
	部	班	班員となる 平常時課名	事 務 分 掌
	本部 本部員代理・次長 本部員・事務局長	班長 課 長 級	議事調査課	4 他部への応援に関すること。

部門別	部 ・ 班 名			
	部	班	班員となる 平常時課名	事 務 分 掌
救援サービス部門 部門長：教育長・病院事業管理者	災対市立病院部 本部員：経営統括部長 本部員代理：経営統括部次長	市 立 病 院		1 中継拠点病院としての市立病院の運営に関すること。
		班長 課 長 級	市立病院診療部 看護部 薬剤部 地域医療連携部 経営統括部	2 中継拠点病院群の連絡・調整に関すること。 3 後方支援病院の確保に関すること。 4 遺体の検案に関すること。 5 災対福祉部救護班への協力
	災対教育部 本部員	教委管理班		1 部内各班の指令伝達及び部の庶務に関すること。
		班長 課 長 級	(教育委員会) 教育企画課 職員課 施設課	2 部内各班任務分担の調整及び決定に関すること。 3 他部、県教育委員会等他機関との連絡及び調整に関すること。 4 情報の取りまとめ及び対策記録に関すること。 5 諸物資器具の調達及び配分に関すること。 6 教育施設の防災及び復旧指導に関すること。
		避 難 所 班		1 被災園児、児童及び生徒の救援対策に関すること

部門別	部 ・ 班 名			
	部	班	班員となる 平常時課名	事 務 分 掌
員・ 部長級	代理・ 次長級	班長 課 長 級	(教育委員会) 学事課 教育環境整備課 学校教育課 幼児教育センター 教育研究課 教育支援課 青少年センター スポーツ振興課	2 災害時における応急教育の統括に関する事 3 避難所（現地連絡所を含む。）の開設、運営及び管理の総括に関する事 4 避難者の名簿作成等に関する事 5 所管避難所の運営に関する事
		文化財対策班		1 文化財等の災害調査及び復旧に関する事 2 社会教育関係団体等との連絡調整に関する事
		班長 課 長 級	(教育委員会) 社会教育課 各図書館	
		各学校・幼稚園班		1 園児、児童及び生徒の避難及び救護に関する事
		班長 各幼稚園長 各学校長	(教育委員会) 各幼稚園 各小学校 各中学校 特別支援学校 認定こども園	2 各学校の災害時における応急教育の実施に関する事 3 各学校における避難所の開設及び運営に関する事

第3部 市の非常時組織及び車両・資機材等

部門別	部 ・ 班 名			
	部	班	班員となる 平常時課名	事 務 分 掌
土木現業部門部門長 ： 技監	災害都市安全部 本部員代理：次長級・北部地域振興担当次長	公園河川対策班		1 倒壊建物等生き埋め被災者の救出に関すること。 2 河川の災害対策に関すること。 3 南部地域における山崖崩れ等の情報収集及び応急措置に関すること。 4 危険区域等の安全措置に関すること。 5 雨量情報等水防に関する情報の収集伝達。 6 応急土木資材の確保に関すること。 7 都市公園施設等の被害調査及び応急対策に関すること。 8 建設業関係団体との連絡調整に関すること。
		班長 課長級	公園河川課	
		道路対策班		1 道路情報の収集に関すること。 2 通行止及び危険揭示工作に関すること。 3 緊急活動用道路啓開に関すること。 4 災害時の交通規制実施への協力に関すること。 5 応急対策用資材等の調達及び輸送に関すること。 6 災害時における交通管制に関すること。 7 その他道路の応急措置及び復旧に関すること。
		班長 課長級	道路管理課 交通政策課 道路整備課	
		北部地域・農林治山対策班		1 北部地区における災害対策に関すること。 2 家畜の感染症対策関すること。 3 農林業の災害応急復旧支援に関すること。 4 農協等関係団体との連絡調整に関すること。
		班長 課長級	(産業文化部) 北部振興企画課 (都市整備部) 各課 (産業文化部) 農の魅力創造課 (市民交流部) 西谷サービスセンター	
	災害都市整備部 本部員代理：次長級 ・ ・ ・ 都市整備部長	宅地対策班		1 倒壊建物等生き埋め被災者の救出に関すること。 2 宅地造成等開発行為箇所、被害宅地、危険宅地等の災害調査及び応急措置に関すること。 3 被災建築物応急危険度判定に関すること。 4 被災宅地応急危険度判定に関すること。
		班長 課長級	開発指導課 開発審査課 建築指導課	
		都市計画班		1 倒壊建物等生き埋め被災者の救出に関すること。 2 災害復興に係る都市計画に関すること。 3 災害復興計画に関すること。 4 所管避難施設の運営に関すること。
		班長 課長級	都市計画課 市街地整備課	
		住宅対策班		1 倒壊建物等生き埋め被災者の救出に関すること。 2 危険建物、区域等の安全確保に関すること。 3 応急仮設住宅の計画に関すること。 4 応急仮設住宅の用地確保、建設、供給及び管理に関すること。 5 被災住宅の応急修理及び障害物除去に関すること。 6 被災者向住宅供給に関すること。
		班長 課長級	建築営繕課 住まいづくり推進課 施設マネジメント課	

部門別		部 ・ 班 名			
		部		班	班員となる 平常時課名
土木現業部門 部門長・ 副市長	消防部門	災対消防部	消 防 指 揮 班		1 消火及び救出救助全般に関すること。
			班長 課 長 級	消防本部 警防課 救急課	2 救急に関すること。
					3 本部体制確立までの緊急初動体制の指揮に関すること。
			消 防 指 令 班		4 水防活動に関すること。
			班長 課 長 級	消防本部 指令課	5 消防団部との連携に関すること。
					6 消防活動状況の把握及び記録に関すること。
			消 防 総 務 班		7 災害情報の収集連絡に関すること。
			班長 課 長 級	消防本部 総務課	8 消防活動に関すること。
					9 被害状況（人的被害等含む。）の調査及び記録集計に関すること。
			消 防 広 報 班		10 気象観測（消防本部所管のもの。）に関すること。
	班長 本部予防課長	消防本部 予防課	11 関係機関との連絡調整に関すること。		
			12 広域消防応援の受入れ及び調整に関すること。		
	消 防 署 班		13 危険物等の災害対策に関すること。		
	班長 各消防副署長	各消防署 各出張所	14 避難の安全確保に関すること。		
			15 自主防災組織に関すること。		
	消防団部	本部員代理・ 消防副団長	各 消 防 分 団 班		16 火災・災証明及び救急搬送証明に関すること。
班長 各消防分団長			各消防分団	1 消防、防災活動に関すること。	
				2 避難者の誘導及び救出に関すること。	
					3 被災者の救急、救護に関すること。
					4 倒壊建物生き埋め被災者の救出に関すること。
					5 災害による行方不明者の捜索に関すること。
					6 火災、水災等の被災状況の調査に関する協力。
					7 河川その他危険区域の応急措置に関すること。

第3部 市の非常時組織及び車両・資機材等

部門別	部 ・ 班 名			
	部	班	班員となる 平常時課名	事 務 分 掌
上下水道部門 部門長：上下水道事業管理者	災害対上下水道部 本部員代理・次長級 本部員・上下水道局長	庶務班		1 各部団体との連絡に関すること。 2 諸資材の調達に関すること。 3 被害地との応急連絡に関すること。
		班長 課長級	総務課 経営企画課	
		給水班		1 病院等防災拠点施設及び市民への応急給水に関すること。
		班長 課長級	総務課 経営企画課	
		工事班		1 浄送水施設の被害状況調査に関すること。 2 配給水施設の被害状況調査に関すること。 3 浄送水施設の応急復旧計画に関すること。 4 配給水施設の応急復旧計画に関すること。 5 緊急送配水工事に關すること。 6 応急給水の水質検査に関すること。
		班長 課長級	浄水課 工務課 給排水設備課	
		下水道対策班		1 下水道関係者団体等との連絡調整に関すること。 2 公共下水道等の被害の情報収集、応急措置及び復旧に関すること。 3 南部市街地における水路等の災害対策に関すること。
		班長 課長級	下水道課	

班に共通する事務	1 班内職員の動員、配備に関すること。 2 所管事項に関する被害状況及び災害対策活動等の情報に関すること。 3 所管施設の災害予防（避難を含む。）及び災害復旧対策に関すること。 4 他の班への応援

本部連絡員	1 部の庶務に関すること。 2 本部会議事務局（災害対都市安全部本部班）、他部及び部内各班の連絡調整に関すること。 3 部内職員の動員及び配備の取りまとめに関すること。 4 所管事項に関する被害状況及び災害対策活動等の情報の取りまとめに関すること。 5 所管施設の災害予防（避難を含む。）及び災害復旧対策の取りまとめに関すること。 6 所管事項に関する応急対策・復旧対策の関係機関等連絡協議会の運営並びに機関・団体等との連絡調整に関すること。 7 所管事項に関する被災者総合支援センターの開設・運営の協力の取りまとめに関すること。
各部総括課長又はその都度本部員が指名する職員	

3-1-3 宝塚市災害警戒本部設置要綱

宝塚市災害警戒本部設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、宝塚市地域防災計画に基づき、地震、風水害等の警戒及び大規模事故災害等発生時における情報の一元処理に当たるために設置する宝塚市災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市長は、本市域に係る地域内に大雨、洪水、暴風、その他の気象警報発表等により、水害危険予想箇所及びその他の地域の巡視等による警戒を必要とするときは、宝塚市災害対策本部設置要綱の規定に基づき警戒指令を発令し、警戒本部を設置する。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、警戒本部を設置することができる。ただし、宝塚市災害対策本部が設置された場合は、この限りでない。

(1) 本市域に係る地域内に大雨、洪水等の気象注意報が発表されるとともに、県水防指令が発令された場合

(2) 災害対策本部設置に至らない程度の地震（南海トラフ地震臨時情報（調査中）受信時等を含む。）、航空機事故、鉄道事故、中国自動車道事故、雑踏事故、大規模工場火災、爆発、大規模林野火災、原子力災害等の発生など、被害の生じるおそれがあるとき。

(3) その他、市長が警戒本部を設置する必要があると認めたとき。

3 警戒本部は、次の段階に応じて設置を行うことができる。

(1) 第1警戒体制 宝塚市災害対策本部設置要綱第6条の規定又は水防計画の規定に基づく警戒指令により第1段階の警戒配備体制（職場待機・巡視等による警戒を行う体制）をとるとき。

(2) 第2警戒体制 宝塚市災害対策本部設置要綱第6条の規定又は水防計画の規定に基づく警戒指令により第2段階の警戒配備体制（風水害発生への対処に備えた警戒を行う体制）をとるとき。

(組織)

第3条 警戒本部に、警戒本部長、警戒副本部長、警戒副本部長補佐及び警戒本部員を置き、別表に定める者をもって充てる。

2 警戒本部の構成と事務分掌は、宝塚市災害対策本部設置要綱に定める別表第2を準用する。

3 災害の危険度、規模等により、警戒本部長は特定の警戒本部員、班を置かないことができるものとする。

(配備体制)

第4条 警戒本部長は、市長の命令に基づき、宝塚市災害対策本部設置要綱第6条に基づく警戒配備体制をとるものとする。ただし、警戒本部長の命令がない場合であっても、警戒本部長はその状況に応じてその警戒配備体制をとることができる。その場合は、直ちにその旨を市長に報告しなければならない。

2 警戒本部長は、状況に応じて第1警戒体制又は第2警戒体制の配備体制をとるものとする。

3 警戒本部長は、災害の規模、危険度、又は状況の変化等により、宝塚市災害対策本部設置要綱第6条と異なる警戒配備体制をとり、又は警戒配備体制の縮小をすることができるものとする。

第3部 市の非常時組織及び車両・資機材等

(警戒本部会議)

第5条 警戒本部長は、警戒体制及び応急対策等について協議するため、必要に応じ、警戒本部会議を招集する。

2 警戒本部会議は、警戒本部長、警戒副本部長、警戒副本部長補佐及び警戒本部員をもって構成する。

(廃止)

第6条 災害対策本部が設置されたときは、警戒本部を廃止する。

2 市長は、風水害等の警戒及び大規模事故災害等の警戒に当たる必要がなくなつたと認めるときは、警戒本部を廃止する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、警戒本部の活動に関し必要な事項は、その都度警戒本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成15年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

第3部 市の非常時組織及び車両・資機材等

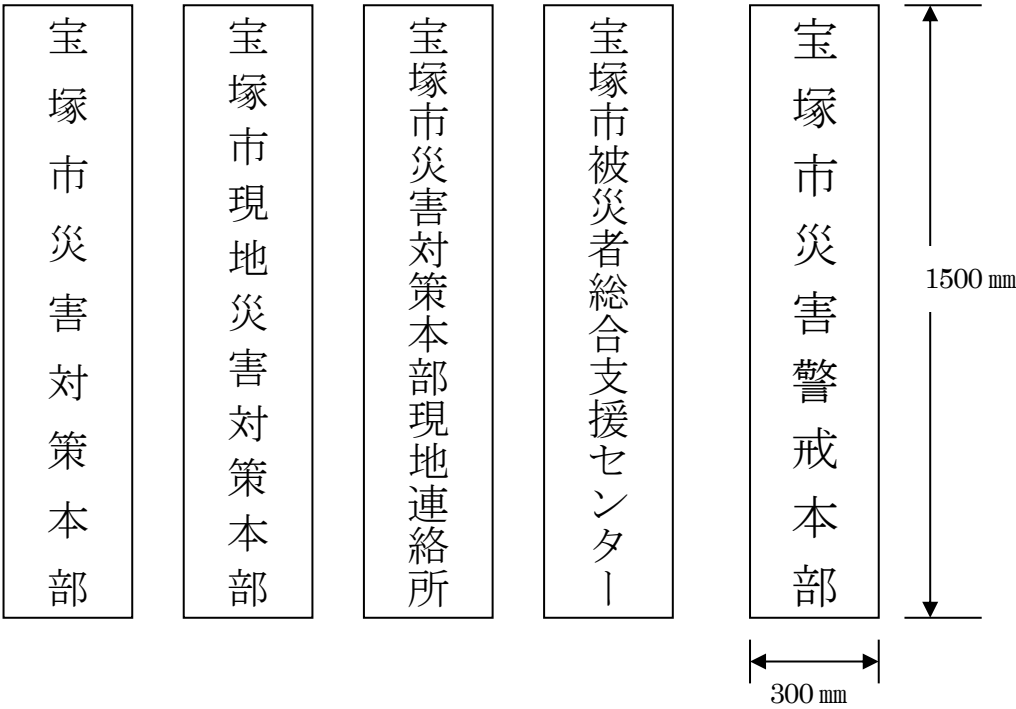
別表 災害警戒本部の要員

災害警戒本部（以下「警戒本部」という）の長等各級責任者となる職員のめやす

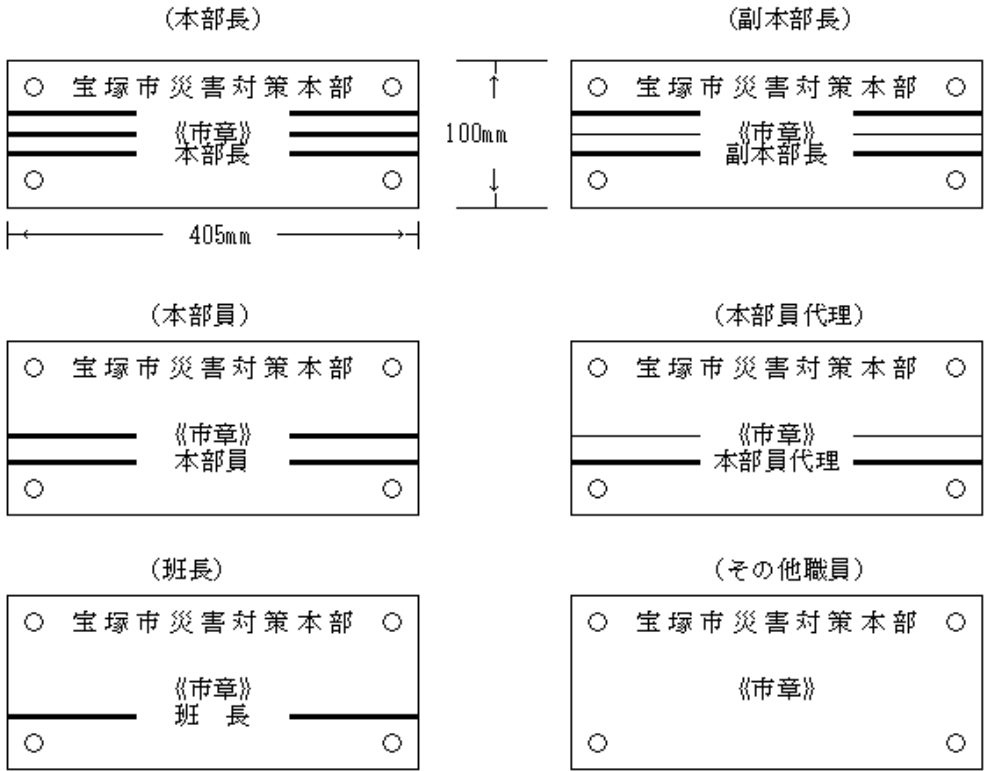
区分	平常時職名	事務分掌	体制
警戒本部長	☐ 危機管理監	☐ 災害警戒本部配備職員の指揮監督	第1警戒体制
警戒副本部長	☐ 都市安全部長 ☐ 都市整備部長 ☐ 上下水道局長	☐ 警戒本部長の補佐 ☐ 警戒本部長が不在若しくは事故あるときの代理	
警戒副本部長補佐	☐ 都市安全部次長 （危機管理担当） ☐ 都市安全部次長 （安全まちづくり担当） ☐ 都市安全部次長 （総括担当及び道路・公共交通担当） ☐ 都市整備部次長 （総括担当及び住まいづくり推進担当） ☐ 北部地域振興担当次長 ☐ 上下水道施設部長	☐ 警戒副本部長の補佐 ☐ 警戒副本部長が不在時等の代理	
同 警 戒 本 部 員	☐ 広報課長	☐ 災害警戒本部設置要綱による （職場待機・巡視等による警戒を行う体制）	第2警戒体制
	☐ 公園河川課長		
	☐ 都市安全部課長 （治水担当）		
	☐ 道路管理課長		
	☐ 都市安全部課長 （道路維持管理担当）		
	☐ 開発審査課長		
	☐ 住まいづくり推進課長		
	☐ 北部振興企画課長		
	☐ 警防課長		
	☐ 下水道課長		
	☐ 総合防災課長		
	☐ 企画政策課長	☐ 災害警戒本部設置要綱による （風水害発生への対処に備えた警戒を行う体制）	
	☐ 市民相談課長		
	☐ 総務課長		
	☐ 交通政策課長		
	☐ 都市整備部次長 （まちづくり推進担当）		
	☐ 都市整備部次長（施設マネジメント推進担当）		
	☐ 地域福祉課長		
	☐ 子ども政策課長		
	☐ 環境エネルギー課長		
	☐ 商工勤労課長		
	☐ 教育委員会教育企画課長		
	☐ 教育委員会学校教育課長		
	☐ 市立病院経営統括部課長		
	☐ 上下水道局経営管理部長		
	☐ 上下水道局総務課長		
	☐ 上下水道局工務課長		

3-1-4 災害対策（警戒）本部の標識・腕章等

(災害対策本部) (現地災害対策本部) (現地連絡所) (被災者支援センター) (災害警戒本部)



本部長及びその他の職員の腕章（※ 台地：緑色 文字：赤色 市章：黒色 線：黄色）



第3部 市の非常時組織及び車両・資機材等

3-1-5 市防災機関の事務又は業務の大綱及び市民・事業所の取るべき措置

第1 指定地方行政機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
近畿管区警察局		1 管内各府県警察の災害警備活動の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 関係機関との協力 4 情報の収集及び連絡 5 警察通信の運用		
近畿総合通信局	1 非常時の重要通信の確保 2 非常通信協議会の指導育成	災害時における通信手段の確保		
近畿財務局 神戸財務事務所		1 仮設住宅設置可能地の掲示 2 金融機関に対する緊急措置の指示	1 災害復旧事業費査定会の立会 2 地方公共団体に対する単独災害復旧事業(起債分)の査定及び災害融資	復興住宅建設補地の掲示
近畿厚生局		救援などに係る情報の収集及び提供		
兵庫労働局	工場、事業場における産業災害防止の監督指導			
近畿農政局(兵庫県拠点)	1 農地、農業用施設等の災害防止事業の指導、助成 2 農作物等の防災管理指導 3 地滑り区域(直轄)の整備	1 土地改良機械の緊急貸付け 2 農業関係被害情報の収集報告 3 農作物等の病害虫防除の指導 4 食料品、飼料、種もみ等の供給、あつせん	1 各種現地調査団の派遣 2 農地、農業用施設等の災害復旧事業の指導、助成 3 被害農林漁業者等に対する融資指導	
近畿中国森林管理局	1 国有林における治山施設、落石防止等の整備 2 国有林における予防治山施設による災害予防 3 林野火災予防対策	災害対策用復旧用材の供給	国有林における荒廃地の復旧	

第3部 市の非常時組織及び車両・資機材等

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
近畿経済産業局		1 災害対策用物資の適正な価格による円滑な供給の確保 2 事業者（商工業等）の業務の正常な運営の確保	1 生活必需品、復旧資機材の円滑な供給の確保 2 被災中小企業の振興 3 ライフライン（電力、ガス、工業用水道）の復旧対策	1 被災地の復興支援 2 ライフライン施設等の本格復興 3 被災中小企業の復興その他経済復興の支援
近畿地方整備局	1 直轄公共土木施設の整備と防災管理 2 応急機材の整備及び備蓄 3 指定河川の洪水予警報及び水防警報の発表及び伝達	1 直轄公共土木施設の応急点検体制の整備 2 災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保 3 直轄公共土木施設の二次災害防止 4 緊急を要すると認められる場合の緊急対応（TEC-FORCE）	直轄公共土木施設の復旧	
近畿運輸局 （兵庫陸運部）	1 所管する交通施設及び設備の整備についての指導	1 所管事業に関する情報の収集及び伝達 2 交通機関利用者への情報の提供 3 旅客輸送確保に係る代替輸送、迂回輸送等実施のための調整 4 貨物輸送確保に係る貨物運送事業者に対する協力要請 5 特に必要があると認める場合の輸送命令	1 被災交通施設等に対する本格的な機能復旧の指導 2 交通機関利用者への情報提供 3 被災地方公共団体の復興計画策定に対する協力	1 被災地方公共団体の復興計画策定に対する支援 2 被災関係事業者等に対する支援
大阪航空局 （大阪空港事務所）		1 災害時における航空機による輸送の安全の確保 2 遭難航空機の捜索及び救助	被災空港施設（直轄）の復旧	
神戸地方气象台		気象・地象・水象に関する観測、予報、警報及び情報の発表並びに伝達	被災地域における災害復旧を支援するため、観測データや気象、地象など総合的な情報の適時・適切な提供	被災地域における災害復興を支援するため、観測データや気象、地象など総合的な情報の適時・適切な提供

第3部 市の非常時組織及び車両・資機材等

第2 自衛隊

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
陸上自衛隊 第3師団 (第36普通科連隊)		人命救助又は財産の保護のための応急対策の実施		

第3 兵庫県

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
教育委員会	教育委員会に属する施設の整備と防災管理	1 教育施設(所管)の応急対策の実施 2 被災児童生徒の応急教育対策の実施	被災教育施設(所管)の復旧	1 学校教育充実のための対策の実施 2 体験を通じての生きる力を育む教育の実施 3 児童生徒のこころのケアの実施
警察本部		1 情報の収集 2 救出救助、避難誘導等 3 交通規制の実施、緊急交通路の確保等		
知事部局・企業庁	1 県、市町、防災関係機関の災害予防に関する事務又は業務の総合調整 2 町等の災害予防に関する事務又は業務の支援 3 県土の保全、都市の防災構造の強化など地域防災基盤の整備 4 防災に関する組織体制の整備 5 防災施設・設備等の整備 6 医療、備蓄、輸送等の防災体制の整備 7 防災に関する学習の実施 8 防災訓練の実施 9 防災に関する調査研究の実施 10 県所管施設の整備と防災管理	1 県、市町、防災関係機関の災害応急対策に関する事務又は業務の総合調整 2 市町等の災害応急対策に関する事務又は業務の支援 3 災害応急対策に係る組織の設置運営 4 災害情報の収集・伝達 5 災害情報の提供と相談活動の実施 6 水防活動の指導 7 被災者の救援・救護活動等の実施 8 廃棄物・環境対策の実施 9 交通・輸送対策の実施 10 県所管施設の応急対策の実施	1 県、市町、防災関係機関の災害復旧に関する事務又は業務の総合調整 2 市町等の災害復旧に関する事務又は業務の支援 3 県所管施設の復旧	1 県、市町、防災関係機関の災害復興に関する事務又は業務の総合調整 2 市町等の災害復興に関する事務又は業務の支援 3 災害復興対策に係る組織の設置運営 4 災害復興計画の策定及び都市・都市基盤、住宅、保険・医療、福祉、環境、生活、教育、文化、産業・雇用等、復興事業の実施

第4 宝塚市

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
市	1 宝塚市防災会議及び宝塚市災害対策本部に関すること。 2 防災に関する組織の整備 3 防災都市づくり事業の推進 4 防災に関する施設及び設備の整備、点検 5 災害応急・復旧用資材及び物資の備蓄、整備 6 市域にある公共的団体及び自主防災組織の育成、指導 7 防災知識の普及と防災に関する教育及び訓練の実施 8 防災に関する調査研究	1 災害に関する情報の収集、伝達及び被害の調査 2 市域にある市民等への避難情報の発令及び誘導 3 市域にある市民等への災害時広報及び災害相談の実施 4 消防、水防その他の応急措置 5 被災者の救護救助その他の保護 6 緊急道路及び緊急輸送の確保 7 被災した市施設・設備の応急復旧 8 災害時における清掃・感染症対策その他の保健衛生に関する措置 9 災害時における応急教育及び社会福祉施設入所者保護 10 管内の関係防災機関が実施する災害応急対策の調整 11 その他災害発生の防御又は拡大防止のための措置	1 災者の生活確保 2 民生の安定及び社会経済活動の早期安定 3 施設及び設備の災害復旧	1 災害復興に関する事務又は業務の総合調整 2 災害復興対策に係る組織の設置運営 3 災害復興計画の策定及び復興事業の実施

第5 指定公共機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
日本銀行 (神戸支店)			金融機関に対する緊急措置の指導	
日本郵便株式会社		1 災害時における郵政事業運営の確保 2 災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策	1 被災郵政事業施設の復旧 2 被災地域地方公共団体に対する簡易保険積立金による長期融資	

第3部 市の非常時組織及び車両・資機材等

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
日本赤十字社 (兵庫県支部) (宝塚市地区)		1 災害時における 医療救護 2 義援物資の配分		
日本放送協会 (神戸放送局)	放送施設の整備と防 災管理	1 災害情報の放送 2 放送施設の応急 対策の実施	被災放送施設の復旧	
西日本高速道路株式 会社	有料道路(所管)の整 備と防災管理	有料道路(所管)の応 急対策の実施	被災有料道路(所管) の復旧	
独立行政法人 水資源機構 (関西支社)	ダム施設(所管)等の 整備と防災管理	ダム施設(所管)等の 応急対策の実施	被災ダム施設(所管) 等の復旧	
西日本旅客鉄道 株式会社 (JR西日本) (大阪支社) (市内各駅)	鉄道施設の整備と防 災管理	1 災害時における 緊急鉄道輸送 2 鉄道施設の応急 対策の実施	被災鉄道施設の復旧	
NTT西日本株式会社 (兵庫支店) 株式会社NTTドコモ (関西支社) NTTドコモビジネス 株式会社	電気通信設備の整備 と防災管理	1 電気通信の疎通 確保と設備の応急 対策の実施 2 災害時における 非常緊急通信	被災電気通信設備の 災害復旧	
大阪ガスネットワー ク株式会社 (兵庫事業部)	ガス供給施設の整備 と防災管理	ガス供給施設の応急 対策の実施	被災ガス供給施設の 復旧	
日本通運株式会社 (阪神支店)		災害時における緊急 陸上輸送		
KDDI株式会社 (関西総支社)	電気通信設備の・整 備と防災管理	電気通信の疎通確保 と設備の応急対策の 実施	被災電気通信設備の 災害復旧	
関西電力株式会社 関西電力送配電株式 会社	電力供給施設の整備 と防災管理	電力供給施設の応急 対策の実施	被災電力供給施設の 復旧	

第6 指定地方公共機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
阪急電鉄株式会社 (市内各駅)	鉄道施設の整備と防 災管理	1 災害時における 緊急鉄道輸送 2 鉄道施設の応急 対策の実施	被災鉄道施設の復旧	
道路輸送機関 阪急バス株式会社 阪神バス株式会社 社団法人兵庫県 ト ラック協会	1 道路状況の把握 2 災害時における 対応の指導	災害時における緊急 陸上輸送		

第3部 市の非常時組織及び車両・資機材等

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
放送機関 株式会社ラジオ関西 株式会社サンテレビジョン	放送施設の整備と防災管理	1 災害情報の放送 2 放送施設の応急対策の実施	被災放送施設の復旧	
一般社団法人 兵庫県医師会		災害時における医療救護	外傷後ストレス障害(がいの)等の被災者への精神的身体的支援	外傷後ストレス障害(がいの)等の被災者への精神的身体的支援
公益社団法人 兵庫県看護協会		1 災害時における医療救護 2 避難所における避難者の健康対策		
一般社団法人 兵庫県歯科医師会		1 災害時における緊急歯科医療 2 身元不明遺体の個体識別		
一般社団法人 兵庫県薬剤師会		1 災害時における医療救護に必要な医薬品の提供 2 調剤業務及び医薬品の管理		
一般社団法人 兵庫県獣医師会		災害時における動物救護活動		
一般社団法人 兵庫エルピーガス協会	エルピーガス給設備の防災管理	1 エルピーガス供給設備の応急対策の実施 2 災害時におけるエルピーガスの供給	被災エルピーガス供給設備の復旧	

第7 公共団体・防災上重要な施設の管理者

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
一般社団法人 宝塚市医師会		1 医療及び助産活動 2 感染症対策及び遺体の検案の協力 3 県医師会及び各医療機関との連絡調整		
一般社団法人 宝塚市歯科医師会		1 医療活動 2 遺体検案への協力		
一般社団法人 宝塚市薬剤師会		1 医療活動 2 遺体検案への協力		
病院等経営者	避難施設の整備と避難訓練の実施	災害時における負傷者の医療と助産救助		

第3部 市の非常時組織及び車両・資機材等

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
輸送協力協定締結団体・企業		災害時における物資等の輸送協力		
阪急タクシー株式会社		1 災害時における人員、物資等の輸送のための車両の供給 2 災害時における代替公共交通手段提供への協力		
土木・建築・造園・工事等応急対策業務協定締結団体		1 道路・河川等公共土木施設の応急対策の協力 2 倒壊住宅等の撤去の協力 3 応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理の協力 4 災害時における復旧活動の協力 5 加盟各事業者との連絡調整		
J A兵庫六甲(各支店)		1 市が行う被害状況調査及び応急対策の協力 2 農作物の災害応急対策の指導 3 被災農家に対する融資及びあっせん 4 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせん 5 災害時における食糧及び物資の供給		
宝塚商工会議所 宝塚市商店連合会		1 市が行う被害状況調査及び応急対策の協力 2 災害時における物価安定についての協力 3 救助物資、復旧資材の確保、あっせん、輸送等についての協力 4 加盟各事業者との連絡調整		
生活物資等供給協定締結団体・企業		災害時における日常生活物資・食料等の供給協力		
燃料供給協定締結団体・企業		災害時における石油、プロパンガス等の供給協力		
市内金融機関		被災事業者等に対する資金の融資		
危険物・有毒物等保管施設の管理者	安全管理の徹底及び災害防護施設の整備			
社会福祉施設管理者	避難施設の整備と避難訓練の実施	1 災害時における入所者の保護 2 要配慮者の専用の避難所である福祉避難所の提供		
大学・専修学校その他民間教育機関等管理者	避難施設の整備と避難訓練の実施	1 災害時における施設利用者の保護 2 災害時における地域住民の一時避難への協力 3 市が行う応急教育活動への協力		

第3部 市の非常時組織及び車両・資機材等

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
宝塚防犯協会 宝塚地区交通安全協会		1 災害危険箇所、異常現象等を発見した場合、市・消防署、警察署等へ連絡通報すること。 2 災害時の交通規制、防犯対策の協力 3 その他災害応急対策の業務の協力		
社会福祉法人 宝塚市社会福祉協議会		1 災害時のボランティアの受入れ 2 要配慮者への救助及び生活支援活動の協力 3 生活福祉資金貸付の申込み受付		
特定非営利活動法人 宝塚市国際交流協会		市が行う外国人救援活動への協力		
特定非営利活動法人 宝塚NPOセンター		1 災害時のNPOの受入れ 2 災害支援NPOとの連絡調整		
特定非営利活動法人 女性と子どものエンパワメント関西		市が行う男女共同参画の視点に立った救援活動への協力		
宝塚市赤十字奉仕団 宝塚市婦人会 福祉関係団体等		1 市が行う要配慮者救援活動への協力 2 会員との連絡調整の協力 3 被災者に対する炊き出し、救援物資の配分及び避難所内の世話業務等の協力		
各農業水利組合		市の要請に基づく、所管する施設・業務等に係る災害時応急対策への協力		
自治会、自主防災組織 PTA等地域団体		1 避難者の誘導及び救出救護の協力 2 被災者に対する炊出し、救援物資の配分及び避難所内の世話業務等の協力 3 被害状況調査、広報活動等災害対策業務全般についての協力 4 自主防災活動の実施		
株式会社エフエム宝塚		災害情報の放送		

第8 市民・事業所が取るべき措置

機 関 名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
市 民	1 災害に強いまちづくり、災害に強いひとづくりのために、地域において相互に協力すること。 2 平常時から食品、飲料水、生活必需品等（3日分～1週間分程度）の備蓄を行うこと。 3 その他県・市が行う災害予防、災害応急対策、災害復旧対策に協力し自己の生命、身体及び財産の安全の確保に努めること。 4 地域社会の一員としての責任を自覚し、行政、ボランティアと協力（協働）して地域の復興に努めること。			

第3部 市の非常時組織及び車両・資機材等

機 関 名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
事 業 所	1 事業活動に当たって、その企業市民としての責任を自覚し、災害に強いまちづくり、災害に強いひとづくりのために最大の努力をはらうこと。 2 災害時に被害を最小限に止めるため、周辺住民等との連携や協力を努めること。 3 災害発生後において、従業員・来訪者の安全確保に努めるとともに、その有する能力を活用し地域住民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めること。 4 その他県・市が行う災害予防、災害応急対策、災害復旧対策に協力し、地域全体の公共的福利の向上に努めること。			

3-2 令和7年度本部指揮所及び各現地連絡所班要員名簿

(1) 本部指揮所

部 名	震度5弱～ 及び通常災害（1号配備）			震度6弱～ 及び大規模災害（3号配備）		
	課 名	職 名	氏 名	課 名	職 名	氏 名
都市安全部	都市安全部	次 長	伊津 圭一郎	都市安全部	次 長	伊津 圭一郎
	都市安全部	次 長	中村 光宏	都市安全部	次 長	中村 光宏
	防犯交通安全課	課 長	中村 仁	防犯交通安全課	課 長	中村 仁
	都市安全部	課 長	豊田 将隆	都市安全部	課 長	豊田 将隆
	公園河川課	課 長	雑賀 弘晃	公園河川課	課 長	雑賀 弘晃
	道路管理課	課 長	岸本 二三男	道路管理課	課 長	岸本 二三男
	総合防災課	係 長	吉岡 多美恵	総合防災課	係 長	吉岡 多美恵
		係 長	大芝 脩平		係 長	大芝 脩平
		係 長	東 和宏		係 長	東 和宏
		係 長	鈴木 友也		係 長	鈴木 友也
		係 長	出水 将裕		係 長	出水 将裕
				防犯交通安全課	係 長	池上 正明
					係 長	後藤 達郎
					係 長	富岡 隆史
企画経営部	企画経営部	次 長	谷口 直子	企画経営部	次 長	谷口 直子
	企画政策課	課 長	堀内 理裕	企画政策課	課 長	堀内 理裕
	広報課	課 長	夏梅 竜之介	広報課	課 長	夏梅 竜之介
				財政課	課 長	堀田 真希
				市税収納課	課 長	岡本 進
市民交流部	市民交流部	次 長	新城 和弘	市民交流部	次 長	新城 和弘
	市民相談課	課 長	奈良 克志	市民相談課	課 長	奈良 克志
				窓口サービス課	課 長	東野 智
総務部	総務部	次 長	横山 浩平	総務部	次 長	横山 浩平
	総務課	課 長	小松 謙太	総務課	課 長	小松 謙太
				人材育成課	課 長	山村 謙周
				給与労務課	課 長	山本 恭史
				管財課	課 長	堀 雄一

第3部 市の非常時組織及び車両・資機材等

部 名	震度5弱～ 及び通常災害（1号配備）			震度6弱～ 及び大規模災害（3号配備）		
	課 名	職 名	氏 名	課 名	職 名	氏 名
都市整備部	都市整備部	次 長	安井 英司	都市整備部	次 長	安井 英司
	住まいづくり推進課	課 長	橋本 佳代子	住まいづくり推進課	課 長	橋本 佳代子
				開発審査課	課 長	宮田 順吉
				市街地整備課	課 長	神野 仁志
健康福祉部	健康福祉部	次 長	松本 由美子	健康福祉部	次 長	松本 由美子
	地域福祉課	課 長	田辺 敬亮	地域福祉課	課 長	田辺 敬亮
				健康推進課	課 長	諸留 準子
				障害(がい)福祉課	課 長	柴田 敦司
子ども未来部	子ども未来部	次 長	前田 優子	子ども未来部	次 長	前田 優子
	子ども未来部	次 長	山本 直規	子ども未来部	次 長	山本 直規
	子ども政策課	課 長	二口 亮平	子ども政策課	課 長	二口 亮平
				保育事業課	課 長	坂戸 俊和
				保育企画課	課 長	村瀬 弘次
				アフタースクール課	課 長	武藤 智史
環境部	環境部	次 長	廣嶋 泰也	環境部	次 長	廣嶋 泰也
	環境エネルギー課	課 長	岡本 智	環境エネルギー課	課 長	岡本 智
産業文化部	産業文化部	次 長	鈴木 陽子	産業文化部	次 長	鈴木 陽子
	商工勤労課	課 長	島本 美帆	商工勤労課	課 長	島本 美帆
上下水道局	経営管理部	部 長	廣瀬 義則	経営管理部	部 長	廣瀬 義則
教育委員会事務局	管理部	次 長	池本 和義	管理部	次 長	池本 和義
	教育企画課	課 長	飯田 博	教育企画課	課 長	飯田 博
市立病院	経営統括部	次 長	樫本 浩司	経営統括部	次 長	樫本 浩司
議会事務局	議会事務局次長	次 長	中村 智成	議会事務局次長	次 長	中村 智成

(2) 現地連絡所

	部 名	課 名	職 名	氏 名
中央公民館ステーション	監査委員事務局・公平委員会	監査委員事務局・公平委員会	課 長	山田 雄宗
	社会教育部	社会教育課	係 長	新井場 萌
西公民館ステーション	市民交流部	国民健康保険課	係 長	山野内 貴規
	社会教育部	社会教育課	課 長	澤井 慎治
ピピアめふ公益施設ステーション	都市整備部	市街地整備課	係 長	大中 北斗
	都市整備部	都市計画課	課 長	河本 卓也
東公民館ステーション	議会事務局	議事調査課	課 長	山添 真澄
	社会教育部	社会教育課	係 長	福本 雄樹
中山台コミュニティセンター	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	局 長	中村 英一
	市民交流部	市民協働推進課	係 長	久住 俊博
市総合福祉センター・ステーション	健康福祉部	地域福祉課	係 長	滝沢 明士
	健康福祉部	障碍(がい)福祉課	係 長	吉田 喜代子
西谷ステーション	産業文化部	北部地域振興担当	次 長	小川 ゆかり
	産業文化部	北部振興企画課	課 長	三宅 威俊

第3部 市の非常時組織及び車両・資機材等

3-3 災害時における救援対策活動拠点設置予定校一覧

区分		避難地 (一時避難施設)	避難所 (収容避難施設)	物資等供給 拠点	備考
小 学 校	仁川		○	○	
	良元		○	○	
	末成		○	○	
	宝塚第一		○	○	
	西山		○	○	
	逆瀬台		○	○	
	光明		○	○	
	末広		○	○	
	高司		○	○	
	宝塚		○	○	
	小浜		○	○	
	売布		○	○	
	安倉	○	○	○	
	美座		○	○	
	安倉北	○	○	○	
	すみれガ丘	○	○	○	
	長尾		○	○	
	長尾南		○	○	
	中山台		○	○	
	長尾台		○	○	
	丸橋	○	○	○	
	旧中山五月台		○	○	
	山手台		○	○	
	西谷		○	○	
中 学 校	宝塚第一		○	○	
	高司		○	○	
	宝梅		○	○	
	光ガ丘		○	○	
	宝塚		○	○	
	安倉	○	○	○	
	御殿山		○	○	
	長尾	○	○	○	
	南ひばりガ丘	○	○	○	
	中山五月台		○	○	
	山手台		○	○	
	西谷		○	○	
高 等 学 校	宝塚		○	○	大規模災害のみ
	宝塚東		○	○	大規模災害のみ
	宝塚西		○	○	大規模災害のみ
	宝塚北		○	○	大規模災害のみ

3-4 市保有車両一覧

(令和7年10月1現在)

用 途 課 名	普通 乗用車	小型 乗用車	普通 貨物車	普通 ダンプ	小型 貨物車	バン	小型 ダンプ	軽 四 貨物車	軽 四 乗用車	マイ ク ロ バ ス	特 種 車	特 殊 車	塵 芥 車	場 内 用 車 両	単 車	救 急 車	消 防 用 車 両	計
議会事務局	1																	1
秘書課	2																	2
管財課		8	1		1	7		21	21	1	1		2		3			66
看護専門学校									1									1
国保診療所		1																1
手塚治虫記念館								1										1
くらんど人文C								1										1
まいたに人文C								1										1
ひらい人文C								1										1
北部振興企画課							1	4										5
消費生活センター								1										1
生活環境課	1	1				1	2	1				2			3			11
クリーンセンター 施設建設課												2		6				8
クリーンセンター 管理課								1	1									2
クリーンセンター 業務課				9			5	5					13					32
健康推進課		1						2	4						1			8
子ども発達支援センター		1						3		2					1			7
高齢福祉課															1			1
生活援護課															3			3
保育企画課															3			3
家庭児童相談課									1									1
子ども政策課									1									1
子ども家庭支援センター								2										2
公園河川課					1	1	1	1										4
道路管理課											5							5

第3部 市の非常時組織及び車両・資機材等

用 途 課 名	普通乗用車	小型乗用車	普通貨物車	普通ダンプ	小型貨物車	バン	小型ダンプ	軽四貨物車	軽四乗用車	マイクロバス	特種車	特殊車	塵芥車	場内用車両	単車	救急車	消防用車両	計
防犯交通安全課					1			3							1			5
教育企画課															35			35
学校教育課															2			2
教育支援課									1									1
青少年センター						1			2									3
中央図書館								1			1							2
西図書館								1										1
たからづか支援学校							1				4				1			6
市立病院		1						1								1		3
消防本部	2							2							15	9	29	57
上下水道局		1			2	13	3	15	3			2						39
計	5	14	1	9	5	23	13	68	35	3	11	6	15	6	63	10	29	316

3-5 市が保有する防災資機材及び倉庫

3-5-1 市が保有する水防資機材及び水防倉庫

(令和7年5月19日現在)

倉庫名 品名		高松水防倉庫	平井水防倉庫	西谷水防倉庫	湯本水防倉庫	中筋水防倉庫		合 計
トレリット	枚	750	300	1,000	2,850	1,800		6,700
ナイロンなわ	巻	29	1	29	13	2		74
荒縄	巻	35	2	10	15	6		68
杭	本	238	20	220	98	53		629
番線	本	2,600	200	11,000	2,000	6,000		21,800
掛矢	丁	15	9	12	15	16		67
スコップ	丁	116	20	34	30	77		277
つるはし	丁	9	5	10	5	2		31
たこづち	丁	6	4	4	3	4		21
のこぎり	丁	35	7	5	17	14		78
なた	丁	68	0	14	14	12		108
かま	丁	19	7	10	19	7		62
番線切	丁	18	2	5	5	4		34
しの	丁	11	4	0	10	9		34

第3部 市の非常時組織及び車両・資機材等

倉庫名 品名		高松水防倉庫	平井水防倉庫	西谷水防倉庫	湯本水防倉庫	中筋水防倉庫		合 計
金づち	丁	2 9	5	1 0	1 0	9		6 3
一輪車	台	9	3	1 2	4	4		3 2
脚 立	台	7	1	3	2	3		1 6
投光器	個	1 4	0	1 0	5	5		3 4
コンパネ	枚	2 3	4	2 7	2 5	2 1		1 0 0
ビニールシート	枚	3 1 0	0	7 0	3 6 0	1 8 0		9 2 0
矢板	枚	5 9	0	0	0	0		5 9

3-5-2 市が保有する防災資機材及び防災倉庫

(令和7年5月19日現在)

項	品 名	右岸		左岸
		亀井浄水場防災倉庫内	高松水防倉庫内	安倉北小学校防災倉庫内
1	発動発電機一式 電機本体5、投光器5、コードリール5、 三脚5		5	5
2	トランスターメガホン		10	10
3	担 架	20		20
4	鉄線カッター(収納箱付)	20		20
5	金テコ	20		20
6	エンジンカッター		5	5
7	2口急速充電器		5	6
8	チェーンソー(収納箱付)		10	11
9	チャップス		3	3
10	リヤカー	5		5
11	救命ボート 組立式FRPボート 付属品 ハンドル4、もやい環4 あかくみ1、桟竿1	1		
	救命ボート 折りたたみ式ボート 付属品 オールラッチ4、もやい環4、 エンジン当板1、あかくみ1、桟竿1 もやい綱1			1
12	小型ウィンチ CLチェーン、収納箱付	10		10
13	小型動力ポンプ 吸水管6mツ/付ノズル(ストレートノズル)1 藤かごストレーナー1、消火栓金具1、 消火栓キ1、管鎗アルミ製1、 燃料缶(4~5L 入り)標準付属品		1	1
14	消防用ホース		10	10
15	ジャツキ	10		10
16	ツルハシ	20	9	20

第3部 市の非常時組織及び車両・資機材等

17	スコップ	20	116	19
18	バール	20		20
19	ノコギリ 収納箱付	20	35	18
20	カケヤ	20	15	20
21	ハンマー 収納箱付	20		20
22	ナタ 収納箱付	20	68	20
23	懐中電灯		20	20
24	救助ロープ	20		20
25	エアーテント 付属品 本体収納袋1 表示布～現場指揮本部2枚、 応急救護所2枚 応急修理用具 1、付属品収納箱 2 グランドシート1、フットポンプ1、テントペグ 8 S字フック10、プラスチック チェーン6 ハンマー1、アン カーロープ8、ナス環10			1
26	災害救助工具セット (23点、各1) ・収納用キャリア ・バール・スコップ ・防護メガネ・ボルトクリップ ・ツルハシ ・カマセ 木 ・モンキーレンチ ・油圧ジャッキ・ハンマー・ミニカッタ ー ・荷締機・タガネ・金バサミ・オリ ・ロープ・木工鋸 ・テープ ・鉄工鋸・手袋 ・ハンドマイク ・四ツ折り担架 ・防塵マスク	5		5
27	毛 布		20	23
28	ヘルメット	25		25
29	燃料補給用具一式		ガソリン缶 (10 ^{リットル}) 5 缶 漏斗 1 簡易補給ポンプ 10	ガソリン缶 (10 ^{リットル}) 3 缶 漏斗 1 簡易補給ポンプ 13

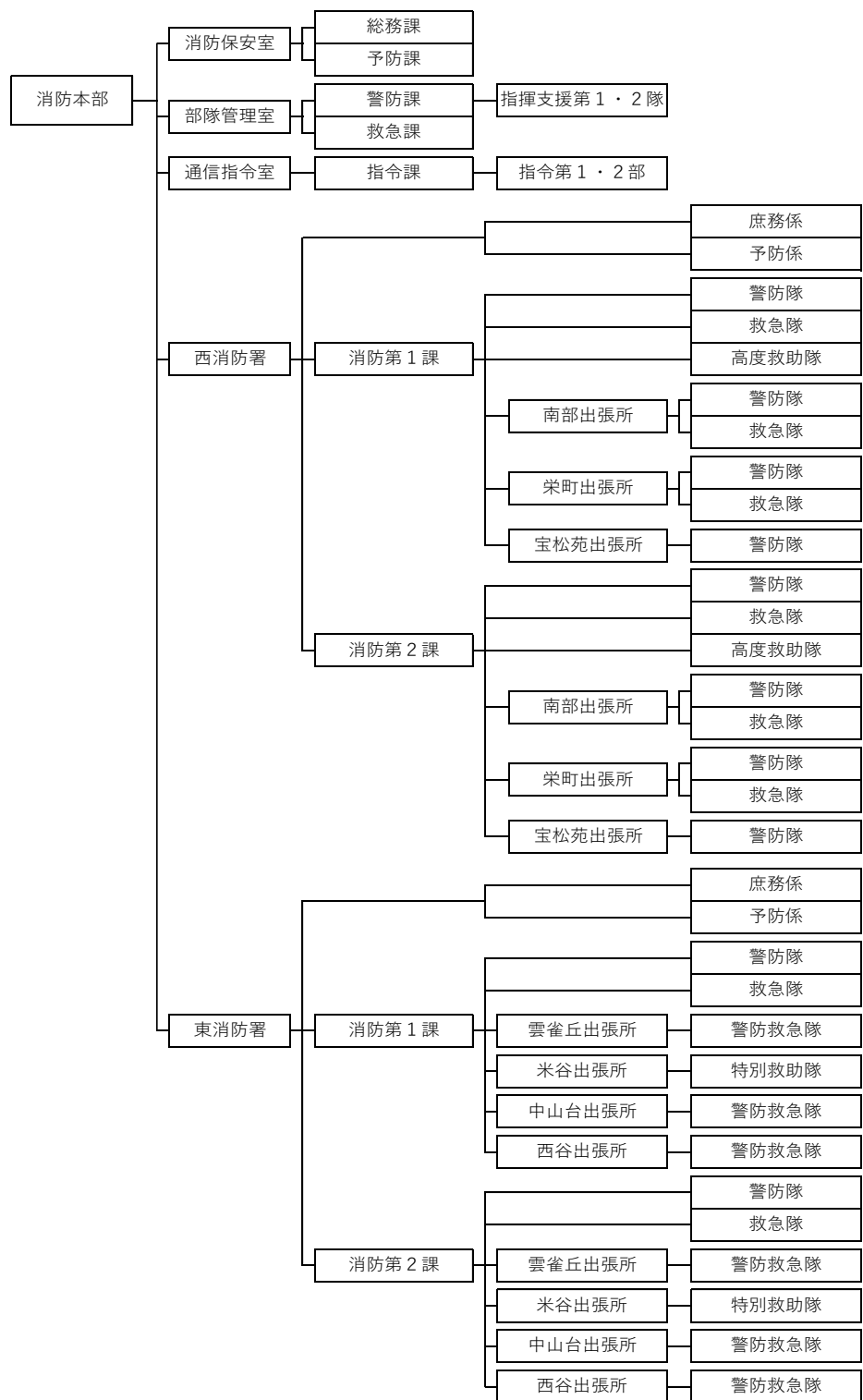
※表中の項番号1、6、11、13、25、26は備品、2～5、7～10、12、14～24、27～29は消耗品扱い。

3-6 消防力等の現況

3-6-1 組織

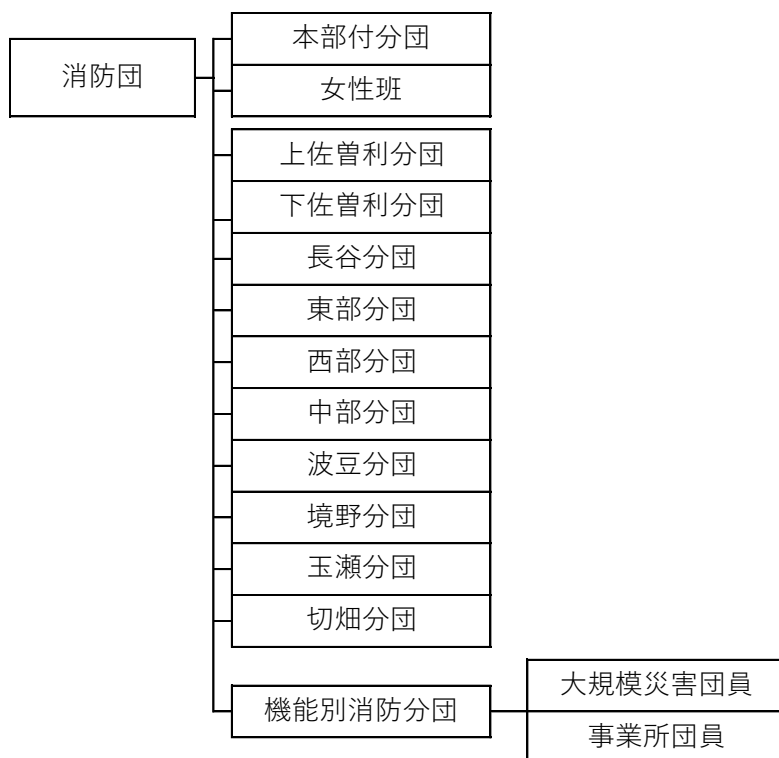
(1) 組織任務分担計画

ア 宝塚市消防本部 組織（令和7年4月1日現在）



第3部 市の非常時組織及び車両・資機材等

イ 宝塚市消防団 組織（令和7年4月1日現在）



(2) 現有数（令和7年4月1日現在）

ア 消防職員

消防吏員									合 計
正監	監	司令長	司令 (副課長)	司令 (係長)	司令補	士長	副士長	消防士	
1	5	14	0	65	99	38	1	23	246
管理監督職平均年齢 46.0 歳					平均年齢 36.1 歳				
全体の平均					39.5 歳				

イ 消防団員

団 長	副団長	分団長	副分団長	部 長	班 長	団 員	計
1	2	12	10	10	31	111	177
平均年齢 48.4 歳							

3-6-2 消防施設整備状況

3-6-2-1 消防車両等配置現況

(令和7年10月1日現在)

配置場所 配置車両		合 計	消 防 本 部	西 消 防 署				東 消 防 署				
				本署	南部 出張所	栄町 出張所	宝松苑 出張所	本署	雲雀丘 出張所	米谷 出張所	中山台 出張所	西谷 出張所
消 防 車 両	ポンプ車	10		1	1	1	2	1	1	1	1	1
	タンク車	2		1		1						
	はしご車	2		1				1				
	化学車	1			1							
	救助工作車	2		1						1		
	指揮車	3	1	1				1				
	査察広報車	4	2	1				1				
	人員搬送車	1	1									
	資機材搬送車	2		1				1				
	支援車	1		1								
	震災工作車	1									1	
	救急車	9		2	1	1		2	1		1	1
小 計		39	4	10	3	3	2	7	2	2	3	2
そ の 他 の 車 両	乗用車	1	1									
	業務連絡車	1	1									
	査察広報車(軽四)	2	1					1				
	原付自転車	15		4	1	1	1	4	1	1	1	1
小 計		19	3	4	1	1	1	5	1	1	1	0
合 計		57	7	14	4	4	3	12	3	3	4	2

第3部 市の非常時組織及び車両・資機材等

3-6-2-2 消防活動用器具配置状況表

(令和7年10月1日現在)

区 分		合 計	本 部	西 消 防 署				東 消 防 署					
			警 防 課	高 度 救 助 隊	本 署	南 部	栄 町	宝 松 苑	本 署	雲 雀 丘	米 谷	中 山 台	西 谷
一般 火災 用	放水砲	1			1								
	噴霧放水銃	38			5	7	6	4	7	2	2	3	2
	無反動管鎗	15			2	2	2	2	2	1	1	1	2
	発泡器	12			1	2	2	1	2	1	1	1	1
	消防ホース（6 5 mm）	43	4 3										
	消防ホース（5 0 mm）	664			89	82	78	85	94	52	57	58	6 9
	小型動力ポンプ（B級）	1			1								
	小型動力ポンプ（C級）	12		1	2	1	1	1	2	1	1	1	2
山火 事用	小型動力ポンプ（D級）	2			1				1				
	消防ホース（4 0 mm）	29			10				19				
	組立水槽（3 7 0 0 L）	3			2				1				
	組立水槽（5 0 0 ～1 0 0 0 L）	14			4	1	1	1	4	1	1	1	
	背負式消火水のう	30			1 5			1	1 4				
保安 保護 用	ガス検知器	21		8	2	1	1	1	2	1	2	1	1
	放射能測定器	11	3	4					4				
	放射能ポケット線量計	67	15	10	6	8	3		16	3		3	3
	放射能防護服	6		4					2				
	化学防護服 ※陽圧式	11		11									
	化学防護服 ※陽圧式以外	19	8	11									
	耐熱服	3				3			3				
	耐電衣	15		8					2		5		
	耐電棒	7		5					1		1		
救 急 用	自動式人工呼吸器	9			2	1	1		2	1		1	1
	吸引器	9			2	1	1		2	1		1	1
	自動体外式除細動器	17			3	2	2	1	3	2	1	2	1

第3部 市の非常時組織及び車両・資機材等

	患者監視装置	9			2	1	1		2	1		1	1
	心電計（携帯型）	8			2	1	1	1	1		1	1	
救助用	三連はしご	6		1			1		2		2		
	救命索発射器	2		2									
	マット型空気ジャッキ	3		1							2		
	油圧マルチツール（スプレッダー、カッター）	5		2							3		
	空気呼吸器（7L、8L型）	88			26	7	7	6	23	3	9	3	4
	インパルス消火システム	1							1				
	チェーンソー	25	1	2	4	1	1	1	7	2	2	1	3
	エンジンカッター	24		2	6	2	2	2	3	2	2	1	2
	油圧ジャッキ（10t以上）	11		5	1	1	1		1		2		
	エアータント	4	1		1				2				
	フォースレスキューセット	10			5				5				
救助高度用	画像探索機	1		1									
	簡易型画像探索機	3		1							2		
	夜間暗視装置	1		1									
	赤外線熱画像装置	4		1	1				1		1		
	地中音響探知器	1		1									
	バッテリー式破壊器	2		1							1		
水難用													
	潜水器具一式	18		9					9				
	救命ボート（ゴム製）	3		2					1				
	救命ボート（アルミ製）	2		1					1				
	船外機	4		2					2				
	救命胴衣	128	4	11	18	12	12	9	28	7	15	8	4
	救命浮環	38		5	4	4	3	2	10	2	4	2	2

第3部 市の非常時組織及び車両・資機材等

3-6-2-3 消防水利施設

(令和7年10月1日現在)

	公設消火栓							
口 径(mm)	75	100	150	200	250	300	350	総 数
水利基準適合	865	608	1167	387	144	102	18	3291

	公設防火水槽						
容 量(m³)	40	60	100				総 数
水利基準適合	362	50	13				425

	私設防火水槽（地中梁利用貯水槽を含む。）						
容 量(m³)	40	60	100				総 数
水利基準適合	239	89	51				379

	その他の水利				
容 量 等	受水槽等	プール	池等		総 数
水利基準適合	11	46	1		58

3-6-2-4 消防用有無線設備現況

種 別	回 線 数 等	
火災報知専用電話(119)	NTT 西光回線	2回線
	携帯用(NTT 西光回線に重畳)	0回線
	IP用(NTT 西光回線に重畳)	0回線
119 迂回用回線(東署)	NTT 西(ISDN)	1回線
携帯電話 119 通報転送回線	指令センター(送受信用 光回線)	2回線
指令台発信専用回線	指令センター(光回線)	2回線
指令台着信専用回線	指令センター(光回線)	2回線
位置情報通知システム回線	IP-VPN(NTT-Com、SBT)	2回線
指令回線・消防専用電話	OPTAGE イーサネット VPN 回線	10 回線
消防救急デジタル無線	基地局(消防本部・西谷出張所)	2局
	陸上移動局(常備消防)	82 局
	陸上移動局(消防団)	29 局
署活系アナログ無線		104 局
指揮支援システム(アクセス回線・閉域)	指令センター(光回線)	1回線
指揮支援システム(モバイル回線・閉域)	NTT docomo(LTE)	3回線
動画伝送システム(アクセス回線・閉域)	指令センター(光回線)	1回線

3-7 消火薬剤等の保有量及び調達

3-7-1 消火薬剤等の保有量

(令和7年10月1日現在)

種	高低兼用消火薬剤	発泡ノズル	ラインプロポーションナー
数 量	1,240 リットル	12 本	12 本

種 別	オイルフェンス	吸収剤 (マット)	パ ーライト(AC ライト)
数 量	60m	681 枚	42 袋

3-7-2 消火薬剤の製造業者一覧表

業 者 名	所 在 地	電 話	消火薬剤種別
ヤマトプロテック 大阪支社	大阪市東成区 深江北 2-1-10	06-6976-0702	エヤフォーム、アルコフォーム器具
初田製作所 防災ソリューション 事業部 大阪支店	大阪市中央区 農人橋 1-1-22	06-7668-5511	〃
深田工業(株) 関西営業所	大阪市中央区船場 3-2-22	06-6245-6000	合成エヤフォーム原液 機器、処理剤
(株)ネオス	神戸市中央区 加納町 6-2-1	078-331-9381	流出処理剤
三愛オブリ(株) 近畿・中国支店	豊中市新千里西町 1-1-4	06-6871-8500	泡合成エヤフォーム原液 機器、処理剤
モリタ宮田工業(株) 大阪営業所	八尾市神武町 1-50	072-925-4001	泡消化薬剤 メガフォーム原液
三井化学(株) 大阪支店	大阪市西区 靱本町 1-11-7	06-6446-3602	油吸着マット オイルプロッター、フェンス
松本油脂製薬(株) 大阪営業所	大阪市西区西本町 1-2-14 岡島ビル 8	06-6541-5781	中和剤 シーグリーン
谷口商会(株)	岡山市南区藤 338-31	086-296-5906	AC ライト (油液体吸着剤) NET、10kg タイプ

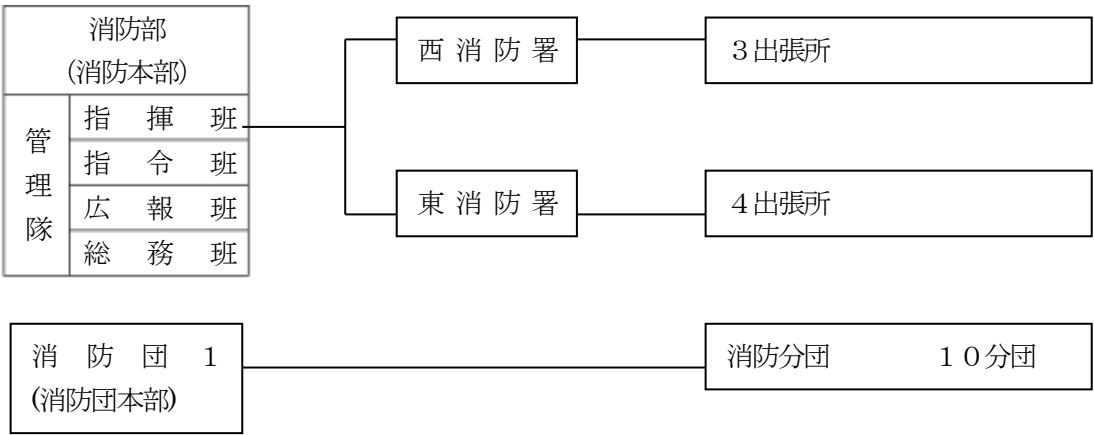
第3部 市の非常時組織及び車両・資機材等

日本ドライケミカル(株) 大阪支社	大阪市西淀川区宮原 1-4-13	06-6399-3344	粉末 ABC

3-8 消防署及び消防団における災害対策本部設置時の部隊編成

3-8-1 統括表

(令和7年4月1日現在)



3-8-2 消防本部の編成

区分		班 名	任 務
消防 部 隊 長 消 防 長	管 理 隊 長 部 隊 管 理 室 長	指揮班 〔警防課長〕 〔救急課長〕	1 情報収集、現場広報等消防活動の指揮支援に関すること。 2 非常招集の発令に関すること。 3 被害状況により、災害対策本部に出向、情報連絡する。 4 救急救助に関すること。 5 機械器具の整備と消防隊機材の運用に関すること。
		指令班 〔指令課長〕	1 消防隊の出動指令に関すること。 2 通信運用及び消防隊の連絡調整に関すること。 3 非常招集職員の把握に関すること。
		広報班 〔予防課長〕	1 被害の調査に関すること。 2 被害情報の収集に関すること。 3 被害の広報に関すること。
		総務班 〔総務課長〕 〔政策推進担当課長〕	1 関係機関との連絡調整に関すること。 2 被害の集計及び記録に関すること。 3 消防団の活動に関すること。 4 消防隊の食糧・資材等の補給及び物品の調達に関すること。

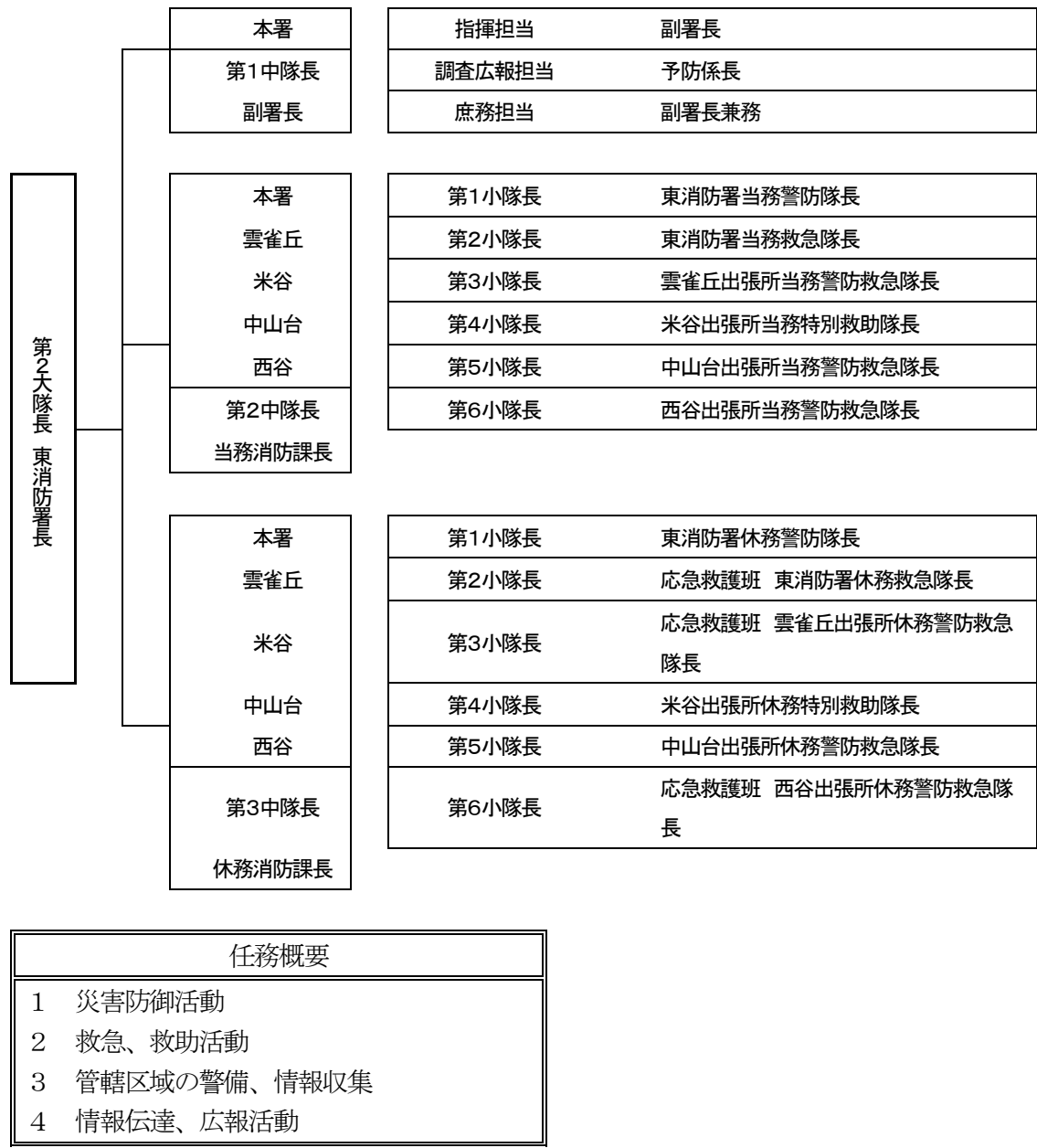
管理隊

- ア 休日、夜間等日勤者が不在の場合は、日勤者が参集するまでの間、指揮班で当該事務分掌を行い、参集状況により隊、班単位による事務分掌を順次行うものとする。
- イ 消防長が不在の場合は、消防本部室長が消防部隊長を代行し、消防長及び消防本部室長が不在の場合は、警防課長が消防部隊長を代行するものとする。

3-8-3 消防隊編成

(1) 消防署の編成

第1大隊長 西消防署長		本署	指揮担当	副署長
		第1中隊長	調査広報担当	予防係長
		副署長	庶務担当	副署長兼務
		本署 南部 栄町 宝松苑	第1小隊長	西消防署当務警防隊長
			第2小隊長	西消防署当務高度救助隊長
			第3小隊長	西消防署当務救急隊長
			第4小隊長	南部出張所当務警防隊長
		第2中隊長 当務消防課長	第5小隊長	南部出張所当務救急隊長
			第6小隊長	栄町出張所当務警防隊長
			第7小隊長	栄町出張所当務救急隊長
			第8小隊長	宝松苑出張所当務警防隊長
		本署 南部 栄町 宝松苑	第1小隊長	西消防署休務警防隊長
			第2小隊長	西消防署休務高度救助隊長
			第3小隊長	応急救護班 西消防署休務救急隊長
			第4小隊長	南部出張所休務警防隊長
		第3中隊 当務消防課長	第5小隊長	応急救護班 南部出張所休務救急隊長
			第6小隊長	栄町出張所休務警防隊長
			第7小隊長	応急救護班 栄町出張所休務救急隊長
			第8小隊長	宝松苑出張所休務警防隊長



消防隊

- ア 災害が同時多発で広域にわたり、かつ、消防本部との連絡が途絶した場合は、必要な時間までは所轄大隊長が当該大隊の消防隊の運用を行うものとする。
- イ 休日、夜間等日勤者が不在の場合は、日勤者が参集するまでの間、当務消防課長が当該大隊の指揮を執るものとする。
- ウ 署長が不在の場合は、副署長が大隊長を代行する。
- エ 災害が全市域にわたる場合で、管理隊が消防隊を統括したときは、各大隊長は管理

隊指揮班と連絡を密にして指揮活動にあたるものとする。

(2) 消防団の編成



任 務
1 各消防隊との緊密の連携防御活動
2 災害防除・消火・救急救助活動に関すること。
3 災害の情報収集に関すること。
4 被害調査に関すること。
5 非常招集の連絡及び消防本部との連絡調整

3-9 災害時ボランティア制度

3-9-1 宝塚市退職者による災害時ボランティア制度

宝塚市退職者による災害時ボランティア制度

阪神・淡路大震災から11年を経過し、当時、復旧・復興の指揮を執ってきた職員が次々と退職しており、危機管理の現場には不安感が強まっています。

いわゆる「2007年問題」を控え、南海トラフ地震など今後、起きるとされる大規模な自然災害の際、阪神・淡路大震災で培ったノウハウを次の世代へ継承するために、宝塚市における災害対策業務に協力していただけるボランティアを下記のとおり募集します。（制度創設時の趣意文）

記

1 対象者

宝塚市を退職された方で、年齢が概ね70歳未満の方（再任用・再雇用を含む）。
居住地は問いません

2 活動内容

宝塚市が実施する各種災害対策業務への協力。具体的には、別紙の申込書を参照してください。

3 活動実施基準

宝塚市域内で震度6弱以上の地震又は大規模な浸水などにより、被害が発生した場合

4 位置づけ

ボランティアとし、報酬はありません。
但し、事故等に備えて、活動時にはボランティア保険に加入します。

5 応募方法

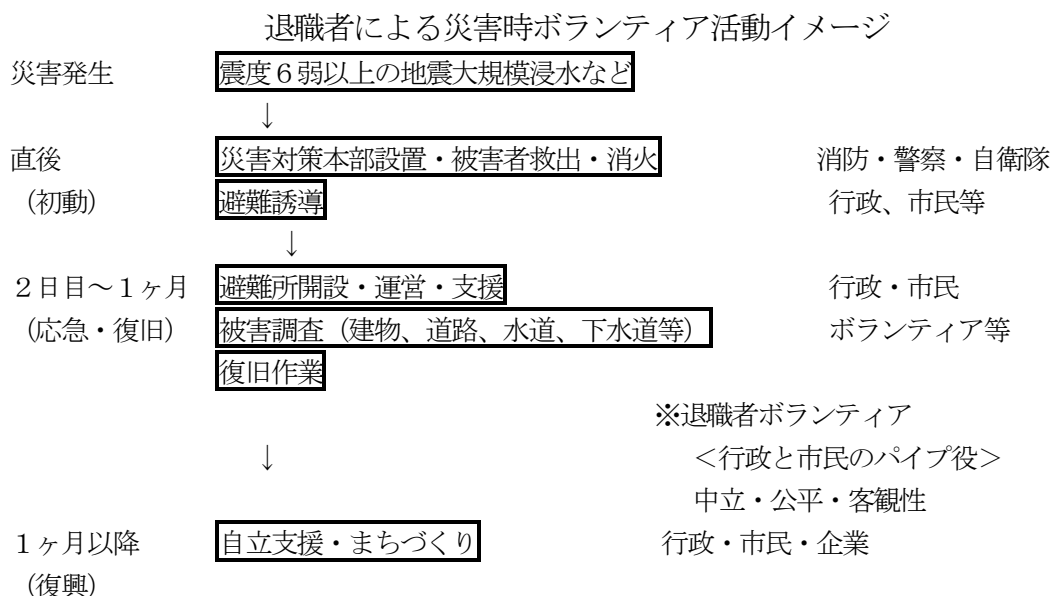
別紙申込書を郵送、FAXもしくはメールにて提出してください。

6 受付期間

平成19年1月4日（木）から随時受け付け

7 その他

応募頂いた個人情報については適切に管理し、目的以外には利用しません



宝塚市退職者による災害時ボランティア登録の申込書

記載日令和 年 月 日

(ふりがな) 氏 名			
住 所	〒	電話番号	— —
連 絡 先	同上の場合は記載不用		
	〒	電話番号	— —
在職中の主な 経歴	(在職中の所属・部課を記入ください) 年 月 ～ 年 月 年 月 ～ 年 月 年 月 ～ 年 月 年 月 ～ 年 月 退職年月日 (年 月) 退職時の所属 ()		
参集（協力）希望所属 ※希望する所属名を○で囲んでください。いくつでも結構です。優先順位があれば左側に①②というように記入ください			
主な業務（災害発生時） 企画経営部 被災者総合支援センター、安否情報の収集、広報、警報の伝達 市民交流部 予備避難所の運営 総務部 食品等の調達・配布、炊き出しの実施 都市安全部 職員の動員配置、災害対策本部、公園河川対策、住宅対策、交通対策、道路工事 都市整備部 倒壊建物等被災者の救出、応急危険度判定 健康福祉部 要配慮者対策、ボランティアの受入 子ども未来部 要配慮者対策、ボランティアの受入 環境部 廃棄物処理、衛生対策 産業文化部 外国人の救援 消防本部 消火及び救出救護、消防団、自主防災組織 教育委員会 避難所班、応急教育 上下水道局 応急給水 知識・技能を活かして活動できることを記入ください。 ()			

3-9-2 災害時のボランティア活動支援に関する協定書

災害時のボランティア活動支援に関する協定書

宝塚市（以下「甲」という。）、社会福祉法人宝塚市社会福祉協議会（以下「乙」という。）及び一般社団法人宝塚青年会議所（以下「丙」という。）は、災害時のボランティア活動支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、宝塚市域において自然災害、大規模事故の他、住民の生命、身体及び財産に重大は被害が生じる事態が発生し、甲の災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）を乙に要請し設置した場合において、センターにおける支援活動に関し、丙が迅速かつ総合的な支援活動等の協力を行うために必要な事項を定める。

（連携及び協力）

第2条 丙は、甲から乙を通じた要請に応じて次の活動を行う。

- （1）被災者の生活に関する支援・協力
 - （2）避難所及び被災者への支援物資の供給
 - （3）その他、災害時応急活動及び復興活動に関する支援・協力
- 2 センターを運営するために必要な資機材等の確保が困難な場合、乙は丙に資機材等を確保するために協力を依頼することができる。
- 3 センターを運営するためのスタッフが不足し運営に支障が生じた場合は、必要に応じ、乙は丙に協力を求めることができる。
- 4 乙丙がその組織、機能を活用し把握した被災状況やニーズについては、被災者支援に繋げるために、センターの管理のもと、情報を共有し連携を図ることとする。
- 5 その他、被災者支援活動を行ううえで協力体制が必要となった場合は、甲乙丙協議のもと、連携を図るものとする。

（平常時の活動への協力等）

第3条 甲、乙及び丙は、平常時より訓練や啓発等により連携強化を図り、災害時体制に移行した際、円滑に運営ができるよう努める。

- 2 市外での災害発生時における情報収集、発信及びボランティア活動への支援について、必要に応じ、甲及び乙は丙に協力を求めることができる。

（経費の負担）

第4条 本協定により実施する活動に係る費用は、別途甲乙丙間で協議する。

(連絡責任者)

第5条 当事者は、本協定締結後速やかに連絡責任者を定める。

(協議)

第6条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項は、その都度甲乙丙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この期間が満了する30日前までに甲乙丙それぞれから別段の意思表示がない時は、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙それぞれが記名押印のうえ各自1通を保管するものとする。

令和元年（2019年）9月3日

甲 宝塚市東洋町1番1号
宝塚市
市長 中川 智子

乙 宝塚市安倉西2丁目1番1号
社会福祉法人宝塚市社会福祉協議会
理事長 福本 芳博

丙 宝塚市末成町31番2号
一般社団法人宝塚青年会議所
理事長 下井 伸英

3-9-3 災害時のボランティア支援に関する協定書

災害時のボランティア支援に関する協定

宝塚市（以下「甲」という）とライオンズクラブ国際協会 335-A 地区に所属する宝塚ライオンズクラブ（以下「乙」という）は、災害時のボランティア支援に関し、次の通り協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、宝塚市内において、地震、風水害等の災害が発生した場合に、甲が乙のボランティア支援により、迅速かつ円滑な災害対応の遂行及び復旧を図ることを目的とする。

（協力内容）

第2条 乙が甲の要請に応じて行う活動は次のとおりとする。

- （1）乙に所属する会員及びその従業員に対する災害ボランティア活動の参加呼び掛け
- （2）災害ボランティアセンターに必要な設備及び物資等の提供
- （3）支援物資及び災害ボランティア活動に必要となる資材置き場の提供
- （4）災害ボランティア車両及び緊急車両等が利用する駐車場の提供
- （5）乙が有する専門性等を活かした物的・人的支援の提供
- （6）災害対応する市職員等を対象とした食糧支援の提供
- （7）災害時の一時避難場所（会議室等、トイレ等）の提供
- （8）その他、甲が必要とする支援の提供

（協力要請）

第3条 甲は、第2条に掲げる業務を乙に要請する場合は、書面にて行う。ただし、書面で要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに書面を送付するものとする。

（連絡責任者）

第4条 甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を定めて、相手方に報告するものとする。

（協力の実施）

第5条 乙は、甲から要請を受けた場合は、協定の内容に従って可能な限り活動の協力に努めるものとする。ただし、やむを得ない事情により協力要請に応じられない事情がある場合はこの限りではない。

（経費の負担）

第6条 この協定により、乙が実施する活動にかかる費用は、原則として乙の負担とする。

(損害の負担)

第7条 第2条の活動により生じた損害の負担は、甲乙協議して定めるものとする。

(守秘義務)

第8条 乙は、この協定により知り得た内容を第三者に漏らしてはならない。

(有効期間)

第9条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、協定の有効期間は1年間とする。なお、期間満了の1か月前までに甲、乙いずれからの特段の申し出がない場合には、この協定はさらに1年間継続するものとし、以降も同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、各1通ずつ保管する

令和3年(2021年)9月1日

【甲】 宝塚市東洋町1番1号
宝塚市
市長 山崎 晴恵

【乙】 宝塚市栄町1-1-33 宝塚ホテル3F
宝塚ライオンズクラブ
会長 森田 章彦

3-9-4 災害時の旅行手配及びボランティア協力に関する協定書

災害時の旅行手配及びボランティア協力に関する協定書

宝塚市（以下「甲」という。）と株式会社阪急交通社（以下「乙」という。）は、次のとおり、災害時の宿泊、食事等の手配及び災害従事ボランティアの協力に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、宝塚市内において地震、風水害等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲が乙の協力により宿泊、交通機関、食事等を確保して迅速かつ円滑な災害対応の遂行及び復興を図ることを目的とする。

（協力内容）

第2条 この協定により、甲が乙に対し協力を要請する事項は次のとおりとする。

- （1） 災害対応に従事する者が必要とする宿泊、交通機関、食事、保険等の手配支援
- （2） 自主避難者がホテルや旅館へ分散避難するための宿泊手配支援
- （3） 阪急交通社グループに所属する社員に対する災害従事ボランティア活動への参加呼び掛け

（協力の要請）

第3条 甲は、災害時において第2条に掲げる業務を遂行するため必要があるときは、乙に対し協力を要請する。

- 2 前項の規定による要請は、協力要請書（様式第1号）により行う。ただし、協力要請書で要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに協力要請書を送付するものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは、乙の業務に支障のない範囲において、甲に対し、可能な限り速やかに依頼を受けた業務の協力を行うものとする。

- 2 乙は、前項の業務を完了した場合は、速やかに実施報告書（様式第2号）により、その業務内容を甲に報告するものとする。

（個人情報の取り扱い）

第5条 乙は、本協定の履行を通じて知りうるすべての個人情報について、適切な管理を行うものとする。

（費用負担）

第6条 乙が手配した内容を利用した者が、乙に対して旅行代金を支払う。

2 前項の費用については、甲乙が協議の上、乙が算出し、市場価格動向に照らし適正な価格とする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、協定期間が満了する1ヶ月前までに甲乙いずれからも解除又は変更の申し出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

(協 議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の各条項の解釈について疑義が生じた場合は、甲乙間で誠意をもって協議の上、決定する。

以上、この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和3年（2021年）6月24日

甲 宝塚市東洋町1番1号
宝塚市
宝塚市長 山崎 晴恵

乙 大阪市北区梅田2丁目5番25号
株式会社阪急交通社
代表取締役社長 酒井 淳

3-10 各部が所管する市施設等の一覧

(令和7年度10月1日現在)

部	市の施設	その他の施設
市民交流部	市立地域利用施設（7） 市立共同利用施設（24） 市立中山台コミュニティセンター 未成集会所 国民健康保険診療所 西谷サービスセンター 長尾サービスセンター 中山台サービスステーション 雲雀丘サービスステーション 宝塚駅前サービスステーション 売布神社駅前サービスステーション 仁川駅前サービスステーション 西谷ふれあい夢プラザ	
環境部	市営火葬場、クリーンセンター	
総務部	市役所庁舎 くらんど人権文化センター まいたに人権文化センター ひらい人権文化センター 市立男女共同参画センター 市立看護専門学校	
都市整備部	市営住宅 ピピアめふ公益施設 さらら仁川公益施設	
健康福祉部	市立休日応急診療所 市立健康センター 市総合福祉センター 市立老人福祉センター 市立養護老人ホーム福寿荘 市立身体障碍(がい)者支援センター (2)	介護老人保健施設（4） 有料老人ホーム（6） 軽費老人ホーム（4） 介護老人福祉施設（11） 認知症高齢者グループホーム（14） 地域包括支援センター（7） （老人）デイサービス（35） 障碍(がい)者支援施設（5） 希望の家グリーンホーム 希望の家サンホーム はんしん自立の家 希望の家ワークセンター いきいき宝夢 障碍(がい)者通所施設（18） 短期入所事業所（11） ぷらごこむ1

部	市の施設	その他の施設
子ども未来部	大型児童センター 市立子ども発達支援センター 市立保育所（7） 市立児童館（3） 市立子ども館（3）	中筋児童館・御殿山児童館・野上児童館 私立保育園（28（分園5含む）） 私立小規模保育施設（3）
産業文化部	市立文化施設ベガ・ホール 市立文化施設ソリオホール 市立国際・文化センター 市立手塚治虫記念館 市立宝塚文化創造館（宝塚音楽学校旧校舎） 市立文化芸術センター 市立宝塚園芸振興センター 市立長谷牡丹園 市立温泉利用施設 市立農業振興施設 西谷庁舎	兵庫六甲農業協同組合 宝塚市山本園芸流通センター 宝塚商工会議所 宝塚市雇用福祉事業団 宝塚市シルバー人材センター
上下水道局	上下水道局庁舎 4浄水場 水質試験所	
消防本部	2消防署7出張所	消防団器具庫（10）
教育委員会	教育総合センター 教育総合センター分室（2） 公民館（3） 図書館（2館3分室、桜ヶ丘資料室） 歴史民俗資料館（3） スポーツセンター 幼稚園（7） 認定こども園（保育施設）（1） 小学校（23） 中学校（12） 特別支援学校（1）	県立高校（4） 甲子園大学 宝塚大学 小林聖心女子学院（中・高） 雲雀丘学園（中・高） 関西学院（小） 私立幼稚園（14） 宝塚音楽学校
市立病院	市立病院 看護師宿舎 医師宿舎	

第1部 地域としての災害危険性

第2部 市民参加による防災まちづくり

第3部 市の非常時組織及び車両・資機材等

第4部 発災後の対応を中心とした情報連絡体制

第5部 相互協力・広域応援受入体制

第6部 個別対策項目別関係資料

第7部 様式

4-1 官公庁等災害対策関係機関災害時連絡先

官公庁等災害対策関係機関災害時連絡先

機関名		電話番号	FAX番号	備考
宝塚市	宝塚市役所	71-1141		
	宝塚市役所都市安全部総合防災課	77-2078	77-2150	
	長尾サービスセンター	88-0101	82-2003	
	西谷サービスセンター	91-0001	83-5000	
	西谷庁舎	91-0843 91-1111	91-0851	地域ステーション
	雲雀丘サービスステーション	072-759-2062	072-740-2150	
	中山台サービスステーション	89-8894	82-2004	
	宝塚駅前サービスステーション	81-3251	83-2034	
	売布神社駅前サービスステーション	81-4150	83-1033	
	仁川駅前サービスステーション	0798-52-7000	0798-56-1340	
	中央公民館	73-6600	73-6012	
	西公民館	77-1200	77-1446	地域ステーション
	東公民館	89-1567	86-1692	地域ステーション
	中山台コミュニティセンター	89-9605	80-0651	地域ステーション
	総合福祉センター（社会福祉協議会）	86-5000	86-5069	地域ステーション
	宝塚ボランティアプラザ zukavo	86-5001	83-2425	
	宝塚市消防本部・西消防署	73-1141	77-3951	
	宝塚市東消防署	88-0119	89-1004	
	宝塚市上下水道局	73-3688	72-5381	
	宝塚市立病院	87-1161	87-5624	
	宝塚市国民健康保険診療所	91-1230	91-1569	
	宝塚市立休日応急診療所	81-0003		
	宝塚市クリーンセンター	87-4844	81-1941	
	宝塚市営火葬場	87-7133	87-3563	
兵庫県	兵庫県庁	078-341-7711		
	（災害対策本部設置時） 災害対策本部事務局	078-362-9900 078-362-9898	078-362-9911	
	危機管理部災害対策課	078-362-9988	078-362-9911	
	兵庫県阪神北県民局	83-3101 83-3124(嵯峨) 090-3281-8859	86-4379	
	兵庫県消防防災航空隊	078-303-1192	078-302-8119	

第 4 部 発災後の対応を中心とした情報連絡体制

機関名		電話番号	F A X 番号	備 考
兵庫県	兵庫県宝塚警察署	85-0110	86-9090	
	兵庫県宝塚健康福祉事務所	72-0054	74-7091	
	兵庫県宝塚土木事務所 管理第 2 課	83-3203	86-4329	
行政機関	六甲砂防事務所	078-851-0535	078-851-0828	
	神戸地方气象台	078-222-8907		
	兵庫森林管理署神戸森林事務所	078-511-4742	078-511-9125	
	神戸地方方法務局伊丹支局	072-779-3451	072-779-3452	
自衛隊	第 3 師団 (第 3 部防衛班)	072-781-0021 内線 3734, 3735	072-779-6700 内線 3734	夜間(当直幕僚) 内線 3301
	第 3 6 普通科連隊 (第 3 科)	072-782-0001 内線 4037~4038	072-782-0001 内線 4004	夜間(当直司令) 内線 4034
	阪神基地隊 (警備課)	078-441-1001 内線 231	078-441-1001 内線 239	夜間 078-441-1001 内線 220
公共機関その他	宝塚郵便局	86-2121	81-0194	
	日本赤十字社兵庫県支部	078-241-9889	078-241-6990	
	西日本旅客鉄道(株)宝塚駅	87-2627	84-2292	
	N T T 西日本兵庫支店	078-393-9440	078-326-7363	夜間の故障 078-393-8320
	大阪ガスネットワーク株式会社 (兵庫事業部)			
	地区対策本部	078-303-8600	078-303-7864	耳やことばの不 自由なお客さま はFAXをご利用下 さい
	ガス漏れ専用	0120-7-19424	0120-6-19424	
	ガス導管ダイヤル (ガス漏れ通報以外)	0120-554-209		
	一般社団法人宝塚市医師会	86-1114	87-1401	
	一般社団法人宝塚市歯科医師会	78-6891	78-6892	
	一般社団法人宝塚市薬剤師会	62-7395	62-7396	
	日本通運(株)	072-759-1559	072-759-2181	
	一般社団法人兵庫県建設業協会宝塚支部	84-5848	86-2533	
	宝塚水道工事業協同組合	87-1061	87-1063	
	関西電力送配電(株)神戸本部	078-220-0088		

4-2 気象庁震度階級関連解説表

気象庁震度階級関連解説表

(この震度階級関連解説表は平成21年3月31日から運用されている。)

【使用にあたっての留意事項】

- 1 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- 2 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- 3 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- 4 この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- 5 この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。

【人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況】

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がある。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もある。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もある。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものも倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

【木造建物（住宅）の状況】

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

第4部 発災後の対応を中心とした情報連絡体制

(注1) 木造建物(住宅)の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁(割り竹下地)、モルタル仕上壁(ラス、金網下地を含む)を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

【鉄筋コンクリート造建物の状況】

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多い。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

【地盤・斜面等の状況】

震度 階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	—	—
5強	亀裂※ ¹ や液状化※ ² が生じることがある。	落石やけがれ崩れが発生することがある。
6弱	地割れが生じることがある。	けがれ崩れや地すべりが発生することがある。
6強 7	大きな地割れが生じることがある。	けがれ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※ ³ 。

※¹ 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※² 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※³ 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

【ライフライン・インフラ等への影響】

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター(マイコンメーター)では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。(安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。)
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況(ふくそう)が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

【大規模構造物への影響】

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長い(ため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないうえ、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング(タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象)が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなる可能性がある。

4-3 気象情報の種類と発表基準及び気象観測機器配置状況

4-3-1 気象情報の種類と発表基準

(1) 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難情報が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

(2) 特別警報・警報・注意報

大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、県内の市町ごとに発表される。また、土砂災害や低い土地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「キキクル」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

特別警報・警報・注意報の概要

種 類	概 要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を示して行う警報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を示して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を示して行う予報

特別警報・警報・注意報の種類と概要

特別警報・警報・注意報の種類	概 要
特別警報	大雨特別警報 大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、

第4部 発災後の対応を中心とした情報連絡体制

		浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報(土砂災害)は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。

注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起ころおそれのあるときに発表される。

第4部 発災後の対応を中心とした情報連絡体制

	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物等に著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。

※ 土砂崩れ注意報及び浸水注意報はその注意報事項を気象注意報に、土砂崩れ警報はその警報事項を気象警報に、土砂崩れ特別警報はその警報事項を気象特別警報に、浸水警報はその警報事項を気象警報又は気象特別警報に、それぞれ含めて行われる。

土砂崩れ特別警報は、「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。浸水警報の警報事項を含めて行われる気象特別警報は、「大雨特別警報（浸水害）」として発表される。

（3）キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）

キキクル等の種類と概要

種 類	概 要
土砂キキクル （大雨警報（土砂災害） の危険度分布）	大雨による土砂災害発生危険度の高まりを、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要であるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難が必要であるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル （大雨警報（浸水害）の 危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりを、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。 1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっ

	ている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。
洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫)：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度(大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度)の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測(解析雨量及び降水短時間予報等)を用いて常時10分ごとに更新している。

(4) 早期注意情報(警報級の可能性)

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位(兵庫県南部など)で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位(兵庫県など)で発表される。大雨、高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(5) 全般気象情報、近畿地方気象情報、兵庫県気象情報

警報や注意報に先立って現象を予告し、注意を呼びかける場合や、警報や注意報の発表中に現象の経過や予想、防災上の留意点等を解説する場合に発表される。

(6) 土砂災害警戒情報

大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町長の避難情報の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町を特定して警戒を呼びかける情報で、兵庫県と神戸地方気象台から共同で発表される。市町内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度

分布)で確認することができる。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。

(7) 顕著な大雨に関する気象情報

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で実際に降り続いている状況を「線状降水帯」というキーワードを使って解説する情報で、警戒レベル相当情報を補足する情報として、警戒レベル4相当以上の状況で発表される。この情報が発表されたときは、市から避難情報が発表されていなくても、今後、急激に状況が悪化する恐れもあるため、キキクルや水位情報等の情報を確認し、少しでも危険を感じた場合は、自ら安全な場所へ移動する判断が必要である。

(8) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中の宝塚市において、キキクルの「危険」（紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）されたときに、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低い土地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

(9) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、兵庫県北部または兵庫県南部で発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が兵庫県北部または兵庫県南部で発表される。

この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

(10) 火災気象通報

消防法第22条第1項の規定により、気象の状況が「乾燥注意報」又は「強風注意報」と同一の基準に達したときに神戸地方気象台が兵庫県知事に対して通報し、兵庫県を通じて宝塚市や宝塚市消防本部に伝達される。ただし、降雨、降雪中は通報しないこともある。

第4部 発災後の対応を中心とした情報連絡体制

① 宝塚市注意報の発表基準

令和7年5月29日現在

宝塚市	府県予報区	兵庫県		
	一次細分区域	南部		
	市町村等をまとめた地域	阪神		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	11	
		土壌雨量指数基準	97	
	洪水	流域雨量指数基準	武庫川流域=35.6 波豆川流域=9.1	
	強風	平均風速	12m/s	
	風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平地	12 時間降雪の深さ 5cm
			山地	12 時間降雪の深さ 10cm
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	最小湿度 40% で実効湿度 60%		
	なだれ	①積雪の深さ 70cm 以上あり降雪の深さ 20cm 以上 ②積雪の深さ 50cm 以上あり最高気温 9℃以上又は 24 時間雨量 10mm 以上*1		
	低温	最低気温-4℃以下*2		
	霜	晩霜期 最低気温 2℃以下		
	着雪	24 時間降雪の深さ：20cm 以上 気温：2℃以下		

※1 気温は神戸地方気象台、姫路特別地域気象観測所、洲本特別地域気象観測所の値。

※2 気温は神戸地方気象台、姫路特別地域気象観測所、洲本特別地域気象観測所の値。

② 宝塚市警報の発表基準

令和7年5月29日現在

宝塚市	府県予報区		兵庫県	
	一次細分区域		南部	
	市町村等をまとめた地域		阪神	
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数	23
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	144
	洪水	流域雨量指数基準	武庫川流域=44.6 波豆川流域=11.4	
	暴風	平均風速	20m/s	
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平地	12 時間降雪の深さ 10cm
			山地	12 時間降雪の深さ 20cm

第4部 発災後の対応を中心とした情報連絡体制

③ 記録的短時間大雨情報（キロクアメ）発表基準

令和5年6月8日現在

宝塚市	府県予報区	兵庫県	
	一次細分区域	南部	
	市町村等をまとめた地域	阪神	
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	110mm

④ 大雨特別警報基準（土砂災害、浸水害：宝塚市）

台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合に発表される。（注）発表にあたっては、降水量などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断をしている。

(1) 指数を用いた大雨特別警報（浸水害）の発表基準

令和6年5月23日現在

表面雨量指数（宝塚市）	流域雨量指数（宝塚市）
54	40

※1 km格子毎に値が異なる。

（注）大雨特別警報（浸水害）は、過去の多大な被害をもたらした現象に相当する表面雨量指数及び流域雨量指数の基準値が以下のア又はイを満たすと予想され、かつ、激しい雨がさらに降り続くと予想される場合に発表される。

ア 表面雨量指数として定める基準値以上となる1 km 格子が概ね 30 個以上まとまって出現。

イ 流域雨量指数として定める基準値以上となる1 km 格子が概ね 20 個以上まとまって出現。

(2) 指数を用いた大雨特別警報（土砂災害）の発表基準

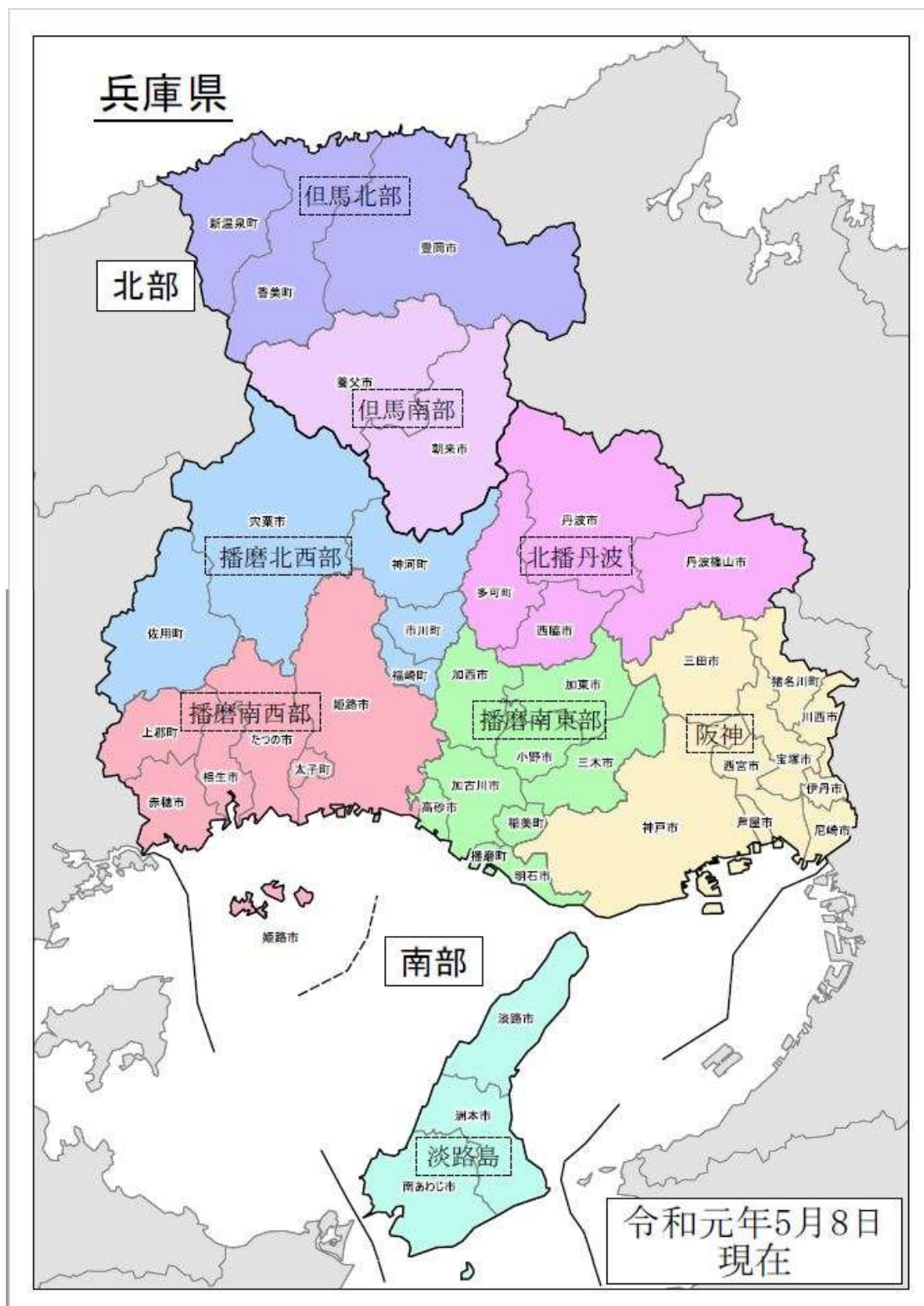
令和6年5月23日現在

土壌雨量指数（宝塚市）
254

※1 km格子毎に値が異なる。

（注）大雨特別警報（土砂災害）は、過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の基準値以上となる1 km 格子が概ね 10 格子以上まとまって出現すると予想され、かつ、激しい雨がさらに降り続くと予想される場合に発表される。

⑤ 兵庫県の警報・注意報発表区域図



⑥ 火災警報

火災警報とは、神戸地方気象台が発表する火災気象通報を受けた時、又は気象の状況が火災予防上危険であると認められる時、消防法第22条第3項に基づき市長が市域に発するものをいう。その必要がなくなった時に解除する。

[発令基準]

(1) 平均風速15m以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき

(2) 実効湿度60%以下で、かつ、最低湿度40%以下の場合で、風速が7mを超える見込みのとき

※ 神戸地方気象台が発表する火災気象通報の基準

「乾燥注意報」の基準及び「強風注意報」の基準と同一とする。ただし、通報基準に該当する場合であっても、降雨、降雪時には火災気象通報として通報しないことがある。

⑦ 火災注意報

阪神地区すべての消防本部の気象状況が次のいずれかに該当したとき、又はその恐れが大であるときに、阪神間の各消防本部と相互に連絡を密にし、火災予防の徹底を図るため、消防長は、市民に対し、火災に対する注意を促す必要があると認められたときに発令し、その必要がなくなったときに解除する。

(1) 実効湿度が60%以下、最小湿度が40%以下となり、かつ、最大風速が5m/s以上、又は5m/s以上となる見込みのとき

(2) 平均風速7m/s以上、又は7m/s以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき、ただし、降雨、除雪中は除く。

⑧ 火災気象通報を行う場合の基準

気象状況が以下の基準に達した場合、神戸地方気象台長は兵庫県知事に対して火災気象通報を行う。

[火災気象通報を行う場合の基準]

「乾燥注意報」の基準及び「強風注意報」の基準と同一とする。ただし、通報基準に該当する場合であっても、降雨、降雪時には火災気象通報として通報しないことがある。

⑨ 水防警報

水防警報とは、洪水又は高潮により災害の発生が予想される場合において、国土交通大臣又は知事が、それぞれ指定する河川、湖沼又は海岸について、水防法第16条の規定に基づき発するものをいう。

4-3-2 気象観測機器配置状況

4-3-2-1 気象観測機器

気象機器	観測所	消 防 本 部	西 消 防 署		東消防署				すみれが丘 (国)	ゆずり葉台 (国)	大原野	上佐曽利会館	みどりのRC	武田尾 (県)	ふじが丘会館	中筋山手	宝塚 (県)
			南 部	宝 松 苑	東 署	米 谷	雲 雀 丘	中山 台									
複合気象測器	温度計 湿度計										1 1						
気象観測記録装置		1															
	温度計	1															
	湿度計	1															
	風向風速計	1															
	気圧計	1															
	雨量計	1															
風向、風速計											1						
アネロイド型気圧計(指示)											1						
気象観測記録装置											1						
自記風向風速計																	
通風乾湿計																	
自記温度計																	
自記湿度計																	
自記気圧計																	
降雨強度計																	
自記雨量計		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
自記水位計																	

(雨量計) 中山・雲雀丘・南部・東消防署・上佐曽利会館・緑のリサイクルセンター・ふじが

丘=自動計測⇒クラウドサーバーへ集約

◎西谷庁舎=自動計測=市役所⇒環境部⇒クラウドサーバーへ集約

宝松苑・米谷=自動計測現場表示⇒クラウドサーバーへ集約

すみれが丘・ゆずり葉=六甲砂防事務所=自動計測=六甲砂防直結⇒クラウドサーバーへ集約

武田尾・宝塚=兵庫県=自動計測⇒クラウドサーバーへ集約

〔参考〕県システム傍受

気象機器	観測場所		(財)河川情報センター専用端末機(フリックス)
自記水位計	生 瀬	西宮市生瀬	雨量情報・河川水位情報・天気図 ・台風経路予想等の気象情報
自記雨量計	宝塚	宝塚市旭町2丁目	

第4部 発災後の対応を中心とした情報連絡体制

4-3-2-2 地震観測機器

地震観測機器	東洋町1番1号	宝塚市役所

4-3-2-3 雨量計集中監視システム

26箇所（市所有箇所12箇所、国管理4箇所、県管理9箇所、西宮市管理1箇所）の雨量計の雨量情報を、クラウドサーバーへ集約し、インターネット上で公開している。

雨量計設置箇所

番号	設 置 場 所	設 置 主 体
1	上佐曾利	宝塚市
2	大原野	宝塚市
3	武田尾（県）	兵庫県
4	切畑	宝塚市
5	中山台	宝塚市
6	ふじガ丘	宝塚市
7	雲雀丘山手	宝塚市
8	すみれガ丘（国）	国土交通省六甲砂防事務所
9	中筋山手	宝塚市
10	宝塚（県）	兵庫県
11	星の荘	宝塚市
12	山本南	宝塚市
13	ゆずり葉台（国）	国土交通省六甲砂防事務所
14	宝松苑	宝塚市
15	伊子志	宝塚市
16	高司	宝塚市
17	高平（県）	兵庫県
18	青野ダム（県）	兵庫県
19	三田（県）	兵庫県
20	楊津（県）	兵庫県
21	南田原（国）	国土交通省猪名川事務所
22	多田院（県）	兵庫県
23	名塩（県）	兵庫県
24	船坂（国）	国土交通省六甲砂防事務所
25	甲陵中学校（西宮市）	西宮市
26	伊丹（県）	兵庫県

「宝塚市雨量情報」のインターネットによる公開

宝塚市内16箇所及び市域に近接する観測局10箇所の降雨状況をインターネットで公開しています。情報の内容は10分間、1時間及び連続雨量です。

市HP用アドレス：<https://takarazuka.tenki.ne.jp/>

4-3-2-4 監視雨量計集中監視システム

国土交通省近畿地方整備局六甲砂防事務所からの光ケーブルにより紅葉谷地点の監視カメラ画像を受信。（協定日 平成21年1月30日）

第4部 発災後の対応を中心とした情報連絡体制

番号	名 称	設 置 場 所
1	東おたふく山	神戸市東灘区本山町森地先
2	六甲中継所	神戸市東灘区本山町森字本庄山 748-1
3	紅葉谷	宝塚市伊子志武庫山地先

第4部 発災後の対応を中心とした情報連絡体制

4-3-3 土砂災害警戒区域（急傾斜地崩壊及び土石流）における危険区域・危険宅地その他の土砂災害危険箇所の警戒のめやす

	基準雨量	応急措置の内容	職員の体制
第1警戒体制	時間雨量30mmを超えたとき	1 危険区域内の巡視・警戒 2 必要に応じて住民等に対して警戒・自主的避難等の呼びかけ 3 その他必要な応急措置	公園河川対策班及び北部地域・農林治山対策班の職員並びに消防職員が巡視・警戒
	連続雨量が [※] 100mmを超え、かつ土砂キキクルで黄色出現。		
第2警戒体制	連続雨量が [※] 100mmを超え、かつ時間雨量30mmを超えたとき。	1 住民等に対して自主的避難等の呼びかけ 2 必要に応じて住民等に対して避難情報の発令 3 その他必要な応急措置	公園河川対策班及び北部地域・農林治山対策班の職員並びに消防職員が巡視・警戒
	連続雨量が [※] 150mmを超え、かつ時間雨量20mmを超えたとき。		
	連続雨量が [※] 200mm以上で、かつ時間雨量10mmを超えたとき。		

※災害対策体制がある場合の職員体制は、災害警戒本部又は災害対策本部のもとに活動する。

※土砂災害が発生した場合は、災害対策本部体制のもとに活動する。

4-4 災害情報の収集、報告

4-4-1 被害認定基準

(内閣府の「災害の被害認定基準について（令和3年6月24日府政防670号）」より作成）

被害種類	認 定 基 準
死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。
重傷者 軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは、1月未満で治療できる見込みの者とする。
住家全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
大規模半壊	居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
中規模半壊	居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。

半 壊	住家半壊（半焼）のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上30%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする。
準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。
住 家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非住家	住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。 ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。

(注)

- (1) 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物または完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- (2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- (3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

4-4-2 被害推定のための手掛かりとなる情報の事例

被害推定のための手掛かり
となる情報の事例

● 耐震性が高いと推定される建築物が重大な被災したことが報告された場合

(例えば) 国道176号、中国自動車道、宝塚I.C.、
築年の新しい建物
(市立手塚治虫記念館、文化施設ソリオホール、宝塚大劇場等)
武庫川・逆瀬川等の堤防、宝塚(阪神)競馬場
ガソリンスタンド

- 多数の木造住宅が、全壊していることが推定される。
したがって、多数の市民が生き埋め状態にあるものと推定される。
- 学校、病院等の応急対策上拠点となる施設も甚大な被害を受けていることが推定される。したがって、市の施設だけでは避難者や重傷患者に対する十分な救援対策は不可能であると推定される。

● 地盤条件が悪い施設の重大な被災が報告された場合

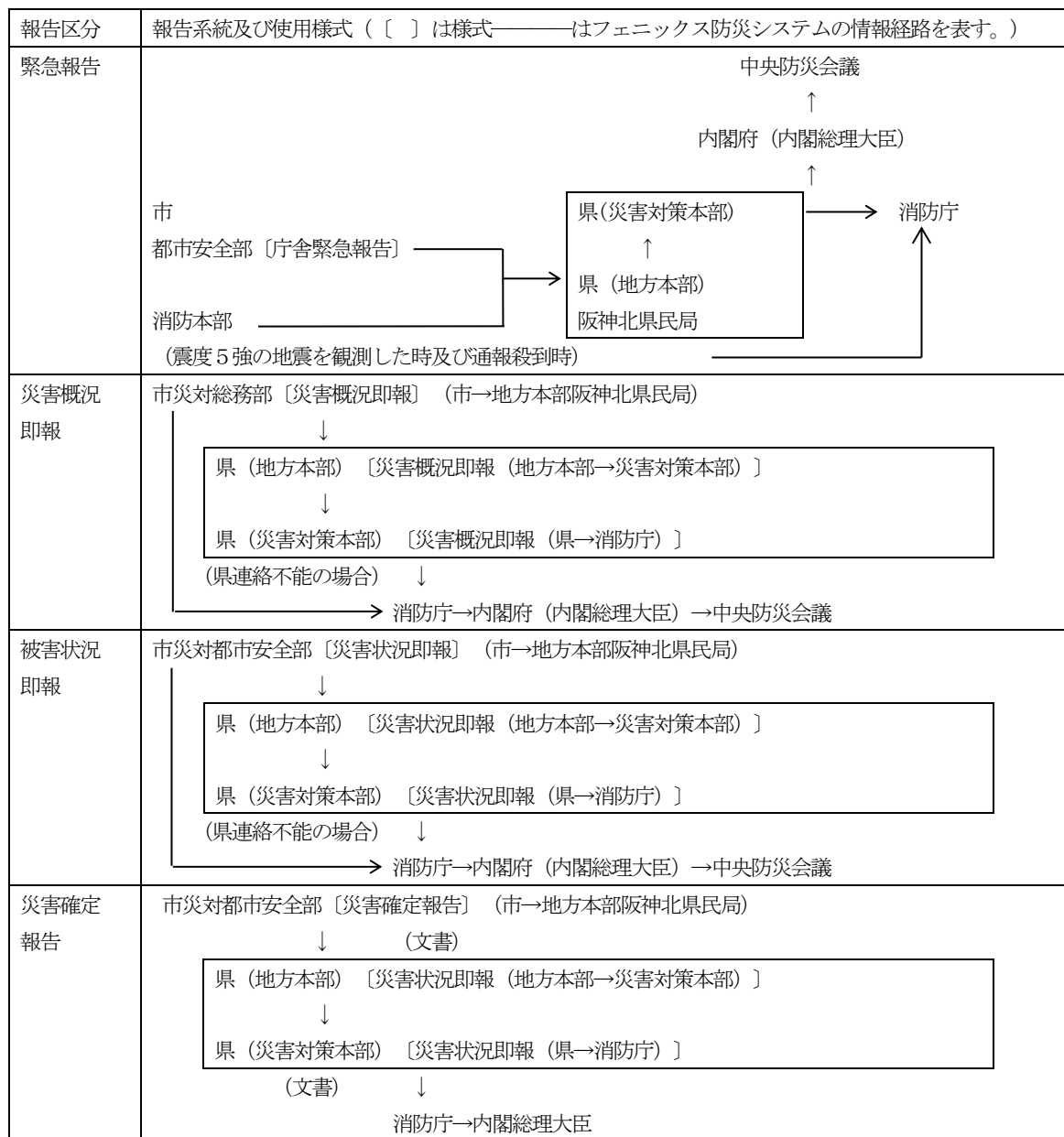
- 同じ地盤条件にある施設も、重大な被害にあっていることが推定される。
- 同じ地盤条件にある地域も、重大な被害にあっていることが推定される。

● 3時間以上経過後も「安否情報」が報告されない場合

- 該当地区の多数の住民が、重大な被害にあっていることが推定される。
- 該当施設が壊滅的な被害を受けていることが推定される。

第4部 発災後の対応を中心とした情報連絡体制

4-4-3 県（災害対策本部）への報告系統



（注）

- 1 本部が設置されない場合も上図に準ずる。
- 2 県（地方本部）に連絡が取れない場合、又は緊急の場合は、直接県（災害対策本部）に報告することとする。
- 3 報告は原則としてフェニックス防災システム防災端末とするが、それによりがたい場合は、衛星電話・ファクシミリ等最も迅速な方法で行うこととする。

4-4-4 県（災害対策本部）への報告区分

1 緊急報告

- (1) 県内に震度4以上の地震が観測された場合、又は被害が発生した恐れがある場合には、直ちに事務所の周辺の状況をフェニックス防災システム防災端末により庁舎緊急報告を行う。報告内容は、庁舎周辺で覚知できる状況のみでよく、必ずしも数値で表せる情報である必要はない。また、宝塚市域では震度4未満であっても報告は行う。
- (2) 地震が発生し本市域内で震度5強以上を記録した場合、第一報を県に対してだけでなく、消防庁に対しても、原則として、30分以内で可能な限り早く分かる範囲で報告する。
- (3) 火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部への通報（電話・来庁を問わない。）が殺到した場合、直ちに消防庁、県（災害対策本部、地方本部経由）それぞれに対し報告する。消防庁に対しては、県を経由することなく直接報告し、その旨県にも後で報告することとする。報告内容は必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、通報受信状況の概要で足りることとし、把握できている異常事象に係る情報があれば適宜補足する。報告は様式にこだわらず、衛星電話やファクシミリ等最も迅速な方法で行う。

2 災害概況報告

報告すべき災害を覚知したとき直ちに第一報を県（災害対策本部、地方本部経由）に報告し、災害の初期段階で被害状況が十分に把握できていない場合には、速やかに人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的信息も含め、〔災害状況報告〕の様式により把握できた範囲から、逐次、県（災害対策本部、地方本部経由）へ報告する。災害規模に関する情報は必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、災害規模を推定できる何らかの情報が足りることとする。至急の報告は様式にこだわらず、原則としてフェニックス防災システム防災端末、又はそれによりがたい場合は衛星電話やファクシミリ等最も迅速な方法で行う。

3 被害状況報告

被害状況に関する情報を収集し、〔被害状況即報〕の様式により県（災害対策本部、地方本部経由）に報告することとする。報告は県が指定する時間に行うが、内容が重要と判断される情報を入手したときは、この限りでない。

4 災害確定報告

応急措置完了後速やかに県（災害対策本部、地方本部経由）に文書で災害確定報告を行う。

5 その他

災害に関する報告事項については、災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防防第267号）により行う。

4-5 災害時の広報

4-5-1 広報活動の実施要領

広報活動用資料の配布に際しては、以下をめやすとして、状況を判断の上適切な広報手段を明記するよう努めるものとする。

なお、NHK・民間ラジオ・テレビ各社に対する緊急警報放送の要請は、原則として阪神北摂民局を経由し県を通じて行うが、緊急やむを得ない事情がある場合は、災対市民交流部本部員が本部長の指示に基づき、直接要請することができるものとする。

また、平成12年度に(株)エフエム宝塚と締結した「災害緊急放送の実施に関する協定」に基づき、市域に関する災害情報の緊急放送を実施する。

(1) 広報車の利用

広報文を作成し各地域巡回により行う。災対企画経営部長は必要に応じ他の部の車両や市内事業者・団体等からの調達により必要地域へ広報車を出動させ広報活動を実施する。

なお、広報車による広報は音声のみにならずビラ・チラシなど印刷物の配布に努める。

利用する場合（事例）	実施にあたり注意すべき事項
緊急伝達 ア 避難の指示 イ 火災の発生に関する情報 ウ 武庫川・ため池等の堤防に関する情報 エ 土砂災害に関する情報 オ その他	ア 事態の切迫している感じをまず伝えるよう努めること。 イ 屋内にいる場合、聞き取りにくいこともあるため、次の配慮を行う。 （ア）音量・音質・共鳴を考慮 （イ）ゆっくり正確に伝える。 （ウ）3回以上繰り返す （エ）車両をゆっくり運行させる。
時期又は地域を限定した伝達 ア 地震に関する情報 イ 感染症対策・清掃、給水活動等の応急対策実施状況 ウ 安心情報 エ 生活関連情報 オ 通信施設の復旧状況 カ 道路交通状況 キ 医療機関の活動状況	ア 本部体制が着実に活動している感じをまず伝えるよう努めること。 イ 屋内にいる場合、聞き取りにくいこともあるため、次の配慮を行う。 （ア）音量・音質・共鳴を考慮 （イ）ゆっくり正確に伝える。 （ウ）3回以上繰り返す。 （エ）車両をゆっくり運行させる。

(2) 市職員の口頭での伝達

現地連絡所及び避難所担当の職員が各管内地区若しくは避難所内において行う。

本庁周辺地区及び広報車の活動が不可能な地域若しくは特に必要と認められる地域については、災対企画経営部職員が口頭による広報活動を実施する。この場合、原則として無線機を携帯させるとともに2人1組にして、本部と密接な連絡を取りながら広報活動を実施するよう努

める。また必要な場合は、併せて警察署その他の防災関係機関の協力を要請する。

利用する場合（事例）	実施にあたり注意すべき事項
緊急伝達 ア 避難の指示 イ 火災の発生に関する情報 ウ 武庫川・ため池等の堤防に関する情報 エ 土砂災害に関する情報 オ その他	ア 事態の切迫している感じをまず伝えるよう努めること。 イ 屋内にいる場合、聞き取りにくいこともあるため、次の配慮を行う。 （ア）音量・音質・共鳴を考慮。 （イ）ゆっくり正確に伝える。 （ウ）3回以上繰り返す。 （エ）不確実なことは言わない。
避難所等での情報伝達 ア 地震に関する情報 イ 感染症対策・清掃、給水活動等の応急対策実施状況 ウ 安心情報 エ 生活関連情報 オ 通信施設の復旧状況 カ 道路交通状況 キ 医療機関の活動状況	ア 本部体制が着実に活動している感じをまず伝えるよう努めること。 イ 被災者が精神的に不安定な状態にあることを踏まえ次の配慮を行う。 （ア）音量・音質・共鳴を考慮 （イ）ゆっくり正確に伝える。 （ウ）3回以上繰り返す。 （エ）不確実なことは言わない。 ウ ビラ・チラシなどの印刷物を併せて配布するよう努めること。

（3）市施設における掲示等

責任担当部長は「広報たからづか被災者生活支援情報」を、災害発生後2日目を第一号として随時定期的に発行（印刷物配送又はFAX送信による）するよう努める。これにより情報の空白時間帯や空白地域の発生による無用な混乱を防止するための重要な手段とする。

なお、発行された「広報たからづか被災者生活支援情報」は、本庁舎及び第二庁舎においては災対企画経営部職員が、また現地連絡所、避難所並びにその他の市施設においては、各担当職員が掲示又は配布を行う。

（4）隣接市町への広報依頼

災対企画経営部本部員は、隣接市町との境界部にあたる地域の住民への広報活動で、上記の手段では不十分若しくは適切でないと判断される場合については、隣接市町に対して、必要な広報文例を以て応援広報を要請する。

（5）ラジオ、テレビに対する広報協力の要請

本部長は、震度6弱以上の地震が発生した場合及びその他災害の発生により必要と認める場合は、当日中できる限り早い時間内に、民間テレビ・ラジオ各社の協力のもと、被災者向け緊急声明を発表する。また災対企画経営部本部員は、災害時の広報活動実施において、ラジオ・テレビの放送機能を積極的に活用する。

なお、ラジオ、テレビに対する広報協力の要請については、県計画に基づき原則として阪神北県民局を経由し県を通じて行うが、緊急やむを得ない事情がある場合は、直接放送機関に要

第4部 発災後の対応を中心とした情報連絡体制

請し要請後速やかに県へ報告するものとする。

- (6) エフエム宝塚に関する広報協力の要請
- (7) ひょうご防災ネットである、安心メールを利用した携帯電話等へ防災情報のメール配信を行う。
- (8) その他、インターネットによるウェブサイトの広報、SNS など、多様な手段を活用した情報提供を実施する。

4-5-2 水災警戒時の広報文例

[例文1]	大雨警報若しくは洪水警報又は特別警報が発表された場合
	● こちらは、宝塚市役所です。 さきほど「大雨（洪水）警報（又は特別警報）」が発表されました。 これから宵の内にかけて所々で強い雨が降り、所によっては、1時間に40mmをこえる激しい雨が降る見込です。このため、河川の増水や低い土地での浸水、がけ崩れ等の発生するそれがあります。厳重に警戒して下さい。 河川への負担を軽くするため、風呂場の水、洗濯機の水は捨てないようご協力をお願いします。がけ崩れの危険がある地区の方は、にぎり水の発生や湧水量の変化、落石、亀裂の有無などに注意をして下さい。 ラジオをつけて、ラジオからの情報にも注意して下さい。 また重大な緊急連絡の場合以外は、極力電話は使わないようご協力をお願いします。 以上、宝塚市役所です。 繰り返してお知らせいたします。…………… （3回繰り返すことをもって1セットとして使用すること。）

※特別警報が発表された時点では避難情報を発令する可能性が高いことから、[例文6]の広報との連動性を考慮すること。

4－5－3 災害発生時の広報文例

[例文 2] 地震発生直後の注意事項（震度 6 弱以上の場合）
※ 2-1 地震発生直後から 30 分後位の場合
● こちらは、宝塚市役所です。ただいま大きな地震がありました。 まず火の元を消して下さい。ガスの元栓を閉めて下さい。 電気器具のスイッチも切って下さい。ふろ場に火の気はありませんか。電気がとだえた場合、照明には懐中電灯を使って下さい。照明のスイッチをつけたり消したり繰り返すと、漏れているガスに引火する場合があります。 マッチ、ライター、ろうそくはしばらく使わないで下さい。 ラジオをつけて、ラジオからの情報を待って下さい。 以上、宝塚市役所です。 ● こちらは、宝塚市役所です。 皆さん、おちついてまわりを見て下さい。地震で一番こわいのは火事です。消しわすれた火はありませんか。ガスの元栓はしまっていますか。 お子さんは無事ですか。 ガラスの破片などでケガをしないよう、スリッパや靴をはかせて下さい。 屋内にいる人は、あわてて外に飛び出さないで下さい。 もしガスのにおいがしたら、メーターの部分の元栓をしめて下さい。そして全員家から外へ出て下さい。 屋外にいる人は、まわりに何も無いところにとどまり、様子を見て下さい。壊れた建物やビル、高圧線から離れて下さい。 ガラスや屋根瓦など落下物に気をつけて下さい。ブロック塀から離れて下さい。 火事が起きていたら大声で近所に知らせ、小さいうちに消して下さい。 重大な緊急連絡の場合以外は、電話は使わないで下さい。 ラジオをつけて、ラジオからの情報を待って下さい。 以上、宝塚市役所です。 ● こちらは、宝塚市役所です。 車に乗っている方は、車を左側に寄せて下さい。エンジンを切って、とりあえず様子を見て下さい。道路の中央は、消防車や救急車が通れるように、必ずあけておいて下さい。その他ラジオをつけて、ラジオからの情報を待って下さい。重大な緊急連絡の場合以外は、電話は使わないで下さい。 以上、宝塚市役所です。 繰り返してお知らせいたします。…………… (3 回繰り返すことをもって 1 セットとして使用すること。)

[例文2] 地震発生直後の注意事項（震度6弱以上の場合）

※ 2-2 地震発生30分後以降2時間以内の場合

（注） 情報の空白時間帯をつくらないう、30分～2時間おきに広報車、職員巡回等により伝達すること。

（注） 項目が多いため、状況に応じ、情報が具体的な表現になるようこころがけるとともに、何回かに分けて必要な事項を取捨選択すること。

- こちらは、宝塚市役所です。さきほどの地震は「震度〇」と発表されました。
 ガラスの破片などでケガをしないよう、スリッパや靴をはいて下さい。
 市民の皆さん、あわてて外に飛び出さないで下さい。自宅にいる人はそのまま中にいて下さい。
 建物のまわりは、ガラスや看板、壁が落ちてくる危険があります。やむを得ず、外に出るときは、玄関のドアにメモを貼っておき、行き先がわかるようにしておいて下さい。
 壊れた建物のそばや狭い路地を通るときは、屋根瓦に注意して、ブロック塀から離れてなるべく道のまん中を歩いて下さい。
 たれさがった電線には絶対にふれないで下さい。
 以上、宝塚市役所です。
- こちらは、宝塚市役所です。
 皆さん、おちついてまわりを見て下さい。地震で一番怖いのは火事です。
 消し忘れた火はありませんか。
 電話はかかりにくくなっています。緊急の電話をかけやすくするために、しばらく電話は使わないで下さい。また、地震で受話器がはずれたままになってませんか。
 もう一度確かめて下さい。
 ラジオをつけて、ラジオからの情報を待って下さい。
 以上、宝塚市役所です。
- こちらは、宝塚市役所です。さきほどの地震は「震度〇」と発表されました。
 水道は使えますか。使えたら水はできるだけ確保して下さい。風呂桶やポリタンク、ビンなどに水をためておいて下さい。トイレの水は流さないで下さい。
 タンクの中の水は、飲み水や料理のための水に使うことができます。
 近所にお年寄りだけの家や大人が留守で子供さんだけの家はありませんか。身の回りが落ち着いたら、声をかけてあげて下さい。
 出所のわからない情報（デマ）には一切耳を貸さない、人に伝えないようにお願いします。
- こちらは、宝塚市役所です。
 自主防災組織の役員やリーダーの方々は、それぞれの役割に従って直ちに行動を開始して下さい。また、住民の皆さんも、自分たちの町を守るため、役員やリーダーの方々に協力して下さい。
 以上、宝塚市役所です。
 繰り返してお知らせいたします。……………
 （3回繰り返すことをもって1セットとして使用すること。）

[例文2] 地震発生直後の注意事項（震度6弱以上の場合）

※ 2-3 地震発生2時間～6時間以内の場合

（注）情報の空白時間帯をつくらないう、1～2時間おきに広報車、職員巡回等により伝達すること。

（注）項目が多いため、状況に応じ、情報が具体的な表現になるようこころがけるとともに、何回かに分けて必要な事項を取捨選択すること。

- こちらは宝塚市役所です。さきほどの地震は「震度〇」と発表されました。
家族全員にケガがないかどうか確かめて下さい。
小さい子供さんがいる家庭はできるだけ一緒にいて、元気つけてあげて下さい。ガラスの破片などでケガをしないよう、スリッパや靴をはかせて下さい。
たとえ大丈夫そうに見えても小さい子供たちは特に注意して見てあげる必要があります。
- こちらは、宝塚市役所です。さきほどの地震は「震度〇」と発表されました。
今後も同程度の地震に十分注意してください。
近所の人たちを確かめて下さい。もし助けを必要としていれば、手伝ってあげて下さい。
お年寄りだけの家や大人が留守で子供さんだけの家庭はありませんか。
身のまわりがおちついたら、声をかけてあげて下さい。
まず火の元を消すように。ガスの元栓をしめるようにしてあげて下さい。電気器具のスイッチも切ってあげて下さい。
- こちらは、宝塚市役所です。
宝塚市付近の震度は「震度〇」と発表されました。
あなたが、しばらくの間、してはならないことのまとめは以下のとおりです。
 - 電話は使わない。
 - 水はむだにしない。
 - 照明スイッチをつけたり消したりしない。
 - マッチ、ライター、ろうそくは使わない。
 - タバコはしばらく、がまんして下さい。
出所のわからない情報（デマ）には一切耳を貸さない、人に伝えないようにお願いします。
ラジオをつけて、ラジオからの情報を待って下さい。
自主防災組織の役員やリーダーの方々は、それぞれの役割に従って直ちに行動を開始して下さい。
また、住民の皆さんも、自分たちの町を守るため、役員やリーダーの方々に協力して下さい。
以上、宝塚市役所です。
繰り返してお知らせいたします。……………
(3回繰り返すことをもって1セットとして使用すること。)

[例文3] 被害の状況

※ 震度6弱以上の地震発生ときは、発生後6時間以降の場合

(注) 情報の空白時間帯をつくらないう、2～3時間おきに広報車、職員巡回等により伝達すること。

(注) 項目が多いため、状況に応じ、情報が具体的な表現になるようこころがけるとともに、何回かに分けて必要な事項を、取捨選択して放送することが望ましい。

- こちらは、宝塚市の災害対策本部です。
これまでにわかった被害の状況をお知らせします。亡くなった方及び重傷の方は〇人です。
そのうちわけは、〇〇地区で〇人、△△地区で△人です。
半壊又は全壊した家屋は〇棟です。
そのうちわけは、〇〇地区で〇棟、△△地区で△棟です。詳しい情報は、最寄りの公民館等に現地連絡所を設置しましたので直接おたずね下さい。
出所のわからない情報（デマ）には一切耳を貸さない、人に伝えないようにお願いします。
ラジオをつけて、ラジオからの情報を待って下さい。
以上、宝塚市役所です。
- こちらは、宝塚市の災害対策本部です。
現在市内の電気、ガス、水道はすべて供給を停止しています。しばらくの間自分たちだけでやれるよう、自主防災組織など地域の人たちとともに準備して下さい。
また、小さいお子さんやお年寄りの方、からだの不自由な方がいたら、まず一声かけて安心させることを心掛けて下さい。
復旧には何日もかかることが予想されます。詳しい情報は、最寄りの公民館等に現地連絡所を設置しましたので直接お訪ね下さい。
なお、重大な緊急連絡の場合以外は、電話は使わないで下さい。
出所のわからない情報（デマ）には一切耳を貸さない、人に伝えないようにお願いします。
ラジオをつけて、ラジオからの情報を待って下さい。 以上、宝塚市役所です。
- こちらは、宝塚市の災害対策本部です。
自主防災組織の役員やリーダーの方々は、それぞれの役割に従って直ちに行動を開始して下さい。
また、住民の皆さんも、自分たちの町を守るため、役員やリーダーの方々に協力して下さい。
以上、宝塚市役所です。
繰り返してお知らせします。(……………)
(3回繰り返すことをもって2セットとして使用すること。)

〔例文4〕 火災発生の状況を知らせ安全な避難の方向を指示するための広報文

- 緊急放送。緊急放送。こちらは、宝塚市災害対策本部です。
避難の用意をしてください。
〇〇地区の火災は、△△方向へ燃え広がっています。
(〇〇地区の火災は、△△方向へ燃え広がる危険があります。)
飛び火に注意してください。
お年寄りや子供さんなど、安全な□□小学校へ早めに避難させて下さい。
繰り返して お知らせします。(……………)
以上、宝塚市災害対策本部です。
- 緊急放送。緊急放送。こちらは、宝塚市災害対策本部です。
避難指示が出ました。
現在、〇〇地区の火災が△△方向へ燃え広がっています。
(〇〇地区の火災が△△方向へ燃え広がる危険があります。)
〇〇地域の住民の方は、直ちに□□へ(□□方面へ)避難して下さい。

なお、現場に警察官や市職員・消防職員・消防団員などがある場合には、
その指示に従って落ち着いて避難して下さい。

以上、宝塚市災害対策本部です。
繰り返してお知らせいたします。……………
(避難完了が確認されるまで繰り返すこと)

〔例文5〕 崖くずれ危険地区住民への避難指示の伝達

緊急放送。緊急放送。こちらは、宝塚市災害対策本部です。
避難指示が出ました。
〇〇地区は、崖くずれの危険があります。
住民の皆さんは、直ちに避難して下さい。
避難先は、□□(小学校、中学校、……………、……………、……………など)です。

なお、現場に警察官や市職員・消防職員・消防団員などがある場合には、
その指示に従って落ち着いて避難して下さい。

以上、宝塚市災害対策本部です。

繰り返してお知らせいたします。……………
(避難完了が確認されるまで繰り返すこと)

〔例文6〕 水災地区住民への避難指示の伝達

- 緊急放送。緊急放送。こちらは、宝塚市災害対策本部です。
(自主) 避難の用意をしてください。
現在、〇〇町付近は、河川の増水のため危険な状態になりつつあります。
お年寄りや子供さんを安全な□□(小学校、中学校、……、……など)へ、早めに避難させてください。また、その他の人もいつでも避難できるように準備をしてください。
火の元を消してください。避難する際の荷物は、背負うなり肩に掛けられる程度の最小限の非常用持出品にとどめ、両手は空けるようにしましょう。
以上、宝塚市災害対策本部です。
- 緊急放送。緊急放送。こちらは、宝塚市の災害対策本部です。
避難指示が出ました。
〇〇地域一帯は、〇〇川の〇〇付近が決壊し、浸水しています。
(〇〇地域一帯は、〇〇川の〇〇付近が決壊し、浸水のおそれがあります。)
〇〇地域の住民の方々は、直ちに避難して下さい。
避難先は、□□(小学校、中学校、高校など)です。
なお、現場に警察官や市職員・消防職員・消防団員などがある場合には、その指示に従って落착いて避難して下さい。
以上、宝塚市災害対策本部です。
繰り返してお知らせいたします。……………
(避難完了が確認されるまで繰り返すこと)
- 夜中に避難情報を発令する場合の伝達文
緊急放送。緊急放送。こちらは、宝塚市災害対策本部です。〇〇時〇〇分、△△地区に対し、避難指示を発令しました。ただ今、△△付近は(避難すべき事由)で危険な状況です。
避難先は、□□(学校等の避難所名)ですが、夜中の屋外への避難行動は大変危険ですので、自宅あるいは隣接建物の2階等に避難をしてください。以上、宝塚市災害対策本部です。
繰り返してお知らせいたします。
(3回繰り返すことをもって1セットとして使用すること。)

[例文7] 現地連絡所及び被災者総合支援センターの開設の周知のための広報

第4部 発災後の対応を中心とした情報連絡体制

こちらは、宝塚市の災害対策本部です。

現地連絡所及び被災者総合支援センターの設置場所についてお知らせします。

- 現地連絡所は、中央公民館、西公民館、ピピアめふ公益施設、東公民館、中山台コミュニティセンター、総合福祉センター、西谷庁舎に設置しました。
- 被災者総合支援センターは、本庁舎内に設置し、各部職員が各種相談に応じています。どんなことでも結構です。どうぞご利用下さい。
- 現地連絡所では、行方の分からなくなった家族や知人の捜索受付を行うほか、災害対策本部で把握している各種情報の提供を行っています。どうぞご利用下さい。

以上、宝塚市災害対策本部です。

くりかえしてお知らせいたします。……………

(3回繰り返すことをもって1セットとして使用すること。)

[例文8] 安心情報の伝達 (幼稚園・保育所・学校・事業所等)

● こちらは、宝塚市の災害対策本部です。

これまでにわかった安心情報をお知らせします。

- □□地区では、半壊以上の被害はありませんでした。
 - 市立の保育所、小・中学校及び幼稚園の児童・生徒及び職員については、現在、全員無事との報告が入っています。
なお、園児や児童・生徒などは、全員、各施設で保護しております。
 - ◇◇学校、◇◇学校では数人のケガ人が出ておりますが、いずれも軽傷で、生命に別状ありません。児童・生徒は、全員、各学校で保護されております。
 - ◇◇幼稚園、◇◇小学校の園児、児童は全員、無事に◇◇へ避難しています。
 - ◇◇小学校、◇◇中学校は、学校への延焼火災が心配されましたが、現在、火災は消えました。児童・生徒は、全員元気で校庭(◇◇)に待機しています。
 - △△株式会社△△工場は、従業員全員の無事が確認されました。
△△食品は、大きな被害もなく、現在応急食糧供給のための弁当製造に全力をあげてくれています。
 - △△ビルは、大きな被害もなく従業員・来訪者とも全員の無事が確認されました。
△△ビル自衛消防隊は、周辺地域において、自主的な応急復旧活動に協力してくれています。
- 以上、宝塚市災害対策本部です。
- くりかえしてお知らせいたします。……………
- (3回繰り返すことをもって1セットとして使用すること。)

[例文9] 道路状況と交通規制

- こちらは、宝塚市の災害対策本部です。
道路交通情報についてお知らせします。
(その1)
現在、県内の道路は地震のため
 - 神戸市以東の道路と中国自動車道は全て車の通行が禁止されております。
 - 次に、市内の全ての道路（〇〇通り、〇〇線）も〇〇のため通行が禁止されております。
ドライバーの皆さんは、カーラジオの情報や現場の警察官の指示に従って下さい。
 (その2)
 現在、市内の道路は、全ての車の通行が禁止されております。
 市民の皆さん！ 車は使用しないで下さい。
 以上、宝塚市災害対策本部です。
 くりかえしてお知らせいたします。……………
 （3回繰り返すことをもって1セットとして使用すること。）

[例文10] 交通機関の運行状況

- (その1)
- こちらは、宝塚市の災害対策本部です。
交通機関の運行状況についてお知らせします。
現在、阪神地区のJR・私鉄・バスなどは、地震のため全て運転を中止しております。
各交通機関では、線路など運転施設の点検を行っておりますが、まだ運転の再開見通しはたっておりません。今後の運転見通しや運行状況については、テレビやラジオの情報に注意して下さい。
(その2)
- 宝塚市災害対策本部から交通機関の運行状況についてお知らせします。
現在、阪神地区のJR・私鉄は次の路線で運転が一部再開されております。
 〇〇線全区間 〇〇線全区間
 〇〇線 〇〇・〇〇間 〇〇線 〇〇・〇〇間
 なお、各路線とも運行本数も少なく、各駅では大変混雑が予想されます。
 市民の皆さんは、今後のテレビ、ラジオの情報に注意して下さい。
 以上、宝塚市災害対策本部です。
 くりかえしてお知らせいたします。……………
 （3回繰り返すことをもって1セットとして使用すること。）

[例文 11] 避難所の開設状況
● こちらは、宝塚市の災害対策本部です。 避難所の設置場所についてお知らせします。 市では、被災された方々のために、〇〇小学校、〇〇小学校、〇〇中学校・・・・・・・・・・ (近くの小学校や中学校など) に避難所を開設しました。 お困りの方は直接避難所へおいで下さい。 なお、ケガをされた方々のために、避難所には(〇〇、〇〇に) 救護所を開設しております。あ わせてご利用下さい。 以上、宝塚市災害対策本部です。 くりかえしてお知らせいたします。…………… (3回繰り返すことをもって1セットとして使用すること。)

[例文 12] 医療救護所の開設状況
● こちらは、宝塚市の災害対策本部です。 救護所の設置場所についてお知らせします。 市では、負傷された方々のために、臨時の医療救護所を保健センター並びにすべての公民館等 に開設しました。 自分たちで応急処置できないケガの方は、保健センター又は公民館等に設置した各医療救護所 へ連れて行って下さい。 以上、宝塚市災害対策本部です。 くりかえしてお知らせいたします。…………… (3回繰り返すことをもって1セットとして使用すること。)

[例文 13] 応急給水の連絡
● こちらは、宝塚市の災害対策本部です。 現在、市内全域(〇〇町、〇〇町一帯)は地震のため断水しております。 市では、〇〇小学校、〇〇中学校(〇〇浄水場、〇〇配水所)において飲み水を配っております ので、ポリ容器等を用意され、ご利用下さい。 以上、宝塚市災害対策本部です。 くりかえしてお知らせいたします。…………… (3回繰り返すことをもって1セットとして使用すること。)

[例文 14] 水利用にあたっての住民への協力要請

- 市民の皆さん、こちらは、宝塚市の災害対策本部です。
水の利用に関する皆さんへの協力を要請します。次のことを守るよう、ぜひ協力をお願いいたします。
- 飲み水は大切に使いましょう。無駄な水の利用はやめて下さい。
 - 長い間くみ置いた水は必ず沸かしてから飲んで下さい。
 - 蛇口から濁った水が出た場合は、バケツ等にくみ置き、うわ水を沸かして利用して下さい。
 - 底にたまった濁り水やくみ替えた水は、掃除や洗濯などの生活用水に使用するなど、水の有効利用に努めましょう。
- 以上、宝塚市災害対策本部です。
くりかえしてお知らせいたします。……………
(3回繰り返すことをもって1セットとして使用すること。)

第4部 発災後の対応を中心とした情報連絡体制

4-5-4 復旧時の広報文例

[例文 15]	飲料水・食品等の供給状況
● こちらは、宝塚市災害対策本部です。 被災された方への飲料水・食品等の供給についてお知らせいたします。 飲料水は、現在〇〇小学校、〇〇〇中学校、〇〇〇において、配っております。 どうぞ、ご利用下さい。また、〇〇〇小学校、〇〇〇中学校、〇〇高校に避難所を開設し、被害にあわれた方々のために、食品・毛布などをお配りしております。 (被害にあわれた方々には、自主防災組織や町会などを通じ食品・毛布などをお渡ししております。) 以上、宝塚市災害対策本部です。 くりかえしてお知らせいたします。…………… (3回繰り返すことをもって1セットとして使用すること。)	
[例文 16]	学校等の再開状況
● こちらは、宝塚市災害対策本部です。 学校等の授業の再開についてお知らせいたします。 ○ 市内の保育所、幼稚園、小学校、中学校については、(〇〇小学校、〇〇中学校を除き) 〇〇日から授業を再開します。 ○ □□□保育所、△△△幼稚園、◇◇◇小学校、▽▽中学校については〇〇日から、また、〇〇小学校、〇〇中学校については、〇〇日から授業を再開します。 以上、宝塚市災害対策本部です。 くりかえしてお知らせいたします。…………… (3回繰り返すことをもって1セットとして使用すること。)	
[例文 17]	ガスの復旧状況
● こちらは、宝塚市災害対策本部です。ガスの復旧状況についてお知らせいたします。 (その1) 現在、市内全域(〇〇町、〇〇地区一帯)で都市ガスの供給を停止していますが、(〇〇町、〇〇地区を除き) 〇〇日〇〇時頃には復旧工事が完了する見込です。 なお、復旧工事が完了しても、ガス会社が一軒ごとに安全を確認してから供給を開始します。それまでは絶対に使用(開栓)しないで下さい。 (その2) 現在、〇〇町、〇〇地区一帯で都市ガスの供給を停止していますが、〇〇地区については〇〇日頃に、また、〇〇地区、〇〇地区については〇〇日頃に復旧工事が完了する見込です。 なお、復旧工事が完了しても、ガス会社が一軒ごとに安全を確認してから供給を開始します。それまでは絶対に使用(開栓)しないで下さい。 以上、宝塚市災害対策本部です。 くりかえしてお知らせいたします。…………… (3回繰り返すことをもって1セットとして使用すること。)	

[例文 18] 電気の復旧状況

- こちらは、宝塚市災害対策本部です。
電気の復旧状況についてお知らせいたします。
(その1)
現在、市内全域（〇〇町、〇〇地区一帯）が停電していますが、（〇〇町、〇〇地区を除き）〇〇日〇〇時頃には復旧する見込です。
(その2)
現在、市内全域（〇〇町、〇〇地区一帯）が停電していますが、〇〇町、〇〇地区については〇〇日頃に、また、〇〇地区、〇〇地区については〇〇日頃に復旧する見込です。
以上、宝塚市災害対策本部です。
くりかえしてお知らせいたします。……………
(3回繰り返すことをもって1セットとして使用すること。)

[例文 19] 水道の復旧状況

- こちらは、宝塚市災害対策本部です。水道の復旧状況についてお知らせいたします。
(その1)
現在、市内全域（〇〇町、〇〇地区一帯）が断水していますが、（〇〇町、〇〇地区を除き）〇〇日〇〇時頃には復旧する見込です。
(その2)
現在、市内全域（〇〇町、〇〇地区一帯）が断水していますが、〇〇町、〇〇地区については〇〇日頃に、また、〇〇地区、〇〇地区については〇〇日頃に復旧する見込です。
以上、宝塚市災害対策本部です。
くりかえしてお知らせいたします。……………
(3回繰り返すことをもって1セットとして使用すること。)

[例文 20] 電話の復旧状況

- こちらは、宝塚市災害対策本部です。電話の復旧状況についてお知らせいたします。
現在、市内全域（〇〇町、〇〇地区一帯）で電話が不通になっています。NTT西日本では、全力をあげて復旧工事をおこなっておりますが、復旧にはあと〇〇日程度かかると思われ〇〇日頃再開の見込です。
なお、電話の不通の地域については、〇〇避難所、〇〇中学校、〇〇〇……………
……………に臨時電話を設置しております。どうぞご利用下さい。
以上、宝塚市災害対策本部です。
くりかえしてお知らせいたします。……………
(3回繰り返すことをもって1セットとして使用すること。)

[例文 21]	道路の復旧状況
● こちらは、宝塚市災害対策本部です。 道路の復旧状況についてお知らせいたします。 現在、〇〇通り、〇〇通り、……………は、道路損壊（がけ崩れ・冠水・橋梁流失）のため、一般車両の通行が禁止されております。 このうち、〇〇通りについては〇〇日頃、また〇〇通りについては、〇〇日頃には、開通する見込です。 なお、運転者のみなさんは、交通標識や現場の警察官の指示に従って、安全運転を心がけて下さい。 以上、宝塚市災害対策本部です。 くりかえしてお知らせいたします。…………… （3回繰り返すことをもって1セットとして使用すること。）	
[例文 22]	バスの運行状況
● こちらは、宝塚市災害対策本部です。 バスの運行状況についてお知らせいたします。 現在、市内を通行しているバスは、〇〇通りを走っている阪急バスの〇〇行、〇〇行、〇〇行、また、〇〇通りを走っている阪神バスの〇〇行、〇〇行、……………は、………………です。 なお、その他の路線では、運転の再開見通しはたっておりません。 （なお、〇〇バスの〇〇行、〇〇行は、〇〇日頃、〇〇バスの〇〇行は〇〇日頃にそれぞれ運転が再開される見込です。） 以上、宝塚市災害対策本部です。 くりかえしてお知らせいたします。…………… （3回繰り返すことをもって1セットとして使用すること。）	
[例文 23]	ごみ・し尿の収集状況
● こちらは、宝塚市災害対策本部です。 ごみ（し尿）の収集についてお知らせいたします。 ごみ（し尿）については、〇〇日頃（〇〇地域については〇〇日頃、また〇〇地域については〇〇日頃……………）に被害の甚大な地域から順に収集作業が開始される予定です。 なお、収集作業が開始されるまでは、自宅内に貯め置くなど各家庭で適切に処理して下さい。 以上、宝塚市災害対策本部です。 くりかえしてお知らせいたします。…………… （3回繰り返すことをもって1セットとして使用すること。）	

〔例文 24〕 防犯・防火の広報

- こちらは、宝塚市災害対策本部です。
宝塚市災害対策本部から市民の皆さんにお願いします。
現在、警察・消防ではパトロールを強化し、防犯・防火に努めております。
市民の皆さんも、家の戸締まりや火の始末を必ず行って下さい。また、夜の外出は、なるべくやめましょう。
以上、宝塚市災害対策本部です。
くりかえしてお知らせいたします。……………
(3回繰り返すことをもって1セットとして使用すること。)

〔例文 25〕 感染症対策・保健衛生の広報

- こちらは、宝塚市災害対策本部です。
宝塚市災害対策本部から市民の皆さんにお願いします。
飲み水は、安全のため、沸かして飲むようにして下さい。
また、食中毒にならないよう、食品は、必ず火を通したものを食べるようにして下さい。
また、熱が出たり、下痢など身体に異常のある方は、すぐ医師の手当を受けて下さい。
食中毒症状のときは、健康福祉事務所、現地連絡所（避難所・災害相談所など）若しくは、市役所に連絡して下さい。
以上、宝塚市災害対策本部です。
くりかえしてお知らせいたします。……………
(3回繰り返すことをもって1セットとして使用すること。)

〔例文 26〕 被災者総合支援センター等の開設状況

- こちらは、宝塚市災害対策本部です。
被災者総合支援センター等の設置場所についてお知らせします。
○ 被災者総合支援センターは本庁舎内に設置し、各部（課）職員が災害により被害を受けた方のための生活再建相談などを受け付けます。
○ 現地連絡所では、行方の分からなくなった家族や知人の搜索受付を行うほか、災害対策本部で把握している各種情報の提供を行っています。
○ ○○日より○○日まで、○○において、巡回災害相談窓口を開設します。
開設時間は、○○では○○時から○○時まで、◎◎では◎◎時から◎◎時まで、……………です。どうぞご利用下さい。
以上、宝塚市災害対策本部です。
くりかえしてお知らせいたします。……………
(3回繰り返すことをもって1セットとして使用すること。)

第4部 発災後の対応を中心とした情報連絡体制

4-6 災害時における放送要請に関する協定締結報道機関

4-6-1 災害時における放送要請に関する協定締結報道機関

1 兵庫県

締 結 放 送 局 名	締 結 年 月 日
日本放送協会 神戸放送局	昭和53年4月1日
株式会社 サンテレビジョン	昭和53年4月1日
株式会社 ラジオ関西	昭和53年4月1日
兵庫エフエムラジオ放送株式会社	平成3年4月1日
株式会社 毎日放送	平成8年6月20日
朝日放送 株式会社	平成8年6月20日
関西テレビ放送 株式会社	平成8年6月20日
讀賣テレビ放送 株式会社	平成8年6月20日
大阪放送 株式会社 (ラジオ大阪)	平成8年6月20日
関西インターメディア 株式会社	平成8年7月18日

2 宝塚市

締 結 放 送 局 名	締 結 年 月 日
株式会社エフエム宝塚	平成16年4月27日
株式会社ジェイコムウエスト	平成26年7月14日
株式会社ジュピターテレコム	平成26年7月14日
ヤフー株式会社	平成27年7月31日

4-6-2 「防災情報の提供と放送に関する覚書」の締結について

1 覚書の概要

(1) 放送の要請

兵庫県は、県民に防災情報を提供する必要があると認める場合、(株)ラジオ関西に放送の要請をすることができる。

(2) 放送の実施

① (株)ラジオ関西は、県の要請に基づき、放送の形式、内容、時刻等を決定し放送するが、災害時における被害の発生及び拡大の防止等を図るために必要な情報については原則として直ちに放送する。

② この場合は、県は、(株)ラジオ関西の承諾の下、自ら専用回線を使用して、直接、県民に防災情報を放送することができる。

③ 放送に係る電波料は、無料とする。

(3) 平時の備え

覚書の実効性を高めるため、県と(株)ラジオ関西は、平常時から、適宜専用回線を活用して放送するなど、緊急時の運用に関する習熟に努める。

放送の準備

放送に必要な専用回線の確保等、所要の準備は、(株)ラジオ関西が行う。

2 覚書の発効日

平成11年1月17日(日)

3 宝塚市の防災情報を提供する場合の要領について

本市において、兵庫県とラジオ関西との間で締結した覚書に基づく放送を利用する場合の手続き等については、次のとおりとする。

(1) 要請先

① 県災害対策本部が設置されているとき

県災害対策本部事務局広報班長 電話 (078) 362-9812

ファックス (078) 362-9911

② 県災害警戒本部が設置されているとき

県災害警戒本部事務局長(災害対策課長)

電話 (078) 362-9860

ファックス (078) 362-9911

③ 県災害対策本部又は災害警戒本部が設置されていないとき

[勤務時間内]

災害対策課長 電話 (078) 362-9988

ファックス (078) 362-9911

[勤務時間外]

宿日直員 電話 (078) 362-9900

ファックス (078) 362-9911

(2) 要請方法

- ① 県に対し、電話等により、覚書に基づく放送要請の手続きを取るよう要請する。その際、要請理由、放送事項、放送希望時期、市町の連絡責任者名を簡潔に説明する。
(なお、緊急を要するものについては、要請文書等は、後日で差し支えない。)
- ② ファックス等により、放送を希望する具体的な内容を県に伝達する。
- ③ 県は、内容を市に確認、調整のうえ、特に問題等がない場合にはラジオ関西に放送要請を行い、その結果を要請市に連絡するとともに、ラジオ関西の了解が得られたものについて、放送を開始する。
* なお、複数の市町から要請がある場合には、特に緊急を要するもの以外は、できる限りとりまとめて放送する。

[参 考]
① 放送要請を行う条件 災害が発生若しくは発生が予想される場合において、県民の生命・身体及び財産を災害から保護するため、ラジオ放送により防災情報を提供する必要があるとき。 ② 防災情報の内容 (例) ・ 高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保・警戒区域の設定 ・ 切迫した災害に対する注意喚起 ・ 災害対応策のうち特に重要なもの ・ 災害関連の生活情報のうち特に重要なもの ・ ボランティアや義援金関連情報のうち特に重要なもの * なお、記者発表・配布との関係については、十分留意すること。

4-6-3 「災害緊急放送の実施に関する協定書」の締結について

災害緊急放送の実施に関する協定書

災害緊急放送の実施について、宝塚市（以下「甲」という。）と株式会社エフエム宝塚（以下「乙」という。）との間において次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、宝塚市域で災害対策基本法（昭和36年法律第223号以下「法」という。）

第2条第1号に規定する災害や事故その他市民生活に重大な影響をもたらす事象（以下「災害等」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に、法第57条の規定に基づき、乙の放送設備を使用して行われる災害緊急放送（以下「緊急放送」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

（遵守）

第2条 甲及び乙は、互いに宝塚市地域防災計画の趣旨を遵守し、市民生活の安定に寄与するため、迅速で正確な災害情報を提供するように努めるものとする。

（緊急放送の実施）

第3条 緊急放送は、第1条の目的を達成するために、甲が自らの業務として乙の予定する放送番組に優先して行う臨時放送とする。

2 甲が緊急放送を必要とすると認めたときは、乙に対し緊急放送の要請を行い、要請を受けた乙はスタジオ放送で緊急放送を実施するものとする。

3 乙が放送局不在等の場合、甲が緊急放送を必要とすると認めたときは、乙に緊急放送の内容を連絡し、その許可を得たうえで、甲の職員が防災行政無線親局・補助局設備を用い割り込み放送で緊急放送を実施するものとする。

4 割り込み放送を継続中に、乙が出社し放送体制が整った場合は、乙は甲に連絡のうえ、速やかに甲から放送を引き継ぐものとする。

5 全国瞬時警報システム（J-ALERT）による緊急放送は、予め設定した動作ルールに従って、自動的に通常の放送へ割り込み放送するものとする。

6 防災行政無線で子局一斉放送された内容は、自動的に通常の放送へ割り込み放送するものとする。

7 緊急放送は、宝塚市災害緊急放送要領に基づき行うものとする。

（費用）

第4条 前条第1項に規定する緊急放送に係る経費は、乙の費用負担とし甲は無償とする。

2 乙は、放送設備の使用料、緊急放送の実施に伴う人件費その他緊急放送に要する一切の費用を甲に対して請求しないものとする。

3 緊急放送の実施により、同時刻に予定していた広告放送（コマーシャル）が実施できなかったときは、乙と当該広告依頼人との間で解決を図るものとする。

第4部 発災後の対応を中心とした情報連絡体制

(連絡責任者)

第5条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては宝塚市都市安全部危機管理室総合防災課長、乙については、エフエム宝塚局長とする。

(訓練)

第6条 甲及び乙は、緊急放送を迅速かつ的確に行うため、平素から災害情報の伝達訓練を宝塚市災害緊急放送要領に基づき行うものとする。

(有効期間)

第7条 この協定書の有効期限は、本協定締結の日より1年間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲及び乙のいずれからも解除等の申し出がない場合は、その都度自動的に更新されるものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項で必要がある場合又はこの協定書に定めのある事項に疑義が生じた場合は、甲、乙協議のうえ定める。

付 則

この協定は、締結の日から効力を生ずる。

平成23年(2011年)9月1日に成立した災害緊急放送の実施に関する協定は、廃止する。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成27年(2015年)7月1日から施行する。

平成31年(2019年)4月1日から施行する。

甲 宝塚市東洋町1番1号
宝塚市

代表者 宝塚市長 中 川 智 子

乙 宝塚市逆瀬川1丁目11番1号
株式会社エフエム宝塚

代表取締役社長 矢 野 浩 臣

宝塚市災害緊急放送要領

第1 総則

1 目的

災害緊急放送は、宝塚市域で災害対策基本法（昭和36年法律第223号以下「法」という。）第2条第1号に規定する災害や事故その他市民生活に重大な影響をもたらす事象（以下「災害等」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に、法第57条の規定に基づき、災害そのものの情報、災害の状況、ライフラインに関する情報、災害救助及び災害支援の状況等災害に関する情報を正確かつ迅速に報道し、もって市民生活の安定を図ることを目的とする。

2 基本姿勢

災害緊急放送に際しての留意事項は、次のとおりとする。

- (1) 災害情報に関しては、宝塚市（以下「甲」という。）及び株式会社エフエム宝塚（以下「乙」という。）は、地域住民に対して、可能な限り情報提供に努めるものとする。
- (2) 情報提供において、報道機関の公平性を確保するものとする。
- (3) 前項の規定に関わらず、甲乙共に身の安全を第一とする。

3 災害緊急放送

災害緊急放送とは、宝塚市域において災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、甲が以下に掲げる災害の種類及び災害緊急放送基準に基づき、乙の管理する放送設備を使用し、乙が予定する放送番組に優先して臨時に行う放送をいうものとする。

(1) 災害緊急放送実施者及び災害緊急放送方式

災害緊急放送実施者及び災害緊急放送方式は、次のとおりとする。

災害緊急放送実施者	災害緊急放送方式	
株式会社エフエム宝塚	スタジオ放送	災害情報を乙のスタッフがスタジオから放送する。
宝塚市	職員による 割り込み放送	災害情報を甲が、職場から割り込み放送する。
	全国瞬時警報システムによる 割り込み放送	消防庁から送信される災害情報について、自動的に割り込み放送する。

(2) 災害の種類及び災害緊急放送基準

災害の種類及び災害緊急放送基準は、次のとおりとする。

災害の種類	災害緊急放送基準		
	スタジオ放送基準	職員による 割り込み放送基準	全国瞬時警報システムによる 割り込み放送基準
風水害等	警報発表により放送する。	災害対策本部又は水防本部が必要と判断したとき。	特別警報発表時 土砂災害警戒情報発表時
地震	原則として震度4以上の地震		震度4以上の緊急地震速報、 地震情報発表時

第4部 発災後の対応を中心とした情報連絡体制

火 災	大規模火災等市民に知らせる必要のある火災 (スタジオ放送は消防本部からの要請に基づいて行う)	
大規模な事故その他の災害	突発的な災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。 (スタジオ放送は市からの要請に基づいて行う)	ゲリラ・特殊部隊攻撃、航空攻撃、弾道ミサイル攻撃、大規模テロの発生時(国民保護に係る情報)

(3) 災害緊急放送時間帯区分

災害緊急放送時間帯区分は、次のとおりとする。

	甲職員および全国瞬時警報システムによる割り込み放送
月～金	24時間(上記放送基準にあたる事象が発生した場合は随時)
土・日	

(4) 災害緊急放送割り込み実施者

ア 甲職員による割り込み放送は、防災行政無線親局・補助局設備から直接放送するものとする。

イ 甲職員による割り込み放送の方法は、乙が別に定める。

ウ 次に掲げる者は、甲職員による割り込み放送に係る権限を保有するものとする。

(ア) 企画経営部市長室広報課長

(イ) 都市安全部危機管理室総合防災課長

(ウ) 消防本部警防課長

エ 全国瞬時警報システムによる割り込み放送は、予め設定した上記放送基準に従って、甲の職員を介することなく、自動的に通常の放送へ割り込み放送するものとする。

オ 全国瞬時警報システムによる割り込み放送が想定される状況は、上記放送基準に掲げる事項のように極めて短時間での瞬時情報伝達と住民避難が必要となり、また、災害が発生した場合には大きな被害が予測される状況であるため、乙の許可を得る手続きを踏むことなく、放送するものとする。

(5) 報告

ア 甲の担当部署は、割り込み放送を行った場合、事後速やかに乙に連絡するものとする。

イ 甲及び乙は、協力して災害緊急放送実績報告書を作成するものとする。

(6) 試験放送の実施

甲は、乙と協議の上、必要に応じて試験放送を行うものとする。

第2 風水害等

風水害等(風水害に関連する河川決壊を含む。)に関する災害緊急放送は、次によるものとする。

1 スタジオ放送

(1) スタジオ放送は、乙が行うものとする。

(2) スタジオ放送は、気象業務法(昭和27年法律第167号)第13条に基づく警報から行うものとする。

(3) 市域に地域防災計画に基づく雨量による警戒体制が取られたときは、市内の雨量計情報を災害対策本部からの要請により、スタジオ放送を行うものとする。

(4) その他災害対策本部からの要請により、スタジオ放送を行うものとする。

2 割り込み放送

(1) 割り込み放送は、災害対策本部、全国瞬時警報システムにより実施されるものとする。

(2) 甲職員による割り込み放送は、災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合に、市民に知らせる必要のあるとき行うものとする。

(3) 全国瞬時警報システムによる割り込み放送は、特別警報発表時、土砂災害警戒情報発表時に行うものとする。

3 手順

風水害等緊急放送			
区 分	スタジオ放送	甲職員による割り込み放送	全国瞬時警報システムによる割り込み放送
昼 間	災害状況により放送する。	避難情報、災害情報などを状況により放送する。	特別警報発表時、土砂災害警戒情報発表等が発表されたときに自動的に放送する。
夜 間	原則として放送しない。	災害対策本部が必要と判断したときは放送する。	

第3 地震

地震に関する災害緊急放送は、次によるものとする。

1 スタジオ放送

(1) スタジオ放送は、乙が行うものとする。

(2) スタジオ放送は、原則として震度3以上の地震に関する情報から行うものとする。

2 割り込み放送

(1) 甲職員による割り込み放送は、災害対策本部又は災害警戒本部が行うものとする。

(2) 甲職員による割り込み放送は、震度4以上の地震に関する情報から行うものとする。

(3) 全国瞬時警報システムによる割り込み放送は、震度4以上の緊急地震速報、地震情報発表時に行うものとする。

3 手順

地震緊急放送			
区 分	スタジオ放送	職員による割り込み放送	全国瞬時警報システムによる割り込み放送
昼 間	原則として震度3以上の地震から放送する。	原則として放送しない。	震度4以上の緊急地震速報、地震情報発表時に自動的に放送する。
夜 間	原則として放送しない。	震度4以上の地震から放送する。	

備考：地震情報は、気象庁発表の本市の震度を用いる。

第4 火災

火災に関する災害緊急放送は、次によるものとする。

1 スタジオ放送

第4部 発災後の対応を中心とした情報連絡体制

- (1) スタジオ放送は、消防本部からの要請により、乙が行うものとする。
- (2) スタジオ放送は、大規模火災等市民に知らせる必要のある火災が発生したとき行うものとする。
- 2 割り込み放送
 - (1) 割り込み放送は、消防本部が行うものとする。
 - (2) 割り込み放送は、大規模火災等市民に知らせる必要のある火災が発生したとき行うものとする。
- 3 手順
 - (1) 火災情報は、消防本部から乙へFAXにより送付するものとする。
 - (2) FAXによる送付は、昼夜にかかわらず、その都度行うものとする。

火災緊急放送		
区 分	スタジオ放送	職員による割り込み放送
昼 間	大規模火災等市民に知らせる必要がある火災	大規模火災等市民に知らせる必要がある火災のときのみ放送する。
夜 間	原則として放送しない。	大規模火災等市民に知らせる必要がある火災のときのみ放送する。

備考：送付する火災情報は、原則として炎上火災（第2出動以上）とする。

第5 その他災害緊急放送

第2から第4までに定めるもののほか、災害緊急放送は次によるものとする。

- 1 火災、地震及び風水害以外の大規模な災害が、突発的に発生し、又はそのおそれがあるときは、甲は、以下のとおり、割り込み放送をすることができるものとする。
- 2 甲は、次に掲げる場合で、市民への呼び掛け、周知等が必要なときは、乙の許可を得た上で、職員による割り込み放送ができるものとする。
 - (1) 光化学スモッグ広報の発令を確認したとき。
 - (2) 火災注意報及び火災警報が発令されたとき。
 - (3) クマ等の危険生物や凶悪犯等が市内に出没して市民に危険が及ぶ可能性があるとき。
 - (4) 上記に掲げるもののほか、市民への情報提供又は注意喚起が必要である場合
- 3 甲は、次に掲げる国民保護情報が発表された場合、全国瞬時警報システムによる割り込み放送を行うものとする。
 - (1) ゲリラ・特殊部隊攻撃の発生時
 - (2) 航空攻撃の発生時
 - (3) 弾道ミサイル攻撃の発生時
 - (4) 大規模テロの発生時

第6 災害情報の伝達訓練

災害緊急放送の実施に関する協定書第6条に定める訓練を以下のとおりとする。

- 1 甲の行う防災訓練等での放送
甲の実施する訓練に併せ、甲乙協議のうえ、訓練放送を実施するものとする。
- 2 その他
その他、必要事項は甲乙協議の上、定めるものとする。

付 則

この要領は、平成27年（2015年）7月1日から施行する。

この要領は、平成31年（2019年）4月1日から施行する。

4-6-4 「災害時の緊急放送における協定」の締結について

災害時等の緊急放送における協定

(協定の主旨)

第一条 本協定は災害対策基本法第57条及び大規模地震対策特別措置法第20条の規定により、大地震、台風などの自然災害またその他の緊急事態発生時に市民に対して緊急情報の伝達の必要がある場合において、宝塚市（以下「甲」という）が株式会社ジェイコムウエスト（以下「乙」という）に緊急放送を要請し、乙の委託事業者である株式会社ジュピターテレコム（以下「丙」という）が緊急放送を実施する手続きを定めるものとする。

(緊急放送要請の手続き)

第二条 甲が緊急放送を要請しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した書面にて乙の委託事業者である丙に要請するものとする。

- (1) 緊急放送要請の理由
- (2) 依頼する放送の内容
- (3) 希望する放送の日時
- (4) その他必要な事項

2. 要請の際の連絡先は丙が指定する放送拠点とし、別紙のとおり定めるものとする。
3. 要請の際の連絡先に変更が生じた場合、丙は直ちに甲に申し出るものとする。
4. 連絡はファックスやメールを用いて行うが、このような手段では間に合わない判断される場合は電話にて要請することができるものとする。この場合は事後速やかに甲は丙に書面を提出するものとする。

(緊急放送の実施)

第三条 丙は甲から要請を受けた事項に関し、形式、内容、時刻を自主的に決定して放送するものとする。

(情報の活用)

第四条 甲がインターネットや広報紙等で発信済の情報および第二条で丙に要請した情報について、緊急性の如何に関わらず乙および丙は自ら運営する放送やインターネット等を通じて発信できるものとする。

(疑義の発生について)

第五条 本協定の記載事項に関して疑義が生じた場合は、甲・乙・丙が協議して定めるものとする。

(協定の期間)

第六条 本協定は締結の日をもって開始し、期間を1年間とする。なお、期間満了の3ヶ月前までに甲・乙・丙のいずれからも意思表示がなければ、更に1年間延長されるものとする。

この協定の証として本書3通を作成し、当事者が記名押印のうえ、各々1通を保有する。

平成26年7月14日

(甲) 宝塚市東洋町1番1号
宝塚市長 中川智子

(乙) 大阪市中央区谷町2丁目3番12号 マルイト谷町ビル
株式会社ジェイコムウエスト
代表取締役社長 中井芳紀

(丙) 大阪市中央区城見1丁目2番27号 クリスタルタワー5階
株式会社ジュピターテレコム
関西メディアセンター
メディアセンター長 山下幸之

第 4 部 発災後の対応を中心とした情報連絡体制

(別紙)

■放送拠点

名称

株式会社ジュピターテレコム 関西メディアセンター

住所

〒540-6005 大阪市中央区城見 1 丁目 2 番 2 7 号 クリスタルタワー 5 階

電話番号

0 6 - 7 8 9 7 - 3 0 0 6

■緊急時連絡先

電話番号 (全日 9:30～21:00、年末年始除く)

0 6 - 6 9 4 2 - 5 5 8 5

ファックス番号 (全日 9 : 30～21 : 00、年末年始除く)

0 6 - 6 9 4 2 - 5 5 8 4

携帯電話番号 (緊急時専用)

0 8 0 - 5 9 6 1 - 0 3 1 0

メールアドレス (緊急時専用)

ml_bp_kansai_bousai@jupiter.jcom.co.jp

4-6-5 災害に係る情報発信等に関する協定

災害に係る情報発信等に関する協定

宝塚市（以下「甲」という。）及びヤフー株式会社（以下「乙」という。）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

第1条（本協定の目的）

本協定は、市内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、甲が市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ甲の行政機能の低下を軽減させるため、甲と乙が互いに協力して様々な取組を行うことを目的とする。

第2条（本協定における取組）

本協定における取組の内容は次の中から、甲及び乙の両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。

- （1）乙が、甲の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、甲の運営するホームページのキャッシュサイトを乙サービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - （2）甲が、市内の避難所等の防災情報を乙に提供し、乙が、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - （3）甲が、市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報を乙に提供し、乙が、これらの情報を乙サービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - （4）甲が、災害発生時の市内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、乙が、これらの情報を乙サービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - （5）甲が、乙内の避難所等における必要救援物資に関する情報を乙に提供し、乙が、この必要救援物資に関する情報を乙サービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - （6）乙が、乙の提供するブログサービスにおいて甲が運営するブログ（以下「災害ブログ」という）にアクセスするための web リンクを乙サービス上に掲載するなどして、災害ブログを一般に広く周知すること。
 - （7）甲が、市内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、乙が提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
- 2 甲および乙は、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
- 3 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、甲及び乙は、両者で適宜協議を行い、決定した取組を随時実施するものとする。

第3条（費用）

前条に基づく甲及び乙の対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

第4条（情報の周知）

乙は、甲から提供を受ける情報について、甲が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、乙が適切と判断する方法（提携先への提供、乙サービス以外のサービス上での掲載

第4部 発災後の対応を中心とした情報連絡体制

等を含む)により、一般に広く周知することができる。ただし、乙は、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

第5条 (本協定の公表)

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、甲及び乙は、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

第6条 (本協定の期間)

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第7条 (協議)

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、甲及び乙は、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、甲と乙両者記名押印のうえ各1通を保有する。

平成27年(2015年) 7月 31日

甲：兵庫県宝塚市東洋町1番1号
宝塚市
宝塚市長 中川 智子

乙：東京都港区赤坂九丁目7番1号
ヤフー株式会社
代表取締役 宮 坂 学

第1部 地域としての災害危険性

第2部 市民参加による防災まちづくり

第3部 市の非常時組織及び車両・資機材等

第4部 発災後の対応を中心とした情報連絡体制

第5部 相互協力・広域応援受入体制

第6部 個別対策項目別関係資料

第7部 様式

5-1 厚生労働省防災業務計画に定める災害応急対策の重点事項

阪神・淡路大震災の経験を踏まえた厚生行政に係る災害応急対策の重点事項

平成8年1月10日 厚生労働省総第2号

時 点	重 点 事 項	主な担当部局
発災後 24 時間以内	(全般) ・厚生労働省災害対策本部の設置 ・災害救助法の適用決定及び応急救助の実施 (医療) ・国立病院東京災害医療センター初期災害医療班の派遣 ・日本赤十字社及び国立病院等による救護班の派遣 ・搬送先の確保の支援、医薬品等の確保の支援及び医薬品等の管理等のためのマンパワーの確保の支援 ・医療施設及び保健所の被災状況や活動状況等の把握 (避難所等) ・避難所及び救護所等の設置 ・避難所等の被災者に対する水、食料その他生活必需品の供給 ・医療施設、社会福祉施設等への水、食料その他生活必需品の供給 ・避難所への仮設便所の設置 (水) ・給水車による生活用水の供給や、水道施設の応急復旧のための広域的な支援の準備 (要援護者) ・人工透析患者等緊急の対応を要する要援護者の安否確認、支援 (遺体) ・棺及びドライアイス等の確保	連絡調整会議事務局 社会・援護局 国立病院部 健康政策局 国立病院部 薬務局 健康政策局 社会・援護局 社会・援護局 水道環境部 水道環境部 施設所管各局 社会・援護局 水道環境部 水道環境部 保健医療局等 生活衛生局
発災後 72 時間以内	(全般) ・厚生労働省現地対策本部の設置 ・他の都道府県等からの応援人員の確保、派遣調整 (医療・保健) ・避難所救護センターの設置 ・保健師等の巡回による被災者の健康管理 ・救護所等への医薬品等の供給の支援 (避難所) ・避難所への医薬品等の供給の支援及び日常生活援助物資の供給	厚生労働省災害対策本部事務局 関係部局 健康政策局 健康政策局 薬務局 薬務局 社会・援護局

時 点	重 点 事 項	主な担当部局
	・保健師等の巡回等による避難所の衛生管理、食中毒対策 (水及びごみ) ・避難所、稼働医療施設等の防災拠点施設や福祉施設等に重点を置いた給水車等による飲料水供給 ・水道施設の応急復旧に着手 ・し尿収集及び衛生対策に重点を置いたごみ収集 (要援護者) ・在宅寝たきり老人、障碍(がい)者、遺児・孤児、難病患者等の要援護者の発見、安否確認、支援 (遺体) ・遺体搬送、火葬場の確保 (ボランティア) ・ボランティアへの情報提供	健康政策局 保健医療局 生活衛生局 水道環境部 水道環境部 水道環境部 関係部局 生活衛生局 社会・援護局
発災後 1週間以内	(全般) ・医療施設、社会福祉施設等の施設設備の被災状況の把握 ・現地で初期対応に従事した者の交代要員の派遣(医療) ・被災者、被災児童の精神保健対策 ・必要に応じ予防接種等の実施(生活援助) ・災害援護資金等の貸付、弔慰金、義援金等の支給の準備(避難所等) ・仮設風呂の設置(水及びごみ) ・応急復旧した水道施設により逐次生活用水の供給を開始 ・がれき処理の実施(要援護者) ・要援護者に対する組織的な応急保健福祉サービス供給体制の準備	関係部局 関係部局 保健医療局 児童家庭局 保健医療局 社会・援護局 生活衛生局 水道環境部 水道環境部 関係部局

5-2 消防相互応援に関する協定書

5-2-1 兵庫県広域消防相互応援協定

兵庫県広域消防相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、兵庫県下の市町、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町等」という。）相互の消防広域応援体制を確立して、大規模又は特殊な災害（以下「大規模災害等」という。）に対処することを目的とする。

(地域区分)

第2条 兵庫県下を次の地域に区分するものとする。

(1) 阪神地域

尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、篠山市、丹波市及び猪名川町

(2) 神戸地域

神戸市

(3) 東播地域

明石市、淡路広域消防事務組合、加古川市、北はりま消防組合、三木市、高砂市及び小野市

(4) 西播地域

姫路市、西はりま消防組合及び赤穂市

(5) 但馬地域

豊岡市、南但広域行政事務組合及び美方郡広域事務組合

(災害種別及び規模)

第3条 この協定において、大規模災害等とは次の各号に掲げるもののうち、応援活動を必要とするものをいう。

(1) 大規模林野火災、高層建築物火災、危険物火災その他特殊火災

(2) 地震、風水害その他大規模な自然災害

(3) 航空機事故及び列車事故等で、大規模又は特殊な救急・救助事故

(4) 毒性物質、生物剤、放射性物質に係る事故による災害

(応援の種別)

第4条 応援の種別は、次のとおりとする。

(1) 地域内応援

第2条に規定する地域内の市町等に対する応援

(2) 県内応援

前号に規定する地域以外の市町等に対する応援

(応援要請の手続)

第5条 応援要請は、被災した場所を管轄する市町等（以下「被災地」という。）の

消防長が行うものとする。ただし、災害の規模等により被災地の消防長の要請を待たずに応援出動した場合には、要請があったものとみなす。

2 要請は、被災地の消防長が、あらかじめ定められた地域の代表消防本部を通じて、応援を求めようとする市町等の消防長に対し、電話、ファクシミリ又は兵庫県衛星通信ネットワークにより行うものとする。

3 応援の要請に際しては、次の各号に定める事項を連絡するものとする。

- (1) 災害の発生場所及び概要
- (2) 必要とする車両、人員及び資機材
- (3) 集結場所及び活動内容
- (4) その他必要事項

4 応援要請を行った市町等は、その旨を兵庫県消防主管課に対して通報するものとする。

(応援隊の手続)

第6条 前条の規定により応援要請を受けた市町等の消防長は、応援を行うことが可能と判断した場合は、被災地の消防長に対してその旨を連絡するものとする。

(応援の中断)

第7条 応援を行った市町等（以下「応援市町等」という。）に応援隊を帰還させるべき特別の事態が生じた場合においては、応援市町等は、応援を受けた市町等（以下「受援市町等」という。）と協議のうえ応援を中断することができるものとする。

(応援隊の指揮)

第8条 応援隊は、消防組織法第47条の規定に基づき、受援市町等の長の指揮の下に行動するものとする。

(応援経費)

第9条 この協定に基づく応援に要する経費の負担は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 応援市町等において負担する経費

- ア 公務災害補償に要する経費
- イ 旅費及び出動手当
- ウ 受援市町等との間の移動中に第三者に与えた損害の賠償に要する経費等
- エ 被服の損料等
- オ 上記以外の人件費その他の経費

(2) 受援市町等において負担する経費

- ア 応援活動中に調達した車両及び機械器具の燃料費
- イ 宿泊費及び食料費
- ウ 当該応援のために特別に必要なになった車両及び機械器具の修理費
- エ 賞じゅつ金、賞慰金
- オ 応援活動中に第三者に与えた損害の賠償に要する経費等（応援市町等に対して当該損害を対象として保険金等が支払われる場合には、当該保険金等の額を控除した額）

ただし、応援市町等の故意又は重大な過失に基づく損害賠償に要する経費

は応援市町等の負担とする。

カ 化学消火薬剤等の資機材費

2 本条において、受援市町等において負担する経費については、応援市町等は特段の事情がない限り、部隊の帰庁後3ヶ月以内に別記様式により請求するものとする。

(航空消防隊の要請)

第10条 航空消防隊を要請する場合は、兵庫県が定める要綱によるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、そのつど市町等が協議のうえ決定するものとする。

(委任)

第12条 この協定の実施に関し、必要な事項については市町等の消防長等が協議して定めるものとする。

(実施期日)

第13条 この協定は、平成25年10月23日から実施する。

附 則

- 1 兵庫県広域消防相互応援協定（平成24年3月27日締結）は、廃止する。
- 2 本協定の成立を証するため、協定書24通を作成し、市町等において記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成25年10月23日

尼崎市長	明石市長
西宮市長	淡路広域消防事務組合管理者
芦屋市長	加古川市長
伊丹市長	北はりま消防組合管理者
宝塚市長	三木市長
川西市長	高砂市長
三田市長	小野市長
篠山市長	姫路市長
丹波市長	西はりま消防組合管理者
猪名川町長	赤穂市長
神戸市長	豊岡市長

南但広域行政事務組合管理者
美方郡広域事務組合管理者

5-2-2 兵庫県広域消防相互応援覚書

兵庫県広域消防相互応援覚書

第1章 総則（第1条－第6条）

第2章 応援要請等（第7条－第9条）

第3章 代表消防機関等の任務（第10条－第12条）

第4章 指揮活動等（第13条－第20条）

第5章 活動の終了（第21条－第23条）

第6章 雑則（第24条）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この覚書は、兵庫県広域消防相互応援協定（平成25年10月23日締結。以下「協定」という。）第12条の規定に基づき、兵庫県下の消防相互応援について必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この覚書における用語の定義は協定に定めがあるものを除き、次の各号のとおりとする。

（1）ブロック

協定第2条各号に定める地域をいう。

（2）県下広域応援

大規模災害等が発生した市町等の消防本部が行う消防活動を支援するために行う、協定第4条に定める応援活動をいう。

（3）ブロック内応援

協定第4条第1号に規定する地域内応援であって、ブロック内の消防本部から応援要請があった場合における当該ブロック内での応援活動をいう。

（4）通常県内応援

県内応援（協定第4条第2号に規定する県内応援をいう。以下同じ。）のうち、単独のブロックから応援要請があった場合における県下の応援活動をいう。

（5）特別県内応援

県内応援のうち、大規模地震災害等の発生によって複数のブロックから同時に県内応援の要請があった場合又はそのおそれがある場合における県下の応援活動をいう。

(6) 県下広域応援部隊

県下広域応援のため、大規模災害等が発生した市町等へ派遣する部隊をいう。

(7) 代表消防機関

兵庫県下消防長会の会長消防本部をいう。

(8) 代表消防機関代行

代表消防機関に事故がある場合に、その任務を代行する消防本部をいう。

(9) ブロック別代表消防本部

ブロックを代表する消防本部をいう。

(10) ブロック別代表消防本部代行

ブロック別代表消防本部に事故がある場合に、その任務を代行する消防本部をいう。

(11) 受援側ブロック別代表消防本部

被災又は発災により応援を要請した消防本部(以下「被災地消防本部」という。)が属するブロックのブロック別代表消防本部をいう。

(12) 応援側ブロック別代表消防本部

県下広域応援部隊を出動させる又は出動させた消防本部が属するブロックのブロック別代表消防本部(受援側ブロック別代表消防本部を除く。)をいう。

(代表消防機関等)

第3条 代表消防機関、代表消防機関代行、ブロック別代表消防本部及びブロック別代表消防本部代行は、別表1に定めるとおりとする。

(平常時の任務)

第4条 平常時においては、代表消防機関は兵庫県消防主管課(以下「兵庫県」という。)及びブロック別代表消防本部と、ブロック別代表消防本部は代表消防機関及びブロック内の消防本部と、それぞれ連絡、調整及び情報交換に努めるものとする。

(情報連絡先等の交換)

第5条 各消防本部は、大規模災害等の発生に関し、的確な県下広域応援を実施するため、あらかじめ別表2から別表4に定める情報連絡先その他の情報を交換しておくものとする。

2 各消防本部は、別表2から別表4に変更が生じた場合、速やかに、ブロック別代表消防本部を通じて代表消防機関へ連絡するものとし、代表消防機関は、速やかに各ブロック別代表消防本部を通じて各消防本部へ連絡するものとする。

(早期要請)

第6条 災害発生時、各消防本部は、初動時における情報収集体制の強化に努め、被害の甚大性が見込まれる場合には、ブロック別代表消防本部と協議するとともに、早期に県下広域応援を要請するものとする。

第2章 応援要請等

(応援要請の手続)

第7条 応援要請は、電話による口頭要請の後、ファクシミリ又は電子メールにより行うものとし、手続きは次のとおりとする。

(1) ブロック内応援

被災地消防本部は、ブロック別代表消防本部に様式第1号を送付するものとし、要請を受けたブロック別代表消防本部は、ブロック内の各消防本部に様式第1号を送付するとともに、ブロック内応援の要請があった旨を代表消防機関に連絡するものとする。

(2) 通常県内応援

被災地消防本部は、ブロック別代表消防本部(受援側ブロック別代表消防本部)を通じて、代表消防機関に様式第1号を送付するものとし、代表消防機関は、応援側ブロック別代表消防本部を通じて、応援側ブロック内の各消防本部に様式第1号を送付するものとする。

(3) 特別県内応援

特別県内応援は、次に定める適用基準に該当した場合(代表消防機関が適用基準に該当するおそれがあると判断した場合を含む。)に適用するものとし、代表消防機関は各ブロック別代表消防本部に様式第3号の2を、各ブロック別代表消防本部はブロック内の各消防本部に様式第3号の1を、それぞれ送付し、被害状況、応援の必要性、応援出動の可否等(以下「被害状況等」という。)の報告を求めるものとする。

ア 消防庁長官により「南海トラフ地震における緊急消防援助隊アクションプラン」の適用がなされた場合

イ 地震の発生により、兵庫県内の複数のブロックにおいて、震度6弱以上が観測された場合

ウ 大規模災害等の発生により、複数のブロックから同時に県内応援の要請がなされた場合

(4) 前号に規定する被害状況等の報告は、次のとおり行うものとする。

ア 各消防本部は、管轄区域における被害状況等の把握に努め、特別県内応援の適用基準該当後、概ね30分を目途に様式第3号の1によりブロック別代表消防本部に報告するものとする。

イ ブロック別代表消防本部は、ブロック内の被害状況等を様式第3号の2によりとりまとめ、代表消防機関に報告するものとする。

ウ 各消防本部は、被害状況等に変化があれば、その都度、様式第3号の1によりブロック別代表消防本部に報告するものとし、ブロック別代表消防本部は、ブロック内の被害状況等をその都度、様式第3号の2によりとりまとめ、代表消防機関へ報告するものとする。

2 被災地消防本部は、応援要請の即時性を高めるため、兵庫県フェニックス防災システム（兵庫県地域防災計画に定める防災情報システムをいう。）による災害報告に併せて、県内応援要請を行うよう努めるものとする。

（出動可能隊数及び応援出動の決定）

第8条 応援出動の決定は、応援要請を受けた又は被害状況等の報告を求められた消防本部が、様式第2号の1（特別県内応援時は様式第3号の1）によりブロック別代表消防本部へ出動可能隊数等を報告したうえで、次のとおり決定するものとする。

（1）ブロック内応援

ブロック別代表消防本部は、ブロック内の各消防本部の出動可能隊数等の状況を踏まえ、応援出動隊を決定し、様式第2号の1により応援先となる被災地消防本部名を付して、ブロック内の関係する消防本部に通知するものとする。

（2）通常県内応援

ア 各ブロック別代表消防本部は、ブロック内の出動可能隊数等を様式第2号の2によりとりまとめ、代表消防機関に報告するものとする。

イ 報告を受けた代表消防機関は、被災地消防本部が属するブロック内の状況を踏まえ、各ブロックの出動隊数（規模）を決定し、様式第4号により応援先となる被災地消防本部名を付して、各ブロック別代表消防本部に通知するものとする。

ウ 通知を受けた応援側ブロック別代表消防本部は、ブロック内における応援出動隊を決定し、様式第2号の1により応援先となる被災地消防本部名を付して、ブロック内の関係する消防本部に通知するものとする。

(3) 特別県内応援

特別県内応援適用時は、次のとおり、各ブロックがそれぞれブロック内応援で対応することを基本とし、ブロック内応援の必要がない又は必要がなくなったブロックから、順次、他のブロックへの応援に移行するものとする。

ア 受援側ブロック別代表消防本部は、ブロック内の被害状況等を踏まえ、ブロック内応援が可能な場合は応援出動隊を決定し、様式第3号の1により応援先となる被災地消防本部名を付して、ブロック内の関係する消防本部に通知するものとする。

イ 代表消防機関は、各ブロックの被害状況等（各ブロック別代表消防本部がとりまとめた様式第3号の2の報告）を踏まえ、県内応援が可能なブロックを選定し、当該ブロックの出動隊数（規模）を決定のうえ、様式第4号により応援先となる被災地消防本部名を付して、各ブロック別代表消防本部に通知するものとする。

ウ 応援出動が決定した応援側ブロック別代表消防本部は、応援が可能な消防本部の中から応援出動隊を決定するとともに、様式第3号の1により応援先となる被災地消防本部名を付して、ブロック内の関係する消防本部に通知するものとする。

2 応援出動が決定した消防本部（以下「応援消防本部」という。）は、様式第5号により出動隊数、代表者、無線呼出名称等をブロック別代表消防本部に報告するものとし、報告を受けたブロック別代表消防本部は、様式第6号によりブロック内の出動部隊をとりまとめ、様式第5号と併せて、ブロック内の各消防本部及び代表消防機関に報告するものとする。なお、代表消防機関は集約された出動部隊の情報を、ブロック別代表消防本部を通じて各消防本部と共有するものとする。

3 応援消防本部の各隊は、自己完結型の活動を心がけ、必要資機材及び物品を携行するものとする。

（応援種別の切り替え）

第9条 応援種別の切り替えは、次のとおりとする。

- (1) ブロック内応援中に県内応援が要請された場合は、当該ブロック内の応援種別は、自動的に県内応援に切り替えられたものとする。
- (2) 県下広域応援の要請前に、隣接する市町等との間において相互応援協定等に基づく応援活動が行われていた場合は、当該市町等との間における応援種別の切り替えは、被災地消防本部が決定するものとする。

第3章 代表消防機関等の任務

(受援側ブロック別代表消防本部の任務)

第10条 受援側ブロック別代表消防本部の任務は次の各号に定めるものとする。

- (1) 応援要請に関する連絡及び調整に関すること。
- (2) 代表消防機関との連絡及び情報共有に関すること。
- (3) ブロック内における県下広域応援部隊の編成及び中隊長等の指名に関すること。
- (4) 被災地消防本部の指揮支援に関すること。
- (5) 特別県内応援時におけるブロック内の被害状況等の確認に関すること。
- (6) その他必要な事項

2 ブロック別代表消防本部が被災地消防本部となり、受援側ブロック別代表消防本部としての任務の遂行が困難な場合は、受援側ブロック別代表消防本部代行が前項各号の任務を行うものとする。

(応援側ブロック別代表消防本部の任務)

第11条 応援側ブロック別代表消防本部の任務は次の各号に定めるものとする。

- (1) 応援要請に関する連絡及び調整に関すること。
- (2) 代表消防機関との連絡及び情報共有に関すること。
- (3) ブロック内における県下広域応援部隊の編成及び中隊長等の指名に関すること。
- (4) 特別県内応援時におけるブロック内の被害状況等の確認に関すること。
- (5) その他必要な事項

2 ブロック別代表消防本部が何らかの理由により応援側ブロック別代表消防本部としての任務の遂行が困難な場合は、応援側ブロック別代表消防本部代行が前項各号の任務を行うものとする。

(代表消防機関の任務)

第12条 代表消防機関の任務は次の各号に定めるものとする。

- (1) ブロック別代表消防本部との調整に関すること。
- (2) 応援要請及び情報連絡に関すること。
- (3) 兵庫県及び総務省消防庁との連絡及び情報交換に関すること。
- (4) 県内応援時における県下広域応援部隊の活動管理及び被災地消防本部の指揮支援に関すること。
- (5) 特別県内応援時における各ブロックの被害状況等の確認及び応援出動部隊の

調整に関すること。

(6) 県下広域応援本部の設置に関すること。

(7) その他必要な事項

2 代表消防機関が被災地消防本部となり、代表消防機関としての任務の遂行が困難な場合は、代表消防機関代行が前項各号の任務を行うものとする。

第4章 指揮活動等

(県下広域応援部隊の指揮)

第13条 県下広域応援部隊は、受援市町等の長又はその委任を受けた消防長（以下「指揮者」という。）の指揮の下に活動するものとする。

2 ブロック内応援時においては、ブロック別代表消防本部は、指揮者を補佐し、その指揮の下で、県下広域応援部隊の活動の管理を行うものとする。

3 県内応援時においては、受援側ブロック別代表消防本部（代表消防機関が応援出動した場合は代表消防機関。）は、指揮者を補佐し、その指揮の下で、県下広域応援部隊の活動の管理を行うものとする。

4 前項において、代表消防機関が応援出動した場合、受援側ブロック代表消防本部は代表消防機関を補佐するものとする。

(後方支援本部の設置)

第14条 県下広域応援部隊を出動させたブロック別代表消防本部は、出動部隊の活動を支援するとともに、ブロック内の各消防本部との連絡調整を行うため、後方支援本部を設置するものとし、必要に応じてブロック内の消防本部から職員の派遣を求めることができるものとする。

(連絡調整員の派遣)

第15条 ブロック内応援及び通常県内応援がなされた場合、県下広域応援部隊を出動させたブロック別代表消防本部は、県下広域応援部隊の中から連絡調整員を被災地消防本部へ派遣するものとする。

2 派遣された連絡調整員は、被災地消防本部と県下広域応援部隊との連絡調整及び後方支援本部との連絡調整にあたるものとする。

3 前項の任務を達成するため、被災地消防本部又は派遣された連絡調整員は、次の各号に定める者に対して応援を求めることができるものとする。

(1) 受援側ブロック別代表消防本部の職員

(2) 応援側ブロック別代表消防本部の職員

(3) 代表消防機関の職員

(4) 上記のほか、必要と認める県下消防本部の職員

(県下広域応援本部の設置)

第16条 代表消防機関は、特別県内応援の適用を決定した場合又は通常県内応援時で必要と認めた場合、県下広域応援部隊が迅速かつ的確に活動できるよう、また包括的に被災地消防本部の指揮支援活動が行えるよう、代表消防機関内又は兵庫県庁内に県下広域応援本部を設置するものとする。

2 県下広域応援本部の構成員は、原則として、代表消防機関消防長の委任を受けた職員、ブロック別代表消防本部消防長の委任を受けた派遣職員、被災地消防本部の派遣職員その他必要な者とし、代表消防機関消防長の委任を受けた職員を本部長とする。

3 県下広域応援本部は、兵庫県、代表消防機関及びブロック別代表消防本部等と連携し、次の任務をつかさどるものとする。

(1) 県下広域応援部隊の市町等への部隊配備及び部隊移動に関すること。

(2) ブロック別代表消防本部との連絡調整に関すること。

(3) 無線統制に関すること。

(4) 関係機関との連絡調整に関すること。

(5) 各種情報の集約、整理及び各消防本部との共有に関すること。

(6) 県下広域応援部隊の後方支援に関すること。

(7) 緊急消防援助隊消防応援活動調整本部との連絡調整に関すること。

(8) その他必要な事項

(部隊の単位)

第17条 部隊の単位は1隊を1小隊とし、2隊以上の場合はブロックごと又は消火、救助、救急等の任務ごとに中隊を編成するものとし、それぞれに中隊長をおくものとする。なお、単一の消防本部から2隊以上の部隊を派遣する場合は、消防本部代表者を派遣するものとする。

2 県内応援時における中隊長は、ブロックごとに編成する場合は各ブロック別代表消防本部から、任務ごとに編成する場合の消火中隊長は明石市消防局から、救助中隊長は西宮市消防局から、救急中隊長は姫路市消防局から、それぞれ選出するものとする。

3 特別県内応援時はブロックごとに中隊を編成するものとし、災害現場ごと又は市町ごとに中隊を分散して活動する場合は、中隊長が各部隊の指揮者を指名する

ものとする。

- 4 ブロック別代表消防本部が応援出動できない場合は、当該ブロック別代表消防本部が、ブロック内の応援出動可能な消防本部から中隊長を指名するものとする。

(通信連絡体制)

第18条 県下広域応援部隊に係る通信連絡体制は、原則として次により行うものとする。

- (1) 県下広域応援本部と各中隊長相互間及び各中隊長と県下広域応援部隊相互間の通信は、消防救急デジタル無線「主運用波3」を使用する。
- (2) 各消防本部間における小隊相互間の通信は、署活動用無線機「県内共通波」を使用する。
- (3) 同一消防本部内における小隊相互間の通信は、各消防本部が使用している署活動用無線機の周波数を使用するものとし、各消防本部の署活動用無線機使用周波数については、別表4のとおりとする。

(部隊の交代)

第19条 部隊の交代は、原則として、ブロック単位で行うものとする。

(活動報告等)

第20条 各中隊長は、災害状況、活動状況及びその他必要な事項を、被災地消防本部、後方支援本部及び県下広域応援本部に適宜報告するものとする。

第5章 活動の終了

(現場引き揚げ)

第21条 県下広域応援部隊の現場引き揚げは、被災地消防本部の消防長の指示によるものとする。

- 2 県下広域応援部隊の長は、被災地消防本部の消防長に対して次の事項を報告した後、引き揚げるものとする。
- (1) 部隊の活動概要（場所、時間、隊数等）
 - (2) 活動中の異常の有無
 - (3) 隊員の負傷の有無
 - (4) 車両、資機材等の損傷の有無
 - (5) その他必要な事項

(帰署（所）報告)

第22条 県下広域応援部隊を出動させた消防本部は、当該消防本部に属する出動隊の最終帰署（所）後、速やかにその旨をブロック別代表消防本部に報告するものとする。

する。

- 2 ブロック別代表消防本部は、ブロック内の消防本部に属する出動隊の最終帰署（所）後、速やかにその旨を被災地消防本部及び代表消防機関に報告するものとする。

（活動結果報告）

第23条 県下広域応援部隊を出動させた消防本部は、当該消防本部に属する出動隊の最終帰署（所）後、速やかに様式第7号によりブロック別代表消防本部に報告するものとする。

- 2 ブロック別代表消防本部は、ブロック内の消防本部に属する出動隊の報告をとりまとめ、被災地消防本部及び代表消防機関に報告するものとする。

第6章 雑則

（協議）

第24条 この覚書に定めのない事項又は疑義を生じたときは、その都度協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この覚書は、令和5年3月7日から施行する。
- 2 兵庫県広域消防相互応援覚書（平成31年3月26日）は、廃止する。
- 3 この覚書の成立を証するため、本書24通を作成し、各消防本部において各1通を保有するものとする。

令和5年3月7日

尼崎市消防長	小山 覚之
西宮市消防長	松浦 光廣
芦屋市消防長	北村 修一
伊丹市消防長	福井 浩次
宝塚市消防長	山中 毅
川西市消防長	石倉 和也
三田市消防長	仲田 悟
丹波篠山市消防長	西井 満
丹波市消防長	中道 典昭
猪名川町消防長	向井 文雄
神戸市消防長	鍵本 敦
明石市消防長	長谷川 健

淡路広域消防事務組合消防長	川上 洋司
加古川市消防長	君野 正則
北はりま消防組合消防長	東田 幸策
三木市消防長	林 一成
高砂市消防長	炭多 光一
小野市消防長	藤原 靖
姫路市消防長	松本 佳久
西はりま消防組合消防長	満田 利郎
赤穂市消防長	尾崎 浩司
豊岡市消防長	井崎 博之
南但消防長	掃部 康久
美方郡広域事務組合消防長	岡田 壽彦

別表1(第3条関係)

代表消防本部	代表代行消防本部
神戸市消防局	姫路市消防局
	明石市消防局
	西宮市消防局

地 域	消防本部	地域別代表消防本部
		地域別代表代行消防本部
阪神地域	尼崎市消防局	地域別代表消防本部 西宮市消防局
	西宮市消防局	
	芦屋市消防本部	
	伊丹市消防局	
	宝塚市消防本部	地域別代表代行消防本部 尼崎市消防局
	川西市消防本部	
	三田市消防本部	
	篠山市消防本部	
	丹波市消防本部	
	猪名川町消防本部	
神戸地域	神戸市消防局	
東播地域	明石市消防局	地域別代表消防本部 明石市消防局
	淡路広域消防事務組合消防本部	
	加古川市消防本部	
	北はりま消防本部	地域別代表代行消防本部 加古川市消防本部
	三木市消防本部	
	高砂市消防本部	
	小野市消防本部	
西播地域	姫路市消防局	地域別代表消防本部 姫路市消防局
	西はりま消防本部	地域別代表代行消防本部 西はりま消防本部
	赤穂市消防本部	
但馬地域	豊岡市消防本部	地域別代表消防本部 豊岡市消防本部
	南但消防本部	地域別代表代行消防本部
	美方広域消防本部	南但消防本部

別表2 (第5条関係)

消防本部連絡先

			連絡・要請窓口	NTT 電話番号	NTT FAX	衛星電話	衛星FAX
兵庫県	昼		危機管理部 消防保安課	078-362-9873	078-362-9915	028-151-3431	028-151-6384
	夜		災害対策センター	078-362-9900	078-362-9911	028-151-5361	028-151-6380
総務省消防庁	昼		広域応援室	03-5253-7527	03-5253-7537	048-500-90- 49013	048-500-90- 49033
	夜		宿直室	03-5253-7777	03-5253-7553	048-500-90- 49013	048-500-90- 49036

地域	消防本部		連絡・要請窓口	NTT 電話番号	NTT FAX	衛星電話	衛星FAX
阪神地域	○尼崎市消防局	昼	消防防災課	06-6481-0119	06-6483-5023	028-753-43	028-753-62
		夜	情報指令課		06-6482-1995		
	◎西宮市消防局	昼	警防課	0798-26-0119	0798-36-2460	028-755-42	028-755-62
		夜	指令課				
	芦屋市消防本部	昼	警防課	0797-32-2345	0797-32-0119	028-206-43	028-206-62
		夜	通信指令室				
	伊丹市消防局	昼	警防課	072-783-0123	072-783-5578	028-757-42	028-757-62
		夜					
	宝塚市消防本部	昼	警防課	0797-73-1141	0797-73-0199	028-762-43	028-762-62
		夜	宝塚市・川西市・猪名川町消防指令センター				
	川西市消防本部	昼	消防課	072-759-0119	072-757-3379	028-765-44	028-765-62
		夜					
	三田市消防本部	昼	通信指令室	079-564-0119	079-563-1230	028-767-43	028-767-62
		夜					
	丹波篠山市消防本部	昼	警防課	079-594-1119	079-594-2070	028-871-43	028-871-62
		夜	通信指令室				
	丹波市消防本部	昼	消防課	0795-72-2255	0795-72-1155	028-911-42	028-911-62
		夜					
	猪名川町消防本部	昼	消防署	072-766-0119	072-766-8831	028-769-43	028-769-62
		夜					
神戸地域	神戸市消防局	昼	警防課	078-322-5747	078-325-8597	028-100-42	028-100-62
		夜	司令課	078-333-0119	078-325-8529		
東播地域	◎明石市消防局	昼	情報指令課	078-918-5945	078-927-0119	028-754-42	028-754-62
		夜					
	淡路広域消防事務組合 消防本部	昼	消防課	0799-24-0119	0799-24-4575	028-906-42	028-906-62
		夜					
	○加古川市消防本部	昼	指令課	079-454-0119	079-424-0530	028-210-44	028-210-62
		夜					
	北はりま消防本部	昼	警防課	0795-27-8119	0795-48-3149	028-342-43	028-342-61
		夜	情報管理課	0795-48-0119		028-342-42	
	三木市消防本部	昼	通信指令室	0794-82-0119	0794-82-9167	028-763-41	028-763-62
		夜					
	高砂市消防本部	昼	指令センター	079-448-0119	079-448-0124	028-764-41	028-764-62
		夜					
	小野市消防本部	昼	小野市消防署	0794-63-0119	0794-63-7199	028-218-42	028-218-62
		夜					
西播地域	◎姫路市消防局	昼	情報指令課	079-223-0003	079-222-8222	028-201-42	028-201-62
		夜					

第5部 相互協力・広域応援受入体制

	○西はりま消防本部	昼	警防課	0791-76-7121	0791-72-7119	028-859-42	028-859-62
		夜	情報指令室	0791-76-7300			
	赤穂市消防本部	昼	警防課	0791-43-6883	0791-45-0119	028-761-43	028-761-62
		夜	通信指令室	0791-43-0119			
但馬地域	◎豊岡市消防本部	昼	指令センター	0796-24-1119	0796-24-4253	028-929-43	028-929-62
		夜					
	○南但消防本部	昼	消防課	079-672-0119	079-672-5046	028-914-44	028-914-62
		夜	通信指令室				
	美方広域消防本部	昼	警防課	0796-92-0119	0796-92-0937	028-928-42	028-928-62
		夜					

◎：地域別代表消防本部

○：地域別代表代行消防本部

別表3（第5条関係）

無線基地局呼出名称一覧表

地域	消防本部名称	無線基地局呼出名称
阪神地域	尼崎市消防局	あましょうほんぶ
	西宮市消防局	にししょうほんぶ
	芦屋市消防本部	あししょうほんぶ
	伊丹市消防局	あましょうほんぶ
	宝塚市消防本部	ほうしょうほんぶ
	川西市消防本部	かわしょうほんぶ
	三田市消防本部	さんしょうほんぶ
	篠山市消防本部	ささしょうほんぶ
	丹波市消防本部	たんばしょうぼう
	猪名川町消防本部	いなしょうほんぶ
神戸	神戸市消防局	しんしょうほんぶ
東播地域	明石市消防局	めいしょうほんぶ
	淡路広域消防事務組合消防本部	あわしょうほんぶ
	加古川市消防本部	かこしょうほんぶ
	北はりま消防本部	ほくしょうほんぶ
	三木市消防本部	みきしょうほんぶ
	高砂市消防本部	たかしょうほんぶ
	小野市消防本部	おのしょうほんぶ
西播地域	姫路市消防局	ひめしょうほんぶ
	西はりま消防本部	にしはりまほんぶ
	赤穂市消防本部	あかしょうほんぶ
但馬地域	豊岡市消防本部	とよおかしょうぼう
	南但消防本部	なんたんほんぶ
	美方広域消防本部	みかたしょうほんぶ

様式第 1 号（第 7 条関係）

消防応援要請書
（兵庫県広域消防相互応援協定）

要請消防本部 又は地域別代表消防本部	TEL		
要請先消防本部			
要 請 日 時	年	月	日 時 分
災害発生日時	年	月	日 時 分
災害発生場所			
災害の概要			
応援の種別	地域内応援		県内応援
応援車両	車 種	台 数	備 考
集結場所			
主な応援活動			
その他必要事項 無線波の指定 現地本部の 呼出名称 現場指揮者名 その他			

担当者
 職 氏名
 TEL

様式第 1 号 (第 7 条関係)

消防応援要請書
(兵庫県広域消防相互応援協定)

要請消防本部 又は地域別代表消防本部	TEL		
要請先消防本部			
要 請 日 時	令和	年	月 日 時 分
災 害 発 生 日 時	令和	年	月 日 時 分
災害発生場所			
災害の概要			
応援の種別	地域内応援	県内応援	
応援車両	車 種	台 数	備 考
集結場所			
主な応援活動			
その他必要事項 (無線波の指定 現地本部の 呼出名称 現場指揮者名 その他)			

(担当者
職 氏名)

TEL

様式第2号（第9条関係）

消防応援派遣決定通知書

（兵庫県広域消防相互応援協定）

応援消防本部	TEL	
応援部隊	車 種	
	指揮者名	
	人 員	
	移動局無線 呼出し名称	
	携帯局無線 呼出し名称	
出発日時	令和 年 月 日 時 分	
その他 必要事項		

（ 担当者
職 氏名 ）

TEL

様式第3号(第21条関係)

応援活動即時報告書

(兵庫県広域消防相互応援協定)

	応援側消防本部	
	災害名	
	担当者(所属・職・氏名)	
	連絡先電話番号	
	報告日時	年 月 日 時 分

	第1小隊	第2小隊
車両呼称(*1)		
部 隊(*2)		
車 種(*3)		
指揮者名		
人 員(*4)	名	名
出 発(*5)	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分
現場到着(*6)	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分
現場引揚(*7)	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分
帰 庁(*8)	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分
活動場所		
応援活動の概要		
使用資機材		
消費資機材		
隊員の負傷(*9)		
資機材の損傷(*10)		
その他特記事項		

- *1 各消防本部における無線呼称を記載する。
- *2 「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」に準じ、指揮隊、消火部隊、救助部隊、救急部隊、後方支援部隊、航空部隊、水上部隊、特殊災害部隊及び特殊装備部隊の区分により記載する。
- *3 指揮車、ポンプ車、水槽付きポンプ車、化学車、救助工作車(Ⅱ型)、高規格救急車、支援車、毒劇物災害対応車、大型化学車、大型高所放水車等に区分し記載する。
- *4 指揮者を含む総乗組人員数を記載する。
- *5 原則として応援隊が常駐署所から出動した時刻とするが、消防本部内で集結後移動を開始した場合は、移動を開始した時刻とする。
- *6 活動を要請された場所又は現地対策本部等に到着した時刻を記載する。
- *7 活動を要請された場所又は現地対策本部等を引揚げた時刻を記載する。
- *8 常駐署所に帰庁した時刻を記載する。
- *9、*10 事案があれば、詳細を別紙で作成する。

5-2-3 消防相互応援に関する覚書（7市1町）

消 防 相 互 応 援 に 関 す る 覚 書

平成9年11月1日付けで、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市及び猪名川町（以下「協定市町」という。）との間で締結した「災害応急対策活動の相互応援に関する協定書（以下「協定書」という。）」に基づき、「災害応急対策活動の相互応援に関する協定実施細目（以下「協定実施細目」という。）」の規定にかかわらず、協定市町との間に消防相互応援に関し、この覚書を締結する。

（応援の種別）

第1条 消防相互応援は、次に掲げる応援とする。

- (1) 通常応援協定市町に相接する地域及び当該地域の周辺部で災害が発生し、又は発生するおそれがあると認知し若しくは受報した場合に応援要請を待たずに出動する応援
- (2) 特別応援協定市町の地域内に災害が発生した場合に当該災害発生地を管轄する消防長の要請を受けて出動する応援

（通報義務）

第2条 協定市町の消防長は、その隣接する市町の区域内に災害が発生し、又は発生するおそれがあると認知し若しくは受報した場合は、直ちにその旨を災害発生地（災害が発生するおそれがある地域を含む。以下同じ。）を管轄する消防長へ通報するものとする。

（通常応援の通報）

第3条 第1条第1号に規定する通常応援に出動した場合は、直ちにその旨を災害発生地の消防本部へ通報するものとする。

（特別応援の要請）

第4条 第1条第2号に規定する特別応援の要請は、協定市町の消防本部を通じて行い、様式1号により、次の各号に掲げる事項を明示してするものとする。

- (1) 災害の発生場所及び概要
- (2) 必要とする車両、人員及び資器材
- (3) 集結場所及び活動内容
- (4) その他必要事項

（指揮）

第5条 協定書第5条第1項第8号に規定する消防、救急、水防作業隊（以下「応援隊」という。）の指揮は、災害発生地を管轄する消防長又は消防署長が応援隊の長に対して行うものとする。

（応援時の即報）

第6条 応援市町の消防長は、応援活動が終了したときは、災害発生地を管轄する消防長へ様式2号により、その応援の概要を即報するものとする。

（応援経費の負担）

第7条 応援の実施に要した費用の負担は、協定実施細目第7条の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 応援市町において負担する経費
 - ア 公務上の災害補償費

第5部 相互協力・広域応援受入体制

- イ 旅費及び出動手当
- ウ 車両及び機械器具の燃料費（現地で調達したものを除く。）
- エ 車両及び機械器具の修理費
- オ 被服の損料等
- カ 交通事故における損害賠償費等

(2) 被応援市町において負担する経費

- ア 車両及び機械器具の燃料費（現地で調達したものを。）
- イ 宿泊費及び食料費
- ウ 化学消火薬剤等資機材費
- エ 現場活動中に第三者に与えた損害賠償費等
- オ 賞じゅつ金等

2 前項の規定に疑義が生じた場合は、応援市町と災害発生地消防長が、協議して定めるものとする。

（資料の交換）

第8条 協定市町の消防長は、毎年4月1日で、次の各号に掲げる資料を相互に交換するものとする。

- (1) 消防力現況一覧表
- (2) 救急告示医療機関に関する資料
- (3) その他参考資料

（実施の細目）

第9条 この覚書の実施に関し必要な事項又は疑義を生じた事項については、そのつど協定市町の消防長が協議のうえ、定めるものとする。

附 則

この覚書は、平成13年3月1日から効力を生ずる。

この覚書の成立を証するため本書8通を作成し、協定市町の消防長記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成13年3月1日

尼崎市消防長	近 成 義 男	宝塚市消防長	宮 先 昇
西宮市消防長	川 崎 洋 光	川西市消防長	上 浦 和 祥
芦屋市消防長	鈴 木 恵太郎	三田市消防長	安 井 昭 久
伊丹市消防長	藤 原 稔 三	猪名川町消防長	井 谷 丈 志

様式 1 号（第 4 条関係）

消防相互応援要請書

被応援側消防本部			
応援側消防本部			
要請日時			
災害発生日時			
災害発生場所			
災害の概要 ・災害種別 ・災害の状況等			
応援車両	車 種	台 数	備 考
集結場所			
主な応援活動			
その他必要事項 ・無線波の指定 ・現地本部の呼出名称 ・現場指揮者名 ・その他			

※ 災害発生場所、集結場所については現場付近地図にマークして送付する。

担当者
 職・氏名
 TEL

5-2-4 伊丹市・宝塚市・川西市・猪名川町消防相互応援協定書

伊丹市・宝塚市・川西市・猪名川町消防相互応援協定書

(目 的)

第1条 この協定は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第39条の規定に基づき、伊丹市、宝塚市、川西市及び猪名川町(以下「協定市町」という。)間において、消防の任務達成のため消防業務に関し相互に連携して応援に努め、消防の対応力を強化することを目的とする。

(応援の実施及び種別)

第2条 協定市町は、業務に重大な支障がない限り、相互に連携し応援するものとする。

2 応援の種別は、次のとおりとする。

- (1) 消火の業務及び活動
- (2) 救急の業務及び活動
- (3) 救助の業務及び活動
- (4) その他の業務及び活動

(協議・資料の交換)

第3条 協定市町は、応援業務及び活動が円滑に行えるよう協議し、必要資料・情報等を交換するものとする。

(応援経費の負担)

第4条 応援に要した経費の負担については、協定市町が別に定めるものとする。

(協 議)

第5条 この協定に定めていない事項又は疑義を生じた事項については、その都度協定市町の長が協議のうえ決定するものとする。

(委 任)

第6条 この協定の実施に関し、必要な事項については、協定市町の消防長が協議して定めるものとする。

(効力発生日)

第7条 この協定は、平成23年12月14日からその効力を生ずるものとする。

(附則)

伊丹市・宝塚市・川西市・猪名川町消防相互応援協定書(平成13年10月15日締結)は、廃止する。

この協定の成立を証するため本書4通を作成し、協定市町記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成23年12月14日

伊 丹 市 長
宝 塚 市 長
川 西 市 長
猪 名 川 町 長

5-2-5 伊丹市・宝塚市・川西市・猪名川町消防相互応援覚書

伊丹市・宝塚市・川西市・猪名川町消防相互応援覚書

（目 的）

第1条 この覚書は、伊丹市・宝塚市・川西市・猪名川町消防相互応援協定（以下「協定」という。）第6条の規定に基づき、消防相互応援について必要な事項を定めるものとする。

（応援の体制）

第2条 協定第2条第2項の規定に掲げる応援種別のうち、活動応援出動体制は、次のとおりとする。

（1）隣接地域における火災等初動出動体制

協定市町のそれぞれの相接近する地域及び当該地域の周辺部（第1出動で現場到着時間が被応援市町の最終到着車両より応援隊が先着できると見込まれる地域をいう。）で火災等が発生した場合は、被応援市町からの通報を受けて協定市町から1隊を応援出動するものとする。

隣接地域における火災等初動出動基準及び応援出動区域は、別表1のとおりとする。

（2）救急事故の出動体制

ア 協定市町は、救急事故の続発等により、当該市町の救急体制が新たに発生した救急事案に対応することが困難な場合、協定市町に救急出動要請を行うことができる。

イ 応援出動区域は、別表1を準用する。

ウ 救急事故の応援出動にかかる実施細目は別に定める。

（3）待機応援出動体制

協定市町の区域で火災等が発生し、当該市町が二次火災等に備える必要があるときは、前号の規定により応援出動した市町以外の市町に対し、被応援市町から待機応援出動を要請することができる。

（4）大規模災害及び特殊災害の出動体制

ア 危険物火災の出動体制

伊丹市、宝塚市、川西市（以下「協定市」という。）の区域において、大量に危険物等を保有する事業所（以下「消防上、特に対策を要する事業所」という。）から火災が発生した場合は、被応援市からの通報を受けて協定市から化学車又は同等の効力を有

する消火薬剤を積載した車両1隊を応援出動するものとする。

危険物火災出動基準及び応援出動区域は、別表2のとおりとする。

イ 高層建物火災の出動体制

協定市町の区域で、中高層建物の中高層階で火災が発生した場合において、第2出動が発せられたときは、被応援市町からの通報を受けて、協定市町からはしご車1隊を応援出動するものとする。

高層建物火災出動基準及び応援出動区域は、別表3のとおりとする。

ウ 林野火災の出動体制

協定市町（伊丹市を除く。）の区域で、林野火災が発生した場合において、第2出動が発せられたときは、被応援市町（伊丹市を除く。）からの通報を受けて、協定市町から1隊を応援出動するものとする。

林野火災出動基準及び応援出動区域は、別表4のとおりとする。

2 前項に掲げる出動体制よりさらに応援隊の増強を必要とする場合、被応援市町は協定市町に増援要請をすることができる。

3 第1項に掲げるほか、応援要請を必要とする災害が発生した場合は、被応援市町と応援市町との間において調整し、応援するものとする。

4 同上第1項第4号アの「消防上、特に対策を要する事業所」に変更が生じた場合は、すみやかに必要な資料（別表5）を交換する。

（応援要請の方法）

第3条 応援要請は、電話、無線若しくはファックス等（以下「電話等」という。）により、迅速確実に行うものとする。

（応援出動）

第4条 前条の応援要請があった場合、又は別表1の応援出動区域で災害が発生し、若しくは発生するおそれがあると自己覚知した場合には、協定市町は応援出動することができる。

（応援隊の指揮）

第5条 応援隊は、消防組織法第47条第1項の規定に基づき、被応援市町の長の指揮の下に行動するものとする。

(応援の困難)

第6条 協定第2条の規定に掲げる「業務に重大な支障」とは、次に掲げるものとする。

- (1) 応援市町において大規模災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合
- (2) 他の応援協定により応援出動している場合
- (3) その他やむを得ない事情がある場合

2 消防長は、応援出動できないときは、その旨を電話等により通報するものとする。

(報告書)

第7条 第4条の応援出動があった場合は、応援市町は被応援市町に対し、当該火災等の活動概要を応援市町で定める即時報告書等の様式でファックス又はメール等により通知するものとする。

(応援経費及び補償費等の負担)

第8条 応援の実施に要した経費の負担は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 応援市町において負担する経費

- ア 旅費及び出動手当
- イ 車両及び機械器具の燃料費（現地で調達したものを除く。）
- ウ 車両及び機械器具の修理費
- エ 被服の損料等

(2) 被応援市町において負担する経費

- ア 現地で調達した車両及び機械器具の燃料費
- イ 宿泊費及び食料費
- ウ 化学消火薬剤等資器材費

2 応援活動の実施により生じた公務災害の補償費等については、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 応援市町において負担する経費

- ア 公務上の災害補償費
- イ 交通事故における損害賠償費等

(2) 被応援市町において負担する経費

- ア 現場活動中に第三者に与えた損害賠償費等

イ 賞じゅつ金、見舞金

3 前2項の規定に疑義が生じた場合は、応援市町と被応援市町の消防長が、協議して定めるものとする。

(訓練等の実施)

第9条 協定市町は、この協定に基づく応援の実施が円滑に行われるよう協定市町管内の対象物等の調査について協議して計画を定め、これに基づいて調査を実施するものとする。

2 協定市町は、第2条に基づく応援体制についての合同消防訓練を必要に応じて実施するものとする。

(会議の開催)

第10条 協定第2条の規定に掲げる応援の実施が円滑に行われるよう協定市町間において会議を開催することができる。

(協 議)

第11条 この覚書に定めていない事項又は疑義を生じた事項については、その都度協定市町の消防長が協議のうえ定めるものとする。

(効力発生日)

第12条 この覚書は、令和6年4月1日からその効力を生ずるものとする。

附 則

伊丹市・宝塚市・川西市・猪名川町消防相互応援覚書（平成13年3月15日締結）は廃止する。

この覚書の成立を証するため本書4通を作成し、協定市町消防長の記名押印のうえ、消防本部において各1通を保有する。

令和6年3月12日

伊丹市消防長 福井浩次

宝塚市消防長 山中 毅

川西市消防長 石倉和也

猪名川町消防長 向井文雄

別表 1

隣接地域における火災等初動出動基準及び応援出動区域

1 出動基準

協定市町のそれぞれの相接近する地域及び当該地域の周辺部（第1出動で現場到着時間が被 応援市町の最終到着車両より応援隊が先着できると見込まれる地域をいう。）で火災等が発生した場合は、被応援市町からの通報を受けて協定市町から1隊を応援出動するものとする。

+

2 出動基準表

(1) 伊丹市

応援区分	応援出動区域	出 動 内 容
		応援市
1	下河原1丁目から3丁目まで 鋳物師1丁目から5丁目まで 北伊丹1丁目から9丁目まで 春日丘1丁目から6丁目まで 北園1丁目から3丁目まで 高台1丁目から5丁目まで 大鹿1丁目から7丁目まで 緑ヶ丘1丁目から7丁目まで 瑞穂町1丁目から6丁目まで 瑞ヶ丘1丁目から5丁目まで 広畑1丁目から6丁目まで	川西市 1隊
2	寺本2丁目から6丁目まで 奥畑1丁目から5丁目まで 池尻1丁目から7丁目まで 西野1丁目から8丁目まで 中野西1丁目から4丁目まで 中野北1丁目から4丁目まで 東野1丁目から8丁目まで 大野1丁目から3丁目まで 荻野1丁目から8丁目まで 瑞原1丁目から4丁目まで 中野東1丁目から3丁目まで 北野1丁目から6丁目まで 荒牧1丁目から7丁目まで 荒牧南1丁目から4丁目まで 荻野西1丁目から2丁目まで 鴻池1丁目から7丁目まで	宝塚市 1隊

第5部 相互協力・広域応援受入体制

(2) 宝塚市

応援 区分	応援出動区域	出動内容
		応援市
1	山本野里1丁目から3丁目まで 山本丸橋1丁目から4丁目まで 口谷西1丁目から3丁目まで 口谷東1丁目から3丁目まで 山本南1丁目から3丁目まで 山本西2丁目・3丁目 山本中2丁目・3丁目 山本東2丁目・3丁目 平井1丁目から7丁目まで 南ひばりガ丘1丁目から3丁目まで 平井山荘、長尾町 ふじガ丘、長尾台1丁目・2丁目 花屋敷つつじガ丘 花屋敷荘園1丁目から4丁目まで 花屋敷松ガ丘 雲雀丘1丁目から4丁目まで 雲雀丘山手1丁目・2丁目 花屋敷緑ガ丘	川西市 1隊
2	安倉西2丁目・3丁目、金井町 安倉南1丁目から4丁目まで 安倉中1丁目から6丁目まで 安倉北1丁目から5丁目まで 弥生町、泉町、寿町、星の荘 三笠町、売布1丁目、今里町 中筋5丁目から9丁目まで 仁川北1丁目・2丁目、新明和町 駒の町、鹿塩1丁目・2丁目 高司1丁目から5丁目まで 美幸町、高松町、御所の前町 谷口町、大成町、中野町 大吹町、光明町、未成町 小林2丁目・5丁目	伊丹市 1隊
3	上佐曽利、下佐曽利、長谷 大原野	猪名川町 1隊

(3) 川西市

応援 区分	応援出動区域	出動内容
		応援市
1	丸山台、美山台、一庫、笹部 山下町、緑が丘、下財町、山原 大和東、大和西、山下、見野 国崎、黒川、横路、東畦野	猪名川町 1 隊
2	栄町、寺畑、小花、小戸 中央町、花屋敷、火打、美園町 丸の内町、萩原、花屋敷山手町 日高町、絹延町、出在家町 滝山町、霞ヶ丘、松が丘町 満願寺町	宝塚市 1 隊
3	中国道以北 (南花屋敷、栄根、加茂、下加茂)	宝塚市 1 隊
4	中国道以南 (久代、東久代)	伊丹市 1 隊

(4) 猪名川町

応援 区分	応援出動区域	出動内容
		応援市
1	松尾台、伏見台、原 内馬場、民田、上阿古谷 下阿古谷、紫合、南田原 北野、北田原、万善、槻並 木津、木間生 差組、肝川、つつじが丘 広根、上野、柏梨田、猪瀬 銀山、若葉、白金、猪名川台	川西市 1 隊
2	朽原、林田、笹尾、清水、清水東、仁頂寺 旭ヶ丘、島、鎌倉、西畑、柏原、杉生	宝塚市 1 隊

別表 2

危険物火災出動基準及び応援出動区域

1 出動基準

協定市の区域において、消防上、特に対策を要する事業所から火災が発生した場合は、協定市から化学車又は同等の効力を有する消火薬剤を積載した車両1隊を応援出動するものとする。

2 出動基準表

発災市	応援出動区域	応援市	出動車両
伊丹市	全市域	宝塚市 川西市	化学車又は同等の効力を有する消火薬剤を積載した車両
宝塚市	全市域	伊丹市 川西市	
川西市	全市域	伊丹市 宝塚市	

対象事業所は、第2条第4項の交換資料に基づくもの。

別表 3

高層建物火災出動基準及び応援出動区域

1 出動基準

協定市町の区域で、中高層建物の中高層階で火災が発生した場合において、第2出動が寄せられたときは、協定市町からはしご車1隊を応援出動するものとする。

2 出動基準表

発災市町	応援出動区域	応援市	出動車両
伊丹市	全市域	宝塚市 川西市	はしご車
宝塚市	全市域	伊丹市 川西市	
川西市	南消防署管内	伊丹市 宝塚市	
	北消防署管内	宝塚市 猪名川町	
猪名川町	全町域	宝塚市 川西市	

注、高層階での災害活動は、通常火災に比して活動が困難であると予想されるため、応援隊には応援市町の隊員の同乗を要請することがある。

別表 4

林野火災出動基準及び応援出動区域

1 出動基準

協定市町(伊丹市を除く。)の区域で、林野火災が発生した場合において、第2出動が発せられたときは、協定市町から1隊を応援出動するものとする。

2 出動基準表

発災市町	応援出動区域	応援市	出動車両
宝塚市	全市域	伊丹市 川西市 猪名川町	ポンプ車 又は 小型動力ポンプ 積載車
川西市	全市域	伊丹市 宝塚市 猪名川町	
猪名川町	全町域	伊丹市 宝塚市 川西市	

別表 5

消防上、特に対策を要する事業所

令和 年 月 日

覚書第2条第4項に基づく資料		
消防機関名		
消防上、特に対策を要する事業所 消防法第14条の2に基づき予防規程を定める製造所等（給油取扱所を除く。）		
No.	事業所名	所在地
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		

No. 1 _____

地図

5-2-6 伊丹市・宝塚市・川西市・猪名川町・消防相互応援覚書に基づく救急応援出動実施細目

伊丹市・宝塚市・川西市・猪名川町消防相互応援覚書に
基づく救急応援出動実施細目

(目的)

第1条 この実施細目は、伊丹市・宝塚市・川西市・猪名川町消防相互応援覚書（以下「覚書」という。）第2条第1項第2号の規定に基づき、救急事故の応援について必要な事項を定める。

(応援出動要請の予告)

第2条 伊丹市、宝塚市、川西市、猪名川町（以下「協定市町」という。）は、応援要請する協定市町に応援出動要請の予告を行い、救急出動体制を確保するものとする。

2 前項の予告を受けた協定市町は、応援出動の体制をとるものとする。

3 第1項の予告を受けた協定市町は、現に救急活動中等で応援出動が困難な場合、予告受信時にその旨を告げ、応援出動体制をとらないことができる。

(応援経費の負担)

第3条 応援の実施に要した経費の負担のうち応援市町において負担する経費は、覚書第8条第1項第1号に定めるもののほか、救急処置に使用した消耗品費とする。

(搬送病院の確保)

第4条 傷病者の搬送医療機関の確保、連絡については、応援救急隊と応援市町の消防本部が緊密に連携して行うものとする。

2 応援を受けた市町の消防本部は、搬送医療機関の確保について応援市町に対して必要な情報を提供するものとする。

(医師の指示体制)

第5条 救急現場等において救急救命士が行う特定行為に係る医師の指示は、応援市町が契約する医療機関とする。

附 則

この実施細目は、令和6年4月1日から効力を生ずる。

この実施細目の成立を証するため本書4通を作成し、協定市町消防長の記名押印のうえ、消防本部において各1通を保有する。

令和6年3月12日

伊丹市消防長 福井浩次

宝塚市消防長 山中毅

川西市消防長 石倉和也

猪名川町消防長 向井文雄

5-2-7 宝塚市、川西市及び猪名川町における消防の連携・協力に関する協定書

宝塚市、川西市及び猪名川町における消防の連携・協力に関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第39条の規定に基づき、宝塚市、川西市及び猪名川町(以下「協定市町」という。)の間において、消防の連携・協力による人的・財政的な資源の効率的な活用に努め、消防力を充実強化することを目的とする。

(応援の実施)

第2条 協定市町は、次の各号のいずれかに該当する場合には、業務に重大な支障がない限り応援出動するものとする。

- (1) 別に定める応援出動区域内において、建物火災が発生し、又は発生するおそれがあることを覚知した場合
- (2) 別に定める応援出動区域内において、救急が連続して発生し、当該区域が存する市町からの救急出動に時間を要する場合
- (3) 協定市町において、高度・専門的な違反処理及び完成検査並びに特殊な火災原因調査を行う事案が発生し、協定市町より応援要請された場合

(訓練等の実施)

第3条 協定市町は、高度・専門的な知識を有する人材を育成するための訓練等を計画した場合には、他市町へ参加を要請するものとする。

(情報共有)

第4条 協定市町は、応援業務が円滑に行えるよう必要な資料、情報等を共有するものとする。資料の内容に変更があった場合も同様とする。

(協議)

第5条 この協定書に疑義が生じた場合又は改正する必要があると認めた場合は、その都度協定市町の長が協議のうえ決定するものとする。

(委任)

第6条 この協定に基づく応援に要する経費の負担等消防の連携・協力に関し必要な事項については、協定市町の消防長が協議して覚書に定めるものとする。

附 則

(効力発生日)

- 1 この協定は、令和元年9月1日からその効力を生ずるものとする。

(旧協定の廃止)

- 2 宝塚市・川西市・猪名川町消防相互応援協定書(平成27年2月12日締結)は、廃止する。

(保管)

- 3 本協定の成立を証するため、本書3通を作成し、協定市町記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和元年8月28日

宝塚市長 中 川 智 子

川西市長 越 田 謙 治 郎

猪名川町長 福 田 長 治

第5部 相互協力・広域応援受入体制

5-2-8 宝塚市、川西市及び猪名川町における消防の連携・協力に関する協定に基づく相互応援（建物火災）に関する覚書

宝塚市、川西市及び猪名川町における消防の連携・協力に関する協定に基づく相互応援（建物火災）に関する覚書

（趣旨）

第1条 この覚書は、宝塚市、川西市及び猪名川町における消防の連携・協力に関する協定書（令和元年8月28日締結。以下「協定書」という。）第6条の規定に基づく消防の連携・協力のうち、建物火災に係る応援出動について必要な事項を定めるものとする。

（応援体制）

第2条 協定書第2条第1号に規定する応援出動は、別表に定める基準により行うものとする。

（指揮権）

第3条 応援市町の消防隊（以下「応援隊」という。）は、受援市町の消防長の指揮の下に活動するものとする。

（応援の困難）

第4条 協定書第2条に規定する業務に重大な支障とは、次の各号に定めるとおりとする。

- （1） 応援市町において大規模災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合
- （2） その他やむを得ない事情がある場合

（応援の中断）

第5条 応援市町の都合で応援隊を帰署（所）させるべき特別の事態が生じた場合においては、応援市町の消防長は、受援市町の消防長と協議のうえ応援を中断することができるものとする。

（応援に係る経費）

第6条 応援の実施に要した経費の負担は、次の各号に定めるとおりとする。

- （1） 応援市町において負担する経費

- ア 公務災害補償に要する経費
- イ 旅費及び出動手当
- ウ 受援市町への移動中に第三者に与えた損害の賠償に要する経費
- エ 被服の損料等
- オ 車両及び機械器具の燃料費（活動中に調達したものを除く。）
- カ 車両及び機械器具の修理費

- （2） 受援市町において負担する経費

- ア 車両及び機械器具の燃料費（活動中に調達したものに限る。）
- イ 食料費
- ウ 賞じゅつ金、見舞金
- エ 応援活動中に第三者に与えた損害の賠償に要する経費等（応援市町に対して当該損害を対象として保険金等が支払われる場合には、当該保険金等の額を控除し

た額)

ただし、応援市町の故意又は重大な過失に基づく損害賠償に要する経費は、応援市町の負担とする。

オ 特別に必要となった車両及び機械器具の修理費

カ 化学消火薬剤等の資器材費

- 2 前項の規定に疑義が生じた場合又は前項に規定する以外の経費が発生したときは、応援市町と受援市町の消防長が協議して負担割合及び負担額を定めるものとする。

(現場報告)

第7条 応援隊の最高指揮者は、現場に到着した場合、遅滞なく応援隊の車種及び隊数を受援市町の現場最高指揮者に報告するものとする。

- 2 応援隊の最高指揮者は、現場から引き上げる場合、受援市町の現場最高指揮者に次の事項を報告するものとする。

- (1) 活動概要(場所、時間、隊数等)
- (2) 活動中の異常の有無
- (3) 隊員の負傷の有無
- (4) 車両及び資機材の損傷の有無
- (5) その他必要な事項

(活動報告)

第8条 応援市町は、応援隊が所属する消防署所に帰署(所)したときは、速やかに応援活動の概要を受援市町に報告するものとする。

(訓練等の実施)

第9条 協定市町は、この協定書に基づく応援の実施が円滑に行われるよう協定市町管内の対象物等の調査について協議して計画を定め、これに基づいて調査を実施するものとする。

- 2 協定市町は、必要に応じて合同消防訓練を実施するものとする。

(会議の開催)

第10条 協定書に規定する応援の実施が円滑に行われるように、協定市町間において会議を開催するものとする。

(協議)

第11条 この覚書に係る疑義又は改廃については、その都度協定市町の消防長による協議のうえ決定するものとする。

附 則

(効力発生日)

- 1 この覚書は、令和4年2月14日からその効力を生ずるものとする。

(旧覚書の廃止)

- 2 宝塚市、川西市及び猪名川町における消防の連携・協力に関する協定に基づく相互応援(建物火災)に関する覚書(令和元年8月28日締結)は、廃止する。

(保管)

- 3 本覚書の成立を証するため、本書3通を作成し、協定市町の消防長が記名押印のうえ、

第5部 相互協力・広域応援受入体制

各1通を保有するものとする。

令和4年2月8日

宝塚市消防本部

消 防 長 山 中 毅

川西市消防本部

消 防 長 井 内 有 吾

猪名川町消防本部

消 防 長 向 井 文 雄

別表

隣接地域等における火災出動基準

1 出動基準

協定市町それぞれの隣接する地域等において建物火災が発生した場合は、現場到着時間の短縮のため、宝塚市・川西市・猪名川町消防指令センターにおいて共同運用する高機能消防指令システムを活用し、編成した部隊により相互に応援出動するものとする。

ただし、救急車については直近による編成とはしない。

2 出動基準表

(1) 宝塚市

災害区分	対象区域	出動区分	出動隊	備考
建物火災 (市街地)	市域北部を除く全域	第1出動	消防隊4隊(直近:宝塚市、川西市) 高度救助隊1隊 特別救助隊1隊 指揮支援隊1隊 救急隊1隊	川西市から選別される消防隊は2隊まで
		第2出動	消防隊2隊	
建物火災 (北部)	長谷、大原野、境野、切畑、芝辻新田、玉瀬、上佐曾利、下佐曾利、波豆、香合新田	第1出動	消防隊3隊 高度救助隊1隊 指揮支援隊1隊 救急隊1隊 猪名川町消防隊1隊(応援)	
		第2出動	川西市消防隊1隊(応援)	
中高層建物火災 (市街地)	市域北部を除く全域	第1出動	消防隊4隊(直近:宝塚市、川西市) 高度救助隊1隊 特別救助隊1隊 指揮支援隊1隊 救急隊1隊 はしご隊2隊	川西市から選別される消防隊は2隊まで
		第2出動	消防隊1隊	

第5部 相互協力・広域応援受入体制

中高層建物火災 (北部)	長谷、大原野、境野、切畑、芝辻新田、玉瀬、上佐曾利、下佐曾利、波豆、香合新田	第1出動	消防隊3隊 高度救助隊1隊 指揮支援隊1隊 救急隊1隊 はしご隊2隊 猪名川町消防隊1隊(応援)	
		第2出動	消防隊1隊 川西市消防隊1隊(応援)	—

(2) 川西市

災害区分	対象区域	出動区分	出動隊	備考
建物火災 (市街地)	市域北部を除く全域	第1出動	消防隊4隊(直近:川西市、宝塚市) 特別救助隊1隊 指揮支援隊1隊 救急隊1隊	宝塚市から選別される消防隊は2隊まで
		第2出動	消防隊2隊	
建物火災 (北部)	丸山台、美山台、一庫、笹部、山下町、緑が丘、下財町、山原、大和、山下、見野、国崎、黒川、横路、東畦野、石道、清和台、赤松、虫生、けやき坂	第1出動	消防隊4隊 特別救助隊1隊 指揮支援隊1隊 救急隊1隊 猪名川町消防隊1隊(応援)	
		第2出動	消防隊2隊	
中高層建物火災 (市街地)	市域北部を除く全域	第1出動	消防隊4隊(直近:川西市、宝塚市) 特別救助隊1隊 指揮支援隊1隊 救急隊1隊 はしご隊1隊	宝塚市から選別される消防隊は2隊まで
		第2出動	消防隊1隊	

中高層建物火災 (北部)	丸山台、美山台、一庫、笹部、山下町、緑が丘、下財町、山原、大和、山下、見野、国崎、黒川、横路、東畦野、石道、清和台、赤松、虫生、けやき坂	第1出動	消防隊4隊 特別救助隊1隊 指揮支援隊1隊 救急隊1隊 はしご隊1隊 猪名川町消防隊1隊(応援)	
		第2出動	消防隊1隊	

(3) 猪名川町

災害区分	対象区域	出動区分	出動隊	備考
建物火災	松尾台、伏見台、原、内馬場、民田、上阿古谷、下阿古谷、紫合、荘苑、広根、上野、柏梨田、猪淵、銀山、若葉、白金、差組、肝川、つつじが丘、猪名川台	第1出動	消防隊2隊 救急隊1隊 川西市消防隊1隊(応援)	
		応援出動	川西市消防隊1隊(応援)	
	南田原、北野、北田原、万善、槻並、木津、木間生	第1出動	消防隊2隊 救急隊1隊 宝塚市消防隊1隊(応援)	
		応援出動	川西市消防隊1隊(応援)	
	朽原、林田、笹尾、清水、清水東、仁頂寺、旭ヶ丘、島、鎌倉、西畑、柏原、杉生	第1出動	消防隊2隊 救急隊1隊 宝塚市消防隊1隊(応援)	
		応援出動	川西市消防隊1隊(応援)	
	中高層建物火災	第1出動	消防隊1隊 はしご隊1隊 救急隊1隊 川西市消防隊1隊(応援)	

第5部 相互協力・広域応援受入体制

	山、若葉、白金、差組、肝川、つつじが丘、猪名川台	応援出動	川西市消防隊1隊（応援）	
	南田原、北野、北田原、万善、槻並、木津、木間生	第1出動	消防隊1隊 はしご隊1隊 救急隊1隊 宝塚市消防隊1隊（応援）	
		応援出動	川西市消防隊1隊（応援）	
	朽原、林田、笹尾、清水、清水東、仁頂寺、旭ヶ丘、島、鎌倉、西畑、柏原、杉生	第1出動	消防隊2隊 救急隊1隊 宝塚市消防隊1隊（応援）	
		応援出動	川西市消防隊1隊（応援）	

5-2-9 宝塚市、川西市及び猪名川町における消防の連携・協力に関する協定に基づく相互応援（救急）に関する覚書

宝塚市、川西市及び猪名川町における消防の連携・協力に関する協定に基づく相互応援（救急）に関する覚書

（趣旨）

第1条 この覚書は、宝塚市、川西市及び猪名川町における消防の連携・協力に関する協定書（令和元年8月28日締結。以下「協定書」という。）第6条の規定に基づく消防の連携・協力のうち、救急に係る応援出動について必要な事項を定めるものとする。

（応援体制）

第2条 協定書第2条第2号に規定する応援出動は、別表に定める基準により行うものとする。

（救急活動の指揮）

第3条 応援市町の救急隊（以下「応援隊」という。）は、原則として応援隊の長が指揮を執るものとする。

2 PA出動等において、受援市町から隊が出動した場合には、応援隊及び受援市町の隊の長は、相互に協力して活動するよう指揮を執るものとする。

（応援の困難）

第4条 協定書第2条に規定する業務に重大な支障とは、次の各号に定めるとおりとする。

- （1） 応援市町において大規模災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合
- （2） その他やむを得ない事情がある場合

（応援の中断）

第5条 応援市町の都合で応援隊を帰署（所）させるべき特別の事態が生じた場合においては、応援市町の消防長は、受援市町の消防長と協議のうえ応援を中断することができるものとする。

（応援に係る経費）

第6条 応援の実施に要した経費の負担は、次の各号に定めるとおりとする。

- （1） 応援市町において負担する経費

- ア 公務災害補償に要する経費
- イ 旅費及び出動手当
- ウ 受援市町への移動中に第三者に与えた損害の賠償に要する経費
- エ 被服の損料等
- オ 車両の燃料費（活動中に調達したものを除く。）
- カ 車両及び資機材の修理費
- キ 救急処置に使用した消耗品費
- ク 救急現場において、救急救命士が行う特定行為に関する医師の指示料
- ケ 救急活動中に第三者に与えた損害（医療事故を含む。）の賠償に要する経費等 ただし、応援市町に対して保険会社等から当該損害を対象として支払われる保険金等の額を上限とする。

(2) 応援市町において負担する経費

ア 車両の燃料費（活動中に調達したものに限る。）

イ 食料費

ウ 賞じゅつ金、見舞金

エ 救急活動中に第三者に与えた損害の賠償に要する経費等のうち、応援市町に対して保険会社等から当該損害を対象として支払われる保険金等の額を超える部分の額。

ただし、応援市町の故意又は重大な過失に基づく損害賠償に要する経費は、応援市町の負担とする。

オ 特別に必要なとなった車両及び資機材の修理費

2 前項の規定に疑義が生じた場合又は前項に規定する以外の経費が発生したときは、応援市町と応援市町の消防長が協議して負担割合及び負担額を定めるものとする。

（指令センターへの連絡）

第7条 応援隊の長は、現場に到着したとき、搬送病院が決定したとき及び連絡が必要と認められる事項が発生したときは、遅滞なく車両運用端末装置（A V M）、消防救急無線等により、指令センターに連絡するものとする。

（搬送病院の確保、医師の指示体制）

第8条 傷病者の搬送医療機関の確保、連絡については、原則として応援隊において行うものとする。ただし、傷病者に適切に対応するため必要があると認めるときは、指令センターと緊密に連携して行うものとし、また、特定救急の場合は、各出動隊が協力して行うものとする。

2 救急現場において応援隊の救急救命士が行う特定行為に係る指示は、原則として応援市町が契約する医療機関の医師から受けるものとする。

（活動報告）

第9条 応援市町は、応援隊が所属する消防署所に帰署（所）したときは、速やかに応援活動の概要を応援市町に報告するものとする。

（訓練等の実施）

第10条 協定市町は、この協定書に基づく応援の実施が円滑に行われるよう協定市町管内の地理等の調査について協議して計画を定め、これに基づいて調査を実施するものとする。

2 協定市町は、必要に応じて合同救急訓練を実施するものとする。

（会議の開催）

第11条 協定書に規定する応援の実施が円滑に行われるように、協定市町間において会議を開催するものとする。

（協議）

第12条 この覚書に係る疑義又は改廃については、その都度協定市町の消防長による協議のうえ決定するものとする。

附 則

（効力発生日）

1 この覚書は、令和7年4月1日からその効力を生ずるものとする。

（旧覚書の廃止）

(旧覚書の廃止)

- 2 宝塚市、川西市及び猪名川町における消防の連携・協力に関する協定に基づく相互応援(救急)に関する覚書(令和4年2月8日締結)は、廃止する。

(保管)

- 3 本覚書の成立を証するため、本書3通を作成し、協定市町の消防長が記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和7年3月4日

宝塚市消防本部

消 防 長 高 橋 康 宏

川西市消防本部

消 防 長 石 倉 和 也

猪名川町消防本部

消 防 長 向 井 文 雄

第5部 相互協力・広域応援受入体制

別表

市町境界における救急応援出動基準

1 出動基準

協定市町の市町境界地域において管轄署所の救急車が出動中、当該地域でさらに救急事案が発生した場合、その市町の救急車が遠隔署所に待機状態であっても、救急車の現場到着時間を短縮するため、原則として、宝塚市・川西市・猪名川町消防指令センターの高機能消防指令システムを活用して、当該地域に近接している隣接市町の消防署所から、救急応援出動を実施するものとする。

なお、協定市町の市町境界地域において管轄署所の救急車が出動中以外るとき、発災地消防本部の救急車の出動車両選別については、直近選別とする。

また、特定救急出動のうち、傷病者が心肺停止状態（疑い含む）の救急活動を支援する消防車の出動についても、同様に現場到着時間を短縮するため、同システムを活用した直近応援出動を実施するものとする。

2 出動基準表

(1) 宝塚市

災害種別	災害区分	対象区域	出動隊	救急車選別条件	選別順位
P A	C P A	応援協定に基づく出動区域以外の区域	救急隊1隊 消防隊1隊 (直近：宝塚市、川西市)		
		雲雀丘1～4丁目 雲雀丘山手1～2丁目 花屋敷つつじが丘 花屋敷荘園1～4丁目 花屋敷松ガ丘・緑ガ丘 長尾台1～2丁目 ふじが丘 切畑字長尾山5番地の一部 ・花屋敷栄光園 ・愛宕原ゴルフ倶楽部 及びその周辺 ・川西市満願寺町南側に隣接する住宅	救急隊1隊 (応援：川西市南消防署) 消防隊1隊 (直近：宝塚市、川西市)	雲雀丘出張所及び宝塚市東消防署の救急車が出動中に、雲雀丘地域で救急が発生した際、川西市南消防署から応援出動する。ただし、川西市南消防署の救急車が同署に待機状態のみ選別対象とし、川西市の待機救急車が1台の時は応援出動しない。	1 雲雀丘出張所救急車 2 宝塚市東消防署救急車 3 川西市南消防署救急車 4 宝塚市直近救急車

		香合新田、上佐曾利、 下佐曾利、長谷・芝辻 新田、大原野、波豆、 境野	救急隊 1 隊 (応援：猪名川町 北出張所) 消防隊 1 隊	西谷出張所の救急車が 出動中に、境野以北地 域で救急が発生した 際、猪名川町北出張所 から応援出動する。た だし、猪名川町北出張 所の救急車が同出張所 に待機状態のみ選別対 象とし、猪名川町の待 機救急車が 1 台の時は 応援出動しない。	1 西谷出張所救 急車 2 猪名川町北出 張所救急車 3 宝塚市直近救 急車
災害種 別	災害区 分	対象区域	出動隊	救急車選別条件	選別順位
救急	火災・ 高速 SA を除く	応援協定に基づく出動 区域以外の区域	救急隊 1 隊		
		雲雀丘 1～4 丁目 雲雀丘山手 1～2 丁目 花屋敷つつじが丘 花屋敷荘園 1～4 丁目 花屋敷松ガ丘・緑ガ丘 長尾台 1～2 丁目 ふじが丘 切畑字長尾山 5 番地の 一部 ・花屋敷栄光園 ・愛宕原ゴルフ倶楽部 及びその周辺 ・川西市満願寺町南側 に隣接する住宅	救急隊 1 隊 (応援：川西市南 消防署)	雲雀丘出張所及び宝塚 市東消防署の救急車が 出動中に、雲雀丘地域 で救急が発生した際、 川西市南消防署から応 援出動する。ただし、 川西市南消防署の救急 車が同署に待機状態の み選別対象とし、川西 市の待機救急車が 1 台 の時は応援出動しな い。	1 雲雀丘出張所 救急車 2 宝塚市東消防 署救急車 3 川西市南消防 署救急車 4 宝塚市直近救 急車
		香合新田、上佐曾利、 下佐曾利、長谷・芝辻 新田、大原野、波豆、 境野	救急隊 1 隊 (応援：猪名川町 北出張所)	西谷出張所の救急車が 出動中に、境野以北地 域で救急が発生した 際、猪名川町北出張所 から応援出動する。た だし、猪名川町北出張	1 西谷出張所救 急車 2 猪名川町北出 張所救急車 3 宝塚市直近救 急車

第5部 相互協力・広域応援受入体制

				所の救急車が同出張所に待機状態のみ選別対象とし、猪名川町の待機救急車が1台の時は応援出動しない。	

(2) 川西市

災害種別	災害区分	対象区域	出動隊	救急車選別条件	選別順位
P A	C P A	応援協定に基づく出動区域以外の区域	救急隊1隊 消防隊1隊（直近：宝塚市、川西市、猪名川町） ※直近で宝塚市又は猪名川町の消防隊を選別した場合は、川西市の消防隊も直近1隊同時出動する。		
		久代1～6丁目 東久代1～2丁目	救急隊1隊（応援：宝塚市東消防署） 消防隊1隊（直近：宝塚市、川西市） ※直近で宝塚市の消防隊を選別した場合は、川西市の消防隊も直近1隊同時出動する。	久代出張所及び川西市南消防署の救急車が出動中に、久代地域で救急が発生した際、宝塚市東消防署から応援出動する。ただし、宝塚市東消防署の救急車が同署に待機状態のみ選別対象とし、宝塚市の待機救急車が1台の時は応援出動しない。	1 久代出張所救急車 2 川西市南消防署救急車 3 宝塚市東消防署救急車 4 川西市直近救急車

		丸山台 1～3 丁目 美山台 1～3 丁目 一庫 一庫 1～3 丁目	救急隊 1 隊（応援：猪名川町消防署） 消防隊 1 隊（直近：川西市、猪名川町） ※直近で猪名川町の消防隊を選別した場合は、川西市の消防隊も直近 1 隊同時出動する。	川西市北消防署の救急車が出動中に、日生及び一庫地域で救急が発生した際、猪名川町消防署から応援出動する。ただし、猪名川町消防署の救急車が同署に待機状態のみ選別対象とし、猪名川町の待機救急車が 1 台の時は応援出動しない。	1 川西市北消防署救急車 2 猪名川町消防署救急車 3 川西市直近救急車
救急	火災・高速 S A を除く	応援協定に基づく出動区域以外の区域	救急隊 1 隊		
		久代 1～6 丁目 東久代 1～2 丁目	救急隊 1 隊（応援：宝塚市東消防署）	久代出張所及び川西市南消防署の救急車が出動中に、久代地域で救急が発生した際、宝塚市東消防署から応援出動する。ただし、宝塚市東消防署の救急車が同署に待機状態のみ選別対象とし、宝塚市の待機救急車が 1 台の時は応援出動しない。	1 久代出張所救急車 2 川西市南消防署救急車 3 宝塚市東消防署救急車 4 川西市直近救急車
		丸山台 1～3 丁目 美山台 1～3 丁目 一庫 一庫 1～3 丁目	救急隊 1 隊（応援：猪名川町消防署）	川西市北消防署の救急車が出動中に、日生及び一庫地域で救急が発生した際、猪名川町消防署から応援出動する。ただし、猪名川町消防署の救急車が同署に待機状態のみ選別対象とし、猪名川町の待機救急車が 1 台の時は応援出動しない。	1 川西市北消防署救急車 2 猪名川町消防署救急車 3 川西市直近救急車

第5部 相互協力・広域応援受入体制

(3) 猪名川町

災害 種別	災害区 分	対象区域	出動隊	救急車選別条件	選別順位
P A	C P A	応援協定に基づく出動 区域以外の区域	救急隊1隊 消防隊1隊（直 近：猪名川町、川 西市）		
		松尾台 伏見台 内馬場・原 紫合 荘苑 北野 柏梨田 上野	救急隊1隊（応 援：川西市北消防 署） 消防隊1隊（直 近：猪名川町、川 西市）	猪名川町消防署の救急 車が出動中に、日生及 び紫合周辺地域で救急 が発生した際、川西市 北消防署から応援出動 する。ただし、川西市 北消防署の救急車が同 署に待機状態のみ選別 対象とし、川西市の待 機救急車が1台の時は 応援出動しない。	1 猪名川町消防 署救急車 2 川西市北消防 署救急車 3 猪名川町北出 張所救急車
		杉生・鎌倉 柏原・西畑 仁頂寺・旭ヶ丘 島 清水・清水東 笹尾 朽原・林田	救急隊1隊（応 援：宝塚市西谷出 張所） 消防隊1隊	猪名川町北出張所の救 急車が出動中に、朽原 以北地域で救急が発生 した際、宝塚市西谷出 張所から応援出動す る。ただし、宝塚市西 谷出張所の救急車が同 出張所に待機状態のみ 選別対象とし、宝塚市 の待機救急車が1台の 時は応援出動しない。	1 猪名川町北出 張所救急車 2 宝塚市西谷出 張所救急車 3 猪名川町消防 署救急車
救急	火災・ 高速S	応援協定に基づく出動 区域以外の区域	救急隊1隊		

	Aを除く	松尾台 伏見台 内馬場・原 紫合 荘苑 北野 柏梨田 上野	救急隊1隊（応援：川西市北消防署）	猪名川町消防署の救急車が出動中に、日生及び紫合周辺地域で救急が発生した際、川西市北消防署から応援出動する。ただし、川西市北消防署の救急車が同署に待機状態のみ選別対象とし、川西市の待機救急車が1台の時は応援出動しない。	1 猪名川町消防署救急車 2 川西市北消防署救急車 3 猪名川町北出張所救急車
		杉生・鎌倉 柏原・西畑 仁頂寺・旭ヶ丘島 清水・清水東 笹尾 朽原・林田	救急隊1隊（応援：宝塚市西谷出張所）	猪名川町北出張所の救急車が出動中に、朽原以北地域で救急が発生した際、宝塚市西谷出張所から応援出動する。ただし、宝塚市西谷出張所の救急車が同出張所に待機状態のみ選別対象とし、宝塚市の待機救急車が1台の時は応援出動しない。	1 猪名川町北出張所救急車 2 宝塚市西谷出張所救急車 3 猪名川町消防署救急車

5-2-10 中国道のうち兵庫県の区域における消防相互応援に関する協定

中国自動車道のうち兵庫県の区域における消防相互応援協定

消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、中国自動車道（以下「中国道」という。）のうち、兵庫県の区域における消防及び救急業務（以下「消防業務等」という。）の実施とその処理について、川西市、伊丹市、宝塚市、西宮市、三田市、神戸市、三木市、北はりま消防組合、姫路市、西はりま消防組合（以下「市等」という。）の相互間において、次のとおり消防相互応援協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、中国道のうち兵庫県の区域における消防業務等の円滑化をはかるため、市等が相互に応援することを目的とする。

（応援の種別及び方法）

第2条 応援の種別及び方法は、次のとおりとする。

（1）通常応援

市等が、別表応援市等名の欄の区分に従い、同表応援区域の欄に掲げる区域内で発生した火災又は救急事故等（以下「災害」という。）を覚知した場合（当該災害発生地を管轄する市等からの応援要請があった場合を含む。）に、消防隊又は救急隊（以下「消防隊等」という。）を出動させる応援

（2）特別応援

市等が、中国道（この協定に定める応援区域に限る。）において前号に規定する通常応援では対処することが出来ない災害が発生した場合に、当該災害発生地を管轄する消防長又は前号の規定により応援出動した市等の消防長の要請により消防隊等を出動させる応援

（応援の出動隊）

第3条 前条各号の規定により応援出動する消防隊等は、原則として常備消防機関の消防隊等とする。

（特別応援の要請）

第4条 第2条第2号に規定する特別応援の要請は、市等の消防本部を通じて行うものとする。

（応援隊の指揮）

第5条 応援出動した消防隊等の指揮は、災害発生地を管轄する市等の長の委任を受けた消防長があたるものとする。

(災害(救急事故を除く。)の事務処理)

第6条 火災鎮火後の事務処理は、当該災害が発生した区域を管轄する消防本部が行うものとする。

(救急事故の事務処理)

第7条 救急事故の事務処理は、原則として当該救急事故を取り扱った消防本部が行うものとする。ただし、大規模な多重衝突事故、社会的に影響が大きな事故等については、当該救急事故の発生した区域を管轄する消防本部が行うものとする。

(応援に要する経費の負担)

第8条 この協定に基づく応援経費の負担は、次の各号に掲げるところによる。

(1) 消防職員の公務災害補償

地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)の規定に基づき応援市等が負担する。

(2) 車両及び機械器具等の燃料費等

車両及び機械器具等の燃料費並びに現場活動中における故障又は小破損の修理費は、応援市等が負担する。

(3) 旅費及び出動手当

消防職員の旅費及び出動手当に要する費用は、応援市等が負担する。

(4) 化学消火薬剤費等

化学消火薬剤費等は受援市等が負担する。

(5) 現場活動中において第三者に与えた損失補償

現場において応援業務従事中に生じた第三者に対する損失の補償は、受援市等が負担する。

(6) 交通事故による損害賠償等

受援市等への往復途上における交通事故により自ら損害を被り、又は第三者に損害を与えた場合の賠償等については、応援市等が負担する。

2 前項に定めるもののほか、必要な経費の負担については、応援市等と受援市等が協議するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度市等が協議のうえ定めるものとする。

(委任)

第10条 この協定の実施要領その他必要な事項については、市等の消防長が協議して定めるものとする。

附 則

(実施期日)

1 この協定は、平成27年 9月26日から実施する。

第5部 相互協力・広域応援受入体制

(旧協定の廃止)

- 2 中国自動車道のうち兵庫県の区域における消防相互応援に関する協定（平成26年3月31日締結）は廃止する。

(経費負担)

- 3 この協定の締結前に廃止前の中国自動車道のうち兵庫県の区域における相互応援協定に基づいて行った応援の経費の負担については、旧協定の例による。

(保管)

- 4 本協定の成立を証するため、この協定書10通を作成し、市等において各1通を保有する。

平成27年 9月26日

川 西 市 長

大 塩 民 生

伊 丹 市 長

藤 原 保 幸

宝 塚 市 長

中 川 智 子

西 宮 市 長

今 村 岳 司

三 田 市 長 森 哲 男

神 戸 市 長 久 元 喜 造

三 木 市 長 藪 本 吉 秀

北はりま消防組合管理者

加 東 市 長 安 田 正 義

姫 路 市 長 石 見 利 勝

西はりま消防組合管理者 栗 原 一

別表（第2条関係）

通常応援出動区分表

応援市等名	応援区域
宝塚市	下り線のうち宝塚市と西宮市の境界から西宮北インターチェンジまでの区間
西宮市	上り線のうち西宮市と宝塚市の境界から宝塚インターチェンジまでの区間及び下り線のうち西宮市と神戸市の境界から神戸三田インターチェンジまでの区間
三田市	上り線のうち神戸三田インターチェンジから西宮北インターチェンジまでの区間及び吉川ジャンクションの舞鶴若狭自動車道上り線から中国自動車道上下線に通じるランプ出口までの区間
神戸市	下り線のうち神戸市と三木市の境界から吉川インターチェンジまでの区間
三木市	上り線のうち三木市と神戸市の境界から神戸三田インターチェンジまでの区間及び下り線のうち三木市と加東市の境界からひょうご東条インターチェンジまでの区間
北はりま消防組	上り線のうち加東市と三木市の境界から吉川インターチェンジまでの区間及び下り線のうち加西市と福崎町の境界から福崎インターチェンジまでの区間
姫路市	上り線のうち福崎町と加西市の境界から加西インターチェンジまでの区間及び下り線のうち姫路市と宍粟市の境界から山崎インターチェンジまでの区間
西はりま消防組	上り線のうち姫路市と宍粟市の境界から夢前スマートインターチェンジ（※）までの区間

（※）夢前スマートインターチェンジについては、姫路市及び西はりま消防組合との協議により活用することとした。

応援出動区域（参考）

インターチェンジ名		美 佐 山 福 加 滝 吉 ひ 吉 神 西 宝 池 作 用 崎 崎 西 野 ・ 社 郷 川 戸 ・ 宮 塚 田 ○ — ○ — ○ — ○ — ○ — ○ — ○ — ○ — ○ — ○ — ○																			
行政区 域	市町名 km	作 東 町	上 月 町	佐 用 町	南 光 町	山 崎 町	安 富 町	夢 前 町	香 寺 町	福 崎 町	加 西 市	滝 野 町	社 東 条 町	吉 川 町	神 戸 市	西 宮 市	宝 塚 市	伊 丹 市	宝 塚 市	川 西 市	池 田 市
		一	7 6.	9 8.	2 2.	0 15.	0 4.	1 8.	2 1.	8 7.	1 12.	0 4.	1 8.	4 5.	4 7.	8 8.	6 9.	7 4.	4 1.	0 1.	5 1.
通 常	上 り	消岡山 防組英 山田 合圏 域		政佐 事用 務郡 組広 合域 行		事突 務粟 組広 合域 消 防		組中 合播 消 防 事 務		加 西 市		組加 合東 行 政 事 務		三 木 市		三 田 市		西 宮 市		宝 塚 市	
	下 り	政佐 事用 務郡 組広 合域 行		事突 務粟 組広 合域 消 防		組中 合播 消 防 事 務		加 西 市		組加 合東 行 政 事 務		三 木 市		神 戸 市		西 宮 市		宝 塚 市		大 阪 府 池 田 市	
特 別 応 援	上 り	要 請 を 受 け た 消 防 本 部																			
	下 り																				

5-2-11 中国道のうち兵庫県の区域における消防相互応援に基づく覚書

中国自動車道のうち兵庫県の区域における消防相互応援協定に基づく覚書

中国自動車道のうち兵庫県の区域における消防相互応援協定第10条の規定に基づき、川西市、伊丹市、宝塚市、西宮市、三田市、神戸市、三木市、北はりま消防組合、姫路市、西はりま消防組合（以下「市等」という。）の消防本部相互間において、次のとおり覚書を締結する。

（通常応援の通報）

第1条 消防本部は、協定第2条第1号に規定する通常応援に出動したときは、直ちにその旨を応援を受けた消防本部（以下「受援消防本部」という。）へ通報するものとする。

（特別応援の要請方法）

第2条 協定第4条に規定する特別応援の要請は、次の各号に掲げる事項を明示して行うものとする。

- （1）災害の種別、場所及びその概要
- （2）応援に必要な人員、機械器具及び消火薬剤
- （3）誘導員の配置状況
- （4）応援要請連絡担当者の所属及び氏名
- （5）その他応援要請に必要な事項

（特別応援の通報）

第3条 消防本部は、協定第2条第2号に規定する特別応援に出動したときは、直ちにその旨を受援消防本部へ通報するものとする。

（応援活動概要等の通知）

第4条 応援を行った消防本部（以下「応援消防本部」という。）は、応援隊が帰署したときは、すみやかに応援活動の概要を別記様式により、電話又はファクシミリで受援消防本部に通知するものとする。

2 応援消防本部は、救急事故を取り扱ったときは、必要に応じ関係各機関に連絡するものとする。

（火災の処理結果の通報）

第5条 応援消防本部は、火災の処理を行ったときは、火災報告取扱要領（平成6年4月21日付消防災第100号）に基づく所定の様式によるほか、火災調査上必要な事項について受援消防本部に書面で通報するものとする。

（医療機関）

第6条 消防本部は、中国道における災害時の医療機関をあらかじめ選定し、その所在地等関係事項を調査のうえ、相互に情報交換するものとする。

2 前項に規定する調査事項について変更がある場合は、その都度連絡するものとする。

（協議）

第7条 この覚書の実施に関し必要な事項は、市等の消防長が協議して定める。

附 則

（実施期日）

1 この覚書は、平成26年3月31日から実施する。

(旧覚書の廃止)

2 中国道のうち兵庫県の区域における消防相互応援に関する協定に基づく覚書（平成19年5月29日締結）は廃止する。

(保管)

3 本覚書の成立を証するため、この覚書10通を作成し、各消防本部において各1通を保有する。

平成29年2月6日

川西市消防長

伊丹市消防長

宝塚市消防長

西宮市消防長

三田市消防長

神戸市消防長

三木市消防長

北はりま消防組合消防

姫路市消防長

西はりま消防組合消防長

第5部 相互協力・広域応援受入体制

別記様式（第4条関係）

応援（火災・救急・救助・その他）即時通報

応援 消防本部				受 援 消防本部			
発 生 地	対象名 業態 氏名 () 歳						
発生年月日	年 月 日			出 動 部 隊			
出火・発生時刻 覚知時刻 鎮火・救急の搬送時刻	時 分 時 分 時 分			消防吏員	名	台	
				高速会社	名	台	
				警察官	名	台	
				その他	名	台	
災害等の概要							
心 援 隊							
出動隊名	人員	出動時刻	帰署時刻	放水時刻		消火薬剤	備考
				開始	終了		
部 隊 の 活 動 状 況							
特 記 事 項							
発信取扱者 所属・氏名				受信取扱者 所属・氏名			

5-2-12 中国道における消防及び救急等の業務に関する覚書

中国自動車道における消防及び救急等の業務に関する覚書

川西市、伊丹市、宝塚市、西宮市、三田市、神戸市、三木市、北はりま消防組合、姫路市、西はりま消防組合の各消防本部（以下「消防本部」という。）、兵庫県企画県民部（以下「県」という。）及び西日本高速道路株式会社関西支社（以下「会社」という。）は中国自動車道（以下「中国道」という。）のうち兵庫県の区域における消防及び救急業務（以下「消防業務等」という。）を迅速かつ適切に実施するため、次の事項について相互に協力するものとする。

（消防業務等の実施）

第1条 消防本部は、火災又は救急事故等（以下「災害」という。）を覚知した場合、原則として上下線方式により消防業務等を実施するものとする。

（通行方法）

第2条 消防隊及び救急隊（以下「消防隊等」という。）が現場に出動する場合は、原則として道路の通行方法に従うものとする。

（訓練等）

第3条 消防本部は、消防業務等に関する訓練、査察等を実施する場合は、あらかじめ会社に連絡するものとする。

（会社）

第4条 会社は、消防業務等の遂行について消防本部と協力して対処するとともに、次の事項について消防本部の実施する消防業務等が迅速かつ適切に遂行できるよう努めるものとする。

- （1）消防本部との緊急連絡用に設置された通信施設の維持管理
- （2）消防水利施設等の維持管理及び充実強化
- （3）消防本部に対する災害の的確な通報及び必要な情報の提供
- （4）災害の現場における交通整理並びに消防隊等に対する誘導及び支援
- （5）消防本部の実施する訓練、査察等に対する施設利用等の協力

（県）

第5条 県は、災害が発生した場合の消防業務等の遂行に伴う諸問題について、関係機関との連絡調整に努めるものとする。

（情報交換）

第6条 消防本部、県及び会社は、災害が発生した場合の消防業務等の遂行に伴う諸問題について、相互に必要な情報の交換を行うものとする。

（協議）

第7条 この覚書に定めのない事項又は疑義を生じたときは、その都度協議のうえ決定するものとする。

附 則

（実施期日）

- 1 この覚書は、平成26年3月31日から実施する。

（旧覚書の廃止）

- 2 中国道における消防及び救急等の業務に関する覚書（平成19年6月7日締結）は廃止する。

（保管）

- 3 本覚書の成立を証するため、この覚書12通を作成し、各1通を保有する。

平成26年3月31日

川西市消防長

神戸市消防長

兵庫県防災監

伊丹市消防長

三木市消防長

宝塚市消防長

北はりま消防組合消防長

西日本高速道路株式会社

西宮市消防長

姫路市消防長

関西支社道路管制セン

三田市消防長

西はりま消防組合消防長

ター長

5-2-13 近畿自動車道名古屋神戸線（新名神高速道路）のうち兵庫県の区域における消防相互応援協定

近畿自動車道名古屋神戸線（新名神高速道路）のうち
兵庫県の区域における消防相互応援協定

消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、近畿自動車道名古屋神戸線のうち、兵庫県の区域（以下「新名神高速道路」という。）における消防及び救急業務（以下「消防業務等」という。）の実施とその処理について、川西市、猪名川町、宝塚市、西宮市、三田市及び神戸市（以下「市町」という。）の相互間において、次のとおり消防相互応援協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、新名神高速道路における消防業務等の円滑化を図るため、市町が相互に応援することを目的とする。

（応援の種別及び方法）

第2条 応援の種別及び方法は、次のとおりとする。

（1）通常応援

市町が、別表応援市町名の欄の区分に従い、同表応援区域の欄に掲げる区域内で発生した火災又は救急事故等（以下「災害」という。）を覚知した場合（当該災害発生地を管轄する市町からの応援要請があった場合を含む。）に、消防隊又は救急隊（以下「消防隊等」という。）を出動させる応援

（2）特別応援

市町が、新名神高速道路において前号に規定する通常応援では対処することが出来ない災害が発生した場合に、当該災害発生地を管轄する消防長又は前号の規定により応援出動した市町の消防長の要請により消防隊等を出動させる応援

（応援の出動隊）

第3条 前条各号の規定により応援出動する消防隊等は、原則として常備消防機関の消防隊等とする。

（特別応援の要請）

第4条 第2条第2号に規定する特別応援の要請は、市町の消防本部を通じて行うものとする。

（応援隊の指揮）

第5条 応援出動した消防隊等の指揮は、災害発生地を管轄する市町の長の委任を受けた消防長があたるものとする。

（災害（救急事故を除く。）の事務処理）

第6条 災害（救急事故を除く。）の事務処理は、当該災害が発生した区域を管轄する消防本部が行うものとする。

（救急事故の事務処理）

第7条 救急事故の事務処理は、原則として当該救急事故を取り扱った消防本部が行うものとする。ただし、大規模な多重衝突事故、社会的に影響が大きな事故等については、当該救急事故の発生した区域を管轄する消防本部が行うものとする。

（応援に要する経費の負担）

第8条 この協定に基づく応援経費の負担は、次の各号に掲げるところによる。

（1）消防職員の公務災害補償

地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の規定に基づき応援市町が負担する。

（2）車両及び機械器具等の燃料費等

車両及び機械器具等の燃料費並びに現場活動中における故障又は小破壊の修理費は、応援市町が負担する。

（3）旅費及び出動手当

消防職員の旅費及び出動手当に要する費用は、応援市町が負担する。

（4）化学消火薬剤費等

化学消火薬剤費等は受援市町が負担する。

（5）現場活動中において第三者に与えた損失補償

現場において応援業務従事中に生じた第三者に対する損失の補償は、受援市町が負担する。

（6）交通事故による損害賠償等

受援市町への往復途上における交通事故により自ら損害を被り、又は第三者に損害を与えた場合の賠償等については、応援市町が負担する。

2 前項に定めるもののほか、必要な経費の負担については、応援市町と受援市町が協議するものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度市町が協議のうえ定めるものとする。

（委任）

第10条 この協定の実施要領その他必要な事項については、市町の消防長が協議して定めるものとする。

附 則

（実施期日）

1 この協定は、平成30年3月18日から実施する。

(保管)

- 2 本協定の成立を証するため、この協定書6通を作成し、市町において各1通を保有する。

平成30年3月18日

川 西 市 長	大 塩 民 生
猪 名 川 町 長	福 田 長 治
宝 塚 市 長	中 川 智 子
西宮市長職務代理者	
西 宮 市 副 市 長	松 永 博
三 田 市 長	森 哲 男
神 戸 市 長	久 元 喜 造

別表（第2条関係）

通常応援出動区分表

応援市町名	応援区域
川西市	・新名神高速道路下り線のうち、川西市と猪名川町の境界から、神戸ジャンクションの新名神高速道路下り線に合流するランプ出口との合流点までの区間 ・神戸ジャンクションのうち、新名神高速道路下り線との分岐点から、中国自動車道上り線に合流するランプ出口までの区間 ・神戸ジャンクションのうち、新名神高速道路下り線との分岐点から、中国自動車道下り線に合流するランプ出口までの区間
西宮市	・神戸ジャンクションのうち、中国自動車道下り線との分岐点から、新名神高速道路上り線に合流するランプ出口までの区間
三田市	・神戸ジャンクションのうち、中国自動車道上り線との分岐点から、新名神高速道路上り線に合流するランプ出口までの区間 ・神戸ジャンクションのうち、中国自動車道上り線との分岐点から、山陽自動車道下り線との境界までの区間
神戸市	・新名神高速道路上り線のうち、神戸市と宝塚市の境界から、川西インターチェンジまでの区間

5-2-14 近畿自動車道名古屋神戸線（新名神高速道路）のうち兵庫県の区域における消防相互応援協定に基づく覚書

近畿自動車道名古屋神戸線（新名神高速道路）のうち
兵庫県の区域における消防相互応援協定に基づく覚書

近畿自動車道名古屋神戸線のうち兵庫県の区域（以下「新名神高速道路」という。）における消防相互応援協定第10条の規定に基づき、川西市、猪名川町、宝塚市、西宮市、三田市及び神戸市（以下「市町」という。）の消防本部相互間において、次のとおり覚書を締結する。

（通常応援の通報）

第1条 消防本部は、協定第2条第1号に規定する通常応援に出動したときは、直ちにその旨を応援を受けた消防本部（以下「受援消防本部」という。）へ通報するものとする。

（特別応援の要請方法）

第2条 協定第4条に規定する特別応援の要請は、次の各号に掲げる事項を明示して行うものとする。

- （1）災害の種別、場所及びその概要
- （2）応援に必要な人員、機械器具及び消火薬剤
- （3）誘導員の配置状況
- （4）応援要請連絡担当者の所属及び氏名
- （5）その他応援要請に必要な事項

（特別応援の通報）

第3条 消防本部は、協定第2条第2号に規定する特別応援に出動したときは、直ちにその旨を受援消防本部へ通報するものとする。

（応援活動概要等の通知）

第4条 応援を行った消防本部（以下「応援消防本部」という。）は、応援隊が帰署したときは、すみやかに応援活動の概要を別記様式により、電話、ファクシミリ又は電子メール等で受援消防本部に通知するものとする。

2 応援消防本部は、救急事故を取り扱ったときは、必要に応じ関係各機関に連絡するものとする。

（火災の処理結果の通報）

第5条 応援消防本部は、火災の処理を行ったときは、火災報告取扱要領（平成6年4月21日付消防災第100号）に基づく所定の様式によるほか、火災

調査上必要な事項について受援消防本部に書面で通報するものとする。

(医療機関)

第6条 消防本部は、新名神高速道路における災害時の医療機関をあらかじめ選定し、その所在地等関係事項を調査のうえ、相互に情報交換するものとする。

2 前項に規定する調査事項について変更がある場合は、その都度連絡するものとする。

(協議)

第7条 この覚書の実施に関し必要な事項は、市町の消防長が協議して定める。

附 則

(実施期日)

1 この覚書は、平成30年3月18日から実施する。

(保管)

2 本覚書の成立を証するため、この覚書6通を作成し、各消防本部において各1通を保有する。

平成30年3月18日

川 西 市 消 防 長	矢 内 光 彦
猪 名 川 町 消 防 長	奥 田 貢
宝 塚 市 消 防 長	石 橋 豊
西 宮 市 消 防 長	坂 本 健 治
三 田 市 消 防 長	仲 田 悟
神 戸 市 消 防 長	菅 原 隆 喜

第5部 相互協力・広域応援受入体制

別記様式（第4条関係）

応援（火災・救急・救助・その他）即時通報

応援 消防本部				受 消防本部			
発生地							
発生年月日	年 月 日			出 動 部 隊			
出火・発生時刻 覚知時刻 鎮火・救急の搬送時刻	時 時 分 時 分 分			消防吏員	名	台	
				高速会社	名	台	
				警察官	名	台	
				その他	名	台	
災害等の概要							
応援 隊							
出動隊名	人員	出動時刻	帰署時刻	放水時刻 開始 終了		消火 薬剤	備考
部隊の 活動状況							
特記事項							
発信取扱者 所属・氏名				受信取扱者 所属・氏名			

5-2-15 近畿自動車道名古屋神戸線（新名神高速道路）のうち兵庫県の区域における消防及び救急等の業務に関する覚書

近畿自動車道名古屋神戸線（新名神高速道路）のうち兵庫県の区域における消防及び救急等の業務に関する覚書

川西市、猪名川町、宝塚市、西宮市、三田市及び神戸市の各消防本部（以下「消防本部」という。）、兵庫県企画県民部（以下「県」という。）並びに西日本高速道路株式会社関西支社（以下「会社」という。）は近畿自動車道名古屋神戸線（新名神高速道路）のうち兵庫県の区域における消防及び救急等の業務（以下「消防業務等」という。）を迅速かつ適切に実施するため、次の事項について相互に協力するものとする。

（消防業務等の実施）

第1条 消防本部は、火災又は救急事故等（以下「災害」という。）を覚知した場合、原則として上下線方式により消防業務等を実施するものとする。

（通行方法）

第2条 消防隊及び救急隊（以下「消防隊等」という。）が現場に出動する場合は、原則として道路の通行方法に従うものとする。

（訓練等）

第3条 消防本部は、消防業務等に関する訓練、査察等を実施する場合は、あらかじめ会社に連絡するものとする。

（会社）

第4条 会社は、消防業務等の遂行について消防本部と協力して対処するとともに、次の事項について消防本部の実施する消防業務等が迅速かつ適切に遂行できるよう努めるものとする。

- （1）消防本部との緊急連絡用に設置された通信施設の維持管理
- （2）消防水利施設等の維持管理及び充実強化
- （3）消防本部に対する災害の的確な通報及び必要な情報の提供
- （4）災害の現場における交通整理並びに消防隊等に対する誘導及び支援
- （5）消防本部の実施する訓練、査察等に対する施設利用等の協力

（県）

第5条 県は、災害が発生した場合の消防業務等の遂行に伴う諸問題について、関係機関との連絡調整に努めるものとする。

（情報交換）

第5部 相互協力・広域応援受入体制

第6条 消防本部、県及び会社は、災害が発生した場合の消防業務等の遂行に伴う諸問題について、相互に必要な情報交換を行うものとする。

(協議)

第7条 この覚書に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度協議のうえ決定するものとする。

附 則

(実施期日)

1 この覚書は、平成30年3月18日から実施する。

(保管)

2 本覚書の成立を証するため、この覚書8通を作成し、各1通を保有する。

平成30年3月18日

川 西 市 消 防 長	矢 内 光 彦
猪 名 川 町 消 防 長	奥 田 貢
宝 塚 市 消 防 長	石 橋 豊
西 宮 市 消 防 長	坂 本 健 治
三 田 市 消 防 長	仲 田 悟
神 戸 市 消 防 長	菅 原 隆 喜
兵 庫 県 防 災 監	大 久 保 博 章
西日本高速道路株式会社	
関 西 支 社	
保全サービス事業部	
道路管制センター長	馬 場 敏 之

5-2-16 縦貫道路茨木市・宝塚IC巻における消防相互応援に関する協定書

縦貫道路茨木市（J12034）・宝塚インターチェンジ間
における消防相互応援に関する協定書

消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、中国縦貫自動車道路（以下「縦貫道路」という。）とその処理について、茨木市、吹田市、豊中市、池田市、川西市、伊丹市及び宝塚市（以下「協定各市」という。）の相互間において、次のとおり消防相互応援協定を締結する。

なお、本協定の成立を証するため、この協定書7通を作成し、協定各市において各1通を保有する。

昭和54年6月7日

茨木市	消 防 長	川西市	消 防 長
吹田市	消 防 長	伊丹市	消 防 長
豊中市	消 防 長	宝塚市	消 防 長
池田市	消 防 長		

（目的）

第1条 この協定は、縦貫道路茨木市（J12034）・宝塚インターチェンジ間における消防業務の円滑をはかるため協定各市が相互に応援することを目的とする。

（消防業務の責任）

第2条 消防業務の責任は、縦貫道路が通過する区域を管轄する市が負う。

（出動）

第3条 縦貫道路において、消防業務の応援要請を受けたとき又は事故を覚知したときは、本協定に基づく覚書に掲げる出動区分に従って直ちに出動するものとする。

（応援に要する経費）

第4条 応援に要する経費の負担については、法令その他別に定めがある場合を除くほか、次の各号に掲げるところにより負担するものとする。

（1）応援隊の旅費、補償費等

ア 応援隊の旅費及び諸手当は、応援市の負担とする。

イ 応援隊が消防業務に従事中第三者に損害を与えた場合は、被応援市の負担とする。ただし、交通事故により第三者に損害を与えた場合において、その損害の全額を被応援市の負担に帰し難い特別の理由がある場合は、応援市、被応援市双方協議するものとする。

（2）化学消火に要した薬剤等は、被応援市の負担とする。

（3）消防機械器具の破損又は故障を生じた場合の修理費及び期間の燃料費は、応援市の負担とする。ただし、その金額は応援市の負担に帰し難い場合は応援市、被応援市双方協議するものとする。

（その他）

第5条 この協定の実施要領その他必要な細目については、協定各市消防長において別に覚書を作成する。

付 則

1 この協定は、昭和54年6月7日から実施する。

2 縦貫道路吹田宝塚インターチェンジ間における消防相互応援に関する協定書（昭和48年8月1日）は、廃止する。

5-2-17 縦貫道路茨木市・宝塚IC間消防相互応援協定に基づく覚書

縦貫道路茨木市（J12034）・宝塚インターチェンジ間
における消防相互応援に関する協定に基づく覚書

縦貫道路（J12034）・宝塚インターチェンジ間における消防相互応援に関する協定（昭和54年6月7日締結。以下「協定」という。）第5条の規定に基づき、協定の実施要領その他必要な細目について、協定各市消防長との間に次のとおり覚書を交換する。

なお、本覚書の成立を証するため、この覚書7通を作成し、協定各市消防長において各1通を保有する。

昭和54年6月7日

茨木市 消防長	川西市 消防長
吹田市 消防長	伊丹市 消防長
豊中市 消防長	宝塚市 消防長
池田市 消防長	

（目的）

第1条 消防業務は、縦貫道路の沿線各市が協定した事項に基づいて実施するものとする。

（相互応援の出動区分）

第2条 協定に基づき出動する消防隊は、原則として常備消防機関の消防隊として、次に掲げる区分により別表に定める消防本部が出動するものとする。

（1）第1出動とは、インターチェンジ又はジャンクションを管轄する消防本部が単独で処理することができる事故の出動をいう。

（2）第2出動とは、インターチェンジ又はジャンクションを管轄する消防本部が単独で処理することが困難で他市に出動を要請する必要がある事故の出動をいう。

（火災事故の処理）

第3条 火災事故の消火活動については、前条に規定する区分により出動し、鎮火後の処理は当該区域を管轄する消防本部が行うものとする。

（救急事故の処理）

第4条 救急事故の処理は、その救急事故を取扱った消防本部が行う。

2 管轄外の救急事故を覚知したときは、直ちにその状況を相互に通報連絡するものとする。

3 第1項による事故処理を行う場合において、被救護者の住所、氏名、年令、傷病程度、治療日数等の一連の調査事務に長時間を要するときは、その管轄する消防本部に事務処理の一部を依頼することができる。

4 第1項により事故を取り扱ったときは、その取扱った消防本部は必要に応じ関係各機関に連絡するものとする。

（医療機関）

第5条 協定各市は相互に縦貫道路における災害時の医療機関をあらかじめ選定し、その所在地等関係事項を調査のうえ文書で互いに交換するとともに所在地を確認するものとする。

2 前項による医療機関の実態を常に把握し、収容不能の状態に至ったときは、相互に連絡

するものとする。

(指揮)

第6条 協定各市の消防隊が同時に出動し、消防業務にあたる場合の現場の指揮は、原則として事故発生地を管轄する消防長がこれにあたるものとする。

(その他)

第7条 この覚書に定めのない事項、又は疑義を生じたときは、その都度協定各市が協議して定めるものとする。

付 則

- 1 この覚書は、昭和54年6月7日から実施する。
- 2 縦貫道路吹田・宝塚インターチェンジ間における消防相互応援に関する協定に基づく覚書（昭和48年8月1日交換）は、廃止する。
- 3 縦貫道路吹田・宝塚インターチェンジ間における消防相互応援に関する協定に基づく覚書（昭和54年5月15日一部改正）は、廃止する。

別表

別 表

市別		宝塚市	伊丹市	川西市	池田市	豊中市	吹田市	茨木市
インタ名 ― チ ェ ン ジ称 等	― 中国道宝塚 I ・ C 							

5-2-18 大阪国際空港周辺都市航空機災害消防相互応援協定

大阪国際空港周辺都市航空機災害消防相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、大阪市、堺市、豊中市、東大阪市、池田市、吹田市、八尾市、松原市、柏原羽曳野藤井寺消防組合、高石市、尼崎市、西宮市、伊丹市、宝塚市、川西市（以下「15都市」という。）の区域内において、航空機の墜落等による大規模な災害（以下「航空機災害」という。）が発生した場合における消防相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

(応援要請)

第2条 この協定に基づく応援要請は、航空機災害が発生した都市（以下「受援市」という。）の消防長が、自己の消防力によって災害防ぎょ又は救助等が著しく困難と認める場合に、前条に規定する他の都市（以下「応援市」という。）の消防長に対して行うものとする。

2 前項に規定する応援要請は、電話等により次の事項を明確にして行うものとし、事後すみやかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の発生日時、場所及び状況
- (2) 必要とする人員、車両及び資器材等
- (3) 集結場所及び連絡担当者
- (4) その他必要事項

(応援隊の派遣)

第3条 受援市の消防長は、前条の規定により応援要請を受けたとき、業務に重大な支障がない限り応援を行うものとする。

なお、応援要請に応ずることができない場合は、その旨すみやかに受援市の消防長に通報するものとする。

(応援隊の指揮)

第4条 受援市における応援隊の指揮は、受援市の消防長又は消防署長が、応援隊の長に対して行うものとする。

(経費の負担)

第5条 応援出場に要する経費の負担については、次の区分によるものとする。

(1) 応援市の負担

- ア 消防機械器具の小破損の修理費
- イ 車両、資器材等の燃料費
- ウ 職員の出勤手当及び被服等についての諸経費（応援が長時間にわたる場合は除く。）
- エ 応援隊員の公務災害補償費

(2) 受援市の負担

ア 前号に定める小破損の程度を超える消防機械器具の修理費（破損の原因が応援市側の重大な過失によるものは除く。）

イ 車両、資器材等の燃料費（現地調達したものに限る。）及び化学消火に要した薬剤費

ウ 受援市の指揮下における活動中に発生した事故のうち次に掲げる諸経費

- (ア) 建築物、工作物又は土地に対する補償費等
- (イ) 応援隊員の死傷に伴う賞じゅつ金、特別救慰金及び弔慰金等
- (ウ) 一般人の死傷に対する補償費等

第5部 相互協力・広域応援受入体制

2 前項第2号ウ(イ)の応援隊員に対する賞じゅつ金等は、応援市の定める例により、受援市が応援市に支払うものとする。

3 経費負担について疑義を生じた事項については、そのつど双方協議のうえ決定するものとする。

(実施細目)

第6条 この協定の実施について必要な事項は、15都市の消防長等が協議して定めるものとする。

(疑義の協議)

第7条 この協定に規定していない事項又は疑義を生じた事項については、そのつど15都市が協議のうえ決定するものとする。

附 則

1 この協定は、平成26年1月31日から施行する。

2 この協定の成立を証明するため、本書15通を作成し、15都市が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成26年1月31日

大阪市

大阪市長

松原市

松原市長

堺市

堺市長

柏原羽曳野藤井寺
消防組合管理者

柏原市長

豊中市

豊中市長

高石市

高石市長

東大阪市

東大阪市長

尼崎市

尼崎市長

池田市

池田市長

西宮市

西宮市長

吹田市

吹田市長

伊丹市

伊丹市長

八尾市

八尾市長

宝塚市

宝塚市長

川西市

川西市長

5-2-19 大阪国際空港周辺都市航空機災害消防相互応援協定に基づく覚書

大阪国際空港周辺都市航空機災害消防相互応援協定に基づく覚書

- 第1条 この覚書は、大阪国際空港周辺都市航空機災害消防相互応援協定（以下「協定」という。）第6条に基づき、相互応援について必要な事項を定めるものとする。
- 第2条 協定第2条に基づく応援要請は、別表1に定める通報指定場所に行うものとする。
 なお、受援市が応援要請するいとまのない場合は、大阪府下にあつては大阪市消防局（大阪市内で発生した場合は堺市消防局）、兵庫県下にあつては伊丹市消防局（伊丹市内で発生した場合は尼崎市消防局）が応援要請の中継を行うものとする。
- 第3条 協定第2条に基づく応援要請は、別表2に定める各消防本部応援隊編成表により行うものとする。
 なお、応援隊編成表以外の応援要請については、協定第2条及び前条を適用するものとする。
- 第4条 協定第3条中「業務に重大な支障」とは、応援市の消防長が、次に掲げる場合で応援隊の派遣が著しく困難と認める場合をいう。
 (1) 応援市において大規模災害等が発生し、又はそのおそれのある場合
 (2) 他の応援協定等により応援出場している場合
 (3) その他やむをえない事情がある場合
- 第5条 協定第5条第1項第1号中、「小破損の修理」とは、その修理費が5万円以内（人件費及び材料費を含む。）の修理程度とし、「応援が長時間にわたる場合」とは、災害防ぎよ等の活動作業が5時間以上にわたる場合とする。
- 第6条 協定第5条第1項第2号中、「受援市の指揮下」とは、応援隊の長が、受援市の消防長又は消防署長若しくは受援市の消防長又は消防署長が指定した災害現場の最高指揮者（以下「最高指揮者」という。）に現場到着の報告を行ったときから、最高指揮者に現場引き揚げの報告を行ったときまでをいう。
- 第7条 協定第5条第2項中、「応援市の定める例」とは、応援市の定める条例、規則等の規定をいう。
- 第8条 航空機災害消防相互応援活動実施要領については、15都市が協議して定めるものとする。
- 第9条 この覚書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、そのつど15都市が協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この覚書は、平成26年1月31日から施行する。
- 2 この覚書の成立を証明するため、本書15通を作成し、15都市の消防長等が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成26年1月31日

（注）別表関係省略

大阪市消防長	吹田市消防長	尼崎市消防長
堺市消防長	八尾市消防長	西宮市消防長
豊中市消防長	松原市消防長	伊丹市消防長
東大阪市消防長	柏原羽曳野藤井寺消防組合 消防長	宝塚市消防長
池田市消防長	高石市消防庁	川西市消防長

5-2-20 兵庫県大規模特殊災害時における広域消防航空応援実施要領

兵庫県大規模特殊災害時における広域消防航空応援実施要領

(目的)

第1条 この広域消防航空応援実施要項（以下「要綱」という。）は、兵庫県広域消防相互応援協定（昭和63年8月1日締結、以下「協定」という。）第11条の規定に基づく必要な事項について定めることを目的とする。

(対象となる大規模特殊災害)

第2条 航空応援の対象となる大規模特殊災害は、次に定めるもので、かつ、ヘリコプターを使用することが消防機関の活動にとって有効であると考えられるものとする。

- (1) 大規模な地震、風水害等集団救助救急事故
- (2) 山林、離島等、陸上あるいは会場からの接近が著しく困難な地域での大火災、大災害、大事故等
- (3) 航空機事故、列車事故等集団救助救急事故
- (4) その他上記に準ずる災害

(航空応援の種別)

第3条 航空応援の種別は、次のとおりとする。

- (1) 火災出動 消火活動のための出動
- (2) 救助出動 人命救助のための特別な活動を要する場合の出動（これに付随する救急搬送活動を含む。）
- (3) その他出動 その他上記に準ずる出動

(航空応援の要請手続き)

第4条 要請側市町長（消防事務組合の管理者を含む。以下同じ。）は、県知事に次の事項を明らかにして航空応援の要請を行うものとする。

- (1) 要請者・要請日時
- (2) 災害の発生日時・場所・概要
- (3) 必要な応援の概要

2 県知事は、前項の要請があり、かつ、航空応援の必要があると認める時は、応援側市の消防長を通じて該当応援市長に要請を行うものとする。

3 応援側市から航空応援の決定連絡があったときは、要請側市長（消防事務組合を含む。以下同じ。）の消防長（消防本部をおかない市町は、市町長。以下同じ。）は、できるだけ速やかに、応援実施に伴う必要事項を応援市側の消防長に通報しなければいけない。

(航空応援の決定通知)

第5条 応援側市の消防長は、前条の航空応援の要請に基づいて航空応援を行うことが可能と判断した場合には、当該応援側市長に報告の上、その指示に従って県知事に通報するものとする。この場合において、同時に要請側市町の消防長へも航空応援を決定した旨を連絡するものとする。

2 県知事は、応援側市が応援を決定した時、要請側市町長へ通知するものとする。

(航空応援の始期、終期及び中断)

第6条 航空応援の始期、終期及び中断は、「大規模特殊災害における広域消防航空応援実施要綱（昭和61年5月 消防救第61号、以下「国要綱」という。）8及び9を準用する。

(航空応援のための出動したヘリの指揮等)

第7条 航空応援のための出動したヘリの指揮等は国要綱10を準用する。

(要請側市町の事前計画等)

第8条 要請側市町等の事前計画は、国要綱11を準用する。

(航空応援に要する経費の負担等)

第9条 航空応援に要する経費の負担区分は、次のとおりとする。

- (1) 航空応援に要する経費は、「社団法人 兵庫県市町村進行協会広域消防航空応援交付金交付規程」(昭和63年6月 規程第11号)によるものとする。
- (2) 航空応援中に発生した事故の処理に要する経費は、要請側市町の負担とする。
- (3) 前号に定める要請側市町の負担額は、応援側市の加入する航空保険により支払われる金額を控除した金額とする。

(実施細部)

第10条 この要綱の実施に関する手続き等の細部事項については、別に定める。

付 則

この要綱は、昭和63年8月1日から施行する。

昭和63年8月1日

5-2-21 兵庫県大規模特殊災害時における広域消防航空応援実施細目

兵庫県大規模特殊災害時における広域消防航空応援実施細目

(目的)

第1条 この兵庫県大規模特殊災害時における広域消防航空応援実施細目（以下「細目」という。）は、兵庫県大規模特殊災害時における広域消防航空応援実施要綱（以下「要綱」という。）を実施するうえで必要な事項について定めることを目的とする。

(要請手続)

第2条 要綱第4条の要請について、県の連絡先は次のとおりとする。

	時	連絡・要請 窓口の名称	電	F A X
昼 間	9:00～ 18:00	危機管理部 消防保安課	(078)362-9820	(078) 362-9915
夜 間	18:00～ 9:00	危機管理部 総務課（宿直）	(078) 362-9900	(078) 362-9911

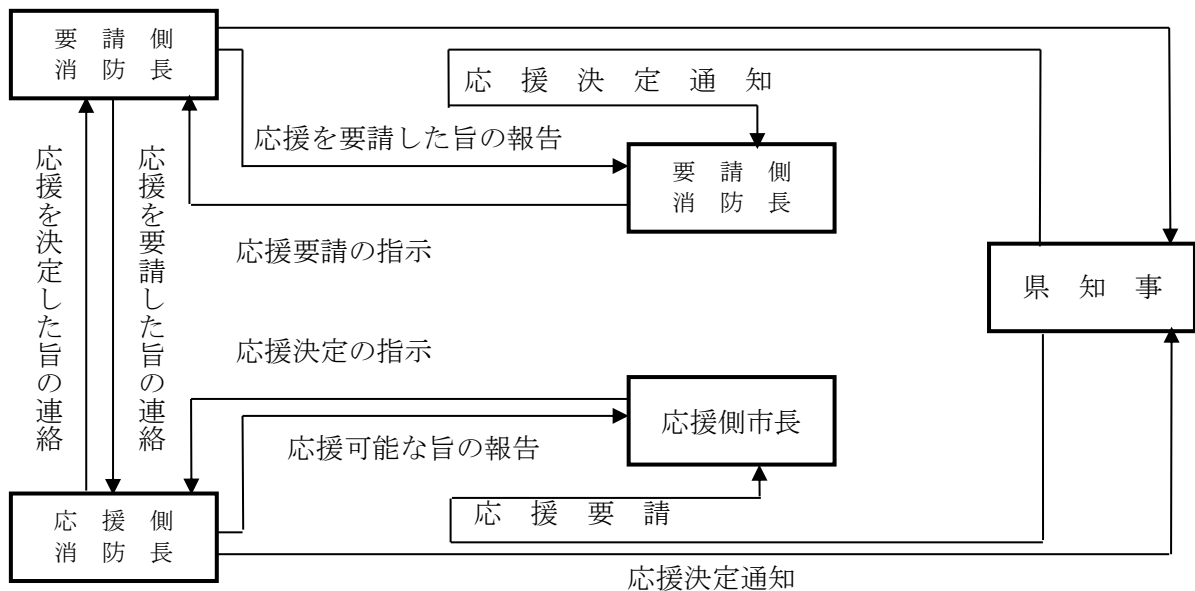
(応援側市の消防本部)

第3条 応援側市の消防本部の連絡先は次のとおりとする。

消防本部名	連絡・要請窓口の名称	電 話	F A X
神戸市消防局	警防部司令課	(078) 331-0986	(078) 331-0987

(航空応援要請及び決定通知ルート)

第4条 要綱第4条及び第5条に定める航空応援要請及び航空応援決定通知ルートは、次のとおりとする。



2 要綱第4条及び第5条に定める要請、連絡又は通知は、様式第1号により、電話又はファクシミリ等によって行うものとする。

(通信連絡)

第5条 通信連絡の使用電波は、県内に共通波(148.29MHz)とし、無線の運用統制については、要請側消防本部の統制に従うものとする。

(要請側市町の事前計画等)

第6条 要綱第8条に定める要請側市町の事前計画等については、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施細目」(昭和61年5月 消防救第61号、以下「国細目」という。)3を準用し、あらかじめ応援側市に送付しておくものとする。

(事故時の連絡等)

第7条 要請側市町の消防長は、応援航空隊に関する次の事故を覚知した時は、応援側市の消防長へ速やかに連絡しなければならない。

- (1) 人の死傷を伴う事故
- (2) 航空機の重大な損傷事故
- (3) 救難対策を必要とする事故

(航空応援活動即時報告)

第8条 応援側市の消防長は、応援隊が帰庁したとき、速やかに応援活動の概要を、様式第2号により、要請側市町の消防長に通知するものとする。

2 要請側市町等の消防長は、速やかに当該災害の概要を、様式第3号により、応援側市の消防長に通知するものとする。

付 則

この細目は、昭和63年8月1日から施行する。

付 則

この細目は、平成12年9月1日から施行する。

(注) 別表関係省略

5-2-2 神戸市・宝塚市消防相互応援協定書

神戸市・宝塚市消防相互応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、神戸市（以下「甲」という。）又は宝塚市（以下「乙」という。）の区域内において火災、水災若しくはその他の災害又は救急事故（以下「災害等」という。）が発生した場合に甲乙相互の消防力を活用して、応急対策活動の万全を期することを目的とする。

(応援の種別・区域)

第2条 災害等の相互応援は、次の区分により行うものとする。

(1) 通常応援

別表第1に定める区域内において災害等が発生し、又は発生するおそれがあることを甲乙いずれかが覚知した場合に、災害等の発生場所を管轄する市（以下「被災地」という。）の消防長からの要請を待たずに出動する応援

(2) 特別応援

別表第2に定める区域内において災害等が発生した場合に、被災地の消防長の要請に基づき出動する応援（ただし、災害等の状況により、被災地の消防長の要請を待たずに応援出動した場合は、被災地の消防長から要請があったものとみなす。）

(通常応援の方法)

第3条 前条第1号の場合において、応援を行う市の消防長は、被災地の消防長に通知するとともに、その災害等に応じた消防隊又は救急隊（以下「消防隊等」という。）を出動させて必要な措置を行うものとする。

(特別応援の方法)

第4条 第2条第2号の場合において、応援要請を受けた市の消防長は、その災害等に応じた消防隊等を応援出動させるものとする。ただし、応援要請を受けた市の区域内において災害等が発生し、消防隊等を応援出動させることができない場合は、その旨を速やかに通知するものとする。

(通報義務)

第5条 応援を行った市（以下「応援市」という。）の消防長は、応援を受けた市（以下「受援市」という。）の区域内において災害等が発生したことを覚知し、当該災害に対し応援出動を行った場合は、遅延なく受援市の消防長に通報するものとする。

(指揮権)

第6条 応援市の消防隊等は、受援市の消防長の指揮のもとに活動するものとする。

(応援に係る経費)

第7条 この協定に基づく応援に要する経費の負担は、次の各号に定めるところによる。

(1) 応援市において負担する経費

- ア 公務災害補償に要する経費
- イ 旅費及び出動手当
- ウ 受援市との間の移動中に第三者に与えた損害の賠償に要する経費等
- エ 被服の損料等
- オ 上記以外の人件費

(2) 受援市において負担する経費

- ア 応援活動中に調達した車両及び機械器具の燃料費

イ 宿泊費及び食料費

ウ 賞じゅつ金又は賞慰金

エ 応援活動中に第三者に与えた損害の賠償に要する経費等（応援市に対して当該損害を対象として保険金等が支払われる場合には、当該保険金等の額を控除した額）。ただし、応援市の故意又は重大な過失に基づく損害賠償に要する経費は、応援市の負担とする。

オ 化学消火薬剤等の資機材費

2 前項に規定する以外の経費又は前項の規定により難しいときは、甲乙協議のうえ定める。
（資料の交換）

第8条 甲及び乙の消防長は、消防活動、救急活動等に必要な資料を交換するものとする。
また、資料の内容に変更があった場合も同様とする。
（情報交換会）

第9条 甲及び乙の消防長は、応援活動を円滑に行うため、定期的に情報交換会を開催するものとする。
（協議）

第10条 甲又は乙が協定の内容について疑義が生じた場合、又は改正する必要があると認めた場合、甲及び乙は協議のうえ決定するものとする。
（委任）

第11条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲及び乙の消防長が協議して覚書に定めるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この協定は、締結の日から施行する。

（保管）

2 本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成24年 3月30日

甲 神戸市長 矢 田 立 郎

乙 宝塚市長 中 川 智 子

第5部 相互協力・広域応援受入体制

別表第1（第2条第1号関係）

通常応援出動区分表

受援市	出動区域	出動隊
神戸市	北区道場町生野	災害等に応じた消防隊等
宝塚市	波豆、境野、玉瀬	

別表第2（第2条第2号関係）

特別応援出動区分表

受援市	出動区域	出動隊
神戸市	神戸市域 (別表第1の区域を除く)	災害等に応じた消防隊等
宝塚市	宝塚市域 (別表第1の区域を除く)	

注 災害等の規模により両市の消防力のみでは対応が困難な場合は、兵庫県広域消防相互応援協定等により兵庫県下の消防本部からの出動を要請するものとする。

5-2-23 神戸市・宝塚市消防相互応援覚書

神戸市・宝塚市消防相互応援覚書

(趣旨)

第1条 この覚書は、神戸市と宝塚市（以下「両市」という。）が締結した神戸市・宝塚市消防相互応援協定（平成24年3月30日締結。以下「協定」という。）第11条の規定に基づき、両市の消防相互応援に必要な事項を定めるものとする。

(応援の通知)

第2条 協定第2条第1号の通常応援を行うときは、速やかに次の事項を被災地の消防機関に通知するものとする。

- (1) 災害等の種別とその概要及びその発生場所
- (2) 災害等の通報者の氏名及び電話番号
- (3) 応援出動部隊の指揮者の職及び氏名
- (4) 応援出動隊名及び無線呼出し名称

2 協定第2条第2号の特別応援を要請するときは、被災地の消防長は、次の事項を、応援を求めようとする市の消防長に通知するものとする。

- (1) 災害等の種別及びその概要並びに発生場所
- (2) 必要な機械器具及び化学消火薬剤
- (3) 誘導員の配置の有無及びその位置
- (4) 応援要請に係る連絡担当者の所属及び氏名
- (5) その他応援要請に必要な事項

(現場報告)

第3条 応援隊の最高指揮者は、災害等の現場に到着したときは、遅滞なく応援隊の車種及び隊数を受援市の現場最高指揮者に報告するものとする。

2 応援隊の最高指揮者は、災害等の現場を引き揚げるときは、受援市の現場最高指揮者に次の事項を報告するものとする。

- (1) 活動概要（場所、時間、隊数等）
- (2) 活動中の異常の有無
- (3) 隊員の負傷の有無
- (4) 車両及び資機材の損傷の有無
- (5) その他必要な事項

(現場指揮)

第4条 応援隊の最高指揮者は、受援市の現場最高指揮者に現場指揮について助言することができる。

(活動報告)

第5条 応援市の消防長は、応援隊が所属する消防署所に帰着したとき、速やかに応援活動の概要を様式第1により受援市の消防長に報告するものとする。

(応援経費の算定)

第6条 協定第7条第1項第2号に規定する化学消火薬剤等の使用に係る経費については、使用量にその購入単価を乗じて得た額とする。ただし、円以下は切り捨てるものとする。

(資料の交換)

第7条 協定第8条に規定する資料は、次の各号に定めるものとする。

第5部 相互協力・広域応援受入体制

- (1) 消防地水利の状況
- (2) 消防力の現況
- (3) 救急病院の状況
- (4) 危険物施設の現況
- (5) その他災害等の対応に必要なもの

2 前項の資料は、各2部ずつ交換するものとし、変更の都度行うものとする。

(情報交換会)

第8条 協定第9条に規定する情報交換会は、年に1回開催するものとし、事務局は、両市の持ち回りとする。

(覚書の改正)

第9条 この覚書に定めがない事項又は疑義が生じたときは、その都度協議し、決定するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この覚書は、締結の日から施行する。

(保管)

2 本覚書の成立を証するため、本書2通を作成し、両市それぞれの消防長が記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成24年 3月30日

神戸市消防長 村上 正彦

宝塚市消防長 山田 茂樹

様式第1（第5条関係）

応援活動即時報告書
（神戸市・宝塚市消防相互応援）

応援側消防本部	
担当者（所属・職・氏名）	
連絡先電話番号	
報告日時	年 月 日 時 分
災害種別（火災・救急・その他災害）	
発生場所	
覚知時刻	年 月 日 時 分

	第1小隊	第2小隊
車両呼称（*1）		
部 隊（*2）		
車 種（*3）		
指揮者名		
人 員（*4）	名	名
出 発（*5）	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分
現場到着（*6）	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分
現場引揚（*7）	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分
帰 庁（*8）	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分
活動場所		
応援活動の概要		
使用資機材		
消費資機材		
隊員の負傷（*9）		
資機材の損傷（*10）		
その他特記事項		

- *1 各消防本部における無線呼称を記載する。
- *2 「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」に準じ、指揮隊、消火部隊、救助部隊、救急部隊、後方支援部隊、航空部隊、水上部隊、特殊災害部隊及び特殊装備部隊の区分により記載する。
- *3 指揮車、ポンプ車、水槽付きポンプ車、化学車、救助工作車（Ⅱ型）、高規格救急車、支援車、毒劇物災害対応車、大型化学車、大型高所放水車等に区分し記載する。
- *4 指揮者を含む総乗組人員数を記載する。
- *5 原則として応援隊が常駐署所から出動した時刻とするが、消防本部内で集結後、移動を開始した場合は、移動を開始した時刻とする。
- *6 活動を要請された場所又は現地対策本部等に到着した時刻を記載する。
- *7 活動を要請された場所又は現地対策本部等を引揚げた時刻を記載する。
- *8 常駐署所に帰庁した時刻を記載する。
- *9、*10 事案があれば、詳細を別紙で作成する。

5-3 災害時における相互応援協定

5-3-1 災害応急対策活動の相互応援に関する協定書

災害応急対策活動の相互応援に関する協定書

災害応急対策活動の相互応援に関し、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市及び猪名川町（以下「協定市町」という。）との間に次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、協定市町の区域内において災害が発生した場合において、協定市町が相互に応援し、その応急対策活動の万全を期することを目的とする。

（災害の範囲）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号 第2条第1号に規定する災害及びこれらに至らない比較的小規模の災害をいう。

（相互応援）

第3条 協定市町は、その区域に災害が発生した場合は、相互に応援するものとする。

（連絡担当部局）

第4条 協定市町は、災害時の連絡を円滑に行うため、常に連絡担当部局を相互に明らかにしておくものとする。

（応援の要請及び方法）

第5条 協定市町は、災害が発生して応援を求めようとするときは、法令その他別に定めがある場合を除くほか、連絡担当部局を通じ、災害の概要を明らかにして、次の各号に掲げる応援措置を要請するものとする。

- （1）被災者の食糧その他生活必需品の提供
- （2）被災者の応急救助にかかる職員の応援及び所要の施設の利用
- （3）診療、疫学調査、感染症患者の入院の勧告又は措置その他治療及び感染症対策作業のための職員の応援並びに所要の施設の利用及び医薬品等の提供
- （4）復旧のための土木及び建築技術職員の応援並びに所要の資材の提供
- （5）清掃及びし尿処理作業のための職員の応援並びに所要の器具及び車両の提供
- （6）水道工事及び給水作業のための職員の応援並びに所要の器具及び車両の提供
- （7）通信施設及び輸送機関の確保復旧のための職員の応援並びに所要の器具及び車両の提供
- （8）消防、救急、水防作業隊の応援及び所用の資材の提供
- （9）ボランティアに関する情報の提供
- （10）その他応急対策活動に必要な措置

2 協定市町は、前項の応援の実施については、兵庫県災害対策阪神南地方本部（兵庫県阪神南県民局）、兵庫県災害対策阪神北地方本部（兵庫県阪神北県民局）と連絡を取るものとする。

（隣接地域の応援）

第6条 協定市町は、前条の規定にかかわらず、その隣接する地域及び当該地域の周辺部で災害が発生し、又は発生するおそれがあると認知し若しくは受報したときは、応援要請を待たずに応援を行うことができる。この場合においては、直ちにその旨を応援を受けた協定市町（以下「被応援市町」という。）へ通報するものとする。

(応援措置の履行)

第7条 応援を行う協定市町（以下「応援市町」という。）は、その応援措置を的確かつ円滑に行うよう努めなければならない。

(応援経費の負担)

第8条 応援に要した経費の負担については、応援市町と被応援市町が別に協議するものとする。

(地域防災計画その他資料等の交換)

第9条 協定市町は、非常の災害に備え、毎年作成する地域防災計画を交換するほか、災害防止の方策について資料情報等を相互に交換するものとする。

(訓練の実施)

第10条 協定市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう合同の防災訓練を実施するものとする。

(実施の細目)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項は、協定市町が協議のうえ別に定めるものとする。

附 則

この協定は、平成9年11月1日から効力を生ずる。

平成5年5月1日に成立した災害応急対策活動の相互応援に関する協定は、廃止する。

附 則

この協定は、平成13年12月27日から実施し、平成13年4月1日から適用する。

この協定の成立を証するため本書8通を作成し、協定市町記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成13年12月27日

尼崎市長	宮田	良雄
西宮市長	山田	知
芦屋市長	北村	春江
伊丹市長	松下	勉
宝塚市長	正司	泰一郎
川西市長	柴生	進
三田市長	岡田	義弘
猪名川町長	真田	保男

5-3-2 災害応急対策活動の相互応援に関する協定実施細目

災害応急対策活動の相互応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、7市1町が締結している「災害応急対策活動の相互応援に関する協定書」(以下「協定書」という)第11条の規定に基づき、具体的な運用を定めるものとし、阪神間が連携を保ち、応急対策活動を迅速かつ的確に行い、災害から住民の生命財産を守る広域的な防災体制の整備を図ることを目的とする。

(事務局)

第2条 この実施細目に係る事務局は、協定市町が担当するものとする。

(協定市町の区分)

第3条 協定市町を次のとおり東部、西部の市町に区分し、救援・救護活動に当たるものとする。

(1) 東部地域

尼崎市・伊丹市・川西市・猪名川町

(2) 西部地域

西宮市・芦屋市・宝塚市・三田市

(連絡担当市町)

第4条 前条に定める各地域の正副連絡担当市町を次表のとおり定める。

地 域	連絡担当市町	副連絡担当市町
東 部	尼 崎 市	伊 丹 市
西 部	西 宮 市	宝 塚 市

(情報の収集及び伝達方法)

第5条 災害が発生した場合、被災市町は、別紙1「応援要請書」により、速やかに前条に定める各地域の連絡担当市町に連絡する。ただし、そのいとまがない場合には、口頭により要請を行い、後に別紙1「応援要請書」を速やかに提出するものとする。なお、連絡担当市町が被災等により連絡事務を行いがたい場合は、副連絡担当市町が事務を代行する。

2 連絡を受けた連絡担当市町は、地域内の他市町に前項の内容を伝達し、救援・救護が必要な場合は地域内の状況を取りまとめ、応援体制を被災市町に連絡する。

3 前項までの連絡方法が取りがたい場合は、協定書第6条の規定により応援要請を待たずに応援を行うことができる。

4 第3項までの連絡方法は、応急時(発災から7日以内)までとし、復旧時以降(発災から8日目以降)の連絡方法に関しては、災害の程度等を考慮し、状況により適時対処するものとする。

5 各市町の連絡先は別紙2「阪神地域防災連絡網」のとおりとする。この「阪神地域防災連絡網」の内容に変更が生じた際は、事務局まで連絡することとする。

6 前項に定めるもののほか、災害発生時において連絡担当市町は、兵庫県災害対策阪神南地方本部(兵庫県阪神南県民局)、兵庫県災害対策阪神北地方本部(兵庫県阪神北県民局)と連絡を取るものとする。

7 前項の連絡を受けた兵庫県災害対策阪神南地方本部及び阪神北地方本部は、協定書第5条第1項の応援内容について最大限の協力をするものとする。

8 応援要請の有無にかかわらず応援活動を実施した各市町は、別紙3「応援活動報告書」により、被応援市町に報告するものとする。

(救援物資に係る応援の方法及び目標)

第6条 協定書第5条第1項第1号に規定する被災者の食糧その他生活必需品の提供については、別紙4「各市町の備蓄状況」を基に被応援市町に提供するものとする。

2 食糧の確保については、災害の規模、場所等により異なるが、概ね発災直後（3日以内）を目標とする。

(応援経費の負担について)

第7条 応援の実施に要した費用は、原則として発災から復旧時まで（1カ月以内）は、応援市町が負担するものとする。

2 疑義が生じた場合及び復興時以降については、協定市町がその都度協議して定める。
(細目の改正)

第8条 実施細目について、改正の必要があると認められるときは、協定市町が協議するものとする。

附 則

この実施細目は、平成9年11月1日から効力を生ずる。

附 則

この実施細目は、平成13年12月27日から実施し、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この実施細目は、平成22年4月1日から実施する。

この実施細目の成立を証するため本書8通を作成し、協定市町記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成22年3月31日

尼崎市長	白 井	文
西宮市長	山 田	知
芦屋市長	山 中	健
伊丹市長	藤 原	保 幸
宝塚市長	中 川	智 子
川西市長	大 塩	民 生
三田市長	竹 内	英 昭
猪名川町長	福 田	長 治

別紙1

応 援 要 請 書

被 応 援 側 市 町			
応 援 要 請 先 市 町			
応 援 要 請 日 時			
災 害 発 生 日 時			
災 害 発 生 場 所			
災 害 の 概 要 ・ 災 害 種 別 ・ 災 害 の 状 況 等			
応 援 要 請 内 容			
集 結 場 所			
そ の 他 必 要 事 項			
被 応 援 側 担 当 者	職 氏名 連絡先	連 絡 担 当 市 町 の 担 当 者	職 氏名 連絡先

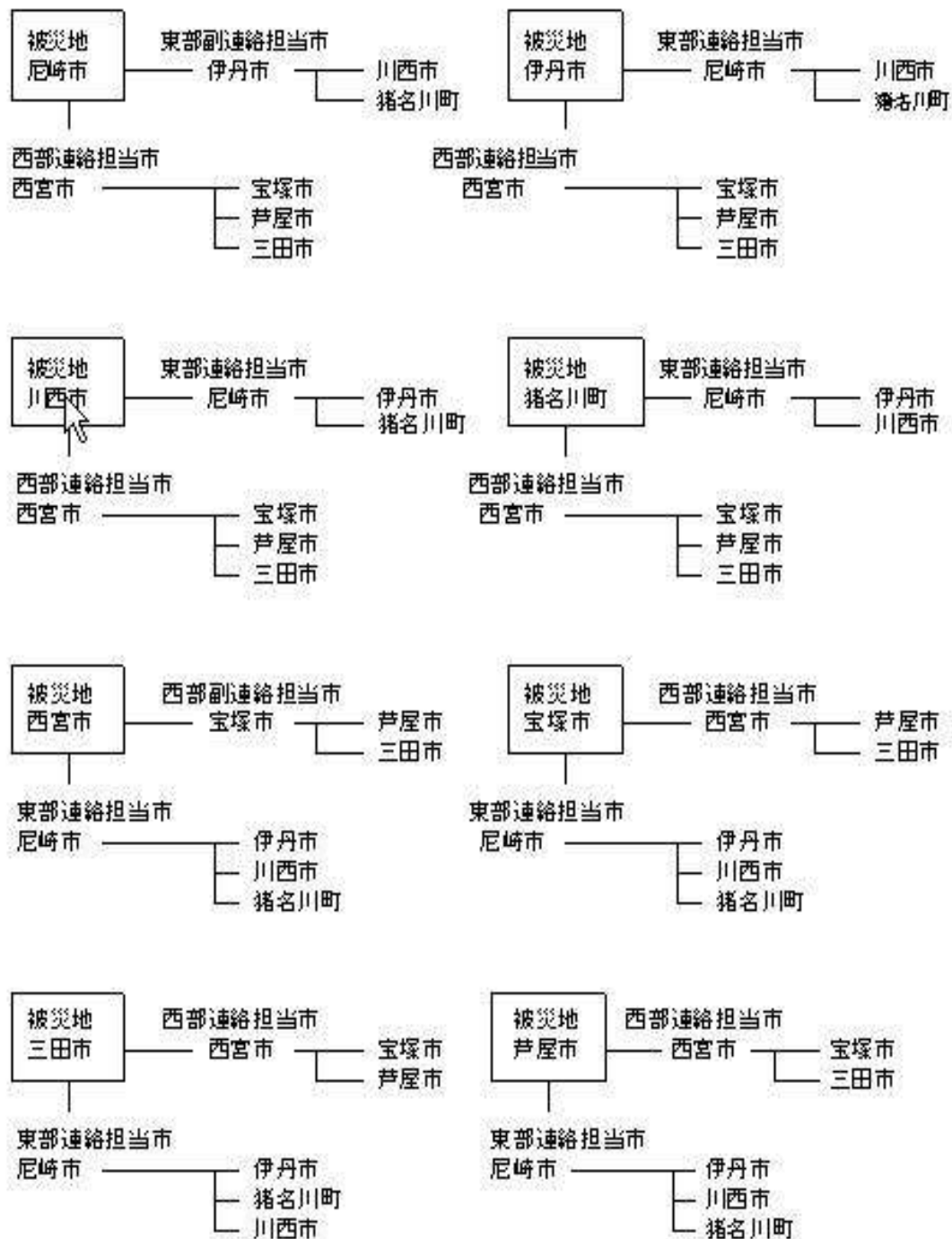
別紙2

応援活動報告書

応援側市町	
要請受理日時または 災害認知日時	
応援活動場所	
応援活動期間	
災害発生場所	
応援活動組織等 (指揮者・人員・車両等)	
応援活動の内容	
使用器材及び 消費物品等	
その他参考事項	
応援側市町担当者	職・氏名 TEL

別紙3

図域内発災時フローチャート



※ 兵庫県災害対策阪神南地方本部（阪神南県民局）、兵庫県災害対策阪神北地方本部（阪神北県民局）との連絡は、原則として被災地の属する連絡担当市又は副連絡担当市が行うものとする。

※ 阪神広域職員は、阪神南及び北地方本部へ

別紙 4

阪神地域防災連絡網(令和4年度)

	NTT 回線		衛星電話	
	電話	FAX	電話	FAX
尼崎市	(昼) 06—6489—6564 06-6489-6165 (夜) 06-6489-6211	06-6489-6166 同 上	7-202-52	7-202-61
	尼崎市東七松町1丁目23-1 尼崎市総務局 企画管理課・防災対策課			
西宮市	(昼) 0798-35-3662 (夜) 0798-35-3151	0798-36-1990 同 上	7-204-52 7-204-53	7-204-61 同 上
	西宮市六湛寺町10-3 西宮市防災危機管理局防災総括室地域防災支援課 ※夜間は市役所守衛室			
芦屋市	(昼) 0797-38-2093 (夜) 0797-32-2345	0797-38-2157 0797-32-0119	7-206-52 7-206-43	7-206-61 7-206-62
	芦屋市精道町7-6 芦屋市都市環境部防災安全課 ※夜間は消防本部通信司令室			
伊丹市	(昼) 072-784-8166 (夜) 072-783-0123	072-780-4068 072-783-4999	7-207-52	7-207-61
	伊丹市千僧1丁目1 伊丹市危機管理室 ※夜間は消防局情報管理課			
宝塚市	(昼) 0797-77-2078 (夜) 0797-73-1141	0797-77-2102 0797-72-7244	7-214-52 7-762-43	7-214-61 7-762-62
	宝塚市東洋町1-1 宝塚市都市安全部危機管理室総合防災課 ※夜間は消防本部指令課			
川西市	(昼) 072-740-1145 (夜) 072-759-0119	072-740-1320 072-759-5061	7-217-52 7-765-44	7-217-61 7-765-62
	川西市中央町12-1 川西市総務部危機管理室 ※夜間は川西市及び猪名川町消防指令センター			
三田市	(昼) 079-559-5057 (夜) 079-563-1111(代)	079-559-1254	7-219-52	7-219-61
	三田市三輪2丁目1-1 三田市総務部総務室防災安全課			
猪名川町	(昼) 072-766-8708 (夜) 072-766-0001	072-766-3732	7-301-52	7-301-61
	猪名川町上野字北畑11-1 猪名川町総務部総務課 ※夜間は宿直員			
阪神南県民センター	(昼) 06-6481-7641 (代表) (夜) 同 上	06-6481-8148 同 上		
	尼崎市東難波町5丁目21-8 兵庫県阪神南県民センター県民交流室総務防災課			
阪神北県民局	(昼) 0797-83-3101 (夜) 0797-83-3124	0797-86-4379 同 上		
	宝塚市旭町2-4-15 兵庫県阪神北県民局総務企画室総務防災課			

第5部 相互協力・広域応援受入体制

○別添資料

(条文にかかる用語の定義について)

協定書の条文における用語の定義については、次表の通りとする。

条 項	用 語	定 義
第2条	災害対策基本法に規定する「災害」	暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる災害。(災害対策基本法第2条第1号)
第5条 第1項 (1)	食 糧	主食用米穀、乾パン等をいう。
	生活必需品	飲料水、被服、寝具等をいう。
第5条 第1項 (2)	応急救助	避難所の設置、応急仮設住宅の設置、炊出しその他による食品の給与、飲料水の供給、被服寝具その他の生活必需品の給与、医療及び助産、災害にかかった者の救出、災害にかかった住宅の応急処理工具用品の給与、埋葬、死体の搜索、障害物の除去等をいう。
	所要の施設	避難所、医療施設、助産施設、仮設住宅、死体処理機関、ごみ処理施設、輸送にかかる公用車等をいう。
第5条 第1項 (3)	防疫作業	飲料水の消毒、家屋の消毒、便所の消毒、芥溜・溝渠の消毒患者輸送用器等の消毒、ねずみ族・昆虫等の駆除等をいう。
	所要の施設	病院・診療所等をいう。
	医薬品等	薬剤、治療材料、散布用器械等をいう。
第5条 第1項 4	所要の機材	木材等、家屋・施設・道路・河川・上下水道等の復旧に要する諸機材をいう。
第5条 第1項 5	所要の器具及び車両	運搬用トラック等、清掃・し尿処理作業にかかる器具及び車両をいう。
第5条 第1項 6	所要の器具及び車両	給水タンク、給水袋、非常用携行容器、簡易浄水装置仮設給水栓及び圧送式タンク車等をいう。
第5条 第1項 7	所要の器具及び車両	無線、携帯電話、広報車、輸送用車両等をいう。
第5条 第1項 8	所要の資材	土嚢、ブルーシート、木杭、布木、消火器、救命ブイ等をいう。
第5条 第1項 9	ボランティアに関する情報	ボランティアに関する連絡、紹介、あっせん等をいう。

(時間区分の定義)

この実施細目においての時間区分を次表の通り定める。

時 期	目 安	状 況
発災直後	災害発生～3日以内 発災4日目～7日以内	・防災関連機関が災害対応のための情報を収集し、初動体制を整え、救援救護を中心に活動する。 ・被災者が状況を把握し、避難する。
応急時	発災8日目～1カ月以内	・防災関連機関は避難所開設等、応急対応を中心とした活動を行う。 ・被災者は避難所あるいは自宅などで応急避難生活を送る。
復旧時	1カ月経過以降	・被災行政等は機能を回復し復旧へ向けての多様な活動を行う。 ・被災者は避難所滞在、自宅へ戻る等様々だが災害前の生活を取り戻しはじめる。
復興時		・復興への活動が活発化する。

5-3-3 災害時における相互応援協定

災害時における相互応援協定

災害応急対策活動の相互応援に関し、神戸市、芦屋市、西宮市、宝塚市、三田市、三木市、稲美町及び明石市（以下「協定市町」という。）との間に次のとおり協定する。

神戸市	神戸市長
芦屋市	芦屋市長
西宮市	西宮市長
宝塚市	宝塚市長
三田市	三田市長
三木市	三木市長
稲美町	稲美町長
明石市	明石市長

（目的）

第1条 この協定は協定市町の区域内において災害が発生した場合において、協定市町が相互に応援し、その応急対策活動の万全を期すことを目的とする。

（災害の範囲）

第2条 この協定において「災害」とは災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害及びこれらに至らない比較的小規模の災害をいう。

（相互応援）

第3条 協定市町は、その区域内に災害が発生した場合、相互に応援するものとする。

（連絡担当部局）

第4条 協定市町は、災害に備え、連絡を円滑に行うため、常に連絡担当部局を相互に明らかにしておくものとする。

（応援の要請及び方法）

第5条 協定市町は、災害が発生して応援を求めようとするときは、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、連絡担当部局を通じ、災害の概要を明らかにして、次の各号に掲げる応援措置を要請するものとする。

- (1) 被災者の食料その他生活必需品の提供
- (2) 被災者の応急救助にかかる職員の応援及び所要の施設の利用
- (3) 診療、検病、伝染病患者の収容その他治療及び防疫作業のための職員の応援並びに所要の施設の利用及び医薬品等の提供
- (4) 復旧のための土木及び建築技術職員の応援並びに所要の資材の提供
- (5) 清掃及びし尿処理作業のための職員の応援並びに所要の器具及び車両の提供
- (6) 水道工事及び給水作業のための職員の応援並びに所要の器具及び車両の提供
- (7) 通信施設及び輸送機関の確保復旧のための職員の応援並びに所要の器具及び車両の提供
- (8) 消防、救急、水防作業隊の応援並びに所要の資材の提供
- (9) その他応急対策活動に必要な措置

（緊急応援）

第6条 協定市町は、前条の規定にかかわらず、協定市町の区域内において災害が発生し、

又は発生するおそれがあると認知し、若しくは受報し、かつ、特に緊急を要し、前条に定める要請を待ついとまがないと認められる場合には同条の要請を待たずに応援を行うことができる。

この場合においては、直ちにその旨を応援を受けた協定市町（以下「被応援市町」という。）へ通報するものとする。

（応援措置の履行）

第7条 応援を行う協定市町（以下「応援市町」という。）は、その応援措置を的確かつ円滑に行うよう努めなければならない。

（応援経費の負担）

第8条 応援に要した経費の負担については、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、次の各号に掲げるところにより被応援市町が負担するものとする。

（1）応援職員の旅費等

ア 応援市町の旅費に関する規定による応援職員の旅費

イ 応援職員が応援業務に従事中第三者に損害を与えた場合の補償費

（2）応援物資の購入等 当該物資の購入費及び輸送費

（3）車両等の燃料費等 燃料費及び破損又は故障を生じた場合の修理費

（4）機械器具類の輸送費等 輸送費及び破損又は故障を生じた場合の修理費

2 前項第1号イに規定する補償費のうち、被応援市町への往復途中において第三者に損害を与えた場合の補償費については、応援市町、被応援市町双方協議して定めるものとする。

（地域防災計画その他資料等の交換）

第9条 協定市町は、非常の災害に備え、毎年作成する地域防災計画を交換するほか、災害防止の方策について資料情報等を相互に交換するものとする。

（実施の細則）

第10条 この協定の実施に関し必要な事項は、協定市町が協議のうえ別に定めるものとする。

付 則

1 この協定は、平成8年6月1日から効力を生ずる。

2 昭和38年12月2日に神戸市と三田市が締結した災害相互応援協定及び昭和45年3月9日に神戸市と芦屋市・西宮市が締結した災害相互応援協定は廃止する。

付 則

1 この協定は、平成17年10月24日から効力を生ずる。

2 平成8年6月1日に神戸市、芦屋市、西宮市、宝塚市、三田市、吉川町、三木市、稲美町及び明石市が締結した災害時における相互応援協定は廃止する。

この協定の成立を証するため本書9通を作成し、協定市町長記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成18年5月11日

5-3-4 災害時における相互応援協定に関する実施細目

災害時における相互応援協定に関する実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、平成8年6月1日付けで神戸市、芦屋市、西宮市、宝塚市、三田市、吉川町、三木市、稲美町及び明石市（以下「協定締結市町」という。）との間で締結した災害時における相互応援協定（以下「協定」という。）第10条の規定に基づき協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

(協定市町の区分)

第2条 協定市町を次のとおり地域別に区分する。

(1) 阪神地域

西宮市・芦屋市・宝塚市・三田市

(2) 神戸地域

神戸市

(3) 東播磨地域

吉川町・三木市・稲美町・明石市

(連絡担当市町)

第3条 前条に定める各地域の正副連絡担当市町を次のとおり定める。

地 域	連絡担当市町	副連絡担当市町
阪神地域	芦 屋 市	三 田 市
神戸地域	神 戸 市	な し
東播磨地域	明 石 市	三 木 市

2 災害が発生した場合、被災市町は、速やかに連絡担当市町に被害状況・応援要請内容等を連絡し、連絡を受けた連絡担当市町は、被災市町からの連絡内容を地域内の他市町及び他地域の連絡担当市町に連絡する。

3 連絡担当市町が被災等により、情報収集・連絡事務等を行いがたい場合は、副連絡担当市町が連絡担当市町の事務を代行する。

4 連絡担当市町及び副連絡担当市町は、その事務を行うにあたり、地域内の他市町に協力を要請することができる。

(経費の請求)

第4条 協定第8条に定める応援に要した経費の請求は、応援市町の市町長名による請求書（関係書類添付）により、各市長の連絡担当部局を経由して応援要請市町の市町長に対して行うものとする。

(緊急応援活動に要する経費の負担及び請求)

第5条 協定第6条の規定による緊急応援活動に要する経費の請求については、前条の規定を準用する。

(資料情報等の交換)

第6条 協定第9条に定める資料情報等については、次のとおりとする。

(1) 連絡担当部局の課名・担当責任者及び同代理者の職氏名・電話番号その他連絡に必要な事項

(2) 緊急物資及び資機材等の保有状況

(3) その他必要と考えられる事項

(防災担当者会議の設置)

第7条 協定締結市町は、協定に基づく応援が円滑に行われるよう、定期的に防災担当者の会議を開催し、意見・情報等の交換を行う。

(その他)

第8条 この実施細目によりがたい事項及びこの実施細目に定めのない事項は、その都度協定締結市町が協議して定めるものとする。

この実施細目の締結を証するため本書9通を作成し、協定締結市町長記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成9年10月23日

神戸市中央区加納町6-5-1

神戸市

代表者 神戸市長 笹山 幸俊

芦屋市精道町7-6

芦屋市

代表者 芦屋市長 北村 春江

西宮市六湛寺町10-3

西宮市

代表者 西宮市長 馬場 順三

宝塚市東洋町1-1

宝塚市

代表者 宝塚市長 正司 泰一郎

三田市三輪2-1-1

三田市

代表者 三田市町 塔下 真次

三木市上の丸町10-30

三木市

代表者 三木市長 加古 房夫

加古郡稲美町国岡135-1

稲美町

代表者 稲美町長 井上 芳和

明石市中崎1-5-1

明石市

代表者 明石市長 岡田 進裕

5-3-5 フラワー都市交流連絡協議会災害時相互応援に関する協定書

フラワー都市交流連絡協議会災害時相互応援に関する協定

フラワー都市交流連絡協議会加盟都市は、いずれかの市町域において災害（災害対策基本法第2条第1項に規定する災害をいう。）が発生した場合において、被災市町の要請にこたえ、応急、復旧対策及び復興対策が円滑に遂行されるよう、相互の応援体制について、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類、内容は次に掲げるとおりとする。

- （1）食料、飲料水及び生活必需品等並びに医薬品等の提供
- （2）被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の供給
- （3）救援及び応急復旧に必要な車両及び舟艇等の提供
- （4）救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- （5）避難者の受入れ
- （6）復興事業における花の種苗、苗木及び植木等の緑花木の提供
- （7）前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続き）

第2条 応援を要請する市又は町（以下「市」という。）は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合には、電話、又はファクシミリにより応援を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- （1）被害の状況
- （2）前条第1号及び第3号に掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名及び数量等
- （3）応援場所及び経路
- （4）前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の実施）

第3条 応援を要請された市は、極力これに応じるよう取り組むものとする。

（応援経費の負担）

第4条 応援に要した経費は、原則として応援を要請した市の負担とする。

- 2 応援を要請した市が、前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援を要請した市からの申し出があった場合は、応援を要請された市は、一時立て替え支弁するものとする。

（連絡責任者）

第5条 第2条に掲げる要請に関する事項の連絡が確実かつ円滑に行われるよう、各市に連絡責任者をおくものとする。

(体制の整備)

第6条 各市は、この協定に基づき応援が円滑に行われるよう、必要な体制の整備に努めるものとする。

(協議)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、フラワー都市交流連絡協議会が協議して定めるものとする。

(運用)

第8条 この協定は、平成30年6月17日から適用する。

附 則

この協定の締結を証するため、この協定書9通を作成し、各市長記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成14年 5月19日改訂

平成17年10月 1日改訂

平成18年10月15日改訂

平成30年 6月17日改訂

静岡県下田市東本郷1丁目5番18号

下 田 市 長 福 井 祐 輔

鹿児島県大島郡和泊町和泊10番地

和 泊 町 長 伊地知 実 利

福岡県久留米市城南町15番地3

久 留 米 市 長 大久保 勉

富山県砺波市栄町7番3号

砺 波 市 長 夏 野 修

岐阜県揖斐郡大野町大字大野80番地

大 野 町 長 宇佐美 晃 三

北海道空知郡中富良野町本町9番1号

中富良野町長 木 佐 剛 三

山口県萩市大字江向510番地

萩 市 長 藤 道 健 二

山形県長井市ままの上5番1号

長 井 市 長 内 谷 重 治

兵庫県宝塚市東洋町1番1号

宝 塚 市 長 中 川 智 子

5-3-6 施行時特例市市長会災害時相互応援に関する協定書

施行時特例市災害時相互応援に関する協定書

(趣旨)

第1条 本協定に参加するいずれかの市（以下「協定市」という。）の区域において、地震等の大規模な災害が発生し、被害を受けた協定市（以下「被災市」という。）が、独自では十分な災害応急対策が実施できない場合に、被災市以外の協定市が相互に救援協力し、被災市の災害応急対策及び復旧活動を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資の提供並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救助、医療救護及び防疫に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 災害応急対策及び復旧活動に必要な職員の派遣及び資機材の提供
- (4) 前各号に掲げるもののほか、被災市が特に必要と認めるもの

(ブロック体制)

第3条 応援を円滑に遂行するためブロック体制を整備し、各ブロックには、代表市及び副代表市を置く。

2 各ブロックの代表市及び副代表市は、ブロックを構成する協定市の中から決定する。

3 副代表市は代表市を補佐し、代表市が欠けたとき又は代表市に被災があったときにはその代理を務める。

(幹事市等)

第4条 本協定を有効に運用するため、幹事市及び副幹事市を置く。

2 幹事市及び副幹事市は各ブロックの代表市による互選により決定する。

3 幹事市は本協定に係る総合調整を行うこととする。

4 幹事市は各ブロックの代表市及び副代表市が決定したときには、これを全協定市に通知する。

5 副幹事市は幹事市を補佐し、幹事市が欠けたとき又は幹事市に被災があったときにはその代理を務める。

(応援要請の手続き)

第5条 被災市が、応援の要請をしようとする場合は、次に掲げる事項を明らかにして、被災市の属するブロック（以下「被災ブロック」という。）の代表市に、電話等による要請を行い、後日速やかに当該事項を記載した文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 第2条第1号及び第2号に掲げる応援を要請するときは、物資等の品名、数量等
- (3) 第2条第3号に掲げる応援を要請するときは、職員の職種及び人数並びに被災市での業務内容
- (4) 応援場所及び応援場所への経路並びに連絡窓口となる担当者名等
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援体制)

第6条 被災ブロックの代表市は、被災市から応援の要請を受けたときは、被災ブロック内の協定市による応援体制をとることを基本とする。ただし、被災ブロックの代表市が、ブロックを越えた応援体制にすることが必要と判断するときは、幹事市に他ブロックからの応援を要請することができる。

- 2 前項の規定により応援の要請を受けた幹事市は、被災ブロック以外の協定市に対し、被災市への応援を要請する。

(応援の実施)

第7条 被災ブロックの代表市又は幹事市から要請を受けた協定市は、可能な限りこれに応じ、応援に努めるものとする。

- 2 前項の規定により応援する協定市は、災害発生直後、応援活動のため職員等を派遣する場合においては、派遣職員自ら消費又は使用する物資等を携行させるものとする。

(自主的活動)

第8条 激甚な災害が発生し、通信途絶等により被災市から第5条の規定に基づく応援要請がない場合、被災ブロックの代表市はブロック内の協定市と協力し、速やかにその被害状況について、自主的に情報収集を行うものとする。

- 2 被災ブロックの代表市は、前項の情報収集により、被害が甚大であると判断し、かつ、被災市と連絡ができない場合は、自ら第6条に規定する応援体制をとることができる。

- 3 前2項の対応は、他のブロック代表市も同様に行うことができるものとする。

- 4 自主的な応援活動中に、被災市から第5条の規定に基づく応援要請を受けたときは、前条の規定に基づく応援を実施するものとする。

(応援経費の負担)

第9条 応援に要した経費は、原則として被災市の負担とする。

- 2 応援職員が第2条第3号の応援（以下「応援業務」という。）により負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援する協定市の負担とする。

- 3 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援を受けた被災市が、被災市への往復の途中において生じたものについては応援する協定市が、それぞれ負担するものとする。

- 4 前各項に定めるもののほか、応援経費の負担に関し必要な事項については、被災市及び応援する協定市が協議して定めることができる。

(連絡担当部局)

第10条 協定市は、災害に備え、連絡を円滑に行うため、常に連絡担当部局を相互に明らかにしておくものとする。

- 2 幹事市は、前項の連絡担当部局の確認を行うこととする。

(情報交換)

第11条 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年1回、原則として幹事市において意見交換会を開催することとする。

- 2 前項の意見交換会に係る庶務は幹事市が行う。

(脱退)

第12条 協定市がこの協定から脱退をしようとするときは、その3か月前までに幹事市に対し書面にて申し出ることとする。

- 2 幹事市は前項の申し出があったときは、速やかに協定市へ周知し、必要に応じて本協定及びブロック体制の改定等を行うこととする。

第5部 相互協力・広域応援受入体制

(協議)

第13条 本協定の実施に関し必要な事項及び本協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、協定市が協議して定めるものとする。

附 則

1 本協定の締結にあたっては、協定参加同意書の提出をもって、協定が成立したものと見なす。

2 本協定は、令和2年4月1日より効力を有する。

令和2年2月17日

別表1

(第1条関係)

つくば市	伊勢崎市
太田市	熊谷市
所沢市	春日部市
草加市	平塚市
茅ヶ崎市	厚木市
大和市	松本市
沼津市	富士市
春日井市	四日市市
岸和田市	茨木市
加古川市	宝塚市

別表2

(第3条関係)

施行時特例市災害時相互応援に関する協定 ブロック体制

Aブロック	Bブロック	Cブロック
つくば市	平塚市	春日井市
伊勢崎市	茅ヶ崎市	四日市市
太田市	厚木市	岸和田市
熊谷市	大和市	茨木市
所沢市	松本市	加古川市
春日部市	沼津市	宝塚市
草加市	富士市	—

5-3-7 兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定

兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項及び第68条第1項の規定に基づき、県内で災害が発生し、被災した市町のみでは十分な対策を講じることができない場合に、兵庫県（以下「県」という。）及び県内市町による応援活動を迅速かつ円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(応援の内容)

第2条 応援の内容は次のとおりとする。

- (1) 応急対策及び応急復旧に必要な資機材、物資及び施設のあっせん又は提供
- (2) 応急対策及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (3) 被災者の受入れ
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援の要請)

第3条 応援を受けようとする被災市町（以下「被応援市町」という。）は、次の事項を可能な限り明らかにして、県に対し文書により要請するものとする。ただし、文書により要請するいとまのない場合は、電話、ファクシミリ又は兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステム等により応援の要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

- (1) 被害の状況
 - (2) 前条第1号に掲げる事項の応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
 - (3) 前条第2号に掲げる事項の応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
 - (4) 応援の場所及びその場所への経路
 - (5) 応援を必要とする期間
 - (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項
- 2 県は、前項の要請を受けたときは、速やかに、応援可能な市町と調整を行ったうえ、県の応援も含めた応援計画を作成し、被応援市町に、応援計画を通知するものとする。
- 3 県及び応援を行う市町（以下「応援市町」という。）は、最大限その責務を果たすよう努めるものとする。
- 4 第1項による要請をもって、被応援市町から各応援市町に対しての応援の要請があったものとみなす。

(市町を指定した応援要請)

第4条 被応援市町は、あらかじめ指定した県内の市町（以下「応援指定市町」という。）に、応援を要請することができる。

- 2 前項に規定する応援については、前2条の規定を準用する。
- 3 県は、応援指定市町に対し、応援要請内容を伝えとともに、協力を要請するものと

第5部 相互協力・広域応援受入体制

する。

- 4 被応援市町は、特に緊急を要する場合、応援指定市町に直接要請することができる、
なお、この場合において、被応援市町は事後必ず県にその旨連絡するものとする。

(自主応援)

第5条 県及び市町は、激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被災市町と連絡が取れない場合に、自主的な情報収集活動等に基づき、応援の必要があると判断したときは、第3条又は第4条による被災市町からの応援要請を待たずに、この協定に定めるところにより応援を行うことができる。

- 2 前項の場合、第3条第1項の応援の要請があったものとみなす。

(経費の負担)

第6条 県又は市町が前3条の規定に基づく応援に要した経費は、原則として被応援市町の負担とする。

- 2 被応援市町において費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときには、応援を行った県又は応援市町は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか経費負担等に関し必要な事項は、別に定める。

(他の協定との関係)

第7条 この協定は、県又は市町が締結する災害時の応援に係る他の協定を妨げるものではない。

(平時の活動)

第8条 県及び市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、平時から次の事項を実施するよう努めるものとする。

- (1) 地域防災計画その他必要な資料の提供
- (2) 県と市町との連絡会等の開催
- (3) その他必要な事項

(補則)

第9条 この協定に関し必要な事項については、県及び県内市町が協議の上、別に定めるものとする。

- 2 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成18年11月1日から施行する。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、兵庫県知事及び各市町長が記名押印の上、兵庫県知事、兵庫県市長会会長及び兵庫県町村会会長が各1通を保有し、他の市町長はその写しを保有する。

平成18年11月1日

兵庫県		宝塚市		猪名川町	
兵庫県知事	井戸 敏三	宝塚市長	阪上 善秀	猪名川町長	真田 保男
神戸市		三木市		多可町	
神戸市長	矢田 立郎	三木市長	藪本 吉秀	多可町長	戸田 善規
姫路市		高砂市		稲美町	
姫路市長	石見 利勝	高砂市長	岡 恒雄	稲美町長	古谷 博
尼崎市		川西市		播磨町	
尼崎市長	白井 文	川西市長	大塩 民生	播磨町長	清水 ひろ子
明石市		小野市		神河町	
明石市長	北口 寛人	小野市長	蓬萊 務	神河町長	足立 理秋
西宮市		三田市		市川町	
西宮市長	山田 知	三田市長	岡田 義弘	市川町長	尾崎 光雄
洲本市		加西市		福崎町	
洲本市長	柳 実郎	加西市長	中川 暢三	福崎町長	嶋田 正義
芦屋市		篠山市		太子町	
芦屋市長	山中 健	篠山市長	瀬戸 亀男	太子町長	首藤 正弘
伊丹市		養父市		上郡町	
伊丹市長	藤原 保幸	養父市長	梅谷 馨	上郡町長	安則 眞一
相生市		丹波市		佐用町	
相生市長	谷口 芳紀	丹波市長	辻 重五郎	佐用町長	庵迩 典章
豊岡市		南あわじ市		香美町	
豊岡市長	中貝 宗治	南あわじ市長	中田 勝久	香美町長	藤原 久嗣
加古川市		朝来市		新温泉町	
加古川市長	樽本 庄一	朝来市長	井上 英俊	新温泉町長	馬場 雅人
たつの市		淡路市			
たつの市長	西田 正則	淡路市長	門 康彦		
赤穂市		宍粟市			
赤穂市長	豆田 正明	宍粟市長	白谷 敏明		
西脇市		加東市			
西脇市長	來住 壽一	加東市長	山本 廣一		

5-3-8 広域自治体相互間の災害時応援協定

災害時における相互応援に関する協定

姉妹都市である宝塚市と松江市は、双方いずれかの市において災害が発生した場合における相互応援について、応急復旧対策及び復興対策が円滑に遂行されるよう、次のとおり協定を締結する。

(応援の種類)

第1条 応援の種類は次に掲げるとおりとする。

- (1) 応急復旧活動等に必要な職員、消防団員の派遣及び車両等の提供
- (2) 被災者の救出・救護等、医療、施設の応急復旧等に必要な資器材搬送及び物資の提供
- (3) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- (4) ボランティアの斡旋
- (5) 児童及び生徒の受入れ
- (6) 被災者に対する住宅の斡旋
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(応援要請の手続き)

第2条 応援を要請する市（以下「要請市」という。）は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合には、電話等により応援を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号に掲げる応援を要請する場合にあっては、人員の役割及び人数並びに車両等の種類及び台数
- (3) 前条第2号及び第3号に掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (4) 応援を必要とする場所及び当該場所への経路
- (5) 応援を必要とする期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、応援の要請に関し必要と認める事項

(応援の実施)

第3条 応援を要請された市は、極力これに応ずるものとする。

2 両市は、前条の規定にかかわらず、激甚な災害により、被災都市との連絡がとれない場合において、自らの判断により、応援活動を実施することができる。

(応援のため派遣された人員の指揮)

第4条 応援のため派遣された人員は、要請市の長の指揮の下に活動するものとする。

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、原則として要請市の負担とする。

2 前項の費用負担の具体的な内容は、被災の程度、応援の実態等を考慮し、その都度両市が協議して定めるものとする。

(連絡担当部局)

第6条 両市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換するものとする。

(資料の交換)

第7条 両市は、この協定による応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、両市が協議して決定するものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、当事者署名押印の上、各1通を保有する。

平成24年(2012年)10月19日

宝塚市長 中 川 智 子

松江市長 松 浦 正 敬

大分市と宝塚市との災害相互応援に関する協定書

大分市と宝塚市（以下「両市という。」）は、いずれかの市域において災害が発生し、被害を受けた都市（以下「被災都市」という。）が独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災都市の要請に応え、被災していない都市が友愛的精神に基づき、応援協力し、被災都市の災害応急対策及び復旧対策等を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は次のとおりとする。

- （1） 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- （2） 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- （3） 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- （4） 応急措置を実施するために必要な職員の派遣
- （5） 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続き）

第2条 応援を要請しようとする被災都市は、次の事項を明らかにし、第5条に定める連絡担当部局を通じて、文書により応援を要請するものとする。

ただし、急を要するときは、口頭により応援を要請し、後日速やかに文書を送付することができるものとする。

- （1） 被害の状況
- （2） 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- （3） 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職種別人員数及び業務内容
- （4） 応援を必要とする場所及び当該場所への経路
- （5） 応援を必要とする期間
- （6） 前各号に掲げるもののほか、応援の要請に関し必要と認める事項

（応援の実施）

第3条 応援を要請された都市は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、極力これに応じるよう努めるものとする。

2 両市は、前条の規定にかかわらず、激甚な災害により、被災都市との連絡がとれない場合において、自らの判断により、応援活動を実施することができる。

（応援経費の負担）

第4条 応援に要した経費は、原則として応援を要請した都市の負担とする。

2 前項の規定により難いときは、同項の規定にかかわらず、両市が別途協議して定める。

（連絡担当部局）

第5条 両市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換するものとする。

（資料等の交換）

第6条 両市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他の資料を相互に交換するものとする。

（平常時における相互協力）

第7条 両市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、平常時から相互に協力し、防災体制の整備充実を図るものとする。

（他の協定との関係）

第8条 この協定は、両市が災害対策基本法及び消防組織法等に基づき締結した他の協定を排除するものではない。

（協議）

第9条 この協定の締結に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、両市が協議して定めるものとする。

（協定の発効）

第10条 この協定は、平成24年11月5日から効力を発生するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、両市署名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年11月5日

宝塚市長 中 川 智 子

大分市長 釘 宮 磐

府中市・宝塚市災害時相互応援協定書

東京都府中市と兵庫県宝塚市（以下「協定市」という。）とは、災害時における応急復旧対策に係る相互の応援を行うため、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、大規模災害時において同時被災しにくい遠隔自治体同士として締結するもので、協定市のいずれかの地域で、大規模な災害（災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生し、被災した市（以下「被災市」という。）が独自では十分な応急復旧対策ができない場合において、被災していない協定市が応援協力し、被災市の応急復旧対策を円滑に遂行するために必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 応援しようとする市（以下「応援市」という。）は、被災市から応援要請を受けた場合は、要請内容に従って応援するよう努めるものとする。

（応援の内容）

第3条 応援の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- （1）応急復旧対策に必要な職員の派遣
- （2）食料、飲料水及び生活必需品の提供
- （3）応急復旧対策に必要な資機材の提供
- （4）災害時の情報発信協力
- （5）前各号に掲げるもののほか特に要請がある事項

（応援要請の手続）

第4条 被災市は、応援を要請しようとするときは、電話等により応援要請を伝え、応援内容を相互に確認したうえで、様式1「応援要請書」により応援要請を行うものとする。

2 協定市は、前項の応援要請を請け応援を行うときは、電話等により応援する旨を伝え、速やかに様式2「応援回答書」により応援内容を通知する。

（応援要請の手続きができない場合の応援）

第5条 被災市に大規模な災害が発生し、被災による相互の連絡不能などにより応援要請の手続きが速やかにできない場合においては、応援市が自らの判断により応援できるものとする。この場合において、様式3「応援通知書」により応援内容を被災市に通知するものとする。ただし、連絡が困難な場合は事前に通知することを要しない。

（応援経費の負担）

第6条 応援に要した経費は、原則として被災市の負担とする。ただし、これによりがたい場合は、協定市が協議して別に定めるものとする。

（災害補償）

第7条 派遣職員に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによる。

2 派遣職員が公務執行中第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災市が賠償の責めを負い、被災市の往復経路の途中に生じたものについては応援市が賠償の責めを負うものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度協定市が協議して定めるものとする。

(効力の発生)

第9条 この協定は、協定を締結した日から効力を発生する。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、協定市は署名押印のうえ、各1通を保管するものとする。

平成29年（2017年）2月9日

府中市長	高野律雄
宝塚市長	中川智子

5-4 災害時の応援に関する申し合わせ（対近畿地方整備局）

災害時等の応援に関する申し合わせ

国土交通省近畿地方整備局長（以下「甲」という。）と宝塚市長（以下「乙」という。）は、災害時等において、甲が乙に対する応援が円滑に行われるよう、次のとおり申し合わせを行う。

（目的）

第1条 この申し合わせは、乙が代表する地方公共団体の区域において、災害が発生または、災害が発生する恐れがある場合に、被害の拡大と二次災害防止に資するために、甲が被災直後等の緊急的な対応（以下、「応援」という。）を実施することにより、国民の安全、安心を確保し、民生の安定を保持することを目的とする。

（応援の実施時期）

第2条 甲が応援を行う時期は、次のとおりとする。

- 一 宝塚市内で重大な災害の発生または、発生する恐れがある場合
- 二 宝塚市災害対策本部が設置された場合
- 三 その他甲または乙が必要とする場合

（応援の内容）

第3条 災害時等の応援は、次の各号に掲げる内容とする。

- 一 情報の収集・提供（リエゾン〔情報連絡員〕含む。）
- 二 近畿地方整備局等職員の派遣（緊急災害対策派遣隊含む。）
- 三 災害に係る専門家の派遣
- 四 甲が保有する車両、災害対策用機械等の貸し付け
- 五 甲が保有する通信機械等の貸し付け及び操作員の派遣
- 六 通行規制等の措置
- 七 その他必要な事項

（リエゾンの派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合に、甲は、乙の災害対策本部等にリエゾンを派遣する。なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（リエゾンの受け入れ）

第5条 乙は、甲から派遣されるリエゾンの活動場所として災害対策本部等に場所等を確保するものとする。

（緊急災害対策派遣隊の派遣）

第6条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合は、甲は、乙が代表する地方公共団体の区域に緊急災害対策派遣隊を派遣する。なお、甲及び乙の相互連絡は、甲から派遣されるリエゾンを通じて行うものとする。

(緊急災害対策派遣隊の受け入れ)

第7条 乙は、甲から派遣される緊急災害対策派遣隊の活動において必要となる資料（図面等）について、提供の協力をするものとする。

(緊急災害対策派遣隊の報告)

第8条 甲は、派遣した緊急災害対策派遣隊からの調査結果等の報告があった場合は、速やかに乙にその内容を提供するものとする。

(平素の協力)

第9条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

(その他)

第10条 この申し合わせに定めのない事項、疑義に関しては、その都度甲及び乙が協議するものとする。

平成24年11月 1日

甲 近畿地方整備局長 谷 本 光 司

乙 宝塚 市 長 中 川 智 子

5-5 ヘリコプターによる応援受入体制

5-5-1 ヘリコプター臨時離着陸場適地一覧

ヘリコプター臨時離着陸場適地一覧

番 号	名 称	所 在 地	幅×延長 (m)	場 外 の 種 別		施設管理者 名	連 絡 先 電 話 番 号
				一般基準 最大対応種	防災基準 最大対応種		
阪 050	市立スポーツセンター 多目的グラウンド	小浜1丁目 1-11	69×100	一 般	川崎ハートル KV107	教育委員会 社会教育部 スポーツ振興課	87-5911 81-0652
阪 051	武庫川河川敷緑地公園 右岸	東洋町1 番地先	70×1000	一 般	川崎CH- 47J	市都市安全 部公園河川 課	71-1141 72-1419
阪北 284	防災公園 末広中央公園	末広町3番 地	120×150	一 般	AS 332L1	市都市安全 部公園河川 課	71-1141 72-1419
阪北 285	安倉下の池 公園グラウンド	安倉中6丁 目72	65×45	一 般	AS 332L1	市都市安全 部公園河川 課	71-1141 72-1419
阪北 286	中山中央公園 グラウンド	中山桜台6 丁目12-8	110×100	一 般	AS 332L1	市都市安全 部公園河川 課	71-1141 72-1419
阪 054	山手台中央 公園グラウンド	切畑字長尾 山 7-888	75×100	一 般	川崎CH- 47J	市都市安全 部公園河川 課	71-1141 72-1419
阪 055	市立高司グラ ウンド	高司4丁目 92-1	78×80	防災対応	川崎ハートル KV107	教育委員会 社会教育部 スポーツ振興 課	77-1966
阪 056	宝塚自然の家	大原野字 松尾1	70×90	防災対応	川崎ハートル KV107J	教育委員会 社会教育課	77-2029 91-0303
阪 057	市立花屋敷 グラウンド	花屋敷荘園 4丁目 2-35	80×100	一 般	川崎CH- 47J	教育委員会 社会教育部 スポーツ振 興課	072-744- 2366

注 [場外の種別] ◇ 当該適地が航空法第79条但書による飛行場外着陸場の許可基準の「一般」又は「防災対応」のいずれかに該当するかを記入

- ・一 般：平常時でも使用可能なヘリポートの許可基準
- ・防災対応：平常時における緊急輸送活動のための物資、人員等の輸送又はその訓練に限って使用可能なヘリポートの許可基準

[最大対応機種] ◇ 当該適地において、離着陸可能なヘリコプターのうち、国内最大の機種を、一般基準及び防災対応基準のそれぞれで記入

[削 除] ◇ 阪 058 は平成11年7月付け削除

5-5-2 ヘリコプターの受入要領

ヘリコプターの受入要領

1 適地使用にあたっての留意点

通常、ヘリコプターが飛行場（空港・ヘリポート）以外の場所に離着陸する場合、使用するヘリコプターごとに飛行場外離着陸場の許可（航空法第79条但書）を得る必要があります。ただし、航空機の事故、海難、ビル火災、地震・風水害等の災害、山火事等の場合に、運輸省、防衛省、警察庁、都道府県警察又は地方公共団体の消防機関の捜索又は救助を任務とするヘリコプター並びに運輸省の依頼により捜索又は救助を行うヘリコプターは、許可がなくても離着陸することができる。（航空法第81条の2）

2 適地における受入準備

- (1) ヘリコプターの着陸地点に、下図を参考にHマーク及びヘリポート番号を表示すること。なお、ヘリポート番号は、各適地データの欄外に施設名称とともに付された番号のうち、3ケタの数字のみを表示する。



〔表示方法〕

- ・ Hマークは直径4 m以上で描く。
- ・ 表示は原則として石灰で行う。
- ・ 積雪時は墨汁、絵具等明瞭なもので行う。

- (2) 離着陸及び進入空域に、ヘリコプターの離着陸の障害となる物件（クレーン等）がある場合はそれを除去し、着陸帯に近接して道路がある場合は、離着陸の際に通行止め等必要な措置を講じて事故の防止を図る。

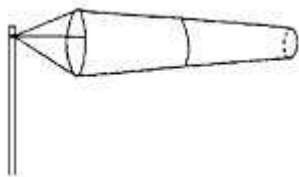
- (3) 木片、小石等ヘリコプターにより吹き飛ばされる恐れのあるものは、でき得る限り除去し、着陸帯がグラウンド等である場合は、散水などにより砂塵対策を講じること。

なお、散水時には、Hマークの石灰には散水しないこと。

- (4) ヘリコプターの離着陸時は、着陸帯への人の出入りを禁止して事故防止に努めるとともに、吹流しを設置して、ヘリコプターに地上の風向きを知らせる。

なお、吹流しが設置できない場合及び自衛隊等の大型機が離着陸する場合は、発煙筒により風向きを知らせること。

〔設置方法〕



- ・ 吹流し及び発煙筒は、ヘリコプターの進入区域下を避け、着陸地点から30～50 m離して設置する。
- ・ 設置の際、国旗掲揚ポールなど固定できる場所がない場合は、人力等で支持して固定すること。

- (5) 大阪国際空港周辺のヘリコプター臨時着陸場適地の運用に係る留意事項について、下記のとおり兵庫県知事公室防災企画課長（平成11年1月21日付け防第377号）から通知があったので留意すること。

抜 粋	
大阪国際空港（以下、「大阪空港」という。）周辺の適地の運用について、運輸省大阪航空局大阪空港事務所（以下、「大阪空港事務所」という。）から下記1の意見がありました。 については、当該適地の運用にあたっては下記2の事項に留意いただきますようお願いいたします。	
記	
1	意見要旨 別紙に掲げる適地は航空交通管制圏内（半径9km）に位置しており、大阪空港運用中は防災ヘリの運用が大幅に制限されることがあるため、当該適地の運用にあたっては大阪空港事務所と調整すること。
2	留意事項 (1) 当該適地が大阪空港の管制圏内にあり、大阪空港運用中は大阪空港事務所の管制指示に従わなければならないことをあらかじめ了知しておくこと。 (2) ヘリコプターによる災害応急対策にあたっては、大阪空港運用中は、原則として、当該適地に代えて大阪空港を活用することとし、所用の体制を整備すること。

抜 粋		
(別紙) 大阪空港周辺適地		
市 町 名	適地番号	適 地 名
宝塚市	阪050	宝塚市立スポーツセンター陸上競技場
	阪051	武庫川河川敷緑地公園
	阪054	山手台中央公園
	阪055	宝塚市立高司グラウンド
	阪057	宝塚市立花屋敷グラウンド
	阪北284	防災公園末広中央公園
	阪北285	安倉下池中央公園
	阪北286	中山中央公園グラウンド

5-5-3 県防災ヘリコプター運航要請に関する事項

5-5-3-1 兵庫県消防防災ヘリコプター運航管理要綱

兵庫県消防防災ヘリコプター運航管理要綱

目次

- 第1章 総則（第1条～第3条）
- 第2章 運航管理（第4条～第12条）
- 第3章 使用手続（第13条～第14条）
- 第4章 補則（第15～第16条）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、兵庫県が運航する消防防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の運航及び管理について必要な事項を定める。

（他の法令との関係）

第2条 航空機の運航及び管理は、航空関係法令に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（用語の定義）

第3条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 航空機等

航空機、航空機用装備品、消防防災業務活動用装備品等をいう。

(2) 消防防災業務

航空機を使用して行う救急活動、救助活動、火災防御活動、情報収集活動、災害応急対策活動、広域航空消防防災応援活動、その他の消防防災活動に関する業務をいう。

(3) 航空隊員

航空機に搭乗し、消防防災業務に従事する兵庫県消防防災航空隊の隊員をいう。

(4) 自隊訓練

航空隊員が基本技術及び応用技術の習得、習熟及び維持向上を図るために隊内で行う訓練をいう。

第2章 運航管理

（総括管理者）

第4条 航空機の運航管理の総括は、兵庫県防災監（以下「防災監」という。）が行い消防保安課長が補佐する。

（運航責任者）

第5条 運航責任者は、兵庫県消防防災航空隊の隊長（以下「隊長」という。）とし、航空隊員の指揮監督及び航空機の運航管理に関する業務を行う。なお、隊長に事故があるときは、副隊長が代行する。

（運航安全管理者）

第6条 運航安全管理者は、航空機の運航その他の消防防災業務に関する専門的な知見を有する者を充てるものとし、航空機の運航の安全を確保する観点から、運航責任者、機長その他の関係者に対する航空機の運航、消防防災業務の実施、航空隊員の健康管理その他必要と認める事項に関する助言、教育訓練計画等の立案及びこれらの業務に必要な調査研究等を行う。

(航空機に搭乗する者の指定)

第7条 隊長は、搭乗する航空隊員を指定するとともに、運航目的、任務等を明示して当該運航の責任体制を明確にしなければならない。

(業務指揮者)

第8条 業務指揮者は、消防防災業務に関する知識及び技術を有する隊員の中から、隊長が指定するものとし、消防防災業務の指揮を行う。

2 業務指揮者は、航空機に搭乗中、運航責任者による航空機の安全維持に関する指示に従い、隊員（他の搭乗者を含む。）を指揮監督して消防防災業務の遂行に万全を期さなければならない。

(飛行作業命令)

第9条 隊長は、航空機の運航、消防防災業務及び自隊訓練等を適正かつ円滑に行うため、航空業務計画として飛行作業命令を定めなければならない。ただし、緊急運航にあつてはこの限りでない。

(運航基準)

第10条 航空機は、次に掲げる活動でその特性を十分に活用することができ、かつその必要性が認められ、気象条件等が運航可能な場合に運航するものとする。

(1) 救急活動

救急現場からの傷病者の緊急搬送、救急現場への医師及び医療資機材等の搬送並びに高次医療機関への傷病者の搬送など

(2) 救助活動

水難事故、山岳遭難事故及び火災等における要救助者の捜索並びに救助、救出など

(3) 火災防御活動

林野火災等の大規模火災における空中消火、人員及び資機材の搬送、伝達広報など

(4) 情報収集活動

火災、救急、救助事案等に伴う情報収集活動など（被害状況調査を含む）

(5) 災害応急対策活動

災害時の状況把握、緊急物資、医薬品等の輸送及び対策要員、医師等の搬送並びに住民への避難誘導、警報等の伝達など

(6) 広域航空消防防災応援活動

応援協定等に伴う相互応援活動及び緊急消防援助隊に伴う活動など

(7) 災害予防活動

災害危険箇所等への調査、各種防災訓練への参加及び住民への災害予防広報など

(8) 訓練のための活動

自隊訓練、緊急消防援助隊訓練、他機関合同訓練など

(9) その他防災監が必要と認める活動

2 航空機の運航は、気象条件及び点検整備等により運航できない場合を除き、原則として日の出から日没までの間とする。ただし、運航責任者が必要と認めた場合は、夜間照明設備のある場所に限り、日の出前又は日没後に離着陸することができるものとする。

(緊急運航)

第11条 緊急運航とは、前条第1項第1号から第6号に規定する運航をいう。

- 2 緊急運航は、第9条に規定する飛行作業命令に基づく航空機の運航（以下「通常運航」という。）に優先する。
- 3 運航責任者は、緊急運航を要する事態が生じた場合には、直ちに航空機の出動について決定し、航空機の通常運航中にあつては通常運航を中断し緊急運航を優先する。
- 4 緊急運航に関して必要な事項は、兵庫県消防防災ヘリコプター緊急運航要領に定める。（情報連絡及び報告）

第12条 業務指揮者は、航空機の搭乗中に得た重要な情報等を遅滞なく運航責任者に報告しなければならない。

- 2 業務指揮者は、航空機に搭乗し業務（緊急運航の場合を除く。）を終了したときは、運航状況等について運航活動報告書（様式第1号）を作成し、保管しなければならない。

第3章 使用手続

（使用申請）

第13条 航空機の使用を予定（希望）するものは、使用する日の2ヶ月前までに、兵庫県消防防災ヘリコプター使用申請書（様式第2号）を作成し、防災監に申請するものとする。

- 2 訓練等参加申請の場合は、訓練等実施日の2ヶ月前までに、兵庫県消防防災航空隊合同訓練等参加申請書（様式第3号）を作成し、防災監に申請するものとする。
- 3 前項に規定する申請は、兵庫県消防防災航空隊において受理するものとする。
- 4 防災監が指定した臨時離着陸場以外の場所を離着陸に使用するときは、速やかに所有者又は管理者の使用承認を得るとともに、その場所及び周辺の略図を付して申請するものとする。

（使用承認）

第14条 防災監は、前条の使用申請があつた場合、その使用内容、飛行経路、離着陸場所及び飛行時間等について審査のうえ、適当と認めたときは承認するものとする。

- 2 防災監は、前項により承認した場合は、兵庫県消防防災ヘリコプター使用承認書（様式第4号）又は兵庫県消防防災航空隊合同訓練等参加承認書（様式第5号）を申請者に交付するものとする。

第4章 補則

（事故の報告）

第15条 機長は、航空機に搭乗し消防防災業務中に、航空機の事故が発生した場合は、その状況を運航責任者に報告しなければならない。

- 2 運航責任者は、機長から航空機の事故発生の報告を受けた場合には、直ちに総括管理者に事故に関する報告を行わなければならない。

（その他）

第16条 この要綱に定めるほか、航空機の運航及び管理に必要な事項は別に定める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この要綱は、平成12年5月1日から施行する。
- 2 兵庫県航空機使用管理要綱（昭和55年7月15日施行）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年2月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年4月21日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年2月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月20日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月7日から施行する。

(様式第1号)

運 航 活 動 報 告 書

年 月 日 ()

兵 庫 県 消 防 防 災 航 空 隊 長 様

業 務 指 揮 者

年 月 日	年 月 日 ()					天候 ()		
任 務	機 体							
機 長 名			副 操 縦 士 名			整 備 士 名		
業 務 指 揮 者			隊 員 名					
運 航 経 路 時 刻	離陸・開始	着陸・終了	内容・時分	離陸・開始	着陸・終了	内容・時分	活動時間	
							飛行時間	
							消費燃料	
							現地での 燃料補給	
搭 乗 者 及 び 搭 載 物 資	搭 乗 者			搭 載 物 資				
	氏 名			品 名	個数	単重量	合計重量	
活 動 内 容								
備 考								

(様式第2号)

兵庫県消防防災ヘリコプター使用申請書

番 号

年 月 日

兵庫県防災監様

申請者(職名・氏名)

次のとおり航空機の使用を申請します。

使用日時	年 月 日 時 分から (時間 分) 時 分まで				
使用内容					
飛行経路時刻	搭乗希望地				片道・往復
	目的地				
	臨時離着陸のため使用する場所				
	帰着希望地				
搭乗者	所属	職名	氏名	年齢	備考
担当者及び連絡先					
備考					

※ 使用にかかる事業計画書を添付してください。

(様式第3号)

兵庫県消防防災航空隊合同訓練等参加申請書

番 号
年 月 日

兵庫県防災監様

申請者(職名・氏名)

このたびは 貴隊を次のとおり実施いたしますので、兵庫県消防防災航空隊の参加をお願いします。

1 日時
年 月 日 () 時 分から 時 分まで

2 場所(会場)

3 訓練の概要

(1) 主催者： (2) 参加予定人員：

4 消防防災航空隊の訓練内容

(1) 訓練種目(項目を○で囲んで下さい。)

ア 救急搬送訓練 イ 救出救助訓練 ウ 消火訓練 エ 情報収集訓練
オ 物資輸送訓練 カ 要請訓練(電話会議) キ その他 ()

(2) 訓練内容(簡潔に記載してください。)

(3) 他機関航空機の参加 有 ・ 無 (○で囲んでください。)

5 臨時離着陸場予定地 有 ・ 無 (○で囲んでください。)

(1) 名称：

(2) 所在地：

(3) 目標：

6 搭乗者

所 属	職 名	氏 名	年 齢

7 連絡先(担当者所属、氏名、電話番号)

8 添付書類

- (1) 訓練計画書
- (2) 現場図面（1/10000、1/50000、住宅地図等に会場、臨時離着陸場、撒水場所、汲水場所等を明示してください。）
- (3) 現場写真（会場、臨時離着陸場、撒水場所、汲水場所等を四方から撮影してください。）

(様式第4号)

兵庫県消防防災ヘリコプター使用承認書

番 号

年 月 日

様

兵庫県防災監

年 月 日付 第 号で申請のあった兵庫県消防防災ヘリコプターの使用については、
次のとおり承認します。

承認番号					
使用日時	年 月 日 時 分から (時間 分) 時 分まで				
臨時離着陸のために使用する場所					
飛行区域又は飛行経路	搭乗希望地				片道・往復
	目的地				
	帰着希望地				
搭乗者	所属	職名	氏名	年齢	備考
条件					
注意事項 1 承認書に記載された目的地の変更は、やむを得ない事情のある場合に限る。 2 搭乗者は、航空隊員の指示に従うこと。					

(様式第5号)

兵庫県消防防災航空隊合同訓練等参加承認書

番 号
年 月 日

様

兵庫県防災監

年 月 日付 第 号で申請のあった兵庫県消防防災航空隊の合同訓練等の参加申請については、次のとおり承認します。

承認番号					
使用日時	年 月 日 時 分から (時間 分) 時 分まで				
内 容					
飛行経路時刻					
搭 乗 者	所 属	職 名	氏 名	年齢	備考
条 件					
注意事項 1 搭乗者は、航空隊員の指示に従うこと。					

5-5-3-2 兵庫県消防防災ヘリコプター緊急運航要領

兵庫県消防防災ヘリコプター緊急運航要領

(趣旨)

第1 この要領は、兵庫県消防防災ヘリコプター運航管理要綱（以下「要綱」という。）第11条第4項の規定に基づき、兵庫県消防防災ヘリコプターの緊急運航（以下「緊急運航」という。）に関して必要な事項を定める。

(緊急運航の要件)

第2 緊急運航は、原則として、要綱第10条第1項第1号から6号までに掲げる活動で、次の要件を充たす場合に運航することができるものとする。

(1) 公共性 災害等から県民の生命、身体及び財産を保護し、被害の軽減を図る目的であること。

(2) 緊急性 差し迫った必要性があること。

(緊急に活動を行わなければ、県民の生命、身体及び財産に重大な支障が生ずるおそれがある場合)

(3) 有効性 兵庫県消防防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）による活動が災害を防御するうえで、最も有効な手段であること。

(緊急運航の要請基準)

第3 緊急運航は、第2の要件を充たし、かつ、次に掲げる基準に該当する場合に要請できるものとする。

(1) 救急活動

ア 救急現場から救命救急センター等への緊急搬送

救急現場から傷病者を緊急に救命救急センター等へ搬送する必要がある場合で、航空機による搬送が救急自動車又は船舶による搬送より時間が短縮できる場合

イ 救急現場への医師の搬送及び医療資機材等の輸送

救急現場において緊急医療を行うため、医師及び医療資機材等を搬送する必要があると認められる場合

ウ 傷病者の緊急転送

傷病者の応急処置等のために一時的に収容された医療機関から、高次医療機関又は当該傷病者に必要な処置が可能な医療機関に緊急に搬送する場合で、医師が搭乗できる場合

エ 県内の救命救急センター等への傷病者の転院搬送

県内の救命救急センター等へ緊急に転院搬送を行う場合で、医師がその必要性を認め、搬送元医療機関又は搬送先医療機関の医師が搭乗できる場合

オ 遠隔地の高次医療機関への傷病者の転院搬送

遠隔地の高次医療機関へ緊急に転院搬送を行う場合で、医師がその必要性を認め、搬送元医療機関又は搬送先医療機関の医師が搭乗できる場合

カ 高速道路上での事故

高速自動車国道及び自動車専用道路上での事故で、救急車での収容、搬送が困難と認められる場合

キ 臓器の緊急搬送

公益社団法人日本臓器移植ネットワークの要請を受け、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）の規定に基づき摘出された臓器を緊急に搬送する必要がある場合で、かつ、医師が搭乗できる場合

ク その他救急活動上、特に航空機による活動が有効と認められる場合

(2) 救助活動

ア 水難事故、山岳遭難事故等における捜索又は救助

水難事故（水面からの救助に限る。）、山岳遭難事故等において、航空機による捜索又は救助の必要があると認められる場合

イ 高層建築物火災における救助

高層建築物火災において、地上からの救助が困難で、航空機による救助が必要と認められる場合

ウ 山崩れ、洪水、河川の増水等により、陸上から接近できない要救助者等の救助

山崩れ、洪水、河川の増水、高潮等により、陸上からの救助が困難で、航空機による救助が必要と認められる場合

エ その他救助活動上、特に航空機による活動が有効と認められる場合

(3) 火災防御活動

ア 林野火災等における空中からの消火活動

地上における消火活動では消火が困難であり、航空機による消火の必要があると認められる場合

イ 消防隊員、消防資機材等の搬送

大規模林野火災等において、人員（防御計画を立案するための上空視察）、資機材等の搬送手段がない場合又は航空機による搬送が有効と認められる場合

ウ その他火災防御活動上、特に消防防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

(4) 情報収集活動

ア 救急活動、救助活動、火災防御活動に伴う情報収集

前(1)から(3)のうち、別表第1の出動区分が第1出動に区分される事案で、航空機による活動が予測される災害において、早期に災害状況を把握する必要があると認められる場合

イ 火災等即報、救急・救助即報該当事案（発生中事案）

消防組織法第40条に基づく「火災・災害等即報要領」に規定する即報基準のうち、火災等即報、救急・救助事故即報に定める災害に該当若しくは該当する可能性がある事案（以下「火災・災害等即報該当事案」という。）が運航時間内に発生若しくは発生中で、早期に情報収集活動が必要と認める場合

ウ 火災等即報、救急・救助即報該当事案（終息事案）

火災・災害等即報該当事案で、運航時間外に発生し、かつ、終息した事案で情報収集が必要な場合

エ 「火災・災害等即報該当事案」に該当しない事案

上記ア、イ、ウの他、地上のみでは情報収集が困難であり、航空機による情報収集活動の必要があると認められる場合

オ その他広範囲な被害状況調査等を行う必要がある場合

(5) 災害応急対策活動

ア 被災状況等の調査及び情報収集活動

地震、津波等の自然災害が発生若しくは発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる状況把握調査、情報収集活動を行うとともに、その状況を監視する必要があると認められる場合

イ 食糧、衣料その他の生活必需品及び復旧資機材等の救援物資、人員等の搬送

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、食糧、衣料、その他の生活必需品・復旧資機材等の救援物資、医薬品、人員等を緊急に輸送又は搬送する必要があると認められる場合

ウ 災害に関する情報、警報等の伝達等広報宣伝活動

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害に関する情報及び避難命令等の情報、警告等を迅速かつ正確に伝達するため必要があると認められる場合

エ その他災害応急対策上、特に航空機による活動が有効と認められる場合

(6) 広域航空消防防災応援活動

消防防災業務に関する応援協定等に伴う要請及び消防組織法第44条の規定に基づく緊急消防援助隊等の要請で応援の必要があると認められる場合

(通常時における緊急運航)

第4 通常時における緊急運航の要請は、市町若しくは消防事務組合の長、消防長又はそれらの者から委任された者（以下、「要請者」という。）が、防災監が指定する電話会議システムにより行うものとし、その後、兵庫県消防防災ヘリコプター緊急運航要請書（様式第1号）をファクシミリ等により提出するものとする。なお、臓器の緊急搬送に係る事項については、別に定める。

2 前項の要請は、兵庫県消防防災航空隊において受理するものとする。

3 兵庫県消防防災航空隊の運航責任者は、第1項に規定する要請に対し、次のとおり対応するものとする。

(1) 別表第1の要請区分で出動区分が「第1出動」に該当する場合は、直ちに出動の可否を決定し、要請者に回答する。

(2) 別表第1の要請区分で出動区分が「第2出動」に該当する場合は、消防保安課を経由して防災監に出動の可否の判断を仰ぎ、防災監の決定内容に基づき要請者に回答する。

(兵庫県災害対策本部等設置時における緊急運航)

第5 兵庫県災害対策本部又は兵庫県災害警戒本部設置時における緊急運航の要請は、市町若しくは消防事務組合の長又は消防長等（以下、「災害時要請者」という。）が、兵庫県消防防災ヘリコプター緊急運航要請書（様式第1号）により、ファクシミリ等で防災監に要請するものとする。

2 前項の要請は、兵庫県災害対策本部事務局において受理するものとする。

3 防災監は、第1項に規定する要請があった場合には、災害の状況等を確認のうえ、出動の可否を決定し、災害時要請者に回答するものとする。

(受入れ態勢)

第6 要請者は、兵庫県消防防災航空隊と緊密な連絡を図るとともに、必要に応じ、次の受入れ態勢を整えるものとする。

(1) 臨時離着陸場所の確保及び安全対策

(2) 傷病者等の搬送先の臨時離着陸場所及び病院等への搬送手配

(3) 空中消火基地の確保

(4) その他必要な事項

(報告)

第7 業務指揮者は、緊急運航を終了した場合には、兵庫県消防防災航空隊の隊長に対して、緊急運航活動報告書（様式第2号）により活動の概要等を報告しなければならない。

附 則

この要領は、平成12年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月21日から施行する。

第5部 相互協力・広域応援受入体制

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月7日から施行する。

別表第1

要 請 区 分		出動区分
1	救急活動	
	ア 救急現場から救命救急センター等への緊急搬送	第1出動
	イ 救急現場への医師の搬送及び医療資機材等の輸送	第1出動
	ウ 傷病者の緊急転送	第1出動
	エ 別表第2に規定する医療機関への傷病者の転院搬送 ただし、救急自動車を使用する場合と比べ、搬送時間が30分以上短縮できる場合に限る	第1出動
	オ エ以外の高次医療機関への傷病者の転院搬送	第2出動
	カ 高速道路上での事故	第1出動
	キ 臓器の緊急搬送	第2出動
	ク その他	第2出動
2	救助活動	
	ア 水難事故、山岳遭難事故等における捜索又は救助	第1出動
	イ 高層建築物火災における救助	第1出動
	ウ 山崩れ、洪水、河川の増水等により、陸上から接近できない要救助者等の救助	第1出動
	エ その他	第2出動
3	火災防御活動	
	ア 林野火災等における空中からの消火活動	第1出動
	イ 消防隊員（防御計画を立案するための上空視察）、消防資機材等の搬送	第1出動
	ウ その他	第2出動
4	情報収集活動	
	ア 救急活動、救助活動、火災防御活動に伴う情報収集	第1出動
	イ 火災等即報、救急・救助即報該当事案（発生中事案）	第1出動
	ウ 火災等即報、救急・救助即報該当事案（終息事案）	第2出動
	エ 「火災・災害等即報該当事案」に該当しない事案	第1出動
	オ その他広範囲な被害状況調査等	第2出動
5	災害応急対策活動	
	ア 被災状況等の調査及び情報収集活動	第2出動
	イ 食糧、衣料その他の生活必需品及び復旧資機材等の救援物資、人員等の搬送	第2出動
	ウ 災害に関する情報、警報等の伝達等広報宣伝活動	第2出動
	エ その他	第2出動
6	その他	
	ア 他府県市等からの航空応援要請による災害活動	第2出動
	イ 同一災害に対する複数機による災害活動	第2出動
(備考) 第1出動：緊急運航の要請を受けた運航責任者の決定に基づく出動		
第2出動：緊急運航の要請を受けた運航責任者が防災監に出動可否の判断を仰ぎ、その決定に基づく出動		

第5部 相互協力・広域応援受入体制

別表第2

区分	医療機関名
救命救急センター	兵庫県災害医療センター
	神戸市立医療センター中央市民病院
	県立尼崎総合医療センター
	兵庫医科大学病院
	県立西宮病院
	県立加古川医療センター
	県立はりま姫路総合医療センター
	県立丹波医療センター
	公立豊岡病院
	県立淡路医療センター
	神戸大学医学部附属病院
特殊専門病院	県立こども病院

(様式第1号)

兵庫県消防防災ヘリコプター緊急運航要請書

令和 年 月 日

兵庫県防災監様

申請者(要請機関の長)

要請機関名			担当者名			電話番号		
発生日時	月	日	時	分	頃	覚知時刻	時	分
要請区分	1 救急	2 救助	3 火災防御	4 情報収集	5 災害応急 ^{※1}	6 その他		
発生場所	住所:						MAP:	
臨時着陸場	名称: (臨時離着陸場番号) ^{※2} :						MAP:	
気象条件	天候:		視程 ^{※3} :					
無線呼出名称	臨時離着陸場		活動隊			現地指揮本部		
災害概要								

傷病者	氏名			年齢	歳	性別	男・女
症状							
同乗者	医師			同乗者			
搬送元病院				電話番号			
搬送先病院				電話番号			
搬送先 臨時離着陸場				搬送先 無線呼出名称			
積載資機材				電源の要否	要・否		

送付先

兵庫県消防防災航空隊

TEL: (078)303-1192

FAX: (078)302-8119

(兵庫県災害対策本部等設置時)

TEL: (078)362-9900

兵庫県災害対策本部事務局

FAX: (078)362-9911

※1 災害応急とは、災害時の状況把握、緊急物資・医薬品等の輸送及び対策要員・医師等の搬送並びに住民への避難誘導・警報の伝達です。

※2 臨時離着陸場番号とは、「ヘリコプター臨時離着陸場適地一覧」に記載されている番号です。

※3 視程とは、何km先の目標物まで判別できるかという値です。

(様式第2号)

報告日 年 月 日

緊急運航活動報告書

兵庫県消防防災航空隊長 様

業務指揮者 印

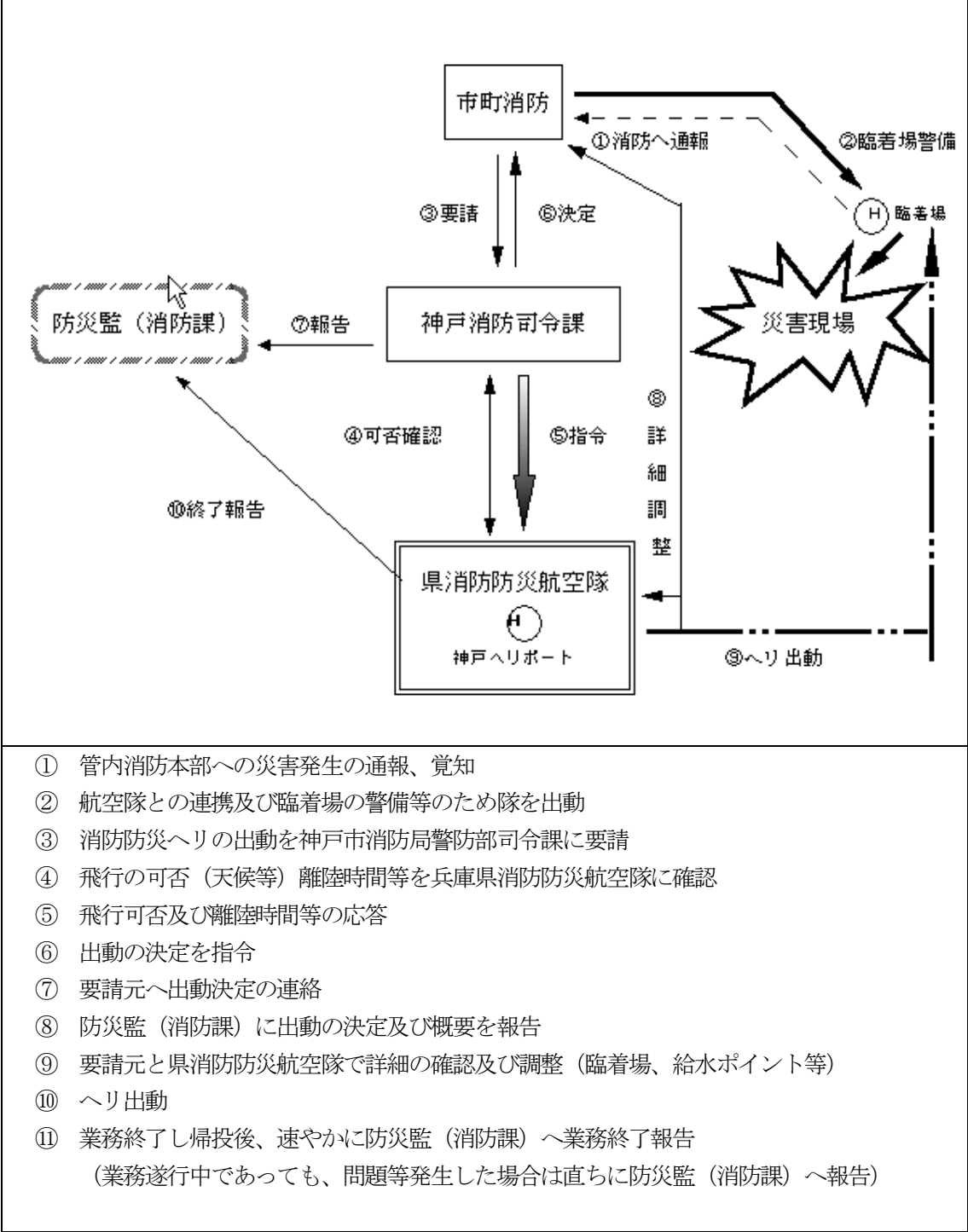
事案番号：												
業務区分		要請区分		機体		出動番号		災害区分		活動区分		
災害発生		年 月 日 ()						要請元覚知		年 月 日		
発生場所								事前通報				
要請機関								本要請		年 月 日		
災害概要												
出動年月日		年 月 日 () 気象： 風向： 風速： m/s 警報・注意報：										
出動隊員		操縦： 整備： 救助：										
時間経過		出動	現場到着	機内収容	搬送開始	引き継ぎ	終了引揚	帰隊	要請～ 出動		出動～ 現着	
飛行時間		火災	救助	救急	その他	活動時間		火災	救助	救急	その他	
活動概要												
撒水消火				救出救助				救急搬送				情報収集
時間	回	ℓ	時間	回	人	時間	回	人				
使用資器材												
着陸場所												
特定行為				ヘリTV実施								
備考												

傷病者情報											
日付							出動番号				
氏名			性別		年齢		生年月日				
住所							連絡先				
主訴			傷病名			疾病分類			程度		
既往歴			現病歴			通院医療機関					
搬送元病院						担当医師					
搬送先病院						担当医師					
時間経過	現着～		搬送時間		引継ぎ場所						
	搬送開始			引継ぎ隊							
航空隊処置内容											
救命処置内容											
観察経過											
	JCS	GCS		血圧	呼吸		脈拍		体温		
		E V M			/分		/分		℃		
SPO2酸素投与	状態	心電図	瞳孔		顔貌	皮膚	麻痺	痙攣	嘔吐		
% L			左 mm	右 mm							
四肢変形	出血		創傷		熱傷		その他				
搭乗者情報											
区分	所属		氏名		搭乗場所		降機場所				
特記事項											

5-5-3-3 消防防災ヘリコプター緊急運行要請フロー

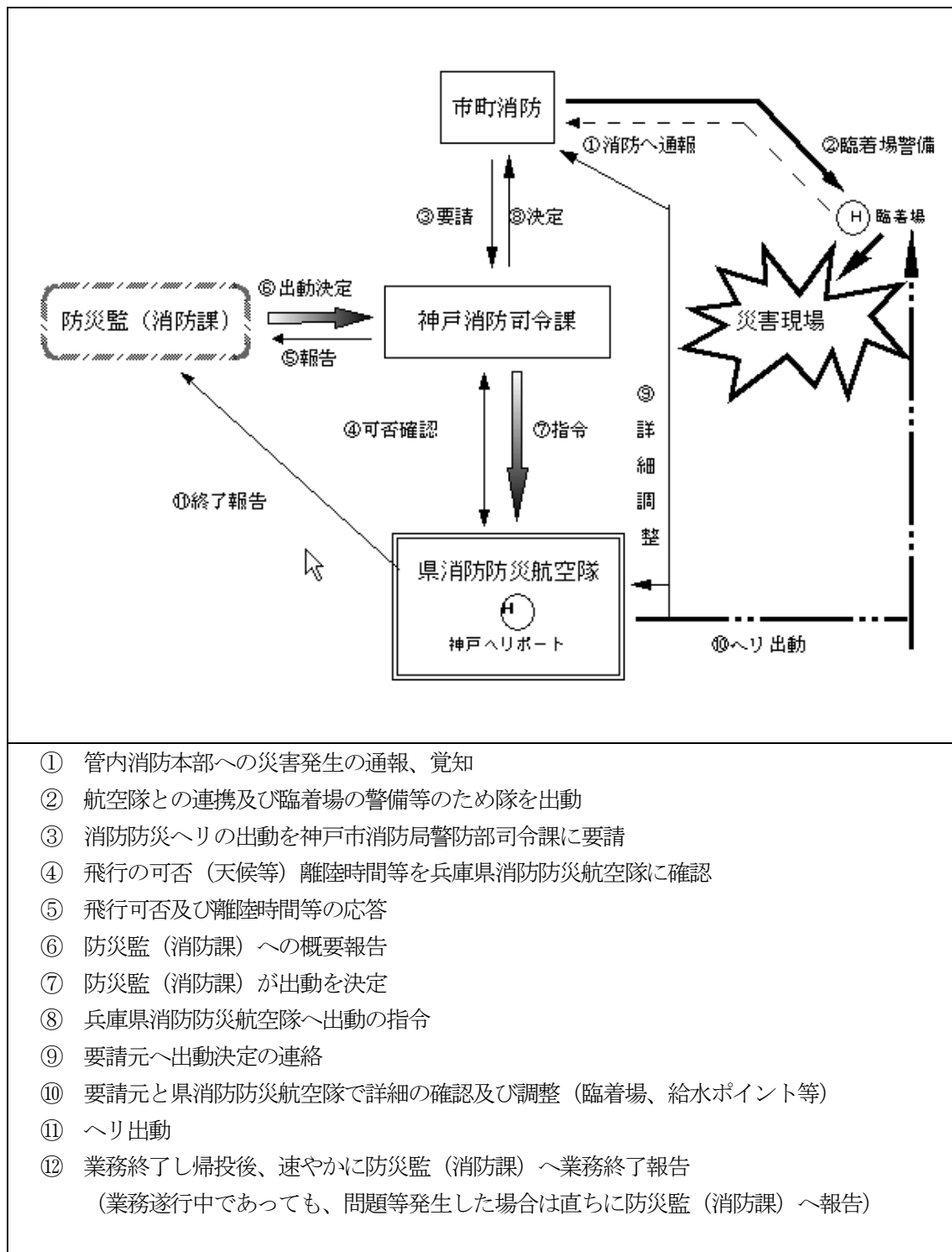
兵庫県消防防災航空隊出動（要請）手順

〔緊急運航の要請を受けた場合に即時に行う出動（林野火災等）〕



兵庫県消防防災航空隊出動（要請）手順

〔緊急運航の要請を受けた場合に防災監が必要と認めて指示する出動（転院搬送等）〕



第5部 相互協力・広域応援受入体制

5-5-3-4 兵庫県消防防災ヘリの市町防災訓練参加に関する取扱要領

兵庫県消防防災ヘリコプターの市町防災訓練等への参加に関する取扱要領

(趣 旨)

第1 この要領は、兵庫県航空機使用管理要綱（以下「要綱」という。）に基づき、消防防災ヘリコプターの市町防災訓練等への参加に関して必要な事項を定める。

(参加対象)

第2 消防防災ヘリコプターの参加する訓練は、市町及び消防事務に関する一部事務組合（以下「市町等」という。）が主催する防災訓練及び消防訓練とする。

(訓練種目)

第3 消防防災ヘリコプターの訓練種目は、救急搬送訓練、救出救助訓練、消火訓練、情報収集訓練、物資輸送訓練等とする。

(申請手続)

第4 消防防災ヘリコプターの参加を希望する市町等の長又は消防長（以下「申請者」という。）は、要綱第12条及び第13条に基づき、次の表のとおり防災監に申請するものとする。

申請期限	申請書類	備 考
1 月末日	消防防災ヘリコプター使用計画書（要綱 様式第3号）	翌年度の計画
訓練等実施月の 前々月末日	消防防災航空隊合同訓練等参加申請書（要綱 様式第4号）	

(参加承認)

第5 防災監は、要綱第14条に基づき、申請を承認した場合は、消防防災航空隊合同訓練等参加承認書（要綱 様式第7号）を申請者に交付するものとする。

(参加の中止等)

第6 兵庫県消防防災航空隊の隊長は、要綱第10条に定める緊急運航を要する事態が生じた場合、当日の気象条件が運航に適さないと判断した場合等においては、訓練への参加を中止又は中断することができる。

(申請者の処置)

第7 申請者は、参加が承認された場合、必要に応じて次の処置を行うものとする。

- (1) 離着陸地帯には所定の標識を設け、撒水等を行う。
- (2) 離着陸に際しては、離着陸地帯及びその付近への立入りを禁止する。
- (3) 離着陸に伴う騒音、砂塵等について、事前に周辺住民の理解を得ることとし、万一苦情等が発生した場合は、申請者の責任で対処する。
- (4) 訓練に必要な事項については、細部にわたって消防防災航空隊と調整する。
- (5) 訓練地の気象情報を消防防災航空隊に連絡する。

(訓練に伴う事故)

第8 消防防災ヘリコプターの運航上の事故を除き、申請者の重大な過失に伴い訓練参加者及び第三者に損害を与えた事故については、県は責任を負わないものとする。

附 則

この要領は、平成12年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月21日から施行する。

5-5-3-5 兵庫県消防防災ヘリコプター応援要綱

兵庫県消防防災ヘリコプター応援要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、兵庫県下の市町及び消防事務に関する一部事務組合（以下「市町等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、兵庫県が保有する消防防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の応援を求めることに関して、必要な事項を定めるものとする。

(災害の範囲)

第2条 この要綱において「災害」とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する災害をいう。

(応援要請)

第3条 この要綱に基づく応援要請は、災害が発生した市町等（以下「発災市町等」という。）の長が、次のいずれかに該当し、航空機の活動を必要と判断した場合に、知事に対して行うものとする。

- (1) 発災市町等の消防力によつては対応が困難な場合
- (2) 災害が隣接する市町に拡大し、又は影響を与えるおそれがある場合
- (3) その他救急・救助活動等において、航空機による活動が最も有効と考えられる場合

(応援要請の方法)

第4条 前条の応援要請は、電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害の発生場所
- (3) 災害発生現場の気象状態
- (4) 飛行場外離発着場の所在地及び地上支援体制
- (5) 災害現場の最高指揮者の職氏名及び連絡手段
- (6) 応援に関する資器材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

(消防防災航空隊の派遣)

第5条 知事は、第3条の規定により、応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状態等を確認の上、兵庫県消防防災航空隊（以下「航空隊」という。）を派遣するものとする。

2 知事は、前項に規定する派遣ができない場合は、その旨を速やかに発災市町等の長に通報するものとする。

(現場指揮)

第6条 前条第1項の規定により応援する場合において、災害現場における航空隊に対する指揮は、発災市町等の長の定める災害現場の最高指揮者が行うものとする。この場合において、航空機に搭乗している業務指揮者が航空機の運行に重大な支障があると認めるときは、その旨を災害現場の最高指揮官に通告するものとする。

(経費の負担)

第7条 この要綱に基づく応援に関する運行経費は、県が負担するものとする。

附 則

この要綱は平成12年5月1日から施行する。

5-6 緊急通行車両確認のための標示・標章

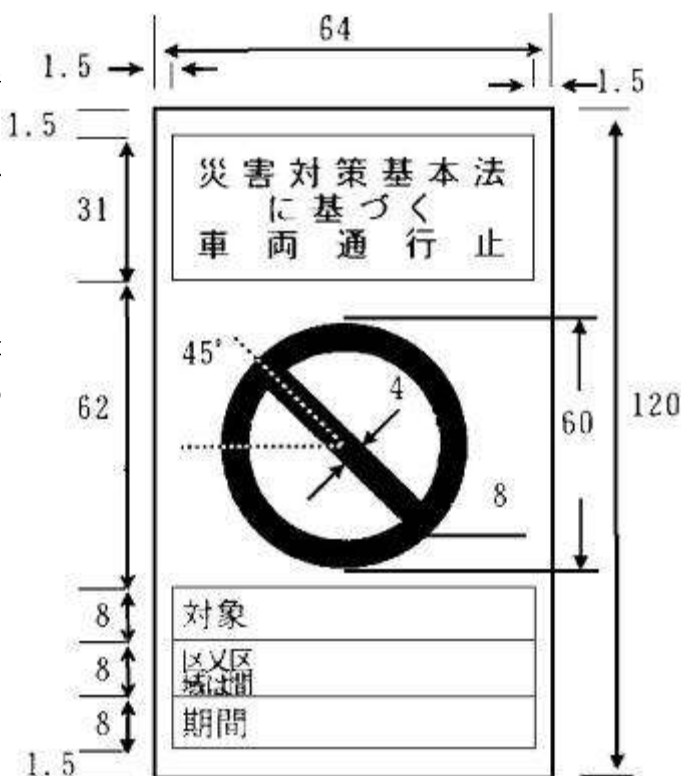
(1) 標章



- 備考1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチ

(2) 緊急通行車両以外の車両通行止標示

- 備考1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位はセンチメートルとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。



5-7 交通規制実施内容

1 発災直後の交通規制

(1) 計画方針

- ア 消防、警察、自衛隊等の緊急自動車等の通行確保を最優先とする。
- イ 原則として、交通規制区域における一般自家用車両の通行は、全面的に禁止する。
- ウ 要所に交通規制地域外からの一般車両の進入を禁止するための検問所を設置する。

(2) 期間の設定

発災直後の交通規制の実施期間はその都度警察署長が定めるが、おおむね災害発生後3日目までとする。

(3) 規制除外対象車両の設定

発災直後の交通規制の除外対象車両は、その都度警察署長が定めるがおおむね以下のとおりとする。

- ア 消防、警察、自衛隊等の緊急自動車（道路交通法施行令第13条）
- イ その他防災機関が使用する緊急通行車両
- ウ その他警察署長が必要と認める車両
※例えば、重傷病者が病院への搬送のために、また要配慮者が移動のために、それぞれ乗車している車両

(4) 交通規制の内容

- ア 交通規制は、大地震発生と同時に走行中の全車両を道路の左側に寄せて停車させ、道路中央部分を緊急通行車両等の通路として確保する等の必要な措置を状況により別命のあるまで現場の警察官が要所において継続する。
- イ 隣接市町に通ずる幹線道路については、交通遮断線を設定しその手前に相当の距離をとり、要所に検問所を設ける。検問所には緊急車両以外の車両通行禁止標識の設置、周辺の災害状況の告知、検問所の明示等を行い、交通をはじめとする秩序の維持を図る。
- ウ 地域内の幹線道路の各交差点においては、要員を派遣し信号機が作動する場合は、幹線優先の操作を行うとともに、交通整理員を配置し緊急活動用車両の通行を確保する。
- エ 混乱している交差点、主要道路等の近傍に公園、空地その他車両の収容可能な場所があるときは、道路上の車両をできるだけそこへ収容し、緊急車両のための車線を確保する。
- オ 警察官は、災害対策基本法第76条の3の規定により、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命ずることができる。この場合、警察官の命令に従わなかったり、運転者等が現場にいないために命ずることができないときは、警察官が自らその措置をとり、やむを得ない限度において当該車両その他の物件を破損することができる。
- カ 道路管理者は、災害対策基本法第76条の6の規定により、災害が発生した場合において、道路における車両の通行が停止し、又は著しく停滞し、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ緊急の必要があると認めるときは、その管理する道路についてその区間を指定して、当該車両その他の物件の占有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動することその他必要な措置を命ずることができる。また、運転者が不在の場合などにお

いて、道路管理者は、自ら車両を移動することができるとともに、当該措置をとるため、やむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。

キ 交通の妨害となっている倒壊家屋、樹木、電柱その他の障害物及び危険物の除去並びに損壊した道路、橋梁等の応急補修、復旧、機能確保に当たる関係機関（電気・通信・鉄道等を含む。）と緊密な連絡を保持して、その作業の進行状況と併せ交通の確保を図る。

ク 災害対策基本法第76条の規定に基づく災害現場における緊急通行車両の確認は、宝塚警察署長が行う。確認を受けた車両使用者には、同法に定める「標章及び証明書」を交付する。なお、緊急通行車両等の事前届出がなされている場合には、他に優先して手続を行い、この場合、確認のための必要な審査は省略することとする。

2 復旧期における交通規制

(1) 計画方針

ア 要所に交通規制地域外からの一般車両の進入を禁止若しくは制限するための検問所を設置する。

イ 幹線道路については、可能な限り緊急自動車専用車線を確保する。

ウ 幹線道路について、出入専用車線、代替バス専用車線等の指定を行う。また道路容量の絶対量の不足を補い限られた道路の有効利用を図るため、昼夜間時間帯別の規制対象車両の指定を行う。

エ 幹線道路の各交差点においては、信号機が作動する場合は、幹線優先の操作を行うとともに、交通整理員を配置し緊急活動用車両の通行を確保する。

(2) 期間の設定

復旧期における交通規制の実施期間はその都度警察署長が定めるが、おおむね災害発生後4日目から28日目までとする。

(3) 規制除外対象車両の設定

復旧期における交通規制の除外対象車両は、その都度警察署長が定めるがおおむね以下のとおりとする。

一	終日規制除外対象とすべき車両	一
ア	消防、警察、自衛隊等の緊急自動車（道路交通法施行令第13条）	
イ	防災機関が使用する緊急通行車両	
ウ	生活支援物資輸送車両	
エ	公共交通バス	
オ	復旧工事用車両	
カ	復旧資材輸送車両	
一	夜間のみ除外対象とすべき車両	一
ア	被災地外へ脱出する一般自家用車両	
イ	報道機関関係車両	

(4) 救援物資等の大量輸送の効率化を図るための交通規制

ア 幹線道路については、可能な限り緊急自動車専用車線を確保する。

また、併せて可能な場合は、代替バス専用車線を確保する。

イ 国道176号、一般県道西宮宝塚線、同生瀬門戸荘線、市道宝塚長尾線並びに宝塚新大橋・中国縦貫自動車道については、道路容量が不足するなど警察署長がその必要があると認める

場合には、必要な区間を一方通行として指定するなどの措置を取り、非被災地からの物資・支援要員を輸送するための出入動線の簡略化を図る。

- ウ 被災地外へ脱出しようとする被災者の一般自家用車両に関しては、夜間時間帯について、規制除外対象車両とする旨を広報し、幹線道路において、その通行を確保する。

3 平常時交通規制体制への移行

(1) 計画方針

- ア 通常の生産活動・商業活動に不可欠な物資の輸送車両の通行を確保する。
- イ 要所に交通規制地域外からの一般車両の進入を禁止若しくは制限するための検問所を設置する。
- ウ 地域内の幹線道路の各交差点においては、交通整理員を配置し優先通行車両の通行を確保する。

(2) 期間の設定

災害発生後29日目以降については、平常時交通規制体制への移行を漸次行う。

(3) 規制対象除外車両の設定

平常時交通規制体制への移行期における交通規制の除外対象車両は、その都度警察署長が定めるがおおむね以下のとおりとする。

- 終日規制除外対象とすべき車両 —
- ア 消防、警察、自衛隊等の緊急自動車（道路交通法施行令第13条）
- イ 防災機関が使用する緊急通行車両
- ウ 復旧資材輸送車両（緊急度の高い資材）
- エ 通常の生産活動・商業活動に不可欠な物資の輸送車両
- オ 公共交通バス
- カ 被災地外へ脱出する一般自家用車両
- 夜間のみ除外対象とすべき車両 —
- ア 生活支援物資輸送車両
- イ 復旧工事用車両
- ウ 復旧資材輸送車両（緊急度の低い資材）
- エ 報道機関関係車両

(4) 経済復興、市民の自立支援を促進するための交通規制

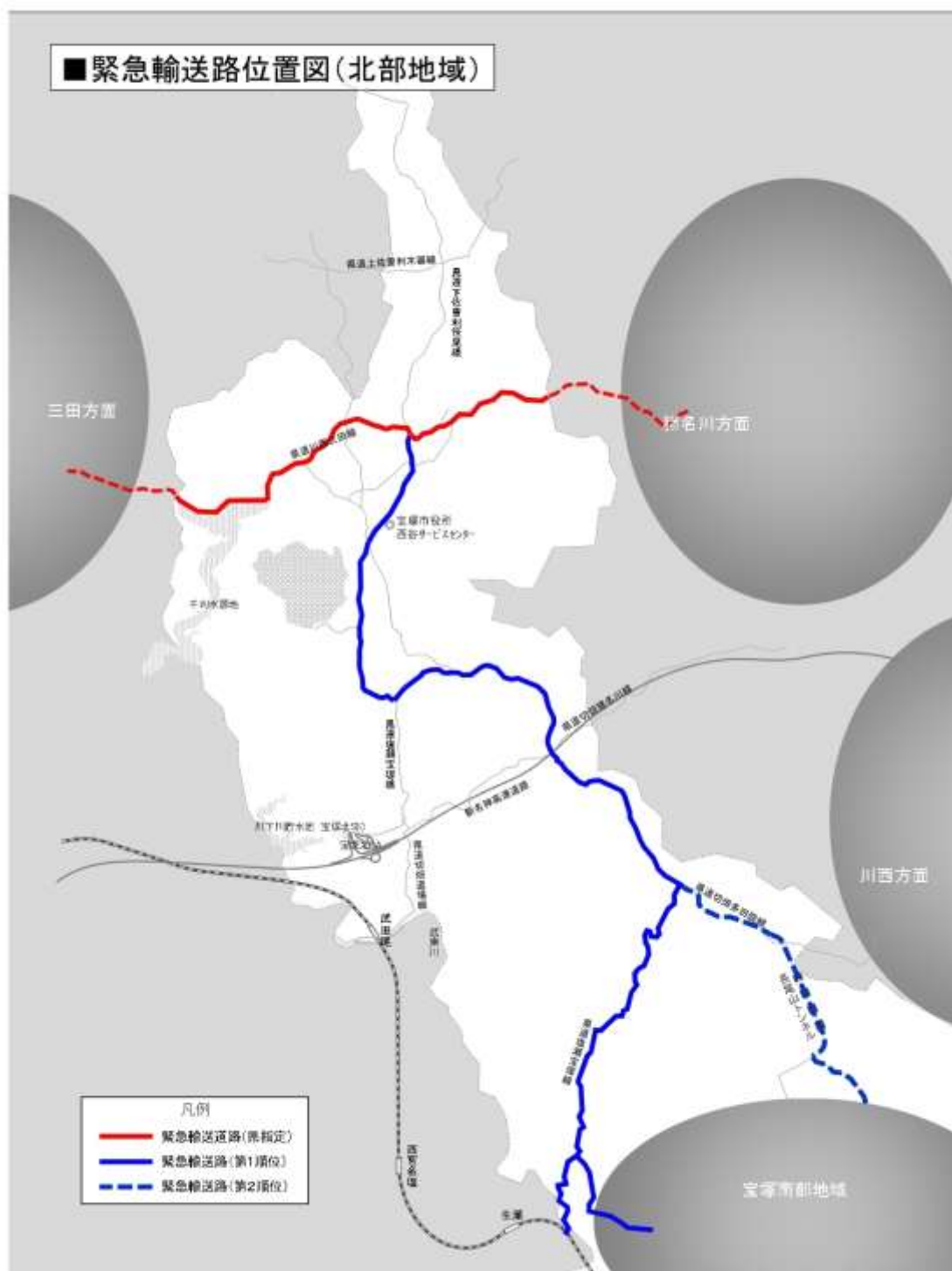
- ア 交通規制は、道路交通法施行令に基づく緊急自動車を除き、原則として通常の生産活動・商業活動に不可欠な輸送車両、公共交通代替バスの通行を優先して確保する。
- イ 隣接市町に通ずる幹線道路のうち主要な地点について、交通遮断線を設定しその手前に相当の距離をとり、要所に検問所を設ける。検問所には、時間帯別規制対象車両リスト標識の設置、被災地内幹線道路の復旧状況の告知、検問所の明示等を行い、交通をはじめとする秩序の維持を図る。

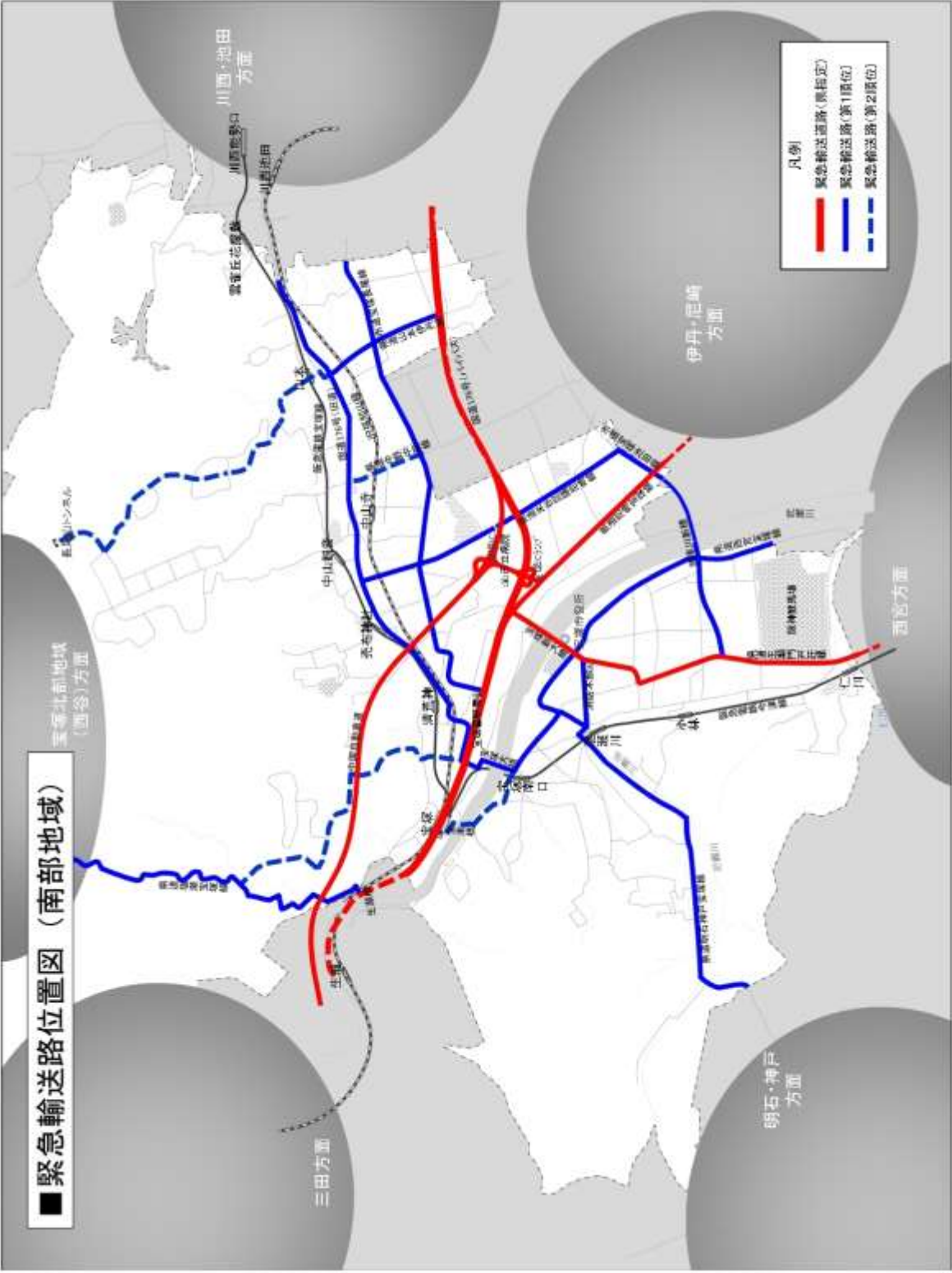
5-8-1 市計画に基づく指定緊急輸送路一覧

No.	路線名	区 間	管理

第 1 順 位	1	中国縦貫自動車道 ※	市内全区間	西日本高速道路(株)
	2	国道 176 号(バイパス) ※	市内全区間 栄町 3 丁目(一後川)以西 〃 以東	国 県
	3	一般県道生瀬門戸荘線 ※	宝塚新大橋南詰～西宮市境 (仁川北)	県
	4	市道逆瀬川米谷線 ※	小浜交差点～宝塚新大橋南詰	市
	5	主要地方道尼崎宝塚線 ※	市内全区間	県
	6	主要地方道明石神戸宝塚線	国道 176 号(歌劇場前交差点) ～西宮市境	県
	7	一般県道西宮宝塚線	伊和志津神社前～西宮市境	県
	8	市道逆瀬川米谷線	逆瀬川駅前～消防本部前	市
	9	市道 3607・3635 号線	一般県道生瀬門戸荘線 ～一般県道米谷昆陽尼崎線	市
	10	一般県道米谷昆陽尼崎線	中国道高架下～伊丹市境	県
	11	市道中山安倉線	市内全区間	市
	12	市道宝塚長尾線・1103・2767 号線	市内全区間	市
	13	国道 176 号(旧)	宝塚歌劇場前交差点 ～川西市境 (平井 6 丁目)	県
	14	主要地方道川西三田線 ※	市内全区間	県
	15	主要地方道塩瀬宝塚線	玉瀬 (前田橋) ～下佐曽利 (岡田橋) 惣川橋～切畑交差点	県
	16	市道 1509 号線外	切畑交差点～玉瀬 (前田橋)	市
	17	市道山本大野線	市内全区間	市
	18	一般県道山本伊丹線	市道 1178 号線交差点～国道 176 号	県
第 2 順 位	19	一般県道生瀬門戸荘線	阪急宝塚南口駅～宝来橋南詰	県
	20	一般県道宝塚停車場線	市内全区間	県
	21	市道川面宝塚線	市内全区間	市
	22	市道 3325・3391 号線	御殿山～主要地方道塩瀬宝塚線	市
	23	一般県道中野中筋線	市内全区間	県
	24	市道 3259 号線他	国道 176 号～一般県道切畑多田院線～ 主要地方道塩瀬宝塚線	市

5-8-2 指定緊急輸送路位置図





第1部 地域としての災害危険性

第2部 市民参加による防災まちづくり

第3部 市の非常時組織及び車両・資機材等

第4部 発災後の対応を中心とした情報連絡体制

第5部 相互協力・広域応援受入体制

第6部 個別対策項目別関係資料

第7部 様式

第6部 個別対策項目別関係資料

6-1 医療救護対策に関する事項

6-1-1 災害時の収容医療機関等

1 市内救急告示病院

(令和7年8月現在)

医療機関名	診療科目	電 話	所在地	病床数
回生会 宝塚病院	循環内外整泌呼脳外形外 皮膚リ放麻 人工透析 血 外 糖内	0797-71-3111 FAX 73-1580	宝塚市野上 2 丁目 1-2	131
尚和会 宝塚第一病院	内外小整脳外眼皮泌形外 胃循環リ放麻糖内総診	0797-84-8811 FAX 87-9606	宝塚市向月町 19-5	199
それいゆ会 こだま病院	内外整眼循環泌リ放リウ消 外呼内糖内代内	0797-87-2525 FAX 86-7725	宝塚市御殿山 1 丁目 3-2	110
宝塚市立病院	内 外小循 腎内 整外 脳 神 眼 皮 泌 形外 リ 放 歯 麻 呼外 緩和 ア 消 産 婦 耳 リ 人工透析	0797-87-1161 FAX 87-5624	宝塚市小浜 4 丁目 5-1	436
東宝塚さとう病院	循環器科、心臓血管外科、 内科、外科、形成外科、麻 酔科、リハビリテーション 科	0797-88-2200 FAX 88-5081	宝塚市長尾町 2-1	136

2 医療機関一覧表

(令和7年8月現在)

医療機関名	診療科目等	管理者	住 所	電話
あいわクリニック	内	岡村 雅雄	中筋 2-10-18	80-4173
あさひ訪問診療所	内 外	浅井 健佑	逆瀬川 2-4-5 ミズンビル 201 号	61-8750
あずまクリニック	内 神内 療 精	東 強	小林 4-7-58	73-1277
あらき内科	内、胃、肝内、糖内、循内	荒木 浩士	売布 2-14-16	86-0730
ありしま内科	内、内分泌内、糖内、漢 内	有島 武志	栄町 1-6-1-106	80-8731
あんず子どもクリニック	小 アルギー	近藤 杏子	南口 1-8-26-3F	77-8080
飯山内科クリニック	内 リ	飯山佳英子	中筋山手 1-11-3	80-1060
石本クリニック	麻 整 リ 小 ペイン	石本 栄作	逆瀬川 1-5-24-3F	74-7166
けずみ小児科医院	小	稲角 博康	清荒神 1-12-16	85-0019
今泉クリニック	内 胃 放	竹原満登里	逆瀬川 2-4-3	72-3864
いまい内科クリニック	内 リ 腎内 人工透析 脳外 神内	今井 信行	中州 2-1-28	76-5177
入江医院	小 内	入江 輝夫	平井 1-7-24	88-0064
いわた整形外科マチクリニック	整 リ リ	岩田 康男	中筋 8-13-5	82-2855

第6部 個別対策項目別関係資料

医療機関名	診療科目等	管理者	住 所	電話
晃成会クリニック	外 胃 放 リハ 泌 皮 肛 内 循 消 外 整 外	佐竹 晃	光明町 1-9	73-7591
うえむら眼科	眼	上村 穂高	山本東 3-11-4-201	82-6666
うぐいす眼科	眼	荒木 敬士	中筋 8-13-13	88-2233
内田医院	内 循 消 放 リハ 小 胃	内田朝日己	高司 2-7-2	73-5119
梅村耳鼻咽喉科	耳	梅村 仁	逆瀬川 2-5-20	71-7151
うらはま内科	内	浦浜 憲永	宝塚市安倉南 1-20-25	84-8815
大西医院	内 小	大西 修	泉町 21-3	86-2478
大西レディースクリニック	産	大西 泰彦	野上 1-1-24-2F	76-5210
おかだ消化器・内科クリニック	内 消 内 視	岡田 俊彦	逆瀬川 1-2-1 アピア 1 4F	73-7878
大橋クリニック	療 精 神 内	大橋 嘉樹	小林 2-10-17-2F	76-4610
岡本クリニック	泌	岡本 英一	伊子志 3-2-1	77-8177
岡本クリニック	神 内 内 精	岡本 純子	栄町 2-1-2 リオ 2-3	85-8090
岡山内科医院	内 循 消	岡山 彰宏	山本西 2-7-3-103	80-2438
おぎはら皮ふ科	皮 アレ 形 外	荻原 俊治	中山寺 1-6-6	81-3318
尾口皮膚科	皮	尾口 基	南口 2-5-30-2F	72-2468
おのクリニック	内 小	小野 雅也	すみれが丘 1-9-1	81-7315
小原ウイメンズクリニック	産	小原 明	山本東 2-8-25	82-1211
回生会すみれ在宅診療所	内	中村 誠志	宝塚市野上 1-5-8 せきぜんビル 1F	61-6111
かとう眼科	眼	加藤 正幸	中筋 5-11-6	82-0222
かとうクリニック	内 循 呼 消 小 リハ 外 整 放	加藤 晴実	千種 2-8-102	72-0051
かとう内科眼科クリニック	内 消 内 眼	加藤 玲明	中山桜台 2-2-1-2F	69-6456
門真晋栄福祉会診療所	外 内 整 外	池田 弘徳	亀井町 10-30	73-0880
金川耳鼻科皮膚科	耳 皮	金川 清人	山本東 3-14-7	89-7035
かば内科クリニック	内	蒲 学	中山寺 1-15-4	87-2720
かめだこどもクリニック	小 アレ	亀田 愛樹	小林 5-4-19	78-2867

第6部 個別対策項目別関係資料

医療機関名	診療科目等	管理者	住 所	電話
川勝クリニック	内 循	川勝 幹和	湯本町 6-18-101	85-8655
川上診療所	内 循	川上 研太	仁川北 3-3-10	0798-51-7341
かわたクリニック	耳 皮 形外	河田 恭孝	平井 1-4-18-1F	82-2400
かわとう整形外科	整	河東 さやか	山本東 2-7-12-3F	61-6600
岸本医院	内 消 循 小 放	岸本 通彦	鹿塩 2-11-10	0798-52-0210
岸本クリニック	消	岸本 吉己	売布東の町 13-27	85-4101
きじま皮膚科クリニック	皮 アレ 美容皮膚	木嶋 晶子	逆瀬川 1-2-1-4F	71-1177
北村眼科医院	眼	北村 弘幸	売布 2-8-15	85-1777
希望の家グリーンホームクリニック	内 外 胃	久保田 浩	玉瀬字田畠 10 番地	91-1333
木本整形外科クリニック	整 リハ	木本 光俊	中山五月台 2-2-4	82-0700
くきクリニック	内 人工透析	九鬼 章尚	中筋 5-20-1	82-3000
くさかべ皮膚科	皮	草壁 秀成	栄町 2-1-2 2 号棟 7F	83-0083
くさなみ内科クリニック	内 消内 放	草壁 由香	湯本町 9-5-1F	86-1135
栗田クリニック	外 整 胃	栗田 義博	川面 5-17-1	85-3733
栗原医院	内 小 循	栗原 秀明	南口 2-4-11	76-5820
くりやま内科	内 循 神内	栗山 良紘	中州 2-6-31	73-0285
黒田整形外科	整 リハ	黒田 均	野上 1-2-7	72-1370
けいしん内科クリニック	内 消内	前田 憲男	中筋 7-95-4	82-0506
合田外科	外 整 リハ	合田 潔	光明町 29-7	71-2132
こくふブレストクリニック	乳外	国府 育央	中山寺 1-10-6-102	85-7650
こくらクリニック泌尿器科	泌	古倉 浩次	宝塚市山本東 3-11-25-2F	82-5515
児玉診療所	内 外 整 泌 循 眼 リハ 胃 肛 脳外 放	山中 一浩	川面 3-24-9	85-5577
後藤医院	内 小	後藤 充康	逆瀬川 1-10-13	72-4031
小松原医院	脳外 神内 外 脳内	小松原 誠	伊子志 3-2-31	71-5889
小山内科循環器クリニック	循内 内	小山 雄士	山本東 3-11-25	82-3055

医療機関名	診療科目等	管理者	住 所	電話
近藤診療所	内 外 小	近藤 春樹	下佐曾利字欠 7	91-1119
斎藤内科	内 循 糖 脳 外 乳 肛 消	斎藤 明菜	中野町 1-5-201	71-6515
逆瀬川かとう整形外科	整 リハ リ	加藤 勘明	逆瀬川 1-2-1-4F	76-5600
さくら眼科クリニック	眼	関山 英一	栄町 1-6-2-3F	86-8639
佐藤医院	内 循内	佐藤 憲二	逆瀬川 2-7-5	72-4365
澤田肝臓・消化器内科 クリニック	消 糖 代	澤田 幸男	山本東 2-7-12-201	88-6001
沢村泌尿器科クリニック	泌 腎内 漢内	澤村 新	川面 5-8-2-2F	85-6181
篠部医院	内 小	篠部信一郎	売布 3-4-6	86-9822
柴田眼科	眼	柴田 哲夫	南口 2-5-30-2F	74-8777
柴田クリニック	内	柴田 雅文	野上 3-13-11	73-6616
柴田内科医院	内 胃 循	柴田 充	小林 3-8-45	72-3014
しばたに整形外科クリニック	整 リハ	柴谷 匡彦	中山寺 1-11-12-2F	85-3525
しみず整形外科・内科・ 骨粗しょう症クリニック	整 内 循 リハ	清水 憲政	小林 2-9-18	26-8781
清水外科胃腸科	外 リハ 胃	清水 實	清荒神 1-2-36	86-3933
清水産婦人科医院	産婦	清水 卓	南口 2-2-4	72-0300
しらいし皮ふ科クリニック	皮	白石 剛章	川面 5-1-3 ホリトストーンギャラリー 1 階	85-3588
じゅん内科クリニック	内 呼内 アレ	加藤 順子	中州 1-15-2 逆瀬川ビル 1F	76-1888
晋栄福祉会診療所	内	末松 俊彦	中山桜台 1-7-1	82-0201
新海医院	眼	新海 恒一	伊子志 2-16-11	72-4243
仁成クリニック	内 人工透析	依藤 良一	仁川北 2-3-8	0798-51-8141
末岡内科医院	内 胃 小	末岡 悟	山本丸橋 3-1-6	88-8724
助永クリニック	整 外 リハ	助永篤比古	仁川北 3-7-9-2F	0798-53-0990
頭司耳鼻咽喉科	耳	頭司 隆士	小林 2-10-17-2F	71-8508
整形外科よしはらクリニック	整 リハ リ	良原 久浩	安倉南 1-17-12	86-8555
すみれ眼科クリニック	眼	笠松 久人	中山五月台 2-11-8-202	88-6060

第6部 個別対策項目別関係資料

医療機関名	診療科目等	管理者	住 所	電話
園田耳鼻咽喉科医院	耳	園田 隆郎	仁川北 2-6-14-2F	0798-54-8768
そりおクリニック	内 外 胃 整	宋 秀男	栄町 2-2-1 リオ宝塚 3-1F	81-4655
大門医院	産婦 内 小	大門 勝史	川面 3-23-12	86-0881
宝塚エデンの園付属診療所	内 整 精 リハ	飯田 俊博	ゆずり葉台 3-1-1	76-3810
宝塚おばやし内科・外科クリニック	内 循 脳内 外 乳腺 消 外 肛外	斎藤 明菜	宝塚市中野町 1-5 メディカルプラザ宝塚 201	71-6515
宝塚かおるレディースクリニック	婦 産 女内	福井 薫	口谷東 1-26-14	78-6051
宝塚市国民健康保険診療所	内 整 循内 皮	市民交流部 長	大原野字南穴虫 1-85	91-1230
宝塚清光クリニック	外 内 肛	佐野 彰	宝塚市仁川団地 4-14	0798-81-5541
宝塚まるお整形外科	整 リハ リウ	丸尾 陽平	宝塚市小林 5-4-39	77-0231
宝塚南口駅前まきお内科クリニック	内 呼 糖 甲	牧尾 健史	梅野町 1-1	85-1515
たけなか呼吸器クリニック	呼 内	竹中 雅彦	栄町 3-3-38-2F	86-5220
辰井整形外科	整 リハ	辰井 光	南口 1-8-20-4F	78-2880
あけどクリニック	外 消 内 循 肛	明渡 寛	小林 4-7-46	71-3328
大輝会やまもと整形リハビリクリニック	整 リハ 外 リウ	田中 大也	山本東 3-14-6	89-0078
たていし整形外科リウマチクリニック	整 リウ内 リウ外	立石 耕司	梅野町 1-1 4 階	52-9393
たなか心療内科	精 療	田中 勇三	野上 2-2-5	71-4783
宝塚メディカルスクエア 谷村医院	消内(内視鏡) 脳・神内 乳腺外科 肛門・大腸外科	谷村 雅一	南口 1-8-26	72-3992
田村クリニック	内 呼 放	田村 伸介	伊子志 1-7-15-4F	77-3060
たわらもと内科・糖尿病内科	内 糖内	俵本 和仁	逆瀬川 1-11-1 ビル 2 1F	62-6221
たんぽぽキッズクリニック	小	八幡 倫代	中州 1-16-27	74-3811
チャイルドクリニック サンタクルス サブ クラフツカ	小	吉田 麻希	武庫川町 6-22-2F	83-1173
辻クリニック	耳	辻 孝教	中山寺 1-14-19-2F	69-1006
寺林医院	内 消 循 小	寺林 稔	仁川北 2-5-1	0798-56-1414
藤(とう)耳鼻咽喉科	耳	藤 久仁親	栄町 2-1-2 リオ 2-103A	87-1337
とみい眼科クリニック	眼	富井 りか	小林 5-4-19	76-5535

医療機関名	診療科目等	管理者	住 所	電話
豊坂小児科医院	小	豊坂比沙子	伊子志 4-2-68-101	73-6708
中井医院	内 小 ア ル 循 漢方	中井 通治	逆瀬川 1-1-19	72-2691
ながいキッズクリニック	小 小分 内	永井 正志	川面 4-1-55	86-8603
なかがわ眼科	眼	中川 知美	中筋 7-73-4	82-6066
中川皮膚科クリニック	皮	中川 浩一	売布 2-12-6	87-1711
なかすじ R 内科・内視鏡 クリニック	内 消内 肝内	李 兆亮	中筋 5-9-28 2F	82-1287
永田医院	内 循 外 小 皮 麻	永田 匡之	逆瀬台 6-9-11	73-8186
中出医院	内 小 胃 放 リ 消	中出 幸克	金井町 4-54	86-3459
中西医院	内 小 胃 呼	中西 和子	山本東 2-6-7	88-7064
中埜クリニック	脳外 神内	中埜 賢	清荒神 1-3-15	81-5321
仲原医院	内 小 放	仲原 弘	売布 2-7-9	86-6251
ながふじ小児科クリニック	小 ア ル	長藤 洋	中筋 5-10-23-102	82-5711
中村耳鼻咽喉科	耳	中村 敏治	売布 2-13-8	84-8733
双愛整形外科	整外 リハ	中村 博行	末広町 2-8	77-5551
中村産婦人科	産婦	中村 三和	中筋 6-15-7	88-1103
中山寺いまいクリニック	内 腎内 糖内	今井 圓裕	中山寺 2-8-18	86-2600
なみき内科	内 リ 糖内 漢方内科	並木 充夫	寿町 8-24	87-8739
成山クリニック	内 循 リハ	成山 硬	小林 2-11-16	73-8030
仁川眼科医院	眼	池田 益彦	仁川北 2-7-1-202	0798-52-0071
仁川診療所	内 胃 皮	横山 英世	仁川宮西町 2-32	0798-51-1127
にしやま皮膚科クリニック	皮 アレルギー	西山 智司	口谷東 1-20-12	82-2480
こじま耳鼻咽喉科	耳	児島 雄介	南口 2-5-30-1F	73-1233
信永みほレディースクリニック	産婦 女性内科	信永 美保	鹿塩 2-13-41	0798-57-1225
蓮尾医院	内 小 皮 消 美	蓮尾 春輝	中山五月台 2-2-2	89-3858
はらの内科クリニック	内 消	原野 雄一	仁川北 3-7-17	0798-52-8811

第6部 個別対策項目別関係資料

医療機関名	診療科目等	管理者	住 所	電話
原田整形外科	整 形 科	原田 義昭	小林5-4-39	77-0231
はんしん自立の家診療所	皮 膚 科 精神科	相馬 照代	美幸町11-16	73-7213
東(ひがし)医院	眼	東 弘	中州1-2-15	72-6035
雲雀丘クリニック	内 科 小 児	嶋津 悦子	雲雀丘山手1-14-25	072-759-2010
平田クリニック	循環器科 内科 禁煙	平田 展章	伊子志3-8-20	72-7711
平野マタニティクリニック	産婦人科	平野 剛	山本東3-14-5	80-4103
広石医院	内 科 小 児	廣石 恵才	逆瀬台1-11-4-203	72-6861
ひろせ整形外科クリニック	整 形 科	廣瀬 哲司	仁川北2-5-1	0798-51-1111
広辻眼科	眼	廣辻 逸郎	野上2-4-19	72-6586
ひろもとクリニック	循環器科 内科	廣本 憲司	中筋5-13-12	80-1111
福本クリニック	内 科 循環器科 神経科	福本 康夫	山本南1-17-25	82-3555
ふじき耳鼻咽喉科	耳 鼻 咽喉科	藤木 宏也	南口1-8-20	76-5033
藤本医院	内 科 小 児	藤本 卓也	川面5-4-3-102	87-5008
回春堂 藤本内科循環器内科	内 科 循環器科	藤本 俊典	南口1-8-20-5F	76-3639
ふるかわ眼科	眼	古川 晶子	小林2-8-11	71-4146
古山小児科医院	小 児 科	古山 馨代	末成町28-34	71-3452
星空こども・アレルギークリニック	小 児 科 アレルギー科	塚本 容子	仁川北2-5-1 さらら仁川北館1-1-101	0798-51-0375
ほり心療内科クリニック	神経科 精神科 療	堀 賢二	南口2-5-30-1F	73-8850
前田クリニック	泌 尿 科	前田 修	中山寺1-10-6	85-3035
増谷耳鼻咽喉科	耳 鼻 咽喉科	増谷 康則	伊子志3-8-15-2F	73-4187
まつなが皮膚科	皮 膚 科	松永 悦治	仁川北2-5-1	0798-53-3311
松村心療内科	療 神 精 神 内	松村 裕	中山寺2-8-1	86-0899
松本内科医院(安倉)	内 科	松本 利勝	安倉南1-20-25	84-8815
松本医院(雲雀丘)	内 科 小 児 循環器科	松本 文夫	雲雀丘2-1-5	072-759-8123
まみクリニック	療 精 神 内	福間 満美	平井1-4-18-2F	82-2680

第6部 個別対策項目別関係資料

医療機関名	診療科目等	管理者	住 所	電話
まるやま整形外科リハビリクリニック	整 リ ハ 麻	円山 茂樹	宝塚市中洲1-5-11	69-7720
三上内科クリニック	内	林崎 緑	光明町3-15	71-2141
みなみ眼科	眼	南 洋一	小浜5-1-28	81-8833
みなとクリニック宝塚	内 外	西川 徹	安倉南1-17-25 シャンリーブル宝塚3階	61-6706
三村皮膚科	皮	三村みどり	川面5-16-38	86-3751
みやもとクリニック	療 精 神	宮本 俊明	売布2-11-1 ビビアめふ2-201-5	86-1118
村井皮膚科クリニック	皮	村井 隆	小林5-4-19-2F	72-4970
むらせ乳腺外科クリニック	乳腺 外	村瀬 慶子	南口1-8-26-4F	72-1755
もりアレルギーこどもクリニック	小 小 ア レ 内	森 寛	梅野町1-11-1 宝塚グランレジスクリニックモール 3F	80-8341
森クリニック	内 外 整 外 リ ハ 神 内	森 剛士	伊子志3-2-30-3F	77-7787
森医院	内 泌	森 啓高	中筋8-13-5-2A	82-1125
森田医院	療 内 リ ハ	森田 仁	川面5-8-5	87-2211
森田皮膚科クリニック	皮	森田 廣明	伊子志3-8-15-2F	73-8770
もりのぶ小児科	小 ア レ	森信 孝雄	売布2-14-16-3階	78-8995
安井眼科	眼	安井紫都子	川面5-10-35-3F	87-4776
安井内科	内	安井 恒文	川面5-10-35-2F	86-4536
やすぎファミリークリニック	小 内 ア レ ア ル ギ ー	八杉 純	山手台西3丁目2-34	88-8811
やすもと内科クリニック	内 糖 内 消 内	安本 秀男	旭町1-18-23-2	86-1230
やなかクリニック	内 循	谷仲 陽二	川面4-9-5	83-6888
やぶき内科クリニック	内 循	矢吹 正典	口谷東1-20-22	82-1001
やまおか医院	外 整 消	山岡 茂雄	川面6-1-6	81-5667
山口整形外科クリニック	整 リ ハ 外	山口 力	売布2-11-1 ビビアめふ2-2	83-1107
山崎医院	内 消 循	山崎 之嗣	清荒神2-20-27	86-2530
山崎内科医院	内 循	山崎 要	南口1-16-6	76-3727

第6部 個別対策項目別関係資料

医療機関名	診療科目等	管理者	住 所	電話
横山眼科	眼	横山健二郎	中山寺 1-14-14	85-1562
よしおかクリニック	内 循 外	吉岡 良晃	宝梅 2-6-26	61-5811
吉矢医院	内 小 消	吉矢 義継	中山寺 1-17-3	86-6277
李クリニック	内 消内 糖	李 潤相	小林 5-9-95	76-2525
良元診療所	内 小 皮 リハ 消 循 禁 煙	脇野 耕一	大成町 10-45	71-7288
レディース & マタニティクリニック サントクス サ タカラヅカ	産婦 小	藤田 一之	武庫川町 6-22	83-1173
和田内科	内 小	和田 勇	逆瀬台 4-2-10	73-8059
市立子ども発達支援センター すみれ園診療所	小	西本 潤史	安倉中 3-2-2	86-7122
宝塚磯病院	内 外 呼 リハ 消内 消外	磯 篤典	伊子志 1-3-1	62-6638
こだま病院	内外整眼泌リハ放糖消リ	児玉 慎一郎	御殿山 1-3-2	87-2525
宝塚病院	循消内外整泌呼脳外形 外皮肛リハ放麻 人工透析 糖 血	馬殿 正人	野上 2-1-2	71-3111
宝塚第一病院	内小整脳外眼皮泌形外 美容外小外アメリリハ肛放 麻呼消糖循腎神乳甲ペイ ン脊	那須 範満	向月町 19-5	84-8811
宝塚リハビリテーション病院	内 リハ 脳外	田口 潤智	鶴の荘 22-2	81-2345
宝塚市立病院	内 外小循 腎内 整外 脳神 眼 皮 泌 形外 リハ 放 齒 麻 呼外 緩和ケア 消 産婦 耳 リウ 人工透 析 糖 血 腫 療 心 血 救 病理	難波 光義	小浜 4-5-1	87-1161

※一般社団法人宝塚市医師会ホームページ参照

6-1-2 市内薬局薬店一覧表

(令和7年8月現在)

保 険 薬 局	住 所	電 話
アイセイ薬局宝塚店	山本南1-17-27	82-1012
アイセイ薬局売布店	売布2-7-11	85-9106
アイセイ薬局宝塚ソリオ店	栄町2丁目2番1号ソリオ3 102号	86-1235
アイビー調剤薬局	南口1-8-20 宝塚南口ビル1F	76-5055
アイン薬局宝塚店	安倉北2-1-33	85-5506
イケダ薬局	売布2丁目5-1	86-3789
ウイズ薬局	中州2丁目5-6	78-2811
ウエルシア薬局宝塚中筋店	中筋8-11-63	82-1145
えがおDe 薬局宝塚店	福井町32-17 松本ビル103	78-2800
薬局エビラファーマシー	山本東3-11-23	88-6222
大手前薬局	伊子志1-7-15 ユキホームビル2F	76-3063
おひさま薬局	山本西2-7-3 MUCCS 珍樹園ビル104	89-3143
オレンジ薬局逆瀬川店	逆瀬川1-5-24 ヌーベル逆瀬川	77-1464
オレンジ薬局宝塚店	向月町19-9	87-2661
完誠堂薬局 川面店	川面4-1-56	86-6611
漢方ワカマツ薬局	湯本町5-3	84-7405
キョウエイ調剤薬局	川面5丁目4-10	85-8061
キョウエイ調剤薬局川面店	川面5丁目7-31	87-7039
協栄薬局	売布東の町13-27	84-1967
きらり薬局	寿町8-24	85-3330
キリン薬局	口谷東1-20-11	89-7711
キリン堂薬局逆瀬川店	伊子志3-2-5	76-5838
キリン堂薬局中山寺店	中筋6-16-7	89-7691
クラスセ薬局 宝塚南口店	南口2-5-34 小林ビル1階	77-3789

第6部 個別対策項目別関係資料

保 険 薬 局	住 所	電 話
くるみ薬局中山寺店	中山寺1-11-12 中山観音ビル1階	85-3150
黒田薬局	清荒神1-12-23	86-4088
コクミン薬局宝塚第一病院前店	向月町14-13	81-0593
サエラ薬局宝塚店	仁川北2丁目5-1	0798-31-0983
サエラ薬局仁川店	仁川北2丁目5-1	0798-56-1487
サカセ台薬局	逆瀬台1-7-1-111	71-1567
サクラファーマシー	南口2-14-1 サンビオラ1-1F	72-0638
さくら薬局小林駅前店	小林2-10-17 ストリート小林2F	74-8058
さくら薬局清荒神駅前店	清荒神1丁目3-15	81-0146
さくら薬局逆瀬川駅前店	逆瀬川2丁目1-11	74-8048
さくら薬局逆瀬川店	逆瀬川1丁目11-1 アピオ2 1階	71-1189
さくら薬局宝塚小林店	小林5丁目4-19	78-2864
さくら薬局宝塚五月台店	中山五月台2丁目11-8	80-1944
さくら薬局宝塚売布店	売布2丁目12-6	86-4564
サン薬局仁川店	鹿塩2-11-12	0798-31-3328
そうごう薬局宝塚小浜店	小浜4丁目8-34	85-3080
シンバン薬局	泉町19-26	84-8556
シンバン薬局中山寺店	中山寺1-14-19	83-6166
シンバン薬局山本店	山本東2-8-15	82-0380
スギ薬局宝塚小林店	小林3-9-35	61-8891
スギ薬局宝塚中山店	売布東の町21-22 ダイエー宝塚中山店1階	070-3291-8369
スギ薬局宝塚南店	高司5-1-17	080-3735-2526
ステージ調剤薬局	伊子志3丁目2-30	73-5660
ステラ宝塚薬局	武庫川町6-22 theTAKARAZUKATERRACE2F	84-4193
すみれ薬局	口谷東1-20-23	61-7400
すみれが丘薬局	すみれが丘2-6-1 プラザコムズT13	87-2989

保 険 薬 局	住 所	電 話
そうごう薬局宝塚売布店	売布2-14-16-1	81-9991
タカサゴ薬局	金井町4-53-101	81-5029
タカラ薬局	南口1丁目8-29	74-5656
宝塚ファミリー薬局	栄町3-3-10	86-6330
たけのこ調剤薬局中筋店	中筋8丁目13-5 宝塚すみれメディカルビル	51-7701
タナカ薬局イトーピア店	逆瀬川1丁目1-1 イトーピアビル2F	74-1034
ダルマ薬局	川面5丁目4-1	87-3377
たんぽぽ薬局仁川店	鹿塩1-20-1	0798-57-5384
たんぽぽ薬局武庫川店	御所の前町15-24	76-3348
ちぐさ薬局	千種2-1-6	77-1198
つばさ薬局ソリオ店	栄町2-1-2 ソリオ2・1F	86-3711
調剤薬局ツルハドラッグ 宝塚末成店	末成町39-5	73-7268
薬局トーユーファーマシー	伊子志3-6-25	77-9900
なの花薬局宝塚南口店	梅野町1-1 ジオタワー宝塚グランレジス北棟2階	62-8361
中山桜台薬局	中山桜台2-2-1	80-2081
にしいち調剤薬局宝塚店	野上1丁目1-7	76-3777
ニシイチ薬局健康館山本駅前	山本東3-5-20	80-2417
にじの木薬局	中野町1-5 メディカルテラス宝塚1F	71-8000
西薬局 宝塚店	小林4丁目7-58 ホームクリエイトビル103	71-6560
のぞみ薬局	川面5丁目1-3	81-7168
ノニヤ薬局ソリオ店	栄町2-1-1 ソリオ1・1F	86-4036
ハートンベア薬局アピア店	逆瀬川1-2-1 アピア1-4F	74-1590
ハーモニー調剤薬局中山寺店	中筋4-8-27 中山寺駅前ビル1F	88-6110
ハイ・エール調剤薬局	平井5丁目1-8	82-2288
はいたつ薬局	売布2-9-13	090-1598-8122

第6部 個別対策項目別関係資料

保 険 薬 局	住 所	電 話
はるな薬局	湯本町9-5 宝塚ザ・レジデンス1F	83-1522
阪神調剤薬局宝塚南店	南口2-5-30宝塚第3バイオレット2-A	74-8710
阪神調剤薬局宝塚山本店	山本丸橋3-1-5-2	82-2211
ひかり調剤薬局 山本店	山本東2丁目7-12	89-5208
ひかり薬局 調剤センター宝塚店	山本東2-8-8 フラワーステージ花王園102号	88-1077
さくら薬局中山寺駅前店	中筋5-10-23-103	82-5351
平野漢方薬局	花屋敷荘園2-10-11	072-758-7245
調剤薬局ファーマシー逆瀬川	伊子志3丁目8-15	73-5670
調剤薬局ファーマシー宝塚	小林5丁目4-39	74-6777
フォーユー薬局 宝塚店	旭町1-18-23-1	85-8886
福井薬局アピア店	逆瀬川1-2-1 アピア1-1F	72-3093
フタツカ薬局 中山寺店	中筋5-13-15	82-2200
フタツカ薬局宝塚東	向月町19-7	87-2581
フタバ薬局宝塚店	安倉南1-17-12	78-8130
フタバ薬局宝塚インター店	安倉中1-7-12	63-6700
フタバ薬局花のみち店	栄町1-6-1 花のみちセルカ1番館105号	80-7285
ブライトン山本薬局	平井1-4-18	89-7562
フロンティア薬局川面店	川面4-9-6	83-6667
フロンティア薬局小浜店	小浜4丁目7-6	85-5188
フロンティア薬局宝塚店	小浜4丁目7-2	81-0215
べにや薬局	売布2丁目5-1	86-9857
ヘルス薬局	売布2丁目9-13	81-0364
ミック薬局 アピア逆瀬川店	逆瀬川1-2-1 アピア1棟3F	63-5423
南口ライフ薬局	南口1丁目8-23 モデルノビル1階	76-5165
薬膳薬局逆瀬川店	野上1丁目5-6	77-7301
やすらぎ薬局阪急山本駅前店	平井5-1-40 SELVAビル1F	89-8903

保 険 薬 局	住 所	電 話
やまて薬局	中筋山手 1 丁目 1 - 7	78-8161
やまて薬局プラス	中山寺 2 - 8 - 1 5 - 1 F	61-8163
ライズ調剤薬局	中州 1 丁目 1 - 1 アピアきた 2 F	74-0870
薬局らくらくファーマシー	仁川北 2 - 6 - 1 0	0798-54-1338
薬局らくらくファーマシーウエスト	仁川北 2 - 6 - 1 0	0798-42-8808
わかば薬局	中山寺 1 丁目 1 5 - 4	81-1146

※一般社団法人宝塚市薬剤師会ホームページ参照

第6部 個別対策項目別関係資料

卸売販売業	住 所	電 話
加賀薬品	栄町1丁目9－10	81-1489
(株) 輔仁	野上2丁目4－21	74-8611
東和薬品株式会社 宝塚営業所	山本西2丁目6－7	82-2180

病院薬剤部	住 所	電 話
宝塚市立病院	小浜4丁目5－1	87-1161
第一病院	向月町19－5	85-2700

6-1-3 大規模災害時に需要が見込まれる医薬品等

1 発災から3日間＜主に外科系措置（重症患者は医療機関へ搬送までの応急処置）用＞の
医薬品等

予想される傷病	多発外傷、熱傷、挫滅創、切創、打撲、骨折 等

必要性の高い医薬品(薬効別)	適応する傷病	災害用医薬品備蓄上の留意事項
＜医療用＞ ○医療材料 小外科セット、縫合セット 〔包帯 等 〕	体外出血を伴う 各種外傷	・大量需要が予測される (被害想定以上の確保が必要) ・保管は容易 ・ディスプレイ製品が適当
○細胞外液補充液 維持液 代用血漿液	大量出血 ショック 等	・大量需要が予測される (被害想定以上の確保が必要) ・嵩張るものが多く、保管場所の確保が困難 ・保管は常温可 ・保管数量と同数の点滴セットが必要
○血液製剤	大量出血、特殊疾患	・日赤血液センターの対応が期待できる ・有効期限が短く迅速な対応が必要
○薬剤 ・解熱鎮痛消炎剤 (小児用含む)	多発外傷、熱傷 挫滅創、切創、 打撲、骨折 等	・大量需要が予測される (被害想定以上の確保が必要) ・冷所保存の薬剤は不適(常温品が適当)
・抗生物質製剤(小児用含む)	多発外傷、 二次感染予防、 各種感染症	・大量需要が予測される (被害想定以上の確保が必要) ・適応症が多様であり3日目以降も高需要が予測される ・保管は常温可
・滅菌消毒剤	各種外傷	・大量需要が予測される (被害想定以上の確保が必要) ・嵩張るものが多く、保管場所の確保が困難 ・保管は常温可
・外皮用薬	各種外傷、 各種皮膚疾患	・初期には大量需要が予測される ・保管は常温可
・止血剤	各種出血性疾患	同 上
・強心剤、昇圧剤	心疾患(心不全等)、低血圧	・初期には大量需要が予測される ・保管は常温可
・局所麻酔剤	外傷等(外科措置用)	・外科措置用剤として必要性は高い ・保管は常温可

第6部 個別対策項目別関係資料

必要性の高い医薬品(薬効別)	適応する傷病	災害用医薬品備蓄上の留意事項
<一般用> ・シップ薬 (鎮痛、鎮痒、収斂消炎剤) { 冷シップ 温シップ	打撲、筋肉痛、腰痛	・ 初期には特に冷シップの需要が増す ・ 嵩張るが保管は容易 ・ 保管は常温可
・殺菌消毒薬 (その他の外皮用薬)	外傷全般	・ 特に初期に大量需要が予測される (被害想定以上の確保が必要) ・ プラスチックボトル(100ml 入)が保管、使用に便利 ・ 希釈不要のものが適当・保管は常温可
・衛生材料 (ガーゼ、包帯、脱脂綿等)	外傷全般	・ 特に初期に大量需要が予測される (被害想定以上の確保が必要) ・ 保管時はセットにしておくと便利 ・ 保管は常温可

2 外部からの救援が見込まれる3日目以降<主に急性疾患措置用>の医薬品等

予想される傷病	心的外傷後ストレス障害(PTSD)、不安症、不眠症、過労、便秘症、食欲不振、腰痛、感冒、消化器疾患、外傷の二次感染症 等

季節的な疾病	インフルエンザ、食中毒 等

必要性の高い医薬品(薬効別)	適応する傷病	災害用医薬品備蓄上の留意事項
<医療用> 1 の他 ・鎮咳剤、去たん剤 (小児用含む)	感冒、慢性疾患等	・ 特に冬期に大量需要が予測される ・ 集団避難所生活への気遣いからも多く求められる ・ 保管は常温可
・止しゃ剤、整腸剤 (小児用含む)	下痢、その他	・ 体力の低下に伴い多発 (=需要大) ・ 保管は常温可
・便秘薬 (下剤、浣腸剤)	便秘	・ 水分の摂取不良等から多発(=需要大) ・ 多種類の剤型あり (控剤は冷所保存) ・ 飲み下し困難者は浣腸が必要
・催眠鎮静剤、抗不安剤	不眠症、不安症 神経症、PTSD	・ 避難所生活長期化に伴い多発 (=需要大) ・ 向精神薬については保管対策必要 ・ 保管は常温可

必要性の高い医薬品(薬効別)	適応する傷病	災害用医薬品備蓄上の留意事項
・口腔用塗布剤 (その他の消化器官用薬)	口内炎、舌炎	・栄養摂取不良から多発(=需要大) ・保管が容易な外用薬が適当 ・保管は常温可
・消化性潰瘍用剤	胃、十二指腸潰瘍	・慢性疾患患者及び災害後ストレスによる新規患者の多発が予測される ・保管は常温可
・健胃消化剤	消化不良、胃部不快感、食欲不振	・避難所生活長期化に伴い多発(=需要大) ・種類は豊富 ・保管は常温可
・総合感冒剤(小児用含む)	感冒	・特に冬期に大量需要が予測される ・避難所生活長期化に伴い多発(=需要大) ・小児用にはシロップが適当 ・保管は常温可
<一般用> 1 の他 ・催眠鎮静剤、強心剤	不眠、動悸、めまい	・中期以降に多発(=需要大) ・特に医師、薬剤師の指示が必要 ・保管は常温可(保管対策は必要)
・便秘薬(下剤、浣腸剤)	便秘	・中期以降に多発(=需要大) ・保管は常温可
・ビタミンB剤	栄養補給、肉体疲労、眼精疲労	・避難所生活長期化に伴い多発(=需要大) ・嵩張るがドリンク剤は便利 ・保管は常温可
・絆創膏	各種外傷	・各種サイズが必要 ・保管は容易
・目薬(眼科用剤)	充血、抗炎症、眼精疲労、アレルギー、抗菌等	・埃、粉塵による障害多発(=需要大) ・有効期限が短いので要注意 ・保管は容易
・マスク	感冒、その他予防	・埃、粉塵が多い場合必要性が高い(阪神では一時的に不足した)
・うがい薬(含嗽剤)	感染予防、口内殺菌	・避難所生活長期化に伴い多発(=需要大) ・特に冬期に需要が高まると予測される ・溶解の必要な散剤は不適 ・保管は常温可
・一般用総合感冒剤	感冒	・特に冬期に大量需要が予測される ・小児用にはシロップが適当 ・保管は常温可

第6部 個別対策項目別関係資料

3 避難所生活が長期化する頃＜主に慢性疾患措置用＞の医薬品等＝医療機関へ引継ぐまでの応急的措置

予想される傷病	急性疾患の他、高血圧、呼吸器疾患、糖尿病、心臓病 等

季節的な疾病	花粉症、喘息、真菌症 等

必要性の高い医薬品(薬効別)	適応する傷病	災害用医薬品備蓄上の留意事項
＜医療用＞ 1、2 の他 ・降圧剤	高血圧	・高血圧疾患患者はかなり多い（＝需要大） ・保管は常温可
・抗血栓用剤	各種血栓、塞栓症	・治療継続中の慢性疾患患者に必要 ・医師の指示のもとに使用（中断は危険） ・保管は常温可
・糖尿病用剤 インスリン注射 経口糖尿病治療剤	糖尿病	・糖尿病患者は意外に多く、患者に合った剤型が必要 ・剤型により保管条件は異なる
・心疾患用剤	心疾患 狭心症、心不全 心筋梗塞、 不整脈	・心疾患は広範囲にわたり各種薬が必要 ・心疾患患者には緊急の対応が必要 ・外用剤（貼付剤）もある
・喘息治療剤	喘息（気管支喘息含む）	・避難所生活長期化に伴い発作多発 ・エアゾール吸入型が便利 ・保管は常温可
・抗ヒスタミン剤（小児用含む）	アレルギー諸症状	・季節によっては大量需要が予測される ・一般的なもので対応可 ・小児はドライシロップが適当 ・点鼻薬、点眼薬も有効
・寄生性皮膚疾患剤	真菌症 他	・特に夏期に需要が増すと予測される ・保管は容易
＜一般用＞ 1、2 の他 ・胃腸薬 消化性潰瘍用剤健胃消化剤、 制酸剤複合胃腸剤、その他 の消化器官用薬	消化不良、胃腸痛、胃部不快感	・避難所生活長期化に伴い大量需要が予測される ・保管は常温可
・止しゃ剤、整腸剤	下痢	・避難所生活長期化に伴い大量需要が予測される ・保管は常温可

必要性の高い医薬品(薬効別)	適応する傷病	災害用医薬品備蓄上の留意事項
・鼻炎薬（耳鼻科用剤）	鼻炎（鼻水、鼻閉 等）	・季節によっては大量需要が予測される ・保管は常温可
・アレルギー用剤	アレルギー性疾患（じんましん、花粉症）	同上
・公衆衛生用薬	＜用途＞ ・感染症対策 活動用	・季節によっては大量需要が予測される ・消毒液散布用の器具が必要 ・保管は常温可

資料：『大規模災害時の医薬品等供給システム検討会報告書 平成8年1月16日』による

6-1-4 宝塚市地域防災計画に基づく災害時医療救護体制の確立に関する協定書

宝塚市地域防災計画に基づく災害時医療救護体制の確立に関する協定書

宝塚市（以下「甲」という。）と一般社団法人宝塚市医師会、一般社団法人宝塚市歯科医師会、一般社団法人宝塚市薬剤師会（以下「乙」「丙」「丁」という。）は、宝塚市地域防災計画に基づき、地域のすべての方面で建物倒壊、火災、土砂災害、ライフライン被害、道路・河川堤防・鉄道等公共土木構造物被害のいずれか1点以上が大規模又は同時多発的に発生した事態に（震度6弱以上の地震、風水害その他による同程度の災害が発生した場合を含む。）、速やかに医療救護体制を確立できるよう、以下のとおり協定を締結するものとする。

（目 的）

第1条 この協定は、宝塚市地域防災計画に基づき、次の項目を達成することを目的とする。

- （1） 宝塚市地域防災計画本編第2部第3章第2節にある医薬品・医療資器材の確保を図り、災害等に備えること。
- （2） 宝塚市地域防災計画災害対応マニュアル編第4部の1にある拠点救護所を設置し適切な医療救護を行うこと。

（用語の意義）

第2条 前条に規定する各用語の意義は、次のとおりとする。

- （1） 「医薬品・医療資器材」 甲が災害等の緊急時に備え、予め備蓄しておく必要のある医薬品・医療資器材をいう。
- （2） 「拠点救護所」 甲が被災状況に応じて予め指定した場所に、医療救護を目的として設置するものをいう。
- （3） 「医療関係団体医療救護対策本部」 甲並びに乙、丙及び丁の各役員により構成し、医療救護班の編制・出勤等を調整するもので、当該対策本部会議の議長を宝塚市医師会会長が務め、本部は宝塚市立健康センター内に置くものをいう。

（医薬品等・医療資器材の備蓄・確保）

第3条 医薬品・医療資器材の備蓄・確保については、次のとおり定めるものとする。

- （1） 備蓄・確保すべき医薬品等及び数量は、別表1のとおりとする。
- （2） 甲は、別表1の医薬品等を別表2に定める場所に備蓄する。
- （3） 甲は、乙及び丁と協議し、第1号の医薬品等の点検及び確認を年に1回行うこととする。
- （4） 別表1の医薬品等の購入に要する費用は、甲が負担する。

（拠点救護所の設置）

第4条 甲は、現地医療機関が被災した場合や患者多数で現地医療機関で対応しきれない 場合に、医療関係団体医療救護対策本部等の協力を得て拠点救護所を設置するものとする。

2 拠点救護所の設置場所は、災害状況等に応じて別表3の中から必要と認めた場所に設置するも

第6部 個別対策項目別関係資料

のとする。

(拠点救護所の運営)

第5条 拠点救護所の運営は、医療関係団体医療救護対策本部が運営するものとする。

2 当該対策本部は、各拠点救護所に医師、薬剤師等で構成する医療救護班を派遣するものとする。

また、必要に応じて各拠点救護所に歯科医師を派遣するものとする。

3 甲は、各拠点救護所に事務・連絡要員として、甲の職員2人を派遣するものとする。

(拠点救護所における医療救護活動の目安)

第6条 医療救護活動は、原則として、医療救護班が各拠点救護所において、次のとおり

実施するものとする。

- (1) 傷病者の蘇生、傷害等の区分判別（トリアージ・タグの装着）
 - (2) 中継拠点病院・後方支援病院への転送の要否及び転送順位の決定
 - (3) 傷病者に対する応急処置
 - (4) 助産救護
 - (5) 死亡の確認、死体の検案
- 2 医療救護班は、各拠点救護所に、少なくとも1名以上の医師及び薬剤師並びに2名の看護師を派遣し、災害発生から3日間を24時間体制で救護活動にあたるものとし、4日目以降は常駐するよう努めるものとする。

(拠点救護所における医薬品・医療資器材の確保・供給)

第7条 拠点救護所設置初期は、甲が備蓄している医薬品等並びに乙、丙及び丁に属する会員が携行・持参した医薬品・消耗資材を使用することとする。また、不足が予測される場合は、丁の代表者の指示のもと、丁に属する会員が保有する医薬品の中から調達するものとする。

2 前項によっても医薬品・消耗資材が不足する場合は、兵庫県宝塚健康福祉事務所等と連携してこれらの補給を行う。また、県に対して応援を要請するものとする。

3 乙、丙及び丁に属する会員が持参した医薬品・消耗資材の費用については、甲に請求するものとする。

(確保すべき医薬品・医療資器材の目安)

第8条 医薬品・医療資器材の確保・調達の目安は、次のとおりとする。

- (1) 緊急処置用 包帯、消炎鎮痛剤、殺菌消毒剤等
- (2) 急性疾患用 風邪薬、整腸剤、抗不安剤等
- (3) 慢性疾患用 糖尿病、高血圧等への対応用医薬品・医療資器材

(中継拠点病院の協力)

第9条 乙は、拠点救護所から搬送の必要があると認められる患者については、中継拠点病院がこれを受け入れ、必要な応急処置を施すものとする。

2 中継拠点病院は、別表4のとおりとする。

(拠点救護所の開設期間)

第10条 拠点救護所の開設期間は、災害等発生の日から概ね14日以内とし、災害等の状況に応じてその都度定める。

(連絡体制の整備)

第11条 甲は、第1条の目的を円滑に遂行するために、乙、丙及び丁への緊急時の連絡体制を整え、連絡先を把握しておくこととする。

2 乙、丙及び丁においては、各団体内における連絡体制を整備し、甲からの災害情報等を速やかに会員に周知することとする。

(出務料)

第12条 第5条第2項の規定により医療救護班として医師等が出務した場合は、甲は、出務料を支払うものとする。

2 前項の出務料の額は、別表5のとおりとする。

(事故の処理)

第13条 この協定に基づく活動中に不測の事故及び紛争が生じたとき、又はこれらに付随して医師等が損害を被ったときは、甲は、乙、丙及び丁と協力し、責任を持ってその処理にあたるものとする。

(災害補償)

第14条 甲は、医師等がこの協定に基づく活動中に被った損害について、宝塚市の議会その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例（昭和43年条例第3号）に準じてその補償を行うものとする。

(協定の有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、平成31年（2019年）4月1日から平成32年

（2020年）3月31日までとする。ただし、この期間満了1月前までに、甲、乙、丙及び丁いずれからも文書での解約、変更又は異議の申し出がないときは、同一条件で更に1年延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第16条 この協定に定めのない事項及び解釈に疑義が生じたときは、甲、乙、丙及び丁が協議のうえ処理するものとする。

この協定の成立を証するため、本書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁押印のうえ、各自1通を保有する。

平成31年（2019年）4月1日

- (甲) 宝塚市東洋町 1 番 1 号
宝塚市
宝塚市長 中 川 智 子
- (乙) 宝塚市小浜 4 丁目 5 番 4 号
宝塚医療会館内
一般社団法人宝塚市医師会
会 長 栗 田 義 博
- (丙) 宝塚市小浜 2 丁目 1 番 3 0 号
宝塚市歯科医師会館
一般社団法人宝塚市歯科医師会
会 長 田 川 宣 文
- (丁) 宝塚市伊子志 3 丁目 8 番 2 0 号
馬殿第一ビル 201
一般社団法人宝塚市薬剤師会
会 長 村 上 史 恵

別表第1 (第3条関係)

	番号	材料・器具名	個数			番号	材料・器具名	個数
気道確保	1	アンビューバッグ	1個		診察	43	血圧計	1つ
	2	食道・気管コンピチューブ	1個			44	聴診器	1つ
	3	レスキューチューブ	1個			45	体温計	5本
	4	エアウェイ (大・小)	各1個			46	舌圧子 (滅菌ディスポ)	30本程度
	5	キシロカインゼリー30ml	1本			47	懐中電灯 (+各電池2本)	1つ
血管確保	6	注射器2.5mL注射針付き	20本以上		注射薬	48	ゴム手袋 (ニトリル手袋M)	1箱
	7	注射器5mL注射針付き	20本以上			49	ノルアドレナリン0.1%1mL	10本
	8	注射器20mL	10本以上			50	エホチール注10mg1ml	10本
	9	注射針22G	10本以上			51	ジプロフィリン注300mg2mL	10本
	10	翼静針21G	合計一箱 (50本)以上			52	ペンタジン15mg (健康センター冷蔵庫に保管)	10A
	11	翼静針23G				53	7%メイロン注20mL	10本
	12	輸液セット	5個以上			54	10%キシリトール注20ml	10本
	13	駆血帯	10本			55	ソル・コーテフ 静注用250mg	3本
	14	消毒用アルコール	1本			56	アポブロン注 0.5mg	10A
消毒	15	カット綿	1袋		内服薬	57	ラクトリンゲル500m l	10本
	16	滅菌綿球20球くらい	1袋			58	生理食塩水500m l	10本
	17	滅菌ガーゼ 5×5 12折	10袋			59	ニトロペン錠 0.3mg	30錠以上
	18	滅菌綿棒	適宜			60	ケフラール250mg	100cap
	19	イソジン液10% 250ml	1本			61	アセトアミノフェン 200mg	100錠
	20	オキシドール 500ml	1本			62	ブスコパン錠10mg	100錠
創傷処置	21	ヒビテン液5% 500mL	1本		軟膏	63	アズノール軟膏 500g	1瓶
	22	網包帯 2号・5号	各1組			64	ゲンタシン軟膏0.1% 10g	10本
	23	エスパタイ9cm	5本以上		他	65	タオル	10枚
	24	包帯4列	1本			66	担架	2
	25	粘着包帯5cm	1個			67	抑制帯 (担架用)	1
	26	サージカルテープ25mm	10個			68	バンドエイド (缶入り)	適宜
	27	テーピングテープ3.8cm	1個			69	ゴミ袋 (処置用、廃棄物入れ、特大・大)	適宜
	28	トラコバンド (M1・L3)	各1個			70	トリアージタッグ100枚 健康センター保管	
	29	副木 大	3個					
	30	副木 中・小	各2個					
	31	副木 極小	10個					
	32	三角巾	5枚					
	33	ラジオペンチ	1個					
	34	ニッパー大きめ	1個					
	35	止血帯	1個					
	36	ピンセット (短)	3本					
	37	異物ピンセット	1本					
	38	ソフラチュール貼付剤10 c m	10枚					
	39	ファスナート	10枚以上					
	40	精製水 500mL	1本					
	41	湿布 (インドメタシン入り)	20枚以上					
	42	はさみ (雑用・ガーゼ用)	各1個					

第6部 個別対策項目別関係資料

別表第2（第3条関係）

設 置 場 所	所 在 地
宝塚市役所防災倉庫	宝塚市東洋町1番1号
宝塚市立健康センター	宝塚市小浜4丁目4番1号
宝塚市立東公民館	宝塚市山本南2丁目5番2号
宝塚市立西公民館	宝塚市小林2丁目7番30号

別表第3（第4条関係）

設 置 場 所	所 在 地
宝塚市立健康センター	宝塚市小浜4丁目4番1号
宝塚市立西公民館	宝塚市小林2丁目7番30号
宝塚市立中央公民館	宝塚市末成町3番53号
宝塚市立東公民館	宝塚市山本南2丁目5番2号
ピピアめふ公益施設	宝塚市売布2丁目5番1号
宝塚市総合福祉センター	宝塚市安倉西2丁目1番1号
宝塚市立中山台コミュニティセンター	宝塚市中山桜台5丁目15番2号
宝塚市立地域利用施設雲雀丘倶楽部	宝塚市雲雀丘1丁目1番1号
宝塚市国民健康保険診療所	宝塚市大原野字南穴虫1番地の85
その他宝塚市災害対策本部長が必要と認めた場所	

別表第4（第9条関係）

中継拠点病院名	所在地	病床数	人工透析 可否	緊急手術 可否	ヘリコプター 発着可否
宝塚病院	宝塚市野上2丁目1番2号	131	可	可	否
宝塚第一病院	宝塚市向月町19番5号	211	否	可	否
こだま病院	宝塚市御殿山1丁目3番2号	110	否	可	否
東宝塚さとう病院	宝塚市長尾町2番1号	188	可	可	否
宝塚市立病院	宝塚市小浜4丁目5番1号	446	可	可	否

別表第5（第12条関係）

事 項		金 額
出 務 報 酬	医 師	1時間につき 21,120円
	歯科医師	1時間につき 18,070円
	薬剤師	1時間につき 5,975円

6-1-5 兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援協力に関する協定

兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援協力に関する協定

災害発生初動時における医療の果たす役割の重要性に鑑み、兵庫県自治体病院開設者協議会に属する病院（以下「会員病院」という。）は災害が発生した直後に、被災した会員病院独自では十分な医療活動ができない場合、その他の会員病院が、相互扶助精神に基づき、速やかに応援協力することを目的として、次のとおり協定を締結する。

（応援の範囲）

第1条 この協定は、災害が発生した際の「初動時」における会員病院の基本的な相互応援協力体制について定めることとする。

（情報集約）

第2条 被災地に隣接した会員病院を「情報集約担当病院」とする。

2 情報集約担当病院は、被災した会員病院及び被災地の被災状況について、情報収集・集約に努めるとともに、総合調整担当病院に速やかに状況を報告するものとする。

（総合調整）

第3条 会長が開設する病院を「総合調整担当病院」とする。

なお、その病院が被災した場合は副会長が開設する病院を、さらにその病院が被災した場合はその他の理事が開設する病院を「総合調整担当病院」とする。

2 総合調整担当病院は、会員病院へ必要な情報を提供するものとする。また、被災した会員病院から応援要請があった場合、あるいは情報集約担当病院からの情報により、応援が必要であると判断される場合、総合調整病院は、情報集約担当病院と協議のうえ、会員病院に対し、速やかに被災した会員病院または被災地への応援を要請するものとする。

（応援内容）

第4条 応援内容は、次のとおりとする。

- (1) 被災地への医療救護チームの派遣
- (2) 被災した会員病院または被災地からの患者の受入れ
- (3) 被災した会員病院への医師、看護師等医療技術職員、事務職員の応援及び必要な応急医薬品等の提供
- (4) その他災害初動時医療に関する必要な措置

2 前項(1)につき、医療救護チームは、医薬品、食料品及び宿泊等の準備をし、自己完結型の応援体制に努めるものとする。

（応援経費の負担）

第5条 応援に要した経費の負担については、別途協議するものとする。

（広域応援体制）

第6条 災害が広域にわたる場合の応援体制については、別途協議するものとする。

（その他）

第7条 この協定の実施に関し、必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、別途協議して定めるものとする。

第8条 この協定を証するため、本協定書を 25 作成し、各開設者は記名押印のうえ、各1通を保管する。

付 則

- 1 被災した会員病院から、長期にわたる応援要請が生じた場合は、本協定の主旨及び内容を尊重のうえ、応援協定するものとする。
- 2 この協定は、平成8年1月17日から適用する。

平成8年1月16日

兵庫県自治体病院開設者協議会会長	神戸市長	笹 山 幸 俊
	兵庫県知事	貝 原 俊 民
	西宮市長	馬 場 順 三
	芦屋市長	北 村 春 江
	伊丹市長	松 下 勉
	宝塚市長	正 司 泰一郎
	川西市長	柴 生 進
	三田市長	塔 下 真 次
	明石市長	岡 田 進 裕
	加古川市長	木 下 正 一
	西脇市長	石 野 重 則
	三木市長	加 古 房 夫
	高砂市長	大 内 秀 夫
	小野市長	廣 瀬 博 司
	加西市長	藤 岡 重 弘
	社町長	上 石 勝 己
	相生市長	藤 田 義 明
	赤穂市長	北 爪 照 夫
	神崎町長	足 立 理 秋
	御津町長	山 下 昭 三
	宍粟郡病院事務組合管理者	古 川 茂
	公立豊岡病院組合管理者	今 井 昌 三
	香住町長	青 山 幸 男
	浜坂町長	中 井 登
	公立八鹿病院組合管理者	梅 谷 肇

6-1-6 兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援協力に関する協定実施細目

兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援協力に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、兵庫県自治体病院開設者協議会相互応援協力に関する協定（以下「協定」という。）第7条の規定に基づき、協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

(情報集約担当病院)

第2条 会員病院ごとに第1次情報集約担当病院及び第2次情報集約担当病院を定める。

2 災害が発生した場合、第1次情報集約担当病院が情報収集・集約の役割を担うものとするが、第1次情報集約担当病院が被災した場合は、第2次情報集約担当病院がその役割を担うものとする。

(総合調整担当病院)

第3条 総合調整担当病院は、以下のとおりとする。

(1) 第1次総合調整担当病院……会長が開設する会員病院

(2) 第2次総合調整担当病院……第1次総合調整担当病院が被災した場合、副会長が開設する会員病院

(3) 第3次総合調整担当病院……第1次及び第2次総合調整担当病院が被災した場合、東播ブロックの理事の会員病院

(4) 第4次総合調整担当病院……第1次、第2次及び第3次総合調整担当病院が被災した場合、但馬ブロックの理事の会員病院

2 情報集約担当病院は、上記第1次から第4次の順で、いずれかの総合調整担当病院に被災状況を連絡するものとする。

(応援要請の手続)

第4条 応援を要請する会員病院は、口頭、電話または電信等により、下記の条項のうち、把握できるものについて明らかにし、情報集約担当病院あるいは総合調整担当病院へ応援要請するものとする。

災害による通信手段等の遮断により、被災した会員病院からの応援要請がなくても、応援が必要と判断される場合、情報集約担当病院は上記と同様の手段により、総合調整担当病院へ応援要請できるものとする。

(1) 被害の状況

(2) 必要な人員、医薬品等の数量及び内容

(3) 応援場所及び応援場所への経路

(4) 応援の基幹

(5) 前各号にあげるもののほか、必要な事項

(会員病院への応援要請)

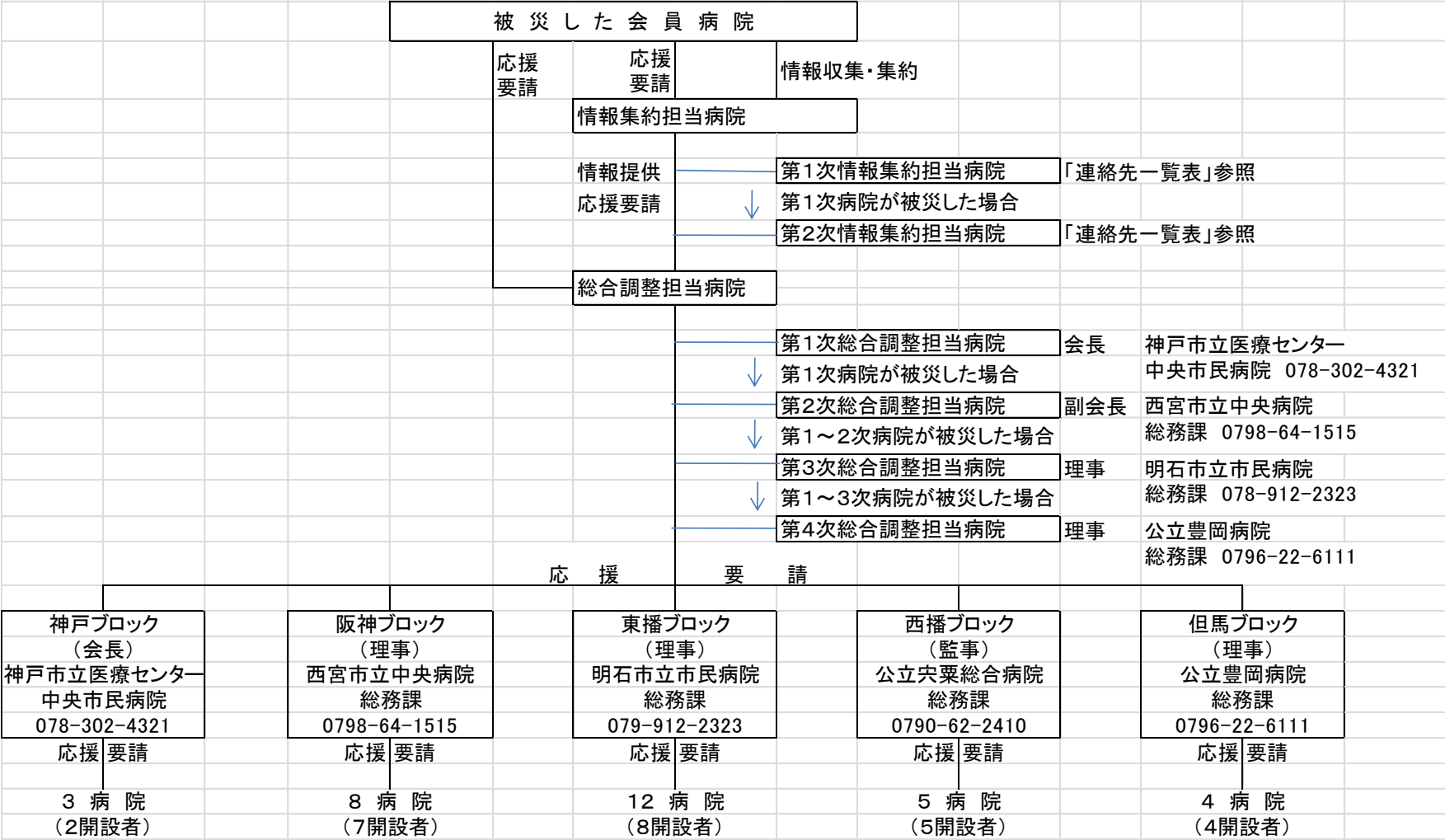
第5条 総合調整担当病院は、災害の状況に応じて、各ブロックの理事または幹事の開設する会員病院に応援要請し、要請を受けた会員病院は、ブロック内の会員病院へ応援要請を行うものとする。

(応援の終了)

第6条 本協定は災害初動時について定めているが、本協定による応援の終了は、総合調整担当病院が、他の理事の会員病院と協議のうえ決することとし、その内容は速やかに会員病院に連絡するものとする。

兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援協力に関する協定 連絡体系図

平成27年8月20日現在



兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援協力に関する協定 連絡先一覧表

(平成27年8月20日現在)

ブロック	役員	開設者	病院名	担当課	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号	情報集約担当病院	
									第1次	第2次
神戸	会長	神戸市	神戸市立医療センター 中央市民病院	庶務課	650-0047	中央区港島町2丁目1-1	078-302-4321	302-7537	市立芦屋病院	明石市立市民病院
	会長	神戸市	神戸市立医療センター 西市民病院	総務課	653-0013	長田区1番町2丁目4番地	078-576-5251	576-5358	市立芦屋病院	明石市立市民病院
	理事	兵庫県	県立こども病院	総務課	654-0081	須磨区高倉台1丁目1番1号	078-732-6961	735-0910	県立光風病院	神戸市立医療センター 中央市民病院
	理事	兵庫県	県立光風病院	総務課	651-1242	北区山田町上谷上字登り尾3	078-581-1013	583-3797	県立こども病院	北播磨 総合医療センター
阪神	副会長	西宮市	西宮市立中央病院	総務課	663-8014	西宮市林田町8番24号	0798-64-1515	67-4811	県立西宮病院	市立芦屋病院
		芦屋市	市立芦屋病院	総務課	659-8502	芦屋市朝日ヶ丘町39番1号	0797-31-2156	22-8822	西宮市立中央病院	神戸市立医療センター 中央市民病院
		伊丹市	市立伊丹病院	総務課	664-8540	伊丹市昆陽池1丁目100番地	072-777-3773	781-9888	市立川西病院	宝塚市立病院
		宝塚市	宝塚市立病院	経営統括部	665-0827	宝塚市小浜4丁目5番1号	0797-87-1161	87-5624	三田市民病院	市立伊丹病院
		川西市	市立川西病院	経営企画課	666-0195	川西市東畦野5丁目21番1号	072-794-2321	794-6321	市立伊丹病院	宝塚市立病院
		三田市	三田市民病院	総務課	669-1321	三田市けやき台3丁目1番1号	079-565-8000	565-8011	宝塚市立病院	神戸市立医療センター 中央市民病院
	理事	兵庫県	県立尼崎総合医療センター	総務課	660-0892	尼崎市東難波町2丁目17番77号	06-6480-7000	6480-7001	市立伊丹病院	県立西宮病院
	理事	兵庫県	県立西宮病院	総務課	662-0918	西宮市六湛寺町13番9号	0798-34-5151	23-4594	西宮市立中央病院	県立尼崎 総合医療センター
	理事	明石市	明石市立市民病院	総務課	673-8501	明石市鷹匠町1番33号	078-912-2323	914-8374	加古川西市民病院	神戸市立医療センター 中央市民病院
		加古川市	加古川西市民病院	総務課	675-8611	加古川市米田町平津384-1	079-432-3531	432-3672	高砂市民病院	明石市立市民病院
		加古川市	(加古川東市民病院)	事務室	675-0115	加古川市平岡町一色797-295	079-437-2515	437-3806	高砂市民病院	明石市立市民病院
		西脇市	市立西脇病院	経営管理課	677-0043	西脇市下戸田652番地の1	0795-22-0111	23-0699	市立加西病院	県立柏原病院
	監事	三木市 小野市	北播磨総合医療センター	施設管理課	675-1392	小野市市場町926番地の250	0794-88-8800	62-9931	県立光風病院	市立加西病院
		高砂市	高砂市民病院	総務課	676-8585	高砂市新井町紙町33番1号	079-442-3981	442-5472	加古川西市民病院	たつの市民病院
		加西市	市立加西病院	総務課	675-2393	加西市北条町横尾1丁目13番地	0790-42-2200	42-3460	市立西脇病院	北播磨 総合医療センター
		加東市	加東市民病院	管理課	673-1451	加東市家原85	0795-42-5511	42-4740	県立柏原病院	市立加西病院

ブロック	役員	開設者	病院名	担当課	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号	情報集約担当病院	
									第1次	第2次
東播	理事	兵庫県	県立加古川医療センター	総務課	675-8555	加古川市神野町神野203	079-497-7000	438-8800	加古川西市民病院	県立姫路循環器病センター
	理事	兵庫県	県立淡路医療センター	総務課	656-0021	洲本市塩屋1丁目1-137	0799-22-1200	24-5704	県立がんセンター	県立加古川医療センター
	理事	兵庫県	県立がんセンター	総務課	673-8558	明石市北王子町13番70号	078-929-1151	929-2380	明石市立市民病院	県立加古川医療センター
	理事	兵庫県	県立姫路循環器病センター	総務課	670-0981	姫路市西庄甲520番地	079-293-3131	295-8199	県立加古川医療センター	高砂市民病院
	理事	兵庫県	県立柏原病院	総務課	669-3395	丹波市柏原町柏原5208の1	0795-72-0524	72-1276	市立西脇病院	加東市民病院
西播		相生市	相生市民病院	総務課	678-0008	相生市栄町5番12号	0791-22-7126	22-0355	赤穂市民病院	たつの市民病院
		赤穂市	赤穂市民病院	総務課	678-0232	赤穂市中広1090番地	0791-43-3222	43-0351	相生市民病院	たつの市民病院
		神河町	公立神埼総合病院	総務課	679-2414	神埼郡神河町粟賀町385	0790-32-1331	32-2176	公立宍粟総合病院	市立西脇病院
		たつの市	たつの市民病院	事務局	671-1311	たつの市御津町中島1666番地1	079-322-1121	322-3177	相生市民病院	高砂市民病院
	監事	宍粟市	公立宍粟総合病院	総務課	671-2576	麻生氏山崎町鹿沢93番地	0790-62-2410	62-0676	公立神埼総合病院	相生市民病院
但馬	理事	公立豊岡	公立豊岡病院	総務課	668-8501	豊岡市戸牧1094番地	0796-22-6111	22-0170	公立香住病院	公立八鹿病院
	理事	公立豊岡	組合立出石医療センター	管理課	668-0263	豊岡市出石町福住1300	0796-52-2555	52-3811	公立香住病院	公立八鹿病院
	理事	公立豊岡	組合立日高医療センター	管理課	669-5392	豊岡市日高町岩中81	0796-42-1611	42-2344	公立香住病院	公立八鹿病院
	理事	公立豊岡	組合立梁瀬医療センター	管理課	669-5103	朝来市山東町矢名瀬町900-1	079-676-3157	676-4134	公立香住病院	公立八鹿病院
	理事	公立豊岡	組合立和田山医療センター	管理課	669-5252	朝来市和田山町竹田2021	079-674-2021	674-0232	公立香住病院	公立八鹿病院
		香美町	公立香住病院	庶務課	669-6543	美方郡香美町香住区若松540	0796-36-1166	36-1897	公立浜坂病院	公立豊岡病院
		新温泉町	公立浜坂病院	庶務課	669-6731	美方郡新温泉町二日市184-1	0796-82-1611	82-3203	公立香住病院	公立豊岡病院
		公立八鹿	公立八鹿病院	総務課	667-8555	八鹿市八鹿町八鹿1878番地1	079-662-5555	662-3134	公立豊岡病院	公立神埼総合病院
		公立八鹿	公立村岡病院	管理課	667-1311	美方郡香美町村岡区村岡3036-1	0796-94-0111	98-1341	公立豊岡病院	公立神埼総合病院
	会長	神戸市	地方独立行政法人 神戸市民病院機構法人本部		650-0047	中央区港島南町2丁目1-11 市民病院前ビル3階	078-940-0158	306-2870		
	理事	兵庫県	病院局企画課		650-8567	中央区下山手通5-10-1	078-362-3299	351-2883		
			災害医療センター事業課		651-0073	中央区脇浜海岸通1-3-1	078-241-3131	241-2772		

名称	所在地	病床数	人工透析 可否	緊急手術 可否	へリ発着 可否	備 考
宝塚病院	野上 2-1-2	131	可	可	否	
こだま病院	御殿山 1-3-2	110	否	可	否	
宝塚第一病院	向月町 19-5	211	否	可	否	
市立病院	小浜 4-5-1	446	可	可	否	
東宝塚さとう病院	長尾町 2-1	136	否	可	否	

傷病者の状態を観察し、重症度と緊急度を判定し、後方医療施設（収容医療機関など）への緊急連絡事項等を簡単に記したメモ（トリアージ・タグ）を傷病者に装着する。

表

裏

6-2 避難・救出対策、支援協力等に関する事項

6-2-1 警戒区域の設定権限者

設定権者	種類	要件（内容）	根拠法
市長	災害全般	災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法第63条
知事	災害全般	市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつたと認めるとき。	災害対策基本法第73条
警察官	災害全般	市長若しくはその委任を受けた市の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があつたとき。	災害対策基本法第63条
		人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合	警察官職務執行法第4条
自衛官	災害全般	市長その他職権を行うことができる者が、その場にいない場合	災害対策基本法第63条
消防吏員又は消防団員	水災除く災害	火災等の現場において、消防活動の確保を主目的に設定する。（消防警戒区域）	消防法第28条
消防長又は消防署長	ガス、火薬、危険物の漏えい等	火災が発生するおそれが著しく大で、かつ、火災が発生すれば、人命、財産に著しい被害を与えるおそれがあるとき設定する。（火災警戒区域）	消防法第23条の2
水防団長、水防団員又は消防機関に属する者	洪水	水防上緊急の必要がある場所において設定する。（水防警戒区域）	水防法第21条

第6部 個別対策項目別関係資料

6-2-2 避難所等

6-2-2-1 指定避難所等

(1) 指定避難所及び予備避難所

地区		避難所等	所在地	電話	FAX	収容可能人数(人)		浸水想定 区域内	土砂災害警 戒区域内
						体育館のみ	施設全部利用		
346 地区	第1地区	指定避難所	仁川小学校	仁川宮西町 1-25	0798-52-1166	57-2231	336	2,889	
			良元小学校	小林5丁目 2-42	71-5511	71-3498	370	2,088	
			末成小学校	末成町 1-1	71-5330	71-1902	345	2,987	
			光明小学校	光明町 8-40	72-5586	71-1949	326	1,716	
			高司小学校	高司4丁目 4-55	73-7348	71-1943	326	1,772	○
			宝塚第一中学校	仁川うぐいす台 1-1	0798-51-1132	53-1049	430	3,192	○
			高司中学校	高司2丁目 3-1	73-3297	71-1931	430	3,410	
	予備避難所		くらんど人権文化センター	中野町 22-19	73-2222	73-2223		593	
			共同利用施設福井会館	福井町 9-6	72-5456			52	○
			〃 小林会館	小林1丁目 3-20	72-6503			166	
			〃 美幸会館	美幸町 9-20	72-2363			147	
			〃 亀井会館	亀井町 10-17	72-0198			45	○
			〃 鹿塩会館	鹿塩1丁目 4-36	0798-85-4160			78	
			〃 高司会館	高司2丁目 14-6	080-5337-8428			79	○
			〃 御所の前会館	御所の前町 7-14	71-7711			44	○
			〃 仁川会館	仁川北3丁目 2-3	0798-53-4552			66	
			地域利用施設光明会館	光明町 10-24	74-5764			142	
			〃 高松会館	高松町 7-6	080-7368-1882			85	
			西公民館	小林2丁目 7-30	77-1200	77-1446		762	
			さらら仁川公益施設	仁川北2丁目 5-1	0798-52-7686	0798-52-7722		100	
第2地区	指定避難所		宝塚第一小学校	野上1丁目 3-35	71-0492	71-3594	624	2,789	
			西山小学校	野上6丁目 2-1	71-8451	71-1905	377	2,313	
			逆瀬台小学校	逆瀬台6丁目 1-1	73-3305	71-3643	326	2,339	○
			末広小学校	末広町 3-1	72-6581	71-1896	326	1,890	○
			宝梅中学校	宝梅3丁目 4-20	71-8886	71-3491	383	2,621	○
			光が丘中学校	光が丘2丁目 15-1	74-3448	71-3564	438	2,976	

第 6 部 個別対策項目別関係資料

地区		避難所等	所在地	電話	FAX	収容可能人数(人)		浸水想定 区域内	土砂災害警 戒区域内
						体育館のみ	施設全部利用		
第 2 地区	指 避	県立宝塚高等学校	逆瀬台 2 丁目 2-1	71-0345	71-0347				○
		県立宝塚西高等学校	ゆずり葉台 1 丁目 1-1	73-4035	73-6298				○
	予 備	共同利用施設伊子志会館	伊子志 1 丁目 6-27	090-8218-5457			44		
		地域利用施設南口会館	南口 2 丁目 14-5-3	73-5396	73-5396		116		
	避 難 所	中央公民館	末広町 3 番 53 号	73-6600	73-6012		672	○	
第 3 地区	指 定	宝塚小学校	川面 1 丁目 7-34	87-0451	84-0779	368	2,590		
		売布小学校	売布かゝ丘 1-20	84-2441	84-0807	322	2,478		
	避 難 所	すみれかゝ丘小学校	すみれかゝ丘 1 丁目 5-1	87-4405	81-0713	570	2,426		
		御殿山中学校	御殿山 1 丁目 3-1	86-7771	81-2849	430	2,401		○
		県立宝塚北高等学校	すみれかゝ丘 4 丁目 1-1	86-3291	86-3292				○
	予 備 避 難 所	共同利用施設売布会館	売布 1 丁目 7-1	87-5314			117		
		〃 川面会館	川面 3 丁目 12-10	090-7096-1624			98		
		〃 米谷会館	米谷 2 丁目 17-23	84-9955			172		
		ビビアめふ公益施設	売布 2 丁目 5-1	85-2274	85-2273		200		
		花のみち 1 番館・2 番館 3 階	栄町 1 丁目 6-1、6-2	87-8741	81-2816		165		
		地域利用施設御殿山会館	御殿山 2 丁目 1-81	81-6656			80		○
		市立文化施設ベガ・ホール	清荒神 1 丁目 2-18	84-6192	84-9772				
		市立売布北グラウンド	売布自由ガ丘 8 番 1 号	62-6511					
第 4 地区	指 定 避 難 所	小浜小学校	小浜 4 丁目 7-10	87-0296	84-0763	787	2,724		
		安倉小学校	安倉中 6 丁目 1-1	84-8997	81-0784	322	2,873		
		美座小学校	美座 2 丁目 6-1	87-0019	84-0749	326	1,460	○	
		安倉北小学校	安倉北 5 丁目 1-1	87-5744	81-0879	326	1,917		
		宝塚中学校	美座 1 丁目 1-20	87-0292	81-1037	389	3,155	○	
		安倉中学校	安倉中 6 丁目 3-1	87-0091	81-0844	430	2,220	○	
		市立スポーツセンター（武道館）	小浜 1 丁目 1-11	87-5911	81-0652	647		○	
	予 備 避 難 所	まいたに人権文化センター	今里町 5-1	84-4461	84-4463		315		
		共同利用施設安倉会館	安倉中 2 丁目 2-1	090-1592-7648			128		
		〃 小浜会館	小浜 5 丁目 11-21	84-2463			83		
		〃 泉町会館	泉町 10-5	85-5515			49	○	
		〃 旭町会館	旭町 2 丁目 22-37	84-4301			85		
		〃 安倉西会館	安倉西 2 丁目 1-3	86-0021			45		
		地域利用施設美座会館	美座 2 丁目 10-1	87-4385			115	○	
第 5 地区	指 定	長尾小学校	山本東 1 丁目 10-10	88-2031	82-2101	326	2,251		
		長尾南小学校	山本南 2 丁目 10-1	88-3137	89-0795	322	2,602		
	避 難 所	丸橋小学校	山本丸橋 4 丁目 13-1	89-4145	82-2103	326	2,315		
		長尾中学校	長尾町 7-1	89-3010	89-0496	393	3,134	○	
		南ひばりが丘中学校	南ひばりが丘 2 丁目 7-1	89-0224	88-5406	430	3,148	○	

第6部 個別対策項目別関係資料

348

地区	避難所等		所在地	電話	FAX	収容可能人数(人)		浸水想定 区域内	土砂災害警 戒区域内
						体育館のみ	施設全部利用		
第5地区	予備避難所	中山寺	中山寺2丁目 11-1	87-0024	87-9877		848		○
		ひらい人権文化センター	平井6丁目 3-38	88-2795	88-2774		210		○
		共同利用施設 中山寺会館	中山寺2丁目 6-2	84-5050			98		
		〃 中筋会館	中筋3丁目 61	88-2776			132		
		〃 長尾南会館	山本丸橋2丁目 1-1				145		
		〃 山本野里会館	山本野里2丁目 5-29	89-9596			38		
		東公民館	山本南2丁目 5-2	89-1567	89-1692		725		
第6地区	指定避難所	中山台小学校	中山桜台4丁目 25-1	88-6492	82-2104	330	2,587		
		(旧) 中山五月台小学校	中山五月台7丁目 4-1	89-5412	82-2105	326	2,223		◎
		山手台小学校	山手台西3丁目 1-1	88-5322	88-5519	613	2,569		○
		長尾台小学校	長尾台1丁目 1-1	072-757-8810	072-740-1427	349	2,429		◎
		中山五月台中学校	中山五月台4丁目 20-1	88-7512	89-0759	430	2,495		
		山手台中学校	山手台西1丁目 4-1	88-1201	88-5652	537	2,828		○
		県立宝塚東高等学校	中山五月台1丁目 12-1	89-3751	89-3753				
		雲雀丘学園	雲雀丘4丁目 2-1	072-759-3000	759-4427				
	予備避難所	共同利用施設 山本台会館	山本台1丁目 13-3	0080-6206-2157			74		
		〃 松が丘会館	花屋敷松が丘 21-22				36		
		中山台コミュニティセンター	中山桜台5丁目 15-2	89-9605	80-0651		357		○
		雲雀丘 サビーステーション 雲雀丘倶楽部	雲雀丘1丁目 1-1	072-758-7680			126		
		西谷小学校	大原野字石保 34-1	91-0324	83-5008	322	1,463		
		西谷中学校	大原野字石保 46	91-0312	91-0288	337	1,372		
第7地区	指定	武田尾公会堂	玉瀬字イヅリハ 1-88				20	○	○

※1 予備避難所は、原則として要配慮者優先避難所とする。

※2 「土砂災害警戒区域内」欄中の「◎」表記は当該土砂災害警戒区域内に土砂災害特別警戒区域を含む。

※3 「(旧) 宝塚市立中山五月台小学校」は同小学校が令和4年4月1日付で廃校となったため仮称としています。

花屋敷地域における緊急時避難所

地区	避難所等	所在地	電話	FAX	収容可能人数(人)		浸水想定 区域内	土砂災害警 戒区域内
					体育館のみ	施設全部利用		
川西市	川西市立桜が丘小学校	川西市日高町 4-1	072-758-9450	758-9798				
	川西市立川西中学校	川西市松が丘町 1-1	072-759-2473	759-3679				

(2) 福祉避難所

特に介護が必要な方のために、必要な設備や人員を整備した専用の施設

No	福祉避難所	所在地	電話	FAX	浸水想定区 域内	土砂災害警 戒区域内
1	宝塚市総合福祉センター	安倉西2丁目 1-1	86-5000	86-5069		
2	市立老人福祉センター(フレミラ宝塚)	売布東の町 12-8	85-3861	85-3882	○	
3	市立たからづか支援学校	安倉中6丁目 1-3	84-5686	81-0847		
4	特別養護老人ホーム花屋敷栄光園 ※1	切畑字長尾山 5-321	072-740-3388	072-740-3980		○
5	特別養護老人ホーム宝塚栄光園 ※1	ゆずり葉台3丁目 1-2	71-1151	77-3072		
6	特別養護老人ホーム宝塚ちどり ※2	亀井町 10-30	73-0880	73-0890	○	
7	特別養護老人ホームケアホーム中山ちどり ※2	中山桜台1丁目 7-1	82-0201	82-2525		
8	安倉デイサービスセンター ※3	安倉西2丁目 1-2	81-2030	81-5599		
9	安倉西身体障碍(がい)者支援センター ※3	安倉西2丁目 1-2	81-2032	81-6243		
10	介護老人保健施設ステップハウス宝塚 ※4	小浜4丁目 5-6	86-8823	86-8494		
11	介護老人福祉施設 夢御殿山 ※5	御殿山1丁目 3-3	85-2951	85-2952		○
12	特別養護老人ホーム 宝塚あいわ苑 ※6	中筋2丁目 10-18	80-4165	80-4111		
13	特別養護老人ホーム宝塚シニアコミュニティ ※7	大原野字南穴虫 1-253	83-5010	83-5011		
14	介護老人保健施設 西谷憩いの家 ※8	大原野字波坂2番地 7	91-1234	91-0999		
15	介護老人保健施設 ケアヴィラ宝塚 ※9	亀井町 10-51	71-6510	71-6503	○	
16	オアシス宝塚 居宅介護支援事業所 ※10	小浜3丁目 12-23	85-5003	86-4761	○	
17	特別養護老人ホーム 宝塚まどか園 ※11	美座2丁目 22-2	83-1175	83-1176	○	
18	介護老人保健施設 エスペランサ ※12	山本丸橋2丁目 22番1号	82-3338	89-1260	○	
19	特別養護老人ホーム 宝塚すみれ栄光園 ※1	弥生町2番2号	85-3656	85-3562		
20	特別養護老人ホーム 星花苑 ※13	川面字長尾山 15-16	83-3001	83-3006		
21	障害者支援施設 希望の家 グリーンホーム ※14	玉瀬字田畠 10番地	91-1800	91-1801		
22	障害者支援施設 希望の家 サンホーム ※14	玉瀬字田畠 9番地	91-1045	91-1256		○
23	障害者支援施設 希望の家 ワークセンター ※14	安倉西3丁目 1番5号	87-0141	84-0738	○	
24	障害者支援施設 ななくさ育成園 ※15	東洋町3番15号	26-7481	26-7482	○	
25	救護施設 ななくさ厚生院 ※15	東洋町3番15号	63-5225	63-5226	○	

※1 社会福祉法人 聖隷福祉事業団

※2 社会福祉法人 晋栄福祉会

※3 社会福祉法人 宝塚市社会福祉協議会

※4 一般財団法人 宝塚市保健福祉サービス公社

※5 社会福祉法人 宝塚御殿山福祉会

※6 社会福祉法人 愛和会

※7 社会福祉法人 宝成会

※8 社会福祉法人 西谷会

※9 医療法人 尚和会

※10 社会福祉法人 ジェイエイ兵庫六甲福祉会

※11 社会福祉法人 正久福祉会

※12 医療法人社団 六心会

※13 社会福祉法人 藤寿会

※14 社会福祉法人 希望の家

※15 社会福祉法人 阪神福祉事業団

(No4～10について、6-2-2-10 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書、
No11～25について、6-2-2-11 宝塚市福祉避難所の指定、開設及び管理運営に関する

第 6 部 個別対策項目別関係資料

協定書を参照)

6-2-2-2 避難地

名称	所在地
1 市立花屋敷グラウンド	花屋敷荘園4丁目2-35
2 南ひばりガ丘中学校グラウンド及び周辺空地	南ひばりガ丘2丁目7-1
3 丸橋小学校グラウンド及び周辺空地	山本丸橋4丁目13-1
4 長尾中学校グラウンド及び周辺空地	長尾町7-1
5 中山寺及び周辺空地	中山寺2丁目11-1
6 安倉北小学校グラウンド及び周辺空地	安倉北5丁目1-1
7 安倉小学校・安倉中学校グラウンド及び周辺空地	安倉中6丁目1-1
8 すみれガ丘小学校グラウンド	すみれガ丘1丁目5-1
9 武庫川河川敷緑地	東洋町他地先
10 阪神競馬場	駒の町1-1
11 末広中央公園 ※1	末広町3
12 宝塚文化芸術センター庭園及び 花のみち・さくら橋公園	宝塚市武庫川町7-64、6-1
13 旭国際宝塚カンツリー倶楽部 ※2	下佐曾利字大谷4-12
14 愛宕原ゴルフ倶楽部 ※2	切畑字長尾山5-3
15 宝塚けやきヒルカントリークラブ ※2	切畑字長尾山19-14
16 新宝塚カントリークラブ ※2	切畑字剣見1-2
17 宝塚クラシックゴルフ倶楽部 ※2	切畑桜小場19
18 大宝塚ゴルフクラブ ※2	切畑字長尾山19
19 太平洋クラブ宝塚コース ※2	芝辻新田字花折7-2
20 宝塚高原ゴルフクラブ ※2	切畑字長尾山14
21 宝塚ゴルフ倶楽部 ※2	蔵人字深谷1391-1
22 雲雀丘ゴルフ倶楽部 ※2	雲雀丘山手2-10-11
23 市立売布北グラウンド	売布自由ガ丘8番1号

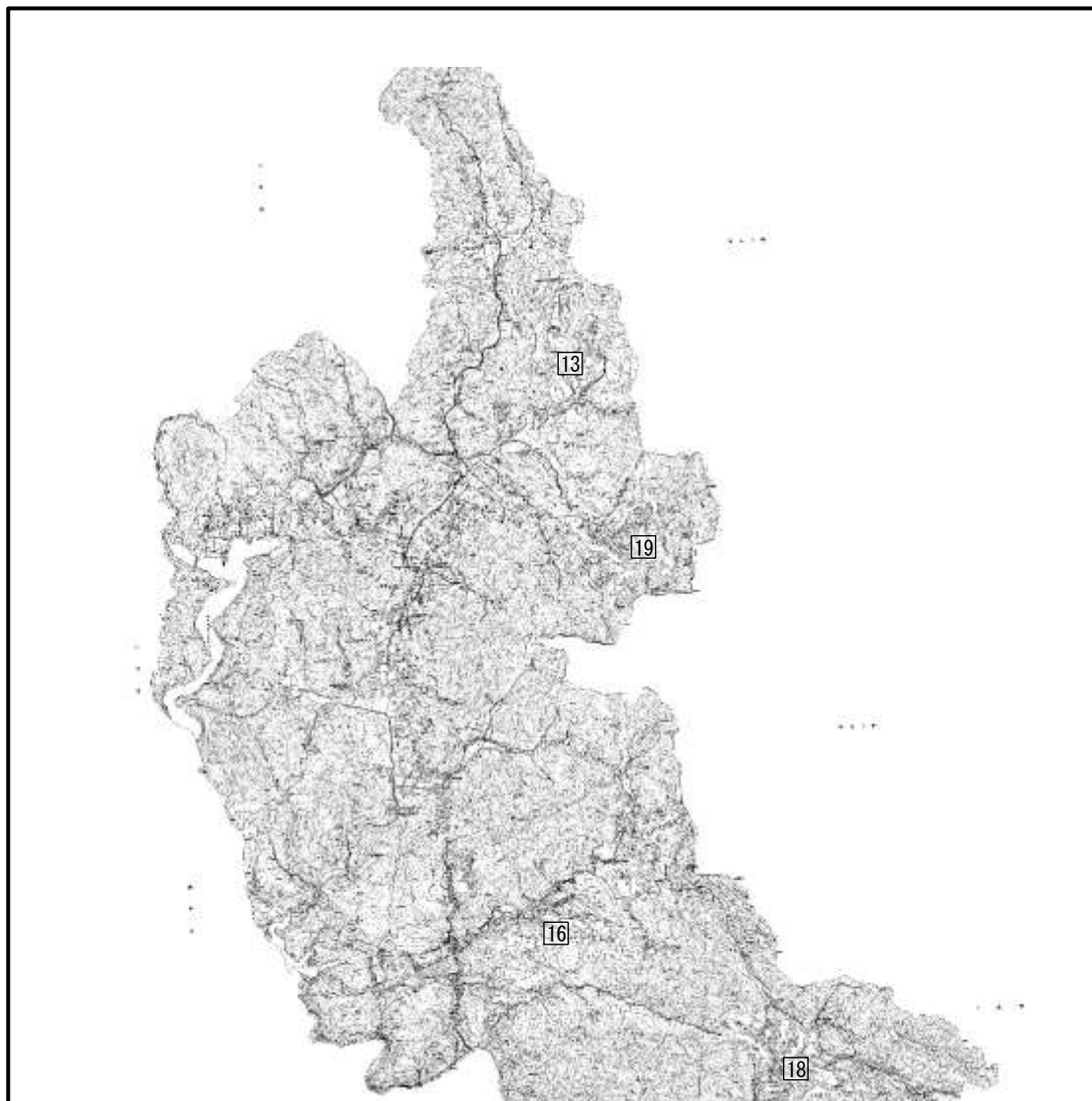
※1 6-2-2-5 末広中央公園概要参照

※2 6-2-13 災害時における支援協力に関する協定参照

避難地位置図



避難地位置図



第6部 個別対策項目別関係資料

6-2-2-3 指定緊急避難場所、自主避難場所

(1)指定緊急避難場所

地区	指定緊急避難場所	所在地	指定避難所	避難地
第1地区	仁川小学校	仁川宮西町 1-25	○	
	良元小学校	小林5丁目 2-42	○	
	未成小学校	未成町 1-1	○	
	光明小学校	光明町 8-40	○	
	高司小学校	高司4丁目 4-55	○	
	宝塚第一中学校	仁川うぐいす台 1-1	○	
	高司中学校	高司2丁目 3-1	○	
	阪神競馬場	駒の町 1-1		○
	武庫川河川敷緑地			○
第2地区	宝塚第一小学校	野上1丁目 3-35	○	
	西山小学校	野上6丁目 2-1	○	
	逆瀬台小学校	逆瀬台6丁目 1-1	○	
	末広小学校	末広町 3-1	○	
	宝塚中学校	宝塚3丁目 4-20	○	
	光が丘中学校	光が丘2丁目 15-1	○	
	末広中央公園	末広町 3		○
	宝塚文化芸術センター庭園及び花のみち・さくら橋公園	武庫川町 7-64、6-1		○
	宝塚ゴルフ倶楽部	蔵人字深谷 1391-1		○
第3地区	武庫川河川敷緑地			○
	宝塚小学校	川面1丁目 7-34	○	
	売布小学校	売布が丘 1-20	○	
	すみれが丘小学校	すみれが丘1丁目 5-1	○	○
	御殿山中学校	御殿山1丁目 3-1	○	
	市立売布北グラウンド	売布自由が丘8番1号		○
第4地区	武庫川河川敷緑地			○
	小浜小学校	小浜4丁目 7-10	○	
	安倉小学校	安倉中6丁目 1-1	○	○
	美座小学校	美座2丁目 6-1	○	
	安倉北小学校	安倉北5丁目 1-1	○	○
	宝塚中学校	美座1丁目 1-20	○	
	安倉中学校	安倉中6丁目 3-1	○	○
第5地	武庫川河川敷緑地			○
	長尾小学校	山本東1丁目 10-10	○	
	長尾南小学校	山本南2丁目 10-1	○	
	丸橋小学校	山本丸橋4丁目 13-1	○	○

地区	指定緊急避難場所	所在地	指定避難所	避難地
区	長尾中学校	長尾町 7-1	○	○
	南ひばりが丘中学校	南ひばりが丘 2 丁目 7-1	○	○
	中山寺及び周辺空地	中山寺 2 丁目 1 1 - 1		○
第 6 地 区	中山台小学校	中山桜台 4 丁目 25-1	○	
	(旧) 中山五月台小学校	中山五月台 7 丁目 4-1	○	
	山手台小学校	山手台西 3 丁目 1-1	○	
	長尾台小学校	長尾台 1 丁目 1-1	○	
	中山五月台中学校	中山五月台 4 丁目 20-1	○	
	山手台中学校	山手台西 1 丁目 4-1	○	
	市立花屋敷グラウンド	花屋敷荘園 4 丁目 2-35		○
	愛宕原ゴルフ倶楽部	切畑字長尾山 5-3		○
	宝塚けやきヒルカントリークラブ	切畑字長尾山 19-14		○
	雲雀丘ゴルフ倶楽部	雲雀丘山手 2-10-11		○
第 7 地 区	西谷小学校	大原野字石保 34-1	○	
	西谷中学校	大原野字石保 46	○	
	旭国際宝塚カンツリー倶楽部	下佐曾利字大谷 4-12		○
	宝塚けやきヒルカントリークラブ	切畑字長尾山 19-14		○
	新宝塚カントリークラブ	切畑字剣見 1-2		○
	宝塚クラシックゴルフ倶楽部	切畑桜小場 19		○
	大宝塚ゴルフクラブ	切畑字長尾山 19		○
	太平洋クラブ宝塚コース	芝辻新田字花折 7-2		○
	宝塚高原ゴルフクラブ	切畑字長尾山 14		○

※「指定緊急避難場所」は被災後に避難者が一時期生活をするための「指定避難所」とは異なり、大規模火災などの災害発生直後に、緊急的に身の安全を確保するために一時的な避難に供する場所として、現在の「避難地」や学校のグラウンド、規模の大きな公共空間等を基本に指定する。

(2) 自主避難場所

特に大型で非常に強い台風が市域を通過するような場合に、早めの避難を希望する市民等の自主避難者を受け入れるために一時的に開設する避難所。市内 7 地区に原則 1 箇所を開設。

地区	自主避難場所	所在地	電話	FAX
1	光明小学校	光明町 8-40	72-5586	71-1949
2	宝塚第一小学校	野上 1 丁目 3-35	71-0492	71-3594
3	宝塚小学校	川面 1 丁目 7-34	87-0451	84-0779
4	安倉小学校	安倉中 6 丁目 1-1	84-8997	81-0784
5	長尾南小学校	山本南 2 丁目 10-1	88-3137	89-0795
6	中山五月台中学校	中山五月台 4 丁目 20-1	88-7512	89-0759
7	西谷小学校	大原野字石保 34-1	91-0324	83-5008

第6部 個別対策項目別関係資料

6-2-2-4 届出避難所

登録 番号	施設名称	所在地	管理団体名	登録年月日
1	池田自治会館	川面5丁目18番3号	池田自治会	20151020
2	平井山荘自治会館	平井山荘14番1号	平井山荘自治会	20151020
3	宝塚公会堂	湯本町4番12号	宝塚自治会	20151020
4	花屋敷荘園自治会館	花屋敷荘園3丁目12番23号	花屋敷荘園自治会	20151023
5	ふじガ丘自治会館	ふじガ丘27-1	ふじガ丘自治会	20151113
6	阪急逆瀬台マンション自治会 集会所(マンション2階部分)	逆瀬台1丁目7番1-214号	阪急逆瀬台マンション 自治会	20151218
7	安心コミュニティプラザ栄町 会館	栄町1丁目18番1号	安心コミュニティプラ ザ栄町会館管理運営委 員会	20151225
8	宝会館	野上4丁目1番7号	宝南自治会 宝梅自治会 宝南第一自治会	20160127
9	宝塚山手台自治会館	山手台西2丁目27番1号	宝塚山手台自治会	20160128
10	宝塚山手台東自治会館	山手台東2丁目4番1号	宝塚山手台東自治会	20160203
11	中筋山手自治会館	中筋山手1丁目2番34号	中筋山手自治会	20160331
12	切畑会館	切畑字西ヶ原1	切畑自治会	20160602
13	上佐曽利会館	上佐曽利字郷ノ坪2-2	上佐曽利自治会	20160603
14	長尾台自治会館	川西市満願寺町1-1	長尾台自治会	20160608
15	千種ヶ丘自治会館	千種4丁目7-18	千種ヶ丘自治会	20160609
16	センター会館	逆瀬台6-12-8	逆瀬台自治会 阪急青葉台自治会	20160622
17	玉瀬公民館	玉瀬字川端22-1	玉瀬自治会	20160624
18	ふれあい会館	武庫山2丁目17-14	武庫山自治会	20170510
19	阪急逆瀬台アヴェルデ管理棟	逆瀬台1丁目11番	アヴェルデ管理組合 (阪急逆瀬台アヴェル デ自治会)	20170705
20	鍋野会館	川面3丁目19番13号	鍋野自治会	20171204

21	平井北自治会館	平井1丁目19番6号	平井北自治会	20180531
22	近藤診療所	下佐曾利字欠7	下佐曾利自治会	20181203
23	花屋敷つつじガ丘自治会集会所	花屋敷つつじガ丘4-11	花屋敷つつじガ丘自治会	20190930
24	長谷公民館	長谷字北畑ケ11	長谷自治会	20191008
25	城丸クラブ（城丸自治会館）	川西市南花屋敷4丁目26-11	城丸自治会	20200129
26	光明自治会館	光明町27-9	光明町自治会	20200210
27	宝塚市社会福祉協議会 塔の町会館	塔の町2-93	塔の町自治会	20210901
28	境野公民館	境野字井出23-1	境野自治会	20240401

6-2-2-5 末広中央公園概要

防災公園 末広中央公園 概要

諸元データ

- 1 全体面積 約5ha 内公園部分4.1ha 市街地整備部分0.9ha
都市基盤整備公団が、平成11年に創設された「防災公園街区整備事業」として施工した。
 - 2 平成14年9月ころより既存施設の撤去、平成15年春から公園整備に着手。
平成16年4月24日から利用を開始
 - 3 公園部分の主な施設の概要
 - 特徴 防災公園として囲いのないどこからでも避難できる開放的な公園
 - ・災害時は広域避難地として利用し、生活用水等の設備を確保
 - ・平常時は地区公園として一般市民のオープン利用に供する
-
(1) 芝生広場…1.4ha	耐圧路盤（緊急時の大型車両に対応）、 飲料水兼用耐震性貯水槽（100m ³ ） 生活用水槽（105m ³ ）
(2) 大屋根…	ステージ（災害時救援物資等の荷さばき場） 備蓄倉庫、電気室、ポンプ室（生活用水汲み上げ設備） 屋根（太陽光パネル設置19.8kw）、非常用電源
(3) 中央入り口周辺…	噴水施設、井戸（井水原水槽56m ³ ） 耐圧路盤（インターロッキング舗装）、ケヤキ等高木植栽 アプローチ灯
(4) 防火樹林帯…	しらかしの樹林、せせらぎ水路（便所洗浄等非常生活用水） シェルター4基休憩用（災害時生活空間として利用）
(5) 備蓄倉庫…	備蓄倉庫（災害用備品収納用倉庫）、便所2箇所
(6) パーゴラ…	休息施設（災害時仮設トイレ等への多用途に利用）
(7) 遊具広場…0.15ha	複合遊具
(8) 駐車場…122台	市営有料駐車場、駐輪場3箇所
(9) 外縁散策路…	武庫川河川沿い・（さくらづつみ回廊）
(10) 公園管理事務所…	
-
- 4 市街地整備部分
 - (1) 市立勤労市民センター 既存建物を活用
 - (2) 市立末広体育館 （スポーツセンター所管）
 - (3) 駐車場…60台 市営有料駐車場、駐輪場

6-2-2-6 川西市学校施設の避難所利用に関する事項

(1) 災害時の避難所（川西市立川西中学校及び川西市立桜が丘小学校）について

災害時の避難所（川西市立川西中学校及び川西市立桜が丘小学校）について

◎ 施設の管理について

- 1 施設の使用にあたっては、川西市立学校使用規則に基づき使用することを原則とする。
- 2 避難所開設の連絡体制についてはあらかじめ定められた体制によることとし、避難所開設の手順については施設管理者の指示を得る。（休日、夜間及び緊急時はあらかじめ定められた手順とする。）
- 3 施設、設備の管理は施設管理者等関係者と緊密な連携をとり管理保全に留意する。

◎ 避難所の運営について

- 1 避難所ごとに職員を配置し、施設管理者等の指示、協力を得て災害時要援護者に配慮するなど円滑に運営する。
- 2 生活に必要な物資の提供、食糧、飲料水等の供給にあたっては、避難者に不公平感が生じないように配慮する。
- 3 避難者が自主的かつ秩序ある避難生活ができるよう配慮する。

◎ 避難者への対応

- 1 避難生活の状況によって保健、衛生面のほか、文化面など幅広い観点から避難者の心身の健康の維持に配慮した対策を講じる。
- 2 避難者に各種災害情報を提供する。
- 3 避難生活が長期にわたる場合又は長期にわたることが予想される場合は、応急仮設住宅又は他の施設等への移住など早期に対応策を確立させる。

◎ 経費の負担について

避難所開設に伴う経費については、その都度別に協議して定める。

(2) 川西市立学校使用規則

川西市立学校使用規則

昭和37年12月18日 教育委員会規則第5号
改正平成 元年 2月 1日 教委規則第2号

第1条 この規則は川西市立学校（幼稚園を含む。以下単に「学校」という。）の施設設備の利用に関する規則及び手続について定めるものとする。

第2条 学校の校舎又は校庭を使用しようとするものは別に定める使用許可願により学校長の許可を受けなければならない。

第3条 次の各号の一に該当するときは使用を許可しない。

- (1) 建物又はその附属物をき損するおそれがあると認められるとき。
- (2) 私人の営業に関するもの
- (3) 遊宴を目的とする会合
- (4) 観覧料、入場料、会費等その名目の何であるを問わず金銭を徴集する諸会合。但し、公益を目的とするものはこの限りでない。
- (5) 火災予防上危険であると認めるとき。
- (6) 教育上支障又は公益に反するおそれがあると認めたとき。

第4条 使用料は無料とする。

第5条 使用者が電話、電気、水道、ガス等を使用したときは、その実費を徴集することができる。

第6条 使用者は学校側の指示に従うとともに次に掲げる事項を厳守しなければならない。

- (1) 指定の場所以外において喫煙しないこと。
- (2) 許可した場所及び校具以外は使用しないこと。
- (3) 使用後は清掃して原状に復し、学校側の検査を受けること。
- (4) 設備のき損滅失等があった時は、使用者が賠償の責を負うこと。

第7条 次の各号の一に該当する場合は使用の許可を取消し又は使用を停止することが出来る。
ただし、これがため使用者に損害が生ずることがあってもその責を負わない。

- (1) 許可を得ないで使用の目的を変更をしたとき。
- (2) 使用者又はその代理人がこの規則に指示した事項に違反したとき。
- (3) 学校行事及び公共行事等で支障が生じたとき。

第8条 その他異例の場合は教育委員会の指示を受けなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年2月1日 教委規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

6-2-2-7 災害時における避難者の受け入れに関する覚書

災害時における避難者の受け入れに関する覚書

伊丹市（以下「甲」という。）と宝塚市（以下「乙」という。）は、大規模な地震が発生した場合（以下「災害時」という。）において、乙内の避難場所に避難するより甲に避難の方が安全であると認められる地域（以下「越境避難地域」という。）の住民等の一時避難に係る協力の内容等について、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、災害時等に越境避難地域の住民が、市の境界を越えて円滑に一時避難できるよう必要な事項を定めるものとする。

（避難施設）

第2条 越境避難地域に指定する避難施設は別表のとおりとする。

（使用の許可）

第3条 乙は越境避難地域の住民が避難施設に避難する必要があると認めるときは、甲に対し次に掲げる事項を明記して避難者の受け入れを要請するものとする。

ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- （1）災害の状況及び避難所開設の要請
- （2）避難者数
- （3）乙が派遣する職員の職・氏名
- （4）その他避難所開設に必要な事項

2 甲は前項の要請があった場合、速やかに避難者の受け入れを行うものとする。

（避難所の運営）

第4条 乙は、避難所の運営にあたり、担当職員を派遣し避難所名簿の作成及びその管理を行うとともに、甲の職員と協力し避難所の健全な運営に努めるものとする。

（避難所の受け入れに伴う経費負担）

第5条 甲が避難者受け入れに伴い生じた経費は、原則として、乙の負担とする。

（有効期間）

第6条 この覚書の有効期間は、令和2年2月1日から令和2年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日までに甲又は乙からこの覚書改定意思表示がないときは、覚書期間は更に1年間延長するものとし、以後もこの例による。

（その他）

第7条 この覚書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙が協議して定める。

第6部 個別対策項目別関係資料

別表（第2条関係）

越境避難地域	避難施設（所在地）
宝塚市山本野里1丁目、2丁目、3丁目	伊丹市立荻野小学校 （伊丹市荻野2丁目11番地）

この覚書の成立を証するため、本覚書を2通作成し、当事者署名押印の上、各1通を保有する。

令和2年（2020年）1月 29日

甲 伊丹市千僧1丁目1番地

伊丹市長 藤原保幸

乙 宝塚市東洋町1番1号

宝塚市長 中川智子

災害時における避難者の相互受け入れに関する覚書

宝塚市（以下「甲」という。）と西宮市（以下「乙」という。）は、土砂災害及び洪水等の災害が発生した場合、または発生する恐れのある場合（以下「災害時」という。）において、甲乙内のそれぞれの避難場所に避難するより、市域外に避難する方が安全であると認められる地域（以下「越境避難地域」という。）の住民等の一時避難に係る協力の内容等について、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、災害時等に越境避難地域の住民が、市の境界を越えて円滑に一時避難できるよう必要な事項を定めるものとする。

（避難施設）

第2条 越境避難地域ごとに指定する避難施設は別表のとおりとする。

（使用の許可）

第3条 甲乙は越境避難地域の住民が避難施設に避難する必要があると認めるときは、それぞれ相手先に対し次に掲げる事項を明記して避難者の受け入れを要請するものとする。

- （1） 災害の状況及び避難所への受け入れ要請
- （2） 避難者数
- （3） その他避難所開設に必要な事項

2 前項の規定による要請は、口頭により行うことができるものとし、甲乙は前項の要請があった場合、避難施設が避難所として開設されている場合は、速やかに避難者の受け入れを行うものとする。

（避難所の運営）

第7条 甲乙は、越境避難先の避難所の運営にあたり、双方協議の上、必要があると認める場合は担当職員を派遣し避難所名簿の作成及びその管理を行うとともに、派遣先の職員と協力し避難所の健全な運営に努めるものとする。

（避難所の受け入れに伴う経費負担）

第8条 避難者受け入れに伴い生じた経費は、必要に応じて別途協議を行うものとする。

（有効期間）

第9条 この覚書の有効期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日までに甲乙双方からこの覚書改定の意思表示がないときは、覚書期間は更に1年間延長するものとし、以後もこの例による。

第6部 個別対策項目別関係資料

(その他)

第7条 この覚書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙が協議して定める。

別表（第2条関係）

越境避難地域	避難施設及び所在地
西宮市生瀬東町	宝塚市立宝塚小学校 宝塚市川面1丁目7番34号
西宮市仁川町五丁目・六丁目	宝塚市立仁川小学校 宝塚市仁川宮西町1番25号
宝塚市長寿ガ丘	生瀬市民館 西宮市生瀬町2丁目20番22号 西宮市立生瀬小学校 西宮市生瀬町2丁目26番24号

この覚書の成立を証するため、この覚書を2通作成し、当事者署名押印の上、各1通を保有する。

令和3年（2021年）4月 1日

宝塚市長 中川智子

西宮市長 石井登志郎

6-2-2-8 災害時における避難所開設に関する覚書

災害時における避難所開設に関する覚書

宝塚市（以下「甲」という。）と兵庫県立宝塚高等学校（以下「乙」という。）は、宝塚市内において、市内の相当範囲に影響を及ぼす大規模な地震、風水害、火災その他の災害が発生したとき（以下「大規模災害時等」という。）に乙の学校施設を避難所として開放すること（以下「災害時学校開放」という。）に関し、次のとおり覚書を締結する。

（災害時学校開放）

第1条 乙は、大規模災害時等において、甲の要請により、災害時学校開放を行う。この場合において、その期間は、避難事由の発生した時から、消滅する時までとする。

2 甲は、乙に要請する基準として、甲があらかじめ指定している避難所の収容能力を超えた場合とし、使用に当たっては兵庫県地域防災計画を遵守するものとする。

3 甲は、乙が避難所を開設するのに必要な物資（毛布等）を配置し、乙はそれを保管するものとする。

（手続等）

第2条 災害時学校開放に関する手続及び方法は、おおむね次のとおりとする。

(1) 甲は、大規模災害時等において、住民を避難させる必要があると認めたときは、乙に対し、電話、ファクシミリその他の可能な通信手段で災害時学校開放を要請する。この場合において、後日、正式の依頼文書を送付する。

(2) 乙は、甲から災害時学校開放の要請を受けたときは、その可否について、電話、ファクシミリ、その他の可能な通信手段により甲に回答する。ただし、甲は、緊急を要する場合は、乙の回答を待たずに災害時学校開放をその責任で行うことがある

(3) 甲は、災害時学校開放について乙の承諾があったとき（前号ただし書きの規定により災害時学校開放を行ったときを含む。）は、当該災害時学校開放に係る責任者を置く。

(4) 乙は、甲の責任者に対し、開放施設（災害時学校開放により使用する学校施設をいう。以下同じ。）の使用場所及び必要事項を指示するものとする。

（所管事項）

第3条 災害時学校開放に関しての甲及び乙の所管事項は、おおむね次のとおりとする。また、所管外事項であっても、状況に応じ相互に協力し合うものとする。

(1) 甲の所管事項

避難住民の誘導、整理、世話その他避難住民の安全確保に関すること。

(2) 乙の所管事項

開放施設の管理、保全に関すること。

（損害賠償）

第4条 災害時学校開放において生じた施設、設備及び器物の破損等の損害は、乙の報告によりその損害に応じた費用を甲が負担するものとする。

（留意事項）

第5条 甲は、開放施設の使用に際しては、次の点に留意しなければならない。

(1) 開放施設内で混乱が生じないような連絡体制及び安全確保に万全を期するとともに、開放

第6部 個別対策項目別関係資料

施設等に損害を与えないよう十分に配慮すること。

(2) 避難所としての開放施設の使用が長期にわたる場合は、速やかに、代替施設の確保に努め、学校教育に支障を来さないように配慮すること。

(3) 避難所としての開放施設の使用が終了したときは、速やかに後始末を行うこと。

(連絡窓口)

第6条 この覚書に関する連絡窓口は、別紙のとおりとする。

2 甲及び乙は、別紙の記載事項に変更のあったときは、遅滞なく、相手方にその旨を連絡するものとする。

(その他)

第7条 この覚書に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定める。

この覚書の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成13年 9月 1日

甲 宝塚市東洋町1番1号
宝塚市長 正 司 泰一郎

乙 宝塚市
兵庫県立宝塚 高等学校
学校長

(乙) 兵庫県立高校側			
宝塚高等学校	宝塚東高等学校	宝塚西高等学校	宝塚北高等学校
学校長 丹 羽 和 彦	学校長 畑 岡 俊 城	学校長 加 藤 巡 一	学校長 田 村 高

6-2-2-9 災害発生時における避難所開設に関する協定書

災害発生時における避難所開設に関する協定書

宝塚市（以下「甲」という。）、川西市（以下「乙」という。）及び学校法人雲雀丘学園（以下「丙」という。）は、災害が発生した場合、又は災害の発生するおそれが生じた場合（以下、「災害発生時」という。）において、宝塚市地域防災計画に基づき、丙に所属する雲雀丘学園小学校体育館を避難所として開設するため、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、次に掲げる場合に、丙に対して避難所開設の要請を行うものとする。

- (1) 甲が、災害発生時に市立小中学校等の避難所での収容が困難となり、さらに避難所を開設する必要があると判断したとき。
- (2) 乙が、避難所としている東洋食品工業短期大学体育館（川西市南花屋敷4丁目23番2号）に浸水等の危険性が高まった場合、又は避難者が多数である場合等の理由により、甲に対して避難所の開設を要請したとき。

2 前項の要請は甲が丙に対し、文書で通知するものとする。ただし、緊急を要するときは電話等により口頭で要請した後、速やかに文書で通知するものとする。

（協力）

第2条 丙は、甲から前条の規定により避難所開設の要請があったときは、特別の理由がない限り、避難所として学園小学校体育館を使用することを承認するものとする。

（避難所の運営）

第3条 この協定に基づく避難所の運営は、次のとおりとする。

- (1) 災害発生時において、当該地区に避難勧告等が発令された場合、甲及び乙は、避難所に直ちに担当職員を派遣し、避難所における避難者の生活を支援するものとする。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、避難所の運営について必要な事項は、甲乙丙が協議の上定める。
- 2 甲及び乙は、双方協力して、速やかな避難所解消に努めるものとし、開設期間は原則7日間とするが、7日間を過ぎる場合については事前に甲と乙の協議の上、解消時期を丙に通知し、丙の了承を得るものとする。

（事前の準備）

第4条 甲及び丙は、避難所の運営が円滑に行えるよう、毎年度、担当者間で連絡体制の確認を行うものとする。

（物資の預託）

第5条 甲は、丙に対し避難生活に必要な物資をあらかじめ預託するものとする。

2 丙は前項の規定により預託された物資を、自己のものと同等の注意義務をもって保管するものとする。

第6部 個別対策項目別関係資料

- 3 甲は、丙への連絡の上で、避難所用預託物資を毎年点検し、必要と認める場合は更新等を行うものとする。

(損害賠償)

第6条 第1条の規定に基づき、避難所の開設を行った場合で、運営上において生じた施設、設備及び器物の破損等の損害は、丙の報告によりその損害に応じた費用を甲又は乙が負担するものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、その都度甲乙丙協議の上定めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、平成25年3月1日から平成26年2月28日までとする。ただし、期間満了の3ヶ月前までに甲乙丙いずれからも申し出がないときは、さらに1年延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

この協定を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成25年(2013年) 3月 1日

甲 宝塚市東洋町1番1号
宝塚市
宝塚市長 中川 智子

乙 川西市中央町12番1号
川西市
川西市長 大塩 民生

丙 宝塚市雲雀丘4丁目2-1
学校法人 雲雀丘学園
理事長 鳥井 信吾

6-2-2-10 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

宝塚市（以下「甲」という。）と社会福祉法人（以下「乙」という。）は、福祉避難所の設置及び管理運営に係る協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、本市に大規模な地震、風水害その他の災害が発生した場合において、乙が所有し、又は管理する施設について、甲が福祉避難所として開設することに関し必要な事項を定めるものとする。

（福祉避難所）

第2条 福祉避難所とは、災害発生時において、原則として身体等の状況が、通常の避難所生活が困難な要援護者（災害時に居所から避難が必要となる者であって、避難所生活に特別の配慮を要する高齢者、障がい者及びこれらに準ずる者をいう。）のために開設する避難所をいう。

2 福祉避難所の業務内容は、福祉避難所の設置及び維持管理並びに受け入れた要援護者に対する日常生活の支援（相談等を含む）とする。

（指定施設）

第3条 福祉避難所として指定する施設は、乙の所有又は管理に係る次の各号の施設とする。

- 一 所在地
名 称
- 二 所在地
名 称

（協力の要請）

第4条 甲は、前条の施設を福祉避難所として開設する必要があるときは、その施設及び管理運営に係る事項について、乙又は前条に規定する指定施設（以下「乙等」という。）に協力を要請できるものとする。この場合において、乙等はできる限りこれを受け入れるよう努めるものとする。

（要援護者の受入等）

第5条 乙等は、前条に規定する甲の要請を受け入れることが可能と判断したときは、速やかに要援護者の受け入れ体制を整えるものとする。

2 福祉避難所への受入れを要請する要援護者に関する連絡及び受入れ後の要援護者の状況報告、必要な処遇の協議等は、指定施設と甲が連携して行うものとする。ただし、緊急の場合においては、この限りでない。

3 福祉避難所への要援護者の移送については、原則として当該要援護者を介助する者又は甲が行う。この場合において、乙等は可能な範囲で協力を行うものとする。

4 要援護者を介助する者については、当該要援護者とともに福祉避難所に避難させることができるものとする。

第6部 個別対策項目別関係資料

(開設期間等)

第6条 福祉避難所の開設期間は、災害発生時から7日以内とする。ただし、必要な場合は甲乙等協議の上、延長することができるものとする。

2 乙等は前項の開設期間中は、福祉避難所の施設管理のため可能な範囲で当直者を配置するものとする。

3 前項の当直者を乙等が配置できない場合については、甲は適切である者を選定し、その職にあたらせるものとする。

(必要な物資の調達等)

第7条 甲は、避難した要援護者にかかる必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、要援護者の生活支援、相談等を実施できるよう、介護支援者等の確保及び配置に努めるものとする。

3 乙等は、第1項に定める物資の調達及び前項に定める介護支援者等の確保について、甲と連携の上、可能な範囲で協力するものとする。

(費用の負担)

第8条 甲は、乙等に対し、福祉避難所の設置及び管理運営に係る経費について、災害救助法(昭和22年法律第108号)その他関連法令等の定めるところにより、所要の実費を負担するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成24年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の前日までに甲又は乙から何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

(協議)

第10条 この協定に定めるもののほか、この協定に関し必要な事項は、甲乙協議して定める。

この協定の成立を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年(2012年)1月 30日

甲 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
宝塚市
宝塚市長 中川 智子

乙

6-2-2-11 宝塚市福祉避難所の指定、開設及び管理運営に関する協定書

宝塚市福祉避難所の指定、開設及び管理運営に関する協定書

宝塚市（以下「甲」という。）と社会福祉法人（以下「乙」という。）は、福祉避難所の指定、開設及び管理運営に関し、次のとおり協定を締結するものとする。

（趣旨）

第1条 この協定は、本市の区域において大規模な地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合に乙が所有し、又は管理する施設を甲が福祉避難所として指定し、開設することに関し必要な事項を定めるものとする。

（福祉避難所）

第2条 この協定において、福祉避難所とは、原則として、災害時に身体等の状況により通常の避難所における避難生活が困難である者（災害時に居所からの避難を必要とする者であって、避難生活に特別の配慮を要する高齢者、障がい者及びこれらに準ずる者をいう。以下「要援護者」という。）の支援のために開設する避難所をいう。

2 福祉避難所の業務内容は、福祉避難所の開設、維持管理及び避難した要援護者に対する日常生活上の支援（相談支援等を含む。）とする。

（福祉避難所の指定）

第3条 甲は、乙の所有又は管理に係る次の施設を福祉避難所として指定し、乙はこれを承諾する。

（1）所在地 宝塚市

名 称 特別養護老人ホーム

（福祉避難所の開設の要請）

第4条 甲は、前条の施設において福祉避難所を開設する必要があるときは、乙に対し、これを要請することができる。この場合において、乙は、できる限りこれを受け入れるよう努めるものとする。

（福祉避難所の開設等）

第5条 乙は、第3条の施設において福祉避難所を開設することが可能と判断したときは、前条に規定する甲の要請を承諾し、速やかに要援護者の受入体制を整えるものとする。

2 甲は、前項の乙の承諾に基づき、第3条の施設において福祉避難所を開設する。

3 甲と乙は、福祉避難所へ避難させる要援護者に関する連絡及び避難後の要援護者の状況報告、必要な処遇の協議等を行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

4 福祉避難所への要援護者の移送については、原則として、当該要援護者を介助する者又は甲が行い、乙は、可能な範囲でこれに協力するものとする。

5 乙は、要援護者を介助する者を当該要援護者が避難する福祉避難所に避難させることができる。

（開設期間等）

第6部 個別対策項目別関係資料

第6条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から起算して7日以内とする。ただし、必要に応じ、甲と乙が協議の上、これを延長することができる。

2 乙は、前項の開設期間中、福祉避難所の施設管理のため、当直者を可能な範囲で配置するものとする。

3 乙が前項の当直者を配置できない場合、甲は、適切である者を選定し、その職に当たらせることができる。

(必要な物資の調達等)

第7条 甲は、避難した要援護者に係る必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、要援護者の生活支援、相談支援等が実施できるよう、介護支援者等の確保及び配置に努めるものとする。

3 乙は、第1項に定める物資の調達及び前項に定める介護支援者等の確保について、甲と連携の上、可能な範囲でこれに協力するものとする。

(費用の負担)

第8条 甲は、乙に対し、災害救助法（昭和22年法律第108号）その他関連法令等の定めるところにより、福祉避難所の開設及び管理運営に係る所要の実費を負担するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成26年（2014年）3月31日までとする。ただし、有効期間の満了日の1か月前までに、甲又は乙のいずれからも書面等による協定終了の意思表示がないときは、協定期間は更に1年更新されるものとし、その後もまた同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めるもののほか、この協定に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定める。

この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲と乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年（2013年）3月27日

甲 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
宝塚市
宝塚市長 中川 智子

乙 兵庫県宝塚市
社会福祉法人
理事長

6-2-2-12 高齢者・障害(がい)者等の避難行動の特徴と配慮したい項目

種 類	配慮したい項目	
	災害直後	避難所等の生活
肢体不自由者 寝たきり 高齢者	・移動困難性あり ・災害の認知遅れる可能性あり ・介助者、家族との共同避難が遅れやすい ・家族や介助者の避難も制約を受ける	・介助者との対応が困難になる恐れがある ・見知らぬ介助者へのストレス ・福祉機器、補助具がない場合は移動困難 ・日常生活では車いすを使用できても災害時には大きな制約がある ・室内外の移動空間、トイレ、入浴設備等に物的配慮が必要
視覚障害(がい)者	・単独での移動がおおむね困難 ・避難時の移動は極端に制約される ・災害の知覚が遅れやすい、災害の状況が把握困難 ・災害時には聴覚からの情報が不可欠 ・危険からの回避が遅れやすい ・日常的な生活空間でも自力避難は困難	
聴覚障害(がい)者 言語障害(がい)者	・災害時の情報入手が困難 ・災害の知覚が遅れやすい ・視覚情報が避難の際重要となる ・危険からの回避が遅れやすい	・避難空間でのコミュニケーション支援が不可欠
内部障害(がい)者・難聴者	・避難行動が遅れやすい ・自力避難や移動が困難な場合もある	・避難時に常用薬が欠かせない ・避難環境の整備が重要
てんかん者	・単身で避難が困難 ・災害状況把握が困難	・災害ショックや環境変化による発作に留意 ・避難時に常用薬が欠かせない ・室内環境に配慮
自閉症者 知的障害(がい)者	・単身で避難が困難 ・災害状況把握が困難 ・介助者を含め避難が制約されやすい	・災害ショックや環境変化による発作に留意 ・適切な介助者が不可欠 ・避難所の設備・環境にも配慮

第6部 個別対策項目別関係資料

種 類	配慮したい項目	
	災害直後	避難所等の生活
精神障碍(がい)者	・災害ショックや環境変化に留意 ・避難時に常用薬が欠かせない	・周囲と適切なコミュニケーションが不可欠 ・避難所の設備環境にも配慮
乳幼児・子供 妊婦 怪我・病気 療養者	・単身で避難が困難、災害状況把握が困難 ・災害ショック、環境変化によるストレスに配慮 ・適切な介助者が不可欠 ・介助者を含め避難が制約されやすい	・避難所の設備環境にも配慮 ・妊婦は避難中の産気に注意
単身高齢者	・避難や移動の困難性あり ・適切な状況把握が困難 ・災害ショック、環境変化によるストレスに配慮 ・介助を要する場合あり	・避難所の設備環境にも配慮
外国人・旅行者他	・適切な状況把握が困難 ・情報伝達方法を明確にする必要がある ・多様な言語を用いた避難マニュアルの作成 ・災害ショック、環境変化によるストレスに配慮	

資料：平成7年12月 「季刊福祉労働 第69号」所収論文による。

「障碍(がい)者・高齢者の災害対策」(秋山・高橋・三星)

6-2-3 避難情報発令の実施責任者

	実施責任者	措置	要件
高齢者等 避難	市長	○住民に対する避難準備 ○避難行動要支援者等に対する避難行動の開始	人的被害の発生する可能性が高まった場合において、避難行動要支援者が避難行動を開始する必要があると認められるとき
避難の指示等	市長 (災害対策基本法第60条)	○立退きの勧告（必要があると認めるときは立退き先の指示） ○屋内での待避等（垂直避難等）の勧告	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があると認められるとき
	知事 (災害対策基本法第60条)	○立退きの勧告（必要があると認めるときは立退き先の指示） ○屋内での待避等（垂直避難等）の勧告	災害の発生により、市がその全部または大部分の事務を行うことができなくなったとき
	警察官 (災害対策基本法第61条)	○立退きの勧告（必要があると認めるときは立退き先の指示） ○屋内での待避等（垂直避難等）の勧告	市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は、市長から要求があったとき
	(警察官職務執行法第4条)	○避難等の措置	人の生命又は身体に危険を及ぼすおそれのある天災、事変、工作物の損壊、交通事故、危険物の爆発、狂犬、奔馬の類等の出現、極端な雑踏等危険がある場合で特に急を要するとき
	自衛官 (自衛隊法第94条)	○避難等の措置	災害により、特に急を要する場合において、警察官がその場にいないとき
	知事及びその命を受けた職員 (地すべり等防止法第25条)	○立退きの指示	地すべりにより、著しい危険が切迫していると認められるとき
	知事、その命を受けた職員又は水防管理者 (水防法第29条)	○立退きの指示	洪水により、著しい危険が切迫していると認められるとき

6-2-4 避難所等の開設時の留意事項

ア 開設

避難所等の開設は、原則として、本部長の指示により行う。ただし、夜間等に発生するなど突発的な災害の場合には、本部長又は災対教育部からの指示がなくとも避難の必要が生ずると自主的に判断された時は、避難所等の開設担当部職員又は居合わせた当該施設所属職員（学校教職員を含む）が施設入口（門）の開錠をし、門を大きく開け放ち、避難所等の開設の準備を行う。特に、すでに避難住民が集まっている時は、速やかに上記の作業を行い、とりあえず体育館や大会議室など広いスペースに誘導し、避難した市民の不安の緩和を期するとともに、無用の混乱の防止に努める。そののち、速やかに受入れスペースの確保・指定を行うよう努める。

イ 要配慮者優先スペース及びその他区画の指定

避難した市民の受け入れスペースの指定に当たっては、高齢者、障碍(がい)者、妊産婦、乳幼児及びその家族、傷病者等の要配慮者を優先し、暑さ・寒さ対策への配慮、トイレに近いところの確保、男女におけるニーズの違い（女性専用の物干し場や着替えスペースなど）やプライバシーの配慮等に努める。併せて事情の許す限り自治会・自主防災組織等の協力を得て地域ごとのまとまりを持てるようスペースを割り当て、避難した市民による自主的な統制に基づく運営となるよう配慮する。また、世帯別等スペースの指定の表示方法については、床面に色テープ又は掲示等わかりやすいものになるよう努める。

その他建物外などに、ペットのためのスペースについても確保する。

ウ 避難者名簿の作成

避難者名簿（カード）は、避難所等の運営のための基礎資料となる。避難所等を開設し、避難した市民等の受け入れを行った際には、まず避難者名簿（カード）を配り、避難した市民等に対して、各世帯単位に記入するよう指示するものとする。避難者収容記録簿は、集まった避難者名簿（カード）を基にして、できる限り早い時期に作成し、事務室内に保管するとともに、災対教育部本部員を通じて、災対都市安全部本部員へ報告する。報告は、災害情報システム、電話、FAX等のほか、これらの通信手段が確保できない場合には、施設職員を派遣し報告する。

エ 居住区域の割り振り

居住区域の割り振りは、可能な限り地域地区（自治会等）ごとにまとまりを持てるように行う。ただし、小学校・中学校・高校を避難所等として使用する場合には、避難所の円滑な運営並びに学校再開等の観点から以下の施設を使用しないよう徹底する。

- | |
|--|
| (ア) 学校の教育機能及び避難所等の安全管理機能確保の観点から、校長室、職員室、事務室、放送室、機器・化学薬品等がある特別教室等 |
| (イ) 病弱者、負傷者等の保護及び医療活動の確保の観点から、保健室、和室等 |
| (ウ) 各部等の救援対策受入れのためのスペース確保の観点から、校庭 |

オ 報告

避難所等の開設に当たった職員は、避難住民の収容を終えた後、速やかに災対教育部本部員に対して、地域防災無線、電話（FAX若しくは口頭）若しくは伝令によりその旨を報告する。

災対教育部本部員は、各避難所等の開設を確認後、その旨災対都市安全部（危機管理監）に報告するとともに、災対企画経営部本部員に対し、避難所等の開設に関する広報活動の実施を要請する。

災対都市安全部本部員は、災対消防部本部員、県並びに警察署等関係機関に対して開設の状況を連絡する。

なお、連絡すべき事項は、おおよそ次の要領による。

- | |
|---|
| (ア) 避難所等の開設の日時、場所、施設名
(イ) 収容状況及び収容人員
(ウ) 開設期間の見込み |
|---|

カ 所内事務室の開設

上記の措置をとった後、避難所等内に事務室を速やかに開設し、「〇〇〇避難所事務室」の看板等を掲げて、避難した市民に対して、避難所等の運営の責任者の所在を明らかにする。

なお、避難所等の開設以降は、事務室には要員を常時配置しておく。また事務室には、避難所等の運営に必要な用品（ラップトップパソコン、避難所指定地区住民名簿、避難者カード、避難所等の物品受け払い簿等の様式、事務用品等）を準備しておく。

6-2-5 避難所等の運営上の留意事項

ア 被災者自身による避難所等の運営

避難所等の開設期間中に必要となる業務は、可能な限り被災者自身によるものとする。そのため、各居住区域は、適当な人員（20人程度をめやすとする。）で編成し、居住区域ごとに代表者（班長）を選定し、避難所等の運営委員会を結成するよう要請する。その際、男女共同参画の観点からも、また避難所等における男女によるニーズの違いへの対応からも、女性の参画を促進する。併せて、避難所等の閉鎖に向けて市が行う各救援対策・復旧対策の計画立案のための基礎資料の収集、進捗状況等に関する情報の周知徹底等について、市民の取りまとめ役となるよう要請する。

イ 要配慮者最優先ルール・夜間安眠最優先ルールの徹底

避難所等の滞在者に対しては、特に要配慮者最優先ルールの徹底を図る。また、夜間の安眠環境を維持するため、館内放送は、緊急の場合を除き夜間（10時以降）は行わない、室内照明は、夜間（10時以降）は最小限にとどめるなどのルールづくりを要請し、徹底する。

ウ 食品、生活必需品の請求、受け取り、配布

責任者となる職員は、避難所等の全体で集約された食品、生活必需品、その他物資の必要数のうち不足分については、災対教育部本部員に報告し、災対総務部長へ調達を要請する。また、到着した食品や物資を受け取った時は、その都度、避難所等の物品受け払い簿に記入の上、居住区域ごとに配布を行う。

エ 避難所等の運営状況及び運営記録の作成

責任者となる職員は、避難所等の運営状況について、避難所等の運営記録として、避難所日誌を記入するとともに、1日に1回午前10時までに災対教育部本部員へ報告する。

なお、本部長に対する報告は、災対教育部本部員が、正午までに取りまとめて行う。また、傷病人の発生等、特別の事情のある時は、その都度必要に応じて、報告する。

オ その他

避難所等の運営に当たっては、女性に対する暴力など人権侵害予防に特段の配慮を行う。

また、被災者の良好な避難生活を確保するために、平成25年8月に内閣府が示した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を参考として諸施策を実施する。

6-2-6 要配慮者等救援対策の概要

1 災害発生初期の緊急措置

(1) 安否及び所在地の確認並びに移送の要否等の把握

ア 主な確認ルート

- (ア) 民生委員・児童委員自身の調査に基づく報告
- (イ) 各種福祉団体、保育所・幼稚園関係者等による調査に基づく報告
- (ウ) 各責任担当部調査担当の現認に基づく報告
- (エ) 福祉避難所の入所名簿に基づく報告
- (オ) 各支援・相互扶助組織による調査に基づく報告
- (カ) 拠点救護所・医療機関受診名簿若しくは入院患者名簿に基づく報告
- (キ) その他防災関係機関等による調査に基づく報告

イ 応急ケアサービス実施のためのリスト作成上の留意点

- (ア) 避難所単位
- (イ) 必要となる介護・介助要員の種別・規模を把握するために必要な状況項目別
- (ウ) その他必要となる留意事項を把握するために必要な状況項目別
 - ※ 車椅子・つえ等介助用具の要否、手話通訳要員の要否、点字広報誌の要否等
 - ※ 保護者の存否、親類・知人その他保護者に準ずる者の存否、障害(がい)の有無等
 - ※ 飲料水供給上の特別配慮の要否、介助用具の要否等

(2) 各障害(がい)者支援組織への連絡及び支援対策本部の設置要請

- ア 市本庁舎内若しくは総合福祉センター内に各障害(がい)者支援組織支援本部のためのスペース、事務用資機材、電話機等を確保し提供する。この場合、可能な限りボランティア本部・支部に隣接したスペースを確保する。
- イ 避難所別「障害(がい)者リスト」を提供する。
- ウ 各部並びに現地連絡所・避難所等拠点施設に対し支援対策本部を開設した障害(がい)者支援組織リストを配布し最大限の協力に努めるよう要請する。
- エ その他障害(がい)者向応急ケアサービスチームを通じて、必要なバックアップ措置を講ずる。

(3) 避難所における要配慮者専用スペースの確保

- ア 暑さ・寒さ対策が十分とられること。
- イ 可能な限り少人数部屋であること。
- ウ トイレになるべく近い場所であること。
- エ 避難所事務所若しくは救護所になるべく近い場所であること。
- オ 異常のある場合は速やかに察知できるよう周囲の被災者に依頼しておくこと。
- カ 周囲の生活音・刺激に敏感な知的障害(がい)者・精神障害(がい)者に対し、可能な限り、これらの生活音・刺激を遮断できる避難場所を提供すること。

(4) 避難所等における応急的な設備の補修、設置

第6部 個別対策項目別関係資料

- ア 洋式トイレのない場合の簡易洋式トイレの設置
- イ 踏み板の設置等段差の解消のための応急的な措置
- ウ 簡易ベッドの確保並びに供給
- エ パーティション（間仕切）、カーテン等の設置
- オ 聴覚障害(がい)者向広報伝達手段としての、掲示板等の確保
- カ 乳幼児向救援セットの配布
※内容の一例 … 粉ミルク、ほ乳瓶、離乳食、缶入飲料水、紙おむつ、ウエットティッシュ、タオル、おぶいひも、下着、おもちゃ、こころのケアに関するリーフレット等
- キ ポータブルトイレの確保並びに設置

(5) 福祉避難所の開設準備

- ア 協定施設と開設に向けた協議
- イ 要配慮者のトリアージ
- ウ 福祉避難所移送者名簿の提供
- エ 物資、資機材の確認

(6) 福祉避難所への移送

- ア 市職員による移送
- イ ボランティア本部への依頼による移送
- ウ 避難所入所者の協力支援による移送
- エ 市内タクシー会社への依頼による移送
- オ 市内バス会社への依頼による移送
- カ 各障害(がい)者支援組織による移送
- キ その他可能な手段による移送

2 避難所開設期間中に必要な措置

(1) 避難所その他所在地における設備等の補修・設置

1の(5)と同じ

(2) 避難所等における巡回ケアサービスの実施

- ア ケースワーカーやカウンセラー等による全般的な生活相談業務
- イ 医師会、市並びに県派遣医療救護班、保健師班等との連携・協力による健康チェック
- ウ ホームヘルパー、ボランティアの派遣による生活介助、育児支援
- エ 歯科医師会等の協力による「入れ歯」チェックサービス
- カ 各機関並びに各支援・相互扶助組織によるケアサービス
- キ 障碍(がい)者施設職員等の協力による「生活環境」チェックサービス
- ク 保育所等職員・ボランティアによる応急保育の実施

(3) 福祉避難所の要請に基づく水・物資等の供給

福祉避難所の要請に基づく飲料水・生活用水・物資その他の供給については、第4章の4「生活救援対策」により行う。

(4) 要配慮者向住宅の供給計画案の作成等

要配慮者向住宅の供給計画案の作成等については、第4章の6「災害時における住宅対策」により行う。

(5) 要配慮者向広報活動並びに相談業務

- ア 避難所や街頭における情報連絡が放送・拡声器等の音声情報に偏りがちになることを踏まえ、聴覚障碍(がい)者向の伝達手段を併用すること。
- イ 障碍(がい)者は、多くの場合自らの意思の伝達上、それぞれに固有の特徴や困難さのあることをあらかじめ、市全職員に周知徹底すること。
- ウ 年金・各種手当等受給のために必要な証書類を紛失した場合の再発行手続の簡略化
- エ サービスを受けることを遠慮するあまり事態を悪化させてしまい、結果的にサービスの必要量を増やし質的にもより高度なサービスが必要とされる事態を招きがちであることを踏まえ、周囲の市民に理解・協力を得るような配慮を行うこと。

3 第二期応急ケア対策計画の実施

(1) 仮設住宅入居高齢者向応急ケアサービス

ア 仮設住宅団地内集会施設等への「スタッフ詰所」の設置・運営

※災対健康福祉部職員のほか、関係各部職員、仮設住宅団地住民組織、ボランティア並びに各障がい者支援組織等の協力を得て運営。要配慮者だけでなく入居者全体の生活環境向上のための活動拠点とする。

イ 仮設住宅団地居住環境の向上

※段差・ぬかるみの解消、周辺地域における「車両の徐行呼びかけ」標識の設置、入居者名入案内板の設置、花壇づくりなどを行う。またバザーその他のイベント等の実施により入居者と要配慮者の交流を深めるよう企画する。

ウ 市医師会並びに県派遣保健師班等との連携・協力による健康チェック・こころのケア対策

エ ケースワーカー・カウンセラー等による全般的な生活相談業務、各種行政支援サービスの利用相談業務、給食弁当の給付、ホームヘルパーの派遣その他要配慮者向サービスの実施

オ グループホーム入居者への支援措置

(2) 入居待機者用施設その他の要配慮者向応急ケアサービス

ア 仮設住宅早期入居のために必要な促進措置

イ 以下「仮設住宅」の場合に準ずる。

(3) 福祉避難所等の要配慮者に関する措置計画の検討・実施

ア 入所施設・通所施設に関しては、平常時体制への移行時期等について確定する。入所者については、その状況に応じて、必要な措置を講ずる。

イ 老人病院に関しては引き続き入院が必要なものは、必要な手続きをとり、また退院が可能になったものについては、仮設住宅の提供その他退院後のケアサービスについて必要な引き継ぎを行う。

ウ 障がい者支援施設、老人病院等に関しては引き続き入所が必要な者は、必要な手続きを取り、また退所・院が可能になった者については、仮設住宅の提供その他退院後必要なケアサービスについて引き継ぎを行う。

(4) 健康診査の実施

県健康福祉事務所、市医師会等の協力を得て、1歳6か月児、3歳児の健康診査を実施する。

なお、この場合、相当の連絡・周知期間をもち実施するよう努める。また、親類・知人等へ疎開している場合についても、もれなく伝わるよう、報道機関・県・市町等の協力を要請する。

(5) 公・私立保育所（園）運営に関する特別措置計画の検討・実施

非常災害発生後の被災者の生活復興を促進するための、入所児及び非入所児の特別保育に関しては、関係各部、議会並びに関係機関・団体等の協力を得て、おおむね以下の点に留意し検討・実施する。

ア 保育所定員の特別拡大措置

イ 保育時間の特別延長

ウ 保育者の特別増員措置若しくは過重負担にならないための応援体制の確立

(6) 第二期応急ケア対策計画に関する広報並びに相談受付業務

被災者総合支援センター閉鎖後は、健康福祉部内におく高齢者向長期応急ケアサービスチームが窓口となり関係各部、関係機関・団体等の協力を得て行う。

第6部 個別対策項目別関係資料

6-2-7 市内の主な観光・集客施設等とその付近の避難所等

主な観光施設	指定避難所	指定緊急避難場所
・ 阪神競馬場	・ 仁川小学校 ・ 高司小学校 ・ 高司中学校 ・ 宝塚第一中学校	・ 仁川小学校 ・ 高司小学校 ・ 高司中学校 ・ 宝塚第一中学校 ・ 阪神競馬場 ・ 武庫川河川敷緑地
・ 手塚治虫記念館 ・ 宝塚文化創造館	・ 宝塚小学校 ・ 美座小学校	・ 宝塚小学校 ・ 美座小学校 ・ 武庫川河川敷緑地 ・ 宝塚文化芸術センター庭園及び花のみち・さくら橋公園
・ 宝塚大劇場	・ 宝塚小学校 ・ 美座小学校	・ 宝塚小学校 ・ 美座小学校 ・ 武庫川河川敷緑地 ・ 宝塚文化芸術センター庭園及び花のみち・さくら橋公園
・ 清荒神清澄寺	・ 売布小学校 ・ 宝塚小学校 ・ すみれガ丘小学校 ・ 御殿山中学校	・ 売布小学校 ・ 宝塚小学校 ・ すみれガ丘小学校 ・ 御殿山中学校 ・ 宝塚市立売布北グラウンド ・ 武庫川河川敷緑地
・ 中山寺	・ 売布小学校 ・ 長尾小学校 ・ 長尾中学校	・ 売布小学校 ・ 長尾小学校 ・ 長尾中学校 ・ 宝塚市立売布北グラウンド ・ 中山寺及び周辺空地
・ あいあいパーク	・ 長尾南小学校 ・ 長尾小学校	・ 長尾南小学校 ・ 長尾小学校 ・ 中山寺及び周辺空地

※各観光・集客施設等利用者の避難対策については、各施設管理者との連携・協力のもとに、状況に応じて、それぞれの施設付近の避難所等に誘導することとし、防災マップや観光関連資料等で周知を行う。

6-2-8 土砂災害及び水害危険区域における避難所等収容計画

(1) 武庫川（左岸）外水氾濫危険区域における避難所等収容計画

予定避難対象区域 (町丁目名)	対象区域人口 (人)	避難所等名称	収容可能人数 (人)	
			体育館のみ	施設全部利用
栄町1丁目	290	宝塚小学校	736	5,180
宮の町（一部）	160			
旭町1丁目（一部）	410			
旭町2丁目（一部）	840			
旭町3丁目	1,037			
美座2丁目	404			
合 計	3,141			
美座1丁目（一部）	－ ※ ¹	小浜小学校	1,574	5,448
安倉西1丁目（一部）	16			
向月町	706			
小浜1丁目	2			
小浜2丁目	1,200			
小浜3丁目	514			
小浜4丁目（一部）	－ ※ ²			
小浜5丁目（一部）	20			
鶴の荘	896			
合 計	3,354			
安倉西2丁目（一部）	1,100	安倉小学校	644	5,746
総 計	7,595		2,954	16,374

第6部 個別対策項目別関係資料

(2) 武庫川（右岸）外水氾濫危険区域における避難所等収容計画

予定避難対象区域 (町丁目名)	対象区域人口 (人)	避難所等名称	収容可能人数 (人)	
			体育館のみ	施設全部利用
伊子志2丁目 (一部)	380	宝塚第一小学校	653	5,578
伊子志3丁目 (一部)	770			
伊子志4丁目	2,005			
福井町	1,835			
亀井町	2,597			
合 計	7,587			
小林3丁目 (一部)	500	良元小学校	740	4,176
小林4丁目 (一部)	1,330			
小林5丁目 (一部)	370			
光明町	2,763			
末成町	2,262			
高松町	1,580			
合 計	8,805			
高司1丁目 (一部)	1,020	仁川小学校	1,760	5,779
高司2丁目	1,248			
高司3丁目	1,107			
高司4丁目	929			
高司5丁目	484			
大吹町	983			
駒の町	25			
新明和町	149			
合 計	5,945			
総 計	22,337		3,153	15,533

(注) 対象区域人口は、平成7年10月1日現在。ただし、対象区域人口のうち一部が該当する町丁目に関しては面積比より推計した概数

(注)※¹ 宝塚中学校がある。 ※² 国道176号がある。

(注) 収容人数は、一時避難を想定し各施設有効床面積3.3㎡あたり4人として算定

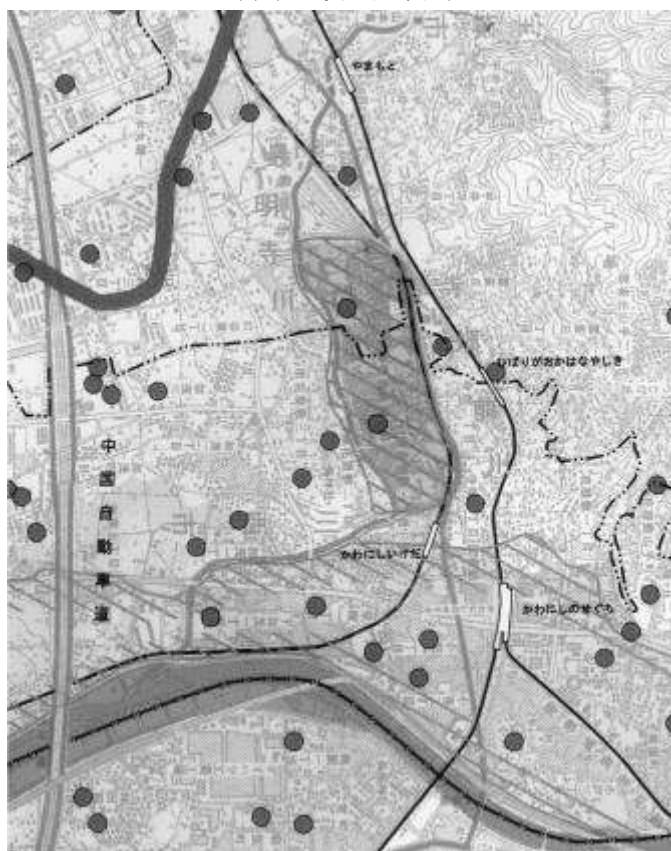
(3) 猪名川流域浸水予想箇所区域における避難所等収容計画

予定避難対象区域 (町丁目名)	対象区域人口 (人)	避難所等名称	収容可能人数 (人)	
			体育館のみ	施設全部利用
南ひばりガ丘1丁目	756	長尾小学校	326	2,251
南ひばりガ丘2丁目	873	長尾南小学校	322	2,602
		丸橋小学校	326	2,315
		東公民館		670
総 計	1,629		974	7,838

(注)浸水予想区域は、おおむね100年に1度の降雨を対象として作成したものです。

(注)収容人数は、一時避難を想定し各施設有効床面積3.3㎡あたり4人として算定

(猪名川浸水区域図)



第6部 個別対策項目別関係資料

(4) 平成18年度市水害危険予想箇所に基づく低地帯における避難所等収容計画

予定避難対象区域 (町丁目名)	被害予想戸数 (人)	避難所等名称	収容可能人数 (人)	
			体育館のみ	施設全部利用
宮の町 (一部)	約 40 戸 150	宝塚小学校	736	5,180
向月町 (一部) 鶴の荘 (一部)	約 170 戸 610	小浜小学校	1,574	5,448
総 計	約 340 戸 1,240		2,954	15,584

(注) 対象区域人口は、平成7年10月1日現在。ただし、対象区域人口のうち一部が該当する町丁目に関しては面積比より推計した概数

(注) 収容人数は、一時避難を想定し各施設有効床面積3.3㎡あたり4人として算定

(5) 北部地域の土砂災害危険区域における避難所等収容計画

予定避難対象区域 (町丁目名)	対象区域人口 (人)	避難所等名称	収容可能人数 (人)	
			体育館のみ	施設全部利用
香合新田(一部)	土 20	西谷小学校 及び西谷中学校	322 337	1,463 1,372
下佐曾利(一部)	土 20			
長谷(一部)	土・急 70			
大原野(一部)	土・急 180	又宝塚自然の家	—	357
境野(一部)	土 30			
玉瀬(一部)	土・急 110			
切畑(一部)	土・急 120			
合 計	530		659	3,192

(注) 対象区域人口は、平成7年10月1日現在。ただし、対象区域人口のうち一部が該当する町丁目に関しては面積比より推計した概数

(注) 収容人数は、一時避難を想定し各施設有効床面積3.3㎡あたり2人として算定

(6) 南部地域（武庫川左岸）の土砂災害危険区域における避難所等収容計画

予定避難対象区域 (町丁目名)	対象区域人口 (人)	避難所等名称	収容可能人数 (人)	
			体育館のみ	施設全部利用
中山五月台6丁目(一部)	土 1,640	中山五月台中学校	430	2,495
中山五月台7丁目(一部)	土 1,276	中山台小学校	330	2,587

予定避難対象区域 (町丁目名)	対象区域人口 (人)	避難所等名称	収容可能人数 (人)	
			体育館のみ	施設全部利用
中山荘園(一部)	土・急 40	中山寺	—	848
中山寺2丁目(一部)	土 150	又は中山寺会館	—	98
中山寺3丁目(一部)	土 200			
合 計	390			946
中筋山手3丁目(一部)	土・急 60	中筋会館	—	132
中筋山手4丁目(一部)	土 130			
合 計	190			
中筋(一部)	土・急 290	長尾小学校	328	2,251
山本西1丁目(一部)	土・急 110			
平井1丁目(一部)	土・急 310	又は山本台会館	—	74
山本台3丁目(一部)	急 40			
合 計	750		328	2,325
花屋敷つつじガ丘(一部)	土・急 170	長尾台小学校	349	
雲雀丘山手1丁目(一部)	急 50			2,429
雲雀丘山手2丁目(一部)	急 200	又は		
長尾台1丁目(一部)	急 100	川西市立桜が丘小		
長尾台2丁目(一部)	急 200	・川西中学校		
ふじガ丘 (ほぼ全域)	急 457			
合 計	1,177			
花屋敷荘園1丁目(一部)	土 60	川西市立桜が丘	体育館使用	—
花屋敷荘園2丁目(一部)	急 260	小学校		
花屋敷荘園3丁目(一部)	急 130			
花屋敷荘園4丁目(一部)	急 20	川西市立川西		
花屋敷松ガ丘(一部)	急 160	中学校		
合 計	630			
平井3丁目(一部)	土 490	南ひばりガ丘	430	3,148
平井4丁目(一部)	土 10	中学校		
平井6丁目(一部)	土 60			
合 計	560			
雲雀丘2丁目(一部)	急 40	雲雀丘S・S	—	126
雲雀丘3丁目(一部)	急 60	雲雀丘クラブ		
雲雀丘3丁目(一部)	土 110			
合 計	210			
平井山荘(一部)	急 40	ひらい人権	—	210
平井2丁目(一部)	急 60	文化センター		
合 計	100			

第6部 個別対策項目別関係資料

予定避難対象区域 (町丁目名)	対象区域人口 (人)	避難所等名称	収容可能人数 (人)	
			体育館のみ	施設全部利用
売布4丁目(一部)	急 70	売布会館	—	117
米谷1丁目(一部)	急 40	米谷会館	—	172
清荒神4丁目(一部)	急 70	売布小学校	322	2,478
清荒神5丁目(一部)	急 80			
合 計	150			
旭町1丁目(一部)	急 30	川面会館	—	98
川面5丁目(一部)	急 90			
桜ガ丘(一部)	急 40			
川面(一部)	急 30			
合 計	190			
安倉西2丁目(一部)	急 30	安倉西会館	—	45

(注)対象区域人口は、平成7年 10 月 1 日現在。ただし、対象区域人口のうち一部が該当する町丁目に関しては面積比より推計した概数

(注)収容人数は、一時避難を想定し各施設有効床面積3. 3㎡あたり2人として算定

(7) 南部地域(武庫川右岸)の土砂災害危険区域における避難所等収容計画

予定避難対象区域 (町丁目名)	対象区域人口 (人)	避難所等名称	収容可能人数 (人)	
			体育館のみ	施設全部利用
小林	土 15	宝梅中学校	383	2,621
青葉台1丁目(一部)	土 610			
青葉台2丁目(一部)	土 100			
青葉台2丁目(一部)	急 70			
宝梅1丁目(一部)	急 30			
宝梅2丁目(一部)	土 60			
宝梅3丁目(一部)	土 210			
野上5丁目(一部)	土 60			
宝松苑(一部)	急 120			
合 計	1,275			
光ガ丘1丁目(一部)	土 370	光ガ丘中学校	438	2,976
光ガ丘1丁目(一部)	急 120			
合 計	490			
野上2丁目(ほぼ全域)	急 340	西山小学校	377	2,313
野上3丁目(一部)	急 170			
野上5丁目(一部)	急 70			
合 計	580			
逆瀬台2丁目(一部)	急 宝塚高校	西山小学校	377	2,313
逆瀬台3丁目(一部)	土 140			
逆瀬台6丁目(一部)	土 逆瀬台小			
合 計	—			

予定避難対象区域 (町丁目名)	対象区域人口 (人)	避難所等名称	収容可能人数 (人)	
			体育館のみ	施設全部利用
紅葉ガ丘(一部)	土・急 260	宝塚第一小学校		
武庫山2丁目(一部)	土・急 100			
月見山1丁目(一部)	土・急 420			
月見山2丁目(一部)	土・急 160			
湯本町(一部)	土・急 120			
長寿ガ丘(一部)	土・急 200			
合 計	1,260			
千種1丁目(一部)	急 30	小林会館	—	166
千種2丁目(一部)	急 30	西公民館	—	783
塔の町(一部)	急 180	くらんど人権	—	593
仁川台(一部)	急 10	文化センター		
合 計	190			
仁川高丸1丁目(一部)	急 70	宝塚第一中学校	430	3,192
仁川高丸3丁目(一部)	急 20			
合 計	90			
仁川月見ガ丘(一部)	急 100	仁川小学校	336	2,818
		又は鹿塩会館	—	78
合 計	100		336	2,896
仁川高台2丁目(一部)	急 30	仁川会館	—	69
ゆずり葉台1丁目(一部)	土 宝塚西高	西山小学校	377	2,313
ゆずり葉台2丁目(一部)	土 20			
ゆずり葉台2丁目(一部)	急 50			
ゆずり葉台3丁目(一部)	土・急 エデン園			
合 計	—			

(注) 対象区域人口は、平成7年10月1日現在。ただし、対象区域人口のうち一部が該当する町丁目に関しては面積比より推計した概数

(注) 収容人数は、一時避難を想定し各施設有効床面積3.3㎡あたり2人として算定

6-2-9 災害時における応急対策業務に関する協定書（県建設業協会）

災害時における応急対策業務に関する協定書

兵庫県（以下「甲」という。）と、社団法人兵庫県建設業協会（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生した場合において、災害応急対策業務の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、災害応急対策業務（以下「業務」という。）のため、乙の所属会員が所有する 建設資機材及び労力（以下「建設資機材等」という。）の応援が必要と認めるときは、乙に対して、様式1による要請書により、次に掲げる事項を明らかにし要請するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

- (1) 災害の状況及び業務内容
- (2) 応援を必要とする建設資機材等の車種、台数及び人員
- (3) 応援を必要とする日時、場所及び期間
- (4) 現場責任者
- (5) その他必要な事項

（業務の内容）

第2条 この協定により、甲が乙に要請する業務は、次の業務とする。

- (1) 災害時における建築物、その他工作物の崩壊、倒壊及び損壊等に伴う緊急人命救助のための障害物の除去作業
- (2) 災害時における建築物、その他工作物の崩壊、倒壊及び損壊等に伴う道路交通確保のための障害物の除去作業
- (3) その他甲が必要と認める緊急応急作業

（協力）

第3条 乙は、甲から第1条の規定により建設資機材等の応援要請があったときは、特別な理由がない限り、建設資機材等を甲に提供することにより応援を行うものとする。

（報告）

第4条 乙は、前条の規定に基づき応援を行った場合は、様式2による報告書により、速やかに文書を提出するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがないときは、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 応援に従事した建設資機材等の事業者名、車種、台数、人員
- (2) 業務内容及び場所
- (3) 応援に従事した期間
- (4) その他必要な事項

(経費の負担)

第5条 乙の使用した建設資機材等に要する費用は、甲が負担する。ただし、災害対策基本法第68条第1項又は第74条第1項の規定により他の地方公共団体の長等の応援の要求に応じて、応援を行った場合の費用の負担は、同法第92条に定めるところによる。

2 料金等の算出方法については、災害発生時における当該地域における通常の実費用を基準として、甲、乙協議して定めるものとする。

(損害の負担)

第6条 第2条の規定による業務により生じた損害の負担は、甲、乙協議して定めるものとする。

(補償)

第7条 この協定に基づいて業務に従事した者が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

(災害発生時の情報提供)

第8条 乙及び乙の会員は、諸活動中に覚知した災害等による被害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

(連絡責任者)

第9条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては兵庫県土木部総務課建設振興室長、乙においては社団法人兵庫県建設業協会専務理事とする。

(適用)

第10条 この協定は、平成9年1月13日から適用する。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

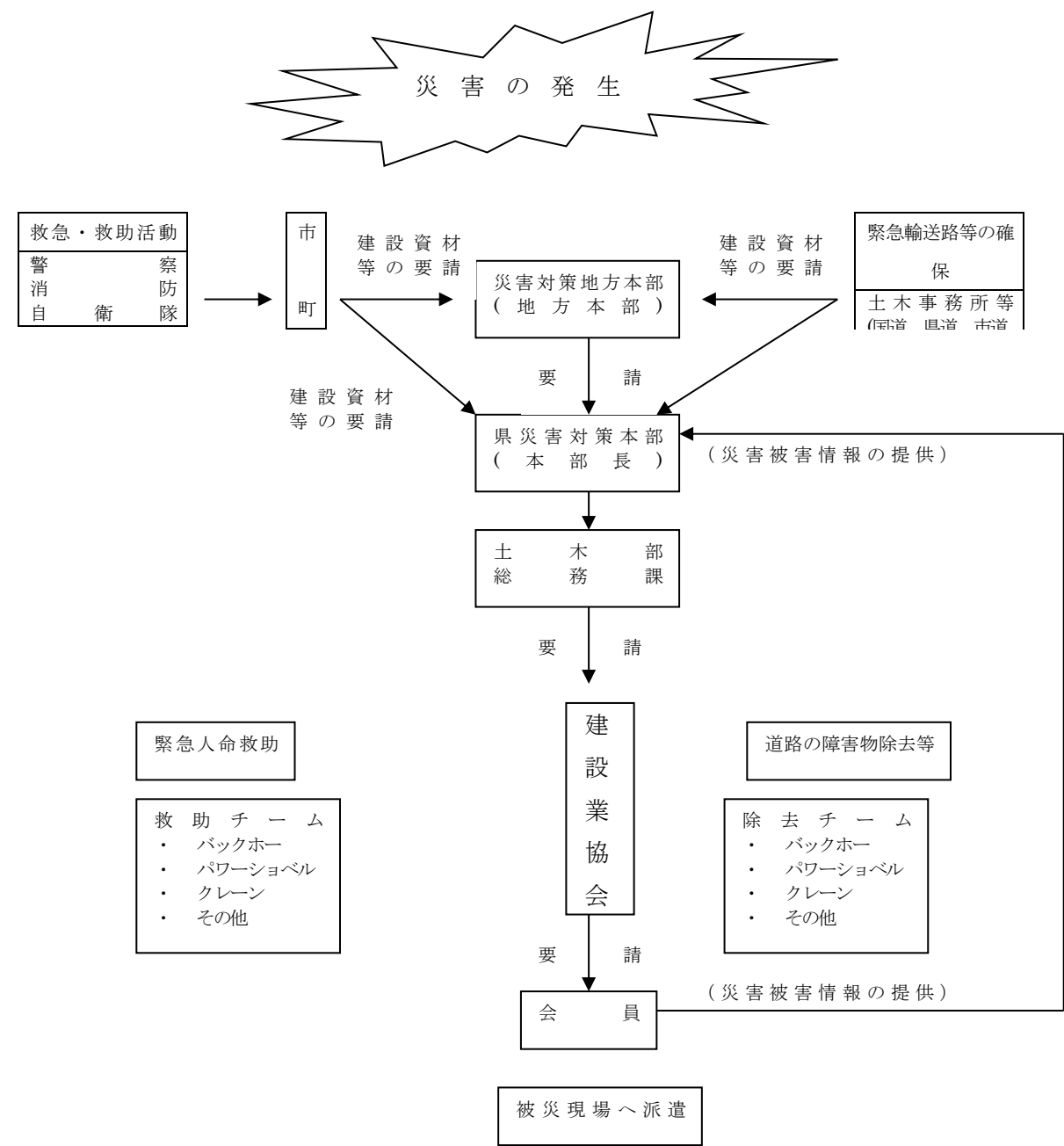
この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成9年1月13日

甲 兵庫県
兵庫県知事 貝原俊民

乙 神戸市西区美賀台1丁目1番2号
社団法人 兵庫県建設業協会
会長 谷 弘之助

建設業協会に対する要請手順



項目	内容	備考
費用の負担	○ 応援を受けた市町長、知事等が応援要請に要した費用を負担する。 ○ 通常の実費用を、応急対策業務を実施すべき機関に請求する。	災害対策基本法第 92 条
補償問題	○ 業務従事者の使用者の責任において行う。	労働者災害補償保険法

6-2-10 安倉地区福祉エリア防災相互応援協定

6-2-10-1 安倉地区福祉エリア防災相互応援協定

安倉地区福祉エリア防災相互応援協定

希望の家ワークセンター

宝塚さざんかの家

市立養護老人ホーム福寿荘

宝塚あしたば園

安倉地区福祉エリア防災相互応援協定

あひる保育園

すみれ共同作業所

ワーク友愛

メゾン宝塚自治会

県営安倉団地自治会

市営安倉西住宅自治会

(目的)

第1条 この協定は、宝塚市地域防災計画第1編、災害予防計画中の「災害時要援護者等の安全環境整備」対策の一環として、火災又は震災等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合、希望の家ワークセンター、宝塚さざんかの家、市立養護老人ホーム福寿荘、宝塚あしたば園、あひる保育園、すみれ共同作業所及びワーク友愛（以下「甲」という。）が初期活動等において相互に応援するとともに、近隣自治会であるメゾン宝塚自治会、県営安倉団地自治会及び市営安倉西住宅自治会（以下「乙」という。）が一致協力し、甲における災害に対して、その組織力を最大限に発揮し救出救護活動等を行い被害を最小限に防止すること、並びに乙内における災害で被災した乙の住民の自主避難場所として、甲の施設を開放する等相互に応援体制を築くために必要な事項を定めるものとする。

(責任者)

第2条 甲及び乙は、現場活動等を円滑に行うため、常に責任者（施設長等又は自治会長）を相互に明らかにしておくものとする。

(連絡担当者)

第3条 甲及び乙は、災害時における活動や訓練計画を円滑に行うため、常に連絡担当者（防火管理者）を相互に明らかにしておくものとする。

(応援方法)

第4条 甲の建物内で災害が発生した場合、甲の責任者の要請又は乙の責任者の状況判断により応援するものとする。

この場合における乙の応援者の編成等については、乙側において決定するものとする。

2 乙内での災害により、乙に生活を営むことが困難な居宅が生じた場合、別に定める要綱により甲の施設を一時開放し、被災者を保護するものとする。

(指揮系統)

第5条 応援側は、すべて被応援側責任者の指揮に従い活動するものとする。ただし、指示を仰ぐ

第6部 個別対策項目別関係資料

いとまのない場合は、応援側の責任者の判断に委ねるものとする。

(伝達方法)

第6条 甲又は乙の責任者は、災害が発生した場合は、別に定める要綱により情報伝達を行うものとする。

(資器材等の提供)

第7条 甲及び乙は、災害を覚知した場合は、応援に必要な資器材等の提供を可能な範囲で行うものとする。

(活動の任務等)

第8条 応援者の活動任務は、救出、救護等、被災者の安全確保を主眼とした別に定める要綱により行うものとする。

(経費の負担)

第9条 応援に要した経費は受益者の負担を原則とするが、疑義が生じた場合は相互の話し合いにより決定することができるものとする。なお、応援に係る事故が発生した場合は、宝塚市西消防署長に報告するものとする。

(訓練等)

第10条 甲及び乙は、第1条の目的を達成するため、防災訓練又は自衛消防訓練を行うときは相互に連絡し、努めて合同で行うものとする。

2 合同訓練は、原則として秋の火災予防週間に実施するものとする。

(情報交換)

第11条 甲及び乙は、火災等の災害発生時の応援対策等を検討するため、甲乙間において、毎年5月に情報交換会等を行うものとする。

(協議)

第12条 この協定の運用について疑義が生じた場合は、その都度、甲乙間において協議し決定するものとする。

(実施細部)

第13条 この協定に基づく応援要領等については、別に定める要綱によるものとする。

(協定書の保管)

第14条 この協定を証するため正本10通を作成し、それぞれが1通を保管するものとする。

付則 この協定は、平成15年9月1日から効力を生じる。

6-2-10-2 安倉地区福祉エリア防災相互応援要綱

希望の家ワークセンター

宝塚さざんかの家

市立養護老人ホーム福寿荘

宝塚あしたば園

あひる保育園

安倉地区福祉エリア防災相互応援要綱

すみれ共同作業所

ワーク友愛

メゾン宝塚自治会

県営安倉団地自治会

市営安倉西住宅自治会

(趣旨)

第1 この要綱は、安倉地区福祉エリア防災相互応援協定（以下「協定」という。）を効果的に推進するためその細部を定めるものとする。

(応援者の指定)

第2 甲乙の応援者は、原則として消防計画に定める自衛消防隊員等とする。ただし、上記以外の乙の自治会員が応援のため現場に駆け付けたときは、自治会長等は当該自治会員に応援を求めることができるものとする。

(施設の開放)

第3 協定第4条の施設の開放については、原則として市立養護老人ホーム福寿荘及び希望の家ワークセンターをその避難場所とする。ただし、諸般の事情により受け入れ困難な場合は他の施設を開放するものとする。

(災害の伝達)

第4 協定第6条の伝達方法は、緊急連絡網（別表）により行うものとする。ただし、応援者が伝達以外の方法で火災等を覚知した場合は、所定の場所に駆け付け救護応援を行うものとする。

(集結避難場所等)

第5 乙の応援者は、災害が発生した場合、原則として市立安倉西公園に集結し、乙の責任者の指示に従い活動するものとする。

同様に、同公園は避難者を確保した際の一時的な避難場所とする。

(警戒区域の立入り)

第6 応援者が消防隊又は警察官の到着時以降に現場に駆け付けた場合は、付近の消防職員又は警察官にその旨を報告し、指示に従って行動するものとする。

(服装等)

第7 応援に駆け付ける時は、災害現場で活動することを考慮した服装とし、危害防止のため、努

第6部 個別対策項目別関係資料

めてヘルメット、手袋、長靴等を着装し、応援者を証する「応援」と記した腕章を着用するものとする。

(資器材等)

第8 協定第7条の資器材等は、それぞれの所有、管理又は占有する建物及び敷地等の施設と、担架・毛布等の救出及び救護に必要な資器材等をもって充てるものとする。

(活動任務等)

第9 協定第8条の活動任務は、原則として避難誘導、傷病者の搬送、現場救護所等の支援を行うものとする。なお、それぞれの責任者は、応援者の安全等を十分に確認し任務の指示を行うものとする。

(経費負担等)

第10 応援により生じた消火器具の詰め替え等経常的経費は、甲及び乙相互間の協議により決定し負担するものとする。なお、災害応援において、人的、物的事故が発生した場合は、事案の軽重を問わず事故報告書（別記様式）を作成し宝塚市西消防署長へ報告するものとする。

(訓練等)

第11 協定第10条の訓練等は人命の救出、救護を主眼とした合同訓練を努めて年1回以上行うものとする。この場合、それぞれの防火管理者は、宝塚市火災予防条例第53条に基づく「自衛消防訓練実施計画書」を宝塚市西消防署長に事前に届け出るものとする。

(事務局)

第12 この要綱に係る事務は、希望の家ワークセンターが担当する。

1 希望の家ワークセンターが事務を行うことができない場合は、市立養護老人ホーム福寿荘がこれを行うこととする。

付則 この要綱は、平成15年9月1日から効力を生ずる。

6-2-11 ペット避難等の災害時支援協力に関する協定

ペット避難等の災害時支援協力に関する協定

宝塚市（以下「甲」という。）と宝塚高原ゴルフクラブ及び旭国際宝塚カンツリー倶楽部（以下「乙」という。）とは、宝塚市ゴルフ場協議会と締結している災害時支援協力に関する協定（平成22年（2010年）9月1日）に加えて、宝塚市等において市内の相当範囲に影響を及ぼす大規模な地震、風水害、火災その他の災害が発生した場合に、乙のゴルフ場施設（以下「施設」という。）をペット避難所として開放することに関して、必要な事項を定め、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生した場合に、施設をペット避難所として利用し、市民の安全の確保を図ることを目的とする。

（対象となる災害）

第2条 甲は、次に掲げる災害の発生に際して、乙に対し、支援協力を要請することができるものとする。

- (1) 宝塚市域に避難を要する災害が発生し、または発生するおそれがあるとき。
- (2) 隣接市町における災害救助等のため、当該市町から甲に対して応援要請があったとき。
- (3) その他市長が特に必要と認めたとき。

（支援協力の要請）

第3条 甲は、前条に基づき、施設の利用を必要とするときは、乙に施設の利用を文書により要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに要請文書を提出するものとする。

2 乙は、甲から支援協力の要請があったときは、速やかに乙に加盟する施設に連絡し、支援協力が円滑に行われるよう努めるものとする。

（支援協力の内容）

第4条 甲が乙に要請する支援協力の内容は、次に掲げるものとする。ただし、甲は、前条第2項の規定に基づき支援協力を受諾した施設と支援協力の内容、方法等について協議を行い、支援協力を受けるものとする。

- (1) ペット及び飼い主のクラブハウスへの収容
- (2) その他市長が必要と認めること

（費用経費の負担）

第5条 支援協力に要する経費は、災害救助法が適用される場合にあつては、同法に定めるところにより、それ以外の場合にあつては、原則として実費相当額を甲が負担する。また、乙が輸送を行なった場合に要する経費も、甲の負担とする。

（費用経費の決定）

第6条 前条の規定による費用については、甲、乙協議して決定する。

(費用経費の支払い)

第7条 甲は、第5条に要した費用については、乙の請求に基づき支払うものとする。

(取扱い窓口)

第8条 この協定の取扱い窓口は、甲にあつては都市安全部危機管理室総合防災課、乙にあつては、宝塚高原ゴルフクラブ内事務局とする。

2 甲・乙は毎年度当初に、それぞれの取扱い窓口の連絡担当者及び連絡手段等について相互に届け出るものとする。

(協定の有効期間及び更新)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の1ヶ月前までに甲または乙のいずれかから特段の申し出がないときは、前項の期間が満了した後においても、この協定を同一条件で更新したものとし、その後においても同様とする。

(疑義の処理)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲、乙協議して処理するものとする。

本協定締結の証として協定書3通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成30年(2018年)3月23日

甲 宝塚市東洋町1番1号宝塚市

宝塚市長 中川 智子

乙 宝塚市切畑字長尾山14番地

宝塚高原ゴルフ株式会社

宝塚高原ゴルフクラブ

代表取締役 矢野 浩臣

宝塚市下佐曾利大谷4番12号

旭国際開発株式会社

旭国際宝塚カンツリー倶楽部

支配人 内町 一三

6-2-12 原子力災害発生時における広域避難受入れ

原子力災害時における広域避難受入れについて

1 概要

重大な原子力災害時に福井県高浜町からの避難者を本市が受入れることについて、関西広域連合による平成26年（2014年）3月策定の原子力災害に係る広域避難ガイドラインに定められている。有事の際には、最大で高浜町民2,663世帯6,512人を、本市の14施設で一時避難先として、おおむね1ヶ月程度を目安に受入れる計画である。

2 受入れ避難所（市内14施設）と高浜町世帯・人口（H30年2月末）

関西広域連合「原子力災害に係る広域避難ガイドライン（H26年度策定）」に基づいた、避難受入れ施設と避難者数は下表のとおり。

施設名	高浜町		
	世帯数	人口	地区名
県立宝塚東高校	276	641	高浜：宇治、南
県立宝塚高校	209	544	青郷：東三松
県立宝塚西高校	162	402	青郷：西三松、青葉
県立宝塚北高校	197	495	高浜：塩土、中寄、畑
西公民館	156	420	青郷：青、横津梅、六路谷、蒜畠
東公民館	138	303	高浜：若宮
中央公民館	80	222	青郷：小和田
末広体育館	164	388	青郷：日置、高野、今寺、中山
スポーツセンター	477	1,084	高浜：大西、中町、今在家、本町、赤尾町、中央、
総合福祉センター	147	384	高浜：藺部
フレミラ宝塚 （老人福祉センター）	91	232	高浜：立石
くらんど人文センター	70	202	青郷：関屋
さらら仁川公益施設	158	376	青郷：緑ヶ丘、出合
ピピアめふ公益施設	338	819	高浜：事代、湯谷

3 特記事項

- ・ 国（原子力災害対策本部）から関西広域連合を通じて、指示があった場合に広域避難が実施され、高浜町住民が本市へ避難する。
- ・ 安定ヨウ素剤の事前配布が済んでいるPAZ（5km圏内）、UPZ（30km圏内）の住民が、状況に応じて避難をする。
- ・ 避難所の開設はおおむね1ヶ月を目安とし、避難所運営については高浜町住民が主体的に行う。
- ・ 被ばくの抑制と汚染拡大防止のために、綾部PAでスクリーニング及び除染を行う。

第6部 個別対策項目別関係資料

- ・ 原子力災害に係る広域避難の受け入れその他被災者支援に掛かる費用については、原子力損害の賠償に関する法律、原子力事業者による賠償、災害救助法のいずれかにより補償される。
- ・ 別途定める「原子力災害発生時における広域避難に関する避難所受入マニュアル（本市、三田市、猪名川町策定）」に基づいて、福井県高浜町住民を受入れる。

6-2-13 地域防災計画に係る補足マニュアル（原子力災害編）

地域防災計画に係る補足マニュアル（原子力災害編）
（第1章 第1節より一部抜粋）

第1章 総則

第1節 計画の趣旨

1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年12月17日法律第156号、以下「原災法」という。）の規定に基づき、市の地域に係る原子力災害等に関する対策について、次の事項を定めることにより、宝塚市地域防災計画を補完するとともに、総合的かつ計画的な防災行政の推進を図り、市民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。また、兵庫県地域防災計画とも整合性を図る内容とする。

（1）市の区域を管轄する指定地方行政機関、自衛隊、兵庫県、指定公共機関、指定地方公共機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

（2）災害予防に関する計画

（3）災害応急対策に関する計画

（4）災害復旧に関する計画

3 対象災害

東京電力福島第一原子力発電所では、平成23年3月11日の東日本大震災による地震動と津波の影響により、炉心融解など一連の放射性物質の放出をともなった原子力事故が発生した。放射線は、直接五感で感知することができないため、放射性物質に関する事故災害が発生した場合、適切に行動することが困難となるおそれがあり、市民への影響に配慮が必要なことから、以下のような事故を想定して対応策を検討する必要がある。

（1）放射性物質の事業所以外運搬の際に、放射性物質又は放射線が容器外に放出される事態

放射性物質の事業所外での運搬において、放射性物質又は放射線が異常な水準で当該運搬に使用する容器外に放出される事態が発生し、市民の生命、身体及び財産に被害が生じ、又は生じるおそれがある場合のことで、この事故によって、付近の住民が避難しなければならない事態が発生する確率は大変低いと考えられるが、放射性物質の漏えい等の事故が発生した場合は、15mの立ち入り禁止区域の設定及び事故現場から100mの範囲において、関係法令等に基づき講じるべき防災対策を実施する。

※原子力規制委員会が定める「原子力施設等の防災対策について」では、「対象輸送物に法令の基準を超える事象を想定しても、原災法の原子力緊急事態に至る可能性は極めて低いと考えられ、仮に原子力緊急事態に至る遮へい劣化又は放射性物質の漏えいがあった場合に、一般公衆が半径15mの距離に10時間滞在した場合においても、防災対策は十分可能であると考え（要約）。」とされている。

(2) 放射性同位元素取扱事業所外に放射性同位素又は放射線が異常な水準で放出される事態

放射性同位元素又は放射線が、異常な水準で放射性同位元素取扱事業所外に放出される事態が発生し、市民の生命、身体及び財産に被害が生じ、又は生じるおそれがある場合のことで、これまで国内では施設外に放射能の影響が生じた事例は報告されていない。

しかし、取扱事業所は人口の多い所に立地しており、事故等が発生した場合の影響が大きいことから、万一に備えた対応を検討しておく必要がある。

(3) 放射性同位元素取扱事業所外において放射性物質が不法廃棄される事態

放射性同位元素取扱事業所外において放射性物質が発見される事態が発生し、市民の生命、身体及び財産に被害が生じ、又は生じるおそれがある場合のことで、神戸市等での事例（平成12年5月）を参考として想定する。

(4) 原子力発電所事故における放射性物質の流出

原子炉及びその付属施設（以下「原子炉施設」という。）においては、多重の物理的防護壁が設けられているほか、大規模な自然災害や火災・内部溢水・停電等によるシビアアクシデントを防止するために、津波防護壁や防潮扉の設置、非常用電源の強化などの対策がとられている。さらに、万一シビアアクシデントが発生しても、炉心損傷の防止、格納容器の閉じ込め機能等の維持、放射性物質の拡散抑制のための対策がとられている。これらの深層防護が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気へ放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の放射性希ガス、揮発性の放射性ヨウ素、気体中に浮遊する微粒子等の放射性物質がある。

これらは、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団（プルーム）となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雨雪がある場合には、地表に付着し長期間留まる可能性が高い。さらに、土壌や瓦礫等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別留意が必要である。

4 マニュアルの性格と役割

このマニュアルは、対象原子力災害等に関して、兵庫県地域防災計画との整合性を基に市の役割と責任を明確にするものである。

またこのマニュアルは、実効性確保のため、訓練を実施し検証に努めるとともに、対象原子力災害等の対策に関する諸般の状況の変化に対応するため、必要に応じて見直し、修正を加える。

このマニュアルに特別の定めのない事項については、本市地域防災計画の規定に準じて対応する。

(以下本マニュアル参照)

6-2-1-4 災害時における支援協力に関する協定

6-2-1-4-1 災害時における相互協力に関する協定書（宝塚郵便局）

災害時における相互協力に関する協定書

宝塚市（以下「甲」という。）と宝塚市内郵便局代表宝塚郵便局（以下「乙」という。）は、宝塚市内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり協定を締結する。

（用語の定義）

第1条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請事項）

第2条 甲及び乙は、宝塚市内に災害が発生し、次の各号に掲げる事項に関して必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- (1) 発災直後における市域の被害状況の情報を相互に提供すること。
- (2) 災害救助法（昭和22年法律第118号）適用時における郵便、為替貯金及び簡易保険の郵政事業に係わる災害特別事務取扱い。
- (3) 乙が所有する車両等を緊急連絡、調査及び物資搬送用車両として甲に提供すること。
- (4) 所管施設及び用地の相互提供
- (5) 被災市民の避難先及び避難状況の情報を相互に提供すること。
- (6) 避難場所に臨時の郵便差出箱を設置すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に必要と認める事項

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定による要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲内において、これに協力するものとする。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、原則として当該協力した者が負担するものとする。

2 前項の負担につき疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（災害情報等連絡体制の整備）

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（防災訓練への参加等）

第6条 乙及び宝塚市内の郵便局は、この協定に基づく相互協力が円滑に行われるよう甲の行う

第6部 個別対策項目別関係資料

防災訓練等に参加するとともに、地域の安全なまちづくりの推進に協力するものとする。

(情報の交換)

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく協力が円滑に行われるよう必要に応じ、相互に情報交換を行うものとする。

(連絡責任者)

第8条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては宝塚市市民安全部市民安全室防災対策課長、乙においては、宝塚郵便局総務課長とする。

(協議)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

付 則

この協定は、締結の日から効力を生ずる。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成17年 7月 1日

甲 宝塚市東洋町1番1号

宝塚市

代表者 宝塚市長 渡 部 完

乙 宝塚市小浜3丁目1番20号

宝塚市内郵便局

代表者 宝塚郵便局長 丹 波 茂 久

6-2-14-2 災害時における相互協力に関する協定書 用語解説

「災害時における相互協力に関する協定書（宝塚市と宝塚郵便局）」 の用語解説

- 1 協定書中の「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に掲げる「災害」であり、次のとおりである。

◎ 災害対策基本法 第2条第1号

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異状な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。

- 2 協定中第2条第2号に掲げる「災害特別事務取扱い」とは、次のとおりある。

(1) 救助用郵便物の料金免除

被災者の救助を行う地方公共団体等にあてた救助用郵便物（現金及び物品）の料金を免除します。

(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除

被災者が差し出す通常郵便物（速達郵便又は電子郵便とするものを含む）の料金を免除します。

(3) 被災者あて災害義援金の振替料金免除

地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会等の振替口座に義援金を送る場合は、その料金を免除します。

(4) 被災者への郵便はがきなどの無償交付

被災者一世帯につき郵便はがき5枚、郵便書簡1枚以内を無償で交付しています。

(5) 通帳、証書、印章等を無くされた被災者の郵便貯金等の非常取扱い。

通帳や印章がなくても、本人と確認できれば郵便貯金は20万円まで、郵便為替・郵便振替は10万円まで支払いをする非常取扱いを行います。

(6) 簡易保険の保険料払込みの猶予期間の延伸、保険金の非常即時払等の非常取扱い。

簡易保険の保険金や貸付金も本人と確認できれば、即時払いを実施するほか、通算3ヶ月の保険料の払込猶予期間を一定期間延長することになっています。

6-2-14-3 災害時支援協力に関する協定（宝塚市ゴルフ場協議会）

災害時支援協力に関する協定

宝塚市（以下「甲」という。）と宝塚市ゴルフ場協議会（以下「乙」という。）とは、宝塚市等において災害が発生した場合に、乙に加盟するゴルフ場施設（以下「施設」という。）において災害支援協力（以下「支援協力」という。）を行うことについて、必要な事項を定め、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生した場合に、施設を緊急避難地として利用し、市民の安全の確保を図ることを目的とする。

（対象となる災害）

第2条 甲は、次に掲げる災害の発生に際して、乙に対し、支援協力を要請することができるものとする。

- (1) 宝塚市域に避難を要する災害が発生し、または発生するおそれがあるとき。
- (2) 隣接市町における災害救助等のため、当該市町から甲に対して応援要請があったとき。
- (3) その他市長が特に必要と認めたとき。

（支援協力の要請）

第3条 甲は、前条に基づき、施設の利用を必要とするときは、乙に施設の利用を文書により要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに要請文書を提出するものとする。

2 乙は、甲から支援協力の要請があったときは、速やかに乙に加盟する施設に連絡し、支援協力が円滑に行われるよう努めるものとする。

（支援協力の内容）

第4条 甲が乙に要請する支援協力の内容は、次に掲げるものとする。ただし、甲は、前条第2項の規定に基づき支援協力を受諾したゴルフ場と支援協力の内容、方法等について協議を行い、支援協力を受けるものとする。

- (1) 被災者のクラブハウスへの収容
- (2) 飲料水、食事場所の提供
- (3) 浴場の提供
- (4) 臨時ヘリポートの設置

（施設利用者の輸送）

第5条 施設の利用に伴う利用者の輸送が必要となった場合は、原則として甲が行う。ただし、甲において輸送が著しく困難な場合は、乙は輸送に協力するものとする。

（費用経費の負担）

第6条 支援協力に要する経費は、災害救助法が適用される場合にあっては、同法に定めるところにより、それ以外の場合にあっては、原則として実費相当額を甲が負担する。また第5条ただし書きの規定により乙が輸送を行なった場合に要する経費も、甲の負担とする。

(費用経費の決定)

第7条 前条の規定による費用については、甲、乙協議して決定する。

(費用経費の支払い)

第8条 甲は、第6条に要した費用については、乙の請求に基づき支払うものとする。

(取扱い窓口)

第9条 この協定の取扱い窓口は、甲にあつては都市安全部危機管理室安全安心課、乙にあつては、スポーツニッポンカントリー倶楽部内事務局とする。

2 甲・乙は毎年度当初に、それぞれの取扱い窓口の連絡担当者及び連絡手段等について相互に届け出るものとする。

(協定の有効期間及び更新)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の1ヶ月前までに甲または乙のいずれかから特段の申し出がないときは、前項の期間が満了した後においても、この協定を同一条件で更新したものとし、その後においても同様とする。

(疑義の処理)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲、乙協議して処理するものとする。

本協定締結の証として協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成22年(2010年)9月1日

甲 宝塚市東洋町1番1号
宝塚市
宝塚市長 中川 智子

乙 宝塚市切畑桜小場19番地
スポーツニッポンカントリー倶楽部内
宝塚市ゴルフ場協議会
会長 温井 甚佑

協議会加盟ゴルフ場名
旭国際宝塚カントリー倶楽部
愛宕原ゴルフ倶楽部
けやきヒルカントリークラブ
新宝塚カントリークラブ
スポーツニッポンカントリー倶楽部
大宝塚ゴルフクラブ
太平洋クラブ宝塚コース
宝塚高原ゴルフクラブ
宝塚ゴルフ倶楽部
雲雀丘ゴルフ倶楽部

6-2-14-4 災害時における応急対策業務に関する協定書（社団法人兵庫県建設業協会宝塚支部ほか）

災害時における応急対策業務に関する協定書

宝塚市（以下「甲」という。）と、（以下「乙」という。）
は、地震、風水害その他の災害が発生した場合において、災害応急対策業務の応援に関し、次のとおり協定を締結する。ただし、風水害における水防業務については、水防活動業務に関する協定書に基づき業務を行うものとする。

（要請）

第1条 甲は、災害応急対策業務（以下「業務」という。）のため、乙の所属会員が所有する建設資機材及び労力（以下「建設資機材等」という。）の応援が必要と認めるときは、乙に対して、様式1による要請書により、次に掲げる事項を明らかにし要請するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

- (1) 災害の状況及び業務内容
- (2) 応援を必要とする建設資機材等の車種、台数及び人員
- (3) 応援を必要とする日時、場所及び期間
- (4) 現場責任者
- (5) その他必要な事項

（業務の内容）

第2条 この協定により、甲が乙に要請する業務は、次の業務とする。

- (1) 災害時における建築物、その他工作物の崩壊、倒壊及び損壊等に伴う緊急人命救助のための障害物の除去作業
- (2) 災害時における建築物、その他工作物の崩壊、倒壊及び損壊等に伴う道路交通確保のための障害物の除去作業
- (3) その他甲が必要と認める緊急応急作業

（協力）

第3条 乙は、甲から第1条の規定により建設資機材等の応援要請があったときは、特別な理由がない限り、建設資機材等を甲に提供することにより応援を行うものとする。

（報告）

第4条 乙は、前条の規定に基づき応援を行った場合は、様式2による報告書により、速やかに文書を提出するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがないときは、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 応援に従事した建設資機材等の事業所名、車種、台数、人員
- (2) 業務内容及び場所
- (3) 応援に従事した期間
- (4) その他必要な事項

（経費の負担）

第5条 乙の使用した建設資機材等に要する費用は、甲が負担する。

2 料金等の算出方法については、災害発生時における当該地域における通常の実費用を基準として、甲、乙協議して定めるものとする。

（損害の負担）

第6条 第2条の規定による業務により生じた損害の負担は、甲、乙協議して定めるものとする。

（補償）

第7条 この協定に基づいて業務に従事した者が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

（防災訓練の参加等）

第8条 乙及び乙の会員は、業務が円滑に行われるよう甲の行う防災訓練等に参加するとともに、地域の安全なまちづくりの推進に協力するものとする。

(情報の交換及び災害発生時の情報提供)

第9条 甲及び乙は、この協定に基づく協力が円滑に行われるよう必要に応じ、相互に情報交換を行うものとする。また、乙及び乙の会員は、諸活動中に覚知した災害等による被害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

(連絡責任者)

第10条 この協定に関する連絡責任者は、別紙のとおりとする。

2 甲及び乙は、別紙の連絡責任者に変更が生じたときは、遅滞なく、相手方にその旨を連絡するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定は、締結の日から効力を生じる。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成15年 6月 1日

甲 宝塚市東洋町1番1号
宝塚市
代表者 宝塚市長 渡 部 完

乙

(乙)		
武庫川町4-3-910 社団法人兵庫県建設業協会 宝塚支部 支部長 中 村 正 文	武庫川町4-3-910 宝塚市土木協力会 会長 藤 本 純 夫	武庫川町4-3-910 宝塚市建築協力会 代表幹事 中 村 正 文
(乙)		
泉町10番1号 宝塚解放建設業協会 会長 山 口 薫	山本野里1丁目1-1 宝塚市造園緑化協力会 会長 阪 上 和 義	小浜3丁目2-19 宝塚水道工事業協同組合 理事長 高 橋 是 清

※ 市内建設業者一覧

(6-8-2)

6-2-14-5 災害救助犬の出動に関する協定書（特定非営利活動法人日本レスキュー協会）

災害救助犬の出動に関する協定書

宝塚市（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人日本レスキュー協会（以下「乙」という。）とは、「災害救助犬の出動」に関し、次のとおり協定を締結する。

（業務範囲）

第1条 この協定による業務は、宝塚市域の災害現場で、救助を要する者の存在を災害救助犬により確認する作業（以下「検索作業」という。）とする。

（出動の要請等）

第2条 甲は、検索作業のため必要があると認める場合は、次に掲げる事項を明らかにし乙に対し、災害救助犬の出動を要請するものとする。

- (1) 災害種別、場所及び概要
- (2) 応援を必要とする日時、場所及び期間
- (4) 連絡・誘導担当者の所属、氏名
- (5) その他要請に必要な事項

2 乙は、出動の要請を受け、出動体制が整ったときは、速やかに出動隊、災害救助犬の頭数及び

出動場所への到着予定時刻等必要な事項を甲へ連絡するものとする。

（現場指揮）

第3条 乙は災害発生地を管轄する消防長又は消防署長の指揮のもとに検索作業を行うものとする。

（業務の終了）

第4条 この協定による業務の終了は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 甲が、検索作業の終息を告げたとき。
- (2) 乙の都合により、検索作業の続行が不可能となったとき。

（活動状況の報告）

第5条 乙は、第2条の規定に基づき応援を行った場合は、出動隊が帰還したあと速やかに次の事

項を甲に報告するものとする。

- (1) 出動部隊（車両、人員、災害救助犬の頭数）
- (2) 活動時間経路
- (3) 活動内容
- (4) その他必要な事項

（経費の負担）

第6条 第2条第2項に基づく出動に要する経費は、甲が負担する。

2 経費の算出に当たっては、当該地域での物価指数などを基準とし、甲、乙協議のうえ定める

も

のとする。

(損害保証)

第7条 この協定に基づいて業務に従事した者が、本業務において負傷し、若しくは疾病に係り、又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の責任において行うものとする。

2 乙の会員が出動時の往復途上における交通事故により、自ら損害を被り、又は第三者に損害を与えた場合の損害補償は、乙が負担するものとする。

3 災害救助犬が出動時の往復途上又は検索作業中に与えた第三者に対する損害補償は、乙が負担するものとする

4 災害救助犬の負傷等の損害補償は、乙が負担するものとする
(防災訓練等の参加)

第8条 乙は、業務が円滑に行われるよう甲の行う防災訓練等に参加するよう努めるものとする。
(連絡先)

第9条 この協定に関する連絡先は、別紙のとおりとする。

2 甲及び乙は、別紙の連絡先に変更が生じたときは、遅滞なく、相手方にその旨を連絡するものとする。

(疑義の措置)

第10条 この協定の定めがない事項又は協定内容に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

(実施細目)

第11条 この協定の実施に必要な事項は、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

(実施時期)

第12条 この協定は、平成15年6月 1日から実施する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成15年 6月 1日

甲 宝塚市東洋町1番1号

宝塚市

代表者 宝塚市長 渡 部 完

乙 大阪府豊中市本町4-1-24 アクティブビル2F

特定非営利活動法人日本レスキュー協会

代表者 理事長 大 山 直 高

6-2-14-6 災害時における応急対策業務（放置車両排除）に関する協定書（有限会社ナカムラオートほか）

災害時における応急対策業務（放置車両排除）に関する協定書

宝塚市（以下「甲」という。）と、有限会社ナカムラオート（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生した場合において、災害応急対策業務の応援のうち、道路上の放置車両を排除することに関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、災害応急対策業務（以下「業務」という。）のため、乙の所属会員が所有するレッカー車両等及び労力（以下「レッカー車両等」という。）の応援が必要と認めるときは、乙に対して、様式1による要請書により、次に掲げる事項を明らかにし要請するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

- (1) 災害の状況及び業務内容
- (2) 応援を必要とするレッカー車の台数
- (3) 応援を必要とする日時、場所及び期間
- (4) 現場責任者
- (5) その他必要な事項

（業務の内容）

第2条 この協定により、甲が乙に要請する業務は、次の業務とする。

- (1) 災害時における通行障害となる放置車両の排除作業
- (2) 災害時における救助作業に障害となる放置車両の排除作業
- (3) その他甲が必要と認める緊急応急作業

（協力）

第3条 乙は、甲から第1条の規定によりレッカー等の応援要請があったときは、特別な理由がない限り、レッカー等を使用して甲の応援を行うものとする。

（報告）

第4条 乙は、前条の規定に基づき応援を行った場合は、様式2による報告書により、速やかに文書を提出するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがないときは、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 応援に従事したレッカー車等の、台数、人員
- (2) 業務内容及び場所
- (3) 応援に従事した期間
- (4) その他必要な事項

（経費の負担）

第5条 乙の使用したレッカー等に要する費用は、乙が負担する。

2 その他経費が必要となった場合は甲、乙協議して定めるものとし、その料金等の算出方法については、災害発生時における当該地域における通常の実費用を基準とする。

(損害の負担)

第6条 第2条の規定による業務により生じた損害の負担は、甲、乙協議して定めるものとする。

(補償)

第7条 この協定に基づいて業務に従事した者が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

(防災訓練の参加等)

第8条 乙は、業務が円滑に行われるよう甲の行う防災訓練等に参加するとともに、地域の安全なまちづくりの推進に協力するものとする。

(情報の交換及び災害発生時の情報提供)

第9条 甲及び乙は、この協定に基づく協力が円滑に行われるよう必要に応じ、相互に情報交換を行うものとする。また、乙は、諸活動中に覚知した災害等による被害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

(連絡責任者)

第10条 この協定に関する連絡責任者は、別紙のとおりとする。

2 甲及び乙は、別紙の連絡責任者に変更が生じたときは、遅滞なく、相手方にその旨を連絡するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定は、締結の日から効力を生じる。

平成17年12月1日に成立した災害時における応急対策業務（放置車両排除）に関するに関する協定書は、廃止する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成18年 4月21日

甲 宝塚市東洋町1番1号

宝塚市

代表者 宝塚市長 阪上善秀

乙

第6部 個別対策項目別関係資料

企 業 名	所 在 地
有限会社 ナカムラオート	宝塚市安倉中2丁目3-4
株式会社 あかつき	伊丹市荒牧1丁目1-4

6-2-14-7 宝塚市大規模災害時における隊友会の協力に関する協定書

宝塚市大規模災害等における隊友会の協力に関する協定書

宝塚市（以下「甲」という。）と公益社団法人 隊友会 兵庫県隊友会 伊丹・宝塚・川西地域支部（以下「乙」という。）は、大規模災害時における災害応急活動に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、宝塚市内において大規模災害、大規模事故、その他市民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがある緊急事態（以下「大規模災害等」という。）が発生した場合において、甲が乙に対して協力を要請する際に必要な事項を定めるものとする。

（大規模災害等の種別）

第2条 この協定において大規模災害等とは、次の各号に掲げるもののうち、協定を必要とするものをいう。

- （1）地震、風水害又は同時多発火災により災害対策本部が設置された場合等の大規模な災害事案
- （2）航空機事故又は列車事故等の集団救急救助事案
- （3）武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律112号）に規定する国民の保護のための措置が必要な事案
- （4）前3号に掲げるもののほか、甲が乙の協力を必要と認めた事案

（協力内容）

第2条 この協定において、甲が乙に支援を要請する業務は、次のとおりとする。

- （1）避難のための補助・支援活動
避難指示の徹底、避難者の誘導、避難所の開設運営等
- （2）救援のための補助・支援活動
食糧及び飲料水等の提供、災害時要援護者等の支援等
- （3）帰宅困難者のための補助・支援活動
避難所への誘導、自主避難場所の設置運営、食糧等の提供等
- （4）孤立集落への支援活動
被害情報の収集、生活情報の伝達、避難所への誘導補助等
- （5）災害関連情報の収集及び伝達
- （6）その他甲が必要と認める災害応急活動

(協力要請等)

第3条 甲は、市内に大規模災害等が発生し、乙の協力を必要と判断するときは、乙に対し、次に掲げる事項を明らかにした文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合、その他やむをえない場合は口頭で要請し、後日、文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び協力を要請する理由
- (2) 協力を必要とする内容
- (3) 協力を必要とする場所
- (4) 協力を必要とする人員
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

2 甲は、乙に対して要請した協力の必要がなくなったときは、速やかに文書により乙に通知するものとする。

(乙の協力等)

第4条 乙は、甲から前条第1項の要請を受けたときは、可能な限り協力するものとする。

2 乙は、甲の指導のもとに災害応急活動を行うものとする。

3 甲は、災害応急活動を行う乙の会員に対し、安全の確保に配慮するものとする。

(活動経費の負担)

第5条 この協定に基づく活動に要した費用のうち、被災者等に配布する救援物資等は甲の負担とし、その他の費用については、甲乙協議するものとする。

(損害補償)

第6条 甲は、その要請により協力した乙の会員が災害応急活動において死亡し、負傷し、若しくは疫病にかかり、又は障がいの状態となった場合であって、災害対策基本法（昭和36年法律223号）その他関係する法律又は甲の定める条例（以下「関係法令」という。）で定める要件に該当するときは、関係法令によりその損害補償を行うものとする。

(協力のための準備)

第7条 乙は、平常時から大規模災害等の発生時における連絡体制を整備するものとする。

2 乙は、この協定に基づく協力を円滑にするため、甲が実施する訓練等に積極的に参加するものとする。

3 乙は、毎年3月31日までに、協力可能人員を甲に通知するものとする。

4 甲及び乙は、それぞれ連絡責任者を決め、お互いに連絡先等を通知するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(協定の有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日から1年間有効とする。ただし、有効期間満了の1ヶ月前までに甲乙いずれかの文書による申し出がない限り、引き続き1年間有効とし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成25年(2013)12月17日

甲 宝塚市東洋町1番1号

宝塚市長 中 川 智 子

乙 宝塚市山本丸橋2丁目11番地の4

公益社団法人 隊友会

兵庫県隊友会

伊丹・宝塚・川西地域支部

支部長 福 田 満

6-2-14-8 災害時における緊急車両等の応急整備等の支援協力に関する協定（兵庫県自動車整備振興会阪神支部）

災害時における緊急車両等の応急整備等の支援協力に関する協定

宝塚市（以下「甲」という。）と兵庫県自動車整備振興会阪神支部（以下「乙」という。）に加盟する宝塚ブロックに所属している参加協力会員事業場（以下「協力事業場」という。）は、宝塚市内に災害応急措置を必要とする大規模な地震、風水害、その他の災害が発生した場合又は発生する恐れのある場合（以下「災害時」という。）において、甲の災害救援活動に対して乙及び協力事業場が行う支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において市民の生命の安全と生活を維持するため、甲が行う災害救援活動に対する乙の支援協力について、必要な事項を定めるものとする。

（支援協力の内容）

第2条 災害時における、甲に対する乙の支援協力の内容は、次のとおりとする。

- （1） 甲が使用する緊急車両及び災害救援関係車両（以下「緊急車両等」という。）の応急整備
- （2） 災害救援活動における、協力事業場が乙に事前登録している資機材（以下「登録資機材」という。）の貸出

（支援協力の要請）

第3条 甲は、災害時において、前条における支援協力を必要とするときは、その災害現場の状況により必要な事項について、電話等をもって乙に対し要請するものとする。また、甲は必要に応じ、乙に対し要請内容を書面（別記様式）で送付するものとする。

（支援協力の実施）

第4条 乙は、前条による甲からの要請があったときは、協力事業場の中から、要請があった地域等に応じて、近隣または災害の影響の少なかった地域の協力事業場に対し、乙の定める連絡要領に基づき連絡を行うものとする。

（緊急車両等の応急整備）

第5条 乙及び協力事業場は、災害時において、緊急車両等に不具合が発生した場合、甲からの要請に基づき、応急整備等の対応を行うものとする。ただし、その場での対処不可能な整備や部品交換が必要な整備については除くものとする。

2 前項の応急整備等に対する工賃は無償とする。

（登録資機材の貸出）

第6条 乙及び協力事業場は、災害時において、登録資機材について甲からの要請があった場合は、特別な理由がない限り貸出を行うものとする。

2 前項における資機材の貸出については、無償とする。

3 甲に対する支援協力のため、協力事業場が乙に登録する資機材は、下表のとおりとする。

登録資機材	車載用ジャッキ、ガレージジャッキ、手工具（バール、ハンマー、のこぎり等）、発電機、作業灯、ロープ、ワイヤー等

（支援協力に関する要請主体等）

第7条 甲の乙に対する支援協力の要請は、原則として緊急車両等の管理担当部署とする。

2 要請を受ける乙の担当部署は、兵庫県自動車整備振興会阪神支部事務局とする。

（協定に関する担当窓口等）

第8条 この協定に関する甲の担当窓口は都市安全部危機管理室総合防災課、乙の担当窓口は兵庫県自動車整備振興会阪神支部事務局とし、甲及び乙は、要請に関する担当部署、連絡先等必要な事項をあらかじめ相互に確認するものとする。

2 前項の担当窓口等に変更があった場合は、速やかに相手方に通知するものとする。

（協定の期間）

第9条 この協定の期間は、令和元年（2019年）7月19日から令和2年（2020年）

3月31日までとする。ただし、期間満了の日の2ヶ月前までに、甲乙いずれかからも異議の申出がない場合は、期間満了の日の翌日から更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（その他）

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和元年（2019年）7月19日

甲 宝塚市東洋町1番1号

宝塚市

宝塚市長 中川 智子

乙 西宮市西宮浜2丁目7番5号

兵庫県自動車整備振興会阪神支部

支部長 篠田 利正

6-2-14-9 災害時における無人航空機における無償協力に関する協定（ABCステンレス株式会社ほか）

災害時等における無人航空機による無償協力に関する協定

宝塚市消防本部（以下「甲」という。）とABCステンレス株式会社（以下「乙」という。）は、災害時等における無人航空機による無償協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、人為的災害や自然災害、大規模事故、武力攻撃事態等の他、市民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ又は生じるおそれがある緊急の事態が発生した場合（以下「災害時等」という。）における乙による無人航空機の活用による甲への無償協力に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の内容）

第2条 乙による協力の内容は、無人航空機を活用して、被災状況等の情報収集を行うこと（以下「協力活動」という。）とする。

（協力の要請手続）

第3条 甲は、災害時等において必要があると認めるときは、乙に対し協力活動の要請をするものとし、乙は、可能な限り当該要請に応じるものとする。

2 甲の乙に対する協力活動の要請は、次に掲げる事項を記載した文書によって行うものとする。ただし、文書をもって当該要請をする暇がないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を送付するものとする。

- （1） 協力活動を要請する理由
- （2） 乙が協力活動をする場所
- （3） 乙が協力活動をする期間
- （4） 協力活動における甲の現場責任者の所属、職、氏名及び連絡先
- （5） その他必要な事項

3 甲は、協力要請の内容に重大な変更が生じたときは、その都度、乙に連絡するものとし、また、協力活動の必要がなくなったときは、速やかに乙に連絡するものとする。

（協力活動の現場協議）

第4条 乙は、原則として現場にて甲と協議した上で、協力活動を実施するものとする。

（安全の確保等）

第5条 甲は、その要請を受けて協力する乙の構成員に対し、協力の内容に応じ安全の確保に十分配慮するものとする。

(業務報告等)

第6条 乙は、災害時等における協力活動を実施したときは、当該業務の完了後速やかに、その実施した活動内容等を甲に報告するものとする。

(著作権等の帰属)

第7条 乙が協力活動により撮影した成果品の所有権並びに当該成果品に関する著作権及び著作者人格権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、宝塚市に帰属する。

2 乙は、宝塚市又は第三者に対し、著作者人格権を行使しない。

3 乙は、前条の規定による報告の際に、第1項の成果品を甲に引き渡すものとする。

(費用の負担)

第8条 協力要請に要した経費は、乙の負担とするが、成果品の引き渡しに係る記録媒体等の実費相当額については宝塚市の負担とする。

(損害補償)

第9条 協力要請に伴って乙の構成員に生じた損害（第三者に対する損害を含む。）の補償の取扱は次のとおりとする。

- (1) 乙の構成員が協力活動中に死亡し、若しくは負傷し、又は協力活動に起因した疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合は、甲の責めに帰すべき事由により生じたものに係るもの以外、乙の負担とする。
- (2) 乙の構成員が協力活動中に明らかに乙又は乙の構成員の責任に帰する原因により、自ら被り、又は第三者に与えた損害については、乙が補償する。
- (3) 乙の構成員が出動時の往復途上における交通事故等により、自ら被り、又は第三者に与えた損害については、乙が補償する。
- (4) 甲乙両者は、損害補償すべき事案が発生したときは速やかに相手方に連絡するとともに、必要な書類等を提出するものとする。

(平常時の乙の準備)

第10条 乙が協力活動を円滑に行うための平常時行う準備の内容は、次のとおりとする。

- (1) 乙は、「災害応援に関する調査票」（様式第1号）を協定締結時及び変更がある場合に甲へ提出すること。
- (2) 乙の構成員に対する本協定の周知に努めること。
- (3) 災害時等に使用する無人航空機の準備及び習熟に努めること。

(訓練等の参加)

第11条 乙は、この協定による協力活動が円滑に行われるよう、甲が行う訓練、広報活動への参加に努めるものとする。

(守秘義務)

第12条 乙は、災害時等の協力活動の実施により知り得た情報を漏らし、又は盗用してはならない。

2 乙は、構成員に対し、在職中だけでなく退職後も前項の情報について守秘義務を課すものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又は協定内容に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第14条 この協定は、平成28年12月28日からその効力を有するものとし、甲、乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

2 甲、乙は、協定の終了を通知する場合、終了する1か月前までに相手方に通知するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成28年12月28日

甲 宝塚市伊子志3丁目14番61号
宝塚市消防本部

消防長 石橋 豊

乙 宝塚市安倉南2丁目14番31号
ABCステンレス株式会社

代表取締役 平井 一章

様式第1号（第10条関係）

平成 年 月 日

災害応援に関する調査票

■基本情報

商号又は名称			
住 所	〒		
代 表 者 氏 名		F A X 番 号	
電 話 番 号		e - m a i l	

■緊急連絡先

連絡責任者氏名		役 職	
昼 間 連 絡 先		夜 間 連 絡 先	

■事業所(活動拠点の所在地)

事 業 所 名			
所 在 地			
位 置 図			
住宅地図その他、事業所の位置が明確に確認できるものを添付してください。			

※数社(協力会社を含む)のグループで班編成を組む場合には、その構成各社毎に必要となります。

災害時等における無人航空機による無償協力に関する協定

宝塚市消防本部（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人コミュニティリンク（以下「乙」という。）は、災害時等における無人航空機による無償協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、人為的災害や自然災害、大規模事故、武力攻撃事態等の他、市民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ又は生じるおそれがある緊急の事態が発生した場合（以下「災害時等」という。）における乙による無人航空機の活用による甲への無償協力に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の内容）

第2条 乙による協力の内容は、無人航空機を活用して、被災状況等の情報収集を行うこと（以下「協力活動」という。）とする。

（協力の要請手続）

第3条 甲は、災害時等において必要があると認めるときは、乙に対し協力活動の要請をするものとし、乙は、可能な限り当該要請に応じるものとする。

2 甲の乙に対する協力活動の要請は、次に掲げる事項を記載した文書によって行うものとする。ただし、文書をもって当該要請をする暇がないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を送付するものとする。

- （1） 協力活動を要請する理由
- （2） 乙が協力活動をする場所
- （3） 乙が協力活動をする期間
- （4） 協力活動における甲の現場責任者の所属、職、氏名及び連絡先
- （5） その他必要な事項

3 甲は、協力要請の内容に重大な変更が生じたときは、その都度、乙に連絡するものとし、また、協力活動の必要がなくなったときは、速やかに乙に連絡するものとする。

（協力活動の現場協議）

第4条 乙は、原則として現場にて甲と協議した上で、協力活動を実施するものとする。

（安全の確保等）

第5条 甲は、その要請を受けて協力する乙の構成員に対し、協力の内容に応じ安全の確保に十分配慮するものとする。

（業務報告等）

第6条 乙は、災害時等における協力活動を実施したときは、当該業務の完了後速やかに、その実施した活動内容等を甲に報告するものとする。

(著作権等の帰属)

第7条 乙が協力活動により撮影した成果品の所有権並びに当該成果品に関する著作権及び著作者人格権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)は、宝塚市に帰属する。

2 乙は、宝塚市又は第三者に対し、著作者人格権を行使しない。

3 乙は、前条の規定による報告の際に、第1項の成果品を甲に引き渡すものとする。

(費用の負担)

第8条 協力要請に要した経費は、乙の負担とするが、成果品の引き渡しに係る記録媒体等の実費相当額については宝塚市の負担とする。

(損害補償)

第9条 協力要請に伴って乙の構成員に生じた損害(第三者に対する損害を含む。)の補償の取扱は次のとおりとする。

- (1) 乙の構成員が協力活動中に死亡し、若しくは負傷し、又は協力活動に起因した疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合は、甲の責めに帰すべき事由により生じたものに係るもの以外、乙の負担とする。
- (2) 乙の構成員が協力活動中に明らかに乙又は乙の構成員の責任に帰する原因により、自ら被り、又は第三者に与えた損害については、乙が補償する。
- (3) 乙の構成員が出動時の往復途上における交通事故等により、自ら被り、又は第三者に与えた損害については、乙が補償する。
- (4) 甲乙両者は、損害補償すべき事案が発生したときは速やかに相手方に連絡するとともに、必要な書類等を提出するものとする。

(平常時の乙の準備)

第10条 乙が協力活動を円滑に行うための平常時行う準備の内容は、次のとおりとする。

- (1) 乙は、「災害応援に関する調査票」(様式第1号)を協定締結時及び変更がある場合に甲へ提出すること。
- (2) 乙の構成員に対する本協定の周知に努めること。
- (3) 災害時等に使用する無人航空機の準備及び習熟に努めること。

(訓練等の参加)

第11条 乙は、この協定による協力活動が円滑に行われるよう、甲が行う訓練、広報活動への参加に努めるものとする。

(守秘義務)

第12条 乙は、災害時等の協力活動の実施により知り得た情報を漏らし、又は盗用してはならない。

2 乙は、構成員に対し、在職中だけでなく退職後も前項の情報について守秘義務を課すものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又は協定内容に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第14条 この協定は、平成29年3月1日からその効力を有するものとし、甲、乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

2 甲、乙は、協定の終了を通知する場合、終了する1か月前までに相手方に通知するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成29年3月1日

甲 宝塚市伊子志3丁目14番61号

宝塚市消防本部

消防長 石橋 豊

乙 宝塚市野上1丁目1番8号

特定非営利活動法人コミュニティリンク

代表理事 中西 雅幸

様式第1号（第10条関係）

令和 年 月 日

災害応援に関する調査票

■基本情報

商号又は名称			
住 所	〒		
代表者氏名		F A X 番 号	
電 話 番 号		e - m a i l	

■緊急連絡先

連絡責任者氏名		役 職	
昼 間 連 絡 先		夜 間 連 絡 先	

■事業所(活動拠点の所在地)

事 業 所 名	
所 在 地	
位 置 図	
住宅地図その他、事業所の位置が明確に確認できるものを添付してください。	

6-2-14-10 災害時のタクシーにおける輸送業務等に関する協定書

災害時のタクシーにおける輸送業務等に関する協定書

宝塚市(以下「甲」という。)と株式会社フクユ(以下「乙」という。)との間において、災害時における人員等の輸送について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、宝塚市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害等が発生し、または発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)に、甲から乙に対して支援協力の要請に関し、その手続きを定めることにより、災害応急対策を円滑に遂行することを目的とする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時において、乙に対して次に掲げる事項について協力を要請することができる。

- (1) 応急対策を行うために必要な人員、要援護者等の輸送業務
- (2) 応急対策を行うために必要な物資の輸送業務
- (3) 応急対策を行うためにタクシー車両の借り上げによる輸送業務

(協力の実施)

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、公共輸送機関としての責務を十分に自覚し、やむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して輸送業務等の協力を行うものとする。

2 乙は、平常時においても甲が実施する防災訓練等へ業務に支障をきたさない範囲で参加するものとする。

(要請の方法)

第4条 第2条の協力要請は、原則として、文書(第2条(1)及び(2)を様式第1号、第2条(3)を様式第2号)により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

(経費の負担)

第5条 この協定に基づき、乙が甲の要請により輸送等に要した経費については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する経費は、輸送等終了後、乙の提出する報告書(第2条(1)及び(2)を様式第3号、第2条(3)を様式第4号)に基づき、災害等が発生する直前における運賃・料金及び輸送等に要した経費を基準として、甲乙協議の上決定する。

(経費の支払い)

第6条 輸送業務協力に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(旅客及び第三者に対する責任等)

第7条 乙は、第2条により要請された業務の運行に際し、乙の責に帰する理由により、旅客及び第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。また、その際に生じた業務従事者に対する災害補償も乙が負うものとする。

(連絡体制)

第8条 甲及び乙は、この協定を円滑に遂行するために連絡体制を確立し、協定締結後速やかに「連絡責任者届（様式第5号）」により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

2 甲及び乙は、毎年4月に緊急時の連絡体制を再確認し、「連絡責任者届（様式第5号）」を相互に交換するものとする。

(期間及び改廃)

第9条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲または乙が、この協定を改正し、または廃止しようとするときは、その3か月前までに相手方に文書をもって通知しなければならない。

2 協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、両者が協議し決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者署名の上、各1通を保有する。

令和5年2月21日

甲：兵庫県宝塚市東洋町1番1号

宝塚市長 山崎 晴恵

乙：兵庫県伊丹市池尻7丁目181番地

株式会社フクユ 代表取締役社長 松下 誠吾

6-2-14-11 災害時における電動車両等の支援に関する協定書

災害時における電動車両等の支援に関する協定書

宝塚市（以下「甲」という。）、兵庫三菱自動車販売株式会社（以下「乙」という。）及び三菱自動車工業株式会社（以下「丙」という。）とは、災害時における電動車両等の支援に関し次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、宝塚市内において災害（異常かつ激甚な非常災害をいう。以下同じ。）の発生時に、甲、乙及び丙が相互に連携し、円滑な災害応急対策を実施することを目的として、電動車両等の無償貸与について必要な事項を定めるとともに、平時においても電動車両の災害の発生時における有用性を広く地域住民に周知し、甲、乙及び丙が共に理解醸成に努めるものとする。

（電動車両等の種類）

第2条 乙が甲に対して貸与する電動車両等は、次に掲げるものとする。

- (1) プラグインハイブリッドEV
- (2) 電気自動車
- (3) 前二号に掲げるもののほか、自動車からの外部給電に必要な機器

（貸与の要請）

第3条 甲は、災害の発生時における応急対策のため、乙又は丙が保有する電動車両等（第2条に規定する電動車両等をいう。以下同じ。）の貸与を必要とする場合（甲から要請があった場合を含む。）は、丙に対し電話等により当該貸与に係る要請を行うものとする。この場合において、当該要請を受けた丙は、乙又は丙が貸与することが可能な電動車両等を確認し、乙と調整の上、当該要請に係る対応について甲に連絡するものとする。

- 2 前項に規定する連絡を受けた後、甲は、電動車両等の貸与を行う者（以下「貸与者」という。）に対し、電動車両等の貸与について要請書（様式1号）により要請するものとする。
- 3 貸与者は、前項の規定により要請があったときは、危険性を考慮し、業務に支障を来たさない範囲で、貸与者が保有する電動車両等を甲に優先的に貸与するよう努めるものとする。
- 4 丙は、第2項の規定により甲が要請する電動車両等の種類及び数量等に関し、貸与者が保有する電動車両等を貸与することが困難な場合は、電動車両等の確保に努めるものとする。

（電動車両等の引渡し等）

第4条 貸与者は、前条第2項の規定による要請を受け、電動車両等を甲に貸与する場合は、甲の指定する場所に運搬し、電動車両等の種類・数量について確認の上で、甲が指定する者に対して引渡しを行うものとする。

- 2 貸与者は、前項の規定により、電動車両等の引渡しを行った場合は、速やかに口頭又は電話等により甲に連絡し、甲に対して報告書（様式2号）を提出するものとする。

（貸与期間）

第5条 電動車両等の貸与期間は、電動車両等の引渡し日から起算して1週間程度とする。ただし、貸与期間を変更する必要がある場合は、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

（電動車両等の返却）

第6条 貸与者が甲に貸与した電動車両等の返却時期及び返却場所については、甲乙丙協議の

上、決定するものとする。

(費用負担)

第7条 貸与期間中の電動車両等に係る費用(電気代、燃料代、その他消耗品等に係る費用をいう。)については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、発災直前における適正な価格を基礎として、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

(賠償責任)

第8条 貸与期間中に生じた電動車両等による損害の賠償については、次のとおりとする。

(1) 甲の責めに帰すべき事故により、第三者に与えた物的又は人的損害、もしくは電動車両等に生じた損害については、甲が賠償責任を負うものとする。ただし、当該帰責事由が不明な場合は、甲乙丙協議の上、その賠償に当たるものとする。

(2) 自動車保険が適用される場合は、次条の規定により取り扱うものとする。

(保険について)

第9条 貸与者は、電動車両等の貸与に当たり自らの負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、甲は、貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに貸与者へその旨を連絡し、貸与者が加入している保険の適用を受けるものとする。

2 前項に規定する保険の適用に保険会社免責分(保険加入者負担分)が発生した場合は、原則甲が負担するものとする。

(費用の支払)

第10条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく正当な費用について支払の請求があった場合は、速やかに相手方に対してこれを支払うものとする。

(使用上の留意事項)

第11条 甲は、貸与を受けた電動車両等を次のとおり使用するものとする。

(1) 貸与者が説明する使用方法を遵守し、できるだけ安全な場所で使用する。

(2) 原則として、宝塚市内で使用する。

(3) 故障又は何らかの原因により使用できなくなったときは、第14条第3項の規定により、貸与者に速やかに連絡する。

(電動車両等の管理)

第12条 甲は、第4条に定める引渡しから第6条に定める返却時まで、貸与された電動車両等の使用者、使用場所、使用状況の把握に努めるものとする。

(連絡責任者)

第13条 甲、乙及び丙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、報告書(様式3号)により相互に報告するものとする。当該連絡責任者に変更が生じた場合も同様とする。

(電動車両等の情報提供)

第14条 乙及び丙は、甲から求められた場合は、災害時に電力供給が可能な電動車両等の情報を甲に提供するものとする。

2 甲は、乙及び丙から求められた場合は、貸与された電動車両等の使用状況に関する情報を、乙及び丙に提供するものとする。

3 甲は貸与期間中、電動車両等に不調が生じた場合等、災害応急対策を進めるに当たり問題が生じた場合には、速やかに貸与者に連絡し、甲、乙及び丙で対応を協議するものとする。

(平時の取組)

第15条 甲、乙及び丙は、平時においても電動車両の災害時における有用性を広く地域住民

第6部 個別対策項目別関係資料

に周知し、理解を醸成していくことに努めるものとする。

2 乙及び丙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に協力するものとする。

3 前項の防災訓練等の協力に要する費用は、原則として乙の負担とする。

(不可抗力免責)

第16条 激甚な天変地異、戦争・内乱・暴動、法令の改廃・制定、公権力による命令・処分、労働争議、輸送機関・通信回線の事故、交通の途絶、施設・設備の被災その他当事者の責めに帰すことのできない不可抗力による協定の全部または一部の履行遅滞、履行不能または不完全履行については、当該当事者は責任を負わないものとする。

(協議)

第17条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項は、甲乙丙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第18条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の2か月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効期間を延長することとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を3通作成し、甲乙丙それぞれ署名の上、各1通を保有するものとする。

令和5年(2023年) 5月 15日

甲 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
宝塚市
市長 山崎 晴恵

乙 兵庫県神戸市西区伊川谷町潤和字西ノ口 751-1
兵庫三菱自動車販売株式会社

代表取締役社長 西原 興一郎

丙 東京都港区芝浦三丁目1番21号
三菱自動車工業株式会社
国内地区統括部 担当部長 早川 正臣

6-2-14-12 災害時における電気自動車からの電力供給に関する協定

災害時における電気自動車からの電力供給に関する協定書

宝塚市(以下「甲」という。)と兵庫日産自動車株式会社(以下「乙1」という。)、日産大阪販売株式会社(以下「乙2」といい、乙1と総称して以下「乙」という。)及び日産自動車株式会社(以下「丙」という。)は、第1条に定義する災害時等における電気自動車による避難所等への電力の供給について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、宝塚市内において災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害等が発生、または発生するおそれがある場合(以下「災害時等」という。)に、電気自動車の貸与について必要な事項を定めるとともに、甲が指定する避難所等(以下「避難所等」という。)において、電気自動車から電力を供給すること(以下「電力供給」という。)により、円滑な災害応急対策を実施することを目的とする。

(電気自動車等の貸与要請)

第2条 甲は、災害等により、避難所等が開設された時において、乙に対し、第1号様式「協力要請書」によりすることができる。ただし、緊急を要する場合は、口頭により連絡し、後日文書をもって速やかに処理するものとする。

2 乙は可能な範囲において、次に掲げるものを貸与する。

- (1) 電気自動車
- (2) 前号に掲げるもののほか、自動車からの外部給電に必要な機器(以下「外部給電器」という。)
- (3) 電気自動車用充電スタンド(以下「充電スタンド」という。)

(協力)

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、可能な範囲において乙の所有する電気自動車を甲に貸与することに努めるものとする。なお、本項に基づき乙から甲に貸与される電気自動車を、以下「貸与車両」という。

- 2 乙は、前項に基づく貸与に併せて、乙の指定する日時及び場所において、乙の管理する充電スタンドの使用を許諾することに努めるものとする。なお、使用許諾する充電スタンドの使用料については、原則無償とする。
- 3 貸与車両の貸与期間(以下「貸与期間」という。)及び充電スタンドの使用許諾期間は、原則として貸与開始日から1週間とし、甲が延長を希望する場合は、災害時等の状況及び避難所等の閉鎖時期等を勘案の上、甲乙間で協議して延長期間を決定する。

(電気自動車の貸与実施)

第4条 乙は、乙の指定する日時及び場所で貸与車両を甲に無償で貸与し、原則として電力供給のために貸与車両を甲に使用させるものとする。

(貸与時の残充電)

第5条 乙は、貸与車両の貸与にあたっては、十分に充電された状態で貸与するよう努めるものとする。

第6部 個別対策項目別関係資料

る。

- 2 貸与時点において貸与車両に充電されている電力は、乙が無償で提供する。

(電気自動車の移動)

第6条 貸与車両に関する乙の営業所（乙による貸与車両の保管管理場所）等と甲の避難所等間の移動は、都度、甲と乙の間で協議して決定する。

(管理等)

第7条 甲は、貸与車両を善良なる管理者の注意をもって管理するものとする。なお、管理方法その他の取り扱いは、甲乙間での協議により取り決める。

- 2 甲は、充電スタンドを乙より提示される使用条件に従って使用するものとする。
- 3 前二項の規定に違反し、甲の責に帰すべき事由により、貸与車両又は充電スタンドに損害を与え、又は滅失したときは、甲は乙に対しその損害を賠償するものとする。

(事故等の対応)

第8条 乙は、電気自動車の貸与に当たり、自らの負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、甲は、貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに乙へその旨を連絡し、乙が加入している保険の適用を受けるものとする。甲は、貸与期間中、貸与車両に関する事故が発生した場合、直ちに事故現場における危険防止措置及び負傷者の救護措置を講じるとともに、甲の責任において、これを解決するものとする。なお、当該事故に起因して乙又は丙に損害を与えた場合には、甲は当該損害を賠償する責を負うものとする。ただし、当該事故の発生が貸与車両に起因する場合はこの限りでない。

- 2 前項に規定する保険の適用に保険会社免責分（保険加入者負担分）は発生した場合は、原則甲が負担するものとする。
- 3 甲は、貸与期間中、貸与車両に故障又は紛失等があった場合、直ちに乙に通知するものとし、その対応について甲乙間での協議により取り決める。

(返却)

第9条 甲は、乙より貸与車両を原状に復した上で（ただし、通常損耗を除く。）、乙に返却するものとする。なお、返却方法については、甲乙間で協議し決定する。

(外部給電器の使用上の注意)

第10条 甲は、貸与車両に外部給電器を接続して使用（医療機器等への使用を含む）する場合、当該外部給電器の製造者が発行する保証条件を都度確認の上、使用するものとする。なお、当該外部給電器の使用に起因する事由により、甲が損害を被った場合であっても、乙及び丙は一切責任を負わないものとする。

(電気自動車等の情報提供)

第11条 乙及び丙は、電気自動車の普及促進に資する情報、及び災害時に給電業務が遂行可能な電気自動車等の情報を、適宜、甲に提供する。

(連絡調整)

第6部 個別対策項目別関係資料

第12条 この協定及びこの協定に定める業務に関わる連絡調整は、甲、乙及び丙があらかじめ第2号様式「連絡調整者名簿」により指定した者が行う。なお、甲、乙及び丙は当該名簿により指定する者に変更があった場合は、当該変更後の名簿を各当事者に対して送付するものとする。

(定期協議)

第13条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲、乙及び丙は、年1回以上、意見交換、協議等を行うものとする。

(広報活動)

第14条 甲、乙及び丙は、平常時においても電気自動車の普及や電気自動車を活用した防災の広報活動に努めるものとする。

2 甲、乙又は丙が、この協定に係るプレスリリース、その他外部への公表等を行おうとする場合は、事前に他の当事者と公表内容等について協議の上、実施するものとする。

(協定期間)

第15条 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、協定締結日から令和 年 月日までとする。ただし、協定期間の満了する日の3箇月前までに、甲、乙又は丙から何らの意思表示がないときは、協定期間は、さらに1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

(譲渡制限)

第16条 甲、乙及び丙は、事前に他の当事者の書面による承諾を得ることなく、この協定から生ずるいかなる権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡もしくは移転し又は担保の用に供してはならないものとする。

(協議)

第17条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

第6部 個別対策項目別関係資料

この協定の締結を証するため、本協定書4通を作成し、甲乙丙それぞれが記名押印又は署名のうえ、各自その1通を保有する。

令和6年7月1日

甲 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
宝塚市
宝塚市長 山 崎 晴 恵

乙 神戸市中央区北本町通5丁目2番24号
兵庫日産自動車株式会社
代表取締役社長 酒 井 雄 一 郎

大阪市西区南堀江3丁目14番22号
日産大阪販売株式会社
代表取締役社長 小 林 恭 彦

丙 神奈川県横浜市神奈川区宝町2番地
日産自動車株式会社
理事 後 藤 収

6-2-15 包括連携協定

6-2-15-1 宝塚市と大塚製薬株式会社との包括連携協定書

宝塚市と大塚製薬株式会社との包括連携協定書

宝塚市（以下「甲」という。）と大塚製薬株式会社（以下「乙」という。）とは、相互の連携を強化し、地域社会の発展と市民サービスの更なる向上を推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が、相互の連携と協働により甲が推進するエイジフレンドリーシティの取組（高齢者にやさしい都市の実現のための取組をいう。以下同じ。）をはじめとして、市民の健康維持・増進、安全・安心の確保等に取り組み、もって市民サービスの向上と健康的な生活を実現することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携及び協力する。

- (1) エイジフレンドリーシティの取組の推進に関すること
 - (2) 健康維持・増進に関すること
 - (3) スポーツ振興に関すること
 - (4) 防災・減災対策等地域の安全・安心に関すること
 - (5) その他、両者が協議し、必要と認めること
- 2 前項の連携及び協力を効果的に推進するため、具体的な取組内容、実施方法等について、甲乙協議の上、別途定める。
- 3 甲及び乙は、第1項に規定するエイジフレンドリーシティの取組のほか、本協定の目的を達成するための取組においても相互に連携・協力をする。
- 4 甲及び乙は、本協定の目的を達成するため、連携・協力を、自らの責任において誠実に遂行する。

（協力の要請及び報告）

第3条 甲及び乙は第1条に定める目的を達成するために、それぞれの協力が必要な場合は原則文書等により要請を行うものとする。

- 2 甲又は乙は前項に基づき協力を実施した場合は、相手方に対し文書により報告を求めることができる。

（協定の有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、本協定を締結した日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙から書面による解除の申出がない場合は、本協定の有効期間が当該満了日の翌日から1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(協定の解除)

第5条 甲又は乙のいずれかが本協定の解除を希望する場合は、解除予定日の1か月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を解除することができる。

(協定の見直し)

第6条 甲又は乙のいずれかが本協定の内容の一部の変更を申し出たときは、その都度甲と乙が協議し、当該事項を変更することができる。

(守秘義務)

第7条 甲及び乙は、本協定の有効期間中又は有効期間の終了後を問わず、連携・協力に係る検討又は実施を通じて知り得た相手方の秘密を第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

(疑義等)

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定の条項の解釈につき疑義等が生じたときは、甲と乙が協議した上で、その取扱いを決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙がそれぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和3年(2021年)1月20日

甲 宝塚市東洋町1番1号
宝塚市
宝塚市長 中 川 智 子

乙 大阪市北区中之島6丁目2番40号
中之島インテス14階
大塚製薬株式会社 大阪支店
支店長 吉 田 卓 史

6-2-15-2 宝塚市と総合警備保障株式会社との包括連携協定書

宝塚市と総合警備保障株式会社との包括連携協定書

宝塚市（以下「甲」という。）と総合警備保障株式会社（以下「乙」という。）とは、相互の連携を強化し、地域社会の発展と市民サービスの更なる向上を推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、相互の連携と協働により、甲が推進するエイジフレンドリーシティの取組（高齢者にやさしいまちの実現のための取組をいう。）をはじめとして、SDGsの取組等地域の諸課題に迅速かつ適切に対応し、もって、地域の活性化及び市民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- (1) 防犯意識の啓発に関すること。
- (2) 地域の安全・安心に関すること。
- (3) 災害時における支援に関すること。
- (4) 前3号のほか、甲及び乙が協議し、必要と認めること。

2 前項の連携及び協力を効果的に推進するため、具体的な取組内容、実施方法等について、甲乙協議の上、別途定める。

3 甲及び乙は、本協定の目的を達成するため、連携・協力を、自らの責任において誠実に遂行する。

（連携・協力の要請及び報告）

第3条 甲及び乙は、第1条に定める目的を達成するために、それぞれの連携・協力が必要な場合は原則文書により要請を行うものとする。甲及び乙は、要請に可能な限り協力する。

2 前項の要請に関し、連携・協力の内容、実施方法、報酬等その他具体的な条件について、甲乙協議の上、別途定めるものとする。ただし、災害時に関する協定など別途協定書を締結している場合には、当該協定書の定めを優先する。

3 甲及び乙は、第1項に基づき連携・協力を実施した場合は、相手方に対し文書により報告を求めることができる。

（協定の有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、本協定を締結した日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙から書面による解除の申出がない場合は、本協定の有効期間が当該満了日の翌日から1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

（協定の解除）

第6部 個別対策項目別関係資料

第5条 甲又は乙のいずれかが本協定の解除を希望する場合は、解除予定日の1か月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を解除することができる。

2 甲は、前条の規定にかかわらず、宝塚市と事業者等との包括連携協定に関する実施要綱第8条第1項各号のいずれかに該当した場合は、本協定を解除することができる。

(協定の見直し)

第6条 甲又は乙のいずれかが本協定の内容の一部の変更を申し出たときは、その都度甲と乙が協議し、当該事項を変更することができる。

(守秘義務)

第7条 甲及び乙は、本協定の有効期間中又は有効期間の終了後を問わず、連携・協力に係る検討又は実施を通じて知り得た相手方の秘密を第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

(疑義等)

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定の条項の解釈につき疑義等が生じたときは、甲と乙が協議した上で、その取扱いを決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙がそれぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

令和3年(2021年)12月22日

甲 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
宝塚市
宝塚市長

乙 兵庫県尼崎市潮江1-3-43
総合警備保障株式会社 阪神支社
支社長

6-2-15-3 宝塚市と生活協同組合コープこうべとの包括連携協定書

宝塚市と生活協同組合コープこうべとの包括連携協定書

宝塚市（以下「甲」という。）と生活協同組合コープこうべ（以下「乙」という。）とは、相互の連携を強化し、地域社会の発展と市民サービスの更なる向上を推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、相互の連携と協働により、甲が推進するエイジフレンドリーシティの取組（高齢者にやさしいまちの実現のための取組をいう。）をはじめとして、SDGsの取組等地域の諸課題に迅速かつ適切に対応し、もって、地域の活性化及び市民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- (1) 環境にやさしいまちづくりに関すること。
- (2) 暮らしの安心・安全に関すること。
- (3) 市民の学習の場づくりに関すること。
- (4) 多様性のあるまちづくりに関すること。
- (5) 若者の自己実現やキャリア形成の支援に関すること。
- (6) 食を通じた健康増進の取組に関すること。
- (7) 前各号のほか、甲及び乙が協議し、必要と認めること。

2 前項の連携及び協力を効果的に推進するため、具体的な取組内容、実施方法等について、甲乙協議の上、別途定める。

3 甲及び乙は、本協定の目的を達成するため、連携・協力を、自らの責任において誠実に遂行する。

（連携・協力の要請及び報告）

第3条 甲及び乙は、第1条に定める目的を達成するために、それぞれの連携・協力が必要な場合は原則文書により要請を行うものとする。

2 甲及び乙は、前項に基づき連携・協力を実施した場合は、相手方に対し文書により報告を求めることができる。

（協定の有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、本協定を締結した日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙から書面による解除の申出がない場合は、本協定の有効期間が当該満了日の翌日から1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

第6部 個別対策項目別関係資料

(協定の解除)

第5条 甲又は乙のいずれかが本協定の解除を希望する場合は、解除予定日の1か月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を解除することができる。

2 甲は、前条の規定にかかわらず、宝塚市と事業者等との包括連携協定に関する実施要綱第8条第1項各号のいずれかに該当した場合は、本協定を解除することができる。

(協定の見直し)

第6条 甲又は乙のいずれかが本協定の内容の一部の変更を申し出たときは、その都度甲と乙が協議し、当該事項を変更することができる。

(守秘義務)

第7条 甲及び乙は、本協定の有効期間中又は有効期間の終了後を問わず、連携・協力に係る検討又は実施を通じて知り得た相手方の秘密を第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

(疑義等)

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定の条項の解釈につき疑義等が生じたときは、甲と乙が協議した上で、その取扱いを決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙がそれぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和4年(2022年)1月25日

甲 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
宝塚市
宝塚市長 山崎晴恵

乙 兵庫県神戸市東灘区住吉本町1丁目3番19号
生活協同組合コープこうべ
組合長理事 岩山利久

6-2-15-4 宝塚市とネットヨタ神戸株式会社との包括連携協定書

宝塚市とネットヨタ神戸株式会社との包括連携協定書

宝塚市（以下「甲」という。）とネットヨタ神戸株式会社（以下「乙」という。）とは、相互の連携を強化し、地域社会の発展と市民サービスの更なる向上を推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、相互の連携と協働により、甲が推進するエイジフレンドリーシティの取組（高齢者にやさしいまちの実現のための取組をいう。）をはじめとして、SDGsの取組等地域の諸課題に迅速かつ適切に対応し、もって、地域の活性化及び市民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- (1) 子どもたちの職場体験に関すること。
- (2) 災害時における支援に関すること。
- (3) スポーツの振興に関すること。
- (4) 移動支援サービスに関すること。
- (5) 交通安全の啓発に関すること。
- (6) イベントを活用した地域活性化に関すること。
- (7) 環境にやさしいまちづくりに関すること。
- (8) 前各号のほか、甲及び乙が協議し、必要と認めること。

2 前項の連携及び協力を効果的に推進するため、具体的な取組内容、実施方法等について、甲乙協議の上、別途定める。

3 甲及び乙は、本協定の目的を達成するため、連携・協力を、自らの責任において誠実に遂行する。

（連携・協力の要請及び報告）

第3条 甲及び乙は、第1条に定める目的を達成するために、それぞれの連携・協力が必要な場合は原則文書により要請を行うものとする。

2 甲及び乙は、前項に基づき連携・協力を実施した場合は、相手方に対し文書により報告を求めることができる。

（協定の有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、本協定を締結した日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙から書面による解除の申出がない場合は、本協定の有効期間が当該満了日の翌日から1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（協定の解除）

第6部 個別対策項目別関係資料

第5条 甲又は乙のいずれかが本協定の解除を希望する場合は、解除予定日の1か月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を解除することができる。

2 甲は、前条の規定にかかわらず、宝塚市と事業者等との包括連携協定に関する実施要綱第8条第1項各号のいずれかに該当した場合は、本協定を解除することができる。

(協定の見直し)

第6条 甲又は乙のいずれかが本協定の内容の一部の変更を申し出たときは、その都度甲と乙が協議し、当該事項を変更することができる。

(守秘義務)

第7条 甲及び乙は、本協定の有効期間中又は有効期間の終了後を問わず、連携・協力に係る検討又は実施を通じて知り得た相手方の秘密を第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

(疑義等)

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定の条項の解釈につき疑義等が生じたときは、甲と乙が協議した上で、その取扱いを決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙がそれぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

令和4年(2022年)1月28日

甲 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
宝塚市
宝塚市長

乙 尼崎市名神町1丁目18番25号
ネットヨタ神戸株式会社
代表取締役社長

6-2-15-5 宝塚市と三井住友海上火災保険株式会社との包括連携協定書

宝塚市と三井住友海上火災保険株式会社との包括連携協定書

宝塚市（以下「甲」という。）と三井住友海上火災保険株式会社（以下「乙」という。）とは、相互の連携を強化し、地域社会の発展と市民サービスの更なる向上を推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、相互の連携と協働により、甲が推進するエイジフレンドリーシティの取組（高齢者にやさしいまちの実現のための取組をいう。）をはじめとして、SDGsの取組等地域の諸課題に迅速かつ適切に対応し、もって、地域の活性化及び市民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- （1） 地域産業の振興・経営者支援・民間事業者のSDGs推進に関すること。
- （2） 交通安全の啓発に関すること。
- （3） 被災者の生活再建に向けた支援に関すること。
- （4） 認知症の方の見守りに関すること。
- （5） 人材育成や福利厚生に関すること。
- （6） 前各号のほか、甲及び乙が協議し、必要と認めること。

2 前項の連携及び協力を効果的に推進するため、具体的な取組内容、実施方法等について、甲乙協議の上、別途定める。

3 甲及び乙は、本協定の目的を達成するため、連携・協力を、自らの責任において誠実に遂行する。

4 乙は、第1項各号に定める取組の一部を、甲と協議のうえ、乙の関係会社を実施させることができる。

（連携・協力の要請及び報告）

第3条 甲及び乙は、第1条に定める目的を達成するために、それぞれの連携・協力が必要な場合は原則文書により要請を行うものとする。

2 甲及び乙は、前項に基づき連携・協力を実施した場合は、相手方に対し文書により報告を求めることができる。

（協定の有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、本協定を締結した日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙から書面による解除の申出がない場合は、本協定の有効期間が当該満了日の翌日から1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（協定の解除）

第6部 個別対策項目別関係資料

第5条 甲又は乙のいずれかが本協定の解除を希望する場合は、解除予定日の1か月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を解除することができる。

2 甲は、前条の規定にかかわらず、宝塚市と事業者等との包括連携協定に関する実施要綱第8条第1項各号のいずれかに該当した場合は、本協定を解除することができる。

(反社会的勢力の排除)

第6条 甲および乙は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当し、または報道等により該当する蓋然性が高いと一般的に認められる場合には、相手方は何らの催告を要せず本協定を解除することができる。なお、甲および乙が本条の規定により本協定を解除した場合、解除された相手方に損害が生じて解除した当事者は賠償責任を負わない。

- (1) 甲、乙または甲、乙の役員もしくは実質的に経営に関与する者または従業員等（以下「役職員等」という。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等といった反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）である、または反社会的勢力であった場合
- (2) 甲、乙または甲、乙の役職員等が反社会的勢力に対し、不適切な出資、貸付、資金もしくは役務提供等をしている場合または反社会的勢力と何らかの不適切な取引をしている場合
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、甲、乙または甲、乙の役職員等が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係をもっている場合
- (4) 甲、乙または甲、乙の役職員等が、自らまたは第三者を利用して、相手方に対して暴行、傷害、脅迫、恐喝、威圧等の暴力的行為または詐欺的手法等を用いて不当な要求行為等を行った場合

(協定の見直し)

第7条 甲又は乙のいずれかが本協定の内容の一部の変更を申し出たときは、その都度甲と乙が協議し、当該事項を変更することができる。

(守秘義務)

第8条 甲及び乙は、本協定の有効期間中又は有効期間の終了後を問わず、連携・協力に係る検討又は実施を通じて知り得た相手方の秘密を第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

(疑義等)

第9条 本協定に定めのない事項又は本協定の条項の解釈につき疑義等が生じたときは、甲と乙が協議した上で、その取扱いを決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙がそれぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

令和4年（2022年）2月8日

甲 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
宝塚市
宝塚市長

乙 兵庫県神戸市中央区栄町通1丁目1番18号
三井住友海上火災保険株式会社
神戸支店長

6-2-15-6 宝塚市とエイチ・ツー・オー リテイリング株式会社との包括連携協定書

宝塚市とエイチ・ツー・オー リテイリング株式会社との包括連携協定書

宝塚市（以下「甲」という。）とエイチ・ツー・オー リテイリング株式会社（以下「乙」という。）とは、相互の連携を強化し、地域社会の発展と市民サービスの更なる向上を推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、相互の連携と協働により、SDGsの取組等地域の諸課題に迅速かつ適切に対応し、もって、地域の活性化及び市民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携・協力）

第2条 甲及び乙は、次の各号に掲げる事項において、相互に連携・協力をする。

- （1） 地域活性化に関すること。
 - （2） 環境に関すること。
 - （3） 子ども・教育に関すること。
 - （4） 健康・福祉に関すること。
 - （5） 雇用促進に関すること。
 - （6） 防災・防犯に関すること。
 - （7） 前6号のほか、甲及び乙が協議し、必要と認めること。
- 2 前項の連携及び協力を効果的に推進するため、具体的な取組方法、実施方法等について、甲乙協議の上、別途定める。
- 3 甲及び乙は、本協定の目的を達成するため、連携・協力を自らの責任において誠実に遂行する。

（連携・協力の要請及び報告）

- 第3条 甲及び乙は第1条に定める目的を達成するために、それぞれの連携・協力が必要な場合は文書等により要請を行うものとする。
- 2 甲又は乙は前項に基づき連携・協力を実施した場合は、相手方に対し文書により報告を求めることができる。

（協定の有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、本協定を締結した日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙から書面による解除の申出がない場合は、本協定の有効期間が当該満了日の翌日から1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（協定の解除）

- 第5条 甲又は乙のいずれかが本協定の解除を希望する場合は、解除予定日の1か月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を解除することができる。
- 2 ただし、甲は、乙に対して宝塚市と事業者等との包括連携協定に関する実施要綱第8条の各号のいずれかに該当した場合は、前条の規定にかかわらず、本協定を解除することができる。

(協定の見直し)

第6条 甲又は乙のいずれかが本協定の内容の一部の変更を申し出たときは、その都度甲及び乙が協議し、当該事項を変更することができる。

(守秘義務)

第7条 甲及び乙は、本協定の有効期間中又は有効期間の終了後を問わず、連携・協力に係る検討又は実施を通じて知り得た相手方の秘密を第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

(疑義等)

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定の条項の解釈につき疑義等が生じたときは、甲及び乙が協議した上で、その取扱いを決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和4年（2022年）7月26日

甲

宝塚市東洋町1番1号
宝塚市
宝塚市長

乙

大阪府大阪市北区角田町8番7号
エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社
代表取締役社長

6-2-15-7 宝塚市と阪急阪神ホールディングス株式会社との包括連携協定書

宝塚市と阪急阪神ホールディングス株式会社との包括連携協定書

宝塚市（以下「甲」という。）と阪急阪神ホールディングス株式会社（以下「乙」という。）は、相互に連携・協働して、SDGsに関する課題の解決及び宝塚の魅力を生かしたまちづくりに資する取組を推進するため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携・協働して、地域の諸課題に迅速かつ適切に対応することにより、地域の活力を高め、宝塚市域の持続的な成長及び市民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携・協力）

第2条 甲及び乙は、次の各号に掲げる事項において、相互に連携・協力をする。

- （1） 駅周辺を中心としたまちづくりの推進に関すること。
 - （2） 安全・安心で環境にやさしいまちづくりに関すること。
 - （3） 宝塚の歴史・文化・芸術を生かしたまちづくりに関すること。
 - （4） 地域の活性化につながる観光の推進に関すること。
 - （5） ウェルネスを実現するまちづくりに関すること。
 - （6） 教育・次世代の育成に関すること。
 - （7） 前6号のほか、甲及び乙が協議し、必要と認めること。
- 2 前項の連携及び協力を効果的に推進するため、具体的な取組方法、実施方法等について、甲乙協議の上、別途定める。
- 3 甲及び乙は、本協定の目的を達成するため、連携・協力を自らの責任において誠実に遂行する。

（連携・協力の要請及び報告）

第3条 甲及び乙は第1条に定める目的を達成するために、それぞれの連携・協力が必要な場合は文書等により要請を行うものとする。

- 2 甲又は乙は前項に基づき連携・協力を実施した場合は、相手方に対し文書により報告を求めることができる。

（協定の有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、本協定を締結した日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙から書面による解除の申出がない場合は、本協定の有効期間が当該満了日の翌日から1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（協定の解除）

第5条 甲又は乙のいずれかが本協定の解除を希望する場合は、解除予定日の1か月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を解除することができる。

- 2 ただし、甲は、乙に対して宝塚市と事業者等との包括連携協定に関する実施要綱第8条の各号

のいずれかに該当した場合は、前条の規定にかかわらず、本協定を解除することができる。

(協定の見直し)

第6条 甲又は乙のいずれかが本協定の内容の一部の変更を申し出たときは、その都度甲及び乙が協議し、当該事項を変更することができる。

(守秘義務)

第7条 甲及び乙は、本協定の有効期間中又は有効期間の終了後を問わず、連携・協力に係る検討又は実施を通じて知り得た相手方の秘密を第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

(疑義等)

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定の条項の解釈につき疑義等が生じたときは、甲及び乙が協議した上で、その取扱いを決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

令和4年（2022年）9月12日

甲

宝塚市東洋町1番1号
宝塚市
宝塚市長

乙

大阪市北区芝田1丁目16番1号
阪急阪神ホールディングス株式会社
代表取締役社長

6-2-15-8 宝塚市と大阪ガス株式会社との包括連携協定書

宝塚市と大阪ガス株式会社との包括連携協定書

宝塚市（以下「甲」という。）と大阪ガス株式会社（以下「乙」という。）は、相互に連携・協働して、SDGsに関する課題の解決及び地域活性化に資する取組を推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携・協働して、地域の諸課題に迅速かつ適切に対応することにより、地域の活力を高め、宝塚市域の持続的な成長及び市民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携・協力）

第2条 甲及び乙は、次の各号に掲げる事項において、相互に連携・協力をする。

- （1） 脱炭素社会の実現に向けた政策の推進に関すること。
- （2） 再生可能エネルギーの導入及びエネルギーの利用に関すること。
- （3） 災害レジリエンスの強化にかかる取組に関すること。
- （4） 地域活性化にかかる取組に関すること。

2 前項の連携及び協力を効果的に推進するため、具体的な取組方法、実施方法等について、甲乙協議の上、別途定める。

3 甲及び乙は、本協定の目的を達成するため、連携・協力を自らの責任において誠実に遂行する。

4 甲及び乙が、本条第1項に定める事項以外での連携・協力を行うことを希望する場合は、双方協議した上で、合意した内容について必要に応じて別途覚書等にて定めるものとする。

（連携・協力の要請及び報告）

第3条 甲及び乙は第1条に定める目的を達成するために、それぞれの連携・協力が必要な場合は文書等により要請を行うものとする。

2 甲又は乙は前項に基づき連携・協力を実施した場合は、相手方に対し文書により報告を求めることができる。

（協定の有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、本協定を締結した日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙から書面による解除の申出がない場合は、本協定の有効期間が当該満了日の翌日から1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（協定の解除）

第5条 甲又は乙のいずれかが本協定の解除を希望する場合は、解除予定日の1か月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を解除することができる。

2 ただし、甲は、乙に対して宝塚市と事業者等との包括連携協定に関する実施要綱第8条の各号のいずれかに該当した場合は、前条の規定にかかわらず、本協定を解除することができる。

(協定の見直し)

第6条 甲又は乙のいずれかが本協定の内容の一部の変更を申し出たときは、その都度甲及び乙が協議し、当該事項を変更することができる。

(守秘義務)

第7条 甲及び乙は、本協定の有効期間中又は有効期間の終了後を問わず、連携・協力に係る検討又は実施を通じて知り得た相手方の秘密を、事前に相手方の承諾を得ることなく第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、乙が乙の子会社に開示する場合は、この限りでない。

(疑義等)

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定の条項の解釈につき疑義等が生じたときは、甲及び乙が協議した上で、その取扱いを決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名の上、各自その1通を保有する。

令和5年（2023年）1月19日

甲

宝塚市東洋町1番1号
宝塚市
宝塚市長

乙

大阪市中央区平野町4丁目1-2
大阪ガス株式会社
常務執行役員
エネルギーソリューション事業部長

6-2-15-9 宝塚市と武庫川女子大学との包括連携に関する協定書

宝塚市と武庫川女子大学との包括連携に関する協定書

宝塚市（以下「甲」という。）と武庫川女子大学（武庫川女子大学短期大学部を含む。以下「乙」という。）は、次のとおり包括連携に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が包括的な連携のもと、社会的資源の活用及び人的資源の交流を図り、まちづくりに係る幅広い分野で相互に協力し、地域社会の発展及び人材育成に寄与することを目的とする。

（協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携及び協力する。

- （1） まちづくりに関すること
- （2） 人材育成に関すること
- （3） 学術・研究に関すること
- （4） 教育、文化・芸術、スポーツの振興に関すること
- （5） 子育て支援、健康増進、社会福祉、生涯学習など市民生活の充実に関すること
- （6） 産業の振興及び活性化に関すること
- （7） 防災、安全・安心に関すること
- （8） その他両者が協議して必要と認める事項に関すること

（連絡調整及び定期的な協議）

第3条 甲及び乙は、前条に定める事項の円滑な推進を図るため、それぞれの協力事項について連絡調整に関する担当部署を定めるとともに、定期的に協議を行うものとする。

（協定期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から5年間とする。ただし、本協定の有効期間満了の日から3か月前までに、甲、乙のいずれからも書面をもって更新しない旨の申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第5条 本協定書に定める事項に関する細目については、別途協議して定めるものとする。

2 本協定書に定める事項について疑義が生じた場合及び協定書に定めがない事項については、甲乙双方が誠意をもって協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙署名の上、各々1通を保有する。

令和3年（2021年）2月15日

（甲）宝塚市

宝塚市長 中 川 智 子

（乙）武庫川女子大学

学 長 瀬 口 和 義

6-2-15-10 宝塚市とTOA株式会社との包括連携協定書

宝塚市とTOA株式会社との包括連携協定書

宝塚市（以下「甲」という。）とTOA株式会社（以下「乙」という。）は、相互に連携・協働して、SDGsに関する課題の解決及び地域活性化に資する取組を推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携・協働による活動を推進し、地域の諸課題やニーズに迅速かつ適切に対応し、地方創生の更なる推進に向け、音響や映像を軸とした乙が保有する技術の活用の推進により、宝塚市域の持続的な成長及び市民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携・協力）

第2条 甲及び乙は、次の各号に掲げる事項において、相互に連携・協力をする。

- （1） 安全・安心な生活実現のための防災・防犯分野での技術の実証に関すること。
- （2） 次代を担う子どもたちへの教育や次世代の教育現場の実証に関すること。
- （3） 宝塚の文化芸術や地域資源を生かした観光振興に関すること。
- （4） 地域課題解決に向けた先進技術を活用した実証に関すること。
- （5） 甲は乙の研究開発や実証実験に連携・協力を行うこと。
- （6） 前5号のほか、甲及び乙が協議し、必要と認めること。

2 前項の連携及び協力を効果的に推進するため、具体的な取組方法、実施方法等について、甲乙協議の上、別途定める。

3 甲及び乙は、本協定の目的を達成するため、連携・協力を自らの責任において誠実に遂行する。

（連携・協力の要請及び報告）

第3条 甲及び乙は第1条に定める目的を達成するために、それぞれの連携・協力が必要な場合は文書等により要請を行うものとする。

2 甲又は乙は前項に基づき連携・協力を実施した場合は、相手方に対し文書により報告を求めることができる。

（協定の有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、本協定を締結した日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙から書面による解除の申出がない場合は、本協定の有効期間が当該満了日の翌日から1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（協定の解除）

第5条 甲又は乙のいずれかが本協定の解除を希望する場合は、解除予定日の1か月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を解除することができる。

2 ただし、甲は、乙に対して宝塚市と事業者等との包括連携協定に関する実施要綱第8条の各号のいずれかに該当した場合は、前条の規定にかかわらず、本協定を解除することができる。

第6部 個別対策項目別関係資料

(協定の見直し)

第6条 甲又は乙のいずれかが本協定の内容の一部の変更を申し出たときは、その都度甲及び乙が協議し、当該事項を変更することができる。

(守秘義務)

第7条 甲及び乙は、本協定の有効期間中又は有効期間の終了後を問わず、連携・協力に係る検討又は実施を通じて知り得た相手方の秘密を第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

(疑義等)

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定の条項の解釈につき疑義等が生じたときは、甲及び乙が協議した上で、その取扱いを決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

令和5年（2023年）12月8日

甲

宝塚市東洋町1番1号
宝塚市
宝塚市長

乙

神戸市中央区港島中町7丁目2番1号
TOA株式会社
代表取締役社長

6-2-15-11 宝塚市と新明和工業株式会社との包括連携協定書

宝塚市と新明和工業株式会社との包括連携協定書

宝塚市（以下「甲」という。）と新明和工業株式会社（以下「乙」という。）は、相互に連携・協働して、SDGsに関する課題の解決及び地域活性化に資する取組を推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携・協働して、地域の諸課題に迅速かつ適切に対応することにより、地域の活力を高め、宝塚市域の持続的な成長及びサービスの向上を図ることを目的とする。

（連携・協力）

第2条 甲及び乙は、次の各号に掲げる事項において、相互に連携・協力をする。

- （1）災害に強いまちづくりに関すること。
 - （2）脱炭素社会の実現に向けたまちづくりに関すること。
 - （3）都市・輸送・環境インフラの高度化に関すること。
 - （4）多様性のあるまちづくりに関すること。
 - （5）先進技術やイノベーションによる地域課題の解決に関すること。
 - （6）前5号のほか、甲及び乙が協議し、必要と認めること。
- 2 前項の連携及び協力を効果的に推進するため、具体的な取組方法、実施方法等について、甲乙協議の上、別途定める。
- 3 甲及び乙は、本協定の目的を達成するため、連携・協力を自らの責任において誠実に遂行する。

（連携・協力の要請及び報告）

- 第3条 甲及び乙は第1条に定める目的を達成するために、それぞれの連携・協力が必要な場合は文書等により要請を行うものとする。
- 2 甲又は乙は前項に基づき連携・協力を実施した場合は、相手方に対し文書により報告を求めることができる。

（協定の有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、本協定を締結した日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙から書面による解除の申出がない場合は、本協定の有効期間が当該満了日の翌日から1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（協定の解除）

- 第5条 甲又は乙のいずれかが本協定の解除を希望する場合は、解除予定日の1か月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を解除することができる。
- 2 ただし、甲は、乙に対して宝塚市と事業者等との包括連携協定に関する実施要綱第8条の各号のいずれかに該当した場合は、前条の規定にかかわらず、本協定を解除することができる。

第6部 個別対策項目別関係資料

(協定の見直し)

第6条 甲又は乙のいずれかが本協定の内容の一部の変更を申し出たときは、その都度甲及び乙が協議し、当該事項を変更することができる。

(守秘義務)

第7条 甲及び乙は、本協定の有効期間中又は有効期間の終了後を問わず、連携・協力に係る検討又は実施を通じて知り得た相手方の秘密を、事前に相手方の承諾を得ることなく第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、乙が乙の子会社に開示する場合は、この限りでない。

(疑義等)

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定の条項の解釈につき疑義等が生じたときは、甲及び乙が協議した上で、その取扱いを決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

令和6年（2024年）3月28日

甲

宝塚市東洋町1番1号
宝塚市
宝塚市長

乙

宝塚市新明和町1番1号
新明和工業株式会社
取締役社長

6-2-15-12 宝塚市と尼崎信用金庫との包括連携協定書

宝塚市と尼崎信用金庫との包括連携協定書

(目的)

第1条 本協定は、甲及び乙が、SDGsの達成に向けた取組を進めるとともに、地域課題の解決、地域活性化及び市民サービスの向上を図る協働・共創の取組を推進し、もって持続的に発展できるまちづくりを実現することを目的とする。

(連携・協力)

第2条 甲及び乙は、次の各号に掲げる事項において、相互に連携・協力をする。

- (1) 産業振興に関すること。
- (2) 次代を担う子どもたちへの教育に関すること。
- (3) スポーツの振興及び健康増進に関すること。
- (4) 防災・防犯に関すること。
- (5) 市政情報の発信に関すること。
- (6) 前各号のほか、甲及び乙が協議し、必要と認めること。

2 甲及び乙は、前項の連携・協力を効率的かつ効果的に推進するため、必要に応じ、調整等を行うことができる。この場合において、その具体的な実施方法については、甲と乙が協議して決定する。

3 甲と乙は、第1項の連携・協力を推進するに当たり、必要に応じ、近隣市町、他の事業者等との間で連携・協力が図られるよう努めるものとする。

4 甲及び乙は、本協定の目的を達成するため、連携・協力を自らの責任において誠実に遂行する。

(連携・協力の要請及び報告)

第3条 甲及び乙は、第1条に定める目的を達成するために、それぞれの連携・協力が必要な場合は、文書等により要請を行うものとする。

2 甲又は乙は、前項に基づき連携・協力を実施した場合は、相手方に対し文書により報告を求めることができる。

(協定の有効期間)

第4条 本協定の有効期間は、本協定を締結した日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1月前までに、甲又は乙から書面による解除の申出がない場合は、本協定の有効期間が当該満了日の翌日から1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(協定の解除)

第5条 甲又は乙のいずれかが本協定の解除を希望する場合は、解除予定日の1月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を解除することができる。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、乙が宝塚市と事業者等との包括連携協定に関する実施要綱第9条各号のいずれかに該当した場合は、本協定を解除することができる。

(協定の見直し)

第6部 個別対策項目別関係資料

第6条 甲又は乙のいずれかが本協定の内容の一部の変更を申し出たときは、その都度甲と乙が協議し、当該事項を変更することができる。

(守秘義務)

第7条 甲及び乙は、本協定の有効期間中又は有効期間の終了後を問わず、連携・協力に係る検討又は実施を通じて知り得た相手方の秘密を第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

(疑義等)

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定の条項の解釈につき疑義等が生じたときは、甲と乙が協議した上で、その取扱いを決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙がそれぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和7年（2025年）1月22日

甲 宝塚市東洋町1番1号
宝塚市
宝塚市長

乙 尼崎市開明町3丁目30番地
尼崎信用金庫
理事長

6-2-15-13 宝塚市と株式会社ティップネスとの包括連携協定書

宝塚市と株式会社ティップネスとの包括連携協定書

宝塚市（以下「甲」という。）と株式会社ティップネス（以下「乙」という。）とは、包括連携に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、SDGsの達成に向けた取組を進めるとともに、地域課題の解決、地域活性化及び市民サービスの向上を図る協働・共創の取組を推進し、もって持続的に発展できるまちづくりを実現することを目的とする。

（連携・協力）

第2条 甲及び乙は、次の各号に掲げる事項において、相互に連携・協力をする。

- （1）健康・福祉に関すること。
- （2）スポーツの振興に関すること。
- （3）防災に関すること。
- （4）子ども・教育に関すること。
- （5）前各号に掲げるもののほか、甲及び乙が協議し、必要と認めるもの

2 甲及び乙は、前項の連携・協力を効率的かつ効果的に推進するため、必要に応じ、調整等を行うことができる。この場合において、その具体的な実施方法については、甲と乙が協議して決定する。

3 甲と乙は、第1項の連携・協力を推進するに当たり、必要に応じ、近隣市町、他の事業者等との間で連携・協力が図られるよう努めるものとする。

4 甲及び乙は、本協定の目的を達成するため、連携・協力を自らの責任において誠実に遂行する。

（連携・協力の要請及び報告）

第3条 甲及び乙は、第1条に定める目的を達成するために、それぞれの連携・協力が必要な場合は、文書等により要請を行うものとする。

2 甲又は乙は、前項に基づき連携・協力を実施した場合は、相手方に対し文書により報告を求めることができる。

（協定の有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、本協定を締結した日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1月前までに、甲又は乙から書面による解除の申出がない場合は、本協定の有効期間が当該満了日の翌日から1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

（協定の解除）

第5条 甲又は乙のいずれかが本協定の解除を希望する場合は、解除予定日の1月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を解除することができる。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、乙が宝塚市と事業者等との包括連携協定に関する実施要綱第

第6部 個別対策項目別関係資料

9条各号のいずれかに該当した場合は、本協定を解除することができる。

(協定の見直し)

第6条 甲又は乙のいずれかが本協定の内容の一部の変更を申し出たときは、その都度甲と乙が協議し、当該事項を変更することができる。

(守秘義務)

第7条 甲及び乙は、本協定の有効期間中又は有効期間の終了後を問わず、連携・協力に係る検討又は実施を通じて知り得た相手方の秘密を第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

(疑義等)

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定の条項の解釈につき疑義等が生じたときは、甲と乙が協議した上で、その取扱いを決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙がそれぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和7年(2025年)9月5日

甲 宝塚市東洋町1番1号

宝塚市
宝塚市長

乙 東京都千代田区四番町5番地6
日テレ四番町ビル1号館3階
株式会社ティップネス
代表取締役社長執行役員

6-3 感染症対策活動・生活衛生対策に関する事項

6-3-1 下水道復旧方針

下水道復旧方針

阪神・淡路大震災によって、面的にめぐらされた下水管網は相当の被害を受けた。この結果、し尿、生活排水障害による住民生活に不便が生じた。

下水道は、水道、電気、ガス等の供給系と並ぶ重要なライフラインであり、住民生活、自然環境を守るために不可欠な基盤施設であることが再認識された。

また、下水道施設は被災しなくとも、水道の供給停止によって水洗トイレが使えない状況が予想される。

1 初動体制

(1) 下水道対策班の設置

災害発生後は、迅速かつ効果的な応急対策を実施するために、下水道対策班を設置する。

(2) 動員体制

①非常配備体制の確立

災害時には、次の対応が必要になるため、これらに必要な要員を確保できる体制を確立する。

ア 住民への対応

イ 被害状況の把握

ウ その他関係機関との情報交換等

エ 職員の出動体制

(3) 情報収集

①下水道施設等の情報収集

災害発生後、迅速かつ効果的に被害状況の情報を収集するためには、下水道施設等資料の確保が重要な役割を果たす。これらの資料確保を踏まえた上で、以下に示す項目を災害状況に併せて情報収集する。

ア 公共下水道管渠施設の被害状況

イ 排水施設の被害状況

ウ 市管理の水路の被害状況

2 応急対策

(1) 災害復旧資機材の整備・調達

災害発生時に必要とされる全ての資機材を保管することは、経済的、スペース的にも非効率である。したがって、資機材等の不足する場合は、他の市町や業者等から調達する。

(2) 主要幹線管渠等重要性の高い施設から調査を行い、市職員のみで対応できないと判断される場合は、下水道災害復旧受援計画に基づき、他の市町、施工業者等の支援を求め、緊急に調査を行う。

(3) 応急復旧の基本方針

下水道施設等は、市民生活に必要不可欠なものであり、応急復旧については、緊急性・重要性の高いものから復旧にかかる。

また、復旧にあたっては、二次災害が発生しないよう十分に注意を払う。

(4) 応急復旧方法

ア 公共下水道管渠・市管理水路

流水能力の確保、道路の陥没や雨水による浸水などの防止が最優先であり、危険個所の早期把握と緊急度の評価を行い、施工業者の手配と割振り等を行い、現場作業を行う。

イ 市民からの修理相談については、窓口を設置し、設備業者の協力を得て対応する。

6-3-2 ごみ処理施設の現況

(1) ごみ処理施設

施設	施設規模	建築概要	床面積	竣工年月日
ごみ焼却施設 全連続燃焼式 焼却炉	320t/日 (160t/日×2基)	鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造 地下2階地上5階建	8,621.26 m ²	昭和63年10月
仮設リサイクル処理 施設	39.9t/日 (1日=5H)	鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造	3265.51 m ²	令和6年3月
クリーンセンター 管理棟		鉄筋コンクリート造 地上3階建	1,496.68 m ²	平成2年2月

6-3-3 感染症対策用薬剤所要量の算出方法

(1) 薬剤所要量の算出方法

撒布場所、種類例	算出方法
家屋内 1%フェニトロチオン油剤等	指示地域内の罹災戸数×85.8 m ² ×(1-0.5)×0.05 $\frac{\text{リットル}}{\text{トール}}$ (家屋 39.6 m ² の場合)
便所等 オルソジクロールベンゾール剤	指示地域内の罹災戸数×1 m ² ×0.06 $\frac{\text{リットル}}{\text{トール}}$
家屋外及び塵芥等 1.5% フェニトロチオン粉剤等	指示地域内の罹災戸数×56.1 m ² ×15g (敷地 56.1 m ² の場合)

(2) 消毒薬剤所要量の算出方法

区分	薬剤の種類 (例示)	薬剤量算出方法
全壊・半壊家屋	クレゾール 普通石灰 次亜鉛素酸ナトリウム	全半壊戸数 × 200 g 全半壊戸数 × 6 kg 井戸の数 (概略) × 1,340 m $\frac{\text{リットル}}{\text{トール}}$

6-3-4 兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定

兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害の発生時において、兵庫県（以下「県」という。）、各市町及び関係一部事務組合（以下「市町等」という。）が協力して実施する災害廃棄物の処理を円滑に実施するための相互応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。

2 この協定において、「災害廃棄物」とは、災害によって発生した廃棄物（ごみ、し尿、がれき等）で市町が、生活環境保全上特に処理が必要と判断したものをいう。

3 この協定における「応援」とは、次に掲げることをいう。

- (1) 災害廃棄物処理に必要な資機材等の提供及びあつせん
- (2) 災害廃棄物処理に必要な職員の派遣
- (3) 焼却、破砕等の中間処理の実施及び処理業者のあつせん
- (4) 前各号に掲げるもののほか、災害廃棄物の処理に関し必要な事項

(相互応援体制)

第3条 災害が発生した場合の相互応援体制は、別図の組織図による。

2 災害の発生時に迅速かつ円満な災害廃棄物処理を実施するため、県内を神戸、阪神南、阪神北、東播磨、北播磨、中播磨、西播磨、但馬、丹波及び淡路の10ブロック（以下「ブロック」という。）に分ける。

3 各ブロックには、それぞれ幹事市町を置く。

4 相互応援の調整は、県が行う。

(応援要請)

第4条 被災市町が応援を求めようとする場合は、県に必要な措置を要請するものとする。

2 県は、被災市町における災害の発生状況や応援要請内容を踏まえ、被災市町の属するブロックの幹事市町と調整し、ブロック内での対応が可能な場合、ブロック内の市町等へ応援を要請する。なお、被災市町が直接、近隣の市町等へ応援を要請することを妨げない。この場合、その旨を県に報告するものとする。

3 被災市町の属するブロック内での対応が困難な場合には、県は他ブロックの幹事市町と調整し、他ブロックの市町等へ応援を要請する。

4 県内での応援では対応が困難な場合には、県は他府県に応援を要請し、調整を図る。

5 他府県からの応援を受け入れるとき、県は速やかに被災市町と必要な調整を行うものとする。

(応援要請の手続)

第5条 応援要請は、原則として次の事項を明確に記載した応援要請書（様式第1号）により、速やかに行うものとする。ただし、そのいとまがない場合には、口頭、電話、電信等、災害時において使用可能な方法で要請を行い、後に応援要請書を送付するものとする。

- (1) 連絡責任者
- (2) 災害の種類、発生日時、場所、災害による被災の状況

(3) 応援要請内容（必要とする人員、車輛、資機材等の名称及び数量、処理量の見込み、応援場所及び応援予定期日）

(4) 災害廃棄物の発生状況と仮置場

(5) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の実施）

第6条 応援要請を受けた市町等は、自らの業務に支障がない限り、極力これに応じ、応援に努めるものとする。

2 緊急に応援を行う必要があると認められる場合は、市町等の自主的な判断により行うことができるものとする。その場合、その旨を県に連絡するものとする。

3 他府県からの応援要請に基づき、県が応援要請した場合、市町等は、可能な限りこれに応じ、応援に協力するものとする。

（応援実施内容の報告）

第7条 応援市町等は、災害廃棄物処理に関する応援を行った場合は、次の内容を（様式第2号）により県に報告するものとする。

（災害廃棄物処理対策連絡会議）

第8条 この協定に係る災害廃棄物処理対策に関する情報交換や連絡等必要な事項の協議及び調整を行うため、災害廃棄物処理対策連絡協議会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

2 連絡会議は、県、県民局環境課並びに第3条第2項の各ブロック幹事市町で構成する。

3 連絡会議の事務局は、兵庫県健康生活部環境局環境整備課（以下「環境整備課」という。）に置く。

（関連情報の整備）

第9条 各市町等は、災害時における応援活動を円滑に行うため、次の各号に掲げる事項を（様式第3号）により、毎年5月末日までに環境整備課に提出するものとし、その後に変更が生じた場合には速やかに再提出するものとする。

(1) 連絡担当部課等

(2) ごみの仮置場の確保状況

(3) 応急備蓄資材等の保有状況

(4) 前各号に掲げるもののほか必要な資料

2 環境整備課は、前項の情報をとりまとめ、速やかに整理の上、市町等に送付するものとする。

（経費負担）

第10条 第2条第3項に規定する応援に要する経費は、法令その他別段の定めがあるものを除くほか、原則として応援要請をした市町が負担するものとし、支払方法等については要請市町、応援市町等が双方で協議し、決定するものとする。

（補 則）

第11条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、県及び市町等がその都度協議して定めるものとする。

（適 用）

第12条 この協定は、平成17年9月1日から適用する。

この協定の成立を証するため、本協定書3通を作成し、兵庫県知事、各市町長及び関係一部事務組合管理者が記名押印の上、兵庫県知事、兵庫県市長会会長市長及び兵庫県町村会会長町長が各1通を保有し、他の市町等はその写しを保有する。

第6部 個別対策項目別関係資料

平成17年9月1日

兵庫県

兵庫県知事 井戸 敏三

神戸市

神戸市長 矢田 立郎

宝塚市

宝塚市長 渡部 完

以下略

6-3-5 災害時の廃棄物処理に関する応援協定

災害時の廃棄物処理に関する応援協定

(一般廃棄物収集運搬)

(趣旨)

第1条 この協定は、宝塚市における災害の発生時において、宝塚市（以下「甲」という。）と宝塚市一般廃棄物収集運搬許可業者（以下「乙」という。）が、災害廃棄物処理に関する応援を円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。

2 この協定において、「災害廃棄物」とは、災害時に発生した廃棄物で、市が生活環境の保全上、特に処理が必要と判断したものをいう。

3 この協定における「応援」とは、次に掲げることをいう。

- (1) 災害廃棄物処理に必要な資機材等の提供及び斡旋
- (2) 災害廃棄物処理に必要な人員の派遣
- (3) 前各号に掲げるものの他、災害廃棄物の処理に関し必要な事項

(応援要請)

第3条 甲は被災市民の要請があり、乙に応援を求める必要があると認める場合は、乙に対し、応援を要請するものとする。

(応援要請の手続き)

第4条 応援要請は、原則として次の事項を明確に記載した応援要請書（様式第1号）により、速やかに行うものとする。ただし、その暇がない場合には、口頭、電話、電信等、災害時において使用可能な方法で要請を行い、後日速やかに応援要請書を送付するものとする。

- (1) 連絡責任者
- (2) 応援要請内容（必要とする人員、車輛、資機材等の名称及び数量、応援場所及び応援予定日）
- (3) その他、必要な事項

(応援の実施)

第5条 乙は、応援要請を受けた場合、可能な範囲でこれに応じ、応援を行うものとする。

2 乙は、市担当者の指示に従い、災害廃棄物処理に関する応援を行うものとする。

(応援実施内容の報告)

第6条 乙は、災害廃棄物処理に関する応援を行ったときは、次の各号に掲げる事項を文書で甲に通知するものとする。

- (1) 応援の実施内容
- (2) その他必要な事項

(経費負担)

第7条 応援に要する経費は、原則として甲が負担するものとし、支払方法等については、甲と乙が協議のうえ、決定するものとする。

第6部 個別対策項目別関係資料

(補 則)

第8条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度
 甲乙協議のうえ定めるものとする。

(適 用)

第9条 この協定は、協定締結日から適用する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成18年 9月 1日

甲 兵庫県宝塚市東洋町1番1号

宝塚市

市長 阪上 善秀

乙 (宝塚市一般廃棄物収集運搬許可業者)

(様式第1号)

災害時の廃棄物処理に関する応援協定 応援要請書

令和 年 月 日

様

宝塚市

下記により「災害時の廃棄物処理に関する応援協定」に基づき応援を要請します。

記

1 連絡先

担当部課	宝塚市 環境部 クリーンセンター 管理課		
連絡責任者			
電子メールアドレス			
電話	ー ー	FAX	ー ー
備考			

2 応援要請内容

	項 目	車輛、資機材等の名称	数量	応援場所	応 援 期 間
し 尿	仮設トイレ (要・不要)	—			
		—			
		—			
		—			
	バキューム車 (要・不要)	t 車			
		t 車			
		t 車			
		t 車			
		t 車			
	ご み	収 集 車 (要・不要)			
その他の収集運 搬機材 (要・不要)					

6-3-6 災害時における浄化槽の復旧活動等に関する応援協定書

災害時における浄化槽等の復旧活動等に関する応援協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、宝塚市（以下「甲」という。）と一般社団法人兵庫県水質保全センター（以下「乙」という。）との間で大規模災害時における浄化槽等の復旧活動等について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 大規模災害とは、災害対策基本法における災害の定義のうち、震度6弱以上の地震や被害の大きな津波、豪雨若しくは洪水等によって生じる被害とする。

(応援要請)

第3条 甲は、大規模災害により、浄化槽等の復旧活動等について必要があると認められるときは、乙に対し応援要請を行うことができる。

(応援要請の手続)

第4条 甲の応援要請は、原則として次に掲げる事項を記載した要請書により、乙に対し行うものとする。ただし、甲の要請が緊急を要する場合には、口頭または電話等により行い、その後速やかに文書を乙に送付するものとする。

(1) 責任者の所属及び氏名

(2) 応援要請の内容

(3) その他必要な事項

(応援業務)

第5条 乙は、甲の要請があったときは、災害対策本部を設置し、乙の役員及び職員並びに必要な応じて会員を招集し、次の応援業務を行うものとする。

(1) 被災地域における浄化槽の被害状況等に関する情報の収集及び実態調査

(2) 被災地における浄化槽に関する住民相談の対応

(3) 市町村設置整備事業等により設置した浄化槽の修補工事

(経費負担)

第6条 前条の応援業務に要する経費は、第1号及び第2号については乙が負担し、第3号については、甲が負担するものとする。

2 甲が負担する費用については、甲と乙が協議のうえ決定するものとする。

(相互の協議)

第7条 甲と乙は、応援業務の内容、方法等について、必要に応じ相互に協議し、確認するものとする。

(応援のための通行)

第8条 甲は、乙による応援業務が円滑に実施できるよう、災害対策基本法に基づく緊急通行車両の通行が図れるように努めるものとする。

(実施報告)

第9条 乙は、第5条に規定する応援業務を終了したときは、速やかに甲に対し文書で報告するものとする。

(損害賠償)

第10条 第5条の規定により応援業務に従事する乙の職員及び会員は、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に加入した者を充て、その業務における事故等の災害で死亡し、負傷し、または後遺障害が残った場合の損害賠償については、労働者災害補償保険法その他の法令によるものとする。

(災害対策会議等への参画)

第11条 甲は、必要あると認めた場合は、乙に対し、甲の主催する災害対策関係会議等に出席を求めることができる。

(連絡窓口)

第12条 この協定に伴う事務は、甲においては宝塚市環境部クリーンセンター管理課、乙においては一般社団法人兵庫県水質保全センター事務局を窓口として行うものとする。

2 甲の組織に変更が生じた場合、前項に規定する甲の事務は、変更後の浄化槽等を所管する組織を充てるものとする。

(補則)

第13条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

(協定の適用)

第14条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から書面による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

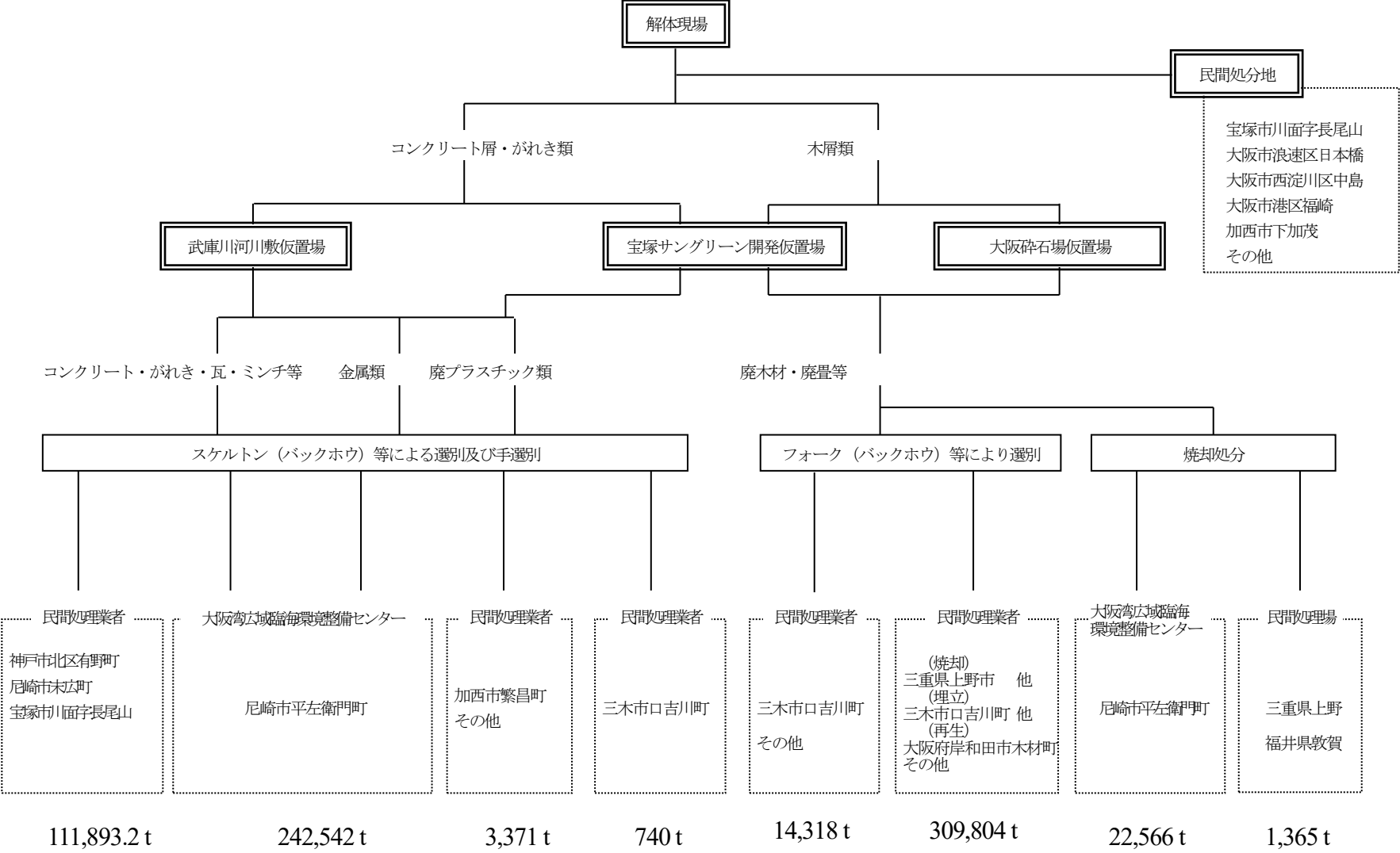
この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成27年5月1日

甲 宝塚市東洋町1番1号
宝塚市長 中川 智子

乙 神戸市中央区港島南町3丁目3番8号
一般社団法人 兵庫県水質保全センター
会長 谷口 正

阪神淡路大震災時の災害廃棄物処理事業フロー（参考）



6-4 応急給水対策等に関する事項

6-4-1 市上下水道局災害応急対策計画

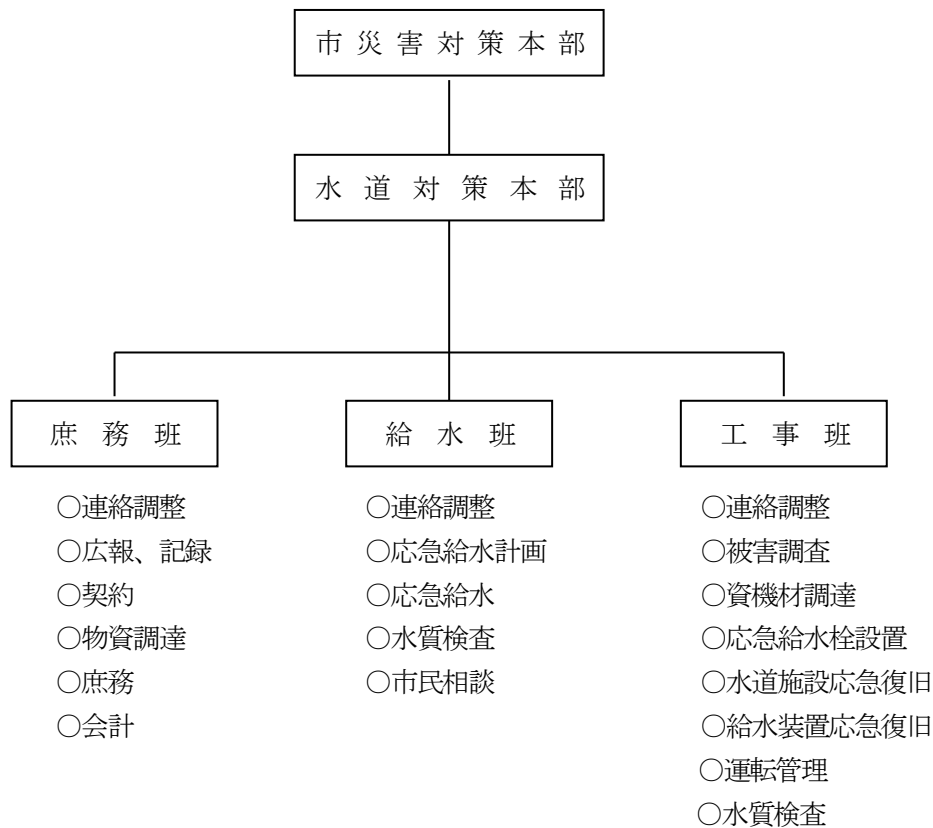
市上下水道局災害応急対策計画

災害時の応急給水活動や応急復旧作業に関し、整然かつ的確な業務を遂行するため、災害応急対策計画を定める。

1 初動体制計画

災害時における初動体制計画の編成は、次のとおりとし、水道施設の被害状況調査や復旧作業について、迅速かつ的確に対処するとともに、断水地域に対する応急給水を実施する。

【災害時初動体制計画】



2 応急給水計画

断水地域等に対する応急給水計画は、おおむね次のとおりとする。

(1) 応急給水の基本事項

応急給水は、避難所、病院等の緊急施設や断水地域に対して実施するものとし、給水方法は、拠点給水及び運搬給水によるものとする。

(2) 給水班の編成

給水班は、市上下水道局及び市給水協力部局並びに他の水道事業者等からの支援団体で編成する。

3 応急給水栓設置計画

水道施設の被害状況やその復旧計画、並びに通水状況等を総合的に判断し、あらかじめ設定し

た応急給水栓設置計画に基づき、給水拠点箇所に、順次、応急給水栓を設置する。

4 応急復旧計画

応急復旧計画は、おおむね次のとおりとする。

(1) 応急復旧の目標期間

地震発生後、おおむね4週間以内の復旧を目標とする。

(2) 被害状況調査

被災後、直ちに水道施設の目視調査を実施するとともに、必要に応じ、専門機関による詳細調査を実施する。

(3) 復旧班の編成

復旧班は、市上下水道局及び市指定給水装置事業者等の民間団体並びに他の水道事業者からの支援団体で編成する。

(4) 水道施設の応急復旧の基本的方策

①基幹施設

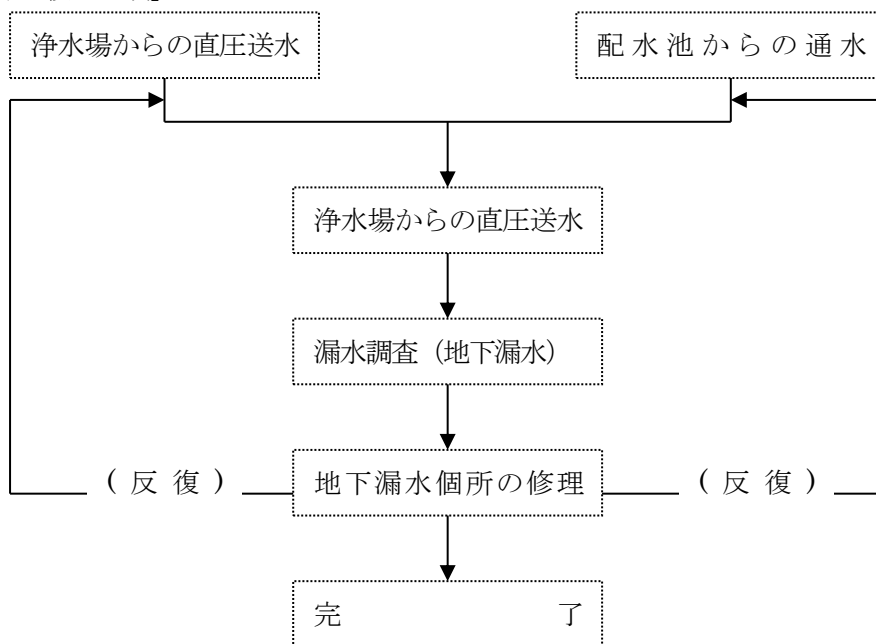
基幹施設の応急復旧は、給水機能の確保を最優先とした復旧計画とし、速やかな復旧に努める。復旧に長時間を要する場合には、予備設備の有効活用や他系統からの水運用なども検討し、復旧に伴う給水量の増加に対処するものとする。

②管 路

管路の応急復旧は、可能な限り、避難所や中継拠点病院等への復旧に努めるとともに、送水管、配水幹線、給水拠点施設に至る路線を優先する。

また、順次、配水調整を行いつつ配水枝線の復旧に努め、断水地域を減少していくものとする。

【管路の復旧手順】



③給水装置

給水装置の応急復旧は、原則として送、配水管に次いで行うが、公道部分の損傷で配水管と同時に復旧が可能な場合は、並行して復旧を進める。この場合、給水装置全体の損傷を調査し、給水管の漏水により配水管の通水に支障が生じることが予測される場合は、一時的に給水管への通水を止めることとする。

6-4-2 応急給水栓設置計画

応急給水栓設置計画

震災時の応急給水対策として、おおむね半径 500 m以内に1箇所の割合で給水所を確保することを目的として、本計画を策定する。

- 1 震災直後、停電状態で送、配水管が多数損傷している状況。
惣川浄水場、生瀬浄水場、川面浄水場、小浜浄水場の4浄水場に応急給水栓を設置する。

- 2 電気が復旧して、送水管の復旧作業が完了した状況。
各配水池、送水管を利用して、応急給水栓を設置する（23箇所）

- 3 配水本管（φ150mm以上の配水管）の復旧作業が完了した状況。

消火栓に差込式接手(65A×40A)を取り付けてφ40HI ビニール管を配管し、応急給水栓を設置する。

配水本管上の消火栓（34箇所）に応急給水栓を設置し、その後は配水支管（φ100mm以下）の復旧に合わせて応急給水栓を設置する。

- 4 飲料水兼用耐震性貯水槽を利用して給水を行う。
良元小学校、御殿山中学校、市立スポーツセンター、市立中山台コミュニティセンター、山本新池公園、伊子志せせらぎ広場、末広中央公園及び西谷庁舎に設置している飲料水兼用耐震性貯水槽より給水する。

- 5 応急給水栓保管場所

- (1) 浄水場、配水池については、現地に保管する。
- (2) 消火栓利用の応急給水栓は、上下水道局資材庫に保管する。

第6部 個別対策項目別関係資料

(1) 浄水場

No.	施設名	所在地	備考
1	惣川浄水場	すみれガ丘4丁目2番1号	すみれガ丘1、2、4丁目 桜ガ丘
2	生瀬浄水場	西宮市生瀬東町4番1号	桜ガ丘 栄町3丁目 川面5、6丁目
3	川面浄水場	旭町3丁目92番地	美座1、2丁目 旭町1丁目～3丁目 武庫川町、宮の町 小浜3丁目
4	小浜浄水場	小浜3丁目5番20号	小浜1丁目～5丁目 美座1、2丁目 旭町2丁目・鶴の荘・向月町

(2) 配水池

(〔○〕＝緊急遮断弁設置)

No.	施設名	所在地	備考
1	高丸下配水池	仁川高丸1丁目6番16号 (仁川高丸中央公園北200m)	仁川高丸1丁目～3丁目 仁川高台1丁目 仁川旭ガ丘・仁川月見ガ丘 仁川団地・仁川うぐいす台
2	逆瀬下配水池	千種4丁目13番9号 (阪急逆瀬川駅上流700m)	千種1丁目～4丁目 野上1丁目～6丁目 宝梅1、2丁目 逆瀬川2丁目 社町
3	ゆずり葉下配水池	ゆずり葉台2丁目6番20号 (ゆずり葉第2公園隣)	ゆずり葉台1、2丁目
4	白瀬下配水池 〔○〕	逆瀬台2丁目3番地362 (宝塚高校東隣)	逆瀬台1丁目～6丁目 青葉台1、2丁目
5	逆瀬上配水池	野上6丁目34番地1 (西山小学校南隣)	千種3、4丁目 野上3丁目～6丁目 逆瀬台1、4丁目
6	寿楽荘配水池 〔○〕	宝梅3丁目85番地1 (宝梅中学校西隣)	青葉台1、2丁目 宝梅2、3丁目 光ガ丘1、2丁目 宝松苑・寿楽荘
7	紅葉谷下配水池	武庫山2丁目121番地2 (紅葉谷橋横)	武庫山1、2丁目・紅葉ガ丘 月見山1、2丁目・光ガ丘2丁目 湯本町
8	長寿ガ丘配水池	月見山2丁目15番地 (月見山第3公園西50m)	月見山1、2丁目・長寿ガ丘 紅葉ガ丘・湯本町・武庫山2丁目 栄町2、3丁目
9	すみれガ丘上配水池 〔○〕	すみれガ丘3丁目3番6号 (ノースハイツ1番館北側)	すみれガ丘1丁目～4丁目
10	高台下配水池 〔○〕	御殿山4丁目46番地 (中国自動車道北へ100m)	御殿山2丁目～4丁目 すみれガ丘1丁目～4丁目 川面6丁目

第6部 個別対策項目別関係資料

No.	施設名	所在地	備考
11	米谷下配水池 [◎]	売布ガ丘3番5号 (中国自動車道横)	売布きよしガ丘・泉ガ丘 売布ガ丘・売布山手町 米谷2丁目・売布1丁目～4丁目 清荒神2丁目～4丁目
12	泉ガ丘配水池	泉ガ丘226番地2 (泉ガ丘住宅北)	売布きよしガ丘・泉ガ丘 売布山手町・売布4丁目 中山荘園
13	中山台配水池	中山桜台1丁目20番8号	中山台1、2丁目 中山桜台1丁目～5丁目 中山五月台1、2丁目
14	桜台中配水池 [◎]	中山桜台4丁目24番3号 (中山台小学校横)	中山桜台2丁目～7丁目
15	中筋上配水池 [◎]	山本台3丁目195番地 (公園横)	山本台1丁目～3丁目 山本中1丁目 山手台西1丁目 中筋山手3、4丁目
16	月見ガ丘配水池	平井山荘22番地8号 (平井山荘北公園山側)	平井山荘 平井1丁目～4丁目
17	花屋敷下配水池	長尾台2丁目126番地 (宝塚造形芸術大学西隣)	長尾台1、2丁目 花屋敷つつじガ丘 雲雀丘山手1丁目
18	送水管 (最明寺川架設)	南ひばりガ丘2丁目 13番地先 (グリーンコーポひばりガ丘前)	南ひばりガ丘1丁目～3丁目 山本南3丁目 口谷西1、2丁目 平井3丁目～7丁目
19	送水管(中筋7丁目 長尾線埋設)	長尾町1丁目6番地先 (浪速短期大学西側交差点)	長尾町・中筋3、6、7丁目 山本南1丁目・山本中3丁目 山本西3丁目
20	送水管(高司1丁目)	高司1丁目4番地先 (わかくさ保育所東側)	高司1丁目～3丁目 大吹町 未成町 光明町 大成町 中野町 谷口町 鹿塩1丁目 小林5丁目 駒の町

第6部 個別対策項目別関係資料

No.	施設名	所在地	備考
21	送水管	塔の町3番35地先 (グリーンハイム塔の町前)	塔の町 仁川団地 仁川うぐいす台 仁川台 谷口町 中野町 小林2、5丁目 千種2、3丁目 大成町
22	山手台下配水池 [◎]	山手台東2丁目7番地944	山手台西1、2丁目 山手台東1、2丁目 中山五月台1丁目
23	小浜配水池 [◎]	小浜3丁目208番地外	小浜2丁目～5丁目 美座2丁目 鶴の荘 向月町

(3) 配水管幹線

No.	設置消火栓番号	所在地	備考
1	No. 20 又はNo.1046	鹿塩2丁目 (県道塩瀬門戸荘線競馬場横)	鹿塩1、2丁目 仁川北2、3丁目 大吹町 大成町 駒の町 仁川台 仁川月見ガ丘 仁川宮西町
2	No. 820 又はNo. 968	小林5丁目 (県道塩瀬門戸荘線、 イズミヤ東300 m)	中野町 大吹町 大成町 谷口町 光明町 福井町 未成町 高司1、2丁目 小林2、4、5丁目
3	No. 991	高司4丁目2 (県道宝塚池田線)	大吹町 光明町 美幸町 未成町 高松町 亀井町 御所の前町 高司1丁目～5丁目
4	No. 2286	逆瀬川1丁目11 (阪急逆瀬川駅前、 アピア2前)	小林1、3、4丁目 伊子志1丁目～3丁目 未広町 中州1、2丁目 逆瀬川1、2丁目 野上1、2丁目 千種1丁目 社町
5	No. 585 又はNo. 586	南口1丁目9地先 (阪急南口駅南西200 m)	南口1、2丁目 武庫山1、2丁目 湯本町 梅野町 寿楽荘 宝梅1丁目 野上1丁目 中州1、2丁目

第6部 個別対策項目別関係資料

No.	設置消火栓番号	所在地	備考
6	No. 384 又はNo. 386	川面5丁目17地先 (川面公園西側)	栄町1丁目～3丁目 川面3丁目～6丁目 桜ガ丘 御殿山2、3丁目
7	No. 350 又はNo. 2454	川面3丁目11地先 (川面長尾山線 宝塚小学校北側)	川面1丁目～6丁目 武庫川町・栄町1丁目 御殿山1丁目～3丁目 清荒神1、3丁目 宮の町
8	No. 2705	星の荘2地先 (県道宝塚長尾線 星の荘交差点付近)	売布東の町・星の荘 売布1、2丁目 米谷1、2丁目 寿町・泉町・三笠町・今里町 小浜5丁目・向月町・鶴の荘
9	No.1067 又はNo.2540	中筋8丁目5地先 (天神川東200m)	中筋6丁目～9丁目 今里町・三笠町 安倉北4、5丁目
10	No. 971 又はNo. 310	中筋山手1丁目1地先 (辻ヶ池北側)	中筋1丁目～5丁目 中山寺1丁目～3丁目 売布東の町 中筋山手1丁目～4丁目
11	No. 287	山本中1丁目15地先 (園芸流通センター東側)	山本中1、2丁目 山本西1丁目～3丁目 山本東1、2丁目 山本台1丁目～3丁目
12	No. 947	山本南2丁目12地先 (県道宝塚長尾線 山本南交差点付近)	山本南1丁目～3丁目 山本丸橋1丁目～4丁目 口谷東1丁目 口谷西1丁目～3丁目 山本中3丁目 山本東3丁目

第6部 個別対策項目別関係資料

No.	設置消火栓番号	所在地	備考
13	No. 1283	山本野里2丁目12地先 (丸橋小学校南200 m)	山本野里1丁目～3丁目 山本丸橋2丁目～4丁目 口谷西3丁目
14	No. 2063	安倉中2丁目2地先 (安倉小学校西300 m)	安倉中1丁目～6丁目 安倉北2丁目 弥生町 安倉南1、2丁目 安倉西1丁目～3丁目 小浜1丁目
15	No.1899 又はNo.1900	安倉南1丁目20地先 (県道米谷昆陽尼崎線 安倉南1交差点)	安倉中2丁目～6丁目 安倉南1丁目～4丁目 金井町 安倉西3丁目
16	No. 1958	雲雀丘2丁目5地先 (雲雀丘学園北100 m)	雲雀丘1丁目～4丁目 雲雀丘山手1、2丁目 南ひばりガ丘1、2丁目
17	No. 261 又はNo. 780	花屋敷つつじガ丘1地先 (豆坂口バス停北西100 m)	雲雀丘山手1、2丁目 花屋敷つつじガ丘1、2丁目 花屋敷荘園1丁目～4丁目
18	No. 782	花屋敷松ガ丘1地先 (松ガ丘会館南200 m山側)	花屋敷松ガ丘 花屋敷荘園2丁目～4丁目
19	No.1738 又はNo.1760	中山五月台6丁目1地先 (五月台6丁目バス停横)	中山五月台3丁目～7丁目 中山桜台4丁目～7丁目

第6部 個別対策項目別関係資料

西谷地区

No.	設置消火栓番号	所在地	備考
1	No. 1	玉瀬字イヅリハ (温泉橋付近)	玉瀬字イヅリハ J R 武田尾駅周辺地区
2	No. 4	玉瀬字検見(出合橋南 400m)	玉瀬字検見地区
3	No. 8	玉瀬字下池垣内 (前田橋南 200 m)	玉瀬字下池垣内 大岩谷地区
4	No. 11	切畑字西ヶ平 (切畑会館北 200 m)	切畑地区
5	No. 16	玉瀬字西古野 (玉瀬バス停 200 m)	玉瀬地区 (前田橋上流地区)
6	No. 20	境野字出手 (境野公会堂前)	境野地区
7	No. 25	大原野字波坂(大池南 100m)	大原野波坂 大原野中部地区
8	No. 31	大原野字谷上 (正覚寺前)	大原野字谷上 大原野中部、西部地区
9	No. 56	大原野字中林 (東部公会堂前)	大原野字中林 大原野東部地区
10	No. 43	波豆字上ノ池東掛 (神戸水道監視所東 100m)	波豆地区
11	No. 35	大原野字下ヶ峯 (西部公会堂前)	大原野西部 大原野森地区
12	No. 65	長谷字道谷 (鶴見台団地前)	長谷地区
13	No. 72	下佐曾利字西川 (下佐曾利公民館前)	下佐曾利地区
14	No. 100	上佐曾利字今井 (上佐曾利加圧所前)	上佐曾利地区 (上佐曾利公会堂以南地区)
15	No. 80	上佐曾利南高野 (池ノ内橋前)	上佐曾利地区 (上佐曾利公会堂以北地区)

(4) 飲料水兼用耐震性貯水槽

No.	設置場所	所在地	備考
1	良元小学校校庭	小林5丁目2番42号	小林1、2、4、5丁目 福井町 光明町 高司1丁目 中野町 谷口町 塔の町 千種1、2丁目
2	御殿山中学校校庭	御殿山1丁目3番1号	御殿山1丁目～4丁目 清荒神1、3、5丁目 川面1丁目～6丁目
3	市立スポーツセンター 駐車場	小浜1丁目1番11号	小浜3、4、5丁目 美座1丁目 安倉西1、2丁目 安倉北1、2丁目 安倉中1丁目 弥生町
4	中山台コミュニティ センター臨時駐車場	中山桜台5丁目8番8号	中山五月台1丁目～5丁目 中山桜台1丁目～5丁目
5	山本新池公園	山本東3丁目1番	山本東2、3丁目 山本南1、2丁目 山本中2、3丁目
6	伊子志せせらぎ広場	伊子志2丁目15番地	伊子志1～3丁目
7	西谷庁舎	大原野字南宮	大原野東部 長谷 上佐曾利 下佐曾利
8	末広中央公園	末広町3番地	伊子志4丁目 東洋町 末広町 復井町

第6部 個別対策項目別関係資料

6-4-3 応急給水用資機材及び応急給水源

(1) 応急給水機器

	容量・能力	数量	保管場所
給水ローリー車	1,800 リットル	1	上下水道局倉庫棟
	2,000 リットル	1	
給水タンク	2,000 リットル	1	生瀬浄水場資材庫
〃	1,000 リットル	4	上下水道局倉庫棟、生瀬浄水場資材庫
〃	500 リットル	6	上下水道局倉庫棟、生瀬浄水場資材庫
携行容器	20 リットル	50	上下水道局倉庫棟
〃	10 リットル	120	上下水道局倉庫棟

(2) 水道局地域防災無線設置状況

設置場所	型 式	数 量	識別番号
局庁舎	半固定型	1	150
	携 帯 型	2	713
			714

(3) 上下水道局保有車両一覧

(令和7年10月現在)

	小 型 乗 用 車	小型・普通貨物車				軽 四 乗 用 車	軽 四 貨 物 車	特 殊 車	計
		ト ラ ッ ク	ダ ン プ	バ ン					
総務課	1					1			2
経営企画課									
浄水課				3			3		6
水質検査室				1			1		2
工務課		2	2	7		1	4	2	18
給排水設備課				2		1	2		5
下水道課		1					5		6
計	1	3	2	13		3	15	2	39

(4) 応急給水源

[浄水場]

No.	施設名	所在地
1	惣川浄水場	宝塚市 すみれガ丘4丁目2番1号
2	生瀬浄水場	西宮市 生瀬東町4番1号
3	川面浄水場	宝塚市 旭町3丁目9番2号
4	小浜浄水場	〃 小浜3丁目5番20号

[主な配水池]

No.	施設名	所在地
1	白瀬下配水池	宝塚市 逆瀬台2丁目3番362
2	寿楽荘配水池	〃 宝梅3丁目85番1
3	紅葉谷上配水池	〃 伊子志字武庫山805番地1
4	すみれガ丘上配水池	〃 すみれガ丘3丁目3番6号
5	すみれガ丘下配水池	〃 すみれガ丘2丁目3番9号
6	高台下配水池	〃 御殿山4丁目46番地
7	米谷下配水池	〃 売布ガ丘3番5号
8	山手台中配水池	〃 山手台東4丁目7番地964
9	山手台下配水池	〃 山手台東2丁目7番地944
10	雲雀丘下配水池	〃 雲雀丘2丁目79番地
11	小浜配水池	〃 小浜3丁目208番地外

[飲料水兼用耐震性貯水槽]

No.	設置場所	所在地
1	良元小学校校庭	小林5丁目2番42号
2	御殿山中学校校庭	御殿山1丁目3番1号
3	市立スポーツセンター駐車場	小浜1丁目1番11号
4	中山台コミュニティセンター駐車場	中山桜台5丁目8番8号
5	山本新池公園	山本東3丁目1
6	伊子志せせらぎ広場	伊子志2丁目15番地
7	西谷庁舎	大原野字南宮
8	末広中央公園	末広町3番地

6-4-4 災害発生時日本水道協会関西地方支部内相互応援に関する協定

災害発生時における日本水道協会関西地方支部内の 相互応援に関する協定

日本水道協会関西地方支部（以下「地方支部」という。）は、水道事業における災害対策の重要性に鑑み、地方支部区域内の会員の経営する水道事業において災害が発生した際、友愛的精神に基づいて会員相互が円滑かつ迅速な応援活動を図り、また、恒久の相互応援の基礎とするため、飲料水の供給、施設の応援復旧等に必要な物資の提供その他の必要な事項について、日本水道協会関西地方支部長（以下「地方支部長」という。）、日本水道協会大阪府支部長、京都府支部長、兵庫県支部長、奈良県支部長、滋賀県支部長及び和歌山県支部長（以下「府県支部長」という。）の間で、この協定を締結する。

第1章 平常時の活動

（用語）

第1条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する災害及び渇水等により生ずる被害をいう。

（地方支部長の活動）

第2条 地方支部長は、この協定の円滑な実施を図るため、平常時において府県支部長との情報交換及び連絡調整を行う。

（府県支部長の活動）

第3条 府県支部長は、この協定の円滑な実施を図るため、平常時において日本水道協会大阪府支部、京都府支部、兵庫県支部、奈良県支部、滋賀県支部及び和歌山県支部（以下「府県支部」という。）のうち、その府県支部長が属する府県支部の区域内の日本水道協会の会員（以下府県支部内会員）という。）並びに地方支部長との情報交換及び連絡調整を行う。（連絡担当部課等の指定）

第4条 地方支部長及び府県支部長は、この協定に必要な情報の相互交換を担当する連絡担当部課、連絡担当責任者及び連絡担当責任者補助者（以下「連絡担当部課等」という。）を定める。（連絡担当部課等に関する情報の交換）

第5条 連絡担当部課等に関する情報は、様式1による連絡表により、毎年6月末日までに交換する。

2 府県支部長は、前項の規定による連絡表の内容に変更が生じた場合は、速やかに地方支部長へ連絡する。

3 地方支部長及び府県支部長は、その連絡担当責任者で構成する協議会を設け、情報の交換を行う。

（応援幹事支部長の指定）

第6条 地方支部区域内の社団法人日本水道協会（以下「日本水道協会」という。）の会員（以下「地方支部内会員」という。）の経営する水道事業において災害が発生し、その地方支部内会員が属する府県支部の長の活動を補佐する応援幹事支部長を、別表1のとおり定める。

（地震発生時における応援活動体制等）

第7条 地震発生時における相互応援の円滑な実施を図るため、応援活動等に関する体制及びその

設置基準を、別表2のとおり定める。

(物資等の調査)

第8条 地方支部長及び府県支部長は、災害発生時における必要物資の相互融通及び相互応援の円滑な実施を図るため、防災関係物資の備蓄状況及び災害発生直後に応援活動に従事できる職員に関する調査を実施する。

2 前項の規定による調査の結果は、次の各号に掲げる項目ごとに、それぞれ当該各号の掲げる様式により集約し、毎年6月末日までに交換する。

(1) 防災関係物資の備蓄状況 様式2

(2) 災害発生直後に応援活動に従事できる職員 様式3

3 府県支部長は、前項の規定により集約した調査結果の内容に変更が生じた場合は、速やかに地方支部長へ連絡する。

(物資の相互保管体制)

第9条 地方支部長及び府県支部長は、防災関係物資の備蓄体制を拡大するため、災害発生時における必要物資を相互に保管できる体制の確立に努める。

(調達可能な物資の調査)

第10条 地方支部長及び府県支部長は、常に、災害発生時において調達できる物資に関する調査の実施に努める。

(物資の規格の統一等)

第11条 防災関係物資については、必要に応じて規格の統一化に努めるとともに、その備蓄について十分に配慮する

(施設等の状況に関する情報の把握)

第12条 府県支部長は、災害発生時における相互応援の円滑な実施に必要な事前情報を収集及び管理するため、当該府県支部内会員の経営する水道事業に関する防災関係施設の状況を把握するよう努める。

2 前項の規定により把握すべき防災関係施設の状況は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 水道施設の位置

(2) 災害発生時における応急給水の予定場所

(3) 使用している資機材の規格

(4) その他必要な防災関係施設の状況

(応急対策マニュアルの把握)

第13条 府県支部長は、迅速かつ的確な応急措置の実施のため、地域防災計画（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第10号に規定する地域防災計画をいう。）に基づく府県支部内会員の災害対策マニュアル及び応援の受入れに関するマニュアルの把握に努める。

第2章 災害発生時の活動

(地方支部長の活動)

第14条 地方支部長は、災害を受けた会員が属する府県支部の長又は応援幹事支部長との連絡調整に基づき、災害発生時において次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 地方支部内会員の経営する水道事業の被災状況の把握

(2) 応援要請の伝達に関する府県支部長との連絡調整

第6部 個別対策項目別関係資料

- (3) 応援本部の設置
- (4) 応援本部員の派遣
- (5) 国、府県、日本水道協会本部その他関係機関との連絡調整
- (6) その他災害発生時において必要な業務
(府県支部長の活動)

第15条 府県支部長は、災害発生時において次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 府県支部内会員の経営する水道事業の被災状況の把握
- (2) 応援要請の伝達に関する地方支部長との連絡調整
- (3) その他災害発生時において必要な業務
(連絡担当部課間の情報交換)

第16条 地方支部長及び府県支部長は、災害が発生したとき又は災害発生のおそれがあるときは、連絡担当部課等を通じ、速やかに必要な情報を相互に交換する。

(応援幹事支部長の活動)

第17条 応援幹事支部長は、第6条の規定により、災害を受けた府県支部の長と連携し、災害発生時において次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 府県支部内会員の経営する水道事業の被災状況の把握
- (2) 応援要請の伝達その他地方支部長との連絡調整
- (3) 応援本部員の派遣
- (4) その他災害発生時において必要な業務
(被害状況の早期把握)

第18条 府県支部長及び応援幹事支部長は、災害の発生後、直ちにそれぞれの活動の対象となる県支部内会員の経営する水道事業の被災状況を把握するよう努め、地方支部長に連絡する。

この場合において、情報通信手段が途絶しているときは、応援幹事支部長は、必要に応じて地方支部長と調整の上、被災した府県支部の区域内に出動する。

(応援要請の実施)

第19条 府県支部長は、災害を受けた府県支部内会員から応援要請があり、当該府県支部内での対応が困難と認めるときは、地方支部長に対し、他の府県支部内会員への応援要請を伝達することができる。

2 府県支部長が災害を受け、前項の規定による府県支部長の応援要請が困難と認められるときは、応援幹事支部長が、応援要請の伝達を代行することができる。

3 第1項又は前項の規定による応援要請の伝達にあたっては、次の各号に掲げる事項を明らかにしなければならない。

- (1) 災害の状況
- (2) 必要とする応援活動の内容
- (3) 必要とする物資の品目及び数量
- (4) 必要とする応援要員
- (5) 応援活動の場所及びその場所への経路
- (6) 応援活動の期間
- (7) その他応援活動に必要な事項

4 第1項又は第2項の規定による応援要請は、口頭又は電話、電信その他の情報通信手段により行い、後日、速やかに文書を送付する。

(応援要請への対応)

第20条 前条の規定による応援要請の伝達を受けた地方支部長は、国、府県、日本水道協会本部その他関係機関と調整の上、応援を要請した地方支部内会員に代って、直ちに他の府県支部長に対して応援要請を伝達する。

2 地方支部長は、地方支部内での対応が困難と認めるときは、日本水道協会本部に対して応援要請の伝達を行う。

3 第1項の規定により応援要請の伝達を受けた府県支部は、できる限りこれに応じ、救援に努める。

(応援本部の設置)

第21条 地方支部長は、災害を受けた府県支部内会員の市町村（以下「被災市町村」という。）に法第23条の規定による災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）が設置され、その水道事業に関する事務を円滑に遂行できるようになるまでの間、国、府県、日本水道協会本部その他関係機関と協議の上、応援活動に関する事務を担当する応援本部を暫定的に設置することができる。

2 前項の規定による応援本部は、被災市町村の依頼により、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 被災市町村との情報交換及び連絡調整

(2) 国、府県、日本水道協会本部その他関係機関との情報交換及び連絡調整

(3) 応援受入体制の支援

(4) その他応援活動に必要な業務

3 前各号に掲げる業務は、地方支部長が総括する。

4 第1項の規定により応援本部を設置した場合、地方支部長及び応援幹事支部長は、応援本部員を派遣し、被災市町村の依頼に基づき円滑な応援活動の実施に努める。

(応援本部の解散)

第22条 被災市町村に災害対策本部が設置され、その水道事業に関する事務が円滑に遂行できるようになったときは、被災市町村の判断により、応援本部は、その事務を速やかに災害対策本部に引き継ぐ。

2 前条第4項の規定により派遣された応援本部員は、前項の規定による引継ぎがあった場合において、災害対策本部から引き続き協力の要請があったときは、できる限りこれに応じる。

第3章 補 則

(指 針)

第23条 地方支部長は、この協定の実施に関して必要な指針を別に定める。

2 地方支部長は、前項の規定による指針により、応援活動に関する地方支部内会員相互間の調整に努める。

(実施細目)

第24条 この協定の実施に関して必要な細目事項は、別に協議して定める。

(協 議)

第25条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じた場合は、その都度協議して定める。

第6部 個別対策項目別関係資料

附 則

この協定は、平成9年7月10日から適用する。

この協定の成立を証するため本書7通を作成し、各府県支部長記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成9年7月10日

日本水道協会関西地方支部長
大阪市長 磯村 隆文

日本水道協会奈良県支部長
奈良市長 大川 靖則

日本水道協会大阪府支部長
豊中市長 林 實

日本水道協会滋賀県支部長
大津市長 山田 豊三郎

日本水道協会京都府支部長
舞鶴市長 江守 光起

日本水道協会和歌山県支部長
和歌山市長 尾崎 吉弘

日本水道協会兵庫県支部長
川西市長 柴 生 進

別表1（第6条関係）

災害を受けた府県支部の長	応援幹事支部長	
	第1順位	第2順位
大阪府支部	兵庫県支部長	和歌山県支部長
京都府支部	滋賀県支部長	奈良県支部長
兵庫県支部	大阪府支部長	滋賀県支部長
奈良県支部	和歌山県支部長	京都府支部長
滋賀県支部	京都府支部長	兵庫県支部長
和歌山県支部	奈良県支部長	大阪府支部長
注) 第1順位の応援幹事支部長が災害を受け、応援幹事支部長としての業務に支障が生じた場合、第2順位の応援幹事支部長が第1順位の応援幹事支部長に代わり応援幹事支部長の業務を遂行する。		

別表2（第7条関係）

種 別	発令の時期	体 制
注意体制	震度5（弱）の地震が発生したとき	情報収集及び連絡活動を主として行うが、状況によりさらに高度な配備に迅速に移行し得る体制とする。
警戒体制	震度5（強）の地震が発生し、かつ災害が発生したとき	情報収集及び連絡活動を行うとともに、被災市町村の要請に応じて出動できる体制とする。
非常体制	震度6（弱）の地震が発生したとき	情報収集及び連絡活動を密に行うとともに、救援活動の準備完了後、被災市町村の要請に応じて直ちに出動できる体制とする。

(震度階級は気象庁の「計測震度」による。)

6-4-5 兵庫県水道災害相互応援に関する協定

兵庫県水道災害相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、異常湧水その他の水道災害において、兵庫県、各市町、各水道企業団、日本水道協会兵庫県支部（以下「日水協県支部」という。）及び兵庫県簡易水道協会（以下「県簡水協」という。）（以下総称して「各団体」という。）が協力して実施する兵庫県内及び他の都道府県における相互応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

(相互応援体制)

第2条 災害が発生した場合の相互応援体制は、別図の組織図による。

2 この協定に関する事項を円滑に推進するため、県内を神戸、阪神、東播磨、西播磨、但馬、丹波及び淡路の7ブロック（以下「ブロック」という。）に分け、各ブロックにはそれぞれ代表市町を、また神戸ブロックを除く各ブロックには副代表市町を置く。

3 前項の代表市町は、兵庫県の各県民局所在市町を充て、副代表市町は、各ブロックで選任する。

(水道災害対策連絡会議)

第3条 この協定に係る災害対策に関する情報交換や連絡等必要な事項の協議及び調整を行うため、水道災害対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

2 連絡会議は、兵庫県、日水協県支部長市、県簡水協会長市町、阪神水道企業団並びに前条の各ブロック代表市町で構成する。

3 連絡会議は、前項の構成団体の申し出により、兵庫県が招集する。

4 この協定に基づく応援活動のとりまとめ、調整、資料交換等の事務局は、兵庫県企業庁水道課が担当する。

(水道災害対策本部)

第4条 県内及び他の都道府県において、水道災害が発生し、この協定に基づく相互応援活動を実施する場合は、連絡会議を兵庫県水道災害対策本部（以下「対策本部」という。）に改組し、災害発生に伴う情報収集、応急給水、応急復旧工事に関する連絡調整等必要な活動を行うものとする。

2 対策本部は、兵庫県企業庁に設置する。ただし兵庫県企業庁が被災し、その業務を遂行することができないときは、日水協県支部に設置する。

3 被災した市町又は水道事業者（以下「被災団体」という。）に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の規定による災害対策本部が設置され、水道事業に関する救助救援活動その他必要な事項が円滑に遂行できるようになったときは、その事務を災害対策本部に引き継ぐものとする。

(応援内容)

第5条 応援活動は、おおむね次のとおりとする。

(1) 情報収集及び連絡調整

(2) 応急給水作業

(3) 応急復旧工事

(4) 前各号に必要な資機材、車両等の拠出

(5) 工事業者の斡旋

(6) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

2 応援活動の調整は、対策本部において行う。この場合において、前項第2号に掲げる事項は兵庫県が、同項第3号に掲げる事項は日水協県支部が中心となって、調整業務を行うものとする。

(応援要請等)

第6条 被災団体が応援を求めようとする場合は、所属するブロックの代表市町又は副代表市町を通じて、兵庫県又は日水協県支部に必要な措置を要請するものとする。

- 2 前項の要請がない場合であっても、兵庫県、日水協県支部又は所属するブロックの代表市町のいずれかが緊急に応援活動を行う必要があると判断したときは、この協定による要請があったものとみなし、応援活動を行うことができる。
- 3 対策本部は、被災団体からの要請に基づいて、日水協県支部、県簡水協等と応援の調整を行うとともに、各団体に応援要請を行うこととし、応援要請を受けた団体は極力これに応じ、応援に努めるものとする。
- 4 他の都道府県等から応援を受け入れるとき、対策本部は速やかに応援に必要な調整を行い、各団体に協力を求めるものとする。
- 5 他の都道府県等から応援の要請があった場合についても、この協定に基づき応援協力するものとする。

(応援要請の手続)

第7条 被災団体が応援要請しようとするときは、応援要請書により、次の事項を明らかにするものとする。ただし、そのいとまがない場合には、口頭、電話、電信等により要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。また、被災団体の判断により兵庫県又は日水協県支部を通さず、応援要請を行った場合についても、同様に事後報告を行うものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 必要とする資機材、車両等の品目及び数量
- (3) 必要とする職員等の職種別人員
- (4) 応援場所及びその経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(物資等の携行)

第8条 応援をする団体（以下「応援団体」という。）は、派遣する職員（以下「応援職員」という。）に、災害の状況に応じ給水用具、作業工具、食料、衣類、資金等のほか、野外で宿泊できるようにテント、寝袋、携帯電灯、カメラ等を携帯させるものとする。

- 2 応援職員は、応援団体の名を表示する腕章等を着用するものとする。

(資料の交換)

第9条 各団体は、災害時における応援活動を円滑に行うため、次の各号に掲げる事項を毎年5月末日までに兵庫県企業庁水道課に提出するものとする。ただし、第4号について変更が生じた場合には、その都度提出するものとする。

- (1) 連絡担当部課等
- (2) 応援体制
- (3) 応急備蓄資材保有状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、災害対応マニュアル、地図等災害対策に必要な資料

- 2 兵庫県企業庁水道課は、前項の調査事項をとりまとめ、速やかに整理の上、各団体に送付するものとする。

(訓練)

第10条 各団体は、この協定に基づく相互応援が円滑に行われるよう、必要に応じて訓練を実施するものとする。

(費用負担)

第11条 第6条に規定する応援に要する経費は、法令その他別段の定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

- (1) 応援に要した経費は、原則として、応援要請をした団体が負担する。
- (2) 応援資機材、車両等の調達その他これに関する経費は、応援要請をした団体が負担する。
- (3) 応援職員が応援活動により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援団体の負担とする。ただし、被災地において、応援要請をした団体が応急治療をする場合の治療費は、応援要請した団体の負担とする。

第6部 個別対策項目別関係資料

(4) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従業中に生じたものについては応援要請した団体が、応援要請をした団体への往復途中に生じたものについては、応援団体が、その賠償の責に任ずる。

2 前項各号の定めにより難いときは、各団体が協議して定めるものとする。

(補則)

第12条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

(適用)

第13条 この協定は、平成10年3月16日から適用する。

この協定の成立を証するため、本書3通を作成し兵庫県知事、各市町長、各水道企業団企業長、日水協県支部長及び県簡水協会長が記名押印の上、兵庫県知事、日水協県支部長及び県簡水協会長がその1通を保有し、他の市町長等はその写しを保有する。

平成10年3月16日

兵庫県知事	貝原俊民	黒田庄町長	藤本繁
神戸市長	笹山幸俊	稲美町長	井上芳和
姫路市長	堀川和洋	播磨町長	佐伯忠良
尼崎市長	宮田良雄	家島町長	鋤方志郎
明石市長	岡田進裕	夢前町長	為則政好
西宮市長	馬場順三	神崎町長	足立理秋
洲本市長	中川啓一	市川町長	尾崎光雄
芦屋市長	北村春江	福崎町長	嶋田正義
伊丹市長	松下勉	香寺町長	藤本晃雄
相生市長	藤田義明	大河内町長	藤田稔太
豊岡市長	今井晶三	新宮町長	梅村忠男
加古川市長	木下正一	揖保川町長	八木捷之
龍野市長	尾西堯	御津町長	山下昭三
赤穂市長	北爪照夫	太子町長	大村一郎
西脇市長	石野重則	上郡町長	福井一則
宝塚市長	正司泰一郎	佐用町長	衣笠徹朗
三木市長	加古房夫	上月町長	石堂則本
高砂市長	大内秀夫	南光町長	山田兼三
川西市長	柴生進	三日月町長	山口聖治
小野市長	廣瀬博司	山崎町長	上木茂志
三田市長	塔下真次	安富町長	橋本健造
加西市長	藤岡重弘	(宍)一宮町長	田路勝
猪名川町長	真田保男	波賀町長	中田耕一郎
吉川町長	岩波勉	千種町長	小原朗
社町長	上石勝己	城崎町長	藤原秀雄
滝野町長	山本廣一	竹野町長	吉岡孝
東条町長	高尾定雄	香住町長	青山幸男
中町長	清水宏一	日高町長	清水豊
加美町長	森野義史	出石町長	中村正永
八千代町長	板倉宇三郎	但東町長	奥田清喜

村岡町長	岩 槻 健	山南町長	足 立 梅 治
浜坂町長	中 村 政 行	市島町長	吉 田 照 三
美方町長	中 安 富士男	篠山町長	瀬 戸 亀 男
温泉町長	村 尾 保 一	西紀町長	森 口 武 治
八鹿町長	余 根 田 勉	丹南町長	杉 本 幸 男
養父町長	梅 谷 馨	今田町長	大 上 恭 平
大屋町長	才 下 正 義	津名町長	柏 木 和三郎
関宮町長	柄 下 喜 幸	淡路町長	戸 田 種 彦
生野町長	羽 渕 康 夫	北淡町長	小 久 保 正雄
和田山町長	小 山 恒 一	(津)一宮町長	上 田 弘
山東町長	水 谷 岩 雄	五色町長	砂 尾 治
朝来町長	井 上 英 俊	東浦町長	新 阜 京 一
柏原町長	谷 口 務	緑町長	不 動 雅 宣
氷上町長	十 倉 昭 三	西淡町長	長 江 和 幸
青垣町長	武 田 信 一	三原町長	中 田 勝 久
春日町長	滝 本 信 好	南淡町長	坂 川 一 弘
阪神水道企業団企業長			山 本 第四郎
西播磨水道企業団企業長			前 田 實 直
西播磨高原上・下水道企業団企業長			福 井 一 則
淡路広域水道企業団企業長	津名町長		柏 木 和三郎
日本水道協会兵庫県支部長	尼崎市長		宮 田 良 雄
兵庫県簡易水道協会会長	加美町長		森 野 義 史

6-4-6 災害等緊急時における水道業務の相互応援に関する協定

災害時等緊急時における水道業務の相互応援に関する協定書

災害等緊急時における水道業務の相互応援に関し、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市及び猪名川町（以下「4市1町」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、4市1町の区域内において、災害等緊急時で正常な水道業務に支障を及ぼす場合において、4市1町が相互に応援し、早期に正常な水道業務の回復を期することを目的として必要な事項を定めるものとする。

（災害等緊急時）

第2条 災害等緊急時とは、次に掲げる場合をいう。

- （1）震災等により水道施設及び給水装置に被害を生じた場合
- （2）集中豪雨により水道施設に被害が生じた場合
- （3）水道管の破裂その他緊急事態により、正常な給水が出来ない場合

（応援業務の内容）

第3条 災害等緊急時における応援業務の内容は、次のとおりとする。

- （1）水道施設及び給水装置の応急復旧作業
- （2）給水活動
- （3）前各号に必要な資機材、車両等の拠出
- （4）工事業者の斡旋
- （5）前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（相互応援）

第4条 4市1町は、その区域内の市町において第3条に定める応援業務が発生した場合、相互に応援するものとする。

（応援の要請等）

第5条 4市1町は、水道業務の応援を求めようとするときは、応援要請する水道事業体を通じ、災害等の概要及び応援を要請する業務内容を明らかにし、必要な措置を要請するものとする。

（連絡担当課等）

第6条 4市1町は、応援要請を円滑に行うため、あらかじめ連絡担当課を相互に定めるものとする。

（応援措置）

第7条 応援要請を受けた市町は、応援に必要な調整を行い、応援を要請した市町（以下「要請市町」という。）の指揮・監督の基に迅速な対応をするものとする。

（応援経費の負担）

第8条 応援に要する経費は、法令その他別の定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

- (1) 応援に要した経費は、原則として要請市町が負担する。
 - (2) 応援資機材、車両燃料費等にかかる経費は、要請市町が負担する。
 - (3) 応援に派遣した職員（以下「応援職員」という。）が応援活動により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援を行った市町（以下「応援市町」という。）の負担とする。
 - (4) 応援職員が職務上第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、要請市町が、要請市町への往復途中に生じたものについては、応援市町がその賠償の責めに任ずる。
- 2 前項各号の定めにより難しいときは、4市1町が協議して定めるものとする。

（訓練）

第9条 4市1町は、この協定に基づく相互応援が円滑に行われるよう、必要に応じて訓練を実施するものとする。

（細則）

第10条 この協定に定めるもののほか、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

付 則

1. この協定は、平成12年8月1日から適用する。
2. この協定は、平成18年11月6日から適用する。

この協定の成立を証するため本書5通を作成し、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市及び猪名川町の各水道事業管理者が記名押印の上、各1通を保有する。

平成18年11月6日

伊丹市代表
伊丹市水道事業管理者
周 浦 勝 三

宝塚市代表
宝塚市上下水道事業管理者
南 隆

川西市代表
川西市水道事業管理者
松 下 親 之

三田市代表
三田市水道事業
三田市長 岡 田 義 弘

猪名川町代表
猪名川町水道事業管理者
猪名川町長 真 田 保 男

6-4-7 災害時における復旧支援協力に関する協定

(1) 公益社団法人日本下水道管路管理業協会

災害時における復旧支援協力に関する協定

宝塚市上下水道局（以下「甲」という。）と公益社団法人日本下水道管路管理業協会（以下「乙」という。）とは、地震等の災害により甲の管理する下水道管路施設（以下「協定下水道施設」という。）が被災したときに行う復旧支援協力に関して以下のとおり、下水道法（昭和33年法律第79号）第15条の2の規定に基づいた協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙の甲に対する復旧支援に関して基本的な事項を定め、災害等により被災した下水道管路施設の機能の早期回復を行うことを目的とする。

（復旧支援協力の要請）

第2条 甲は、乙に対し災害等により被災した下水道管路施設の復旧に関し次の業務の支援を要請することができる。

（1）被災した下水道管路施設の応急復旧のために必要な業務

（2）その他甲乙間で協議し必要とされる業務

2 前項の復旧支援協力の要請に関する甲の連絡窓口は宝塚市上下水道局施設部下水道課、乙の連絡窓口は公益社団法人日本下水道管路管理業協会関西支部とする。

3 甲の乙に対する復旧支援協力要請は支援内容を明らかにした書面により行うものとする。ただし、緊急時等で書面によりがたいときは電話等で行うことができるものとし、この場合は事後において書面を提出するものとする。

4 乙は、前3項により甲の要請する業務を行うために、必要な人員・機材等を持って要請された業務を遂行しなければならない。

（費用）

第3条 この協定に基づき甲が乙に対し要請した業務にかかる費用は甲の負担とする。

2 前項に掲げる経費の価格は、災害時の直前の価格を基準とし甲乙協議のうえ定めるものとする。

（報告）

第4条 乙は、甲の要請により行った支援業務が終了したときは、すみやかに甲に対し書面をもって報告を行うものとする。

2 乙は、毎年3月31日現在において災害時の支援に備えて、支援協力が可能な会社、提供可能な車両等の機器及び人員を甲に対して報告するものとする。

（下水道台帳データの提供）

第5条 甲は、下水道管路施設の調査に必要な下水道台帳の図面等をPDF等の電子データとして、乙に提供するものとする。

2 乙は甲から提供を受けた前項の電子データを適切に保管しなければならない。

3 甲は、下水道台帳に大幅な変更があった場合など、適宜、最新の電子データを乙に提供するものとする。

(下水道台帳データの開示)

第6条 乙は、甲から支援要請があったとき、支援出動する乙の会員に対し甲から提供を受けた電子データを開示することができる。

2 支援出動した乙の会員は、甲から提供を受けた電子データを支援業務並びに必要な報告等以外に使用してはならない。

3 乙及び乙の会員は、甲から提供を受けた電子データが不要になったときは、電子データを削除しなければならない。

4 甲と乙の合同訓練を実施する場合も、第1項及び第2項を準用する。

(広域被災)

第7条 甲が管轄する地域において、公益社団法人日本下水道管路管理業協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく下水道対策本部が設置された場合には、下水道対策本部による活動を優先する。

(協定期間)

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から令和2年(2020年)3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに甲乙双方から申し出がない場合は、この協定は1年更新されるものとし、以降も同様とする。

(廃止)

第9条 甲又は乙がこの協定の定めに違反した場合においては、甲又は乙は、違反した相手方への書面による通告を持ってこの協定を廃止することができる。

(疑義)

第10条 本協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合には、甲、乙双方による協議の上決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和元年(2019年)9月10日

甲 兵庫県宝塚市東洋町1番3号
宝塚市上下水道局
宝塚市上下水道事業管理者 森 増 夫

乙 東京都千代田区岩本町2丁目5番11号
公益社団法人日本下水道管路管理業協会
会長 長谷川 健司

第 6 部 個別対策項目別関係資料

様式 1

令和 年 (年) 月 日

公益社団法人日本下水道管路管理業協会
会長 様

宝塚市上下水道事業管理者

災害応急対策業務要請書

- 1 災害の状況
- 2 応援を必要とする業務内容
- 3 応援を必要とする場所及び期間
- 4 その他必要な事項

(宝塚市上下水道局連絡担当者)

所属	
役職・氏名	
電話番号	0797-77-
F A X	0797-77-
E mail	@city.takarazuka.lg.jp

様式2

令和 年（ 年） 月 日

宝塚市上下水道事業管理者
様

公益社団法人日本下水道管路管理業協会 会長

災害応急対策業務実施報告書

- 1 応援に常時した事業者名、資機材等の種類、数量及び人員数
（1）事業者、現場代理人

（2）資機材等の種類、数量及び人員数

- 2 業務内容及び場所

- 3 応援に従事した期間

- 4 その他必要な事項

（公益社団法人日本下水道管路管理業協会 連絡担当者）

所属	関西支部事務局
役職・氏名	
電話番号	072-806-7177
FAX	072-806-7178
E mail	

(2) 新明和工業株式会社

災害時における復旧支援協力に関する協定

宝塚市上下水道局（以下「甲」という。）と新明和工業株式会社（以下「乙」という。）とは、地震等の災害により甲の管理する下水道施設（以下「下水道施設」という。）が被災したときに行う復旧支援協力に関して以下のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、地震災害や風水害等異常な自然現象及び予期できない災害等が発生し、下水道施設が被災した場合、乙が行う災害復旧支援に関して基本的な事項を定め、災害復旧支援の円滑な実施により、被災した下水道施設の機能の迅速な回復を図り、もって浸水被害の拡大その他の生活環境の悪化又は公共用水域の水質の悪化を防止することを目的とする。

(復旧支援協力の要請)

第2条 甲は、乙に対し災害等により被災した下水道施設の復旧に関し次の業務の支援を要請することができる。

(1) 被災した下水道施設の復旧のために必要な点検・操作・応急復旧業務

(2) その他甲乙間で協議し必要とされる業務

2 甲の乙に対する復旧支援協力要請は支援内容を明らかにした書面により行うものとする。ただし、緊急時等で書面により難しいときは電話等で行うことができるものとし、この場合は事後において書面を提出するものとする。

3 乙は、前2項により甲の要請する業務を行うために、必要な人員・機材等をもって要請された業務を対応可能な範囲で遂行しなければならない。

(費用)

第3条 本協定に基づき甲が乙に対し要請した業務にかかる費用は甲の負担とする。

2 前項に掲げる経費の価格は、災害時の直前の価格を基準とし、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(報告)

第4条 乙は、甲の要請により行った支援業務が終了したときは、すみやかに甲に対し書面をもって報告を行うものとする。

2 甲及び乙は、毎年度当初において災害時の支援に備えて、連絡体制表を作成し確認するものとする。また、変更が生じた場合には、その都度、甲乙それぞれ報告するものとする。

(連絡体制)

第5条 第2条に定める復旧支援要請に関する甲の連絡窓口は宝塚市上下水道局施設部下水道課、乙の連絡窓口は新明和工業株式会社流体事業部営業本部関西支店営業グループとする。

(協定期間)

第6条 この協定の期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲乙双方から申出がない場合、この協定は1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(その他)

第7条 本協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合には、甲、乙双方による協議の上決定するものとする。

2 甲又は乙がこの協定の定めに違反した場合においては、甲又は乙は、違反した相手方への書面による通告をもってこの協定を廃止することができる。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和 2年 5月 19日

甲 兵庫県宝塚市東洋町1番3号
宝塚市上下水道局
上下水道管理者 森 増 夫

乙 大阪市淀川区宮原3丁目3番31号
上村ニッセイビル
新明和工業株式会社
流体事業部 営業本部 関西支店
支店長 甲斐 更成

第6部 個別対策項目別関係資料

様式1

令和 年 (年) 月 日

新明和工業株式会社
流体事業部 営業本部 関西支店長
様

宝塚市上下水道事業管理者

災害復旧支援業務要請書

- 1 災害の状況
- 2 応援を必要とする業務内容
- 3 応援を必要とする場所及び期間
- 4 その他必要な事項

(宝塚市上下水道局連絡担当者)

所属	下水道課
役職・氏名	
電話番号	0797-77-
FAX	0797-77-
E mail	@city.takarazuka.lg.jp

様式 2

令和 年 (年) 月 日

宝塚市上下水道事業管理者
様

新明和工業株式会社
流体事業部 営業本部 関西支店長

災害復旧支援業務実施報告書

- 1 支援に常時した事業者名、資機材等の種類、数量及び人員数
(1) 事業者、現場代理人

(2) 資機材等の種類、数量及び人員数

- 2 業務内容及び場所

- 3 応援に従事した期間

- 4 その他必要な事項

(新明和工業株式会社流体事業部 営業本部 関西支店 連絡担当者)

所属	営業グループ
役職・氏名	
電話番号	
F A X	
E mail	

(3) クボタ機工株式会社

災害時における復旧支援協力に関する協定

宝塚市上下水道局（以下「甲」という。）とクボタ機工株式会社（以下「乙」という。）とは、地震等の災害により甲の管理する下水道施設（以下「下水道施設」という。）が被災したときに行う復旧支援協力に関して以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、地震災害や風水害等異常な自然現象及び予期できない災害等が発生し、下水道施設が被災した場合、乙が行う災害復旧支援に関して基本的な事項を定め、災害復旧支援の円滑な実施により、被災した下水道施設の機能の迅速な回復を図り、もって浸水被害の拡大その他の生活環境の悪化又は公共用水域の水質の悪化を防止することを目的とする。

（復旧支援協力の要請）

第2条 甲は、乙に対し災害等により被災した下水道施設の復旧に関し次の業務の支援を要請することができる。

(1) 被災した下水道施設の復旧のために必要な点検・操作・応急復旧業務

(2) その他甲乙間で協議し必要とされる業務

2 甲の乙に対する復旧支援協力要請は支援内容を明らかにした書面により行うものとする。ただし、緊急時等で書面により難しいときは電話等を行うことができるものとし、この場合は事後において書面を提出するものとする。

3 乙は、前2項により甲の要請する業務を行うために、必要な人員・機材等をもって要請された業務を対応可能な範囲で遂行しなければならない。

（費用）

第3条 本協定に基づき甲が乙に対し要請した業務にかかる費用は甲の負担とする。

2 前項に掲げる経費の価格は、災害時の直前の価格を基準とし、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（報告）

第4条 乙は、甲の要請により行った支援業務が終了したときは、すみやかに甲に対し書面をもって報告を行うものとする。

2 甲及び乙は、毎年度当初において災害時の支援に備えて、連絡体制表を作成し確認するものとする。また、変更が生じた場合には、その都度、甲乙それぞれ報告するものとする。

（連絡体制）

第5条 第2条に定める復旧支援要請に関する甲の連絡窓口は宝塚市上下水道局施設部下水道課、乙の連絡窓口はクボタ機工株式会社大阪支店とする。

(協定期間)

第6条 この協定の期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲乙双方から申出がない場合、この協定は1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(その他)

第7条 本協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合には、甲、乙双方による協議の上決定するものとする。

2 甲又は乙がこの協定の定めに違反した場合においては、甲又は乙は、違反した相手方への書面による通告をもってこの協定を廃止することができる。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和2年7月27日

甲 宝塚市東洋町1番3号
宝塚市上下水道局
上下水道事業管理者 森 増 夫

乙 尼崎市浜1丁目1番1号
クボタ機工株式会社 大阪支店
支店長 加藤 佳行

第6部 個別対策項目別関係資料

様式1

令和 年（ 年） 月 日

クボタ機工株式会社大阪支店
支店長 加藤 佳行 様

宝塚市上下水道事業管理者

災害復旧支援業務要請書

1 災害の状況

2 応援を必要とする業務内容

3 応援を必要とする場所及び期間

4 その他必要な事項

(宝塚市上下水道局連絡担当者)

所属	下水道課
役職・氏名	
電話番号	0797-77-
FAX	0797-77-
Email	@city.takarazuka.lg.jp

様式 2

令和 年 (年) 月 日

宝塚市上下水道事業管理者
様

クボタ機工株式会社大阪支店
支店長 加藤 佳行

災害復旧支援業務実施報告書

- 1 支援に常時した事業者名、資機材等の種類、数量及び人員数
 - (1) 事業者、現場代理人
 - (2) 資機材等の種類、数量及び人員数
- 2 業務内容及び場所
- 3 応援に従事した期間
- 4 その他必要な事項

(クボタ機工株式会社 大阪支店 連絡担当者)

所属	大阪支店
役職・氏名	営業部 遠藤泰民
電話番号	090-5804-0849
F A X	06-6470-5919
E mail	Yasuhito.endo@kubota.com

6-4-8 災害時における応急対策業務に関する協定書に係る確認書

災害時における応急対策業務に関する協定書に係る確認書

宝塚市上下水道事業管理者（以下「甲」という）と宝塚水道工事業協同組合（以下「乙」という）とは、宝塚市と乙が平成15年6月1日付で締結した「災害時における応急対策業務に関する協定書」第2条第1項第3号及び第5条に規定した内容に関し、次のとおり確認書を締結する。

（その他宝塚市が必要と認める緊急応急作業）

第1条 この確認書に基づいて甲が乙に要請する応援の内容は、次に掲げるとおりとする。

（1）応急給水活動

（2）応急復旧資機材の提供

（3）送配水管及び次に掲げる給水管の応急復旧活動

ア 専用住宅、学校、工場、集合住宅及び市場等は、メータの一次側まで

イ 3階以上直圧、増圧（専用住宅、集合住宅等）は、第一止水栓まで

ウ 受水槽設置の集合住宅、マンション等は、参考メータの一次側まで

（4）宝塚市下水道条例第4条第1号に規定する公共污水枡等の応急復旧活動

（5）宝塚市水道事業給水条例第3条に規定する給水装置（以下「給水装置」という）及び宝塚市下水道条例第3条第6号に規定する排水設備（以下「排水設備」という）の復旧等に関する相談窓口（以下「相談窓口」という）の設置

（6）相談窓口で受け付けた給水装置及び排水設備の被害状況の調査及び応急復旧工事の実施並びにそれらに要する費用の見積

（7）その他要請のあったもので応援できるもの

（費用負担）

第2条 この確認書により乙及び乙の所属会員の応援に要した経費は、甲が負担するものとする。ただし、特別な事由がある場合は、必要に応じて甲、乙協議して定めるものと

する。

- 2 第1条第6号に規定する費用は、被害状況の調査及び応急復旧工事が行われた当該排水設備の設置者又は使用者が負担する。

この確認書締結の証として、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自1通を保管するものとする。

令和元年12月23日

甲 宝塚市東洋町1番3号

宝塚市上下水道局

上下水道事業管理者 森 増 夫

乙 宝塚市小浜3丁目2番19号

宝塚水道工事業協同組合

理 事 長 鈴木 秀 樹

6-4-9 災害時における災害復旧に係る支援業務に関する協定

災害時における災害復旧に係る支援業務に関する協定

宝塚市上下水道局（以下「甲」という。）と公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会関西支部（以下「乙」という。）は、宝塚市内に、地震、風水害その他の大規模災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における甲の管理する上下水道施設（以下「施設」という。）の災害復旧に係る災害査定資料作成などの支援業務に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害時において施設に発生した被害に関し、緊急的な災害復旧対策を講ずるに当たり、甲、乙が協力し、もって、被害の拡大防止と施設の早期復旧に資することを目的とする。

（支援業務の内容及び範囲）

第2条 支援業務の内容は、甲が実施した調査結果に基づき、復旧のための査定図書作成及び修正を行うものとする。

2 支援業務の範囲は、施設に被害が発生した箇所又は発生する恐れのある箇所に対して、甲が要請した範囲を基本とする。

（支援要請）

第3条 甲は、災害時において乙の協力が必要と認めるときは、乙に対し支援要請を行う。

2 乙は、前項の要請があった場合は、速やかに構成する会員（以下「会員」という。）の中から、支援業務が可能な会員を推薦し、甲に通知することとする。ただし、災害の状況等やむを得ない状況により、会員が支援業務を実施できない場合においてはこの限りではない。なお、通知に係る一連の業務に費用は発生しないものとする。

（業務実施者の特定）

第4条 甲は、前条により通知された会員の中から、支援を要請する会員を特定し、その結果を乙及び特定した会員（以下「業務実施者」という。）に、文書で通知する。

2 災害の状況等やむを得ない状況により前項によりがたい場合は、口頭、電話その他適切な手段で行うものとし、支援業務に着手後、速やかに書面により通知する。

（支援業務の実施等）

第5条 甲は、速やかに業務実施者と協議を行い支援業務の内容及び範囲等を確認し、業務委託契約を締結する。

2 業務実施者は、支援業務が終了したときは、速やかに甲に対して報告書を提出するものとする。

3 甲は、第1項で確認した内容等に基づき、その業務に要した費用を支払う。

4 支援業務の実施に伴い、甲及び業務実施者の責に帰すことができない事由により、第三者に損害

を及ぼした場合又は業務実施者の従業員に損害が生じた場合は、業務実施者は、その事実の発生後速やかに、その状況を書面により甲に報告し、その措置について甲及び業務実施者は協議して定めるものとする。

(連絡体制)

第6条 本協定の連絡窓口は、甲は宝塚市上下水道局経営管理部総務課、乙は公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会関西支部事務局とし、支援要請を正確かつ円滑に行うため、甲、乙それぞれ連絡責任者を定めておくものとする。

(協定の有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、締結の日から令和3年3月31日までとする。

2 前項の期間は、満了の1ヵ月前までに甲又は乙から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(補則)

第8条 協定内容に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各一通を保有する。

令和2年6月1日

甲 宝塚市東洋町1番3号
宝塚市上下水道局
宝塚市上下水道事業管理者 森 増 夫

乙 大阪市北区中之島6丁目2番40号
(中之島インテス19F)
公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会
関西支部長 押 領 司

第6部 個別対策項目別関係資料

役割分担表（案）

対象施設	調査対象	実施団体			
		宝塚市対応			水コン協
下水道管路施設	準備	執務室の確保	ガードマンの確保		
	緊急調査	調査指示・調査実施			
		結果整理・システム入力			
	応急復旧	応急復旧指示	応急復旧工事		
	一次調査	調査指示		浚渫・清掃・調査実施・調査結果の整理	
		結果集約・システム入力			
	二次調査	調査指示			調査結果に基づく査定図書の作成
		調査結果の集約・調整			
	査定設計書	設計書作成			査定図書の修正等
	災害査定	査定定受			査定資料修正等
	復旧工事発注	復旧工事発注			査定資料修正等

対象施設	調査対象	実施団体			
		宝塚市対応			水コン協
下水道ポンプ場施設	緊急調査	調査指示	調査実施		
		結果整理			
	調査～復旧	調査指示	調査実施・調査結果の整理（機械・電気）		調査実施・調査結果の整理（土木・建築）
		調査結果の集約・調整			
	応急復旧	応急復旧指示	応急復旧工事		
	査定設計書	設計書作成			調査結果に基づく査定図書の作成
	災害査定	査定受験			査定資料修正等
	復旧工事発注	復旧工事発注			査定資料修正等

対象施設	調査対象	実施団体			
		宝塚市対応			水コン協
水道施設 配水池 (ポンプ施設を含む)	準備	執務室の確保			
	緊急調査	調査指示・調査実施			
		結果整理・システム入力			
	緊急対応		緊急措置		

第 6 部 個別対策項目別関係資料

管路施設	現状回復のための調査				調査実施・調査結果の整理
	応急復旧	応急復旧計画			応急復旧工事の助言 概算額の算定
		応急復旧	応急復旧工事		応急復旧工事の助言 および調査結果に基づき設計図書の作成
	応急復旧工事の精算	精算設計図書の作成			応急復旧工事の精算・ 設計図書及び現状回復のための査定図書の作成及び査定資料修正等

6-5 大阪ガスネットワークにおける応急対策

応急対策の実施

1 被害状況の報告

ガス供給地域内において震度5弱以上の地震が観測された場合には、直ちにガス設備の被害状況を調査する。

2 危険予防措置

ガスの漏洩による二次災害が発生するおそれがある場合は、ブロック毎の供給停止等の危険予防措置を講ずるとともに、関係機関への通報ならびに付近住民への広報を行う。

3 応急供給及び復旧

- ① 被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから復旧を行う。
- ② 緊急を要する重要施設を中心に代替燃料・機器等を貸し出す。
- ③ 単独復旧が困難な場合、協定に基づき他のガス事業者からの応援を受ける。
- ④ 被害箇所の修繕を行い、安全を確認した上で、ガスの供給を再開する。

4 広報

- ① 二次災害を防止するため、ガス漏洩時の注意事項についての情報を広報する。
- ② 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。

(大阪ガスネットワーク株式会社 兵庫事業部による)

6-6 「災害用伝言ダイヤル（171）」及び「災害用伝言板（web171）」を利用した安否確認

「災害用伝言ダイヤル（171）」及び「災害用伝言板（web171）」を利用した安否確認

災害時においては被災地への通信がふくそうした場合には、被災地内の安否の確認が困難になる。そのような状況下にも、安否確認システム「災害用伝言ダイヤル（171）」「災害用伝言板（web171）」を確立する。

① 提供の開始

- ・ 地震、噴火等災害の発生により、被災地へ向かう安否確認のための通信等が増加し被災地への通話がつながりにくい状況（輻そう）になっている場合開始する。
- ・ 被災者の方は、本人・家族等の安否確認等を「災害用伝言ダイヤル（171）」又は「災害用伝言板（web171）」へ登録し、被災者の家族・親戚・知人の方等はその内容を聴取、又は閲覧して安否等を確認する。

② 伝言の条件

a 「災害用伝言ダイヤル（171）」

- ・ 登録できる電話番号（被災地電話番号）・・・

加入電話・ISDN・ひかり電話番号および携帯電話等の電話番号

号

- ・ 伝言録音時間・・・1伝言当たり30秒間
- ・ 伝言保存期間・・・提供終了まで
- ・ 伝言蓄積数・・・1電話番号あたりの伝言数は1～20伝言で、提供時知らせる。

b 「災害用伝言板（web171）」

- ・ 接続条件・・・インターネット接続ができるパソコン、携帯電話、スマートフォンからの伝言の登録が可能
- ・ アクセスURL・・・<https://www.web171.jp>
- ・ 伝言登録数・・・伝言板（伝言メッセージボックス）あたり20件まで（20件をこえる場合は古い伝言から削除され、新しい伝言が保存される~~ま~~）
- ・ 伝言板（伝言メッセージボックス）数・・・

●利用者情報なしの場合：1件

●利用者情報ありの場合：最大20件 ※利用者情報は事前に登録が必要

要

- ・ 伝言保存期間・・・提供終了まで（ただし最大で6ヶ月）
- ・ 登録可能な伝言・・・定型文およびテキスト情報（伝言1件あたり100文字）

- ・ 伝言のセキュリティ・・・伝言板への登録・閲覧ができる対象者を限定する場合、利用者情報の事前登録により、設定が可能
- ・ 伝言通知機能・・・利用者情報を登録することにより、通知を希望した場合、利用者が指定したメールアドレス・電話番号宛に伝言メッセージの通知を行うことができる

③ 伝言通知容量

- ・ 全国約800万伝言

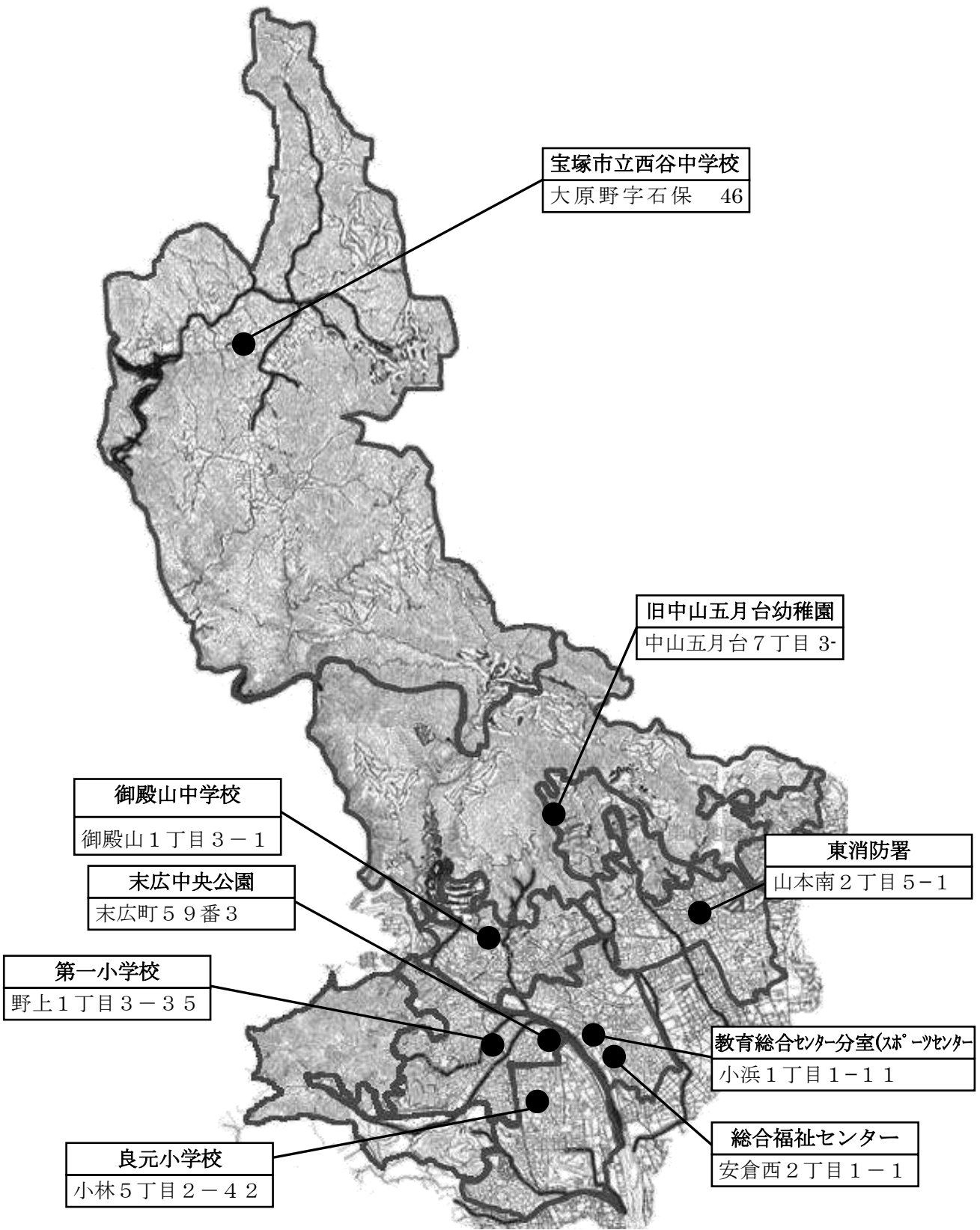
④ 提供時の通知方法

- ・ テレビ、ラジオを通じて利用方法、伝言登録エリア等を知らせる。
- ・ 電話がかかりにくくなっている場合は、「幅そうメッセージ」の中で「災害用伝言ダイヤル（171）、或いは災害用伝言板（web171）をご利用していただきたい旨の案内」を流す。
- ・ 避難所や特設公衆電話設置場所へ操作説明リーフレット等を配備する。
- ・ 行政の防災無線等により、利用方法を知らせてもらうよう依頼する。

6-7 食品等物資供給対策に関する事項

6-7-1 備蓄倉庫・備蓄物資

6-7-1-1 備蓄倉庫一覧



第6部 個別対策項目別関係資料

6-7-1-2 食糧等備蓄物資の現況

令和7年5月19日現在

品 名		数 量
食糧	アルファ化米	28,995食
	レトルト食品	11,800食
	パン類	11,820食
	粥	8,800食
	粉ミルク	55,840g
	飲料水（アルミボトル）	約10,000本
生活必需品	子ども用おむつ	2,262枚
	大人用おむつ	1,032枚
	哺乳びん	111本
	生理用品	111本
	トイレットペーパー	16,992枚
	ウエットタオル	612ロール
寝具	毛 布	9,159枚
	アルミシート	2,847枚
安全衛生対策品	マスク	428,880枚
	手指用消毒剤	1,543ℓ
	フェイスシールド	4,901枚
	使い捨て手袋	41,999枚
	ペーパータオル	89,600枚
トイレ	簡易トイレ	274基
	携帯トイレ	40,250枚
その他	アクリルパーテーション	54枚
	テント	347張
	簡易ベッド	244基

6-7-2 協力依頼先となる団体等一覧

令和4年4月1日現在

	協力事項	団体等の名称	連絡窓口となる事務所の所在地	電 話
担 当 部	生活物資食糧供給	生活協同組合コープ こうべ第1地区本部	宝塚市売布2丁目 5-1 ピピアめふ1-2階	83-1018
	〃	イズミヤ(株)小林店H ² O	大阪市西成区花園南1丁目4-4	06-6657-3608
	〃	イオン株式会社(ダイエー)	神戸市中央区港島中町四丁目1番1	03-6388-7340
	〃	株式会社 万代	東大阪市渋川町3丁目9番25号	06-6720-3305
	〃	(株)セブン-イレブン・ジャパン イオンリテール(株)	東京都千代田区二番町8番地8 大阪市西成区花園南1丁目4-4	03-6238-3672 06-6457-6111 (時間外)090-6971-9277
	食糧供給(米穀)	阪神米穀(株)	西宮市西宮浜4丁目1-15	0798-26-0221
	〃	(株)宝塚富士ベーカリー	宝塚市宮の町 9-8	87-0212
	〃 (パン)	(株)オイシス	伊丹市池尻2丁目 23	072-772-0144
	〃 (パン)	雪印メグミルク(株)	吹田市江坂町 1-13-48	06-7664-0369
	〃 (牛乳類)	関西販売本部		
	〃 (飲料類)	大塚製薬(株)	神戸市脇浜町2-22-14	078-222-7640
	〃 (お弁当)	(株)ほっかほっか亭総本部	大阪市北区鶴野町3-10	06-6376-8099
	生活物資・食糧 等の輸送	日本通運(株) 阪神支店	川西市久代3丁目 12-16 阪神流通センター 3-5-4	072-759-1551
	〃	ヤマト運輸(株)	尼崎市中浜町26-4	06-6419-6124
総 務 部 ・ 都 市 安 全 部	〃	阪神主管支店 宝塚運輸事業協同組合 ネットトヨタ神戸	宝塚市湯本町 9-12 尼崎市名神町1丁目18-25	87-1502 06-6422-3695
	燃料等の供給 (プロパンガス 等)	伊丹産業(株)	尼崎市猪名寺3-4-8	06-6421-3655
	〃	(株)ミツワ	川西市久代2丁目 2-1	072-756-1774
	〃	(株)ディスプレイ ミワボシ	神戸市兵庫区大開通 3-1-21	078-576-6666
	応急対策用資材 (テント・照明機 材・布団・毛布)	リ・レント有限会社	伊丹市荒牧南3丁目8番33号	072-777-1110
	応急対策用資材 のレンタル	セッツカートン株式会社 ロイヤルホームセンター(株)	伊丹市東有岡5丁目33番地 宝塚市東洋町5番13号	072-784-6001 0797-76-5530
	段ボールベッド			(時間外)76-5516

第6部 個別対策項目別関係資料

	資材、商品、応 急資機材	コーナン商事株式会社 (日用品、食糧関係も有)	大阪市淀川区西宮原2丁目2番17 号	06-6397-1621

6-7-3 生活物資確保に関する協定

6-7-3-1 緊急時における生活物資確保に関する協定

緊急時における生活物資確保に関する協定

宝塚市（以下「甲」という。）と生活協同組合コープこうべ（以下「乙」という。）は、緊急時における生活物資確保に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、緊急時に際し、生活物資の確保及び安定供給を行うことにより物価の高騰及びパニックの防止を図り、もって市民生活の安定に寄与することを目的とする。

（法令の遵守）

第2条 この協定の施行に当たっては、消費生活協同組合法（昭和25年法第200号）その他法令を遵守しなければならない。

（緊急時の認定）

第3条 緊急時の認定は、甲乙協議のうえ、甲が行う。

（生活物資の指定）

第4条 生活物資は、別表1及び別表2のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、必要に応じて甲乙協議のうえ、指定できるものとする。

（情報交換）

第5条 甲及び乙は、平素から物価及び需給の動向、宝塚市内の各店舗の状況その他必要な事項について調査研究及び情報交換に努め、緊急時に備えるものとする。

2 甲及び乙は、緊急時に関する情報を知り得たときは、直ちに通報し合うものとする。

（緊急時体制）

第6条 緊急時に際し、乙は甲の指示により、宝塚市域を地域割し、それぞれの地域にある乙の各店舗が主として当該地域を管轄する。

（生活物資の確保）

第7条 甲は、緊急時に際し、乙に対し生活物資の確保及び安定供給について要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、直ちに必要な措置を行うものとする。

3 緊急時における物資調達等の伝達経路及び実施に関しての必要な手続等については、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

（情報提供）

第8条 甲及び乙は、緊急時に際し、協力して迅速かつ的確な物価、商品等の情報を市民、報道機関等に提供するものとする。

（支援体制の整備）

第9条 乙は、Kネット共同連帯機構等との連携を強化し、緊急時における広域的な支援体制の

第6部 個別対策項目別関係資料

整備に努めるものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

附 則

この協定は、平成8年8月30日から効力を生じる。

この協定は、平成18年6月一部改正され、平成18年7月3日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成18年7月3日

甲 宝塚市東洋町1番1号

宝塚市

代表者 宝塚市長 阪上善秀

乙 神戸市東灘区住吉東町2丁目3番28

生活協同組合コープこうべ

代表者 組合長理事 浅田克己

号

別表1 (第4条関係)

生活物資

小麦粉、しょうゆ、上白糖、食用油、育児用粉ミルク、ちり紙及びトイレットペーパー、ノートブック、パン、ハム、インスタント麺、魚肉缶詰、容器入飲料水、洗剤及び石鹸、ポリバケツ、飲料用ポリタンク、乾電池、懐中電灯、カセットガスボンベ及びカセット式ガスコンロ、ゴミ袋、ラップ、ローソク 軍手、運動靴、タオル、紙おむつ、紙コップ及び紙皿、生理用品、肌着

以上 30品目

別表2 (第4条関係)

生活物資 (特別指定品目)

米、塩、バター、ジャム、割はし、マッチ、ひしゃく、靴下、カイロ

以上 9品目

6-7-3-2 災害時における生活物資確保に関する協定

災害時における生活物資確保に関する協定

宝塚市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、災害時における生活物資確保に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、緊急時に際し、生活物資の確保及び安定供給を行うことにより、市民生活の安定に寄与することを目的とする。

（災害時の認定）

第2条 災害時の認定は、甲乙協議のうえ、甲が行う。

（生活物資の指定）

第3条 生活物資は、別表1の内で乙が取り扱っているものとする。

2 前項に定めるもののほか、必要に応じて甲乙協議のうえ、指定できるものとする。

（生活物資の確保）

第4条 甲は、災害時に際し、乙に対し生活物資の確保及び安定供給について要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、直ちに必要な措置を行うものとする。

（連絡責任者等）

第5条 要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡責任者を別表2のとおり定める。

（応援要請の方法）

第6条 第4条第1項に規定する応援の要請は、甲が乙に対し出荷要請書（様式第1号）を提出することにより行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭で要請し、事後において出荷要請書を提出するものとする。

（生活物資の取引）

第7条 生活物資の取引場所は、甲乙協議のうえ定めるものとし、甲は当該場所において乙の提出する出荷確認書（様式第2号）により確認のうえ、生活物資を引き取るものとする。

2 甲は、必要に応じて乙に対し生活物資の運搬の協力を求めることができるものとする。

（経費の負担）

第8条 乙が甲に供給した生活物資の代金については、甲が負担するものとする。

（経費の請求及び支払）

第9条 生活物資の代金等の請求及び支払は、遅滞なく行うものとし、その時期及び方法は、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

（情報交換）

第10条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため平素から情報交換に努め、

第6部 個別対策項目別関係資料

緊急時に備えるものとする。

2 甲及び乙は、緊急時に関する情報を知り得たときは、直ちに通報しあうものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

附 則

この協定は、平成9年1月17日から効力を生じる。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成9年1月30日

甲 宝塚市東洋町1番1号

宝塚市

代表者 宝塚市長 正 司 泰一郎

乙

別表1 (第3条関係)

(1) 食料品
(2) 衣料品
(3) 寝具類
(4) 食器類
(5) 炊事用具類
(6) 日用品雑貨類

生活物資調達企業一覧表

対象物資	企業名	所在地
生活物資・食糧	ジャスコ(株)近畿四国事業本部	大阪市福島区海老江 1-1-23
生活物資・食糧	イズミヤ(株)小林店	宝塚市小林5丁目 5-47

6-7-3-3 災害時における（米穀、米飯、パン、牛乳等）調達に関する協定

災害時における（米穀、米飯、パン、牛乳等）調達に関する協定

宝塚市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、災害時における（米穀、米飯、パン、牛乳等）調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、緊急時に際し、（米穀、米飯、パン、牛乳等）の調達及び安定供給を行うことにより、市民生活の安定に寄与することを目的とする。

（災害時の認定）

第2条 災害時の認定は、甲乙協議のうえ、甲が行う。

（（米穀、米飯、パン、牛乳等）の調達）

第3条 甲は、災害時に際し、乙に対し（米穀、米飯、パン、牛乳等）の調達及び安定供給について要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、直ちに必要な措置を行うものとする。

（調達数量）

第4条 調達数量は、乙の製造数量の範囲内で甲の必要数量とする。

（連絡責任者等）

第5条 要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡責任者を別表1のとおり定める。

（調達要請の方法）

第6条 第3条第1項に規定する調達の要請は、甲が乙に対し出荷要請書（様式第1号）を提出することにより行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭で要請し、事後において出荷要請書を提出するものとする。

（（米穀、米飯、パン、牛乳等）の引渡し）

第7条 （米穀、米飯、パン、牛乳等）の取引場所は、甲乙協議のうえ定めるものとし、甲は当該場所において乙の提出する出荷確認書（様式第2号）により確認のうえ、生活物資を引き取るものとする。

2 甲は、必要に応じて乙に対し（米穀、米飯、パン、牛乳等）の運搬の協力を求めることができるものとする。

（提供価格）

第8条 （米穀、米飯、パン、牛乳等）の取引価格は、災害発生時前における適正な価格とする。

（経費の請求及び支払）

第9条 （米穀、米飯、パン、牛乳等）の代金等の請求及び支払は、遅滞なく行うものとし、その時期及び方法は、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

（製造可能数量の報告）

第6部 個別対策項目別関係資料

第10条 甲は、乙に対して製造可能数量の報告を求めることができる。

(情報交換)

第11条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため平素から情報交換に努め、緊急時に備えるものとする。

2 甲及び乙は、緊急時に関する情報を知り得たときは、直ちに通報しあうものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期限)

第13条 この協定の有効期限は、平成9年1月17日から平成10年1月16日までとする。ただし、期間満了3カ月前までに甲乙いずれからも申し出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成9年1月16日

甲 宝塚市東洋町1番1号

宝塚市

代表者 宝塚市長 正 司 泰一郎

乙

食糧調達企業一覧表

対象物資	企業名	所在地
食糧(パン・米飯)	岡本食品(株)	宝塚市安倉南4丁目 11-3
食糧 (パン)	(株)宝塚キムラヤ	〃 武庫川町 2-1
食糧 (パン)	(株)宝塚富士ベーカリー	〃 宮の町 9-8
食糧 (パン)	(株)オイシス	伊丹市池尻2丁目 23
食糧 (米飯等)	阪神米穀(株)	西宮市西宮浜4丁目 1-15
食糧 (牛乳等)	雪印乳業(株)関西販売本部	大阪市北区梅田 2-6-20

6-7-3-4 緊急時における物資供給及び防災活動への協力に関する協定

緊急時における物資供給及び防災活動への協力に関する協定書

宝塚市（以下「甲」という。）と株式会社ダイエー（以下「乙」という。）は、緊急時における救助用物資（以下「物資」という。）の供給及び平常時における防災啓発活動への協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、緊急時に際し、物資の確保及び安定供給を行うことにより、市民生活の安定に寄与することを目的とする。

（緊急時の認定）

第2条 緊急時の認定は、甲乙協議の上、甲が行う。

（物資の指定）

第3条 この協定により、甲が乙に要請する物資は、次の各号に掲げるもののうち、乙が保有又は調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他、甲が要請する物資

（物資の確保）

第4条 甲は、緊急時に際し、乙に対し物資の確保について要請することができる。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、必要な措置を迅速・的確に行う。ただし、乙の責に帰することができない理由により実施が困難なときは、その限りではない。

3 甲が乙に要請するときは、次の各号に掲げる事項について電話等により要請し、事後、速やかに甲は乙に文書を提出するものとする。

なお、甲は、搬入場所について必要に応じて、乙に対し物資の避難所等への運搬に協力を求めることができるものとする。

- (1) 要請する理由
 - (2) 要請する物資の品目及び数量
 - (3) 搬入日、搬入場所
 - (4) 輸送方法
- その他必要な事項

（物資輸送）

第5条 物資の輸送は、乙又は乙の指定する者ができる限り自己完結で行うものとする。ただし、自己完結での迅速・的確な実施が困難な場合は、乙は甲に対して輸送の協力を求めることができるものとする。

（物資の取引）

第6条 乙は、第4条第3項に基づく要請により物資の供給協力を実施したときは、納品書を甲に提出することとし、甲は乙の提出する納品書を確認の上、物資を引き取るものとする。

（費用負担）

第7条 乙が物資の供給協力の実施に要した費用は、甲が支払う。

(費用の請求及び価格の決定)

第8条 乙は、第6条による物資の取引後、協力に要した経費及び請求時期について甲乙協議の上、甲に請求するものとする。

2 甲が負担する経費の価格は、緊急時直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

3 甲は、乙からの請求書を受領した日から起算して30日以内に支払うものとする。

(防災活動への協力)

第9条 乙は、甲が実施する防災啓発活動に平常時から協力するとともに、甲が実施する防災訓練に対し、可能な範囲で協力するものとする。

2 甲は、防災訓練等を実施するにあたり、乙に対し計画等を事前に説明するものとする。

3 甲は、乙が独自で実施する防災啓発事業に対し、でき得る限り協力するものとする。

(連絡責任者)

第10条 この協定の円滑な運用に資するため、甲乙に連絡責任者をおき、物資の要請等の手続きに関する甲乙の窓口についても、連絡責任者が行うこととする。

2 連絡責任者に変更があった場合は、その都度、原因者が相手方に文書で報告するものとする。

3 連絡責任者の氏名及び連絡先は、別途定める。

(情報交換)

第11条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため平素から情報交換に努め、緊急時に備えるものとする。

2 甲及び乙は、緊急時に関する情報を知り得たときは、直ちに通報しあうものとする。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

附 則

この協定は、平成20年3月24日から効力を生じる。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成20年3月24日

甲 宝塚市東洋町1番1号

宝塚市

代表者 宝塚市長 阪 上 善 秀

乙 神戸市中央区港島中町四丁目1番1

株式会社 ダイエー

代表者 代表取締役 西 見 徹

別表(第3条関係)

災害発生直後に必要な物資 (概ね発災～3日間程度)	その後に必要な物資
食料品 おにぎり、弁当、パン類、育児用粉ミルク、インスタント(カップ)麺、ハム、容器入飲料水、牛乳、缶詰(イージーオープン) など	食料品 小麦粉、精米、食パン、育児用粉ミルク、インスタント麺、レトルト食品、漬け物、梅干し、野菜、肉類、調味料(塩、しょうゆ、上白糖、食用油等)、果物、菓子類、容器入飲料水、牛乳、缶詰(イージーオープン)、お茶 など
生活必需品 ちり紙、ウェットティッシュ、トイレットペーパー、紙おむつ、生理用品、タオル、靴下、ラジオ、乾電池、懐中電灯、割箸、スプーン、使い捨て食器類(紙コップ、紙皿等)、ゴミ袋、ポリバケツ、ラップ、飲料用ポリタンク、固形燃料、軍手、蚊取り線香(夏季)、使い捨てカイロ(冬季) など	生活必需品 ちり紙、ウェットティッシュ、トイレットペーパー、紙おむつ、生理用品、肌着、運動靴、タオル、靴下、ラジオ、乾電池、懐中電灯、鍋、割箸、スプーン、使い捨て食器類(紙コップ、紙皿等)、カセットガスボンベ及びカセット式ガスコンロ、ゴミ袋、ポリバケツ、ラップ、飲料用ポリタンク、洗剤及び石鹸、歯ブラシ及び歯磨き粉、救急セット、ローソク、ノートブック、軍手、蚊取り線香及び虫除けスプレー(夏季)、使い捨てカイロ(冬季) など

宝塚市及び株式会社ダイエーとの連絡責任者

平成27年4月 現在

緊急時における物資供給及び防災活動への協力に関する協定(第10条関係)

1 宝塚市（甲）				
	連絡責任者	昼 間	夜 間	備考
第一順位	総合防災課長 総谷 圭史	電話：0797-77-2078 FAX：0797-77-2102	電話：0797-77-2078 FAX：0797-77-2102	※夜間連絡 先は、宝塚市 の守衛室
第二順位	総合防災課 係長 岡田 拓也	電話：0797-77-2078 FAX：0797-77-2102	電話：0797-77-2078 FAX：0797-77-2102	
2 株式会社ダイエー（乙）				
	連絡責任者	昼 間	夜 間	備考
第一順位	総務部 課長 長友 潤一郎	電話：06-6337-9830 FAX：06-6337-9838	電話：06-6337-9830 FAX：06-6337-9838	

6-7-3-5 災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定

災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定書

宝塚市（以下「甲」という。）と株式会社セブン・イレブン・ジャパン（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する地震・風水害その他災害が発生した場合、被災住民等を救助するための物資（以下「物資」という。）の調達及び供給、並びに乙又は乙のフランチャイズ加盟店（以下「加盟店」という。）の営業継続又は早期営業再開に係る協力に関して次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その調達が可能な範囲内で物資の供給を要請することができる。

- （1） 宝塚市に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- （2） 宝塚市以外の災害について、関係自治体等から、物資の調達・あつせんを要請されたとき、又は甲が救援の必要があると認めるとき。

（物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、食料品、飲料品、日用品、その他甲が指定する物資のうち、要請時点で乙が調達可能な物資とする。ただし、甲から乙が要請を受けた時点で、物流ラインの断絶、乙の加盟店への商品供給を優先する必要性等により物資の供給ができないことがあることを勘案して、乙が物資の調達の可否・種類・数量等を決定するものとする。

（物資の数量等）

第3条 甲は、必要がある場合に、乙に対し、要請時点で乙が甲に供給できる物資及びその数量等について照会することができるものとする。

（要請の方法）

第4条 第1条の要請は、「物資発注書（別紙1）」により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭若しくは電話その他の方法により要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第5条 第1条の要請を受けたときは、乙はその要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を「物資調達可能数量・措置の状況報告書（別紙2）」により甲に提出するものとする。

(物資の運搬、引渡し)

第6条 物資の引渡し場所は、甲が状況に応じ、指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙又は乙指定の業者等が行なうものとする。

2 甲は、当該引渡し場所に職員又は甲の指定する者を派遣し物資を確認の上引渡しを受けるものとする。

(費用)

第7条 甲は、物資を引き取った後、乙の請求に基づき速やかにその代金を乙に支払うものとする。

2 物資の代金は、災害発生時の直前における販売価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

3 前条の規定により乙が運搬を行った場合、係る費用は甲の負担とする。

(情報提供)

第8条 甲は、平時又は災害時において、乙に対し、防災・災害情報等を提供することができるものとし、乙は提供を受けた情報等を来店者等に対し、情報提供するものとする。

(営業の継続又は早期再開)

第9条 甲は、市民の生活安定を確保するため、乙に対して乙及び乙のフランチャイズ加盟店の営業の継続又は早期営業再開を要請することができる。

(連絡責任者の報告)

第10条 甲と乙は、この協定書の成立にかかる連絡責任者を協定書締結後速やかに「連絡責任者届(別紙3)」により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(車両の通行)

第11条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際の車両及び店舗の営業継続又は早期再開を支援するための車両を緊急通行車両として通行できるように支援するものとする。

(協議)

第12条 この協定書に定めない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(効力)

第13条 この協定の有効期限は平成28年(2016年)1月27日から平成29年(2017年)1月26日までの1年間とする。ただし、この期間満了の1ヶ月前までに甲乙いずれからも協定書終了の申し出がないときは、期間満了の日の翌日からさらに1年間更新する

ものとし、その後においても同様とする。

(解除)

第14条 この協定書を解除する場合は、甲乙いずれか一方が解除する日の1ヶ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれが1通を保有するものとする。

平成28年(2016年)1月27日

甲 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
宝塚市
宝塚市長 中 川 智 子

乙 東京都千代田区二番町8番地8
株式会社セブン・イレブン・ジャパン
代表取締役 井 阪 隆 一

6-7-3-6 災害時における資材・商品・施設等の支援協力に関する協定

災害時における資材・商品・施設等の支援協力に関する協定書

宝塚市（以下「甲」という。）とロイヤルホームセンター株式会社（以下「乙」という。）は、宝塚市内において地震、風水害等の災害（以下単に「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合における、甲の実施する応急対策に対する乙の宝塚店による資材、商品、施設等に係る支援協力に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（協力）

第1条 甲は、宝塚市内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害時の応急対策に必要があると認めるときは、乙に対し次に掲げる事項の協力を依頼するものとする。

- （1） 乙の宝塚店が保有する資材又は商品を、可能な範囲で災害救援物資として甲に提供すること。
- （2） 乙が管理・所有する施設を可能な範囲で、甲が行う災害時の応急対策業務に提供すること。
- （3） その他災害時の応急対策に関し、甲乙が協議し定める事項

（費用負担）

第2条 甲は、災害応急対策に乙が協力するため要する費用を負担する。

- 2 前条第1号の規定により甲が提供を受ける資材又は商品に係る対価は、災害が発生した日の前日における小売価格を基準とする。
- 3 前条第2号の規定による施設の利用に係る対価及び前条第3号の規定による応急対策に係る対価は、甲乙が別途協議し定める。

（請求及び支払い）

第3条 第2条に規定する乙の協力が完了したときは、前条の規定により甲が負担すべき費用について、乙の請求に基づき、乙の請求があった日から1月以内に甲は乙に支払うものとする。

（協定の有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、平成28年（2016年）7月1日から平成29年（2017年）6月30日までとする。ただし、期間満了の3箇月前までに甲乙いずれからも申し出がないときは、更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議事項)

第5条 本協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(補則)

第6条 この協定に定めるもののほか、支援協力の運用に関し必要な事項は、甲乙協議して定めるものとする。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成28年(2016年)7月1日

甲 宝塚市東洋町1番1号
宝塚市
宝塚市長 中 川 智 子

乙 大阪市西区阿波座一丁目5番16号
ロイヤルホームセンター株式会社
代表取締役 中 山 正 明

6-7-3-7 災害時における商品供給等及び防災啓発活動への協力に関する協定

災害時における商品供給等及び防災啓発活動への協力に関する協定書

宝塚市（以下「甲」という。）と株式会社万代（以下「乙」という。）は、宝塚市域において地震、豪雨等により大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における商品の供給等並びに平常時における防災啓発活動への協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（対象店舗）

第1条 この協定に規定する乙の協力対象店舗は以下の通りとする。

協力対象店舗：乙の運営する店舗の内、宝塚市内に所在する店舗

（応急対策活動への協力）

第2条 甲は、災害時において、応急対策活動に必要があると認めるときは、乙に対し次に掲げる事項の協力を依頼し、乙は最大限努力し協力するものとする。

- （1） 乙が保有する別表の商品を、可能な範囲で災害救援物資として甲に提供すること。
- （2） 乙が管理・所有する施設を、可能な範囲で甲が行う災害時の応急対策業務のために提供すること。

（要請）

第3条 甲が乙に災害救援物資提供の協力を要請するときは、次の各号に掲げる事項について電話等により要請し、事後、速やかに甲は乙に文書を提出するものとする。

- （1） 要請する理由
- （2） 要請する救援物資の品目及び数量
- （3） 搬入日、搬入場所
- （4） 輸送方法
- （5） その他必要な事項

（要請に基づく乙の措置）

第4条 第3条の要請を受けたときは、乙はその要請に基づく措置をとるとともに、実際に乙が提供することのできる物資及びその数量や措置の状況について、甲に書面にて報告するものとする。

（費用負担）

第5条 甲は、災害応急対策に乙が協力するため要する費用を負担する。

第6部 個別対策項目別関係資料

- 2 第2条第1号の規定により甲が提供を受ける商品に係る価格は、災害時直前の小売価格（税込価格）を基準とする。また、その際に乙が運搬を行った場合、係る費用は甲の負担とする。
- 3 第2条第2号の規定による施設の利用に係る対価は、甲乙が別途協議し定める。

（費用の支払い）

第6条 第2条第1項に規定する乙の協力が完了したときは、前条の規定により甲が負担すべき費用について、乙の請求に基づき、乙の請求があった日から1月以内に甲は乙に支払うものとする。

（防災活動への協力）

第7条 乙は、次の各号に掲げる事項について可能な限り協力するものとする。ただし、甲が実施する事項については、予め実施内容を書面にて乙に通知し、実施について乙の承諾を得るものとする。

- （1） 甲が実施する防災啓発事業
- （2） 甲が実施する防災訓練
- （3） その他、甲及び乙が協働で実施する事業

（支援体制の整備）

第8条 乙は、災害時における円滑な協力を図るため、社内及びグループ各社との広域応援体制並びに情報連絡体制の整備に努めるものとする。

（車両の通行）

第9条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際の車両及び店舗の営業継続又は早期再開を支援するための車両を緊急通行車両として通行できるように支援するものとする。

（連絡責任者等）

第10条 甲及び乙は、要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡責任者及び担当者を末尾の通り定めるものとする。

- 2 前項の連絡責任者又は担当者に変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

（情報交換）

第11条 この協定の運用が円滑に行われるよう、適宜甲乙が相互に情報交換するとともに、必要に応じ資料の提供を行うものとする。

（有効期間）

第12条 この協定書の有効期間は、平成28年（2016年）11月1日から平成29年（2017年）3月31日までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の3箇月前までに甲乙いずれかから解除の申し出がないときは、期間満了の翌日から起算して引き続き同一条件にて1年間効力を有するものとし、以後も同様とする。

(協議事項)

第13条 この協定について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通を保有する。

平成28年(2016年)11月1日

甲 宝塚市東洋町1番1号

宝塚市

宝塚市長 中 川 智 子

乙 東大阪市渋川町3丁目9番25号

株式会社万代

代表取締役 阿部 秀行

第2条第1号に掲げる別表

救援用物資一覧

災害発生直後に必要な物資 (概ね発災～3日程度)	その後に必要な物資
食料品 おにぎり、パン類、カップ麺、飲料水、牛乳、粉ミルク、缶詰（イージーオープン）など 生活必需品 紙おむつ、生理用品、ラジオ、乾電池、懐中電灯、箸、スプーン、使い捨て食器類、ラップ、固形燃料、ウェットティッシュ、ゴミ袋 など 蚊取り線香（夏季） 使い捨てカイロ（冬季） など	食料品 精米、即席麺、食パン、レトルト食品、漬物、梅干、野菜、調味料、肉類、菓子類、果物、お茶 など 生活必需品 タオル、肌着、履物、軍手、鍋、簡易コンロ、カセットボンベ、ろうそく、石鹸、ティッシュペーパー、歯ブラシ、救急セット など

第10条第1項に定める連絡責任者及び担当者

甲

宝塚市都市安全部危機管理室総合防災課

〒665-8665 宝塚市東洋町1番1号

電話：0797-77-2078

FAX：0797-77-2102

メール：m-takarazuka0022@city.takarazuka.lg.jp

乙

株式会社万代 総務部

〒577-8543 東大阪市洪川町3丁目9番25号

電話：06-6720-3305

FAX：06-6736-1012

メール：e-yamamoto@mandai-net.co.jp

6-7-3-8 避難所運営及び災害応急対策等のための資機材レンタルに関する協定

避難所運営及び災害応急対策等のための資機材レンタルに関する協定書

宝塚市（以下「甲」という。）とリ・レント有限会社（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、宝塚市内において地震、風水害等による大規模な災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）において、避難所運営及び災害応急対策等のための資機材レンタルの協力について、必要な事項を定めることを目的とする。

（支援協力の要請）

第2条 原則として、災害対策本部を設置した甲が、乙に対して要請を行うことで、この協定に定める災害時における支援協力が実施されるものとする。

（応急対策活動への協力）

第3条 甲は、災害時において応急対策活動及び避難所運営等に必要があると認めるときは、乙が保有する別表の資機材を、可能な範囲で避難所運営及び災害応急対策等のための資機材として甲に貸与すること。

（支援の要請手続）

第4条 甲は、避難所運営及び災害応急対策等のための資機材の調達が必要となった場合は、品目、数量、場所、期間等を明示した協力要請書（様式第1号）をもって、乙に供給の要請をするものとする。ただし、緊急を要する時は、電話等により要請し、事後速やかに協力要請書を提出するものとする。

（資機材の引渡し）

第5条 乙は、協力報告書（様式第2号）に資機材調達可能数量を記入して甲に提出し、甲の指定する場所に、乙において資機材を搬送する。甲は職員を派遣し、救援物資を確認の上、これを引取るものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により資機材を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（資機材レンタルの価格）

第6条 乙が、第4条に規定する協力により貸与した資機材の価格は、災害の発生した直前の適正なレンタル価格とする。

(経費の負担)

第7条 乙が甲の要請により支援に要した経費については、甲乙協議の上決定し、甲が負担するものとする。

(防災訓練の協力)

第8条 乙は、この協定に定める事項のほか、災害時を想定した訓練及び防災啓発事業に対して可能な限り協力するものとする。

(法令の遵守)

第9条 甲及び乙は、この協定の施行にあたっては、災害時に関する法令を遵守するものとする。

(有効期限)

第10条 この協定書の有効期限は、本協定締結の日より1年間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲及び乙のいずれからも解除等の申し出がない場合は、その都度自動的に更新されるものとする。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通をそれぞれ保有する。

平成30年(2018年) 9月 1日

甲 宝塚市東洋町1番1号

宝塚市

宝塚市長 中 川 智 子

乙 伊丹市荒牧南3丁目8番33号

リ・レント有限会社

代表取締役 森 田 章 彦

第3条に掲げる別表

資機材一覧

発電機
テント
ウェイト
横幕
パイプイス
長机
ブルーシート
マット
避難所用パーテーション、カーテン
仮設トイレ
ストーブ
扇風機
スポットクーラー
トランジスタメガホン
スピーカー
音響機器
カラーコーン、コーンバー
ゴミ箱
コードリール
立て看板
車椅子
懐中電灯
誘導灯
ヘルメット
台車
リヤカー
カゴ台車
コンテナ
ホワイトボード
その他

6-7-3-9 災害時における量の提供に関する協定

災害時における量の提供に関する協定書

宝塚市(以下「甲」という。)と「5 日で 5000 枚の約束。」プロジェクト実行委員会(以下「乙」という。)とは、宝塚市内において地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。)が発生した場合における避難場所等への量の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第 1 条 この協定は、災害時等において、乙が所有する量を避難所等へ提供することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(協力の要請)

第 2 条 甲は災害時等において量が必要であると認める場合は、乙に対して量の提供を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、乙は甲の要請がなくても協力できるものとする。

前項の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急の場合で文書をもって要請できない時は、口頭で要請しその後速やかに文書を交付するものとする。

乙は、第 1 項の要請について特別な事情により実施できない場合は、その旨を遅滞なく甲に報告するものとする。

(協力の実施)

第 3 条 乙は前条第 1 項により要請があった時は、可能な範囲において量の提供に努めるものとし、避難所等までの量の輸送を行うものとする。ただし、災害状況により困難な場合は、甲乙協議の上、甲が輸送体制の整備を行うものとする。

(報告)

第 4 条 乙はこの協定に基づき甲に協力を行った場合は、その活動が終了した後に文書により甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第 5 条 この協定に基づく量の提供等にかかる費用は、乙の負担とする。ただし、利用後の量は、原則として甲が処分するものとする。

(連絡責任者)

第 6 条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者を定め、相手方に報告するものとしこれに変更があった場合、速やかに相手方に報告するものとする。

る。

(守秘義務)

第7条 乙及び乙の会員は、この協定による業務の実施により、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(訓練への参加)

第8条 乙は畳の提供が円滑に行われるよう、甲が行う訓練への参加に努めるものとする。

(有効期限)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和2年11月30日までとする。ただし、期間満了の日の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも終了の意志表示がない時は、この協定は更に1年間延長されたものとし、その後に期間満了した時もまた同様とする。

(疑義事項)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた時は、その都度、甲乙が協議して決定するものとする。

付 則

この協定の成立を証する為、本書2通を作成し 甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和元年12月1日

(甲) 兵庫県宝塚市東洋町1番1号

宝塚市長

(乙) 兵庫県伊丹市行基町1丁目46番地

「5日で5000枚の約束。」プロジェクト実行委員会

近畿地区委員長

6-7-3-10 災害時における飲料水等の提供協力に関する協定

災害時における飲料水等の提供協力に関する協定書

宝塚市（以下「甲」という。）と株式会社アペックス西日本（以下「乙」という。）とは、宝塚市において地震等による大規模災害が発生し、災害対策本部が設置されたとき（以下「災害時」という。）における甲に対する乙の紙コップ式清涼飲料水自動販売機による清涼飲料水、水及びお湯（以下「飲料水等」という。）の提供協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における甲に対する乙の協力提供に関する基本的事項を定めるものとする。

（自動販売機）

第2条 この協定において、「自動販売機」とは、下記に掲げる乙が設置した自動販売機である。

機種 : APEX120QREC

設置場所：市庁舎グランドフロアー

（飲料水等の範囲）

第3条 乙の提供協力する飲料水等は、自動販売機により提供できる範囲内とする。

（提供期間）

第4条 甲に対する乙の飲料水等の提供協力期間は災害時のみとする。

（飲料水等の提供協力の要請）

第5条 甲は、災害時において必要があると認めたときは、乙に対して飲料水等の提供協力を要請するものとする。

2 前項の飲料水等の提供協力要請は、文書によるものとする。ただし、急を要するときは電話その他の方法をもって要請し、事後に文書を送付するものとする。

（飲料水等の提供協力の実施）

第6条 乙は、第5条第1項の規定により甲から要請を受けたときは、飲料水等の提供協力を行うものとする。

（報告）

第7条 乙は、提供協力を実施したときは、次の各号に掲げる事項を文書により甲に報告するものとする。

（1）提供した飲料水等の品目及び数量

- (2) 提供した期間
- (3) 提供した場所
- (4) その他必要な事項

(連絡窓口)

第8条 この協定に関する連絡窓口は、別紙のとおりとし、甲・乙ともに責任者を定めることとする。

(自動販売機の操作)

第9条 災害時における、甲に対する乙の飲料水等の提供協力に関する自動販売機の操作は乙が行うものとする。ただし、やむを得ない理由により、乙が自動販売機を操作することができないときには、甲が行うものとする。

- 2 乙は、甲に対して、本協定の締結と同時に、災害時における甲に対する乙の飲料水等の提供協力に関する自動販売機の操作に必要な物品（以下「操作用具」という。）を貸与するものとする。
- 3 甲は、善良なる管理者の注意義務をもって操作用具を管理するものとする。
- 4 甲は、甲が操作用具を毀損し、又は紛失した場合は、直ちにその旨を乙に通知するものとする。
- 5 甲は、甲が操作用具を毀損し、又は紛失したことによって乙に損害を与えた場合は、その損害を補償するものとする。
- 6 甲は、自動販売機が撤去された場合は、操作用具を直ちに乙に返却するものとする。

(費用負担)

第10条 甲に対する乙の飲料水等の提供協力に関する費用の負担は、下記のとおりとする。

- (1) 飲料水1万杯分まで（1杯＝160ml）は、乙の負担とする。
- (2) 飲料水1万杯分以上（1杯＝160ml）は、甲の負担とする。
- (3) (2) の場合において、甲の負担する金額は、甲乙が協議して定めるものとする。

(災害時の自動販売機の管理について)

第11条 乙の、災害時における自動販売機の管理については、乙の安全を最優先とし、可能な範囲で適切な管理を行う努力をするものとする。

(協議事項)

第12条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

- 2 この協定に定める事項について疑義のある場合は、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定書の有効期間は、平成30年（2018年）4月1日から平成31年（2019年）3月31日までとする。

2 前項の有効期間の満了60日前までにいずれの当事者からも別段の意思表示がされないときは、本協定は有効期間満了の日の翌日から更に1年間有効に存続するものとし、以後も同様とする。ただし、本協定は、平成33年（2021年）3月31日を超えて更新することとはできない。

本協定が成立したことを証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自それぞれ1通を所持するものとする。

平成30年（2018年） 3月29日

甲 宝塚市東洋町1番1号

宝塚市長 中川 智子

乙 大阪府大阪市西区南堀江4丁目25番24

株式会社アペックス西日本

代表取締役社長 森 吉平

6-7-3-11 災害時における物資の供給に関する協定書

災害時における物資の供給に関する協定

宝塚市（以下「甲」という。）と株式会社ほっかほっか亭総本部（以下「乙」という。）は、災害時における救助に必要な食料・物資（以下「物資」という。）の供給に関し次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、宝塚市内において、災害時に避難所等で必要となる物資の確保を図るため、甲の要請に応じ、乙が保有する物資を提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

（物資の種類）

第2条 乙が甲に対して提供する物資の種類は、次のとおりとする。

- （1） 弁当類を中心とする食料品
- （2） 飲料水

（要請）

第3条 甲は、物資を調達する必要がある場合は、原則として要請書（様式第1号）をもって乙に対し、乙が保有する物資の供給を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、甲乙協議により要請方法を決定するものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、甲から前条の規定による要請があったときは、当該要請に対し可能な範囲で協力するものとする。

2 乙は、平常時においても甲が実施する防災訓練等へ可能な範囲で参加するものとする。

（物資の範囲）

第5条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、要請時点で乙が調達可能な物資とする。

（物資の引渡し）

第6条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、引渡し場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が運搬することができない場合は、甲乙協議により運搬方法を決定するものとする。

2 乙が物資の運搬中に発生した事故による損失については、乙がこの責任を負う。

（物資の価格）

第7条 物資の代金は、災害発生時の直前における適正な価格（引渡し場所までの運搬に係る費用を含む）を基準として、甲乙協議により決定するものとする。

（安全衛生管理）

第8条 甲及び乙は、物資が安心安全に消費されるために、物資の特性を十分考慮し、製造・運搬・供給・保管・配布の各過程において、安全衛生管理面に特に注意しなければならないが、第6条の引渡し前については乙が、引渡し後については甲が、それぞれ責任をもって安全衛生管理を行う。

2 消費期限内に物資が消費されなかったことにより、または引渡し後の安全衛生管理の瑕疵により食中毒等安全衛生管理上の問題が生じた場合は、乙は一切の責任を負わない。

(車両の通行)

第9条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を優先車両として通行できるように可能な範囲で支援するものとする。

(費用の支払)

第10条 甲は乙の請求によりその代金を乙に支払うものとし、支払いの時期は甲乙協議して決定するものとする。

(緊急連絡先の報告)

第11条 甲及び乙は、平常時から情報交換を行うとともに、情報伝達体制の整備に努めるものとする。

(協議)

第12条 この協定について疑義が生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了の日の2か月間までに、甲乙双方いずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効期間を延長することとし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和5年 月 日

甲 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
宝塚市
宝塚市長 山崎 晴恵

乙 大阪府大阪市北区鶴野町3-10
株式会社ほっかほっか亭総本部
代表取締役 岩寄 智彦

6-7-3-12 災害時における物資の供給に関する協定書

災害時における物資の供給に関する協定書

宝塚市（以下「甲」という。）とコーナン商事株式会社（以下「乙」という。）との間において、災害時等における応急物資（以下「物資」という。）の確保・供給に関する事項について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、宝塚市内に災害対策基本法第2条第1号に規定する災害が発生した場合又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）、甲乙が相互に協力して、災害時の住民生活の早期安定を図ることを目的とする。

（物資の要請等）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部、国民保護対策本部又は緊急対処事態対策本部のいずれかを設置し、災害時における物資の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙に対して物資の供給を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたとき、速やかに物資を調達し適切な措置をとるとともに優先的供給に努めるものとする。ただし、乙が被災したときはこの限りではない。

3 乙は、要請による物資と数量について、応じ難いときは可能な範囲内で供給するものとする。

（供給物資）

第3条 甲が乙に要請する災害時の物資は、別表1の品目を基準とする。ただし、甲と乙が協議し、乙は可能な範囲で甲に対して災害時に必要な物資の供給に協力するものとする。

（要請方法）

第4条 甲は、乙に協力を要請する場合は、原則として書面により行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭で要請し、事後において書面を提出するものとする。

（物資の引取り）

第5条 物資の引取り場所は、原則として宝塚市内のホームセンターコーナン店舗とし、甲は乙の提出する納品書等により確認のうえ物資を引き取るものとする。

2 甲は、必要に応じて乙に物資の運搬の協力を求めることができるものとする。

（経費の負担）

第6条 乙が、甲に供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費（以下「物資の代金等」という。）は、甲が負担するものとする。

2 物資の代金等の額は、災害発生時直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(経費の請求及び支払)

第7条 乙は、物資の納入が完了したときは、物資の代金等について、請求書をもって甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙からの請求があったときは、その内容を確認のうえ支払うものとする。

(情報交換及び提供)

第8条 甲及び乙は、この協定に基づく協力が円滑に行われるよう必要に応じ相互に情報交換や可能な範囲で甲が実施する防災訓練等への参加に努め、平素から災害発生時に備えるものとする。

2 甲及び乙は、諸活動中に覚知した災害に関する情報について、必要に応じ相互に提供し合うものとする。

(連絡窓口)

第9条 この協定の窓口は、別紙「連絡体制表」のとおりとする。

(協定の期間及び更新)

第10条 この協定は、締結の日から適用し、甲乙いずれかから協定解消の申し出がない限り、同一内容でもって継続するものとする。

(要請の優先順位)

第11条 甲からの要請が、同様の協定を締結している地方公共団体の要請と重複した場合は、個別に協議するものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定締結の証として本書2通作成し、甲、乙記名のうえ、各自1通を保有する。

令和6年 8月 28日

甲 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
宝塚市
宝塚市長 山 崎 晴 恵

乙 大阪府堺市西区鳳東町4丁401番地1
コーナン商事株式会社
代表取締役社長 疋 田 直 太 朗

6-7-3-13 災害時における物資の供給に関する協定書

災害時における物資の供給に関する協定書

宝塚市（以下「甲」という。）と株式会社m i k j a p a n（以下「乙」という。）との間において、災害時等における応急物資（以下「物資」という。）の確保・供給に関する事項について、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、宝塚市内に災害対策基本法第2条第1号に規定する災害が発生した場合、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）、甲乙が相互に協力して、災害時の住民生活の早期安定を図ることを目的とする。

（物資の要請等）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部、国民保護対策本部又は緊急処理事態対策本部のいずれかを設置し、災害時における物資の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙に対して物資の供給を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたとき、速やかに物資を調達し適切な措置をとるとともに優先的供給に努めるものとする。ただし、乙が被災したときはこの限りではない。

（供給物資）

第3条 甲が乙に要請する災害時の物資は、別表1の品目を基準とする。ただし、甲と乙が協議し、乙は可能な範囲で甲に対して災害時に必要な物資の供給に協力するものとする。

（要請方法）

第4条 甲は、物資を調達する必要がある場合は、原則として別表2の要請書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭で要請し、事後において書面を提出するものとする。

（物資の引取り）

第5条 物資の引取り場所は、原則として宝塚市内のm i k j a p a n店舗とし、甲は乙の提出する納品書等により確認のうえ物資を引き取るものとする。

2 甲は、必要に応じて乙に物資の運搬の協力を求めることができるものとする。

3 甲が乙に協力を依頼した物資の運搬中に発生した物的又は人的損害については、甲乙協議のうえ、その賠償にあたるものとする。

（経費の負担）

第6条 乙が、甲に供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費（以下「物資の代金等」という。）は、甲が負担するものとする。

2 物資の代金等の額は、災害発生時直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（経費の請求及び支払）

第7条 乙は、物資の納入が完了したときは、物資の代金等について、請求書をもって甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙からの請求があったときは、その代金を乙に支払うものとし、支払いの時期は甲乙協議して決定するものとする。

(情報交換及び提供)

第8条 甲及び乙は、この協定に基づく協力が円滑に行われるよう必要に応じ相互に情報交換や可能な範囲で甲が実施する防災訓練等への参加に努め、平素から災害発生時に備えるものとする。

2 甲及び乙は、諸活動中に覚知した災害に関する情報について、必要に応じ相互に提供し合うものとする。

(連絡窓口)

第9条 この協定の窓口は、別紙「連絡体制表」のとおりとする。

(協定の期間及び更新)

第10条 この協定は、締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了の日の2か月前までに、甲乙双方いずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効期間を延長することとし、以降も同様とする。

(要請の優先順位)

第11条 甲からの要請が、同様の協定を締結している地方公共団体の要請と重複した場合は、個別に協議するものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定締結の証として本書2通作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和7年 1月 23日

甲 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
宝塚市
宝塚市長 山 崎 晴 恵

乙 大阪府大阪市旭区千林2丁目11番24号
MIK千林ビル3階
株式会社m i k j a p a n
代表取締役 薄 井 英 司

6-7-3-14 災害時における物資の供給に関する協定書

災害時における物資調達に関する協定書

宝塚市（以下「甲」という。）とスギホールディングス株式会社（以下「乙」という。）との間において、災害時等における必要な食糧、生活必需品等（以下「物資」という。）の調達、供給等について次のとおり締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、宝塚市において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）

第2条 第1項に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合、又は発生するおそれがある場合において、甲が乙の協力を得て行う物資の調達を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部、国民

保護対策本部又は緊急対処事態対策本部のいずれかを設置し、災害時における物資の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙に対して物資の供給を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたとき、速やかに物資を調達し適切な措置をとるとともに優先的供給に努めるものとする。ただし、乙が被災したときはこの限りではない。

3 乙は、要請による物資と数量について、応じ難いときは可能な範囲内で供給するものとする。

（調達物資の範囲）

第3条 甲が乙に発注する物資は、次に掲げるもののうち乙が保有する物資とする。

（1） 別表1に掲げる物資

（2） その他甲が指定する物資

（要請方法）

第4条 甲の乙に対する発注は、災害時の物資は、別表1の品目を基準とする。ただし、緊急を要するときは口頭で発注し、事後速やかに、文書を提出するものとする。

（協力の実施）

第5条 乙は、前条の発注を受けたときは、特別の理由がない限り、その発注事項を速やかに実施するとともに、その実施の状況を甲に連絡するものとする。ただし、乙が被災した場合はこの限りではない。

2 乙は、前条の発注に応じることが困難な場合は、その旨を甲に連絡するとともに、今後の出荷見通しを連絡するものとする。

（物資の引渡し）

第6条 物資の引渡し場所は、甲・乙協議して決定するものとし、甲は、当該場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ、これを引き取るものとする。

2 甲は、必要に応じて乙に物資の運搬の協力を求めることができるものとする。

（物資の価格）

第7条 乙が提供した物資の代金及び運搬に要した経費（以下「代金等」という。）は、災害時直

前における価格を参考に、甲・乙協議して決定するものとする。

(代金等の請求及び支払い)

第8条 乙は、物資の提供後、前条で決定した価格に基づき、納品書及び請求書により代金等甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容の確認後、速やかにその代金等を支払うものとする。

(情報交換及び提供)

第9条 甲及び乙は、この協定に基づく協力が円滑に行われるよう必要に応じ相互に情報交換や可能な範囲で甲が実施する防災訓練等への参加に努め、平素から災害発生時に備えるものとする。

2 甲及び乙は、諸活動中に覚知した災害に関する情報について、必要に応じ相互に提供し合うものとする。

(連絡窓口)

第10条 この協定の窓口は、別紙「連絡体制表」のとおりとする。

(協定の期間及び更新)

第11条 この協定の有効期間は、この協定締結の日から1年とする。ただし、この協定の有効期間満了の日前1か月までに、甲、乙いずれからこの協定の延長に対して異義の申立てがないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

(要請の優先順位)

第12条 甲からの要請が、同様の協定を締結している地方公共団体の要請と重複した場合は、個別に協議するものとする。

(事業所運営)

第13条 この協定に基づく甲の物資調達の要請に関しては、いかなる場合でも乙の事業所運営を阻害するものではない。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙押印の上、各自1通を保管するものとする。

令和7年(2025年)11月11日

甲 宝塚市東洋町1番1号
宝塚市
市長 森 臨太郎

乙 愛知県大府市横根町新江62番地の1
スギホールディングス株式会社
代表取締役社長 杉浦 克典

6-7-4 災害時における燃料等供給に関する協定

災害時における燃料等供給に関する協定

宝塚市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、災害時における炊事用燃料等の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に際し、炊事用燃料等の確保及び安定供給を行うことにより、市民生活の安定に寄与することを目的とする。

（災害時の認定）

第2条 災害時の認定は、甲乙協議のうえ、甲が行う。

（燃料等の指定）

第3条 燃料等の種類は、別表1の内で乙が取り扱っているものとする。

2 前項に定めるもののほか、必要に応じて甲乙協議のうえ、指定できるものとする。

（燃料等の供給）

第4条 甲は、災害時に際し、乙に対し燃料等の確保及び供給について要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、直ちに必要な措置を行うものとする。

（連絡責任者等）

第5条 要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡責任者を別表2のとおり定める。

2 前項の連絡責任者に変更が生じたときは、直ちに連絡するものとする。

（供給要請の方法）

第6条 第4条第1項に規定する供給の要請は、甲が乙に対し出荷要請書（様式第1号）を提出することにより行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭で要請し、事後において出荷要請書を提出するものとする。

（燃料等の取引）

第7条 燃料等の取引場所は、甲乙協議のうえ定めるものとし、甲は当該場所において乙の提出する出荷確認書（様式第2号）により確認のうえ、燃料等を引き取るものとする。

2 甲は、必要に応じて乙に対して燃料等の運搬の協力を求めることができるものとする。

（経費の負担）

第8条 乙が甲に供給した燃料等の代金については、甲が負担するものとする。

2 価格は、災害発生前の適正な価格とする。

（経費の請求及び支払）

第9条 燃料等の代金等の請求及び支払は、遅延なく行うものとし、その時期及び方法は、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

（情報交換）

第6部 個別対策項目別関係資料

第10条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため平素から情報交換に努め、緊急時に備えるものとする。

2 甲及び乙は、緊急時に関する情報を知り得たときは、直ちに通報しあうものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた場合については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

附 則

この協定は、平成10年 1月16日から効力を生じる。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成10年 1月16日

甲 宝塚市東洋町1番1号
宝塚市
代表者 宝塚市長 正司泰一郎

乙

別表1 (第3条関係)

- | |
|------------|
| (1) プロパンガス |
| (2) 薪、木炭 |
| (3) 炊事器具類 |

燃料供給企業一覧表

企 業 名	所 在 地
伊丹産業(株)	伊丹市中央5丁目5-10
(株)ミツワ	川西市久代2丁目2-1
兵庫県プロパンガス協会 北摂支部宝塚地区会	宝塚市中筋1丁目3-26

6-7-5 災害時における輸送の協力に関する協定

6-7-5-1 日本通運(株)伊丹川西支店他2社

災害時における輸送の協力に関する協定

宝塚市（以下「甲」という。）と、（以下「乙」という。）は、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における食糧、生活物資、医薬品等物資（以下「物資」という。）の輸送について、甲が乙に協力を要請する手続き等を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は災害時に物資輸送車両が不足するとき又は必要とするときは、乙に対し輸送の協力を要請することができる。

（要請手続）

第3条 甲の要請手続は、市民部市民総務課及び健康福祉部健康福祉総務課が担当する。ただし、災害の状況により宝塚市災害対策本部における各部及び所属する班（以下「本部長」という。）から、乙に協力の要請をすることができる。

2 要請にあたっては、次に掲げる事項を電話をもって連絡するものとし、事後、輸送要請書（様式第1号）を提出するものとする。

(1) 部及び課の名称と担当者名

(2) 要請理由

(3) 要請車両台数

(4) 要請期間及び輸送物資

(5) その他必要事項

（輸送業務）

第4条 甲の要請により、輸送に従事する乙は、本部長等の指揮に従い、備蓄倉庫、援助物資受入拠点及び食糧等物資の供給協定企業等から避難所等への物資の輸送業務に従事するものとする。

（報告）

第5条 乙は、前条に基づき協力をしたときは、事後、輸送確認書（様式第2号）により要請内容の確認を行うものとする。

(1) 従事した車両及び従事者名簿

(2) 従事日数及び走行距離

(3) その他必要事項

（経費の負担）

第6条 輸送の協力を要した経費は、甲が負担する。

（経費の請求）

第6部 個別対策項目別関係資料

第7条 乙は、輸送活動実績を集計事務し、甲に一括請求するものとする。

(価格の決定)

第8条 甲が負担する価格は、災害発生時直前における適正価格を基準として決定するものとする。

(連絡責任者)

第9条 この協定及び事務手続きに関する連絡責任者は、別表1のとおりとする。

(情報交換)

第10条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため平素から情報交換に務め、災害時に備えるものとする。

2 甲及び乙は、災害時に関する情報を知り得たときは、直ちに通報しあうものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(協定期間)

第12条 この協定は、平成10年 1月17日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

この協定の締結を証するために、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成10年 1月16日

甲 宝塚市東洋町1番1号
宝塚市
宝塚市長 正 司 泰一郎 印

乙

輸送協定企業一覧表

締結日	企業名	所在地
H9.6.30	日本通運(株)伊丹川西支店	川西市久代3丁目12-16
H10.1.16	ヤマト運輸(株)兵庫主管支店	西宮市山口町阪神流通センター3-5-4
H9.6.17	宝塚運輸事業協同組合	宝塚市湯本町9-12

6-7-5-2 ヤマト運輸株式会社リテール事業本部阪神主管支店

災害時における物資輸送等に関する協定書

宝塚市（以下「甲」という。）とヤマト運輸株式会社（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における物資輸送及び物資拠点施設の運営等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時等において、その被災者に対して食料及び生活必需品等の支援物資（被災者のために甲が必要に応じて調達する物資及び被災者のために甲に対して甲以外の者から提供される物資をいう。以下同じ）の安定供給を行うため、甲乙間の効果的な協力体制を迅速に構築し被災者の生活の安定を図ることを目的に、甲が乙に対して行う貨物自動車による物資輸送等の支援協力の要請その他甲乙間における協力事項に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 災害時等において、甲が乙に対し、次の事項について協力を要請することができるものとし、乙は、甲の要請に基づき可能な限り要請に協力するものとする。

- (1) 甲が管理する防災備蓄品の避難所への配送
- (2) 甲が指定する物資拠点施設から避難所への物資の配送
- (3) 支援物資の仕分け作業の協力
- (4) 甲が指定する物資拠点施設の運営補助等
- (5) 乙が所有する施設での物資集積・搬送拠点の設置
- (6) 支援物資の受入及び配送等に関する助言等を行う要員の派遣
- (7) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要とする事項

2 甲は、災害時等において乙が前項に規定する要請に協力する際には、次の事項について協力し、乙の輸送業務の継続に配慮するよう努めるものとする。

- (1) 乙が物資輸送に使用する車両に対する、緊急通行車両確認標章・緊急通行車両確認証明書及び災害派遣等従事車両証明書の速やかな発行
- (2) 乙の車両への燃料の優先供給
- (3) 罹災状況に係る情報の提供

(協力要請)

第3条 前条の規定による協力の要請は、物資輸送及び物資拠点施設の運営等に関する要請書(様式第1号)をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で協力を要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

2 乙は、前項の規定による要請を受けたときは、甲に対して速やかに協力するものとする。ただし、乙が被災等により支援が困難と乙が判断した場合は、この限りではない。

(事故等)

第4条 乙の提供した貨物自動車が、故障その他の理由により物資等の輸送を中断したときは、乙は、速やかに代替の貨物自動車を手配のうえ、その輸送を継続するように努めるものとする。ただし、やむを得ない事情により貨物自動車の手配ができない場合においては、乙は、甲に速やかに連絡を行い、甲の指示を受けるものとする。

(報告)

第5条 乙は、第3条による要請を受けて実施した支援内容について、実績報告書により甲に報告するものとする。

(費用負担)

第6条 乙が第2条に規定する協力内容の実施に要した費用については、甲の負担とする。

2 前項の費用については、法令その他で定めがあるものを除き、災害発生前に乙が定めている経費の額を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

3 甲は、乙から前項の規定により決定された経費の額に係る適法な支払請求書を受領したときは、乙に対し速やかに支払いを行うものとする。

(費用の請求及び支払い)

第7条 乙は、前条の規定により決定された経費の額に係る適法な支払請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、乙に対し速やかにその費用を支払うものとする。

(損害の負担)

第8条 甲及び乙は、相手方の責めに帰する理由により生じた自己の損害の負担については、相手方が負うものとすることを確認する。

(機密の保持及び情報提供)

第9条 甲及び乙は、本協定に基づく業務等で知り得た秘密を第三者に漏らし、又は利用等を行ってはならない。また、業務等が終了し、又は本協定が解除された後についても同様とする。なお、甲及び乙は、それぞれが知り得た災害に関する情報をお互いに提供するように努めるも

のとする。

(連絡責任)

第10条 甲及び乙は、本協定の物資輸送等に関する事項を円滑に行うため、連絡先、連絡責任者及び連絡担当者を定め、相互に担当者連絡票により報告するものとする。

2 甲及び乙は、毎年4月及び前項の内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

(情報交換)

第11条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じ、情報の交換を行うものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結日から令和4年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれかから協定解除又は変更の申出がない場合は、この協定は期間満了の日の翌日から1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

本協定締結の証として本書2通を作成し、甲と乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3(2021)年9月1日

甲 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
宝塚市
宝塚市長 山崎 晴恵

乙 尼崎市中浜町26番4号
ヤマト運輸株式会社
リテール事業本部
阪神主管支店
主管支店長 鳥谷 健一

6-7-6 災害時における応急対策用資機材等の供給協力に関する協定

災害時における応急対策用資機材等の供給協力に関する協定

宝塚市（以下「甲」という。）と株式会社ディスプレイミワボシ（以下「乙」という。）は、災害時における応急対策用資機材等（以下「資機材等」という。）の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時に際し、資機材等の確保について、甲が乙に協力を要請する手続き等を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において必要とするときは、乙に対し資機材等の供給協力を要請することができる。

（資機材等の指定）

第3条 資機材等の種類は、別表1に掲げるものとする。

2 前項に定めるもののほか、必要に応じて甲乙協議の上、別に指定できるものとする。

（資機材等の操作員の派遣）

第4条 乙は、甲から資機材等の操作員の派遣の要請があったときは、協力するものとする。

（要請の手続）

第5条 甲の要請手続きは、市民部市民総務課が担当する。ただし、災害の状況により宝塚市災害対策本部における各部（以下「本部員」という。）からも、乙に協力の要請をすることができる。

2 要請に当たっては、甲は次に掲げる事項を電話等をもつて要請し、事後、資機材等供給要請書（様式第1号）を、乙に提出するものとする。

- (1) 部及び課の名称と担当者名
- (2) 要請理由
- (3) 要請する資機材等の品目及び数量
- (4) 要請する期間
- (5) 運送する場所
- (6) 運搬方法
- (7) その他必要な事項

（運搬）

第6条 資機材等の運搬は、乙又は乙の指定する者が行うものとする。ただし、必要に応じて、乙は甲に対して運搬の協力を求めることができる。

（協力報告）

第7条 乙は、甲の協力要請に対し実施可能となった時、その都度次に掲げる事項を電話等をもつて報告し、事後、供給協力報告書（様式第2号）を提出するものとする。

- (1) 協力する資機材等の品目及び数量
- (2) 協力する期間
- (3) 運搬方法
- (4) その他必要な事項

（資機材等の引取り）

第8条 甲は、資機材等の引取に当たっては、運送する場所として指定した場所において乙の提出する供給確認書（様式第3号）と現物を確認するものとする。

（経費の負担及び価格）

第9条 資機材等の確保に要した経費は、甲が負担するものとする。

2 前項にかかる価格は、災害発生前の適正な価格とする。

(経費の請求)

第10条 甲及び乙は、資機材の確保に要した経費の請求及び支払いを遅滞なく行うものとし、その時期及び方法は、甲乙協議の上、定めるものとする。

(連絡責任者)

第11条 この協定及び事務手続に関する甲及び乙の連絡責任者は、様式第4号により、それぞれ通知するものとする。

2 連絡責任者に変更を生じたときは、前項に準じて直ちに通知するものとする。

(情報交換)

第12条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため平素から情報交換に務め、災害時に備えるものとする。

2 甲及び乙は、災害時に有用な情報を知り得たときは、直ちに通報しあうものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(協定期間)

第14条 この協定は、平成10年5月1日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成10年5月1日

甲 宝塚市東洋町1番1号
宝塚市
代表者 宝塚市長 正 司 泰一郎

乙 神戸市兵庫区大開通3丁目1番21号
株式会社ディスプレイミワボシ
代表取締役 社長 池田 長雄

別表(第3条関係)

1 天幕	2 投光器	3 発電機	4 畳	5 机	6 椅子

(以下様式等省略)

6-7-7 災害時における支援協力に関する協定書（セッツカートン株式会社）

災害時における支援協力に関する協定書

宝塚市（以下「甲」という。）とセッツカートン株式会社（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、宝塚市内において地震、風水害等による大規模な災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）において、救援物資の供給及び被災者の応急救済に係る災害対応協力について、必要な事項を定めることを目的とする。

（支援協力の要請）

第2条 原則として、災害対策本部を設置した甲が、乙に対して要請を行うことで、この協定に定める災害時における支援協力が実施されるものとする。

（救援物資の供給）

第3条 乙が、甲から前条の規定による要請を受けた時は、次に掲げる救援物資を可能な範囲で甲に供給する。

- (1) 段ボールシート
- (2) 段ボールケース
- (3) 段ボール製簡易ベッド
- (4) 前3号に掲げるもののほか、乙の取扱商品

（救援物資供給の要請手続）

第4条 甲は、救援物資の調達が必要となった場合は、品目、数量、場所、期間等を明示した協力要請書（様式第1号）をもって、乙に供給の要請をするものとする。ただし、緊急を要する時は、電話等により要請し、事後速やかに協力要請書を提出するものとする。

（救援物資の引渡し）

第5条 救援物資の運搬は、甲の指定する場所に、乙において搬送するものとし、甲は職員を派遣し、救援物資を確認の上、これを引取るものとし、乙は搬送終了後、速やかに協力報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により救援物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（救援物資の価格）

第6条 乙が、第4条に規定する協力により供給した救援物資の価格は、災害の発生した直前の販売価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

(経費の負担)

第7条 乙が甲の要請により支援に要した経費については、甲乙協議の上決定し、甲が負担するものとする。

(被災者の応急救済に係る災害対応協力)

第8条 この協定に定める事項のほか、災害時に被災者への支援の必要が生じた場合は、その実施について、甲乙協議の上決定するものとする。

(法令の遵守)

第9条 この協定の施行にあたっては、災害時にに関する法令を遵守するものとする。

(有効期限)

第10条 この協定書の有効期限は、本協定締結の日より1年間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲及び乙のいずれからも解除等の申し出がない場合は、その都度自動的に更新されるものとする。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通をそれぞれ保有する。

平成23年(2011年)11月24日

甲 宝塚市東洋町1-1
宝塚市
代表者 宝塚市長 中 川 智 子

乙 大阪市西淀川区御幣島2丁目15番28号
みてじまグリーンビル 5F
セツカートン株式会社
代表取締役社長 岩 本 英 昭

6—7—8 災害時における地図製品等の供給等に関する協定書（株式会社ゼンリン）

災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

宝塚市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、第1条第1号に定める災害時及び同条第2号に定める防災訓練時において、乙が、乙の地図製品等（第2条に定義される）を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、次の各号を目的とする。

- （1）甲の区域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第23条の2に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
- （2）甲の防災業務を統括する部署が主導して実施する総合防災訓練（以下「防災訓練」という。）を実施するときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
- （3）甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語は、当該各号に定めるところによる。

- （1）住宅地図 宝塚市全域を収録した乙の住宅地図帳をいう。
- （2）広域図 宝塚市全域を収録した乙の広域地図をいう。
- （3）ZNET TOWN 乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」をいう。
- （4）ID等 ZNET TOWNを利用するための認証ID及びパスワードをいう。
- （5）地図製品等 住宅地図、広域図及びZNET TOWNの総称をいう。

（地図製品等の供給の要請等）

第3条 甲は乙に対して地図製品等の供給の要請等を次の各号のとおり行う。

- （1）乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。
- （2）地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。
- （3）甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。
- （4）乙は、地図製品等を供給するとき、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。
- （5）本条に基づく地図製品等の供給にかかる対価は、甲乙別途協議のうえ決定するものとする。

(地図製品等の貸与及び保管)

第4条 甲及び乙は地図製品等の貸与及び保管を行う。

- 2 乙は、第3条第1号の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及びID等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。
- 3 甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及びID等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ更新版と差し替えることができるものとする。
- 4 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による地図製品等の保管・管理状況を確認することができるものとする。

(地図製品等の利用等)

第5条 甲は、第1条第1号に基づき災害対策本部を設置したとき又は同条第2号に基づき防災訓練を実施するときは、災害応急対策、災害復旧・復興及び防災訓練にかかる資料として、第3条又は第4条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、次の各号に定める利用を行うことができるものとする。

(1) 災害対策本部設置又は防災訓練期間中の閲覧

(2) 災害対策本部設置又は防災訓練期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製

- 2 甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。
- 3 甲は、防災訓練の実施により住宅地図を利用する場合は、事前に乙の承諾を得たうえで利用するものとする。
- 4 甲は、第1項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及びZNET TOWNを利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWNを利用する場合は、この協定に添付する別紙のZNET TOWN利用約款に記載の条件に従うものとする。

(情報交換)

第6条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定書末尾記載の締結日から1年間とする。但し、当該有効期間満了の3ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、この協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 甲乙間でこの協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意

第6部 個別対策項目別関係資料

をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

平成28年（2016年） 6月 10日

甲 宝塚市東洋町1-1
宝塚市
市長 中川 智子

乙 神戸市中央区御幸通4丁目2番20号
三宮中央ビル1階
株式会社ゼンリン 関西第二エリア統括部
統括部長 松井 仁

【別紙】

ZNET TOWN 利用約款

(定義)

第1条 この約款において、次の各号に掲げる用語は、当該各号に定めるところによる。

(1) ID 等

このサービスを利用するための認証 ID 及びパスワードをいう。

(2) アクセス権者

対象機器を使用する甲の職員であり、かつ ID 等を使ってこのシステムにアクセスする者をいう。

(3) 対象機器

甲の庁内 LAN に接続された端末機器及び庁内業務での利用に限った端末機器をいう。

(4) サービス

乙がアクセス権者からの要求に応じてこのシステムから対象機器に対してこのデータを送信するサービスをいう。

(5) システム

このサービスを提供するための乙が第三者に管理・運用を委託する WWW サーバ、回線、周辺機器等の一連のシステムをいう。

(6) データ

このサービスにおいて乙から提供される住宅地図データ、道路地図データ、別記データ、一般種アイコン、その他各種データをいう。

(約款の適用)

第2条 この約款は、この協定書の内容の一部を構成するものとし、サービスを甲が利用することに関する一切に適用されるものとする。

(サービスの内容)

第3条 乙は、サービスの内容を任意に、甲に事前通知することなく変更することができるものとする。

(サービスの中断・中止)

第4条 乙は、サービスの改善などの理由により、甲に対する事前の通知なくサービス内容の変更、追加、削除を行うことができる。

2 乙は、乙の事情によりサービスを中止する場合は、甲に事前に通知するものとする。

3 乙は、甲がこの約款に違反したときは、事前の催告を要することなく、サービスの提供を中止することができる。

(データの使用許諾)

第5条 乙は、甲に対して、データについて、以下の権利を非独占的に許諾する。

(1) 対象機器上で閲覧すること。

(2) サービスにおいて予め備えられた機能を用いて、対象機器に PDF 形式でダウンロードし、当該ダウンロードした対象機器に保存し、当該保存したデータを甲の防災業務内で使用すること。

(3) サービスにおいて予め備えられた機能を用いて、前号所定の対象機器が設置された部署内

における防災業務の目的において紙媒体に印刷出力すること（本号に基づき印刷出力したデータを以下「印刷地図」という。）。

（甲の遵守事項）

第6条 甲は、次の事項を遵守するものとする。

（1）アクセス権者に限り、乙に本データの送信を求めさせること。

（2）ID等を、善良なる管理者の注意をもって保管・管理するものとし、第三者に使用又は利用させないこと。

（3）乙の指定する利用環境を確保・維持すること。

（4）本条第1号のために、アクセス権者の認証にあたり、その仕組み、システム等について現時点で取り得る技術的な対応等必要な措置を講ずること。

（5）この約款で明示的に許諾される場合を除き、データの一部でも複製、加工、改変、出力、抽出、転記、送信その他の使用及び利用をしないこと。

（6）この約款で明示的に許諾される場合を除き、データ（形態の如何を問わず、その全部又は一部の複製物、出力物、抽出物その他の利用物を含む。）の一部でも有償無償を問わず、又は譲渡・使用許諾、送信その他いかなる方法によっても第三者に使用させないこと。

（7）データを印刷出力するにあたり以下の事項を遵守すること。ただし、事前に乙の許諾を得た場合はこの限りではないものとする。

イ）印刷地図を第5条第3号所定の目的以外の目的で使用又は利用しないこと。

ロ）乙の指定する著作権表示等を印刷地図上に表示させること。

ハ）印刷地図を製本、冊子、ファイリング等のまとめた形態又は印刷地図同士を貼り合わせた形態にして使用及び利用しないこと。

ニ）印刷地図を第三者に配布しないこと。

ホ）印刷地図のサイズはA3判以下とすること。

（8）サービスの利用状況の記録（対象機器の台数、設置場所、アクセス権者の数等）を作成し、かつ、乙が要請した場合には、これを閲覧又はコピーさせること。

（不保証及び免責）

第7条 乙は、サービス又はデータが完全性、正確性、非侵害等を有することを保証するものではないものとする。

2 乙は、甲のサービスの利用に伴い、甲又は第三者が被った損害について免責されるものとする。

（権利の帰属）

第8条 サービス及びデータに関する知的財産権は乙又は乙に権利を許諾した第三者に帰属するものとする。

（その他）

第9条 甲は、乙の書面による事前の承諾なくして、この約款に基づくサービスの利用権を他に譲渡し又は担保に供してはならないものとする。

6-7-9 災害時におけるLPガス等の供給に関する協定書（一般社団法人兵庫県LPガス協会北摂支部）

災害時におけるLPガス等の供給に関する協定

宝塚市（以下「甲」という。）と一般社団法人兵庫県LPガス協会北摂支部（以下「乙」という。）は、宝塚市域に地震、風水害等による大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に被災者等の支援に必要となるLPガス及び燃焼機器等の機材（以下「LPガス等」という。）の供給について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に甲と乙が相互に協力し、被災者等に対して行うLPガス等の供給に関する協力事項を定めることにより、迅速かつ的確な支援活動を遂行し、被災者等の支援の円滑化を図ることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時においてLPガス等を必要とするときは、乙に対してLPガス等の優先的な供給について協力を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、協定に基づく物資の供給要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、文書をもって要請する時間的余裕がないときは、電話等で口頭により要請した上で、速やかに要請書を提出するものとする。

（協力実施）

第3条 乙は、甲からの前条1項の規定による要請を受けたときは、LPガス等を被災者等に優先的に供給するよう協力するものとする。

（引渡し）

第4条 LPガス等の引渡場所は甲が指定するものとし、甲は当該引渡場所に職員を派遣し、数量その他必要な事項を確認の上、引き取るものとする。

（安全点検の実施）

第5条 乙はLPガス等を供給するときは、供給設備及び消費設備の安全点検を行うものとする。

（経費の負担）

第6条 この協定に基づいて供給されたLPガス等の費用については、甲が負担する

ものとし、価格は災害時直前における適正価格を基準として、費用の支払い方法及び支払い時期は、甲及び乙が協議のうえ決定するものとする。

(災害時の情報提供)

第7条 乙は諸活動中に覚知した災害等による被害情報を積極的に甲に提供するものとする。

(情報の交換)

第8条 甲及び乙はこの協定に定める事項を円滑に推進するため平素から情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(連絡責任者)

第9条 連絡責任者を甲は防災担当課長とし、乙はあらかじめ連絡責任者（変更）届出書（様式第2号）により甲に報告し、災害等が発生したとき等は、速やかに相互に連絡をとるものとする。また、連絡責任者に変更があった場合も速やかに報告するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、協議して定めるものとする。

(有効期限)

第11条 この協定は協定締結日の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から書面による終了の意思がない限り、その効力を継続する。

この協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成28年（2016年）8月25日

甲 住所 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
宝塚市長 中川 智子

乙 住所 兵庫県尼崎市猪名寺3丁目4番8号
一般社団法人兵庫県LPガス協会北摂支部
支部長 今村 一成

様式第1号（第2条関係）

令和 第 年 月 日

一般社団法人
兵庫県LPガス協会 北摂支部長 様

宝塚市長

協定に基づく物資の供給要請書

協定書第2条第1項に規定に基づき、次の内容でLPガス等の供給を要請します。

記

1. 引渡場所 _____

2. 要請物資

物 資 名	数 量	物 資 名	数 量
LPガス (kg)			
LPガス (kg)			

3. その他必要とする事項

担 当 : _____

電 話 : _____

様式第2号（第9条関係）

連絡責任者（変更）届出書

〔LPガス協会〕

第1連絡責任者			
所 属		電話（直通）	
支部での役職		電話（携帯）	
氏 名		F A X	
会 社 名		会社での役職	
会社メール			

第2連絡責任者			
所 属		電話（直通）	
支部での役職		電話（携帯）	
氏 名		F A X	
会 社 名		会社での役職	
会社メール			

6-8 災害時住宅供給対策に関する事項

6-8-1 応急仮設住宅建設予定地一覧

応急仮設住宅建設可能敷地

令和7年10月1日現在

場 所 名	所 在 地	敷地面積(㎡)
安倉南第3公園	安倉南4丁目347番	2,500
安倉南第4公園	安倉南2丁目70番	2,500
旭町1丁目公園	旭町1丁目139番4	1,700
上の池公園	安倉北4丁目2191番3	12,400
御殿山公園	御殿山2丁目191番	2,600
小浜公園	小浜1丁目1番11	48,000
下の池公園	安倉中6丁目72番	22,700
すみれガ丘北公園	すみれガ丘3丁目1番11	5,700
すみれガ丘中央公園	すみれガ丘2丁目4番	20,000
中山桜台公園	中山桜台4丁目12番10	10,000
中山五月台公園	中山五月台3丁目9番224	6,400
中山中央公園	中山桜台6丁目12番8	47,900
平井公園	平井6丁目84番1	7,900
山手台中央公園	山手台西3丁目7番888	24,300
伊子志せせらぎ広場	伊子志2丁目330番	2,500
小林公園	小林1丁目260番2	1,500
光明第4公園	光明町37番1	2,500
御所の前公園	御所の前町77番1	1,800
逆瀬台6丁目公園	逆瀬台6丁目3番547	1,900
高司ふれ愛公園	高司4丁目92番1	12,600
高松公園	高松町79番1	1,500
高松第2公園	高松町190番6	1,900
中野公園	中野町307番4	1,500
花のみち・さくら橋公園	武庫川町170番23	3,700
福井公園	福井町7番1	1,700
宝梅2丁目第3公園	宝梅2丁目180番2	1,900
美幸公園	美幸町167番7	1,900
武庫山公園	武庫山1丁目44番	3,600
山手台西4丁目公園	山手台西4丁目7番1490	3,500
ゆずり葉緑地	小林字西山地先	17,700
山手台東5丁目きんもくせい公園	山手台東5丁目7番1607	3,900
中筋2丁目やまぼうし公園	中筋2丁目141番	2,000
計		282,200

※ 上記都市公園敷地で約1,200戸の仮設住宅が建設可能であるが、それ以上に必要な場合は民有地の借り上げ等で対応する。

第6部 個別対策項目別関係資料

6-8-2 市内建設業者一覧

市 内 建 設 業 者 等 名 簿

(社団法人兵庫県建設業協会宝塚支部・宝塚解放建設業協会・宝塚市造園緑化協定会・宝塚市土木協定会・宝塚市建築協定会・宝塚水道工事協同組合)

1 事務所

事 務 所	住 所	電 話	FAX
社団法人兵庫県建設業協会宝塚支部	武庫川町4-3-910	84-5848	86-2533
宝塚解放建設業協会	三笠町8-10	84-3020	81-0808
宝塚市造園緑化協定会	安倉北5丁目-1041-3	87-8188	87-3161
宝塚市土木協定会	栄町2丁目-1-2別棟2-6F	83-2211	84-3618
宝塚市建築協定会	売布4丁目-12-3	87-6005	81-0238
宝塚水道工事協同組合	小浜3丁目2-19	87-1061	87-1063

2 各会員名簿

業 者 名	住 所	電 話	FAX
(株)秋田建設	中筋5丁目54-1	81-7750	81-7752
(株)育種園	平井2丁目14-15	88-0689	88-0756
(株)石田工務店	小浜3丁目5-15	84-2714	86-5954
(株)一晃園	平井5丁目3-9	88-0018	89-9318
伊藤建設(株)	高司2丁目16-10	72-1768	72-4923
(株)井上工務店	安倉南1丁目22-1	81-1325	84-7720
(有)ウィンロード	三笠町8-11	85-7410	85-7411
植伸建設	平井5丁目11-18	88-0897	88-0346
(株)植田大和園	中筋山手4丁目3-6	88-0145	89-6800
上原建材工業(株)	星の荘30-12	84-3382	81-2386
宇都宮建設(株)	栄町2丁目1-2	84-0715	84-0717
栄美寿造園(株)	中筋4丁目9-33	88-0305	89-7456
(株)オーガキ	川面5丁目5-14	84-9367	84-2762
(株)海成工業	栄町2丁目1-1ソリオ宝塚8F	83-6595	83-6699
金岡造園緑地建設(株)	山本野里2丁目1-40	88-6677	88-6678
(株)カナック工業	小浜2丁目1-2-202	81-7708	81-7781
(株)北出	米谷1丁目38-10	86-4204	87-9050
(株)北野造園土木	安倉北2丁目10-12	87-2320	87-8490
小東工務店	大原野字森36-1	91-0313	91-1203
(株)幸養園	山本丸橋4丁目19-5	88-4880	89-3507
康裕庭苑工務所	谷口町2-24	71-3619	74-0261
坂下工務店	大吹町11-15	72-5800	71-4374
下坂建設工業(株)	南ひばりガ丘1丁目24-16	89-5568	89-2494
下坂造園土木	南ひばりガ丘1丁目24-16	88-0087	89-2494
(株)昭和造園土木	中筋4丁目4-8	88-3204	88-3206
白瀬浚渫興業(株)	安倉中6丁目8-23	84-1203	86-1982

第6部 個別対策項目別関係資料

新栄商会	売布2丁目2-7	86-4206	85-1914
(株)水道社	口谷東3丁目83-1	80-2258	80-1768
清樹園(株)	星の荘22-23	84-5569	81-2937
宝塚岸田建設(株)	三笠町8-10	84-3020	81-0808
(株)テナム	中筋7丁目10-4	88-9901	88-9903
(株)竹林商会	伊子志4丁目1-64	74-0092	74-4074
(株)田島組	小林2丁目9-26	72-4525	72-4138
(株)谷井水道工業所	ひばりが丘3丁目1-39	072-759-3125	072-759-4351
玉川設備	末成町28-16	73-0545	73-1900
谷添造園工務所	星の荘2-7	87-0666	86-0684
(株)中央水道	亀井町11-30	71-5204	73-2844
(株)司興業	美座2丁目15-15	86-6635	86-5222
辻造園	安倉北2丁目14-20	87-2423	87-2423
(株)中武建設工業	大原野字下岡21-1	91-0300	91-0266
平塚建設(株)	小林3丁目8-27	71-0678	71-1025
富士造園土木(株)	山本東2丁目6-17	88-0501	88-0505
南設備工業(株)	売布2丁目13-23	86-1688	84-5235
(株)売布建設	売布4丁目12-3	87-6005	81-0238
(株)森口園芸土木	星の荘27-12	84-4600	84-9234
山下水道工業	安倉北5丁目936-2	87-8917	87-7653
(株)陽春園植物場	山本台1丁目6-33	88-2112	88-0397
吉川組	泉町1-23	81-5671	81-5681
(株)秋田組	安倉中2丁目13-2	84-8590	84-8062
(株)秋義建設	小林4丁目7-44	74-0130	74-7179
(株)てらす	安倉中5丁目2-33	86-3938	86-7772
(株)泉建設	安倉中4丁目19-35	85-5230	85-5231
(有)中田建設	高司4丁目1-9	74-1182	74-1195
(株)宝栄建設	山本台3丁目15-1	82-3155	
(株)松山土木	安倉北3丁目6-16	52-5670	52-5671
グローリー建設(株)	南口1丁目8-17	86-5688	76-5689
泰成建設(株)	安倉中2丁目13-2	84-1611	84-1393
住本建設(株)	旭町3丁目21-10	84-8581	84-8582
諸岡建設(株)	光明町10-3	74-7681	74-7682
(株)ユニライフ	光明町23-23	74-8899	74-9221
(有)ブランドゥー	高司2丁目15-8	74-0900	74-0909
(株)幸建設	大吹町3-11-205	71-5767	72-0598
(有)Grove	中山五月台1丁目16-8	82-1236	89-6534
(株)司	美座2丁目15-15	86-4855	86-5222
(株)宝塚労働事業団	泉町10-1	87-8827	87-8828
(株)島田	旭町2丁目8-8-101	98-9960	75-9908
(株)亮	口谷西3丁目13-12	61-7202	61-7203

第6部 個別対策項目別関係資料

(株)YDM	安倉南4丁目20-6	51-5830	75-9686
(株)アーデント	小浜3丁目6-5	81-5177	81-5179
(株)金谷建材店	小浜4丁目12-5	71-8111	81-8129
(株)岸本工業	清荒神1丁目8-10-402	57-9516	57-9516
(株)ギルド	小浜2丁目5-25-1001	85-2926	84-7933
未来建設	旭町2丁目8-8-201	51-5699	52-5677
ケイシンネット(株)	美幸町8-24	76-1195	76-1196
(株)九重	安倉北1丁目5-24	85-8484	85-8584
(株)古波蔵舗道	旭町2丁目20-19	84-3823	84-3833
大一建設(株)	安倉北1丁目5-24	81-6511	81-6521
(株)タケワ建設	福井町26-26	72-2191	77-0229
(株)月山コンストラクション	御所の前町4-16	78-6190	78-6191
(株)T・L・C	口谷東1丁目1-15	78-8718	78-8728
東宝建設(株)	伊子志4丁目6-8	71-2631	71-1156
(株)ニチゼン	平井2丁目1-10	80-3495	80-3496
(株)BAL	小林4丁目6-14	76-5601	76-5603
(株)福井浄水工業所	福井町20-23	72-6096	77-0258
吉村産業(株)	安倉西2丁目1-40-316	86-5801	86-5698
(株)ラヴェリテ	安倉北3丁目5-6	52-6787	52-6788
(株)成建	安倉北3丁目1-19	62-9165	62-9166
(株)宝塚造園	宮の町4-23	84-5131	84-5132
宝塚緑化(株)	山本中3丁目12-7	88-8579	89-9496
(株)塚本造園工務所	安倉南2丁目19-6	84-9611	86-3659
(株)中西宝南園	南ひばりが丘3丁目16-8	88-2832	88-3689
(株)裁華園	山本中3丁目6-13	88-0157	89-1682
(株)青春園	山本東2丁目1-8	88-0909	88-0919
(株)田花工業	山本野里2丁目14-22	82-3900	82-3903

6-8-3 県地域防災計画に基づく災害公営住宅に関する事項

1 公営住宅法による災害公営住宅

(1) 実施機関

災害公営住宅は、市町が建設し、管理することとする。

ただし、被害が広域かつ甚大な場合は、県が補完的に建設、管理することとする。

(2) 建設のための要件

① 地震その他異常な自然現象による場合（次のいずれかに該当すること。）

ア 被災地全域の滅失戸数が 500 戸以上のとき

イ 1 市町の区域内の滅失戸数が 200 戸以上のとき

ウ 滅失戸数が 1 市町の区域内の住宅戸数の 10%以上のとき

② 火災による場合（同一期に同一場所で発生したときに、次のいずれかに該当すること。）

ア 被災地域の滅失戸数が 200 戸以上のとき

イ 滅失戸数が 1 市町の区域内の住宅戸数の 10%以上のとき

(3) 入居者の条件（次のいずれにも該当すること。）

① 当該災害により住宅を滅失した世帯であること。

② 政令月収が、公営住宅法施行令で定める金額以下で事業主体が条例で定める金額以下の世帯であること。（政令月収とは、世帯の総所得から同令第1条第3号に規定される諸控除を除いた額の1/12）

(4) 建設戸数

被災滅失戸数の 30%以内（激甚災害の場合は 50%以内）

(5) 規格

住宅1戸の床面積の合計が 25 m²以上

(6) 国庫補助

標準建設費の 2/3 国庫補助（激甚災害の場合は 3/4）

(7) 建設年度

原則として災害発生年度、やむを得ない場合は翌年度

2 公営住宅法による既設公営住宅復旧事業

既設公営住宅の事業主体は、既設公営住宅が、災害（火災にあつては、地震による火災に限る。）により滅失し、又は著しく損傷した場合において、国庫から補助を受けて復旧を実施することとする。

(1) 国庫補助適用の基準

① 再建設の場合

公営住宅の種別については、滅失したものと同一にする必要があるが、構造については、再度の災害や、合理的な土地利用等に配慮して定めることとする。再建設用地は、原則として従前の建設地であるが、やむを得ない場合は移転をすることができることとする。

② 補修の場合

1 戸当たりの復旧費が 11 万円以上のものを対象として、それらの一事業主体内での合計が、県営住宅で 290 万円、市町営住宅で 190 万円以上になった場合を対象とする。

③ 宅地の復旧の場合

ア 滅失した公営住宅を再建設する場合

従前地の場合は、造成費を国庫補助対象とし、別の敷地の場合は、用地取得造成費

第6部 個別対策項目別関係資料

は起債対象とする。

イ 既設公営住宅団地の宅地のみが被害を受けた場合
用地造成費は起債対象とする。

(2) 国庫補助率

被害別	復旧工事別	補助別
滅失	再建設	1／2
損傷	補修	1／2

(激甚法の適用を受けた場合は、補助率のかさ上げがある。)

6-8-4 宝塚市被災建築物応急危険度判定要綱

宝塚市被災建築物応急危険度判定要綱

宝塚市被災建築物応急危険度判定要綱

第1 目 的

この要綱は、地震により多くの建築物が被災した場合、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、市民の安全を確保するため、被災建築物応急危険度判定に関し必要な事項を定めることにより、その迅速かつ的確な実施を確保することを目的とする。

第2 定 義

この要綱において、次の各項に掲げる用語の定義は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

1 被災建築物応急危険度判定（以下「危険度判定」という。）

余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、市民の安全を確保するため、建築物等の被害の状況を調査し、余震等による二次災害発生の危険程度を判定し、その結果の表示等を行うことをいう。

2 応急危険度判定コーディネーター（以下「判定コーディネーター」という。）

危険度判定の実施にあたり、判定実施本部、判定拠点、支援本部及び災害対策本部と判定士との連絡調整にあたる行政職員及び判定業務に精通した建築関係団体に所属する者をいう。

第3 震前対策

1 体制整備

(1) 市は「兵庫県被災建築物応急危険度判定協議会（平成9年1月22日設立）」に参画し、県及び他市町と協力しながら、市内の危険度判定実施体制の整備をはかる。

(2) 判定士の養成

市は、危険度判定に必要な技術習得のための講習会への参加を、市職員に促す。

(3) 判定コーディネーターの養成

市は、判定コーディネーターとして必要な知識を得るための講習会への参加を、判定士に促す。

(4) 連絡体制の整備

市は、兵庫県被災建築物応急危険度判定協議会の連絡体制の整備に協力する。

2 災害予測

(1) 市は、被災後の迅速な対応を確保するために、震前に災害予測を行う。

(2) 市は、災害予測を基に、応急危険度判定の実施に必要な事項に係る震前対策を行う。

(3) 市は、他市町と災害予測に必要な情報交換、各市町の災害予測の把握に努める。

(4) その他災害予測に関する事項は別途定める。

3 判定実施

(1) 市は、危険度判定の実施に関する要綱及びマニュアル等を活用し、判定実施本部の設置等を行う。

(2) 県及び市は、兵庫県被災建築物応急危険度判定協議会の場に於いて、以下の事項を協議する。

- ① 判定実施のためのマニュアルに関する事項
- ② 判定実施方法、判定結果表示方法に関する事項
- ③ 判定資機材の調達、備蓄に関する事項
- ④ その地判定実施に必要な事項

第6部 個別対策項目別関係資料

4 地域防災計画等

市は、兵庫県地域防災計画に記載された危険度判定に関して市町地域防災計画で定める事項について、宝塚市地域防災計画に定める。

第4 市による応急危険度判定の実施

- 1 市は、地震により多くの建築物が被災した場合、応急危険度判定実施本部の設置その他必要な措置を講じ、県に対して、必要な応援を求めることができる。

第5 その他

- 1 市は、危険度判定の円滑な実施を図るため、必要な財政上の措置、組織、体制上の措置、その他所要の必要な措置を講じるものとする。
- 2 その他、この要綱に定めのない事項については、別途定める。

制定 平成11年4月1日

改定 平成27年4月1日

改定 平成30年4月1日

6-8-5 被災建築物応急危険度判定業務マニュアル実施本部宝塚市版

被災建築物応急危険度判定業務マニュアル
実施本部「宝塚市版」

- 1 地震発生時の情報収集（被害状況の把握）（全国版：第3）
「建築指導課担当者」
市内に震度5弱以上の地震が観測された場合、建築指導課長等に指示を受け、次の事項を実施する。
 - （1）被害状況を把握するための情報収集
情報源：①兵庫県及び周辺市町との情報交換を行う。
②テレビ、ラジオ等が報道する情報を集める。
③職員の出勤途上の情報を集める。
④被災地周辺の地元判定士からの情報を集める。
 - （2）宝塚市災害対策本部の情報等を参考にしながら、応急危険度判定実施の判断に必要な情報を分析する。
- 2 判定実施要否の判断（全国版：第3）
「建築指導課長」
 - （1）被害状況及び被害予測に基づき災害対策本部長（市長）が判定実施の要否について判断をするために必要な資料を作成し、判定実施の要否を具申する。
 - （2）災害対策本部長（市長）の判断実施の要否判断を受ける。
- 3 判定実施の宣言（全国版：第4）
「建築指導課長」
 - ①判定実施決定を兵庫県建築指導課長に連絡する。
 - ②災害対策本部を通じて、マスコミに判定実施決定を公表（宣言）する。
- 4 実施本部の設置（判定拠点要否の検討）（全国版：第5）
「建築指導課長」
災害対策本部長（市長）は建築指導課長を実施本部長に任命する。
 - （1）都市整備部都市整備室建築指導課内に実施本部を設置。
 - （2）実施本部員（建築指導課職員）を指名し、次の業務にあたらせる。
 - ① 応急危険度判定専従者及び補助者を指名し、業務を補佐させる。
 - ② 実施本部（建築指導課）の連絡手段を確保する。
電話 0797-77-2082
電話（携帯用） 所有者
FAX 0797-74-8997
 - ③ 判定拠点要否を検討する。
次の場合は判定拠点を設置する。
 - ・判定実施予想区域が広範囲に亘る。
 - ・実施本部（建築指導課）への交通路の確保が困難。
 - ・多くの判定士が必要と予測される。

第6部 個別対策項目別関係資料

④実施本部（建築指導課）、判定拠点に関する次の事項を兵庫県建築指導課長へ連絡する。

- ・実施本部（建築指導課）、判定拠点の設置場所
- ・実施本部（建築指導課）、判定拠点の連絡方法
- ・実施本部（建築指導課）の担当者等組織図

5 判定実施の周知

（全国版：第5）

「実施本部長（建築指導課長）」

次の事項をマスコミ等を通じて被災者に周知する。また、り災証明のための調査は別途行われることを併せて周知する。

- ①判定業務の開始日時
- ②判定の実施予定期間
- ③判定の実施予定区域
- ④判定相談窓口（建築指導課）
- ⑤判定実施の目的、判定の概要等

6 判定実施区域等の検討（区域、優先順位等）

（全国版：第6）

「実施本部員（建築指導課職員）」

被害情報を基に次の事項を検討する。

- ① 判定実施区域の設定。
- ② 区域内の判定実施対象建築物の推計。
- ③ オペレーションタイプの選定。

基本は〈オペレーションタイプ2〉で全体外観調査

オペレーションタイプ1：所有者の要請に応じて「立ち入り調査」
オペレーションタイプ2：被災建築物すべてを「外観調査」
オペレーションタイプ3：被災建築物すべてを「立ち入り調査」

- ④ 判定実施優先順位の検討。

住民等が収容される建築物（避難所、病院等）は別途調査をする。

7 判定実施区域等の決定

（全国版：第6）

「実施本部長（建築指導課長）」

本部員（建築指導課職員）の検討結果を受けて、判定実施区域等を決定する。

〈留意点〉

- ① 必要判定士数
- ② 当面の投入可能判定士・不足判定士数
- ③ 応援依頼判定士数
- ④ オペレーションタイプの変更の要否
- ⑤ 判定実施区域の変更の要否
- ⑥ 判定対象建築物の用途、規模等の変更の要否
- ⑦ 被災地の状況（火災の発生状況、被災者の救助、暴動状況等）
- ⑧ 判定活動の被災者への影響
- ⑨ 優先順位設定の要否

8 判定実施計画の策定

(全国版：第7)

「実施本部長（建築指導課長）」

判定実施計画書の策定を実施本部長（建築指導課職員）に指示する。

〈判定実施計画書の内容〉

- ① オペレーションタイプ
- ② 判定実施区域・優先順位
- ③ 対象建築物の用途・規模
- ④ 判定実施期間（目標10日間）
- ⑤ 必要判定士数
- ⑥ 応援判定士数
- ⑦ 判定コーディネーター数
- ⑧ 判定資機材

9 兵庫県への支援要請

(全国版：第8～11)

「実施本部長（建築指導課長）」

(1) 判定実施計画の内容を兵庫県建築指導課長に連絡し、支援要請を行う。

※支援要請を受けた兵庫県は支援本部を兵庫県建築指導課に設置する。

(2) 支援内容、支援開始時期等について支援本部長（兵庫県建築指導課長）へ速やかな連絡を求める。

(3) 支援要請後、判定実施計画の内容に変更が生じた場合は、支援本部長（兵庫県建築指導課長）に連絡し、変更による過不足を調整する。

10 判定コーディネーターの配置

(全国版：第12)

「実施本部長（建築指導課長）」

実施本部及び判定拠点に判定コーディネーターを配置し、判定士のコーディネート等にあたらせる。

- ① 避難所などの防災重要施設等は、判定コーディネーターに周知しておく。
- ② 判定コーディネーターの業務内容については、判定コーディネーター業務マニュアルによる。

11 判定士等の輸送、宿泊所の手配

(全国版：第13)

「実施本部長（建築指導課長）」

次の準備を行い、準備状況を支援本部長（兵庫県建築指導課長）に連絡する。

〈判定士の輸送〉事前に準備した資料を利用する。

- ① 判定拠点から調査区域までの移動方法の検討。
- ② 搬送車両（バス、トラック、乗用車等）及び自転車等の手配。
利用可能な公共輸送機関の調査、放置自転車の活用。
- ③ 輸送計画の策定
- ④ 宿泊所確保の可否の検討。

12 判定士の受付、名簿作成

(全国版：第14)

「実施本部長（建築指導課長）」

〈市職員判定士〉

- ① 判定活動に従事できる市職員判定士の確認を行う。
- ② 判定士及び判定コーディネーター別に名簿を作成する。

〈応援判定士〉

- ① 応援判定士の代表者から名簿を受け取る。
- ② 受領した名簿を基に応援判定士の確認を行う。
- ③ 確認内容を支援本部長（兵庫県建築指導課）に連絡する。

1.3 判定士へのガイダンス

（全国版：第15）

「実施本部長（建築指導課長）」

実施本部長（建築指導課長）は、判定活動の開始に先立ち、判定士に対して次のガイダンスを行う。

- ① 具体的な判定方法
- ② 判定調査票の記入方法
- ③ チームの1日の判定件数
- ④ チーム人数
- ⑤ 被災地情報
- ⑥ 被災宅地判定との連携
- ⑦ 1日の判定業務の結果の集計方法

1.4 判定業務の開始

（全国版：第16）

「実施本部長（建築指導課長）」

判定コーディネーターに対して判定業務を開始するように指示する。実施本部は、判定業務開始後も、余震等により新たに発生した被害を含む被害増大に対応した判定区域の見直し、判定実施判定済区域の再判定等の検討を行う。

1.5 判定結果の報告及びその活用

（全国版：第17）

「実施本部長（建築指導課長）」

判定コーディネーターから当日分の判定結果の報告を受け、特に注意を必要とする被災建築物等の有無及び被災状況について考慮し、現地を再調査するなどの必要な措置を取る。

1.6 住民への広報

（全国版：第18）

「実施本部長（建築指導課長）」

被災地の住民に対して、判定実施の理解を得るために、判定の実施状況等について広報する。

1.7 判定を受けた建築物等の所有者への対応

（全国版：第19）

「実施本部長（建築指導課長）」

- ① 建築物等の所有者からの判定結果に対する相談窓口を設置する。
- ② 応急復旧の相談に応じる。

1.8 実施本部業務の終了

（全国版：第20）

「実施本部長（建築指導課長）」

（１）次の業務が完了したと時点をもって終了とする。

- ① 判定実施
- ② 判定結果の集計
- ③ 資料整理
- ④ 判定結果の災害対策本部長（市長）への報告

（２）判定業務終了後、災害対策本部長（市長）と協議し、実施本部を解散する。

（３）実施本部解散後においても、次の対応を行う。

- ① 判定結果を災害復興等に役立てるべく災害対策本部長（市長）に協力する。
- ② 従事判定士へのアフター・ケアに心がける。

参考 全国被災建築物応急危険度判定協議会「実施本部業務マニュアル」による。

制定 平成12年4月1日

改定 平成27年4月1日

改定 平成28年4月1日

改定 平成30年4月1日

第6部 個別対策項目別関係資料

6-8-6 仮設住宅に関する留意事項

(1) 仮設住宅等入居希望状況の把握

以下のとおり各部が分担して行う。

なお、調査結果の取りまとめは災対都市整備部本部員が行う。

対象区分	担当部	手順その他必要事項
避難所に入所している市民等	災対教育部	(ア) 入居希望世帯数・世帯構成の把握 (イ) 建設地に関する希望状況の把握
被災者総合支援センターにおいて把握した希望者	災対都市整備部	(イ) 建設地に関する希望状況の把握 (ウ) 段差の解消等仕様に関する希望内容
民生委員・児童委員などが把握した希望者	災対健康福祉部	(ア) ※上記の(ア)・(イ)・(ウ) (イ) 介護の要否・程度に関する希望内容

(2) 用地の確保

仮設住宅の供給は、被災者の生活再建支援施策の一環として行われるため、2次災害の危険のないことはもちろん、就業、通学その他生業の見通しの立つような立地条件であることが最優先となる。また遠隔地に建設したため申込みがなく入居しないまま空家となっている分については、救助費の国庫負担の対象とならない。用地の選定は、それらの点を踏まえ責任担当部長が県・国・協力団体等の協力を得て、以下のとおり行う。

区 分		管理者等	手続その他において留意すべき事項
市	市の公園	都市安全部	(ア) 平坦な地形にあり、面積1,000㎡以上を有するものであることが望ましい。 (イ) 少なくとも2年間は、他の公共的な利用目的を有しないものであることが望ましい。
	その他の市有未利用地	総務部	
県	県有未利用地		
国有未利用地		近畿財務局	(ア) 地方公共団体が災害時の応急措置の用に供する場合、国有普通財産の無償貸与を受けることが可能である。 (イ) 所管する近畿財務局に照会し提供を要請する。
都市再生機構その他公有未利用地		各管理機関	—
民有未利用地		各管理者	(ア) 将来のトラブルを避けるため、正規の賃貸借契約書を取り交す。 (イ) また、市、土地所有者、入居者の三者による「即決和解」を民事訴訟法第275条第1項に基づき簡易裁判所に申立て建物の撤去時期・土地返却時期等について必要な取り決めを行うことが望ましい。

(3) 資材等の確保

原則として請負業者が行う。ただし、大規模災害時においては、混乱等により確保が困難と想定されるため、県・国・協力団体等と連携・協力し、以下をめやすとして行う。

区 分	調達先	備 考
プレハブ住宅用資材	プレハブ建築協会	
	協定締結建設業等団体	飯場小屋用プレハブの手持在庫分の転用
	レンタル業者団体	レンタル用プレハブの在庫分の提供要請

(4) 被災者向供給住宅の区分・仕様

募集区分と仕様及び各区分ごとの供給戸数については、希望状況、確保・建設状況等に応じて、その都度決めるがおおむね以下をめやすとする。

なお、仮設住宅等の建設に当たっては、高齢者や障碍(がい)者に偏り住民自治組織の形成・活動が困難となることのないよう健常者の入居も併せて行うこととし各建設地ごとにバランスよく設置されるよう行う。

項目		あらまし
一時入居住宅	公営住宅、公団・公社その他公共住宅	多人数世帯向住宅、少人数世帯向住宅とする。
応急仮設住宅	世帯向住宅	高齢者、障碍(がい)者向けの仮設住宅等、可能な限り入居者の状況や利便性に配慮することとする。
	介護付住宅	共同風呂、集会施設を付設し単身要支援高齢者等に対して、介護員等による入浴、給食等の毎日ケアサービスを行う。
民間賃貸住宅借上による供給		(ア) 応急仮設住宅に準ずる取り扱いを行う。 (イ) 地域型住宅と位置づけ地元優先とする。
入居待機者用施設		(ア) 補欠待機者のうち希望するものを対象とする。 (イ) 市の施設のうち集会施設等で、和室・調理室を有する施設をあてる。 (ウ) 企業より暫時提供を受けた保養所・社宅等をあてる。
民間賃貸住宅の斡旋		(ア) 入居希望者のうち希望するものを対象とする。 (イ) 国・県と協議して、希望者の収入現況に応じて、家賃の一部補助を行う。 (ウ) 協力団体等の協力を得て、手数料等家賃以外の免除を行う。

(5) 入居者の選定

ア 資格基準

入居の対象となる者は、災害により住家が全焼、全壊又は流失し現に居住する住家がない者であり、かつ自らの資力によっては、住宅を確保することのできない者であること。

なお、「災害時、現実に法適用市町村に居住していることが明らかであれば良い」とされており、災害時における住民登録の有無は問わない。

第6部 個別対策項目別関係資料

イ 入居予定者の選考

災害の規模に応じて、被災者の資力、その他の生活条件を十分調査し、また、市営住宅入居者の選定基準に準じ、入居者選定基準を策定する。

なお、高齢者や障害(がい)者の優先入居等に十分配慮することとする。また、入居にあたっては従前コミュニティに配慮した配分を行う。

(6) 応急仮設住宅の管理

ア 責任担当部長が入居の期間、使用条件、その他必要な事項を定め行う。

なお、家賃は無料、維持補修は入居者負担、供与期間は工事完了の日から1年以内とする。ただし必要に応じて、延長する場合がある。

イ 応急仮設住宅はあくまでも一時的な使用に耐える最小限度の仮設建物であるため、被災者向け公営住宅の建設、その他住宅のあっせんを行うなどして、市はその早期解消に努める。

6-8-7 兵庫県被災宅地危険度判定実施要綱

兵庫県被災宅地危険度判定実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市町において、災害対策本部が設置されることとなる規模の地震又は降雨等の災害（以下「大地震等」という。）により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」という。）を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度判定を実施することによって、二次災害を軽減、防止し住民の安全の確保を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 宅地 宅地造成等規制法第2条第1号に規定する宅地のうち住居である建築物の敷地及び危険度判定実施本部長が危険度判定の必要を認める建築物等の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地をいう。
- 二 危険度判定 宅地判定士の現地踏査により、宅地の被災状況を調査し、変状項目ごとの配点から危険度を分類することをいう。
- 三 危険度判定実施本部 危険度判定を実施するために被災した市町の災害対策本部に設置する組織をいう。
- 四 危険度判定支援本部 被災した市町の実施する危険度判定活動を支援するために、県の災害対策本部に設置する組織をいう。

(危険度判定の責任体制等)

第3条 この要綱による危険度判定は、被災した市町長が行うものとする。

- 2 宅地判定士の派遣を要請した市町長は、当該宅地判定士が実施する危険度判定及び危険度判定の実施に伴い生ずる責任を負うものとする。
- 3 危険度判定の実施に係る経費については、原則として宅地判定士の派遣を要請した市町が負担するものとする。ただし、派遣を要請された市町及び県と協議し、別途定めをしたときはこの限りでない。

(連絡支援体制等)

第4条 県は、被災した市町の要請により、当該市町の区域内における危険度判定活動を支援し、又は災害の規模が極めて大きく、広範囲にわたるときには、必要に応じて、他の都道府県に対して宅地判定士の派遣等を要請し、若しくは国土交通省に対し宅地判定士の派遣等について調整を要請することができる。ただし、市町の要請が無い場合でも必要に応じて県が積極的に危険度判定活動を指導・指揮できるものとする。

- 2 県は、被災した市町、他の都道府県又は国土交通省から宅地判定士の派遣について要請を受けたときは、登録した宅地判定士に対し速やかに協力を依頼するものとする。

(判定結果の表示等)

第5条 市町長は、二次災害を軽減、防止するために、危険度判定の結果を当該宅地に表示する等、必要な措置を講ずるものとする。

(宅地判定士)

第6条 知事は、大地震等により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合において、別に定める被災宅地危険度判定実施マニュアル（以下「実施マニュアル」という。）に基づき、当該

宅地を調査し、その危険度を判定するため、あらかじめ宅地判定士を登録するものとする。

- 2 宅地判定士としてこの要綱による危険度判定の実施に協力しようとする者で、実施マニュアルに規定する宅地判定士の業務を実施する能力があり、兵庫県内に居住地又は勤務先のいずれかが存し、次の各号のいずれかに該当する者は、第13条に定める被災宅地危険度判定士養成講習会（以下「講習会」という。）を受講し、修了した後、知事に対して、被災宅地危険度判定士登録申請書及び別に定める書類（以下「申請書等」という。）を提出することにより、前項の登録を受けることができる。

ただし、独立行政法人都市再生機構（以下「都市再生機構」という。）の職員である者が前項の登録を受けようとするときは、都市再生機構理事長に申請書等を提出し、登録を受けるものとする。

- 一 宅地造成等規制法施行令第17条各号又は都市計画法施行規則第19条第1号イからチまでに該当する者
 - 二 国又は地方公共団体等の職員及びこれらの職員であった者で、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して3年以上の実務経験を有する者
 - 三 国又は地方公共団体等の職員及びこれらの職員であった者で、土木、建築又は宅地開発に関して10年以上の実務経験を有し、知事が認めた者
 - 四 その他、建築士法による二級建築士として4年以上の実務の経験を有する者及び建設業法による土木・建築・造園に関する一級施工管理の資格を有する者又は二級施工管理の資格を有し5年以上の実務経験を有する者等、前各号と同等以上の知識及び経験を有する者として知事が認めた者
- 3 知事は、前項の申請書等の提出を受けたときは、速やかに第1項の登録を行い、被災宅地危険度判定士登録証（以下「登録証」という。）を交付するものとする。
- 4 知事は、第2項及び第3項の規定によらず、学識経験者等の第2項各号と同等以上の知識及び経験を有していると認めた者を宅地判定士として登録し、登録証を交付することができる。
- 5 登録の有効期間は、当該登録を受ける者が、最後に受講した講習会の修了の日（前項に該当する場合にあっては、知事が認めた日）から5年後の応答日の属する年度の末日までとする。
- 6 宅地判定士登録の詳細に関しては、別に定める要領による。

（宅地判定士登録の更新）

- 第7条 前条第1項による登録の有効期間終了の後も、引き続き宅地判定士としてこの要綱による危険度判定の実施に協力しようとする者は、現に有効な登録の有効期間の終了までに、講習会を受講し修了した場合、又は知事が講習会を修了した者と同等の知識を有すると認めた場合、その登録を受けている知事に、被災宅地危険度判定士登録更新申請書及び現に有効な登録証（以下「更新申請書等」という。）を提出することにより、登録を更新することができる。
- 2 知事は、前項の更新申請書等の提出を受けたときは、速やかに前条第1項の登録を行い、新たな登録証を交付するものとする。
- 3 前項による登録の有効期間は、前条第5項に準ずる。

（宅地判定士登録事項の変更）

- 第8条 宅地判定士は、被災宅地危険度判定士登録申請書の記載事項のうち、氏名、居住地又は勤務先に変更が生じたときは、第3項に該当する場合を除き、被災宅地危険度判定士名簿記載事項変更届出書及び登録証（以下「届出書等」という。）を、知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の届出書等の提出を受けたときは、必要に応じて記載事項を変更した登録証を新たに交付する。
- 3 宅地判定士は、登録を県外に有する居住地又は勤務地の知事に変更しようとするときは、届出書等を新たに登録を受けることになる都道府県知事に提出するものとする。
また、宅地判定士が新たに都市再生機構の職員となったときには、届出書等を都市再生機構理事長に提出するものとする。
- 4 知事は、他の都道府県知事に登録していた宅地判定士から登録の変更に伴う届出書等の提出を受けたときは、申請者に新たな登録証を交付し、申請内容を変更前の登録を行っていた都道府県知事に通知しなければならない。
- 5 知事は、第6条第2項第3号に該当し、同条第1項の登録を受けた宅地判定士又は同条第4項により登録を受けた宅地判定士に、第3項に該当する変更が生じたときは宅地判定士の登録を取り消すものとする。

(登録証の再交付)

- 第9条 宅地判定士は、登録証を紛失し、又はやむを得ない事情により滅失した場合には、被災宅地危険度判定士登録証再交付申請書を知事に提出し、新たな登録証の交付を受けることができる。
- 2 知事は、前項の規定による申請書の提出を受けたときは、速やかに新たな登録証を交付しなければならない。
 - 3 登録証を紛失し、前項の規定により新たな登録証の交付を受けた宅地判定士は、紛失した登録証が発見された場合には、速やかに発見した登録証を知事に返納するものとする。

(宅地判定士登録の辞退)

- 第10条 宅地判定士は、登録を辞退しようとするときは、被災宅地危険度判定士登録辞退届に登録証を添えて知事に届出しなければならない。
- 2 知事は、前項の規定により届出があったときは、その者の宅地判定士の登録を取り消すものとする。

(宅地判定士登録の取消)

- 第11条 知事は、宅地判定士として登録されている者が宅地判定士としてふさわしくない場合及び死亡した場合は、登録を取り消すものとする。
- 2 前項の規定により登録を取り消された宅地判定士は、速やかに登録証を知事に返納しなければならない。

(宅地判定士名簿)

- 第12条 知事は、第6条第3項、第4項、第7条第2項、第8条第2項、第4項、第5項、第10条2項及び第11条第1項に規定する手続きを行った場合には、速やかに別に定める事項を被災宅地危険度判定士名簿（以下「名簿」という。）に記載しなければならない。

(講習会)

- 第13条 県は、この要綱に基づき運用される制度に協力しようとする者に対して、危険度判定の実施に必要な知識を修得させるため、講習会を実施することができる。
- 2 第6条第2項の講習会は、前項による講習会及び全国協議会の主催する講習会とする。

(判定調整員)

- 第14条 知事は、危険度判定の実施に当たり、宅地判定士である者で次項の業務を適正に行う

- ことができる」と認めた者を、被災宅地危険度判定業務調整員（以下「判定調整員」という。）として認定するものとする。
- 2 判定調整員は、実施マニュアルに基づき、危険度判定実施本部と宅地判定士との連絡調整、危険度判定の実施に係る宅地判定士の指導監督、危険度判定の結果の集計及び危険度判定実施本部長への報告等を行う。
- 3 知事は、判定調整員を認定したときは、認定年月日を名簿に記載しなければならない。

（兵庫県宅地防災推進協議会）

第15条 県及び市町等は、地域の相互支援体制を充実し、広域的な災害に対しこの要綱を円滑に運用するため、県、市町等の相互の連絡調整のための体制を整備するものとする。

（雑則）

第16条 知事は、市町長が地域防災計画を踏まえ、この要綱に基づく危険度判定の実施に関しあらかじめ計画等を策定する場合に、必要な助言を行うことができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成11年12月15日から施行する。
- 2 この要綱が定められるまでの間、全国協議会要綱附則第4項から第7項の規定により協議会に登録されている者で、知事の登録を指定していた者又は指定していたとみなされる者は、登録時に遡って知事の登録があったものとみなす。

附 則

この要綱は、平成15年3月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年2月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年12月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年8月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年8月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年8月27日から施行する。

6-8-8 被災宅地危険度判定実施マニュアル（宝塚市）

被災宅地危険度判定業務マニュアル 実施本部（宝塚市）

参考 被災宅地危険度判定連絡協議会「被災宅地危険度判定業務実施マニュアル」
第2部第2章実施本部の業務による。

策定 平成30年 4月1日

1 実施本部の業務（第2章）

本章は、市において災害対策本部が設置されることとなる規模の地震又は降雨等の災害（以下「大地震等」）により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地の応急危険度判定をする実施本部の業務について定める。

1 目的

（1）このマニュアルは大地震等により被災した宅地の二次災害を軽減、防止し、市民の安全の確保するため、判定を実施する実施本部の業務を予め定めることにより、被災宅地応急危険度判定を迅速かつ的確に実施することを目的としている。

（2）このマニュアルは、業務実施マニュアルの一部として、市において設置する実施本部の業務について定めたものである。

2 判定実施組織と連絡網の整備

判定実施組織及び実施本部の設置については、被災状況等から市と兵庫県の協議により、柔軟な対応が可能となるようにする。判定活動を円滑に進めるために、判定実施組織と連絡網などを作成する。

3 判定実施要否の判断

（1）開発審査課長は、市内に相当程度の被害があり、危険な宅地被害が発生していると予測されるときは、判定の要否判断に必要な被害情報を収集する。

1）被害状況を把握するための情報収集

情報源：①兵庫県及び周辺市町との情報交換を行う。

②テレビ、ラジオ等が報道する情報を集める。

③職員の出勤途上の情報を集める。

2）宝塚市災害対策本部の情報等を参考にしながら、応急危険度判定実施の判断に必要な情報を分析する。

（2）開発審査課長は、判定を要すると認めたときは、災害対策本部長（市長）に判定の実施を具申する。

4 判定実施の決定

（1）災害対策本部長（市長）は、判定を要すると判断した時には、ただちに判定実施を決定する。

（2）災害対策本部長（市長）は、判定実施を決定したときは、兵庫県災害対策本部長（知事）に連絡するとともに、判定実施の広報を災対企画経営部に依頼する。

1）判定実施決定を兵庫県建築指導課開発指導班に連絡する。

（TEL 078 - 362 - 3646、FAX 078 - 362 - 4456）

5 実施本部の設置

(1) 開発審査課長は、市災害対策本部が判定実施を決定したときは、災害対策本部長（市長）の命を受け、宅地対策班の下に実施本部を開発審査課内に設置し、実施本部長（開発審査課長）として判定業務にあたる。

(2) 実施本部長は、必要に応じて、被災地内あるいはその周辺に判定拠点を設置する。

1) 判定拠点要否を検討する。

次の場合は判定拠点を設置する。

- ・判定実施予想区域が広範囲に亘る。
- ・実施本部（開発審査課）への交通路の確保が困難。
- ・多くの判定士が必要と予測される。

(3) 実施本部長は、被災地域の住民の理解を得るために、判定実施及びこれに関する情報の周知に努める。

(4) 実施本部長は、実施本部、判定拠点の所在地、責任者、業務体制、支援要請の有無について、支援本部長（兵庫県建築指導課長）に速やかに連絡するものとする。

5 実施本部の業務

(1) 実施本部の業務は以下のとおりである。

①宅地に係る被害情報の収集

②判定実施計画の作成

③宅地判定士・判定調整員の受入れ

④宅地判定士・判定調整員の組織編成

⑤判定の実施及び判定結果の現地表示

⑥判定結果の調整及び集計並びに市災害対策本部への報告

ただし、④～⑥の業務は被害が軽微な場合を除き、支援本部に依頼できる。

⑦判定結果に対する住民等からの相談への対応

⑧その他

(2) 実施本部長は、被災の全般的な状況、判定を必要とする対象宅地の想定数、動員出来る職員数や宅地判定士の数等を勘案して宅地対策班より実施本部を組織する。

①情報の収集、関係機関、上下組織との連絡調整 情報担当

(7 兵庫県への支援要請、8-5 宅地判定士及び判定調整員の参集、8-6 宅地判定士及び判定調整員の受入れ条件、輸送方法等、8-7 判定資機材の調達及び輸送計画、8-8 実施本部の位置、責任者、連絡方法・連絡先、9 必要判定士等の連絡・調整)

②判定業務の企画、実施計画、判定組織の編成、記録 計画担当

(8 判定実施計画の作成、8-1 判定対象宅地数、用途及び規模等、8-2 判定実施区域及び判定優先順位、8-3 判定実施（計画）期間、8-4 必要な宅地判定士及び判定調整員数、18 判定結果の報告及びその活用)

③人的・物的動員、人員管理、資機材調達、運搬・搬送 業務担当

(11 判定資機材の準備、13 宅地判定士等の受け付け、名簿作成)

④判定業務、情報整理、宅地判定士の掌握 判定担当

(10 判定調整員の配置、14 判定実施チーム及び班の編成、15 判定資機材等の配布、16 判定調査方法等のガイダンス、17 判定業務の開始)

⑤市民への広報、市民相談等、報道機関対応 広報担当

(19 住民への広報等、20 判定を受けた宅地の所有者等への対応)

⑥宿舎・食事の手配（支援本部）の確認、経理 庶務担当

（12宅地判定士等の移動並びに宿泊所等の手配）

7 兵庫県への支援要請

（1）実施本部長は、次の内容を具体化して支援本部長へ支援要請を行う。

①宅地判定士、判定調整員の派遣

②判定資機材の提供

③実施本部又は判定拠点までの輸送手段の用意

④宅地判定士・判定調整員の宿舎・食事の確保

⑤車・駐車場・給油所の確保

⑥その他

（2）実施本部長は、宅地判定士・判定調整員の現地参集場所、参集時間、判定業務従事予定期間等参集に必要な事項を支援本部長に連絡する。

（3）実施本部長は、必要に応じて実施状況報告を支援本部長に行う。

8 判定実施計画の作成（計画担当）

実施本部長は、宅地被害状況、被災地の状況等に基づき、判定実施計画を作成するとともに、この計画を災害対策本部長へ報告する。判定実施計画の内容は、以下の事項を具体化するものとして作成するが、被災の範囲、被災地の状況等（火災の発生状況、大規模な地すべり・崖崩れの発生状況、被災者の救助、立ち入り禁止区域、避難場所等）や判定作業の進行に応じて見直しを行う。

①判定対象宅地数、用途及び規模等

②判定実施区域及び判定優先順位

③判定実施（計画）期間

④必要な宅地判定士及び必要判定調整員数

⑤宅地判定士及び判定調整員の参集場所

⑥宅地判定士及び判定調整員の受入れ条件、輸送方法等

⑦判定資機材の調達及び輸送計画

⑧実施本部の位置、責任者、連絡方法・連絡先（判定拠点があれば同様）

⑨その他

8-1 判定対象宅地数、用途及び規模等（計画担当）

実施可能な調査体制は、判定対象宅地数、判定実施区域をもとに選択し、以下の点を勘案して、必要な判定士数、判定調整員を算定する。

①必要判定士数

②当面の投入可能判定士数、不足判定士数

③応援依頼判定士数

④調査体制変更の要否

⑤判定実施区域の変更の要否

⑥判定対象となる宅地、規模等の変更の要否

⑦被災地の状況（火災の発生状況、被災者の救助等）

⑧判定活動の被害者等への影響

⑨優先順位設定の要否

〈調査体制のタイプ〉

タイプ1：市の「要請」に応じた対象について、「立入り」調査を含む判定の実施

タイプ2：宅地防犯パトロールによる、宅地判定のものを補完する調査を中心として判定を実施

タイプ3：被災地に相談窓口を設け、宅地判定のものを補完する調査を中心として判定を実施

8-2 判定実施区域及び判定優先順位（計画担当）

被災地の状況（火災の発生状況、大規模な地すべり・崖崩れの発生状況、被災者の救援状況、立入禁止区域、避難場所の状況等）を考慮し、判定実施区域のゾーニングと優先順位づけを行う。なお、優先順位づけに当たっては、被災の全般的状況、人的被害の発生状況、二次災害の可能性、災害復旧に対する影響度等を考慮する。

8-3 判定実施（計画）期間（計画担当）

判定実施期間は原則として10日間以内とする。

8-4 必要な宅地判定士及び判定調整員数（計画担当）

（1）必要宅地判定士数は次による。

宅地判定士3名でチームを編成し、判定数は10宅地程度／チーム・日、宅地判定士の稼働日数を3日間程度とする。

（2）必要判定調整員数は、宅地判定士3班（宅地判定士5チームを1班とするため、宅地判定士45人）に1人配置するよう算定する。

8-5 宅地判定士及び判定調整員の参集（情報担当）

実施本部長は支援本部長と連絡・調整を図り、以下の宅地判定士及び判定調査の参集を行う。

①実施本部長による必要宅地判定士等参集に必要な事項の支援本部長への連絡・調整

②必要に応じ、災害対策本部長による県への支援要請

③支援本部長による支援に関する速やかな連絡

8-6 宅地判定士及び判定調整員の受入れ条件、輸送方法等（情報担当）

実施本部長は、宅地判定士及び判定調整員の参集場所、参集時間、判定業務従事予定期間等判定士の受入れ条件、輸送方法等の必要な事項の連絡を行う。

8-7 判定資機材の調達及び輸送計画（情報担当）

実施本部長は、支援本部と連絡・調整を図り、上下の判定資機材の調達及び輸送計画を行う。

①実施本部長による、地元調達判定資機材の調達状況調査と不足判定資機材の支援本部への連絡

②実施本部長と支援本部による判定資機材の輸送方法の確保

8-8 実施本部の位置、責任者、連絡方法・連絡先（情報担当）

実施本部の位置がわかるように案内図を作成し、その各実施本部の組織の業務や担当責任者及び連絡方法・連絡先を明らかにする。

9 必要判定士等の連絡・調整（情報担当）

実施本部長は、必要判定士数（地元判定士数を含む）及び判定調整員等、現地参集場所、現地参集時間、判定業務従事予定期間等判定士の参集に必要な事項を支援本部長に連絡し、支援本部から派遣できる必要判定士数等について過不足を調整する。

10 判定調整員の配置（判定担当）

実施本部長は、実施本部（判定拠点の場合は、判定拠点）に判定調整員を配置し、判定実施計画の具体化及び宅地判定士の指導等にあたらせる。

11 判定資機材の準備（業務担当）

（1）実施本部長は、実施本部および判定拠点における判定資機材の調達状況を調査し、支援本部に連絡し、必要判定資機材の確保を図る。

（2）実施本部長は、支援本部と連絡の上、判定資機材の輸送方法を確保する。

12 宅地判定士等の移動並びに宿泊所等の手配（庶務担当）

実施本部長は、支援本部に対して、以下の宅地判定士等の移動並びに宿泊場所の手配を行う。

①宅地判定士等の移動に係る支援本部への依頼

②宅地判定士等の宿泊場所の確保、食料の準備状況と支援本部への連絡

1 3 宅地判定士等の受け付け、名簿作成（業務担当）

実施本部長は、以下の宅地判定士等の受け入れ、名簿の作成を行う。

①応援宅地判定士等の名簿及び判定資機材の確認

②①の確認状況及び参集できる宅地判定士の名簿を支援本部へ通知

1 4 判定実施チーム及び班の編成（判定担当）

実施本部長は、判定調整員に指示し、判定実施計画に基づき参集した宅地判定士のチーム編成を以下の点に留意して行う。

①健康状態の確認

②被災地の土地や交通事情等に詳しい者の適当な配置

③判定の経験のある者の適当な配置

④宅地判定士以外の誘導員等の配置

⑤その他

1 5 判定資機材等の配布（判定担当）

実施本部長は、判定調整員に指示し、以下の判定資機材等を班長・副班長に配布するための業務窓口を設置する。

①連絡用機器（携帯電話等）及び連絡部署一覧

②担当判定区域全体の地図

③担当区域の住宅地図

④判定調査票、判定ステッカー等の判定資機材

⑤宅地関係データ

⑥被災地情報（避難所の位置、火災発生地区、被災者への情報等）

⑦判定実施留保区域の地図

⑧その他

1 6 判定調査方法等のガイダンス（判定担当）

実施本部長は、判定調整員に指示し、判定活動の開始に先立ち、判定士に対して判定調査方法等についてのガイダンスを行う。

1 7 判定業務の開始（判定担当）

実施本部長は、判定調整員に対して判定業務を開始するように指示する。

1 8 判定結果の報告及びその活用（計画担当）

（1）実施本部長は、判定調整員から判定結果の報告を受け、その結果の中で特に注意を要する被災宅地等の有無及び被災宅地状況によっては現地を再調査するなど必要な措置をとる。

（2）実施本部長は、宅地の判定のみでは対処が困難な事案については、市区町村災害対策本部長と協議し、適切な措置をとるものとする。また、複合的な被災状況にあり、判定が困難な状況にある等の場合は、学識経験者等の適切な助言を受けるものとする。

1 9 住民への広報等（広報担当）

実施本部長は、被災地の住民に対して、判定実施の理解を得るために、以下の判定の実施状況等について広報する。

①住民への判定実施及び状況の広報

②相談窓口等の対応

2 0 判定を受けた宅地の所有者等への対応（広報担当）

第6部 個別対策項目別関係資料

実施本部長は、判定実施期間中、以下の内容についての適切な対応を行う。

①被災宅地の所有者等に対する危険度判定結果の説明・相談等

②報道機関等からの問合せ

2.1 実施本部業務の終了

(1) 実施本部の業務は、以下のすべての業務が終了した時点をもって完了とする。

①判定の実施

②判定結果の集計・資料整理

③判定結果の災害対策本部長への報告

④支援本部との調整業務及び支援本部への判定活動報告

(2) 実施本部長は、判定業務終了後、災害対策本部長と協議し、判定結果を集計整理し、開発審査課に引き継ぐと共に、実施本部を解散する。

(3) 災害対策本部長等は、必要に応じ相談所を設置する等適切な措置をとる。

(4) 実施本部解散後においても、判定所管課長（開発審査課長）は、判定結果を災害復興等に役立てるべく災害対策本部長等に協力する。

(5) 判定結果等の関連資料の保存期間は、判定所管課長が災害対策本部長と協議して定める。

(6) 判定所管課長は、災害対策本部解散後においても、従事判定士へのアフター・ケアに心がける。

6-9 教育・文化対策に関する事項

6-9-1 宝塚市教育委員会災害対策要綱

宝塚市教育委員会災害対策要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は火災、風水害等（局所突発災害事故を含む。）の非常事態発生に対応し、市立学校及び幼稚園の幼児、児童、生徒等の安全確保と事務局、学校その他教育機関の施設設備の防災復旧に万全を期すため、教育委員会に災害対策本部（以下「教委対策部」という。）を設け、教育委員会独自又は市災害対策本部、県教育委員会等と緊密に連絡活動をするために、必要な事項を定める。

(組織)

第2条 教委対策部の組織及び所掌事務は、次のとおりとし、非常事態の状況に応じ、その都度必要な班を編成するとともに、これに相応する人員を重点的かつ効率的に配置するものとする。

(1) 教委対策部

災害対策部の設置及び閉鎖に関すること。

配備体制の決定に関すること。

班の編成に関すること。

他の災害対策組織及び各班の調整に関すること。

防災及び災害復旧の具体策樹立に関すること。

(2) 教委対策部において編成する班は、おおむね、次のとおりとする。

ア 連絡班

(ア) 気象及び被害状況の情報収集に関すること。

(イ) 市災害対策本部及び県教育委員会等との連絡に関すること。

(ロ) 各班の指令伝達に関すること。

(ハ) 対策記録に関すること。

イ 管財班

(ア) 緊急物資器具の調達及び配布に関すること。

(イ) 教育施設の防災及び復旧指導に関すること。

(ロ) 防災及び復旧用資材の調達配布に関すること。

ウ 学校指導班

(ア) 児童、生徒の登下校及び安全保護に関すること。

(イ) 教育施設の避難所設置の指導に関すること。

エ 学校警備班

(ア) 教育施設の警備指導及び増援に関すること。

オ 調査班

(ア) 教育施設の被害調査及び記録に関すること。

カ 学校（園）その他教育機関の勤務者は、それぞれの勤務箇所にあつて、その防災に努めるほか、教委対策部の必要に応じ、班員及びその他機材の提供に努めるものとする。

(配備体制)

第3条 配備体制は、次の区分により班員を配置する。

(1) 警戒配備

災害発生のおそれがあるが、その時刻、規模等推測困難な段階及び小規模の災害が発生した場合において、少数の班を編成し、少数の人員を配備して、主に情報連絡に当たる体制で、教委対策部員及びその都度編成した班の要員が当たる。

(2) 救助配備

中規模の災害が予想される段階及び中規模の災害が発生した場合において、所属人員のおおむね3割から6割までの人員を配備し、防災活動に当たる。

(3) 全員配備

大規模の災害の発生するおそれのある段階及び大規模の災害が発生した場合において、所属人員全員を配備し、防災活動に万全を期す体制で、事務局職員及び学校その他教育機関職員全員が当たる。

(局所突発処置)

第4条 事務局、学校その他の教育機関の局所的突発事態の発生に際しては、次の要領を基準として万全の措置をとるものとする。

(1) 局所的突発事故の発生に際しては、その教育機関の長は自主的かつ迅速に対策室を設けて内外の指揮、連絡に当たるものとする。

(2) 勤務時間中における事態の発生については、教育長が長となり、業務に支障のない事務局職員を指揮して事態の収拾に努めるほか、必要に応じ教育委員会所管の教育機関の全職員中から所要人員を増援させる。

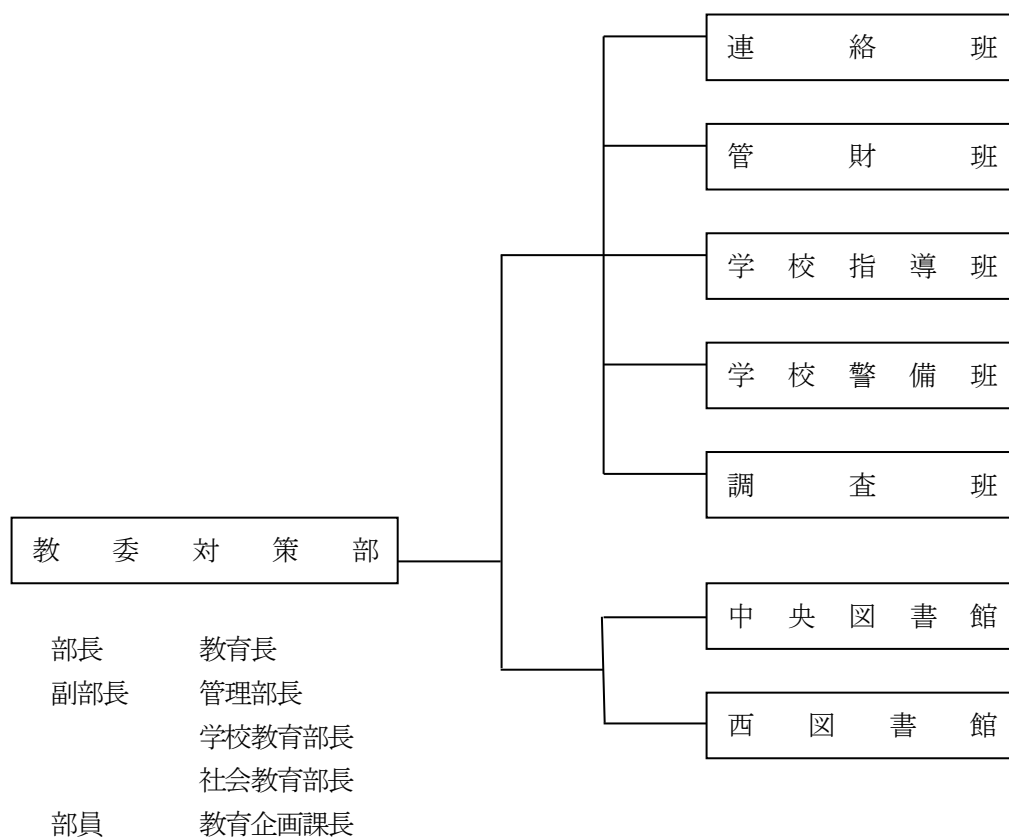
課の庶務を担当する職員は、自動的に連絡班要員としての業務に服する。

(3) 勤務時間以外における事態の発生については、職員はそれぞれ現場に急行し、積極的に先着責任者の指揮を受け、集中的かつ効率的に事態の収拾に努めるものとする。

付 則

この要綱は、告示の日から施行する。

教育委員会災害対策本部組織図



第6部 個別対策項目別関係資料

6-9-2 市内の指定文化財

(1) 所有者別指定文化財一覧表

(令和4年4月1日現在)

所有者又は 管理者	所在地	指 定	種 別	物件名	指定年月日
中山寺	中山寺2丁目11-1	国	彫	木造十一面観音菩薩立像	M37. 2. 18
		国	彫	木造薬師如来坐像	〃
		国	彫	木造聖徳太子坐像・付経机他	〃
		国	彫	木造大日如来坐像	〃
		県	彫	木造脇侍十一面観音立像2軀	S41. 3. 22
		県	建	中山寺本堂	〃
		県	建	中山寺護摩堂	〃
		県	建	中山寺大門	S52. 3. 29
		県	史	中山寺白鳥塚古墳	S35. 3. 31
		市	彫	木造薬師如来坐像	S46. 11. 3
		市	彫	愛染明王坐像	S55. 3. 10
		市	工	銅製鰐口	S46. 11. 3
		市	工	鉄製吊燈籠	〃
		市	書	豊臣秀頼筆・豊国大明神神号	〃
		市	考	町石	〃
清荒神清澄寺	米谷字清シ1	市	民	星下り祭	S53. 3. 20
		国	絵	絹本着色千手観音菩薩像	M37. 2. 18
		国	彫	木造大日如来坐像	〃
		国	絵	絹本着色釈迦三尊像・良全筆3幅	S50. 6. 12
		市	天	自然林	S51. 3. 30
		市	天	イチョウ2本	〃
八幡神社	波豆字谷田東掛1	市	絵	富岡鉄斎筆富士山図	H27. 12. 21
		国	建	八幡神社本殿	T 4. 3. 26
		県	建	石造鳥居	S37. 7. 16
		県	建	宝篋印塔	S43. 3. 29
		県	建	五輪塔	〃
		県	考	板碑	S51. 3. 23
普明寺	波豆字向井山	市	建	宝篋印塔	S59. 3. 30
		県	建	宝篋印塔	S51. 3. 23
		市	建	笠塔婆2基	S46. 11. 3
		市	考	板碑	〃
平林寺	社町4	市	絵	厨子扉絵2枚	S51. 3. 30
		市	考	石造露盤	S45. 11. 3
		市	彫	木造釈迦如来坐像	S51. 3. 30

第6部 個別対策項目別関係資料

大宝寺	平井2丁目16-15	市	彫	木造不動明王坐像	S48. 3. 30
		市	建	宝篋印塔	〃
壳布神社 他	壳布山手1-1	市	考	社号標石・付文書	S51. 3. 30
		市	天	社叢	〃
個人	安倉南1丁目4	市	史	安倉高塚古墳	S45. 11. 3
個人	切畑字長尾山3	市	史	万籟山古墳	〃
	雲雀丘山手1丁目166	市	史	切畑群集墳1号墳	S51. 3. 30
素盞鳴神社	長谷字道谷4	県	建	素盞鳴神社本殿	S52. 3. 29
普光寺	長谷字門畑2-5	県	建	宝篋印塔	S51. 3. 23
個人	中山荘園	県	考	四区画袈裟襴文銅鐸2口	S53. 3. 17
八王子神社	中筋6-8-2	市	考	一尊種子板碑	S45. 11. 3
普門寺	境野字井手7	市	彫	木造不動明王坐像	S48. 11. 3
皇大神社	小浜5丁目96	市	考	制札	〃
八坂神社	平井2丁目346	市	建	八坂神社本殿 付棟札1枚	S51. 3. 30
妙玄寺	中筋5丁目8	市	天	センダン	S51. 11. 15
松尾神社	山本東1-9-1	市	建	松尾神社本殿	S57. 3. 5
天満神社	山本西1-5-33	市	建	天満神社本殿	〃
山本自治会	山本台1丁目164	市	彫	木造十一面観音立像	S51. 11. 15
八幡神社	中筋2-6-3	国	建	八幡神社本殿 付棟札2枚	S55. 12. 18
伊和志津神社	伊子志1-4-3	市	建	伊和志津神社本殿	S56. 3. 6
素盞鳴神社	高司2丁目160	県	建	素盞鳴神社本殿付相殿2棟	S61. 3. 25
満願寺	切畑字長尾山5-470	市	天	自然林	S56. 3. 6
阿弥陀寺	大原野字上良7	市	天	タラヨウ	S54. 3. 30
大原野北村組	大原野字堂坂1	市	彫	木造大日如来坐像	S48. 3. 30
大原野上村組	大原野字高ヶ内49	市	建	宝篋印塔	S53. 3. 20
個人	大原野字上西	市	建	阿弥陀石龕	S59. 3. 30
波豆自治会	波豆字岡ノ尾	市	考	地藏石龕	S46. 11. 3
個人	下佐曾利字西川	市	天	カヤ	S48. 3. 30
個人	平井山荘198-2	市	史	平井古墳群B支群39, 40, 41, 45, 46号墳	S55. 3. 10
個人	安倉南4-13-12	市	歴	寛文八年紀年銘道標	S61. 3. 7
学校法人 関西女子学園	切畑字長尾山2番1658	市	彫	地藏石仏	H元. 6. 5
宝山寺	大原野字堂坂53	市	民	ケトロン祭	S51. 11. 15
素盞鳴命神社	大原野字南宮2	市	天	社叢	S48. 11. 3
大原野自治会	大原野字北宮3-2	市	建	大堂	S53. 3. 20
		市	建	宝篋印塔	S51. 11. 15
兵庫県 他	波豆字下山1-1他	県	天	丸山湿原群	H27. 3. 10
個人 他	清荒神1丁目2-18	市	歴	近世絵図	H27. 11. 5

第6部 個別対策項目別関係資料

個人	市外	国	書	紙本墨書仲文書残卷	S13. 7. 4
西谷ちまき保存会	大原野字炭屋1番1	市	民	西谷地区のちまきの食文化	R2. 3. 26
宝塚市	中筋山手4-169	市	史	中筋山手東2号墳	S51. 3. 30
宝塚市	中山荘園12-6 他	国	史	中山荘園古墳	H11. 1. 28
	大原野字松尾1 宝塚自然の家内	県	民	旧東家住宅	S53. 3. 17
		市	天	松尾湿原	S53. 3. 20
	売布きよしガ丘10	市	史	旧清遺跡金堂跡	S46. 11. 3
	東洋町1-1	市	考	旧清遺跡出土遺物	S60. 3. 30
	仁川高丸3-1-64	市	史	五ヶ山4号墳	S51. 3. 30
	中筋山手2-8	市	史	中筋山手古墳群1号墳	S62. 3. 30
宝塚市	米谷1-8-25	市	建	旧和田正宣家住宅	H 8. 4. 25
	山手台東1丁目4-424	市	史	長尾山古墳	H22. 2. 24

建＝建造物 絵＝絵画 彫＝彫刻 工＝工芸 書＝書跡 考＝考古資料
 民＝民俗文化財 史＝史跡 天＝天然記念物 歴＝歴史資料

(2) 国登録有形文化財一覧表

(令和4年4月1日現在)

所有者	名称	所在地	登録年月日
学校法人聖心女子学院	小林聖心女子学院本館	塔の町125	H11. 6. 7
宝塚市	山田家住宅 主屋	南口2-12-37	〃
個人	正司家住宅洋館	雲雀丘2丁目	H17. 11. 10
個人	正司家住宅和館	雲雀丘2丁目	H17. 11. 10
宝塚市	宝塚市立中央図書館 桜ガ丘資料室（旧松本安弘邸）主屋	桜ガ丘3-45	H17. 11. 10
個人	高添家住宅洋館・和館・土蔵・木土門	雲雀丘山手1丁目	H28. 11. 29
個人	栗原家住宅 主屋	雲雀丘1丁目	H31. 3. 29
個人	日下家住宅 主屋	雲雀丘1丁目	〃
個人	〃 表門	〃	〃
個人	〃 中門	〃	〃
個人	〃 東門	〃	〃
個人	石田家住宅主屋	雲雀丘2丁目	R1.9.10
個人	〃 屋敷門	〃	〃
公財団益法人東洋食品研究所	旧高碕家住宅主屋（高碕記念館）	雲雀丘1丁目	R1.12.5

(3) 県登録有形文化財一覧表

(H29. 5. 1 現在)

所有者	名称	所在地	登録年月日
皇大神社	皇大神社本殿	小浜5-4-4	H18. 12. 22
宝塚市	市内出土有茎尖頭器	東洋町1丁目1番	
	市内出土の銅鏡	東洋町1丁目1番	

文化庁・宝塚市	堂坂遺跡出土物	東洋町1丁目1番	

6-9-3 学校長等の災害発生初期の緊急措置

1 避難所等の設置に伴う学校としての協力

(1) 避難所等の開設に関する協力

学校長若しくは当日居合せた学校教職員は、被災した地域等からの避難者があった場合は、速やかに体育館等安全かつ大きなスペースのとれる場所に誘導し、市本部（災対教育部本部員）若しくは最寄りの消防署にその旨連絡し、避難所等の運営担当職員の派遣を求める。

(2) 避難所等の運営に関する協力

学校長は、市の避難所等の運営担当職員若しくはその他の市職員が到着するまでの間、学校教職員を避難所等の運営に従事協力させる。

(3) その他留意すべき事項

- ア 学校長若しくは当日居合せた教職員は、被災者に対する初期応対に際しては被災直後の精神的打撃や混乱状態にあることを念頭に置き接するよう努める。
- （事例）
- （ア） 施設してある施設について、被災者がガラスを破る等により開場し、すでに体育館等に入ったような場合には、勝手に侵入したことをとがめるのではなく、穏やかな声で「到着が遅れて申し訳ありません。皆様ご無事で何よりでした。学校は皆様の安全を守ることを第一に考えております。こわれたガラスは、このままでは寒いでしょうから応急的に穴をふさいだりする必要があります。後ほど皆様にお手伝いをお願いすることになると思いますが市職員の方共々避難所の運営に当たりますのでよろしくご協力下さい」などと言う。
- （イ） 避難所等の開設直後については、校内放送の使用を一時控える。少し精神的に落ち着いた状態になってからにするよう配慮する。
- イ 高齢者、障碍（がい）者、病弱者、乳幼児その他不自由な避難所生活に不適当な市民の所在を最優先で把握し、速やかに「スペース」の確保、福祉避難所への移送その他必要な措置を講ずることができるよう努める。
- ウ 避難所等の運営は、学校教職員・市職員だけでは困難であることを念頭に置き、あらゆる局面で自主防災組織、PTA（育友会）その他被災した市民の協力を得ることとし、「被災者はお世話されるだけの人」、「市職員、学校教職員及びボランティアはお世話する人」といった関係を作らないよう努める。

2 その他救援対策活動拠点施設設置に関する協力

市地域防災計画に定める救援対策活動拠点設置予定校は、あらかじめ定めるところに基づき、施設・設備等を提供するとともに、児童・生徒等及び被災者に対して、その旨を周知徹底する。

※ 参照 ⇒ 災害時における救援対策活動拠点設置予定校一覧（資料・様式編3-3）

3 学校施設の被災状況の把握等

学校長若しくは当日居合せた学校教職員は、地震その他の災害発生によりその必要があると認めた場合は、直ちに学校施設の被災状況を調査し、校内被災箇所・危険箇所を把握し、可能な範囲における応急修理、立入禁止措置その他必要な措置を講ずる。また、設備の被害状況と併せて、市本部（災対教育部本部員）若しくは最寄りの消防署に報告し、修理・代替設備の供給その他必要な措置を講ずるよう要請する。

※ 参照 ⇒ 本編第3部第4章6節「建築物の震後対策」

4 児童・生徒・教職員の安全確保若しくは安否の確認等

(1) 在校時間中に災害が発生した場合

学校長は、在校時間中に地震その他の災害が発生し、その必要があると認めた場合は、在籍の児童・生徒・保護者・教職員の安否を確認・把握するとともに、市本部（災対災対教育部）若しくは最寄りの消防署に対し被害の有無等について連絡する。また、災害の状況により、児童・生徒を下校させることが危険であると認める場合は校内にいったん保護し、極力保護者への連絡に努める。この場合、災対教育部本部員にその旨報告する。通学路の安全と被災状況が軽微であると確認された場合は、市本部（災対災対教育部）と連絡の上、保護者への引き取りの連絡、教職員の引率による集団下校その他の臨時下校等適切な措置をとる。また、教育委員会や関係機関との協議の上、臨時休業日の設定を行う。

なお、学校においては、あらかじめ保護者との連絡手段について、電話連絡網だけではなく、メーリングリスト、情報伝言ダイヤルの活用等、様々な方法についてあらかじめ調整しておくことが必要である。

(2) 夜間・休日等に災害が発生した場合

夜間・休日等に災害が発生した場合は、教育委員会や関係機関と協議の上必要に応じて、直近登校予定日の休業措置をとる。

各教職員は、学校所在地域に震度6弱以上の地震が発生したことを知った場合には、自主的かつ速やかに所属の学校に参集し、児童・生徒及び保護者の安否確認を行う。

(3) 安否の確認等

児童・生徒・保護者・教職員の安否の確認については、おおむね以下のとおり行う。

ア 安否及び所在地の主な確認ルート

- (ア) 学校（教職員）の調査に基づく報告
- (イ) 災対教育部特別調査班の現認に基づく報告
- (ウ) PTA（育友会）・自主防災組織その他による調査に基づく報告
- (エ) その他防災関係機関による調査に基づく報告

イ 「安否不明リスト」作成上の留意点

- (ア) 学校単位
- (イ) 必要となる対策の種別・規模を把握するために必要な状況項目別
- ※ 保護者の存否、親類・知人その他保護者に準ずる者の存否、障害(がい)の有無等

6-9-4 学校長等の避難所等の開設期間中に必要な措置

1 学校再開までの応急的教育活動

避難所等及び校区内在宅児童・生徒等の、避難所等の開設期間中の応急的教育活動と「教育的ケア」対策に関しては、おおむね以下のとおり行う。

(1) 措置のあらまし

- ア 校庭若しくは未使用の教室その他避難所等内の適当なスペースを確保し「避難所等内教室」として行う。
- イ 教材の有無にこだわることなく、また、屋外内にこだわることなく行う。
- ウ 時間枠は、午前中若しくは午後の数時間とする。
- エ 学校における生活秩序を徐々に回復し、学校再開後の応急教育体制にスムーズに移行させることにポイントをおく。

(2) その他留意事項

- ア 避難所等に入所する被災者・家族に対する事前、事後の「広報活動」(※)を十分に行う。
 - イ 「こころのケア」対策に関する、専門家のアドバイスを得ながら行うよう努める。
- ※「広報たからづか」誌面や各避難所等作成の掲示・ビラ等による事前・事後の広報活動に加え、「教室」実施予定スペース付近周辺の入所者や被災者との「よい相互関係を保つための活動」全般を行うよう努める。

2 「疎開児童・生徒」リストの作成

学校長は、保護者からの届出、学校教職員による「家庭訪問」等により把握した限りにおける、「疎開児童・生徒」リストを作成する。これにより「疎開先」に対する照会や児童・生徒への連絡を行う。

3 学校再開及び応急教育計画の検討並びに準備

(1) 施設の確保

学校長は、学校施設の被害状況並びに避難所等の現状等に関する調査を実施し、責任担当部長に報告する。

(2) 応急教育対策実施要員の確保

学校長は、出勤可能な職員の人数に基づき、被災した教職員の補充及び交代要員の科目別必要数を算定し、責任担当部長に必要な措置を講ずるよう要請する。

4 避難所等の運営に関する協力

学校長は、避難所等の開設期間中において、責任担当部長が必要と認める場合は、学校運営に支障のない限りにおいて、避難所等の運営に協力する。

第6部 個別対策項目別関係資料

6-9-5 応急教育内容

応急教育における指導内容、教育内容については、その都度状況に応じて、学校長が市（責任担当部長）と協議し決定するが、初期においては、おおむね以下のとおり行う。

(1) 生活に関する指導内容

健康・衛生に関する指導	その他の生活指導等
ア 飲み水、食物、手洗等の飲食関係の衛生指導 イ 衣類、寝具の衛生指導 ウ 住居、便所等の衛生指導 エ 入浴その他身体の衛生指導 オ 家族の一員としての役割の指導	ア 自分自身や自分を取り巻く周囲に対する信頼感の回復を図る。 イ 災害時の困難な場面に対応するための具体的な技術の習得を図る。 例えば、食事の作り方、安全な登下校の仕方、また、トイレの掃除、壁新聞の作成等具体的にできる仕事をさせることを通じて、事態の認識と復興の意欲を増すよう促す。 ウ 児童・生徒相互の助け合いと協力の精神を育て、集団生活の積極的な指導の場とする。

(2) 学習に関する教育内容

ア 容易に入手できるものを教材、資料とする（例えば、新聞・ラジオ等）。 イ 災害に関する自然科学的・社会科学的知識の習得を図る（日常の学習を基礎に新たな知識を）。 ウ 健康指導、生活指導、安全教育に直接、間接に関係する科目、例えば、体育・理科・衛生等をカリキュラムのひとつとする。 エ 教科書の給付が可能になった時点で、平常時教育計画への移行を行う。

6-9-6 児童・生徒の「こころのケア」対策上のポイント

(1) 災害ストレスのサイン

子どもたちの中には、地震後、何らかの形で「災害ストレスのサイン」を出している場合がある。一番多いサインは、「眠れなくなる」ことである。その他「地震ごっこ」などの遊びの形で表れるものや、「赤ちゃん化」と総称されるものなどがある。いずれの場合も「災害ストレスのサイン」として、見逃さないこと、そしてむやみに否定的な態度を取ることなく、しっかり受け止めることが大切である。以下には、代表的なものを示す。

- ア 指をしゃぶるようになる。
- イ 親や教師にまわりつくようになる（べたつき）。
- ウ 食欲がなくなる。
- エ おねしょや便をもらすようになる。
- オ ちょっとしたことに泣くようになる。
- カ うまくしゃべれなくなる。
- キ 暗い所を怖がるようになる。
- ク 仲間からひきこもりがちになる。
- ケ 眠れなくなる。
- コ イライラする。
- サ 悪夢を見てうなされるようになる。
- シ 一人になるのを嫌がる。
- ス 何事にもおどおどする。
- セ 胃の調子が悪くなる。
- ソ 頭痛や腹痛を訴えるようになる。
- タ 学校の勉強を一生懸命やらなくなる。

(2) こころのケアのための教職員の援助の仕方

「こころのケア」とは、「地震体験をしたことが意識の底におさまっているのを、いい形で児童・生徒のこころの底に整理されるように援助する」ことであるという。そこで、以下には、「こころのケアのための教職員の援助の仕方」の原則について示す。

- ア 子どもと向かい合い、話の途中で切ることなく、最後まで聴く。
- イ 子どもの話を心から共感して聴く。
- ウ 「がんばろう」・「がんばれ」は禁句
- エ 子どもの話に「なぜ」「どうして」など質問せず、話に広がりを持たせるように相槌を打つ。
- オ まずは、子どもの言う通り、する通りに応じる。
- カ 教師がモデルを示す。
- キ 子どもと被災体験を共有化する。
- ク 専門家に相談する。

6-10 その他生活救援対策全般及び財源確保に関する事項

6-10-1 災害救助基準

災害救助法の適用

1 災害救助実施責任機関

(1) 知事の行う救助

① 災害救助法が適用された場合、災害救助法で定める救助の実施は、国の責任において県知事が当ることとされている。したがって、この救助計画のうち災害救助法に基づく救助の部分については、市長が知事の権限に属する事務の一部を委任され、また知事を補助して行うものである。

② ただし、災害の事態が切迫して、災害救助法に基づく知事による救助の実施を持つことができない時は、市長において、自ら救助に着手するものとする。

(2) 市長の行う救助

上記①により、知事の権限に属する事務の一部を委任、又は補助として行う救助のほか、災害救助法が適用された場合にあっては、その定める範囲外のもの及び災害救助法が適用されない小災害時の災害救助については、市（市長）の責任において実施されるものである。

2 令和7年度災害救助基準

令和7年11月1日現在

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれの者を供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 360円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金、職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 おおむね10人の対象者に1人の生活に関する相談等に当たる職員等の配置経費、高齢者、障害者等に配慮した簡易洋式トイレ等の器物の費用、日常生活上の支援を行うために必要な消耗品器材費など

第6部 個別対策項目別関係資料

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
				を加算できる。 3 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流出した者であって、自らの資力では住宅を確保できない者	1 規格 1戸当たり (建設型応急住宅) 応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて設定 (賃貸型応急住宅) 世帯の人数に応じて、建設型仮設住宅に準じて設定 2 限度額 1戸当たり (賃貸型応急住宅) 7,089,000円以内 (賃貸型応急住宅) 地域の実情に応じた額 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置する場合は集会施設を、50戸未満の場合は、その戸数に応じた小規模な施設を設置できる(規模、費用は別に定めるところによる。)	(建設型応急住宅) 災害発生の日から20日以内着工 (賃貸型応急住宅) 災害発生の日から速やかに供与	1 建設型応急住宅の場合における限度額は、平均1戸当たり7,089,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高2年以内
炊き出しその他による食品の供給	1 避難所に避難している者 2 住家に被害を受け、又は災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,390円以内	災害発生の日から7日以内	。 (1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)		災害発生の日から7日以内	

第6部 個別対策項目別関係資料

救助の種類	対 象	費用の限度額		期 間		備 考			
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流出、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏期（４月～９月）冬期（１０月～３月）の季別は災害の発生の日をもって決定する。		災害発生の日から１０日以内		1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること			
		2 下記金額の範囲内							
		区 分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごとに加算
		全壊 全流出	夏	20,300	26,100	38,700	46,200	58,500	8,500
			冬	33,700	43,500	60,600	70,900	89,300	12,300
		半壊 半焼 床上浸水	夏	6,700	8,900	13,400	16,300	20,500	2,900
			冬	10,700	14,000	19,900	23,600	29,800	3,900
		医 療	医療の途を失った者 （応急的処置）	1 救護班・・・使用した薬剤、治療材料、医療器具等破損の実費 2 病院又は診療所・・・国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内		災害発生の日から１４日以内		患者等の移送費は、別途計上	
		助 産	災害発生の日以前又は以後７日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の１００分の８０以内の額		災害発生の日から７日以内		妊婦等の移送費は、別途計上	

第6部 個別対策項目別関係資料

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者を捜索し、又は救出する者	舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日（72時間）以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
福祉サービスの提供	現に被害を受け、避難生活において配慮を必要とする災害時要配慮者（高齢者、障害者、子ども、妊産婦その他の者）	1 消耗器材費、器物の使用謝金、借上費もしくは購入費 2 福祉避難所の設置については、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費もしくは購入費、光熱水費、仮設便所等の設置費	災害発生の日から7日以内	
住宅の応急修理（住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理）	住家が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、 1 世帯当たり 53,900 円以内	災害発生の日から10日以内に完了	大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊相当の住家が対象（全壊は、修理することが可能な場合のみ）
住宅の応急修理（日常生活に必要な最小限の部分の修理）	1 住家が半壊（焼）し、自らの資力では応急修理をすることができない者、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊（焼）（いわゆる大規模半壊）した者 2 住家が半壊に準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では、応急修理をすることができない者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対して、 1 世帯当たり ①大規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 739,000 円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷（準半壊）により被害を受けた世帯 358,000 円以内	災害発生の日から3ヶ月以内に完了（ただし、国の災害対策本部が設置された場合は、災害発生日から6カ月以内に完了）	住宅の応急修理は、応急仮設住宅に入居することなく、自宅で日常生活を継続できるようにする制度のため、特別な事情がある場合を除き、応急仮設住宅と住宅の応急修理の併給は原則不可

第6部 個別対策項目別関係資料

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
学用品の給与	住家の全壊（焼）、流出、半壊（焼）又は床上浸水による喪失又は損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書、正規の教材は実費 2 文房具、通学用品及びその他の学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 5,500円以内 中学校生徒 5,800円以内 高等学校等生徒6,300円以内	災害発生の日から1ヶ月以内 （文房具、通学用品及びその他の学用品） 15日以内	
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12歳以上） 232,200円以内 小人（12歳未満） 185,700円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死 体 の 捜 索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者を捜索するもの	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死 体 の 処 理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、縫合、消毒等） 1 体当たり3,700円以内 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1 体当たり 5,900円以内 検 案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	半壊（焼）又は床上浸水した住家であって、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で一時的に居住できない状態にあり、自力では当該障害物を除去できない者	1 世帯当たり 143,900円以内	災害発生の日から10日以内	

第6部 個別対策項目別関係資料

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理得 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実 費 弁 償	災害救助法施行例第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※ この基準によつては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

- (1) 家屋の全壊、流失等により住家を失った世帯（以下「被災世帯」という）の数が次の表に掲げる市町村の人口に応じ、定める数以上に達した時に適用される。

市 町 村 の 人 口		被害世帯数
	5,000 人未満	30 世帯
5,000 人以上	15,000 人未満	40 世帯
15,000 人以上	30,000 人未満	50 世帯
30,000 人以上	50,000 人未満	60 世帯
50,000 人以上	100,000 人未満	80 世帯
100,000 人以上	300,000 人未満	100 世帯
300,000 人以上		150 世帯

- (2) 被害が全県にわたり、かつ、県内の被害世帯の数が 2,500 以上に達する場合において、市町村の被害世帯の数が前号に規定する数に達しないが、次の表に掲げる市町村の人口に応じ、定める数以上に達するときは適用される。

市 町 村 の 人 口		被害世帯数
	5,000 人未満	15 世帯
5,000 人以上	15,000 人未満	20 世帯
15,000 人以上	30,000 人未満	25 世帯
30,000 人以上	50,000 人未満	30 世帯
50,000 人以上	100,000 人未満	40 世帯
100,000 人以上	300,000 人未満	50 世帯
300,000 人以上		75 世帯

第6部 個別対策項目別関係資料

- (3) 被害が全県にわたり、かつ、県内の被害世帯の数が 12,000 以上に達する場合において、市町村の被害の数が前2号に規定する数に達しないが、市町村の被害の状況が特に救助を実施する必要があると認められた場合には災害救助法が適用されることがある。

備 考

- 1 人口は官報で公示された最近の国勢調査、又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口とする。ただし、合併等があった場合は人口は、県知事の告示した人口による。
- 2 被害世帯の適用基準は、全壊（焼）。流失を1世帯とし、半壊（焼）のときは2世帯、床上浸水のときは3世帯をもって住家の滅失した1世帯とみなす。

宝塚市被災者救援措置規則

昭和41年3月31日

規則第10号

注 昭和57年3月31日規則第27号から条文注記入る。

(目的)

第1条 この規則は、火災及び風水害等自然災害により被災した市民に対し、応急的に必要な救援を行うことを目的とする。

(救援の種類)

第2条 前条の救援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 収容施設の供与
- (2) 炊出しその他の方法による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 被災者の救出
- (5) 見舞金及び死亡弔慰金の給与
- (6) 前各号に規定するもののほか、市長が必要があると認めるもの

2 市長は、前項第1号から第4号まで及び第6号の救援のいずれを実施するかを決定するに当たっては、被災の程度及び被災者の状況に応じ、その都度決定するものとする。ただし、前項各号の救援のいずれも実施することを決定するに当たっては、おおむね10世帯以上の者が被災した場合を基準として決定するものとする。

3 第1項第1号から第4号まで及び第6号の救援の程度、方法及び期間等については、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）により兵庫県知事が定める災害救助に関する手続等を定める規則（昭和38年兵庫県規則第58号）を準用する。

(見舞金及び死亡弔慰金の支給)

第3条 前条第1項第5号の見舞金及び死亡弔慰金は、次の区分による。ただし、自己又は家族の故意によるもの及び事業場におけるものについては適用しない。

(1) 人的被害

ア 死亡者 50,000円

イ 重傷者（おおむね1月以上の治療を要すると認められる者） 20,000円

(2) 住家被害（市内にある住家の被害に限る。）

ア 全壊家屋（全焼、流失を含む。破損70パーセント以上） 50,000円

イ 半壊家屋（半焼を含む。破損20パーセント以上70パーセント未満） 20,000円

0円

ウ 床上浸水 10,000円

- 2 見舞金及び死亡弔慰金の支給は、市長が必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、現品を支給してこれを行うことができる。

(見舞金及び死亡弔慰金の支給対象者)

第4条 見舞金は、次に掲げる者に対し支給する。

- (1) 火災及び風水害等自然災害により重傷を負った者
- (2) 火災及び風水害等自然災害により被害を受けた市内にある住家に居住していた世帯の世帯主又はこれに準ずる者

- 2 死亡弔慰金は、死亡者の遺族に対し支給する。

(遺族の範囲)

第5条 前条第2項の規定により死亡弔慰金を支給する遺族は、死亡者と生計を一にしていた遺族で、その範囲及び順位は、次に掲げるとおりとする。ただし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

- (1) 配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含み、離婚の届出をしていないが事実上離婚したと同様の事情にあった者を除く。）
- (2) 子
- (3) 父母
- (4) 孫
- (5) 祖父母

- 2 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により前項の規定によりがたいときは、同項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。

- 3 前2項の場合において、同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は全員に対しなされたものとみなす。

(適用除外)

第6条 この規則は、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた災害については適用しない。

- 2 宝塚市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和57年条例第76号）による災害弔慰金が支給されたときは、この規則による死亡弔慰金は支給しない。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和41年2月1日から適用する。
- 2 宝塚市罹災者救援措置要綱（昭和35年9月8日）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第3条第1項の規定は、平成30年4月1日以後に被災した市民に係る見舞金について適用し、同日前に被災した市民に係る見舞金については、なお従前の例による。

6-10-3 宝塚市災害弔慰金の支給等に関する条例

6-10-3-1 宝塚市災害弔慰金の支給等に関する条例

宝塚市災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和57年12月25日

条例第76号

注 昭和62年6月17日条例第28号から条文注記入る。

改正 昭和62年6月17日条例第28号

平成4年5月18日条例第37号

平成23年12月28日条例第30号

令和元年7月1日条例第2号

令和元年12月27日条例第23号

令和2年3月31日条例第6号

令和2年7月1日条例第29号

宝塚市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例（昭和49年条例第28号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 災害弔慰金の支給（第3条—第8条）

第3章 災害障害見舞金の支給（第9条—第11条）

第4章 災害援護資金の貸付け（第12条—第16条）

第5章 宝塚市災害弔慰金等支給審査委員会（第17条）

第6章 雑則（第18条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に基づき、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい^{がたい}障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

（令2条例6・一部改正）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により被害が生じることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、宝塚市（以下「市」という。）の区域内に住所を有した者をいう。

第2章 災害弔慰金の支給

（災害弔慰金の支給）

第3条 市は、市民が令第1条に規定する災害（以下この章及び次章において「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

（災害弔慰金を支給する遺族）

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げる順序とする。

- (1) 死亡者の死亡時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

- (3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹とする。

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

（平23条例30・一部改正）

（災害弔慰金の額）

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

（平4条例37・一部改正）

（死亡の推定）

第6条 災害の際現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

（支給の制限）

第7条 災害弔慰金は、次の各号の一に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合

第6部 個別対策項目別関係資料

(2) 令第2条に規定する場合

(支給の手続)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

（令2条例6・一部改正）

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

（平4条例37・令2条例6・一部改正）

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付け限度額は、別表の左欄に掲げる災害による当該世帯の被害の種類及び程度の区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる額とする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年（令第7条第2項括弧書の場合は、5年）とする。

(連帯保証人)

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、連帯保証人を立てることができる。

2 前項の連帯保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その連帯保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

（令元条例2・全改）

(利率)

第15条 災害援護資金は、前条第1項の規定により連帯保証人を立てる場合にあっては無利子とし、連帯保証人を立てない場合にあっては据置期間中は無利子、据置期間経過後は延滞の場合を除きその利率を年1パーセントとする。

（令元条例2・追加）

(償還等)

第16条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、資金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還金の支払猶予、償還免除、一時償還及び違約金並びに収入又は資産の状況の報告徴収等については、法第13条、第14条第1項、第16条及び附則第2条第1項並びに令第8条、第9条、第12条及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成31年政令第16号）附則第3項の規定によるものとする。

（令元条例2・旧第15条繰下・一部改正、令元条例23・一部改正）

第5章 宝塚市災害弔慰金等支給審査委員会

（令2条例29・追加）

第17条 法第18条の規定に基づき、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項について調査審議するため、市長の附属機関として宝塚市災害弔慰金等支給審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、委員5人以内をもって組織し、医療機関の医師、知識経験者又は市長が適当と認める者及び関係行政機関の職員のうちから、市長が委嘱する。

3 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

4 前2項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（令2条例29・追加）

第6章 雑則

（令2条例29・旧第5章繰下）

（委任）

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（令元条例2・旧第16条繰下、令2条例29・旧第17条繰下）

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第9条、第10条及び第11条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給から適用する。

（経過措置）

2 この条例の施行前に生じた災害による災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（昭和62年条例第28号）

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の宝塚市災害弔慰金の支給等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表の規定は、昭和61年7月10日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けから適用する。

（災害援護資金の内払）

2 改正前の宝塚市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定に基づいて、昭和61年7月10日からこの条例の施行の日の前日までの間に貸付けた災害援護資金は、改正後の条例の規定による災害援護資金の内払とみなす。

附 則（平成4年条例第37号）

（施行期日）

第6部 個別対策項目別関係資料

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用)

- 2 改正後の宝塚市災害弔慰金の支給等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第5条の規定は平成3年6月3日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の条例第10条の規定は当該災害により負傷し、又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の条例別表の規定は平成3年5月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

(災害弔慰金等の内払)

- 3 改正前の宝塚市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定に基づいて、平成3年6月3日からこの条例の施行の日の前日の間に生じた災害により死亡した市民の遺族に対して支給した災害弔慰金、当該災害により負傷し、又は疾病にかかった市民に対して支給した災害障害見舞金及び平成3年5月26日からこの条例の施行の日の前日の間に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付けた災害援護資金は、改正後の条例の規定による災害弔慰金、災害障害見舞金及び災害援護資金の内払とみなす。

附 則（平成23年条例第30号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した市民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

附 則（令和元年条例第2号）

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の宝塚市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、平成31年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の第14条及び第15条の規定は、適用日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（令和元年条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第13条関係）

(昭62条例28・平4条例37・一部改正)

被害の種類及び程度の区分		額
(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）がある場合	ア 家財についての被害金額が、その家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合	150万円
	イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合	250万円
	ウ 住居が半壊した場合	270万円
	エ 住居が全壊した場合	350万円
(2) 世帯主の負傷がない場合	ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合	150万円
	イ 住居が半壊した場合	170万円
	ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。）	250万円
	エ 住居の全体が滅失した場合	350万円

備考 本表第1号ウ又は第2号イ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

6-10-3-2 宝塚市災害弔慰金の支給等に関する規則

宝塚市災害弔慰金の支給等に関する規則

昭和57年12月25日

規則第84号

注 平成7年9月27日規則第43号から注記入る。

改正 平成7年9月27日規則第43号

平成18年3月31日規則第12号

令和元年7月1日規則第3号

(題名改称)

令和元年12月27日規則第17号

令和2年3月31日規則第17号

令和2年7月1日規則第41号

宝塚市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例施行規則（昭和49年規則第27号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 災害弔慰金の支給（第2条・第3条）

第3章 災害障害見舞金の支給（第4条・第5条）

第4章 災害援護資金の貸付け（第6条—第15条）

第5章 宝塚市災害弔慰金等支給審査委員会（第16条—第22条）

第6章 雑則（第23条・第24条）

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）及び宝塚市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和57年条例第76号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(令元規則3・一部改正)

第2章 災害弔慰金の支給

(支給の手続)

第2条 市長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上、災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名、性別及び生年月日
- (2) 死亡（行方不明を含む。）の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項

- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める事項
(必要書類の提出)

第3条 市長は、宝塚市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書^がを提出させるものとする。

- 2 市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第3章 災害障害見舞金の支給

(支給の手続)

第4条 市長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別及び生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める事項

(令2規則17・一部改正)

(必要書類の提出)

第5条 市長は、宝塚市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった市民に対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書^がを提出させるものとする。

- 2 市長は、障害者に対し、法別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書を提出させるものとする。

(令2規則17・一部改正)

第4章 災害援護資金の貸付け

(借入れの申込み)

第6条 条例第12条の規定により災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、資金借入申込書に、次に掲げる書類を添えて、被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込者にあつては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
- (2) 被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあつては、前々年とする。以下この号において同じ。）における当該世帯の前年の所得に関する証明書
- (3) その他市長が必要であると認めた書類

- 2 市長は、前項第2号に規定する当該世帯の前年の所得を借入申込者の同意に基づき公簿等によって確認することができるときは、同号に規定する書類を省略させることができる。

(令元規則3・一部改正)

(調査)

第7条 市長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかに、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(令元規則3・一部改正)

(貸付けの決定)

第8条 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨の決定をしたときは、資金貸付決定通知書を借入申込者に交付するものとする。

2 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付けない旨の決定をしたときは、資金貸付不承認決定通知書を借入申込者に交付するものとする。

(令元規則3・一部改正)

(借用書の提出)

第9条 前条第1項の規定により資金貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに資金借用書(連帯保証人を立てる場合にあつては、連帯保証人の連署した資金借用書)に、本人の印鑑証明書(連帯保証人を立てる場合にあつては、本人及び連帯保証人の印鑑証明書)を添えて市長に提出しなければならない。

(令元規則3・一部改正)

(資金の交付)

第10条 市長は、前条の借用書と引換えに資金を交付するものとする。

(繰上償還の申出)

第11条 令第7条第4項ただし書の規定により繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書を市長に提出しなければならない。

(令元規則3・一部改正)

(償還金の支払猶予)

第12条 資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)は、法第13条第1項の規定により償還金の支払猶予を申請しようとするときは、償還金支払猶予申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、支払猶予を認める旨の決定をしたときは、支払猶予承認通知書を当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書を当該借受人に交付するものとする。

4 前3項の規定にかかわらず、借受人が行方不明等により償還金の支払猶予を申請できない場合は、市長は職権によりこれを猶予することができるものとする。

(平18規則12・令元規則3・令元規則17・一部改正)

(違約金の支払免除)

第13条 借受人は、令第9条ただし書の規定により違約金の支払免除を申請しようとするときは、違約金支払免除申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、違約金の支払免除を認める旨の決定をしたときは、違約金支払免除承認通知書を当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、違約金の支払免除を認めない旨の決定をしたときは、違約金支払免除不承認通知書を当該借受人に交付するものとする。

(令元規則3・一部改正)

(償還免除)

第14条 法第14条第1項又は附則第2条第1項の規定により資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請者」という。)は、資金償還免除申請書を

市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。
 - (1) 借受人の死亡を証する書類
 - (2) 借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて資金を償還することができなくなったことを証する書類
 - (3) 借受人が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたことを証する書類
 - (4) 借受人が災害弔慰金の支給等に関する法律の規定に基づく災害援護資金の償還免除に関する内閣府令（令和元年内閣府令第2号）第1条に規定する基準に該当することを証する書類
- 3 市長は、償還の免除を認める旨の決定をしたときは、資金償還免除承認通知書を当該償還免除申請者に交付するものとする。
- 4 市長は、償還の免除を認めない旨の決定をしたときは、資金償還免除不承認通知書を当該償還免除申請者に交付するものとする。
- 5 第1項から第3項までの規定にかかわらず、償還の免除を申請すべき者がいない場合は、市長は職権によりこれを免除することができるものとする。

（平18規則12・令元規則3・令元規則17・令2規則17・一部改正）

（氏名又は住所の変更届等）

第15条 借受人又は連帯保証人について、氏名又は住所の変更等資金借用書に記載した事項に異動が生じたときは、借受人は、速やかに市長に氏名等変更届を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は連帯保証人が代わって提出するものとする。

（令元規則3・一部改正）

第5章 宝塚市災害弔慰金等支給審査委員会

（令2規則41・追加）

（所掌事務）

第16条 宝塚市災害弔慰金等支給審査委員会（以下「委員会」という。）は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申するものとする。

- (1) 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に係る死亡又は障害と自然災害との因果関係の判定に関すること。
- (2) 前号の判定に係る基準の検討に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関し必要な事項

（令2規則41・追加）

（委員）

第17条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 医療機関の医師 2人以内
- (2) 知識経験者又は市長が適当と認める者 2人以内
- (3) 関係行政機関の職員 1人

2 市長は、委員が欠けたときは、その補欠委員を委嘱しなければならない。

3 委員の任期は、委嘱の日から最終答申を提出する日までとし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（令2規則41・追加）

第6部 個別対策項目別関係資料

(委員長)

第18条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(令2規則41・追加)

(会議)

第19条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席議員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

4 委員会の会議は、非公開とする。

(令2規則41・追加)

(意見又は説明の聴取)

第20条 委員会は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(令2規則41・追加)

(庶務)

第21条 委員会の庶務は、せいかつ支援課で行う。

(令2規則41・追加)

(委任)

第22条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

(令2規則41・追加)

第6章 雑則

(令2規則41・旧第5章繰下)

(様式)

第23条 この規則に定める申請書等の様式は、主管課長が定める。

(令2規則41・旧第16条繰下)

(施行の細目)

第24条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

(令2規則41・旧第17条繰下)

附 則 (平成7年規則第43号)

この規則は、平成7年10月2日から施行する。

附 則 (平成18年規則第12号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年規則第3号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の宝塚市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の規定により災害援護資金の貸付けを受けた者に係る第15条の規定に適用については、

同条中「連帯保証人」とあるのは「保証人」とする。

附 則（令和元年規則第17号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年規則第17号）抄

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年規則第41号）

この規則は、公布の日から施行する。

第6部 個別対策項目別関係資料

6-10-3-3 宝塚市条例に基づく災害弔慰金等の支給内容

種別	対象となる災害 (自然災害)	根拠法令	支給対象者	支給限度額	支給の制限
災害弔慰金	(ア) 宝塚市において5世帯以上の住家が滅失した災害 (イ) 上記と同程度以上の災害	(ア) 災害弔慰金の支給等に関する法律 (イ) 実施主体等 ①実施主体 市 ②経費負担 国1/2 県1/4 市1/4	死亡者の配偶者、子、父、母、孫又は祖父母 いずれも存在しない場合は兄弟姉妹	死亡者1人につき主たる生計維持者の場合500万円 それ以外の場合250万円	(ア) 当該死亡者の死亡がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合 (イ) 法律施行令(昭和48年政令第374号)第2条に規定する内閣総理大臣が定める支給金が支給された場合
災害障害見舞金	として内閣総理大臣が定めるもの(平成25年10月1日内閣府告示第230号)		法別表に掲げる程度の障害(がい)がある者	障害(がい)者1人につき主たる生計維持者の場合250万円 それ以外の場合125万円	

6-10-4 激甚災害指定基準・局地激甚災害指定基準

6-10-4-1 激甚災害指定基準

平成12年3月24日中央防災会議が決定した基準であり、国が特別の財政援助等の措置を行う必要がある事業の種類別に次のように基準を定めている。

激甚災害指定基準	適用すべき措置
次のいずれかに該当する災害 (A基準) 事業費査定見込額＞全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額×100分の0.5 (B基準) 事業費査定見込額＞全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額×100分の0.2 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの (1) 都道府県負担事業の事業費査定見込額＞当該都道府県の当該年度標準税収入総額×0.25 (2) 一の都道府県内の市町村負担事業の事業費査定見込総額＞当該都道府県内全市町村の当該年度の標準税収入総額×0.05	法第2条(公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助)
次のいずれかに該当する災害 (A基準) 事業費査定見込額＞当該年度の全国農業所得推定額×100分の0.5 (B基準) 事業費査定見込額＞当該年度の全国農業所得推定額×100分の0.15 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの (1) 一の都道府県内の事業費査定見込額＞当該都道府県の当該年度の農業所得推定額×100分の4 (2) 一の都道府県内の事業費査定見込額＞10億円	法第5条(農地等の災害復旧事業等に関する補助の特別措置)
次の要件に該当する災害。ただし、当該施設に係る被害見込額が5,000万円以下と認められる場合は除く。 1 激甚法第5条の措置が適用される激甚災害 2 農業被害見込額＞当該年度の全国農業所得推定額×100分の1.5であることにより激甚法第8条の措置が適用される激甚災害	法第6条(農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例)
次のいずれかに該当する災害。ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であって、災害の態様から次の基準によりがけ場合には、被害の実情に応じて個別に考慮 (A基準) 農業被害見込額＞当該年度の全国農業所得推定額×100分の0.5 (B基準) 農業被害見込額＞当該年度の全国農業所得推定額×100分の0.15 かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの 一の都道府県内の当該災害に係る特別被害農業者数＞当該都道府県内の農業を主業とする者の数×100分の3	法第8条(天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例)

第6部 個別対策項目別関係資料

激甚災害指定基準	適用すべき措置
次のいずれかに該当する災害 (A基準) 林業被害見込額(樹木に係るものに限る。以下同じ。)>当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額×100分の5 (B基準) 林業被害見込額>当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額×100分の1.5かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの (1)一の都道府県内の林業被害見込額>当該都道府県の当該年度の生産林業所得(木材生産部門)推定額×100分の60 (2)一の都道府県内の林業被害見込額>当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額×100分の1	法第11条(森林災害復旧事業に対する補助)
次のいずれかに該当する災害 (A基準) 中小企業関係被害額>当該年度の全国中小企業所得推定額(第2次産業及び第3次産業国民所得×中小企業付加価値率×中小企業販売率以下同じ。)×100分の0.2 (B基準) 中小企業関係被害額>当該年度の全国中小企業所得推定額×100分の0.06かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの 一の都道府県内の当該災害に係る中小企業関係被害額>当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額×100分の2 ただし、火災の場合又は激甚法第12条の適用がある場合の全国中小企業所得推定額に対する中小企業関係被害額の割合は被害の実情に応じ特例措置が講ぜられることがある。	法第12条、13条、15条(中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等)
激甚法第2章の措置が適用される激甚災害。ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合は除外	法第16条(公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助)、 第17条(私立学校施設災害復旧事業の補助)、第19条 (市町村施行の伝染病予防事業に関する負担の特例)
次のいずれかに該当する災害 (A基準) 滅失住宅戸数>被災地全域で4,000戸以上 (B基準) 次の1、2のいずれかに該当する災害。ただし、火災の場合の被災地全域の滅失戸数は、被害の実情に応じた特例的措置が講ぜられることがある。 1 滅失住宅戸数>被災地全域で2,000戸以上 かつ、次のいずれかに該当するもの (1)一市町村の区域内で200戸以上 (2)一市町村の区域内の住戸戸数の10%以上 2 滅失住宅戸数>被災地全域で1,200戸以上、かつ、次のいずれかに該当するもの (1)一市町村の区域内で400戸以上 (2)一市町村の区域内の住戸戸数の20%以上	法第22条(り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例)
1 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については激甚法第2章の措置が適用される災害 2 農地及び農業用施設等小災害に係る措置については激甚法第5条の措置が適用される災害	法第24条(小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等)
その他、災害発生の都度、被害の実情に応じ個別に考慮	上記以外の措置

6-10-4-2 局地激甚災害指定基準

災害を市町村段階の被害の規模でとらえ、激甚災害として指定するため、平成12年 3月24日、中央防災会議が次のように基準を定めている。

局地激甚災害指定基準	適用すべき措置
1 公共施設災害関係 当該市町村負担の当該災害に係る公共施設災害復旧事業等（激甚法第3条第1項第1号及第3号～第14号の事業）の査定事業費の額 ＞当該市町村の当該年度の標準税込額×0.5に該当する市町村（当該査定事業費1,000万円未満は除外）が1以上ある災害。ただし、その該当市町村ごとの査定事業費の額の合算額が、おおむね1億円未満を除く。	1 激甚法第3条第1項各号に掲げる事業のうち、左の市町村が当該災害によりその費用を負担するもの及び激甚法第4条第5項に規程する地方公共団体以外の者が設置した施設に係るものについて激甚法第2章の措置 2 左の市町村が当該災害につき発行を許可された公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る地方債について激甚法第24条第1項、第3項及び第4項の措置
2 農地、農業用施設等災害関係 当該市町村の区域内の当該災害に係る農地等災害復旧事業（激甚法第5条第1項規程の農地農業用施設及び林道の災害復旧事業）に要する経費の額＞当該市町村の当該年度の事業所得推定額×100分の10に該当する市町村当該経費の額が1,000万円未満は除外）が1以上ある災害。ただし、その該当市町村ごとの当該経費額の合計額がおおむね5,000万円未満を除く。	1 左の市町村の区域内で左の市町村等が施行する当該災害復旧事業に係る激甚法第5条、第6条の措置 2 左の市町村が当該災害につき発行を許可された農地、農業用施設及び林道の小災害復旧事業に係る地方債について激甚法第24条第2項から第4項までの措置
3 林業災害関係 当該市町村の区域内の当該災害に係る林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。）＞当該市町村に係る当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額1.5倍。ただし、当該林業被害見込額＜当該年度の全国 生産林業所得（木材生産部門）推定額×100分の0.05の場合を除く。 かつ、大火による災害にあつては、当該災害に係る要復旧見込面積＞300haの市町村、その他の災害にあつては、当該災害に係る要復旧見込面積＞当該市町村の民有林面積（人工林に係るものに限る。）×100分の25の市町村が1以上ある災害	左の市町村の区域内で左の市町村等が施行する森林災害復旧事業に係る激甚法第11条の2の措置
4 中小企業施設災害関係 当該市町村の区域内の当該災害に係る中小企業関係被害額＞当該市町村の当該年度の中小企業所得推定額×100分の10に該当する市町村（当該被害額1,000万円未満は除外）が1以上ある災害。ただし、その該当市町村ごとの当該被害額の合算額がおおむね5,000万円未満を除く。	左の市町村の区域内で中小企業者が必要とする当該災害復旧資金等に係る激甚法第12条、第13条及び第15条の措置

なお、局地激甚災害指定基準による公共土木施設等及び農地等に係わるものについては、災害査定によって決定した災害復旧事業費を指標としているため、翌年になってから指定することとなっている。この場合、公共土木施設等については、所定の調査表により、局地激甚災害に関する必要な事項等を調査する。

第6部 個別対策項目別関係資料

6-10-4-3 激甚災害に係わる財政援助措置の対象及び激甚法に定める事業

公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	
ア	公共土木施設災害復旧事業
イ	公共土木施設災害関連事業
ウ	公立学校施設災害復旧事業
エ	公営住宅災害復旧事業
オ	生活保護施設災害復旧事業
カ	児童福祉施設災害復旧事業
キ	老人福祉施設災害復旧事業
ク	身体障害者更生援護施設災害復旧事業
ケ	知的障害者援護施設災害復旧事業
コ	婦人保護施設災害復旧事業
サ	感染症指定医療機関復旧事業
シ	感染症予防事業
ス	堆積土砂排除事業（公共的施設区域内・公共的施設区域外）
セ	湛水排除事業
農林水産業に関する特別の助成	
ア	農地等の災害復旧事業
イ	農林水産業共同利用施設災害復旧事業
ウ	天災による被害農林漁業者等に対する貸金の融資に関する暫定措置の特例
エ	土地改良区等の行う湛水排除事業
中小企業に関する特別の助成	
ア	中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
イ	小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還期間等の特例
ウ	事業協同組合等の施設の災害復旧事業
エ	中小企業者に対する資金の融通に関する特例
その他の財政援助及び助成	
ア	公立社会教育施設災害復旧事業
イ	私立学校施設災害復旧事業
ウ	市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
エ	母子福祉資金に関する国の貸付の特例
オ	水防資器材費の補助の特例
カ	り災者公営住宅建設事業
キ	産業労働者住宅建設資金融通の特例
ク	小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入
ケ	雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

6-10-5 県による災害援護金等（災害援護金、死亡見舞金）の支給内容

自然災害による一の市町の区域内の被害数（※₁）が5以上に達した場合、若しくは知事が特に必要があると認めた場合に、県規則「災害援護金等の支給に関する規則」により県は、災害により被災した者に対し、以下のとおり災害援護金等の支給を行うこととなっている。

ただし、死亡した者の遺族に対して「災害弔慰金の支給等に関する法律」（昭和48年法律第82号）に基づく災害弔慰金が支給される場合には、死亡見舞金は支給されない。

ア 災害援護金

災害の種別	被害の種別	金額
自然災害	住家の全壊、全焼又は流失	1世帯につき 200,000円
	住家の半壊又は半焼	1世帯につき 100,000円
	住家の一部損壊(被害に係る損害の割合が10分の1以上であるものに限る。)又は床上浸水	1世帯につき 50,000円
	重傷の被災者	1人につき 30,000円
その他の災害	住家の全壊又は全焼	1世帯につき 50,000円
	住家の半壊又は半焼	1世帯につき 30,000円

※₁ 被害数は、住家の全壊・全焼を1、半壊・半焼は1/2、床上浸水は1/3で計算する。

イ 死亡見舞金

災害の種別	災害の発生した場所	金額
自然災害	県の区域内	死亡した県民等1人につき 200,000円
		死亡した県民等以外の者1人につき 60,000円
	県の区域外	死亡した者1人につき 200,000円
その他の災害	県の区域内	死亡した県民等1人につき 100,000円
		死亡した県民等以外の者1人につき 60,000円
	県の区域外	死亡した者1人につき 100,000円

注) この表において、「県民等」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 県の区域内に住所を有する者
- (2) 県の区域内の事務所又は事業所に勤務する者
- (3) 県の区域内の学校に在学する者
- (4) その他これらに類する者

第6部 個別対策項目別関係資料

6-10-6 宝塚市被災者救援措置規則による災害見舞金及び死亡弔慰金の支給内容

災害救助法が適用されない場合の火災及び風水害等自然災害について、被災した市民に対して、次により見舞金及び死亡弔慰金を支給する。

災禍の程度及び被災者の状況		金額
人的被害	死亡者	50,000円
	重傷者（おおむね1月以上の治療を要すると認められる者）	20,000円
住家被害 （市内にある 住家の被害に限る。）	全壊家屋（全焼、流失を含む。破損70%以上）	50,000円
	半壊家屋（半焼を含む。破損20%以上70%未満）	20,000円
	床上浸水	10,000円

6-10-7 災害援護資金・生活福祉資金の内容

種別	貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
災害援護資金	自然災害により家屋等に被害を受けた世帯で、その世帯の前年の年間所得が次の額以内の世帯に限る。 1人 220万円 2人 430万円 3人 620万円 4人 730万円 5人以上 730万円 に世帯人員のうち、4人を除いた者1人につき30万円を加算した額 (注) 住居が滅失した場合は、1,270万円に緩和	(ア) 災害弔慰金の支給等に関する法律 (イ) 実施主体市町(条例) (ウ) 経費負担 国 2/3 県 1/3 (エ) 対象となる災害 県において災害救助法による救助が行われた災害	貸付区分及び貸付限度額 (ア) 世帯主の1か月以上の負傷 150万円 (イ) 家財等の損害 ① 家財の1/3以上の損害 150万円 ② 住居の半壊 170万円 ③ 住居の全壊 250万円 ④ 住居全体の滅失又は流失 350万円 (ウ) (ア)と(イ)が重複した場合 ① (ア)と(イ)の①の重複 250万円 ② (ア)と(イ)の②の重複 270万円 ③ (ア)と(イ)の③の重複 350万円 (エ) 次のいずれかの事由の1に該当する場合であって、被災した住居を建て直す等、特別な事情がある場合 ① (イ)の②の場合 250万円 ② (イ)の③の場合 350万円 ③ (ウ)の②の場合 350万円	(ア) 据置期間 3年(特別の事情がある場合5年) (イ) 償還期間 据置期間経過後7年(特別の事情がある場合5年) (ウ) 償還方法 年賦又は半年賦 (エ) 1.0% 貸付利率 年(据置期間中及び保証人を立てる場合は無利子) (オ) 延滞利息 年5.0%

第6部 個別対策項目別関係資料

種別	貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
生活福祉資金	低所得世帯のうち、火災及び自然災害により被害を受けた世帯。 ただし、自然災害で災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金貸付対象となる世帯は除く。	(ア) 「生活福祉資金貸付制度要綱(厚生労働省発社援 0728 第9号平成21年10月1日施行)」による。 (イ) 実施主体等 ①実施主体 県社会福祉協議会 ②窓口 市社会福祉協議会	貸付限度額 1世帯 150万円 ※住宅の復旧の場合、被災状況により貸付限度額が異なる。	(ア) 据置期間 貸付けの日から1年以内 (イ) 償還期間 据置期間経過後7年以内 (ウ) 貸付利率 無利子(連帯保証人を立てない場合は年1.5%) (エ) 保証人(立てる場合) ① 原則として、借受人と同一市町に居住し、その世帯の更生に熱意を有する者 ② 生活福祉資金の借受人又は借受申込人となっていない者 (オ) 償還方法 月賦 (カ) 申込方法 官公署の発行するり災証明書(原本)を添付し民生児童委員を通じ、市社会福祉協議会に申し込む。

6-10-8 災害復興住宅資金、兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）の内容

1 災害復興住宅資金

住宅金融支援機構は、住宅に災害を受けた者に対しては、災害復興住宅資金の融資を実施し、建設資金、購入資金又は補修資金の貸付を行うこととする。

この融資は、地震等の災害で住宅が「全壊」、「大規模半壊」または「半壊」した旨の「り災証明書」を発行されている者が利用できる住宅復旧のための建設資金または購入資金に対する融資である。

融資内容については発生した災害により変わるため、住宅金融支援機構が行う広報をもって周知する。

2 兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）

(1) 目的

自然災害の被災者が自立した生活を再建するためには、生活基盤となる住宅の再建等が最も重要であり、そのための自助努力や公的支援には限界があることに鑑み、住宅の所有者が助け合いの精神に基づき拠出する負担金により自然災害による被害を受けた住宅の再建等を支援する相互扶助の仕組みとして、この制度を設け、もって被災者の生活基盤の回復を促し、被災地域の早期再生を図る。

(2) 制度の特色

- ア 地震・豪雨・台風・地すべり・竜巻など、あらゆる自然災害による被害が対象
- イ 住宅の築年数や規模、構造等と関係なく、定額負担で定額給付
- ウ 地震保険や他の共済に加入していても加入でき、給付の受取りが可能
- エ 兵庫県が条例に基づき実施する制度

(3) 共済給付

区分	本体制度 【半壊以上を対象とする制度】	付加制度 【準半壊を対象とする制度】
住宅再建共済制度	○全壊・大規模半壊・半壊で新たな住宅建築・購入 600 万円 ○全壊で住宅補修 200 万円 ○大規模半壊で住宅補修 100 万円 ○中規模半壊又は半壊で住宅補修 50 万円 ○上記以外で新たな住宅等に居住 10 万円	○準半壊で新たな住宅建築・購入 25 万円 ○準半壊で住宅補修 25 万円 ○上記以外で新たな住宅等に居住 10 万円
マンション共用部分 再建共済制度	○全壊・大規模半壊・半壊で新たなマンション建築 300 万円×新築マンション住戸数（加入住戸数が上限） ○全壊でマンション補修 100 万円×加入住戸数 ○大規模半壊でマンション補修 50 万円×加入住戸数 ○半壊でマンション補修 25 万円×加入住戸数	○準半壊で新たなマンション建築 12 万 5 千円×新築マンション住戸数（加入住戸数が上限） ○準半壊でマンション補修 12 万 5 千円×加入住戸数

第6部 個別対策項目別関係資料

家財再建共済制度	○住宅が全壊で家財購入・補修 50 万円 ○住宅が大規模半壊で家財購入・補修 35 万円 ○住宅が中規模半壊又は半壊で家財購入・補修 25 万円 ○住宅が床上浸水で家財購入・補修 15 万円	—

(注) 1 住宅再建共済制度

- (1) 県外での建築・購入の場合は、上記給付金の1／2とする。
- (2) 加入者が自らの居住の用に供していない住宅については、次の制約がある。
 - (ア) 県外での建築・購入の場合は、給付対象とならない。
 - (イ) 建築・購入・補修をせず、新たな住宅等に居住する場合は、給付対象とならない。

2 マンション共用部分再建共済制度

県外での建築の場合は、上記給付金の1／2とする。

3 家財再建共済制度

賃貸住宅オーナーは、家財再建共済制度に加入できない。

(4) 請求方法

加入者が共済給付金請求書に必要事項を記入し、所定の書類を添付のうえ、公益財団法人兵庫県住宅再建共済基金に請求する。

(5) 請求期間

原則として、自然災害が発生した日から5年以内

6-10-9 農林水産業関係支援対策

1 県の行う農林水産業関係支援対策

県は、県地域防災計画に基づき、以下のような支援対策を行うこととなっている。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 農林水産業改良普及員による、被害農産物に対する緊急技術指導(2) 家畜保健衛生所・県農業共済組合連合会家畜診療所及び市の連携による家畜感染症対策(3) 業界団体に対する飼料確保対策に関する協力要請(4) 畜産流通対策及び卸売市場における流通対策(5) その他市及び農業関係団体との協力による作目別対策の指導・援助 |
|--|

2 農林漁業関係者への融資

県は、災害により被害を受けた農林漁業者又はその組合等に対し、復旧を促進し、農林漁業の生産力の回復と経営の安定を図るため、政府系金融機関及び一般金融機関に特別の配慮を要請し、以下のとおり、災害復旧に必要な資金の融資が迅速かつ円滑に行われるよう必要な措置を講ずる旨、県の地域防災計画において定めている。

なお、申し込みは、天災資金については農業協同組合、金融機関等へ、農林漁業金融公庫資金については農林漁業金融公庫支店、農業協同組合、受託金融機関へ行う。

(1) 農林漁業金融公庫による融資

農林水産業施設等の災害復旧資金及び被災農林漁業者の経営維持安定に必要な資金について、農林漁業金融公庫から貸付けを行わせるものとし、必要枠の確保、早期貸付け等につき適切な措置を講じ、又は指導を行う。

(2) 経営資金等の融通

農林水産物の被害が一定規模以上である場合においては、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用を受けて、被害農林漁業者等に対する経営資金等の融通等の措置を講ずるものとする。

3 宝塚市農業振興総合資金利子補給規程に基づく制度資金に対する利子補給

市農業振興総合資金利子補給規程（昭和48年告示第90号）に基づき、必要と認める場合は、緊急対応措置として、制度資金に対し利子補給を行う。

6-10-10 商工業及び観光関係対策

県は、災害により被害を受けた中小企業の再建を促進し生産力の回復と経営の安定を図るため、災害の度合いに応じて、政府系金融機関及び一般金融機関の融資並びに中小企業近代化資金等の貸付け、信用保証協会による融資の保証、災害融資特別県費預託等により復旧に必要な資金並びに事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう努める。また、国等の理解協力を得て、仮設店舗、仮設工場団地の設置等その他の必要な支援施策を総合的に検討し実施するよう努める。

(1) 資金需要の把握連絡通報

県は、中小企業関係の被害状況について調査し、再建のための資金需要に関し速やかに把握する。

(2) 資金貸付の簡易迅速化、条件の緩和等の措置

県は、被災地を営業地域とする金融機関に対し、被害の状況に応じて貸付手続きの簡易迅速化、貸付条件の緩和等について特別の取り扱いを実施するよう要請する。

(3) 商工業及び観光関係中小企業者に対する公的金融制度の周知

県は、市及び商工会議所その他の関係団体を通じて、国・県が行う金融上の特別措置、(株)日本政策金融公庫が行う災害貸付、(株)商工組合中央金庫が行う特災利率の適用等政府系金融機関の行う特別措置について、商工業及び観光関係中小企業者に周知するよう努める。

6-10-11 被災者生活再建支援制度

被災者生活再建支援法

1 目的

この法律は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。

2 制度の対象となる自然災害

- (1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村
- (2) 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村
- (3) 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県
- (4) (1)又は(2)の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）
- (5) (1)～(3)の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）
- (6) (1)若しくは(2)の市町村を含む都道府県又は(3)の都道府県が2以上ある場合に、
 - ア 5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)
 - イ 2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口5万人未満に限る)

※(4)～(6)の人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり(合併した年と続く5年間の特例措置)

3 制度の対象となる被災世帯

上記の自然災害により

- (1) 住宅が「全壊」した世帯
- (2) 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- (3) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- (4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

4 支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。

(※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)

(1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊 (3.①に該当)	解体 (3.②に該当)	長期避難 (3.③に該当)	大規模半壊 (3.④に該当)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

(2) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（加算支援金）

第6部 個別対策項目別関係資料

住宅の 再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円

5 支援金の支給申請

(1) 申請窓口 市

(2) 申請時の添付書面

ア 基礎支援金：罹災証明書、住民票等

イ 加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等）等

(3) 申請期間

ア 基礎支援金：災害発生日から13月以内

イ 加算支援金：災害発生日から37月以内

6 基金と国の補助

○ 国の指定を受けた被災者生活再建支援法人（財団法人都道府県会館）が、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、支援金を支給。

○ 基金が支給する支援金の1/2に相当する額を国が補助。

6-10-12 災害時の行政書士業務における被災者支援協力に関する協定書

災害時の行政書士業務における被災者支援協力に関する協定書

宝塚市（以下「甲」という。）と兵庫県行政書士会（以下「乙」という。）は、宝塚市内に大規模な地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における被災者支援及び相互協力の精神に基づき、必要な行政書士業務（以下「行政書士業務」という。）を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の要請に基づき乙が実施する行政書士業務に関し、混乱する被災地での被災者の支援により大きく貢献するよう必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲の市域内に災害等が発生し、かつ宝塚市内において災害救助法が適用された場合で、行政書士業務の必要性が生じたときは、甲から乙に対して協力を要請するものとする。

（行政書士業務の範囲）

第3条 前条の規定による甲の要請により、乙及び乙の会員が行う行政書士業務は、行政書士法（昭和26年法律第4号）第1条の2及び第1条の3に規定する業務及び同業務を実施するために必要な「防災協定に関する提言書」に定める業務並びに次に掲げる業務とする。

- （1）乙による被災支援相談窓口の設置
- （2）甲への乙の会員の派遣
- （3）その他甲が必要と認める業務

（要請手続き等）

第4条 第2条の要請は、業務の内容、場所及び期間その他必要事項等を明らかにした別紙「災害時支援協力要請書」（以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、要請書をもって要請するいとまがないときは電話等の通信手段又は口答により行い、その後速やかに要請書を送付するものとする。

- 2 乙は、前項の要請を受けたときは、その要請を実施するための措置を行うとともに、その措置の状況を甲に通知するものとする。

（災害時の体制整備等）

第5条 乙は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、必要と認めるときは、甲の要請に直ちに対応できる体制を確保するよう努めるものとする。

- 2 乙は、前条の要請又は前項の体制を確保するため、連絡体制、連絡方法及び連絡手段について、あらかじめ業務責任者を定め業務に支障を来たさないよう平時から連絡調整に努めるものとする。
- 3 乙は、甲から要請を受けた場合において、乙のみで対応できないときは、甲は、乙と協議

第6部 個別対策項目別関係資料

の上、乙の関係団体に支援を求めることができるものとする。

(費用負担)

第6条 第3条に規定する行政書士業務で必要となる人件費及び物件費は、乙が負担するものとする。

(実費手数料の取扱)

第7条 甲の要請に基づく行政書士業務は無料とし、実費が必要な場合には相談者が負担するものとする。

(情報交換及び訓練等への参加)

第8条 甲及び乙は、この協議に基づく業務が円滑に行えるよう、必要に応じ情報交換を行うものとする。また、甲が実施する防災訓練等に可能な範囲で参加することとする。

(損害の補償)

第9条 甲の要請に基づく行政書士業務を行う際に、乙の会員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償については、甲は負担を負わないものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又は協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期限は、協定の成立した日から令和2年3月31日までとする。ただし、協定期間満了日前にこの協定の解除又は変更について、甲と乙のいずれからもなんらかの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されるものとし、以後この例による。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙押印の上、各1通を保管する。

令和元年（2019年）12月25日

甲 宝塚市東洋町1番1号

宝塚市

宝塚市長

乙 神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号

神戸クリスタルタワー13階

兵庫県行政書士会

会長

災害時支援協力要請書

兵庫県行政書士会 会長 宛

災害時の行政書士業務における被災者支援協力に関する協定書第 2 条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

要 請 担 当 者	所 属	職 名
	氏 名	電 話
電話・FAX 等による 要 請 日 時	年 月 日 () 午前・午後 時 分頃	
要 請 内 容		
場 所		
期 間		
備 考		

6-10-13 災害時における連携協力に関する協定書（兵庫県弁護士会）

災害時における連携協力に関する協定書

宝塚市（以下「甲」という。）と兵庫県弁護士会（以下「乙」という。）は、宝塚市内に暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発、感染症のまん延、有害物質の大量放出等の災害又は事故（以下「災害等」という。）が発生した場合における連携協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、宝塚市内で災害等が発生した場合において、一人ひとりの被災者に対する迅速な生活再建の支援を図り、もって被災地域の円滑な復旧復興を実現するために甲及び乙が連携協力することを目的とする。

（協力事項）

第2条 甲及び乙は、次に掲げる事項の実施のために連携協力する。

- (1) 被災者に対する弁護士による相談
- (2) 被災者の生活再建、被災地域の復旧復興その他被災者に有益な情報の提供
- (3) 前2号に掲げるもののほか、被災者の支援に必要な事項

（連絡責任者）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく連携協力に関する連絡責任者を選定し、相互に通知するものとし、変更があった場合も同様とする。

（相談業務従事者の派遣要請）

第4条 甲が乙に対し、災害等が発生した際、相談の実施を要請したときは、乙は、速やかにこれを応諾し、相談業務従事者（以下「従事者」という。）を選定し、必要事項を甲に報告するとともに、甲が指定する場所に該当従事者を派遣するものとする。

（相談その他の活動内容）

第5条 相談の内容については、災害等に起因して法的知見を要する事項全般を助言の範囲とし、その他の被災者の生活再建等の支援のための活動については、甲乙が別途協議する。

（相談等の実施方法）

第6条 乙が、前条に規定する業務を実施するに際し、相談の場所・時間等の方法については、甲乙が別途協議の上、定めるとともに、甲は、その広報及び相談場所の提供に協力するものとする。

（連絡調整及び情報提供）

第7条 乙が、第5条に規定する業務を実施するに際し、関係機関との連絡調整が必要となった場合、甲乙協議の上、分担するものとする。

2 乙が、第5条に規定する業務を実施するに際し、行政機関等が実施する被災者に対する支援情報等が必要となった場合、甲乙協議の上、甲は、これを乙に提供するものとする。

(報告)

第8条 乙は、第5条に規定する業務を実施した場合は、甲の定める期限までに報告を行うものとする。

(平常時からの連携)

第9条 甲及び乙は、災害時における被災者の生活再建等の支援のための活動を充実させることを目的として、平常時から、情報交換や研鑽、模擬訓練、講演を実施するなど、相互に連携強化に努めるものとする。

(相談料)

第10条 従事者は、相談者からは相談料を受領しない。ただし、日本司法支援センターの法律相談援助等の公的な支援制度を利用することを妨げない。

(日当等)

第11条 第5条及び第9条に基づく活動に関する甲の乙又は従事者に対する日当、費用等の支給の有無及び金額については、他の公的援助制度の有無も踏まえ、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

(乙独自の相談活動への協力)

第12条 乙が、災害等の状況に照らし、第4条に定める甲からの要請を受けずに相談業務等を実施する場合であっても、甲は、乙と協議のうえ、可能な限り、第6条及び第7条第2項に定める協力をするものとする。

2 前項に基づき乙が相談業務等を実施した場合であって、後に、甲からの要請があった場合、乙が相談業務等を実施した当初から甲からの要請があったものとみなす。

(車両の通行)

第13条 甲は、乙が第4条(前条第2項により事後に甲から要請があった場合を含む。)に基づき従事者の派遣に供する車両について、必要があるときは、これを緊急通行車両として通行できるよう支援するものとする。

(協定の期間)

第14条 この協定の期間は、協定締結の日から2025年3月31日までとし、その後期間満了の日から1ヶ月前までに甲乙から何らの申し出のないときは、さらに3年間延長し、以後はこの例によるものとする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

上記協定の締結の証として本書2通を作成し、双方記名押印の上各1通を保有する。

令和4年(2022年)2月3日

甲 宝塚市東洋町1番1号
宝塚市
宝塚市長 山崎 晴恵

乙 神戸市中央区橘通 1－4－3
兵庫県弁護士会
会 長 津久井 進

6-10-14 損害調査結果の提供及び利用に関する覚書

損害調査結果の提供及び利用に関する覚書

宝塚市（以下「甲」という。）と三井住友海上火災保険株式会社（以下「乙」という。）は、乙の損害調査結果を甲へ提供及び甲が利用することについて、以下のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

（本覚書の目的）

第1条 乙は、甲に対し、自然災害により生活基盤に被害を受けた宝塚市民（宝塚市外在住で、宝塚市内に住家を所有する者を含む。以下「市民等」という。）がその生活を早期に再建することができるようにするため、本覚書の規定に基づき、互いに協力するものとする。

（損害調査結果の提供及び利用）

第2条 前条の協力のため、乙は甲に対し、乙の損害調査結果として、自然災害による市民等の被害に関する次の各号に掲げる事項（以下「本調査結果」という。）を提供する。ただし、提供の方法、時期その他必要な事項については、甲及び乙が別途協議の上、決定するものとする。

（1）市民等から提供を受けたデータ及び情報

（2）乙が行った被害調査に関するデータ及び情報

（3）その他甲と乙が合意した事項

2 前項にかかわらず、乙は、市民等から本調査結果の提供についての依頼及び承諾を得られない場合には、甲に対して本調査結果を提供しないものとする。

3 甲は、乙から提供された本調査結果を被災者支援のためにのみ利用するものとし、乙の事前の同意がない限り、他の目的のために利用しないものとする。

4 乙から甲への本調査結果の提供に関して、甲は乙に対し、対価の支払いを要しない。ただし、本調査結果の提供及び利用に関して生じた費用は、各自が負担するものとする。

（法令の遵守）

第3条 甲及び乙は、本調査結果の提供及び利用に関し、個人情報の保護に関する法律その他一切の法令を遵守するものとする。

2 甲及び乙は、本調査結果の提供及び利用に関し、個人情報の保護に関する法律その他一切の法令で必要とされる手続きの履践並びに前条第2項の市民等の依頼及び承諾の取得のため、相互に協力するものとする。

（被害認定の判断）

第4条 甲は、本調査結果にかかわらず、甲の判断により災害に係る住家の被害認定を行うものとする。

2 甲は、本調査結果に関連して甲又は市民等に損害又は損失が生じた場合であっても、乙に故意又は重過失がない限り、乙に対して損害又は損失の賠償又は補償を求めないものとする。

（秘密保持）

第5条 甲及び乙は、本覚書に関連して知り得た相手方の情報（以下「秘密情報」という。）を厳に

第6部 個別対策項目別関係資料

秘密として保持するものとする。甲及び乙は、法令に基づく場合を除き、秘密情報を第三者へ開示、提供、公表又は漏洩等してはならないものとする。

2 甲又は乙が法令に基づいて秘密情報を第三者に開示等した場合、相手方に対し、開示した内容及び被開示者その他必要な事項を通知するものとする。ただし、法令により相手方に通知することができない事項については、この限りではない。

(有効期間)

第6条 本覚書の有効期間は、本覚書を締結した日から1年間とする。

2 甲又は乙から相手方に対し、前項に定める有効期間の満了日の1月前までに本覚書を終了させる旨の書面による通知がされない場合、本覚書は同じ条件でさらに1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

3 本覚書が終了(理由の如何を問わない。)した場合であっても、第3条から第5条まで及び第7条の規定は、なおその効力を有するものとする。

(協議)

第7条 甲及び乙は、本覚書に定めのない事項又は本覚書の解釈に関し疑義が生じた場合には、誠意をもって協議を行い、これを解決するものとする。

以上

本覚書の成立を証するため本書2通を作成し、各自記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年(2022年)9月30日

甲：兵庫県宝塚市東洋町1番1号

宝塚市

宝塚市長

山崎晴恵

乙：兵庫県神戸市中央区栄町通1丁目1番18号

三井住友海上火災保険株式会社

兵庫支店長 小西晃裕

6-10-15 災害時における被災者相談業務の実施に関する協定書

災害時における被災者相談業務の実施に関する協定書

宝塚市（以下「甲」という。）と兵庫県司法書士会（以下「乙」という。）とは、災害時における被災者支援のための相談業務に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害及びこれに類する大規模な被害が宝塚市内で発生した場合（以下「災害時」という。）において、甲の要請に基づき、乙が実施する司法書士による被災者支援のための相談業務（以下「被災者相談業務」という。）について必要な事項を定めることにより、被災者相談業務を円滑かつ適切に実施し、もって災害時における宝塚市民の不安解消と生活の復興を図ることを目的とする。

（要請）

- 第2条 甲は、災害時において被災者相談の必要が生じたときは、乙に対して協力を要請することができる。
- 2 前項のほか、乙が災害時において特に必要と認めるときは、乙は甲に対して被災者相談業務の実施を求めることができる。この場合において、甲が必要と認めるときは、乙に対して協力を要請する。
- 3 乙は、前2項の要請を受けた場合には、速やかに乙または乙の関係団体の構成員の中から相談員を選出し、甲が指定する相談窓口相談員を派遣するものとする。

（要請手続）

第3条 前条第1項、第2項に規定する要請は、甲が乙に対して、被災者相談業務を実施する日時、場所及び期間その他必要事項を明らかにした書面を交付して行うものとする。ただし、書面交付が困難な場合には、口頭、電話、電子メール等により要請し、追って書面を交付するものとする。

（被災者相談業務の範囲）

第4条 この協定により、乙が実施する被災者相談業務は、以下のものとする。

- （1）相続に関する相談
- （2）不動産登記及び商業、法人登記に関する相談
- （3）不在者財産管理制度及び相続財産管理制度に関する相談
- （4）成年後見制度に関する相談
- （5）その他司法書士法に定める業務に関する相談

（被災者相談業務の実施）

第5条 甲は、被災者相談業務の実施にあたり、以下の業務を行うものとする。

- (1) 相談会の広報
 - (2) 相談会場の確保
 - (3) 関係機関、派遣先相談窓口、他の専門機関等との連絡調整
- 2 乙は、被災者相談の実施にあたり、以下の事項についての業務を行うものとする。
- (1) 相談員の派遣
 - (2) 相談の実施

(体制整備)

- 第6条 乙は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、必要と認められるときは、甲の 要請に直ちに対応できる体制を確保するよう努めるものとする。
- 2 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者を置き、当該連絡責任者を変更したときは、速やかに相手方に 通知するものとする。
- 3 甲及び乙は、平常時において、被災者相談業務を円滑かつ適切に実施するための情報交換を行うものとする。

(費用負担)

- 第7条 被災者相談業務における会場費及び広報費について、甲の負担とする。
- 2 被災者相談業務に従事する相談員の人件費その他の費用は、乙の負担とする。

(相談料)

- 第8条 この協定により実施する被災者相談業務における相談料は無償とし、相談者に負担を求めないものとする。

(損害の補償)

- 第9条 この協定に基づく被災者相談業務の実施において、乙及び乙が派遣した者に損害が生じた場合であって、甲の責めに帰すべき事由によらないものについての損害補償は、乙の責任において行う。ただし、甲が定める条例等の適用によって損害補償がなされる場合はこの限りではない。

(有効期間)

- 第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし有効期間満了の日の30日前までに、甲又は乙の一方から相手方に対し、文書による異議の申出がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

- 第11条 この協定に定めない事項又はこの協定の解釈について疑義を生じたときは、その都度、甲乙双方が 協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各1通を保有する。

令和 6 年 7 月 4 日

甲 兵庫県宝塚市東洋町 1 番 1 号

宝塚市 市長

乙 兵庫県神戸市中央区楠町 2 丁目 2 番 3 号

兵庫県司法書士会 会長

6-10-16 災害時における健康プログラムの実施に関する協定

災害時における健康プログラムの実施に関する協定

宝塚市（以下「甲」という。）と株式会社ティップネス（以下「乙」という。）は、災害により避難所又は応急仮設住宅（以下「避難所等」という。）で生活する市民（以下「避難者」という。）の健康状態の維持を図るため、健康プログラムの実施に関し次のとおり協定を締結する。
健康プログラムとは、災害の状況に応じて内容を吟味するものとする。

（趣旨）

第1条 この協定は、宝塚市内において、避難者の健康状態の維持のため、甲の要請に応じ、乙が健康プログラムを実施することについて、必要な事項を定めるものとする。

（健康プログラムの内容）

第2条 乙は、甲の要請に応じて、避難所等で軽度な運動その他の健康づくりに関する指導を行える乙のインストラクターにより避難者のための健康プログラムを実施する。

（要請）

第3条 甲は、健康プログラムの実施の必要がある場合は、原則として要請書（様式第1号）をもって乙に対し、乙の健康プログラム実施を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、甲乙協議により要請方法を決定するものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、甲から前条の規定による要請があったときは、当該要請に対し可能な範囲で協力するものとする。

2 乙は、平常時においても甲が実施する防災訓練等へ可能な範囲で参加するものとする。

（実施場所等）

第5条 健康プログラムの実施場所は、甲が指定するものとし、実施場所までの移動は、原則として乙の責任によって行うものとする。ただし、乙のみで現地までの移動が困難な場合は、甲乙協議により移動方法を決定するものとする。

2 健康プログラムの実施中に発生した事故による損失については、乙がこの責任を負う。

（費用）

第6条 健康プログラムの実施に係る費用は、無償とし可能な範囲で実施するものとする。

（車両の通行）

第7条 甲は、乙が健康プログラムの実施をする際には、必要な人員の移動車両を優先車両として通行できるように可能な範囲で支援するものとする。

(情報伝達体制の整備)

第8条 甲及び乙は、平常時から情報交換を行うとともに、情報伝達体制の整備に努めるものとする。

(第三者に及ぼした損害)

第9条 健康プログラムの実施により、第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を賠償するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲がその損害を負担する。

(協議)

第10条 この協定について疑義が生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了の日の2か月間までに、甲乙双方いずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効期間を延長することとし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和7年1月31日

甲 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
宝塚市
宝塚市長 山崎 晴恵

乙 東京都千代田区四番町5番地6 日テレ四番町ビル1号館3階
株式会社ティップネス
代表取締役 岡部 智洋

第1部 地域としての災害危険性

第2部 市民参加による防災まちづくり

第3部 市の非常時組織及び車両・資機材等

第4部 発災後の対応を中心とした情報連絡体制

第5部 相互協力・広域応援受入体制

第6部 個別対策項目別関係資料

第7部 様 式

第 7 部 様式

7－1 職員動員に関する様式

7－1－1 令和 年度宝塚市災害対策本部災対 部配備体制及び連絡網図

令和 年度宝塚市災害対策本部災対 部配備体制及び連絡網図		
第 1 号配備	第 2 号配備	第 3 号配備

7-1-2 職員参集（予定・報告）表

		() 部門					
() 部 (/)		令和	年	月	日	時	分作成
		令和	年	月	日	時	分発生

発災後の時間	合 計 (累 計)	課	課	課	課
30 分以内	人	人	人	人	人
0.5～1 時間	()	()	()	()	()
1～2 時間	()	()	()	()	()
2～3 時間	()	()	()	()	()
3～4 時間	()	()	()	()	()
4～5 時間	()	()	()	()	()
5 時間以上	()	()	()	()	()
時間以上	()	()	()	()	()

- (注) 1. () 内には、累計を記入する。
 2. 予定表、報告表のいずれかに○をつける。
 3. 予定表については、「勤務時間外動員用職員名簿」の「所要時間」欄記載に基づき記入する。
 4. 部門名、部名は、災害対策本部組織図を参照し記載する。

7-2 自衛隊の災害派遣要請に関する様式

7-2-1 派遣要請依頼書

		宝 第 (文書番号) 号	
		令和 年 月 日	
兵庫県知事 殿			
		宝塚市災害対策本部長	
		宝塚市長	
		印	
自衛隊の災害派遣要請について (要求)			
上のことについて、自衛隊法第 83 条の規定による自衛隊の派遣を、下記のとおり要求します。			
記			
1 災害の状況及び派遣要請の要求理由			
(1)災害の種類 水害、地震、津波、風害、火災、土砂崩れ、遭難、交通事故、 その他 ()			
(2)災害発生の日時 令和 年 月 日 時 分			
(3)場 所 兵庫県宝塚市			
(4)被害状況			
(5)要請する理由			
2 派遣を必要とする期間 自 令和 年 月 日 時 分 至 令和 年 月 日 時 分			
3 派遣を希望する人員・器材 名 器材			
4 派遣を希望する区域及び活動内容			
(1)派遣希望区域 兵庫県宝塚市			
(2)活動内容			
5 その他参考事項			
(1)現地において協力しうる団体、人員、器材等の数量及びその状況			
(2)派遣部隊の宿営 (宿泊) 地または宿泊施設の状況			
(3)現地における要請者側の責任者及びその連絡方法			
(4)気象の概況			

7-2-2 撤収要請依頼書

		宝 第 (文書番号) 号
		令和 年 月 日
兵庫県知事 殿		
機関・職・氏名		印
自衛隊の災害派遣部隊の撤収について (依頼)		
令和 年 月 日付 号で要求した自衛隊の災害派遣については、 下記のとおり部隊の撤収要請を依頼します。		
記		
1 撤収要請理由		
2 撤収期日 令和 年 月 日 時 分		
3 その他必要事項		

第7部 様式

7-3 報告等様式

7-3-1 受・発信用紙

發信用紙

本 部 長	副 本 部 長	本 部 総 務 部 門 長	災 対 都 市 安 全 部 (危 機 管 理 監)	所 管 部 長	起 案 者	本 部 会 議 審 議	庁 内 放 送
						要 否	要 否
						了	了
あて先							
件 名							
令和 年 月 日 時 分							
宝塚市災害対策本部 発第 号 () 部							
本文							
							発信済

宝塚市災害対策本部

受信用紙

発信機関名	発信担当者名	受信担当者名		災対都市安全部 (危機管理監)	本 会 審	部 議 議	庁内放送
					要 否		要 否
	電話	所属			了		了
件 名							
令和 年 月 日 時 分							
宝塚市災害対策本部 受第 号 () 部							
本文							
本信に対する措置の概要							

宝塚市災害対策本部

第7部 様式

7-3-2 様式第1号〔災害情報報告及び対策処理表〕

災害情報報告及び対策処理表

受付番号	第 号	受付日時	年 月 日 午前・午後 時 分	
受付者名			所属名	部 課
受信方法	電 話 ・ F A X ・ 来 庁 ・ その他			
通 告 者	住 所	宝塚市 町 丁目 番 号		
	氏 名		T E L	
通 告 の 内 容	災害（被害）種別	地 震 ・ 水 害 ・ 火 災 ・ その他		
	発 生 日 時	年 月 日 () 午前・午後 時 分頃		
	町・丁目 番 号・地先			
調 査 員	氏 名		所 属 名	氏 名
被 害 の 状 況	死・負傷者 有 (人) ・ 無	家屋損壊 有 (戸) ・ 無	床下浸水 有 (戸) ・ 無	
			床上浸水 有 (戸) ・ 無	
	浸水家屋について床上 cm、床下 cm及び世帯主氏名、電話など記すこと。			
応急対策の状況		応急措置、住民の動向、消防、警察官、その他関係機関との連絡状況等		
緊急対策事項		資器材、取除土砂等の量を記すること。		
・消 毒	要 (戸) ・ 否	環境部へ連絡 済・未		
・汲 取	要 (戸) ・ 否			
・土砂等の取除	要 (m³) ・ 否	関係部所名		
・応急工作の必要性	要 (m³) ・ 否			

7-3-3 火災災害即報要領様式

第1号様式 (火災)

		第 報	
報告日時		年	月 日 時 分
都道府県			
報告者氏名			
報告日時		年	月 日 時 分
都道府県市町村 (消防本部)			
報告者氏名			
消防庁受信者氏名			
※ 特定の事故を除く。			
火 災 種 別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他		
出 火 場 所			
出 火 日 時 (覚 知 日 時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	(鎮 圧 日 時) 鎮 火 日 時	(月 日 時 分) 月 日 時 分
火元の業態・用途	事業所名 (代表者氏名)		
出 火 箇 所	出 火 原 因		
死 傷 者	死者 (性別・年齢) 人 負傷者 重症 人 中等症 人 軽症 人	死者の生じた理由	
建 物 の 概 要	構造 階層	建築面積 延べ面積	m ² m ²
焼 損 程 度	全 焼 棟 半 焼 棟 部分焼 棟 ぼ や 棟	計 棟	建物焼損床面積 m ² 建物焼損表面積 m ² 林野焼損面積 ha
り 災 世 帯 数	世帯	気 象 状 況	
消 防 活 動 状 況	消防本部 (署) 消 防 団 その他 (消防防災ヘリコプター等)	台 台 台・機	人 人 人
救 急 ・ 救 助 活 動 状 況			
災 害 対 策 本 部 等 の 設 置 状 況			
その他参考事項			

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

〈火災等即報〉

1 第 1 号様式 (火災)

(1) 火災種別

「火災種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

(3) 救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。

(4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

ア 死者 3 人以上生じた火災

(ア) 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要

a 建物等の用途、構造及び周囲の状況

b 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

(イ) 火災の状況

a 発見及び通報の状況

b 避難の状況

イ 建物火災で個別基準のe、f 又はg のいずれかに該当する火災

(ア) 発見及び通報の状況

(イ) 延焼拡大の理由

a 消防事情

b 都市構成

c 気象条件

d その他

(ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称

(エ) リ災者の避難保護の状況

(オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）

ウ 林野火災

(ア) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）

※ 必要に応じて図面を添付する。

(イ) 林野の植生

(ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況

(エ) 空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）

エ 交通機関の火災

(ア) 車両、船舶、航空機等の概要

(イ) 焼損状況、焼損程度

第7部 様式

2 第2号様式（特定の事故）

第2号様式（特定の事故）

事故名 { 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
2 危険物等に係る事故
3 原子力施設等に係る事故
4 その他特定の事故

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
報告者氏名	
報告日時	年 月 日 時 分
都道府県市町村 （消防本部）	
報告者氏名	

消防庁受信者氏名

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他()					
発生場所						
事業所名	特別防災区域	〔レアウト第一種、第一種、 第二種、その他〕				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	発見日時	月 日 時 分			
		鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分 (月 日 時 分)			
消防覚知方法	気象状況					
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高压ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他()		物質名			
施設の区分	1 危険物施設 2 高危険施設 3 高压ガス施設 4 その他()					
施設の概要	危険物施設の 区 分					
事故の概要						
死 傷 者	死者(性別・年齢) 人		負傷者等	人(人)		
			重 症	人(人)		
			中等症	人(人)		
			軽 症	人(人)		
消 防 防 災 活 動 状 況 及 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況		出 場 機 関	出場人員	出場資機材		
		事業所	自衛防災組織	人		
			共同防災組織	人		
			そ の 他	人		
		消 防 本 部 (署)	台 人			
		消 防 団	台 人			
		消 防 防 災 ヘリコプター	機 人			
		海 上 保 安 庁	人			
		警 戒 区 域 の 設 定	月 日 時 分	自 衛 隊	人	
		使 用 停 止 命 令	月 日 時 分	そ の 他	人	
災害対策本部等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

- (1) 事故名（表頭）及び事故種別
特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。
- (2) 事業所名
「事業所名」は、「○○㈱○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。
- (3) 特別防災区域
発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下この項で「法」という。）第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第2条第4号に規定する第一種事業所については、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。
- (4) 覚知日時及び発見日時
「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。
- (5) 物質の区分及び物質名
事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法（昭和23年法律第186号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。
- (6) 施設の区分
欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。
- (7) 施設の概要
「○○と××を原料とし、触媒を用いて**製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。
- (8) 事故の概要
事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。
- (9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況
防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。
- (10) 災害対策本部等の設置状況
当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故災害対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。
- (11) その他参考事項
以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。
(例)
・自衛隊の派遣要請、出動状況
- (12) 原子力災害の場合
ア 原子力災害が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。
イ 原子力災害による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被爆者」、「汚染者」に区分して記入すること。
ウ その他参考事項として、付近住民の避難の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

第7部 様式

第3号様式（救急・救助事故）

〈救急・救助事故即報〉

		第 報	
報告日時	年 月 日 時 分		
都道府県			
報告者氏名			
報告日時	年 月 日 時 分		
都道府県市町村 （消防本部）			
報告者氏名			
消防庁受信者氏名			
事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害		
発生場所			
発生日時 （覚知日時）	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法	
事故等の概要			
死 傷 者	死者（性別・年齢） 計 人 不明 人	負傷者等 人（ 人 ） 〔 重 症 人（ 人 ） 中 等 症 人（ 人 ） 軽 症 人（ 人 ）	
救助活動の要否			
要救護者数（見込）		救 助 人 員	
消防・救急・救助 活 動 状 況			
災害対策本部 等の設置状況			
その他参考事項			

（注） 負傷者欄の（ ）書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

（注） 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

3 第3号様式（救急・救助事故）

(1) 事故の概要

「事故の概要」は、発生した事故の種別、概略、経過等を記入すること。

(2) 死傷者等

ア 「負傷者等」には、急病人等を含む。

イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(3) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(4) 要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(5) 救急・救助活動の状況

出動した救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(6) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故災害対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(7) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

(例)

- ・都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・自衛隊の派遣要請、出動状況

第7部 様式

第4号様式（その1）

（災害概況即報）

消防庁受信者氏名

災害名（第 報）

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
報告者氏名	
報告日時	年 月 日 時 分
都道府県市町村 （消防本部）	
報告者氏名	

災害の概況	発生場所											発生日時	年 月 日 時 分			
被害の状況	人的被害	死者		人	重傷者		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟		
		うち 災害関連死者		人		半壊				棟	床下浸水		棟			
		不明		人	軽傷者		人		一部破損		棟	未分類		棟		
		119番通報の件数														
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)					(市町村)								
	消防機関等の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)													
	自衛隊派遣要請の状況															
その他都道府県又は市町村が講じた応急対策																

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

第4号様式(その1) 別紙

都道府県名 ()

(避難指示等の発令状況)

[illegible]

※ 対象世帯数等を確認中の場合は、空欄にせず「確認中」と記載すること。

<災害即報>

4 第4号様式

(1) 第4号様式(その1) (災害概況即報)

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合や災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合(例えば、地震時の第1報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合)には、本様式を用いること。

ア 災害の概況

(ア) 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名(地域名)及び日時を記入すること。

(イ) 災害種別概況

a 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況

b 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況

c 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況

d 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況

e その他これらに類する災害の概況

イ 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している人的被害及び住家の被害に重点を置いて記入すること。

119番通報の件数を記入する欄については、第3 直接即報基準に該当する災害において、市町村から消防庁に直接報告をする際に記入すること。

なお、119番通報件数については、災害対応の初動段階において、災害の規模を推察する上で重要な情報となるため、集計が困難な場合は、入電の多寡について可能な限り報告をすること。

ウ 応急対策の状況

(ア) 当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等(以下「災害対策本部等」という。)を設置した場合にはその設置及び廃止の日時を記入すること。

なお、複数の市町村で災害対策本部等を設置するなど、当該欄に記入できない場合には、任意の様式を用いて報告をすること。

また、庁舎被害等の発生に起因して、予定された場所以外に災害対策本部等が設置されるなど特記すべき事象がある場合は、その旨を併せて記入すること。

(イ) 消防機関等の活動状況については、地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。

(ウ) 自衛隊の災害派遣要請を行った場合には、その日時及び内容を記入すること。

(エ) その他都道府県又は市町村が講じた応急対策については、避難所の設置状況、他の地方公共団体への応援要請等について記入すること。

また、大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては、警報の伝達、避難指示等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。なお、避

難指示等の発令状況については、第 4 号様式（その 1）別紙を用いて報告すること。

第7部 様式

第4号様式 (その2)

〔被害状況即報〕

[illegible]

※1 被吉原は省略することができる。
 ※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件(50件を超える場合は多数)と記入すること。

第4号様式(その2) 別紙

都道府県名 ()

(2)

(市町村ごとの人的被害・住家被害)

第4号様式

[illegible]

※市町村名は、総務省が定める全国地方公共団体コード順に記載すること。

第 7 部 様式

(その 2) (被害状況即報)

管内の被害状況や避難に関する状況等を把握できる段階に至った場合、本様式を用いること。

ア 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

また、市町村ごとの人的被害・住家被害については、第 4 号様式(その 2) 別紙を用いて報告をすること。

イ 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

ウ 災害救助法適用市町村名

市町村ごとに、適用日時を記入すること。

エ 災害の概況

災害の概況欄には次の事項を記入すること。

(ア) 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

(イ) 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

(ウ) 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

オ 応急対策の状況

消防機関等の活動状況について記入するとともに、自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。

また、その他の欄については、避難所の設置状況、災害ボランティアの活動状況等を記入すること。

災害対策従事者名簿

※報告先：各本部員
※提出先：災害総務部

災害名			出動日	月 日	所属 部課	部 (課)	報告者	氏名	No.	/
NO	部・課名	補職名	職員番号 氏 名	従事時間	仮眠時間等	従事内容			備考	
1				時 分から 時 分まで						
2				時 分から 時 分まで						
3				時 分から 時 分まで						
4				時 分から 時 分まで						
5				時 分から 時 分まで						
6				時 分から 時 分まで						
7				時 分から 時 分まで						
8				時 分から 時 分まで						
9				時 分から 時 分まで						
10				時 分から 時 分まで						

(注1) 課単位に1日1枚ずつ作成すること。(注3) 従事内容は具体的に記入すること。(注5) 市職員以外の場合は、その旨備考欄に記入
(注2) 職員番号順に記入すること。(注4) 時刻表示は24時制とすること。すること。

災害対策活動実施状況報告

※報告先：各本部員
※提出先：災対総務部

災害名		報告者 氏名		部（課）	報告 時刻	年 月 日 時 分(中間) 現在(最終)	No.	／
月 日	時 刻	災害対策の種類	実施状況			今後の対策		

(注) 1 日時を追って適時記入し、状況に応じて整理すること。(ただし、時刻表示は、24 時制とする。)
2 「実施状況欄」には、作業及び被災者に対する措置の内容、活動場所、活動期間、進捗率、延出動人員、延使用資機(器)材、応援状況等を具体的に記入すること。
3 「今後の対策欄」には、作業及び措置の内容、活動場所、活動期間、必要となる延人員、必要となる資機(器)材、応援を必要とする数量を記入すること。

避難の状況

							月 日 時 分現在		受信時刻		時 分	
							報告機関		部 (課)		受信機関	
							報告者名				受信者名	
地区名	避難の状況				高齢者等避難 又は避難指示		警戒区域の設定		避難の理由		避難先・今後の見通し等	
	町内名	避難した 日時	避難 世帯数	避難 人員数	有 無	発令した日時	有 無	設定した 日時				
					高齢・指示 自主避難		有・無					
					高齢・指示 自主避難		有・無					
					高齢・指示 自主避難		有・無					
					高齢・指示 自主避難		有・無					
					高齢・指示 自主避難		有・無					
					高齢・指示 自主避難		有・無					
					高齢・指示 自主避難		有・無					

- (注) 1 項目のすべてが判明しない場合でも、その一部でも判明したものから順次「第1報」、「第2報」、「第3報」・・・として報告すること。
- 2 報告件数の多少等に応じ、適宜地区ごとに別葉とすること。また「月 日 時 分現在」は、報告機関が情報を収集した時点とすること。
- 3 ファックス、使送の場合は、適宜、位置図・被害状況図を添付すること。

避難・救護所開設の状況

月 日 時 分現在		受信時刻	時 分
報告機関	部 (課)	受信機関	部 (課)
報告者名		受信者名	

種別	名称	設置場所	開設日時	収容可能人数	現収容人数	実施期間	活動人員	その他参考事項

- (注) 1 項目のすべてが判明しない場合でも、その一部でも判明したものから順次「第1報」、「第2報」、「第3報」…として報告すること。
- 2 報告件数の多少等に応じ、適宜、地区ごとに別葉とすること。また、「月 日 時 分現在」は、報告機関が情報を収集した時点とすること。
- 3 ファックス、使送の場合は、適宜、位置図・被害状況図を添付すること。

7-3-8 第8号様式 [救援物資等給与状況]

令和 年 月 日 時現在

◎給与 (輸送) 先	活動期間	活 動 態 勢					給 与 内 容		
		◎ 人 員		車 両			車 両		
		職 員	その他	車 名	数量	調 達 保有別	◎ 品名	◎ 数量	調 達 保有別
	自 至	実 延			実 延				
	自 至	実 延			実 延				
	自 至	実 延			実 延				
	自 至	実 延			実 延				
	自 至	実 延			実 延				
〇〇〇 避難所 他〇〇 か所 合 計	自 至	実 延			実 延				

(注) 中間報告は◎印の事項のみ報告のこと。

(注) 人員欄「その他」の項には、協力機関の職員数と、雇上人員等とを区分すること。

第7部 様式

物資経理状況

令和 年 月 日 時現在

救助の種目別	年 月 日	品 名	単 位	受入先又は払出先	受 高		払 高		残 高		備 考
					数量	金 額	数量	金 額	数量	金 額	

(注)1 「救助の種目別」欄は、次のように区分して、記入すること。

① 避難所用 ② 炊き出しその他による食品給与用

③ 給水用機械器具・燃料及び浄水用薬品・資材 ④ 被服・寝具等

⑤ 薬品・衛生材料 ⑥ 被災者救出用機械器具・燃料 ⑦ 燃料及び消耗品

2 各救助の種目別最終行に受高、払高、残高の合計を明らかにすること。なお、物資等において、都道府県よりの受入分及び市調達分がある場合には、それぞれの別に、受高払高、残高の合計を明らかにすること。

7-3-10 第10号様式[災害・事故 通行規制報告]

【市町道】

宝 塚 市
令和 年 月 日

災害・事故 通行規制報告 (第 報)

1 路線名:

2 発生場所:

3 発生日時: 令和 年 月 日 午前・午後 時 分頃

4 災害・事故概要: 崩土・倒木・落石・冠水・越水・降雪・事故・その他 ()

5 対応処置等:

事故第1報 月 日 時 分 (通報・発見者:)

現地到着 月 日 時 分 (現地での作業内容:)

6 気象状況:

降雨状況 連続雨量 mm (月 日 : ~ 月 日 :)

時間最大雨量 mm (月 日 :)

7 通行規制・迂回路:

通行規制 月 日 時 分 全面通行規制開始 延長 L= km

月 日 時 分 片側通行規制開始 延長 L= km

月 日 時 分 復旧見込み

月 日 時 分 通行規制解除

迂回路 なし あり (主) 線、(一) 線を利用

8 人的被害・物的損害

人的被害

物的被害

9 マスコミ等:

10 その他: 事前通行の有無、交通量、バス路線、孤立集落の有無等

11 添付資料: 位置図、平面図、横断図、現地写真 (デジタルカメラ撮影ファイルを送信)

迂回路経路図、新聞記事等

※問い合わせ先及び作成者

作成者: 市町名 宝塚市	(TEL 直通)
課 名	(FAX)
職 氏 名	
作成日時: 令和 年 月 日 時 分	作成

(記入例)

【市町道】

宝 塚 市
令和〇〇年 〇月〇〇日

市道〇〇号 △□災害・事故報告 (第〇報)

- 1 路線名：市道〇〇号線
- 2 発生場所：宝塚市〇〇地先
- 3 発生日時：令和〇〇年 〇月〇〇日午前・午後 〇〇時 〇〇分頃
- 4 災害・事故概要：(崩土)・倒木・落石・冠水・越水・降雪・事故・その他 ()
- 5 対応処置等：
事故第1報 〇月〇〇日〇〇時〇〇分(通報・発見者： 〇〇〇〇〇)
現地到着 月 日 時 分(現地での作業内容：)
- 6 気象状況：
降雨状況 連続雨量 mm (月 日 : ~ 月 日 :)
時間最大雨量 mm (月 日 :)
- 7 通行規制・迂回路：
通行規制 月 日 時 分 全面通行規制開始 延長 L= km
月 日 時 分 片側通行規制開始 延長 L= km
月 日 時 分 復旧見込み
月 日 時 分 通行規制解除
迂回路 なし (あり) (主) 〇〇号線 (一) 県道〇〇号線、市道〇〇号線を利用
- 8 人的被害・物的損害
人的被害
物的被害
- 9 マスコミ等：
- 10 その他：事前通行の有無、交通量、バス路線、孤立集落の有無等
- 11 添付資料：(位置図) (平面図) (横断図) (現地写真) (デジタルカメラ撮影ファイルを送信)
(迂回路経路図) (新聞記事等)

※問い合わせ先及び作成者

作成者：市町名 宝塚市	(TEL 直通)
課 名 道路管理課	(FAX)
職 氏 名 係長 〇〇〇〇	
作成日時：令和〇〇年 〇月〇〇日 〇〇時〇〇分作成	

7－4 調査票及び罹災証明書様式

7－4－1 罹災証明書

罹災証明書		管理番号	号
		令和	年 月 日
世帯主住所			
世帯主氏名			
追 加 記 載 事 項 ①	被災者区分：		
罹災原因			
被災住家※の所在地			
住家※の被害の程度			
追加記載事項②			
※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）			
追加記載事項③			
上記のとおり、相違ないことを証明します。			
令和 年 月 日		宝塚市長	
		公印	

第 7 部 様 式

7-4-2 宝塚市罹災・被災証明交付申請書

様式第1号(第5条関係)

(表面)

管理番号		号

宝塚市罹災・被災証明書交付申請書

宝 塚 市 長 あ て

令和 年 月 日

①窓口に来られた方 (申請者)	住所 〒		
	TEL ()		
	送付先住所 〒		
	□同上 TEL ()		
	フリガナ 氏名：	生年月日	
証明書を必要とする方との関係		□本人 □同居の家族 □その他() ※その他の場合は下記の委任状への記入が必要です。	

裏面の注意事項を確認し、以下のとおり罹災・被災証明書の交付を申請します。

本申請書の内容及び本市が保有する個人情報を各種被災者支援の実施のために利用することに同意します。

②証明書を必要とする方 (居住者・所有者・使用者) ※世帯主氏名を記入 □①と同じ(右欄記入不要)	住所 〒		
	TEL ()		
	フリガナ 氏名：	生年月日	
③被災物件の所在地 または被災場所	□①の住所と同じ 宝塚市		
④被災物件	住家：□専用住宅 □併用住宅 □共同住宅(分譲・賃貸) □その他() 非住家：□店舗 □事務所 □倉庫 □車 □空家 □その他()		
⑤被災物件と②の方の関係	□居住者 □所有者 □使用者 □管理者 □その他()		
⑥被災原因	令和 年 月 日 () に発生した □台風 (号) □地震 □暴風 □豪雨 □その他() による		
⑦被害の状況	(例：豪雨により床上の〇〇cmまで浸水した。)		
⑧必要数	⑧使用目的	□保険の申請のため □市への提出のため □勤務先等への提出のため □兵庫県住宅再建共済制度(フェニックス共済) □その他()	
⑨添付書類	□被害部位・状況がわかる写真・近景の写真(床上浸水の場合は浸水深がわかるもの) ※写真判定を希望される方は、さらに罹災の全景(周囲4面)を添付してください。 ※写真には番号を付け、別紙をご利用さにその番号を付記してください。 □申請者の本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証・保険証等)の写し □その他()		

(裏面あり)

委任状	
宝塚市長あて	年 月 日
上記申請者 _____ に、罹災・被災証明書の請求・受領の権限を委任します。	
委任者	住所
	氏名

上記申請について、

□被災証明書を発行する。

□調査班に申し送りする。

年 月 日

課長	係長	担当

7-5 緊急通行車両確認証明書の様式

第 号			年 月 日	
緊急通行車両確認証明書				
			県 知 事 印 兵庫県公安委員会 印	
番号標に表示されている番号				
車両の用途（緊急輸送を行う車両 にあつては、輸送人員又は品名）				
使 用 者	住所	() 局 番		
	氏名			
通 行 日 時				
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地		
備 考				

備考 用紙は日本工業規格A5とする

第7部 様式

7-6 応急医療救護に関する様式

7-6-1 医療救護班診療記録

医療救護班診療記録

市町村名：宝塚市 NO.

/

救護所名	地区	医師	班長	
		氏名	班員	
		担当職員名		部(課)

年月日	住 所	患者氏名	性別	年齢	傷 病 名	程 度	措置概要	備 考
						重・中・軽		
						重・中・軽		
						重・中・軽		
						重・中・軽		
						重・中・軽		
						重・中・軽		
						重・中・軽		
						重・中・軽		
						重・中・軽		
						重・中・軽		
						重・中・軽		
						重・中・軽		
						重・中・軽		
						重・中・軽		
						重・中・軽		
小計・合計		人				..		

- 1 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。
- 2 重症：入院1月以上を要する 中症：入院治療を要する 軽症：入院治療を要しない。
- 3 措置概要は、特に他病院等への「転送」#有無について、記載もれのないよう注意すること。

7-6-2 医療救護班医療衛生材料使用簿

医療救護班医療衛生材料使用簿

市町村名：宝塚市 NO.

救護所名	地区	医師	班 長	
		氏名	班 員	
		担当職員名		部(課)

医薬品衛生器材材料品名	単位	単価	摘 要	受	払	残	備 考
小 計 ・ 合 計							

注1 救護業務従事期間中における品目ごとの使用状況を明らかにする。

2 摘要欄は、受入先及び払出先を記入する。

3 備考欄は、払高数量（使用料）に対する金額を記入する。

4 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

第7部 様式

7-6-3 医療救護班の編成及び活動記録（集計報告）

医療救護班の編成及び活動記録（集計報告）

市町村名：宝塚市 NO. /

					地区	
期 間	救 護 所 名	診 療 患者数	死 体 検案数	班 の 編 成	班 長 職 氏 名	備 考
小計・ 合 計						

注1 地区ごとに作成する。

2 診療患者数は、延人員数を記入する。

3 班の編成欄は、職種ごとの人員を記入する。

4 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

7-6-4 医薬品衛生材料受け払い簿

医薬品衛生材料受け払い簿

市町村名：宝塚市 NO. /

品名			単位 呼称			
年月日	摘要欄	受	払	残	扱者	備考欄
小計・ 合計						

注1 品目ごとに作成する

2 摘要欄には、購入先及び払出先等を記入する

3 備考欄には、購入金額及びその内訳を記入する

4 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

第7部 様式

7-6-5 病院診療所医療実施状況

病院診療所医療実施状況

市町村名：宝塚市 NO. /

区分	診療 機関名	患者氏名	診療期間 (月日)	病名	診療区分		診療報酬 点数		金額 (円)	備考
					入院	通院	入院	通院		
計				—						
	機関	人								

- 注1 地区ごとに記入する。
2 診療所ごとに記入する。
3 「診療期間」欄は、「〇月〇日～〇月〇日」と記入する。
4 診療区分欄には、該当欄に〇印を記入する。

7-6-6 助産台帳

助 産 台 帳

市町村名：宝塚市 NO.

／

分 べ ん 者		分べん の日時	助産機関 の 名 称	分べん 期 間	金 額	連 絡 先
氏 名	住 所					
小計・ 合 計	人					

注1 「分べん期間」欄は、「〇月〇日～〇月〇日」と記入すること。

2 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

第7部 様式

7-7 避難所運営のための様式

7-7-1 避難者カード

避難所名：

(居住区)

No.

受付：

避難者カード（世帯単位）

① 支援区分 □にチェックを入れてください。

☐ 避難所への入所を希望
入所年月日 年 月 日

☐ 在宅のまま避難所サービスの利用を希望
自宅 / 車両 / その他（ ）

② 住所：

③ 連絡先：
(複数可)

④ 自宅の被害状況
全壊 / 半壊 / 一部損壊（ 床上床下浸水 断水 停電 ガス停止 ） / なし / 不明

⑤ 避難者についてご記入ください。（ご家族が多い場合は用紙を2枚お使いください）

	氏名（ふりがな）	続柄	年齢	性別	身体の状況	援護
世帯主	1	本人	歳		無事・負傷	要・否
ご家族 (同居人)	2		歳		無事・負傷	要・否
	3		歳		無事・負傷	要・否
	4		歳		無事・負傷	要・否
	5		歳		無事・負傷	要・否
	6		歳		無事・負傷	要・否
	7		歳		無事・負傷	要・否

⑥ ご家族は、全員避難していますか。また、全員と連絡が取れていますか。
避難できていないご家族：（ ）（ ）（ ）
連絡が取れていないご家族：（ ）（ ）（ ）

⑦ 特別な配慮が必要な方がいらっしゃいましたら、注意点等をご記入ください。
(病気やケガ、障碍（しょうがい）、アレルギーや医薬品、妊娠中、やさしいごはん等)

⑧ ペットの状況： 同行 / 置き去り / 行方不明 種類・数（ ・ ）（ ・ ）

⑨ 避難生活において、ご協力いただける資格や特技をお持ちでしたら、ご記入ください。

裏面にも記入箇所がございますので、必ずご確認ください。

⑩ ご記入いただいた個人情報の取扱いに関して、☐ にチェックを入れてください。

☐ 下記の支援目的、提供先全ての情報提供に同意する。 下記のチェックした支援目的のみ同意する。 支援目的（ ☐ 食料・物資管理、 ☐ 健康管理、 ☐ 配慮が必要な方への個別支援）の達成のために、関係者（ ☐ NPO・ボランティア団体、 ☐ 宝塚市社会福祉協議会、 ☐ 各外国人災害支援団体）に情報提供する。	☐ 個人情報の利用・提供に同意しない。 ※DVの被害等により個人情報の利用・提供を希望しない場合は、上記を選択してください。
☐ 安否確認の問い合わせに対し、下記の提供先全ての情報提供に同意する。 下記のチェックした提供先のみ同意する。 ☐ 公共団体、 ☐ 支援団体、 ☐ メディア	

※本回答の結果は、避難所の利用に影響を与えるものではありません。また、同意いただいた事項に関して、上記支援団体に情報提供いたします。同意しなかった場合でも必要な各種支援は受けられます。

※①～⑩まで記入後、運営スタッフにご提出ください。内容に変更がある場合は、速やかに申し出てください。

第7部 様式

7-7-2 避難者名簿（避難所入所記録簿 市民用）

避難所入所記録簿

（市民用）

避難所名				担当職員名			

番号	入 所 年月日	氏名 生年月日	現 住 所	男 女 別	世帯主 との続柄	摘要	退 所 年月日
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							

7-7-3 避難者名簿（避難所収容記録簿 市民以外用）

避難所入所記録簿

（市民以外用）

避難所名				担当職員名			

番号	入所年月日	氏名 生年月日	本籍地 現住所	男女別	職業及び 勤務先	摘要	退所年月日
1					1. 通勤・通学 2. 旅行・レジャー 3. 社用出張 4. その他		
2					1. 通勤・通学 2. 旅行・レジャー 3. 社用出張 4. その他		
3					1. 通勤・通学 2. 旅行・レジャー 3. 社用出張 4. その他		
4					1. 通勤・通学 2. 旅行・レジャー 3. 社用出張 4. その他		
5					1. 通勤・通学 2. 旅行・レジャー 3. 社用出張 4. その他		
6					1. 通勤・通学 2. 旅行・レジャー 3. 社用出張 4. その他		
7					1. 通勤・通学 2. 旅行・レジャー 3. 社用出張 4. その他		
8					1. 通勤・通学 2. 旅行・レジャー 3. 社用出張 4. その他		
9					1. 通勤・通学 2. 旅行・レジャー 3. 社用出張 4. その他		
10					1. 通勤・通学 2. 旅行・レジャー 3. 社用出張 4. その他		

第7部 様式

7-7-4 物品の受け払い簿の書式

物 品 受 け 払 い 簿

NO. /

避難所名		担当職員名	

品 名		単位呼称	

受取日	摘 要 欄	受入数	払出数	現在残	扱 者	備 考 欄

- ※ 1. 品目ごとに作成する。
2. 摘要欄には、購入先及び払出先等を記入する。
3. 備考欄には、購入金額及びその内訳を記入する。

7－7－5 職員避難所勤務状況に関する書式

避 難 所 勤 務 状 況

NO. /

避難所名	

職	氏 名	所 属	避 難 所				備 考
			到 着		退 出		
			年月日	時・分	年月日	時・分	

第 7 部 様 式

7－7－6 避難所日誌の書式

避 難 所 日 誌

NO. /

避難所名		担当職員名	

記録日	事 項	措 置 の 概 要	扱 者

7-8 義援金領収書の様式

義 援 金 領 収 書					
NO.					
様					
金額	¥				
<table><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr></table>					
以上のとおり受領いたしました.					
令和 年 月 日					
宝塚市災害対策本部					
宝塚市会計管理者	印				

第7部 様式

7-9 死体処理に伴う様式

7-9-1 行方不明者等受付簿

種別	1 行方不明者	2 身元不明 の死体	3 死体引受人 のない死体	4 その他	受付 番号	
氏名		性別		年齢	歳位	受付者 氏名
本籍						届出人 (氏名) (住所) (電話)
現住所						
死体の 処理						
識別事項 (着衣、所持品、身長、体格等)						

種別	1 行方不明者	2 身元不明 の死体	3 死体引受人 のない死体	4 その他	受付 番号	
氏名		性別		年齢	歳位	受付者 氏名
本籍						届出人 (氏名) (住所) (電話)
現住所						
死体の 処理						
識別事項 (着衣、所持品、身長、体格等)						

7-9-2 死体調書

		番号						
検索収容者	代表者 班 氏 名 所 属							
死体の種別	1 身元不明の死体 2 死体引受人のない死体 3 その他							
死体発見 日 時	年 月 日 時 分							
死体発見 場 所								
死 体 の 身 元	本 籍							
	現住所							
	氏 名		身元不明 者の符号		性 別	男 ・ 女	年 齢	歳位
	識別事項（着衣、所持品、身長、体格等）							
遺 族 そ の 他 の 関 係 者	現住所	(電話)						
	氏 名	(死者との続柄)						
	死体の 引受け	可 ・ 不可 (引渡し 年 月 日)						
	遺骨の 引取り	可 ・ 不可 (引渡し 年 月 日)						
見 分 日 (検視) 時	月 日 時 分		見 分 者 (検視)					
検案日時	月 日 時 分		検案医師					
火葬許可証 交 付 日	年 月 日		死体発見現場の概略図					
火 葬 日	年 月 日							
(所持品の処理)								
(備考)								

※ 写真は裏面にはりつけて下さい。

第7部 様式

7-9-3 氏名札

宝塚市災害死体	
第	号
氏名	

7-9-4 災害死体送付票

(送付番号)	
災害死体送付票	
宝塚市災害死体第	号
(氏名	)を送付する
年 月 日	
(市長	)
(火葬場) 宛	

7-9-5 死体処理票

市町村名： 宝塚 市

災害死体番号		
死亡者	氏 名	
	住 所	
	死亡年月日	
	死亡原因	
	死体発見の 日時・場所	
引 取 者	氏 名	
	住 所	
	死亡者との 関 係	
	引取年月日	
遺 品	処 理 番 号	
	保 管 所	
備考（身元不明 体の場合は、死体の特徴等を詳細に記入する）		
死 体 収 容 所		

※
身元不明死体の
場合は、備考欄に
その旨記入し、死
体の特徴その他参
考となる事項を詳
しく記入のこと。

第7部 様式

7-9-6 遺留品処理票

市町村名： 宝塚 市

遺留品処理番号		
遺留品		
引取人	氏 名	
	住 所	
	死亡者との関係	
	引取年月日	
死亡者	死 体 番 号	
	氏 名	
	住 所	
遺留品保管所		

7-9-7 死体搜索状況記録簿

市町村名： 宝塚 市

年月日	搜索地区	搜索死体	搜索用機械器具			金額 円	備考
			名称	数量	所有者氏名		
計	地区	人	—		—	円	

第7部 様式

7-9-8 死体処理台帳

市町村名： 宝塚 市

処 理 年月日	死体発見 の日時 及び場所	死亡者 氏 名	遺 族		洗浄等の処置			死体 の一時 保存	検 案	実 支 出	備考
					品名	数 量	金 額				
			氏 名	死亡者 との関係			円	円	円	円	
計		人	—	—	—						

7-9-9 埋葬台帳

市町村名： 宝塚 市

[illegible]

(注) 1 埋葬を行った者が市長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入すること。
2 市長が棺、骨箱等を現物で給与したときは、その旨「備考」欄に明らかにすること。
3 埋葬を行った者に埋葬費を支給したときは、その旨及び金額を「備考」欄に記入すること。

宝塚市地域防災計画関連図書

[資 料 ・ 様 式 編]

平成30年 5月改定

令和 元年 5月改定

令和 2年 6月改定

令和 3年 6月改定

令和 3年 9月改定

令和 3年11月改定

令和 4年 5月改定

令和 4年 9月改定

令和 5年 5月改定

令和 5年12月改定

令和 6年 1月改定

令和 6年 5月改定

令和 8年 1月改訂

発 行 宝塚市

事務局 宝塚市 都市安全部 総合防災課

電 話 0797-77-2078

宝塚市公式ホームページ

<https://www.city.takarazuka.hyogo.jp>